津市地域防災計画の修正について

１　概要

本市におきましては、東日本大震災の甚大な被害、教訓などを踏まえ、平成２４年度・２５年度を災害対応力強化集中年間と定めて、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、徹底的な見直しを行ないました。

今年度においては、土砂災害警戒区域の指定を受けたことに伴う土砂災害対策の強化、災害対策基本法の一部改正に伴う修正、また、本年８月の台風第１１号における災害対応から、更なるきめ細やかな対応を図るために津市地域防災計画の修正が必要となることから、見直しを行い、平成２６年度修正案として取りまとめました。

２　主な修正内容

⑴　土砂災害対策の強化（風水害等対策編）

本年、三重県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第６条の規定に基づき、美杉地域の多気地区、伊勢地地区内の２６６箇所を土砂災害警戒区域として指定されました。これに伴い、同法第７条の規定に基づき、情報伝達体制、警戒避難体制及び住民への周知方法等を地域防災計画に定めます。

⑵　避難体制の強化・充実

ア　水防法の適用されない中小河川の避難判断基準等の強化（風水害等対策編）

水防法の適用を受けない中小河川について、所管する各支部と地域が連携し、避難勧告等の発令基準の設定や監視方法・避難のあり方等についてマニュアルを作成し、被害の防止・軽減に努めます。

イ　適切な避難行動の明確化（風水害等対策編）

避難行動について、危険を回避することを最優先に、状況に応じた避難の時期や方法、行動する場所等、「待避」や「垂直避難」について災害対策基本法に定められたことから、その考え方を記載します。

ウ　避難所体制の強化（風水害等、震災、津波対策編共通）

避難所の速やかな開設と円滑な運営を行うため、避難所要員の役割と

研修の実施について、明確に記載し、職員の災害対応力の向上を図ります。

エ　避難所の見直し（風水害等、震災、津波対策編共通）

災害対策基本法の改正に伴い、災害時における緊急の避難場所としての指定緊急避難場所並びに被災者が一定期間滞在する指定避難所について、災害の種別ごとの選定基準に基づき指定することと規定されたことから、その考え方を記載するとともに、既に指定している津波避難ビル・津波避難協力ビルと一時避難場所については、指定緊急避難場所として、選定基準に基づいて見直しを行ない、新たに指定するとともに住民に周知し、より円滑かつ安全な避難の促進を図ります。

⑶　災害対応力の強化対策

ア　災害対策本部の代替機能の見直し（風水害等、震災、津波対策編共通）

南海トラフ巨大地震などの大規模な災害への対策として、災害対策本部の予備施設、各部等の予備施設の確保、配備体制の見直しなどの対応を整理します。

イ　災害時の応援協力体制の充実（風水害等、震災、津波対策編共通）

大規模な災害への対策として、被災者相談支援、燃料などの物資の調達、避難所等における看護支援、避難のための案内板等による情報の提供などの協定を締結し、災害時の応援協力体制の充実を図りました。

⑷　法改正等による新たな対策等

ア　南海トラフ特措法の施行に伴う修正（震災、津波対策編共通）

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、東海、東南海・南海地震が同時に発生することを想定した対策として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、記述の修正を行います。

イ　新たな津波被害想定の追加（津波対策編）

平成２６年３月に三重県から公表された南海トラフ地震を想定した「三重県地震被害想定調査結果」を追加します。

ウ　地域の防災力の強化（風水害等、震災、津波対策編共通）

災害対策基本法の改正に伴い、地域の防災力を高めるため、地区から地区防災計画の提案があった場合、地域防災計画を修正し、地区防災計画の内容を定めることが規定されたことから、地区防災計画について記載します。

エ　避難行動要支援者への支援の強化（風水害等、震災、津波対策編共通）

現行の災害時要援護者名簿の作成・利用については、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき進めているところですが、災害対策基本法の改正に伴い、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が定められたことから、その対応を整理します。

３　スケジュール

平成２６年１０月３１日	第１回防災会議開催
↓	（平成２６年度修正案を協議）
１１月１７日	パブリックコメント手続（１２月１６日まで）
↓	（平成２６年度修正案に対する意見の聴取）
平成２７年　１月下旬	第２回防災会議
	（平成２６年度修正案の決定）
	津市ホームページ等での公表
	三重県への報告

津 市 地 域 防 災 計 画

〔 風水害等対策編 〕

平成２６年度修正（案）

津市防災会議

津 市 地 域 防 災 計 画

〔風水害等対策編〕

目　　次

第１編　　総　則 1
第１章　計画の方針 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の基本方針 1
　第３節　計画の構成 1
　第４節　計画の効果的な推進 1
　第５節　計画の修正 2
第２章　防災関係機関 3
　第１節　防災関係機関の責務 3
　第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4
第３章　市民の責務と事業所の役割 9
　第１節　市民の責務 9
　第２節　事業所の役割 9
第４章　津市の特性 10
　第１節　自然的条件 10
　第２節　社会的条件 11
　第３節　対象とする災害 14
　第４節　災害の記録 14

第２編　災害予防計画 15
第１章　災害に強いまちづくり 15
　第１節　災害に強いまちづくりの計画的な推進 15
　第２節　水害予防計画 17
　第３節　土砂災害等予防計画 18
　第４節　土砂災害対策 20
　第５節　土砂災害警戒区域への対策 22
　第６節　公共施設・ライフライン施設災害予防計画 25
　第７節　農林漁業災害予防計画 30
　第８節　火災予防計画 32
　第９節　林野火災予防計画 33

第 10 節　危険物等災害予防計画 35
第 11 節　竜巻災害予防計画 37
第２章　地域防災力の育成 38
第１節　防災意識・防災知識の普及 38
第２節　防災訓練の実施 40
第３節　自主的な防災活動への支援 42
第４節　事業所による自主防災体制の整備 44
第５節　消防団による地域防災体制の整備 45
第６節　ボランティア活動への支援 47
第７節　災害時における要配慮者への対策 49
第３章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 54
第１節　防災施設の限界と避難開始の時期 54
第２節　危険性の周知 59
第３節　避難を可能にする情報提供の充実 60
第４節　自主的な避難 62
第５節　避難計画の策定 64
第６節　避難体制の整備 66
第７節　防災拠点の整備 70
第４章　災害に備える体制の確立 71
第１節　災害対策本部 71
第２節　情報の収集・伝達体制 76
第３節　職員の災害対応力向上 79
第４節　広域的な相互応援体制の整備 81
第５章　災害応急対策・復旧への備え 82
第１節　消火・救急・救助対策 82
第２節　災害時医療対策 84
第３節　緊急輸送活動対策 86
第４節　緊急物資確保対策 88
第５節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備 90

第３編　災害応急対策計画 92
第１章　災害時応急活動 92
第１節　活動体制の確立 92
第２節　気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動 95
第３節　災害情報の収集・伝達 96
第４節　通信の確保 102
第５節　応援要請 103
第６節　広報活動 104

第７節　水防計画 106
第８節　避難対策活動 123
第９節　消防救急救助活動 130
第 10 節　被災宅地の危険度判定 133
第 11 節　輸送及び交通応急対策 134
第 12 節　障害物の除去 139
第 13 節　飲料水の確保、調達 141
第 14 節　食料の確保、調達 144
第 15 節　生活必需品の確保、調達 146
第 16 節　医療救護活動 147
第 17 節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動 151
第 18 節　行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬 155
第 19 節　動物の保護及び管理 157
第 20 節　住宅の応急確保対策 158
第 21 節　公共施設・ライフライン施設等応急対策 159
第 22 節　危険物による二次災害防止対策 167
第 23 節　応急教育対策 169
第 24 節　応急保育対策 172
第 25 節　災害時における要配慮者への支援 174
第 26 節　災害ボランティアの受け入れ 176
第 27 節　災害義援金・義援物資の受け入れ 178
第 28 節　災害救助法の適用 179
第２章　自衛隊の災害派遣 181
第１節　災害派遣の要請 181
第２節　派遣部隊の受け入れ体制 183
第３節　派遣部隊の業務及び撤収 184

第４編　災害復旧・復興対策 186
第１章　災害復旧・復興の推進 186
第１節　迅速な復旧・復興 186
第２節　家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行 188
第２章　災害復旧・復興計画 189
第１節　公共施設災害復旧事業計画 189
第２節　財政金融計画 191
第３節　被災者等の生活再建等の支援 193
第４節　被災者生活再建支援制度 198
第５節　災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金 200
第６節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援 203
第７節　農林漁業経営の安定策 205

第１編　　総　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、津市防災会議が津市の地域に係る災害（風水害等の災害）の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めています。これに基づいて、市、指定地方行政機関、指定公共機関等が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とします。

第２節　計画の基本方針

この計画は、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって災害に対処するための基本的な計画です。また、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期します。

なお、各機関はこの計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図ります。

また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。

第３節　計画の構成

この計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成します。

風水害等対策編の内容は次のとおりとします。

第１編　総則

計画の目的や構成、県市をはじめとする防災関係機関の防災体制の概要について記述しています。

第２編　災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とします。

第３編　災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等、災害の発生及びその拡大を極力防止するための基本的な計画とします。

第４編　災害復旧・復興対策

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的な計画とします。

第４節　計画の効果的な推進

防災関係機関は、この計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ、次のことを実行

します。

(1) この計画に基づくアクションプログラムの作成と関係部局・職員への周知徹底

(2) この計画とアクションプログラムの推進にかかる定期的な点検

(3) 他の計画との整合性の点検

第５節　計画の修正

本計画は、法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正にあたっては原則として次の手順で行います。

1　市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。

2　市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。

3　市防災会議は、作成した防災計画について法第 42 条第４項の規定により県知事へ報告するとともに、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもと、その実現を図ります。

［注記］

県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいいます。
市	市の部局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいいます。
防災関係機関	国、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいいます。
ライフライン	電力、ガス、上下水道、通信等をいいます。
要配慮者	高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といいます。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

第２章　防災関係機関

第１節　防災関係機関の責務

１　市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。

２　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力します。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとします。

１　地方公共団体

機関名	処理すべき事務又は業務
市	(1) 市防災会議及び市災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時における交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施 (18) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (19) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県	(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (19) その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

2　三重県警察本部（津警察署、津南警察署）

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備に関する警察通信施設及び資機材の整備充実に関すること。 (2) 災害の実態把握と被災者の救出救護に関すること。 (3) 交通の規制及び公安の維持に関すること。 (4) 管内防災関係機関との連絡調整に関すること。

3　指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 津財務事務所	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源に係る資金運用地方資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置 (5) 金融上の諸措置
東海農政局 津地域センター	(1) 米穀販売業者に対する知事、又は知事の指定する者への精米の売却に関する指示（知事の供給要請による。） (2) 知事又は知事の指定する者への政府米売却、又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する指示 (3) 国が災害対策用として備蓄している乾パン及び乾燥米飯の被災地に対する緊急輸送措置
第四管区 海上保安本部	(1) 情報の収集、伝達及び災害原因調査 (2) 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助 (3) 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限又は禁止措置 (4) 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助 (5) 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な措置 (6) 海上火災の発生するおそれのある者に対する火気の使用の制限又は禁止措置 (7) 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等、必要な措置 (8) 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り (9) 自衛隊の災害派遣要請
津地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の設備及び設備の整備に努める。 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達すると共に、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 (4) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。 (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 (6) 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 各種非常通信訓練の実施、又は指導 (5) 非常通信協議会の育成指導 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

機関名	処理すべき事務又は業務
三重労働局	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 三重河川国道事務所	(1) 所管河川・道路施設の整備、維持管理に関すること (2) 緊急輸送路、道路啓開及び資機材の整備充実に関すること (3) 避難勧告等の判断支援、発令基準策定支援に関すること (4) 水防活動、水防訓練及びハザードマップ作成支援に関すること (5) 災害時における情報収集及び通信、予警報の伝達に関すること (6) 災害時における緊急点検、応急復旧に関すること (7) 災害時における自治体要請に基づく技術的支援・災害対策用機械派遣に関すること (8) 災害時における建設業者、建設機械の状況把握・応援調整に関すること
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1) 港湾・海岸 ア　災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施 イ　災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施 ウ　港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 エ　海上の流出油災害に対する防除等の措置

4　指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話 株式会社三重支店	災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店	災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信施設の早急な災害復旧措置
ＫＤＤＩ株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社、 ソフトバンクテレコム株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字社 三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 災害救助等に関し各種団体又は個人が行う災害救助の連絡調整 (3) 救援物資の配分 (4) 義援金の募集及び配分 (5) 災害時の血液製剤の供給

機関名	処理すべき事務又は業務
日本放送協会 津放送局	(1) 市民に対する防災知識の普及及び各種予報及び警報等の報道による周知 (2) 市民に対する情報、対策通知、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路 株式会社	伊勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社東海支社	(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害り災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転調整 (6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (7) 線路、トンネル、橋りょう及び盛土等の保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保存及び管理
中部電力株式会社 津営業所	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社東海支社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア　郵便物の送達の確保 イ　郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ　被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
東邦ガス株式会社 津営業所	(1) ガス施設の災害予防措置及び防災対策に係る措置の実施 (2) 災害復旧に備えた要員及び資機材の確保
日本通運株式会社 津支店	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

5　指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人津地区医師会 公益社団法人久居一志地区医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	日本放送協会津放送局に準ずる。

機関名	処理すべき事務又は業務
一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県津ＬＰガス協議会）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

６　自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練への協力参加

７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体 （農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体 （日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力
危険物施設等の管理者	市等の防災機関と密接な連絡及び危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理及び災害復旧の実施
土地改良区、水利組合等	防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備、復旧工事の施工及び防災管理の実施
自主防災組織、自治会等	(1) 地域における災害予防に関すること (2) 避難時における地域活動に関すること (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること

第３章　市民の責務と事業所の役割

○　市及び防災関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業所は、法第７条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければなりません。

第１節　市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければなりません。

１　自己管理

災害に備えて食料、飲料水等の備蓄を自ら実施するよう努めます。

２　地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火、要配慮者の避難支援等の応急対策活動が実施できるよう地域の実情に即した自主防災組織の拡充と強化に努めます。

３　市及び防災関係機関への協力

市及び防災関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第２節　事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければなりません。

１　自己管理

災害が発生した場合であっても、事業所内の従業員及び利用者の安全確保並びに経済活動の継続ができるよう防災計画やＢＣＰ（事業継続計画）の策定に努めます。

２　地域への協力

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努めます。

３　市及び防災関係機関への協力

市及び防災関係機関が実施する防災に関する事業並びに災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第４章　津市の特性

第１節　自然的条件

１　沿　革

本市は、平成 18 年１月１日に、２市６町２村が合併し、総人口約 29 万人の津市となりました。

本市では、合併後に津市総合計画を策定し、５つのまちづくりの目標として「美しい環境と共生するまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな文化と心を育むまちづくり」「活力のあるまちづくり」「参加と協働のまちづくり」を掲げ、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目指したまちづくりを展開しています。

２　位置・面積・地勢

市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、奈良県御杖村・曽爾村などと、南は松阪市などと接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しています。

面積は約 710ｋ㎡で、三重県の市町で最も面積が広く、総面積の 5,776ｋ㎡の約 12％を占めています。

本市域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の３地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高 700～1,000ｍの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高 30～50ｍの丘陵地、丘陵地縁辺の台地､伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり､布引･一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

３　気 候

本市は、三重県の中部山間地と伊勢平野の中心まであり、西方には布引山系を控え、海抜 1,000ｍ級の山々に囲まれた極めて急峻な山間地となっています。また、市の中央部は標高 50～300ｍの定高性を持つ丘陵地帯です。

東は伊勢湾に面し、自然堤防の低平な微高地まで含む都市で、四季の変化が明瞭であり、気候風土は温和な土地柄です。

春は、天気の変化が激しく気温も急上昇し、高、低気圧の交互通過が周期的となって、天気も晴と雨がはっきりと現れます。このなかで移動性高気圧の通過に際しては、時々ではあるが降霜があります。平年の梅雨は６月上旬後半から７月中旬後半でこの頃、集中豪雨に見舞われることもあります。

夏は、小笠原高気圧におおわれて天気は安定していますが、雷の発生は年中で一番多く、夏期の後半になると台風の来襲も多く見られます。

秋は特徴として秋霖（秋の長雨）が現われ、梅雨のような日が続くことがありますが、11 月にもなるとすがすがしい秋晴となり、急速に冷気を帯びる日が訪れます。

冬は、シベリア寒気団により、天候が左右されます。この大陸寒気団の影響によって、天気は周期的に変動し、寒気の強い時には降雪をみることがあります。

第２節　社会的条件

１　人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成 22 年の国勢調査による市の人口は、285,746 人となっており、三重県の総人口の 1,854,724 人の 15.4%を占め、県内では四日市市（307,766 人、三重県の総人口の 16.5%）に次いで２番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成 22 年の国勢調査によると、113,092 世帯となっており、１世帯当たりの人員は 2.52 人で、三重県全体の平均 2.63 人をわずかに下回っています。

（平成 22 年国勢調査より）

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 17 年には 22.0%であったものが平成 22 年には 24.4%と高齢化が着実に進んでいます。

■ 年齢別人口集計

	男	女	総　数
０～９歳	12,389	11,912	24,301
10～19 歳	13,726	13,335	27,061
20～29 歳	15,087	14,717	29,804
30～39 歳	19,272	18,694	37,966
40～49 歳	18,164	18,145	36,309
50～59 歳	17,581	18,074	35,655
60～69 歳	19,344	20,942	40,286
70～79 歳	14,205	16,970	31,175
80～89 歳	6,289	10,624	16,913
90 歳以上	725	2,681	3,406
合　　計	138,643	147,103	285,746

注）合計には、年齢不詳を含んでいます。

（平成 22 年国勢調査より）

(3) 地域別人口の推移

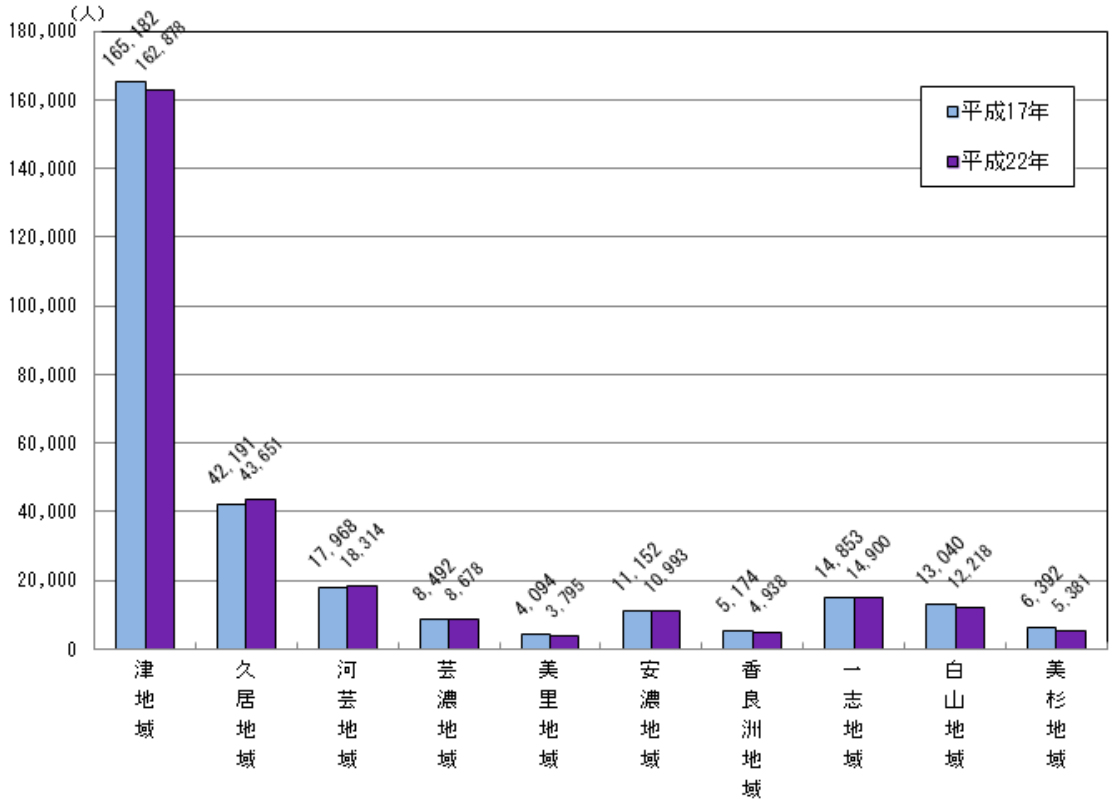

（平成 22 年国勢調査より）

2　地域特性

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

市は、東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、渓流など、多様で豊かな自然環境に恵まれ、また、全国的にみても広大な市域を有しています。

こうした豊かな地域の中に、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置し、海水浴、潮干狩り、温泉、ゴルフ、キャンプ、ハイキングなどに、県内外から多くの入込客があります。

(2) 地理的な優位性

市は、三重県の中央部にあって、中部圏と近畿圏との結節点に位置しており、名古屋市、大阪市にも容易にアクセスが可能です。

このことから、北勢、伊賀、南勢志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点に位置し、また、奈良県を通しての近畿圏からの「玄関口」として、さらに中部国際空港への海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市からの「玄関口」ともなる地域といえます。

(3) 多様な歴史・文化資源

市は、古くは海上交易の港町として、また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に刻む一方、伊勢神宮に向かういくつかの街道が形成されてきたことによって、東西の文化に接し、

全国の情報が集まる地域となっていました。そのため、本圏域には、様々な貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が伝承され、これらが今日の日常生活の中にも息づいています。

(4) 都市機能の集積

市は、県庁所在地として国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっています。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されています。

さらには、みえ市民活動ボランティアセンターをはじめ、合併市町村にも市民活動の場が提供されていますし、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、市の地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(5) 多様な産業活動

市は、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地しているほか、多くの観光・レクリエーション資源も有する地域でもあることから、第３次産業の構成比が高い産業構造になっています。

また、市の恵まれた自然環境を生かして、第１次産業としては、米、野菜、茶、花き・花木、果樹などの農産物をはじめ、杉などの優良木材が生み出されているほか、伊勢の海や雲出川などでの漁業も盛んです。

第２次産業としては、市の各地域において工業団地や工場適地への製造業を中心とした立地によって、電気機械器具、輸送用機械器具などの製造品出荷額が多く、活発で多様な産業活動が行われてきています。

第３節　対象とする災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質構造、気象等の自然条件に加え、人口等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生するおそれのある次の災害を対象としました。

(1) 台風による災害
(2) 集中豪雨等異常降雨による災害
(3) 崖崩れ、土石流、地滑りによる災害
(4) 竜巻や突風による災害
(5) 大規模火災
(6) その他大規模な災害

第４節　災害の記録

津市における各災害の主なものは資料編のとおりです。

第２編　災害予防計画

第１章　災害に強いまちづくり

第１節　災害に強いまちづくりの計画的な推進

○　市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。

災害に強いまちづくりの計画的な推進
- １　災害に強い防災基盤の整備
- ２　防災性向上のための公共施設の整備
- ３　ライフライン施設の整備

１　災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道部、政策財務部、農林水産部、環境部）

災害に強いまちをつくるためには、都市構造の防災性を高めていくことが重要です。

このため、一時避難場所となるオープンスペース、避難路、防災拠点などの防災基盤を始め、道路、河川、ライフライン等の社会基盤の整備の計画的推進を図ります。

また、要配慮者の方々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強いまちにつながることから、ユニバーサルデザインのまちづくりと合わせて、環境への負荷をできる限り抑えた持続可能な社会の形成を住民参画のもとで推進します。

市民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚をもち、住民の主体的な防災組織・まちづくり組織の拡充と強化を図ることが重要です。

(1) 防災空間の確保

一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。

(2) 防災拠点の整備

地域のコミュニティ施設は日常的な防災活動の拠点として、また、災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、この整備・確保を推進します。

(3) 総合的かつ計画的な施設整備の推進

道路整備、河川改修、下水道整備等の各種事業の整備促進を推進します。

(4) 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

市民の防災に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の拡充と強化を図ります。

(5) 山地災害等への対応

治山事業や砂防事業等を促進し山地災害防止に努めます。

(6) 海岸保全施設の整備

海岸保全施設は、高潮災害の防止・軽減に有効な施設であることから、護岸堤防の整備促進を図ります。

２　防災性向上のための公共施設の整備（建設部、下水道部、水道局、都市計画部）

道路、河川、上下水道等各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、災害に強い施設の整備促進を図ります。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進するとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

３　ライフライン施設の整備（指定公共機関、指定地方公共機関）

電気、ガス、電話、公共交通機関等は災害時に備え日常の保守管理を充分に行うとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

また、災害時に備え防災関係マニュアルの整備や復旧訓練を実施し、災害に対する能力向上を図ります。

第２節　水害予防計画

○　水害に対する安全を確保するために、河川の改修をはじめ調整池の確保や下水道施設等の整備を進めるなど、流域全体の総合的な治水対策を推進します。

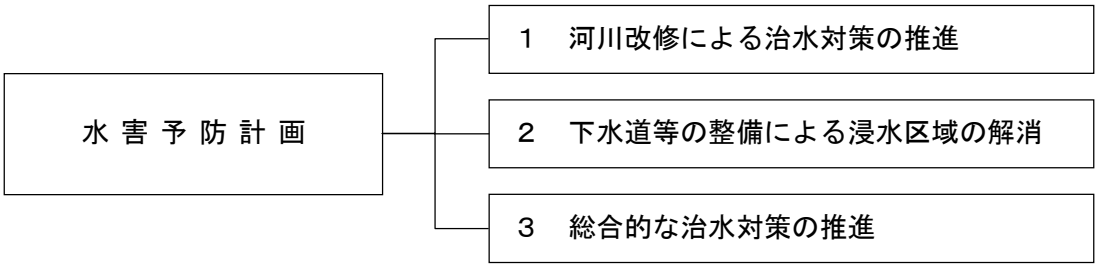

１　河川改修による治水対策の推進（建設部）

本市が管理する準用河川の未整備区間の改修を進め、治水安全度を向上させるとともに、国・県が管理する一・二級河川の整備との連携を図りながら、水系を一貫した治水対策を推進します。

２　下水道等の整備による浸水区域の解消（下水道部、建設部）

都市化の進展による雨水流出量の増大に対処するため、公共下水道及び排水路の新設・改修とポンプ場の整備を進め、浸水区域の解消に努めます。

３　総合的な治水対策の推進（建設部、下水道部、農林水産部、都市計画部）

雨水の流出抑制対策を多面的に行い、総合的な治水対策を推進するため、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、道路における浸透ますや透水性舗装など雨水の地下浸透施設及び各戸における雨水貯留や雨水の再利用施設の普及を促進します。

また、市が管理する地下道等で冠水する危険性の高い箇所については、排水ポンプを設置するなど、道路交通の安全性の確保を図ります。

開発行為に対しては、適切な土地利用を規制、誘導するとともに、雨水対策としては、調整池等の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を図ります。

第３節　土砂災害等予防計画

○　地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所については、防災体制の整備、予防措置の指導及び防災工事など各種の予防対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。

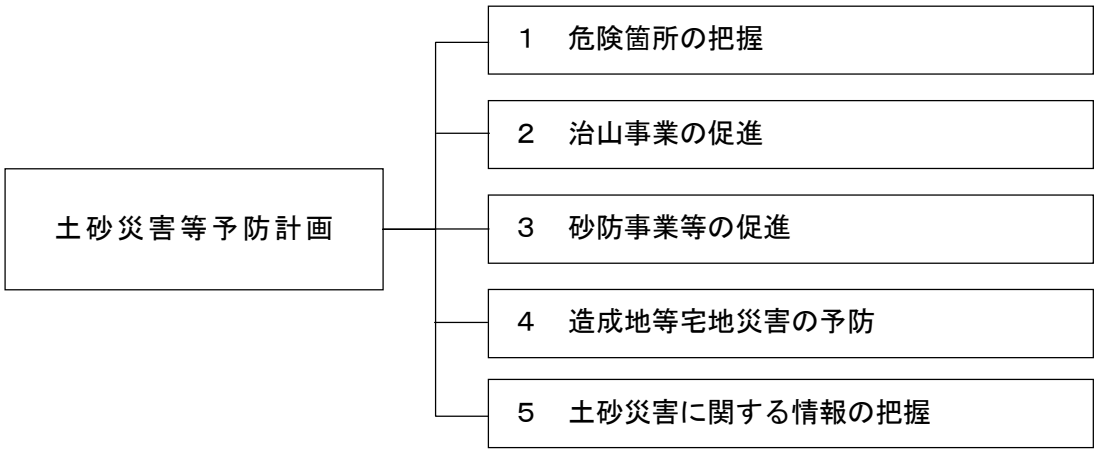

１　危険箇所の把握（農林水産部、建設部）

市は、関係機関と協力し、地すべり、がけ崩れ、土砂流出等による土砂災害の発生が予想される危険箇所のパトロールを実施し、正確な実態の把握に努めます。

２　治山事業の促進（農林水産部、各総合支所）

森林は、山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。

このため、崩壊危険地及び崩壊地、未植栽地並びに浸食された渓流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。

併せて機能の低下した保安林、被災保安林等を改良し、水源涵養機能、土砂崩壊、流出防備等の防災機能と大気浄化、温暖化防止等の環境保全機能を発揮する森林の造成及び改良に係る保安林整備事業の促進を図ります。

３　砂防事業等の促進（建設部）

(1) 砂防対策

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨等の土石流等による災害から、市民の生命、財産を守るため、土石流危険渓流を把握するとともに、砂防えん堤の築造と浸食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。

併せて、砂防指定地における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(2) 急傾斜地対策

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、傾斜度 30 度以上、高さ５ｍ以上で急傾斜地の

崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が５戸以上、又は５戸未満であっても、官公署、学校、病院に危害が生ずるおそれのある区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」としての指定と崩壊防止工事の促進を図ります。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(3) 地すべり対策

地すべりは、特殊な地質のところで土地の一部が地下水等に起因して移動する現象ですが、地すべりによる危険箇所の把握に努め、「地すべり防止区域」の指定と防止工事の促進を図ります。

４　造成地等宅地災害の予防（都市計画部、建設部）

(1) 宅地造成地工事では、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊などの被害を未然に防止するため、都市計画法等に規定された災害防止に重点を置いた技術基準に基づき指導します。

(2) 土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築基準法第 40 条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

(3) 豪雨等による宅盤等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象に、県が実施する被災宅地危険度判定士講習会への参加を促し、判定士の養成に努めます。

第４節　土砂災害対策

○　地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。

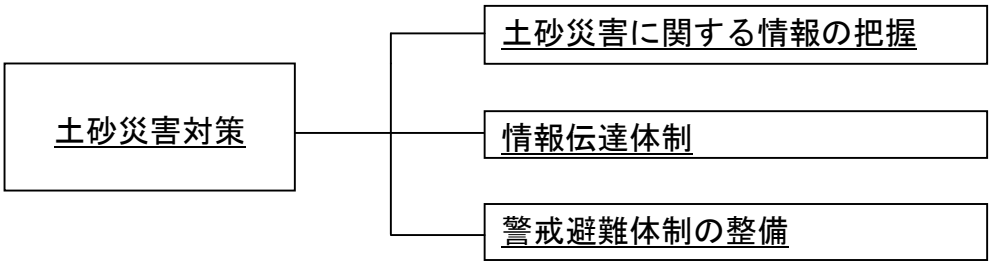

１　土砂災害に関する情報の把握（危機管理部）

津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報等、津市土砂災害情報相互通報システム等により把握するとともに、土砂災害危険度情報の監視を行います。

また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

２　情報伝達体制（政策財務部、危機管理部）

土砂災害発生の前兆現象を捉えた時や、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

ア　同報系防災行政無線
イ　津市防災情報メール
ウ　ファクス配信
エ　エリアメール
オ　ケーブルテレビ
カ　広報車

３　警戒避難体制の整備

(1) 警戒体制の整備（建設部、農林水産部、各総合支所）

ア　状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。

イ　危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

ウ　災害発生場所の調査

土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地確認を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

エ　道路など交通機関への影響について、市民等に周知するための応急の表示等を行い、危険を回避します。

(2) 避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

ア　避難開始の基準

第２編　第３章　第１節の３「避難開始の基準の設定」のとおりとします。

イ　自主的な避難

第２編　第３章　第４節のとおりとします。

ウ　避難計画の策定

第２編　第３章　第５節のとおりとします。

エ　避難体制の整備

第２編　第３章　第６節のとおりとします。

第５節　土砂災害警戒区域への対策

○　地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される土砂災害警戒区域について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。

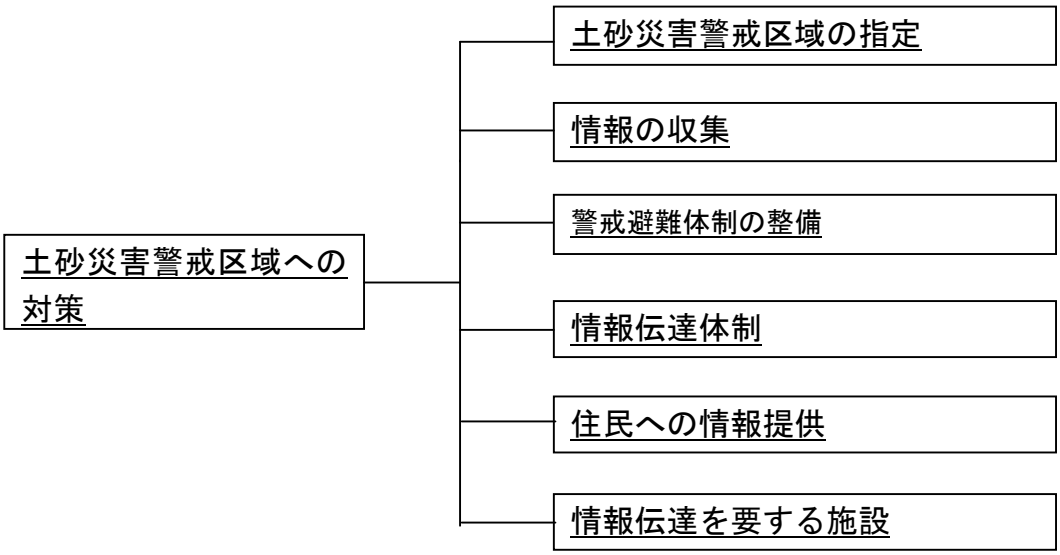

１　土砂災害警戒区域の指定（建設部）

(1) 平成２６年３月と６月に、三重県から土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第６条の規定　に基づき、美杉地域の多気地区と伊勢地地区の２６６箇所が、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）に指定されました。

土砂災害警戒区域は資料編のとおりです。

(2) 警戒区域への対策

警戒区域については、土砂災害防止法第７条の規定に基づき、必要な事項を定めて対応を図ります。

２　情報の収集（危機管理部）

津地方気象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報等を、津市土砂災害情報相互通報システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。

また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

３　警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）

(1)　警戒体制の整備

ア　状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。

イ　監視体制

土砂災害警戒情報が発表された後、津市土砂災害情報相互通報システムにおいて、土砂災害警戒情報が橙色（警戒）となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。

【土砂災害危険箇所監視体制】

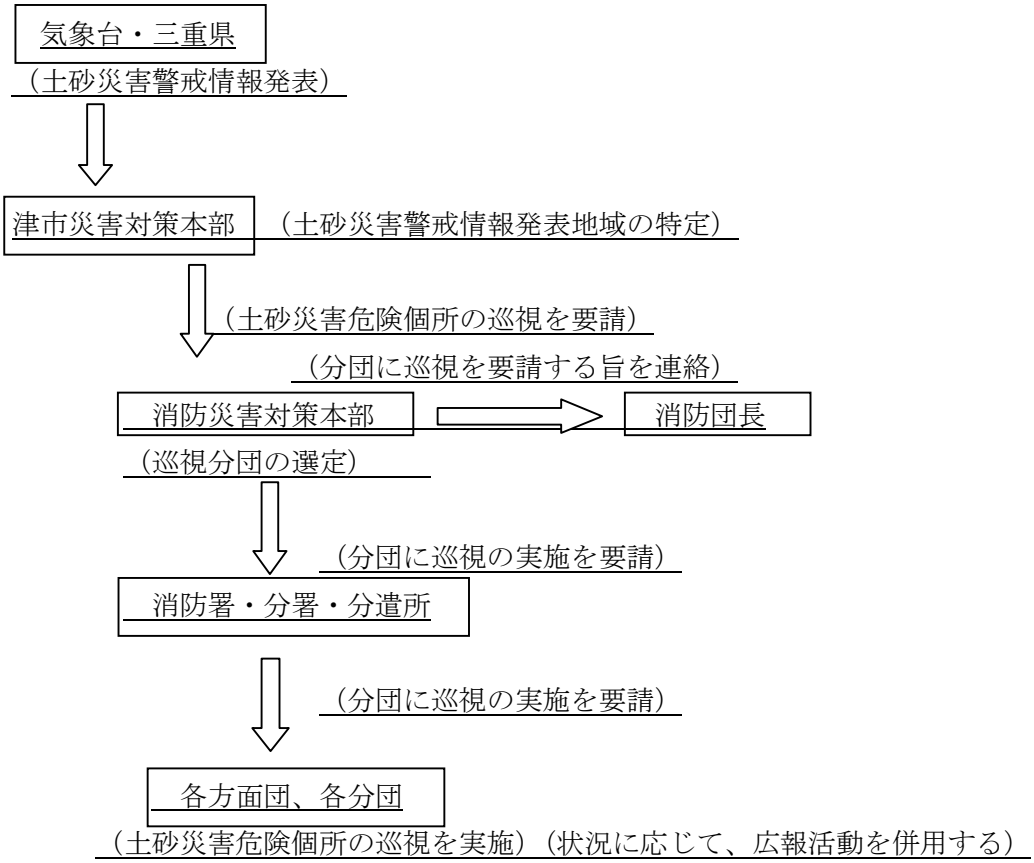

※　巡視結果の報告は、連絡体制の逆の流れとする

※　この体制は、一般の土砂災害対策においても適用するものとする。

ウ　危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

(2)　避難体制の整備

ア　避難計画の作成

地域で土砂災害に係る説明会やワークショップ等を開催し、危険についての理解を深めるとともに、タウンウォッチングや避難訓練を通じ、地域における危険箇所や避難経路の確認を行い、

避難方法や避難計画の作成など、避難体制づくりを推進します。

イ　警戒区域内の指定避難所、一時避難場所の見直し

警戒区域内の指定避難所・一時避難場所について、危険度を分析し、危険と思われる指定避難所・一時避難場所の指定を見直し、必要であれば、近隣の代替施設を指定する。

４　情報伝達体制（危機管理部）

土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、地域からの情報、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

ア　同報系防災行政無線

イ　津市防災情報メール

ウ　ファクス配信

エ　エリアメール

オ　ケーブルテレビ

カ　広報車

５　住民への情報提供（危機管理部）

ア　三重県より土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、地区ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた土砂災害マップを作成し、公表する。

イ　地域全体の土砂災害警戒区域の指定が完了した場合は、アに定める情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、公表する。

６　情報伝達を要する施設（危機管理部）

土砂災害防止法第７条第２項の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に　高齢者、障がい者、乳幼児等の特に防災上の要配慮者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が図れるよう、事前に、津市防災情報メール、ファクス配信等を活用して、土砂災害に関する情報等の伝達を行います。

第６節　公共施設・ライフライン施設災害予防計画

○　道路、河川、鉄道、電気、上下水道、ガス等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設を整備します。

公共施設・ライフライン施設災害予防計画

- １　道路・橋りょうの整備促進
- ２　河川の改修促進
- ３　海岸保全施設の整備促進
- ４　港湾施設の整備促進と輸送機能の確保
- ５　漁港施設の整備促進
- ６　上水道施設の整備促進
- ７　下水道施設の整備促進
- ８　公共交通機関の整備促進
- ９　地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進
- 10　電力施設の整備促進
- 11　ガス施設の整備促進
- 12　廃棄物処理施設の整備促進

１　道路・橋りょうの整備促進（建設部）

(1) 道路・橋りょうの安全確保

道路・橋りょうは市民の日常生活の面で重要な役割を担っていますが、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路管理者は、道路網とその安全性の確保を計画的に推進します。

(2) 幹線道路の整備

災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路や地域の生活の基盤となる重要な生活道路の整備を計画的に推進します。

(3) 橋りょうの整備

道路管理者は、橋りょうの劣化や損傷の有無の把握に努めるとともに、耐震化、長寿命化を推進し、災害時の機能確保を図ります。

(4) 孤立集落の安全確保

孤立集落に接続する道路は、落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防除事業の推進に努めます。

2　河川の改修促進（建設部）

本市の管理する河川は、準用河川をはじめとして支線水路まで至りますが、損壊等に起因する浸水を未然に防止するため、河川管理者は、その果たすべき機能が確保されるよう、必要な改修を行います。

3　海岸保全施設の整備促進（建設部）

海岸保全施設は、昭和 34 年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。

このため、台風の高潮等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設の整備促進に努めます。

4　港湾施設の整備促進と輸送機能の確保（都市計画部）

中部国際空港海上アクセス基地（津なぎさまち）は、災害発生後の業務継続活動に資するため、海上輸送機能の安全確保に努めます。

5　漁港施設の整備促進（農林水産部）

漁港は、市民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしていることから、施設の安全性の確保に努めます。

また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じた場合は緊急の輸送基地としての活用を図ります。

6　上水道施設の整備促進（水道局）

災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化等を計画的に進めます。

また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。

7　下水道施設の整備促進（下水道部）

下水道の老朽化施設については、計画的な改築を進めます。

新たな施設については、地質、構造等の状況を配慮して災害対応の強化に努めます。

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。

(1) 施設の損壊等による下水の滞留に備え、施設の複数化や雨水管渠の活用等のバックアップ機能の導入に努めます。

(2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

(3) 災害時に必要な応急復旧資材の確保に努めます。

(4) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管を図ります。

(5) ポンプ場の耐水対策を図ります。

8　公共交通機関の整備促進

(1) 鉄道（鉄道事業者）

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておきます。

ア　東海旅客鉄道株式会社

(ｱ) 鉄道施設の安全対策の推進

橋りょう、土木構造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、安全性の向上を図ります。

(ｲ) 情報連絡施設の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図ります。

(ｳ) 復旧体制の整備

a　復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

b　復旧用資材の配置及び整備

c　災害に関する知識の普及

d　訓練の実施

イ　近畿日本鉄道株式会社

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合に迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じます。

(ｱ) 施設の防災構造の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図ります。

(ｲ) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図ります。

(ｳ) 復旧体制の整備

a　復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

b　応急復旧用資機材の配置及び整備

c　列車及び旅客の取り扱い方の徹底

d　消防及び救護体制

e　防災知識の普及

ウ　その他の鉄道事業者

日本貨物鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。

(2) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

災害に対処できるよう、次の体制の整備を図ります。

ア　三重交通株式会社

(ｱ) 復旧体制の整備

a　災害復旧に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理

b　訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

(ｲ) 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車搭載への計画的取り組み

イ　その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても同様の体制を整備します。

９　地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進（各施設管理者）

避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、優先かつ計画的に耐震改修等の措置を図ります。

10　電力施設の整備促進（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努めます。

(1) 送電設備、変電設備、配電設備等については、耐震対策など平常時から災害を考慮した対策を講じます。

(2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

(3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備します。

(4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定します。

(5) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

11　ガス施設の整備促進

(1) 都市ガス（都市ガス事業者）

災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施します。

ア　新規に埋設する管は、耐震性に優れ耐食性の高い材質とします。また、経年管についても計画的に更新します。

イ　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

ウ　災害復旧用資機材・車両等の確保や緊急時の輸送体制を確保します。

エ　重要施設への供給を早期に確保するため、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定します。

オ　迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

(2) ＬＰガス（ＬＰガス事業者）

ア　ＬＰガス容器について、流失及び転倒防止措置を実施します。

イ　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

12　廃棄物処理施設の整備促進（環境部）

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、施設運営が困難となり、生活環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から耐震性の確保や燃料の供給停止への備えなど施設の管理を十分に行います。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保します。

(2) 応援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町はもとより他都道府県や民間企業についても応援体制の整備を推進します。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておきます。

第７節　農林漁業災害予防計画

○　災害に強い農業、畜産業を推進するための施策を行います。
○　災害防止のため林業の再生を進め、治山・砂防対策の推進により土砂流出防止等の機能を保持向上させます。
○　水産基盤の整備に努めるとともに、被災しやすい施設については各種指導により被害防止に努めます。

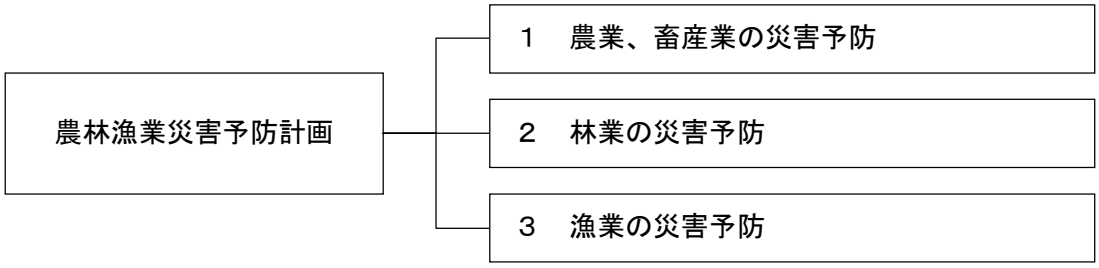

１　農業、畜産業の災害予防（農林水産部）

(1) 防災営農施策
　災害による農作物被害(病害虫を含む)の減少を図るための施策を推進します。
(2) 農地保全
ア　湛水被害を生ずるおそれのある地域においては、排水施設の整備を行い、災害の防止に努めます。
イ　ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常等の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第４次三重県地震防災緊急事業５カ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。
(3) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策
　三重県中央家畜保健衛生所と連絡を密にし、災害発生時に県が実施する家畜伝染病の調査や家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のための必要な措置（検査、注射、消毒等）に対して協力します。

２　林業の災害予防（農林水産部）

(1) 林業の再生
　林野災害を未然に防止するため、林業の再生を進め、森林の適正な管理を推進し、防災を目的として指定されている保安林の保全を図ります。
(2) 林地開発の規制
　林地開発においては、適正な防災措置を講じさせることにより、計画的な水源涵養機能の向上を図ります。

(3) 森林の荒廃防止

森林の荒廃を予防するため、伐採等の人為的原因及び地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を各流域に検討し、予防治山事業を促進します。また、既往の災害により荒廃した地城については復旧を促進します。

3　漁業の災害予防（農林水産部）

(1) 漁港の安全対策

漁港区域における施設の防護と漁船の安全を目的として防波堤、護岸等の整備を行うとともに、泊地、航路の浚渫、物揚場の整備を推進します。

また、漁船の安全係留、退避及び漁具等の被害防止について指導します。

(2) 養殖場の安全対策

漁具及び養殖施設において、被害を受けやすい状態にある施設については、管理者に対して発災時の漁具等の撤去、移動、補強等の防災指導を行います。

第８節　火災予防計画

○　職場や地域における消火・避難誘導訓練を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。 ○　防火対象物や危険物施設の火災予防を推進します。 ○　消防力の強化を図ります。

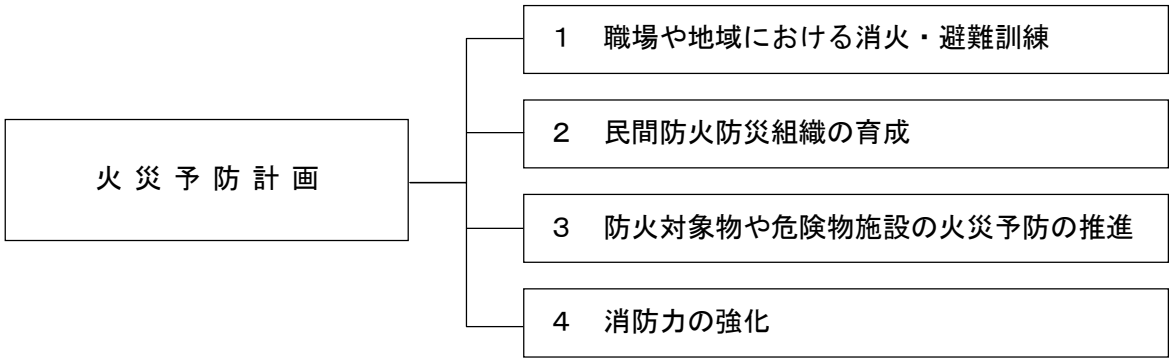

１　職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）

職場や地域における火災の予防、初期消火及び避難誘導について講習会や訓練を実施します。

２　民間防火防災組織の育成（消防本部）

(1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び婦人防火推進委員等の育成を図ります。

(2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報、避難誘導訓練及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。

３　防火対象物や危険物施設の火災予防の推進（消防本部）

計画的に防火対象物や危険物施設の予防査察を実施し、火災発生の危険要因を是正し、火災の未然防止を図るとともに、火災による被害の軽減を図ります。

４　消防力の強化（消防本部）

消火栓の断水時などにも使用でき、かつ地震に強い耐震性防火水槽や、高度な消火・救急・救助資機材などを整備し、複雑多様化する各種災害に対応できるよう消防力の強化に努めます。

また、消防力を最大限に発揮できるよう、消防力整備計画などの策定・見直しを行います。

第９節　林野火災予防計画

○　関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立に努めます。
○　林野火災の発生を未然に防止するために、防火意識の普及・啓発、林野巡視の強化及び予防施設の整備を図り、健全な森林の育成を図ります。

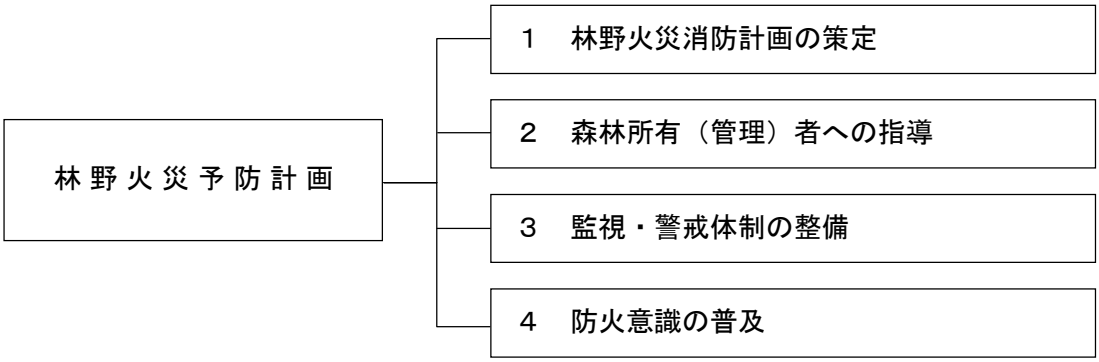

１　林野火災消防計画の策定（消防本部）

市は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努めます。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査のうえ、次の事項について計画します。

(1) 特別警戒実施計画
　ア　特別警戒区域　　イ　特別警戒時期　　ウ　特別警戒実施要領
(2) 消防計画
　ア　消防分担区域　　イ　出動計画　　ウ　防護鎮圧計画
(3) 資機材整備計画
(4) 啓発運動の推進計画
(5) 防災訓練の実施計画

２　森林所有（管理）者への指導（消防本部、農林水産部）

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し次の事項について指導を行います。

(1) 防火線、防火樹帯の設備及び造林地に防火樹の導入
(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
(3) 事業地の防火措置の明確化
(4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の整備
(5) 火災多発期（12 月～3 月）における巡視の強化
(6) 林野火災対策用資機材の整備

３　監視・警戒体制の整備（消防本部、農林水産部）

林野火災防止のため、山地防災ヘルパー等の巡視制度及び火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の整備に努めます。

火災が発生するおそれが大きいと認められる山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ、喫煙を制限します。

特に、火災警報発令時においては、監視・警戒体制を強化するとともに、津市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は火の使用制限を徹底するなど万全の方策を推進します。

４　防火意識の普及（消防本部、農林水産部）

関係機関の協力を得て、一般住民に対し「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防火思想の普及啓発を図ります。

なお、登山、遊山、狩猟等の山入者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取り扱い注意の掲示」「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講じます。

第 10 節　危険物等災害予防計画

○　災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、危険物施設における施設管理者への指導・啓発を促進するとともに、公共の安全を確保するため、保安体制の整備に努めます。

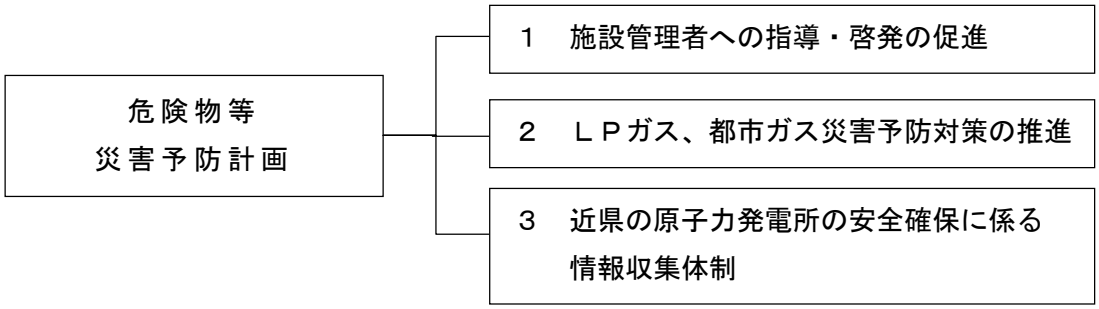

１　施設管理者への指導・啓発の促進（消防本部）

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の整備、保安意識の高揚に努めます。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。)に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行います。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行います。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会等を実施します。

(4) 自主保安体制の強化

防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努めます。

２　ＬＰガス、都市ガス災害予防対策の推進

ＬＰガス及び都市ガス（以下「ガス」という。)による災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、二次災害の予防に努めます。

(1) 保安、防災体制の確立（ガス事業者）

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互の連絡、又は津地区広域ガス安全対策連絡協議会を通じて地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と住民の安全対策の推進を図ります。

(2) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（道路管理者）

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について道路法に基づく道路の占用許可を与える場合には、当該申請者に対し安全対策上の措置について指示又は条件を付します。

(3) ガス消費者に対する啓発（ガス事業者）

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため必要な啓発を行います。

３　近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制（危機管理部）

近県の原子力発電所の安全確保に関する情報収集について、市民の不安を解消することを目的として、以下の事項について、三重県との連絡体制を整備します。

(1) 災害などにより、原子力施設に非常事態が発生したとき

(2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき

(3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき

(4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

第 11 節　竜巻災害予防計画

○　発生すれば局地的に甚大な被害をもたらす竜巻に関する知識の普及啓発を行い、被害の軽減を図ります。

竜巻災害予防計画 ―― 1　竜巻に関する知識の普及啓発

1　竜巻に関する知識の普及啓発（危機管理部）

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生します。特に沿岸部で発生が多く確認されています。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難です。

そのため、竜巻に関する知識の普及啓発を行い、人的被害の軽減を図ります。

(1) 住民への啓発

市は、関係機関と連携して、竜巻に関する知識の普及啓発を行い、人的被害の軽減を図ります。

(2) 安全な場所への避難啓発

竜巻来襲時に鉄筋コンクリート構造など頑丈な建物の中へ避難し、屋内でも窓や壁から離れ、より安全な場所へ避難するよう啓発を行います。

第２章　地域防災力の育成

○　防災教育などを通じた防災知識の普及と実践的な防災訓練を通して、「自らの身の安全は自ら守る」人づくりに努めます。
○　自主防災組織を育成し、消防団を含めた地域防災力の向上を図ります。特に、要配慮者に配慮した地域づくりを進めます。
○　ボランティアなど自発的な活動を支援します。

第１節　防災意識・防災知識の普及

○　全ての市民が、防災に関する意識と知識を持つための取り組みを進めます。

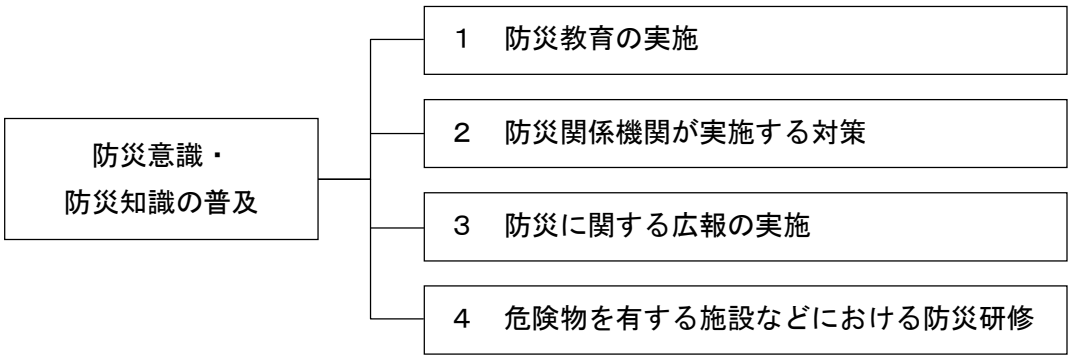

１　防災教育の実施（危機管理部、教育委員会事務局、市民部、健康福祉部）

(1) 市民に対する防災啓発

市は、地域での学習会、広報等を通じて、災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。

また、防災知識の普及に当たっては、高齢者や乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要なことや被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。

(2) 学校教育における防災教育

ア　学校教育において、児童・生徒が、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。
イ　学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、市全体の防災力の向上を図ります。
ウ　発達段階に応じた学習カリキュラム、教材の研究・開発を推進します。
エ　学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。
オ　教職員の防災研修を推進します。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動等における講座、研修などの学習内容に防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

2　防災関係機関が実施する対策

防災関係機関は自らの取り組みの中で防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施します。

3　防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）

市は、地域で行われる学習会、防災マップや広報紙、ホームページ等の様々な媒体を通して、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

≪広報内容≫

（知識）
- 気象情報、避難場所、過去の災害事例等、災害の基礎知識
- 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法
- 地域の災害特性、危険場所
- 各機関の実施する防災対策

（災害への備え）
- 避難場所や避難経路の確認
- 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
- 耐震診断・耐震補強の実施
- 防災訓練、地域の自主防災活動への参加
- １週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄
- 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等

（災害時の行動）
- 身の安全確保、救助、応急手当
- 避難時の火元確認、電源ブレーカーの遮断
- 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行
- 避難行動要支援者への支援
- 情報の収集等

4　危険物を有する施設などにおける防災研修（消防本部）

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。

第２節　防災訓練の実施

○　防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の高揚を図るため各種の防災訓練を実施します。
○　現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実情に即した実践的な内容とします。

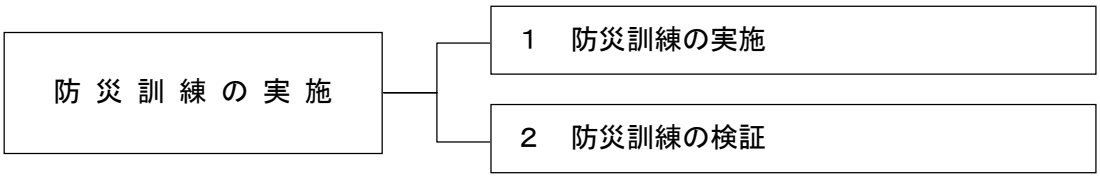

１　防災訓練の実施

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

ア　地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。

イ　可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

ウ　訓練を実施する際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。併せて、女性、子供、高齢者、障がい者等様々な方の参加の下、実施します。

(2) 訓練の種類

ア　国及び県が主体

(ｱ) 国、県その他関係機関が実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連携を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に抑えるように努めます。

(ｲ) 広域合同防災訓練

市は、県との協力のもとに広域合同防災訓練を実施します。

イ　市及び市内防災関係機関が主体**（危機管理部、消防本部）**

(ｱ) 総合防災訓練

市は県、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等と連携して総合防災訓練を実施します。

(ｲ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施します。

(ｳ) 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施します。

(ｴ) 避難訓練（避難の三類型）

新たに設けた避難の三類型を考慮した避難訓練を実施します。

(ｵ) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、平常時から無線通信機器の操作習熟に努めるとともに、市民、各機関ごと及び複数の他機関との間において情報の収集、伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等について訓練を実施します。

(ｶ) 図上訓練

組織の内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう図上訓練を行います。

また、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。

ウ　幼稚園、保育園、小・中学校が主体**（教育委員会事務局、健康福祉部）**

防災関係機関や教育委員会などの指導のもとに、職員、保護者を含めて訓練を行います。

児童生徒等を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練します。

教職員・保護者は、それぞれの役割を確認します。

エ　地域が主体

自主防災組織を中心とする市民は、市の防災訓練等を参考にして地域性を考慮した訓練を実施します。

２　防災訓練の検証

訓練終了後、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善に努めます。

第３節　自主的な防災活動への支援

○　風水害などから命を守るためには、「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」行動が重要となるため、地域が実施する自主的な防災活動への支援を行います。

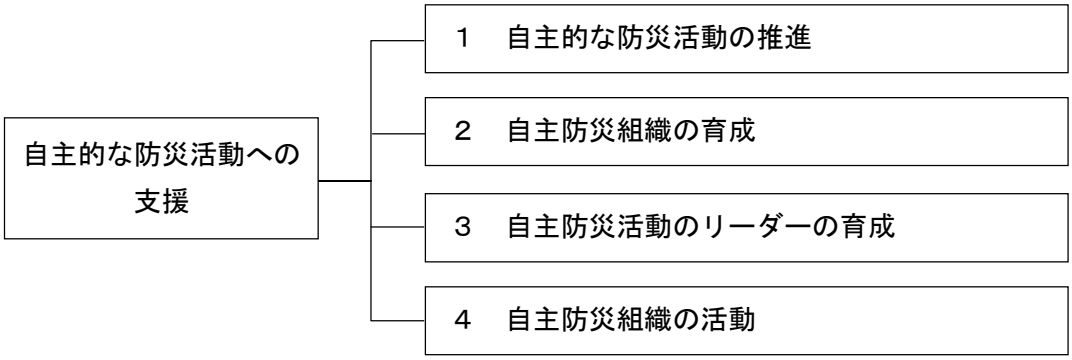

１　自主的な防災活動の推進（危機管理部、各総合支所）

大規模災害が発生した際に、地域の被害を軽減するためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が互いに協力し防災活動に取り組むことが重要です。

このことから、市は、「自助・共助」の重要性に鑑み、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成を推進します。

２　自主防災組織の育成（危機管理部、各総合支所）

地域ごとの自主防災組織の結成促進及び育成のため、次の支援を行います。

(1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
(2) 自主防災組織の必要性についての広報・啓発資料の作成
(3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
(4) 自主防災活動に必要な防災資機材等の整備支援
(5) 自主防災組織の避難計画をはじめとする防災に関する計画の策定支援
(6) 市内自主防災組織間の連携の支援
(7) 地域の多様な組織との連携の支援

３　自主防災活動のリーダーの育成（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織の構成員を対象とした研修を実施し、地域での自主的な防災活動のリーダーの育成に努めます。

４　自主防災組織の活動（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織は、平常時において、①防災知識の普及、②地域内の安全点検、③防災訓練の実施、④防災資機材の点検整備など、地域防災力の向上に努めるほか、災害時においては、①情報の収集と伝達、②出火防止と初期消火、③避難誘導、④救出・救護、⑤給食・給水などを行います。

なお、自主防災組織の具体的な活動内容は、地域の特性等を踏まえ、自主防災組織で話し合って定めます。

また、自主防災組織の体制づくりや活動の実施に当たっては、女性の参画の促進に努めます。

第４節　事業所による自主防災体制の整備

○　事業所は、災害時に従業員、顧客の安全を確保するとともに、業務継続に向けての社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。

事業所による
自主防災体制の整備

- １　災害時に事業所が果たす役割
- ２　事業所の自衛防災組織の防災活動
- ３　地域との連携の強化

１　災害時に事業所が果たす役割

(1) 従業員、顧客の安全確保
(2) 業務の維持、継続
(3) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

２　事業所の自衛防災組織の防災活動

(1) 平常時の活動
　ア　防災訓練の実施
　イ　防災施設及び設備等の整備
　ウ　従業員等の防災に関する教育の実施
　エ　防災マニュアル(災害時行動の手引き)の作成
　オ　地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
　カ　防災資機材の備蓄
(2) 災害時の活動
　ア　情報の収集伝達
　イ　避難誘導
　ウ　救出救護
　エ　地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

３　地域との連携の強化

(1) 地域の自主防災組織との連携強化
　地域の自主防災組織との会議や防災訓練への参加により、連携を強化します。
(2) 地域内事業所との連携強化
　地域の他の事業所との相互協力等を深めるための連携を図ります。

第５節　消防団による地域防災体制の整備

○　消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。

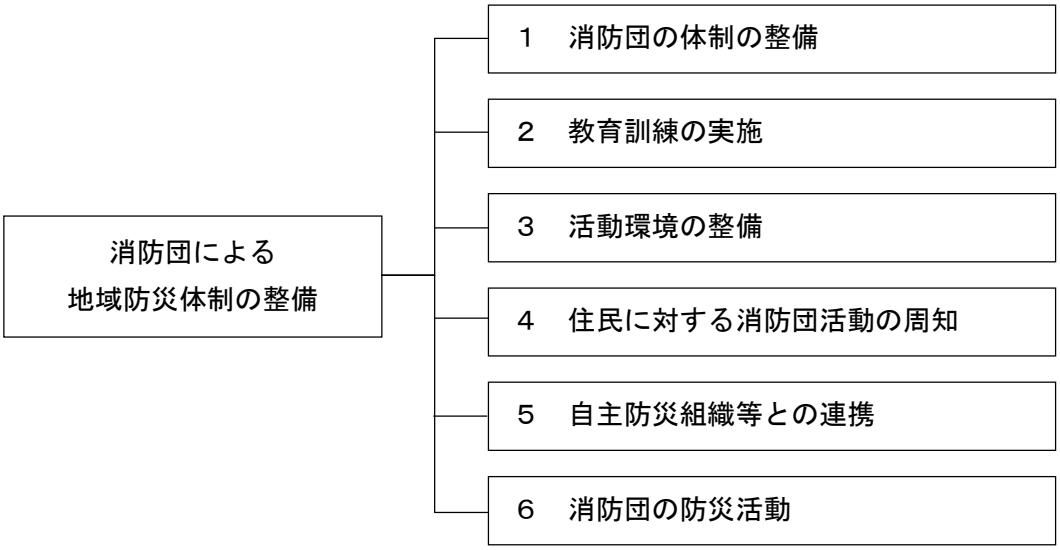

１　消防団の体制の整備（消防本部）

青年層・女性層の消防団への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

２　教育訓練の実施（消防本部）

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進します。

３　活動環境の整備（消防本部）

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

４　住民に対する消防団活動の周知（消防本部）

広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

５　自主防災組織等との連携（消防本部）

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

６　消防団の防災活動（消防本部）

(1) 平常時の活動

ア　災害についての知識の普及

イ　地域における危険箇所の把握と周知

ウ　地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知

エ　防災訓練の実施

オ　要配慮者の把握

カ　情報収集・伝達体制の確認

キ　地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

ア　集団避難、避難行動要支援者への避難誘導

イ　地域住民の安否確認

ウ　消火・救急・救助活動

エ　情報の収集・伝達

オ　給食・給水の実施及び支援

カ　避難所の運営に対する支援

キ　その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動に対する協力

第６節　ボランティア活動への支援

○　災害という非常事態の中で、市が行う災害応急活動では市民の要求に対応できなくなる場合が想定されます。
　そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。
　こうした自発的な活動への支援を行います。

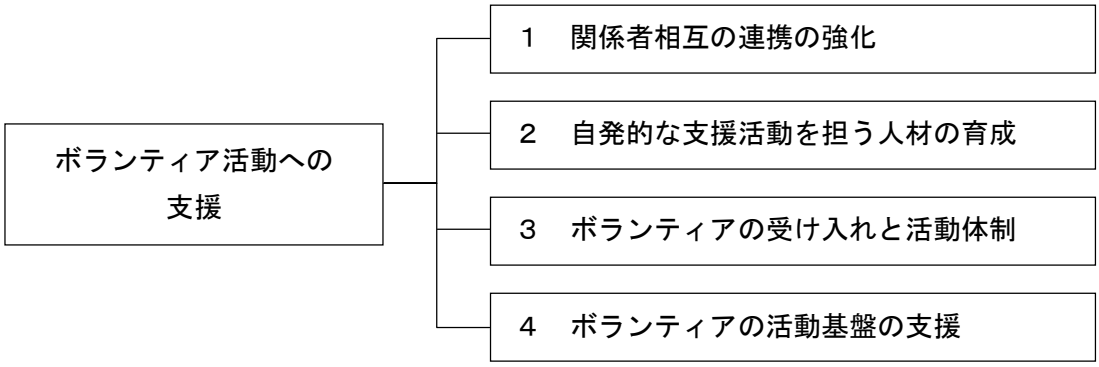

１　関係者相互の連携の強化（市民部、健康福祉部）

ＮＰＯ、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行うなど、平常時から連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図ります。
　また、ボランティア団体のネットワークづくりを支援します。

２　自発的な支援活動を担う人材の育成（市民部、健康福祉部、危機管理部、教育委員会事務局）

(1) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
(2) 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、交流会や講演会の開催など、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。
(3) 児童・生徒が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深められるよう、地域や学校教育の中でボランティア活動を推進します。
(4) 災害時におけるボランティア活動が効果的に行えるよう、市及び関係機関が協力し、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。

３　ボランティアの受け入れと活動体制（市民部）

市は、関係機関等と連携し、平常時から災害発生時におけるボランティアの受け入れ、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、行政との連絡調整等を行う「災害ボランティアセンター」の体制づくりを推進します。

４　ボランティアの活動基盤の支援（市民部）

(1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の管理に努めるとともに、必要な資機材の整備を進めます。

(2) ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア活動保険への加入を促進します。

第７節　災害時における要配慮者への対策

○　高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）といえます。市及び関係機関は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握と、避難行動要支援者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

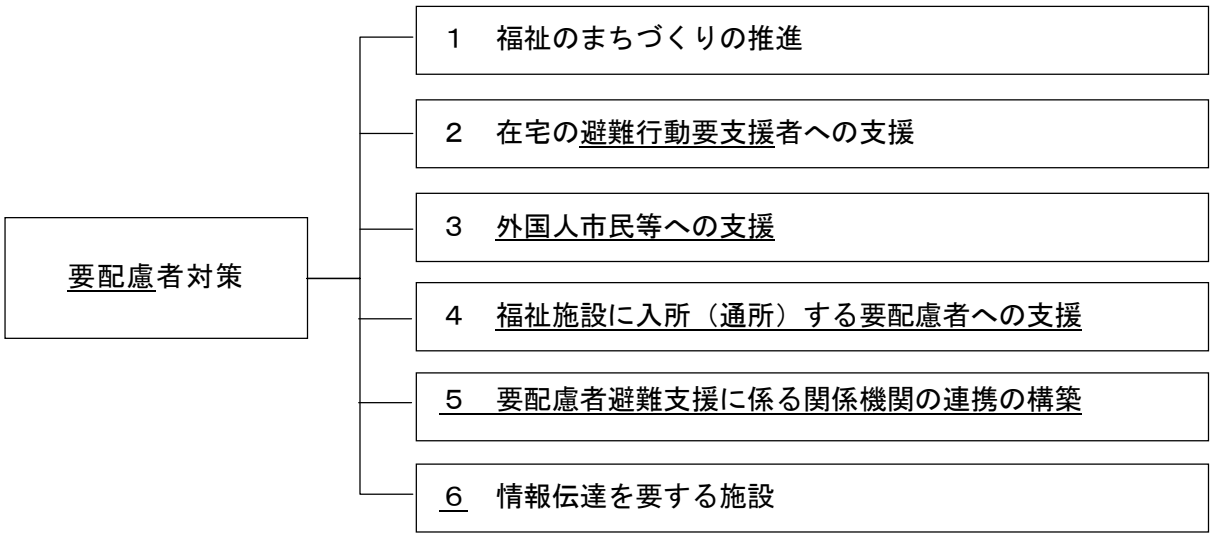

１　福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

(1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互の連携を進めます。

(2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、要配慮者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、市や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。

(3) だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者や視覚障がい者にも配慮した支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いただれもが見やすい防災標識の設置等公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

(4) 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備を促進します。

２　在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

(1) 避難行動要支援者

要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。

避難行動要支援者の要件（案）

・６５歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者
・介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護３以上の認定を受けている者
・身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第１種である者
・療育手帳（Ａ１、Ａ２）の交付を受けている者
・精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）の交付を受けている者
・障害者総合支援法のサービスを受けている難病患者

(2) 支援体制

ア　市の推進体制

健康福祉部、危機管理部、市民部等関係部局が連携し、避難行動支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。

また、関係部局は、平常時の業務と係りの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う

イ　避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施にあたっては、災害対策基本法第４９条の１１第２項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとする。

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

(ｱ) 民生委員・児童委員
(ｲ) 津市社会福祉協議会
(ｳ) 自治会
(ｴ) 自主防災組織
(ｵ) 消防団

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア　名簿の作成

(ｱ) 避難行動要援護者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

(ｲ) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載する。

一　氏名
二　住所又は居所
三　生年月日

四　性別

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ　避難支援等関係者への名簿情報の提供

(ｱ) 平常時における名簿情報の提供

別に定める同意書の提出により、名簿の事前提供について同意を得た者については、避難支援等関係者に名簿の提供を行うものとする。

(ｲ) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供を行うものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新

(ｳ) 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行うものとする。

(ｴ) 市は、更新した名簿を、イ―（イ）により提供を行った避難支援等関係者に送付するものとする。

エ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び津市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うものとする。

オ　要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとする。

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにすること。

・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

カ　避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

キ　避難行動要支援者の避難行動支援全体計画

市は、平成２５年８月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の避難行動支援全体計画を策定する。

(1) 全体計画

ア　避難行動要支援者、避難支援等関係者

イ　市及び地域の推進体制

ウ　避難行動要支援者名簿の作成、共有及び活用

エ　平常時及び災害時における市及び地域等の取り組み

オ　避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路

カ　普及促進

(2) 個別計画

全体計画に基づき、避難行動要支援者は個々の避難計画を作成する。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関係者等の協力を得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとする。

個人計画作成の詳細は、全体計画に定める。

３　外国人市民等への支援

(1) 災害関連情報の広報

災害に関する情報を提供する際は、ひらがななどの分かりやすい日本語表現に努めます。また、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。

(2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努めます。

(3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。

(4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。

４　福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援（健康福祉部）

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進めます。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努めます。

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア　安全確保に必要な消防設備を整備します。

イ　危険物の適正管理など安全管理に努めます。

(2) 施設入所者等の避難対策

ア　地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

イ　施設入所者等の避難計画の作成

(ｱ) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備します。

(ｲ) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。

(ｳ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。

(ｴ) 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。

(3) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図ります。

５　要配慮者避難支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

避難所等における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する津市社会福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

６　情報伝達を要する施設（危機管理部）

水防法第 15 条第１項第３号の規定に基づく浸水想定区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設は、資料編のとおりです。

なお、円滑な避難確保が図れるよう、上記施設へ洪水予報等の伝達を行います。

第３章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

○　防災施設管理者、住民、行政の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第１節　防災施設の限界と避難開始の時期

○　災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めます。

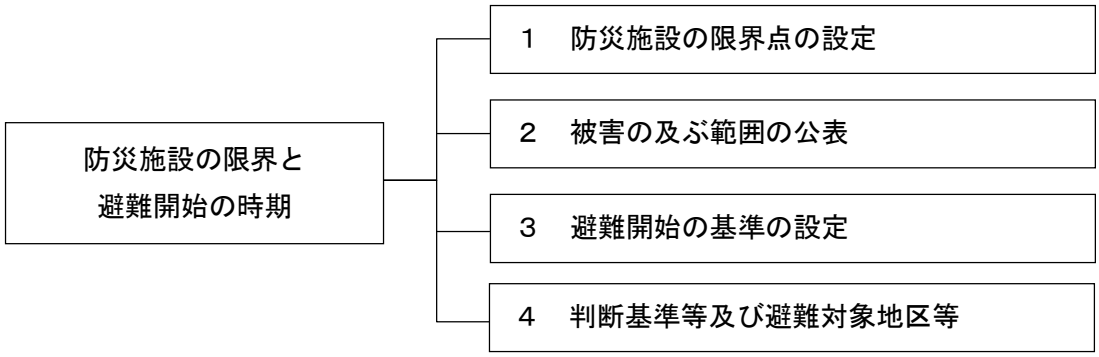

１　防災施設の限界点の設定（各施設管理者）

防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するように努めます。

≪防災施設の限界点の考え方≫

自然現象が防災施設の防御能力を越えることで災害は発生します。防災施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ(水位など)について平常時から消防団及び自主防災組織等に周知し、防災施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるように努めます。

ア　防災施設の限界点

防災施設の耐えられる範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

イ　避難開始点

防災施設の限界点に達する前の段階で設定します。

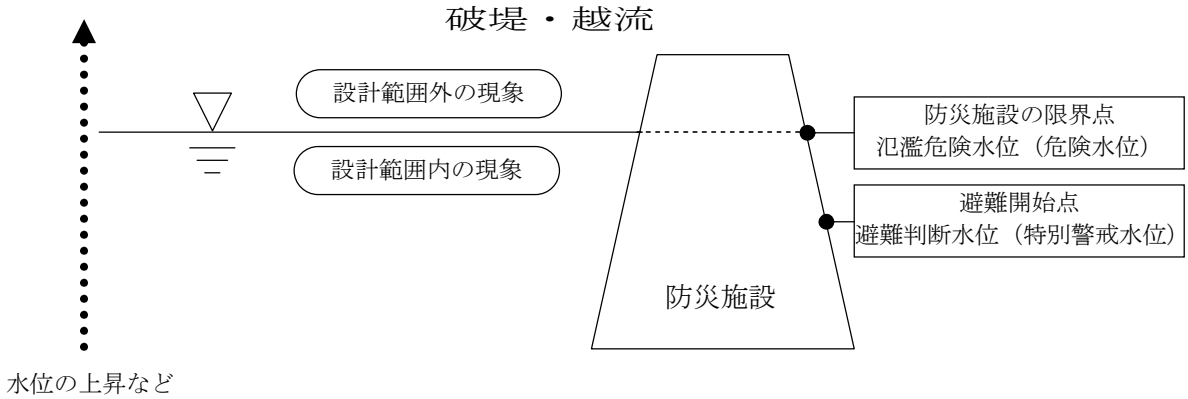

２　被害の及ぶ範囲の公表（危機管理部、各総合支所）

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努めます。

水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川においては、浸水想定区域を指定し、指定の区域及び水深を公表するように努めます。

また、水防法の適用されない中小河川についても、地域と協議を行い浸水想定区域を指定し、公表するように努めます。

３　避難開始の基準の設定（危機管理部）

防災施設の管理者は、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の三類型により避難開始の基準を設定するように努めます。

［三類型の避難勧告等一覧］

	発令時の状況	居住者等に求められる行動
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難場所への移動が困難だと判断される場合は、安全な場所への移動（近隣の高い建物等）、自宅に留まる「待避」や屋内の２階以上に移動する「垂直避難」の行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、自宅に留まる「待避」や屋内の２階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動

４　判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）

災害対策基本法第 60 条及び津市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難準備情報、避難勧告等の発令を行うものとします。

(1) 避難勧告等の発令の判断基準等

ア　水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川毎の避難勧告等発令基準

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
雲出川 （中村川合流より上流）	大仰観測所の水位が４．７０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が５．１０ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が５．４０ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
雲出川 （中村川合流より下流）	雲出橋観測所の水位が３．７０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	雲出橋観測所の水位が４．６０ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	雲出橋観測所の水位が４．８０ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
雲出川 （県管理区間）	元小西観測所の水位が２．８２ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が２．８２ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が３．７７ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
波瀬川	下川原橋観測所の水位が２．２０ｍ（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が３．４０ｍ（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が３．４９ｍ（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
安濃川	一色観測所の水位が２．８０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が３．２４ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が４．１２ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
美濃屋川	長岡観測所の水位が１．３２ｍ（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が２．５０ｍ（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が２．８４ｍ（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
岩田川	野田観測所の水位が１．７８ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が１．７８ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が２．４２ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
中ノ川	三宅観測所の水位が２．２０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が３．７０ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が４．４０ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
志登茂川	今井観測所の水位が２．３１ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	今井観測所の水位が２．５３ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	今井観測所の水位が３．１６ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
相川	藤方観測所の水位が２．７０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が４．３７ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が４．９１ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
横川	栗真小川観測所の水位が１．８５ｍ（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	栗真小川観測所の水位が２．１９ｍ（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	栗真小川観測所の水位が２．１９ｍ（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

※　避難準備情報並びに避難勧告の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難準備情報の発令判断基準水位に達したときには、避難準備情報を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難勧告を発令します。ただし、上記において避難準備情報を発令するいとまがない場合は、避難勧告を発令します。

※　避難勧告並びに避難指示の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難勧告の発令判断基準水位に達したときには、避難勧告を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難指示を発令します。ただし、上記において避難勧告を発令するいとまがない場合は、避難指示を発令します。

イ　水防法の適用されない中小河川ごとの情報の収集

各支部は、次の手続きにより、災害対策本部への情報を提供するものとします。

・各支部において避難勧告等の発令が必要とされる河川を抽出します。

・河川毎に自治会等と協議し、危険水位の目安の設定等、基準を作成します。

・基準に基づく河川監視方法等に係るマニュアルを作成します。

・支部長は、マニュアルに基づいて的確な避難勧告等の発令を行うため、基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。

ウ　土砂災害の避難勧告等発令の判断基準

避難準備情報	避難勧告	避難指示
・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁り・量の変化など)が確認されたとき。 ・自治会長、地域等からの土砂災害に係る情報に対し、各総合支所長が、避難準備情報の発令の必要があると認め、その報告を受け市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。	・津市土砂災害情報相互通報システムにおいて発表された土砂災害危険度情報が赤色(危険)となったとき、又は赤色(危険)となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象(渓流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等の亀裂など)が確認されたとき。 ・自治会長、地域等からの土砂災害に係る情報に対し、各支部長が、避難勧告の発令の必要があると認め、その報告を受け災害対策本部長が必要と判断したとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象や前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など)が確認されたとき。 ・自治会長、地域等からの土砂災害に係る情報に対し、各支部長が、避難指示の発令の必要があると認め、その報告を受け災害対策本部長が必要と判断したとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

エ　高潮災害の避難勧告等発令の判断基準

高潮災害については、水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。

(2) 特別警報発令時における対応について

(ｱ) 大雨特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

ただし、避難勧告、避難指示については、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づいて発令します。

(ｲ) 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

(ｳ) 高潮特別警報、波浪特別警報

津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して避難準備情報を発令し、沿岸部を中心とした避難所を開設します。

(3) 避難勧告時等の避難対象地区

河川毎の避難対象地区等、土砂災害の避難対象地区については、別途定めるものとします。

(4) 避難勧告又は避難指示による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

また、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」や屋内の２階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど少しでも安全な方法を選択し避難します。

第２節　危険性の周知

○　防災施設の危険性に関する情報について、平常時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示します。

危険性の周知
- １　危険性の事前周知
- ２　緊急時の情報提供

１　危険性の事前周知（危機管理部）

(1) 河川管理者は、氾濫危険水位（危険水位）や避難判断水位（特別警戒水位）などの河川の水位に関する情報を防災関係機関に提供します。

(2) 市は、ハザードマップ等を活用し、危険性に関する情報を対象となる地域住民に周知します。

２　緊急時の情報提供（各施設管理者）

(1) 防災施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある時は、必要な情報等を防災関係機関に通知します。

(2) 防災施設管理者や市は、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始を読み取れる設備等の整備を進めます。

第３節　避難を可能にする情報提供の充実

○　避難開始時期などを知らせる標識等の情報提供手段の整備、充実に努めます。

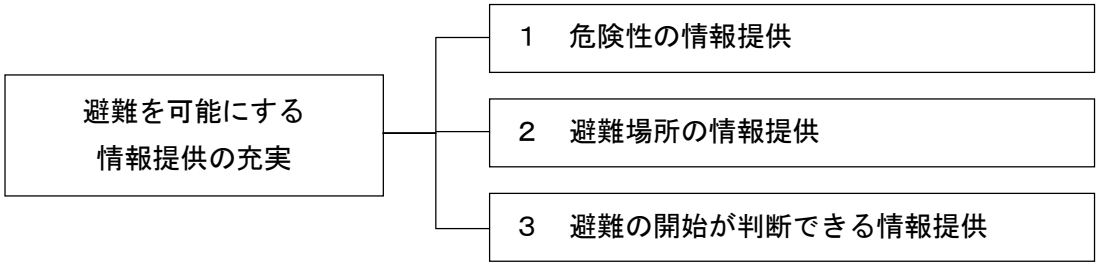

１　危険性の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

ア　危険性のある区域を示す標識

イ　避難開始時期を印した水位表示板などの標識

ウ　過去の災害を伝える浸水位表示柱など

エ　ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料

オ　ホームページ

(2) 情報提供の内容

ア　危険性があることの警告

イ　災害に関する知識

ウ　避難開始の時期

エ　被害の及ぶ範囲

２　避難場所の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

ア　広報紙及びホームページ

イ　避難場所を示す標識

ウ　避難誘導標識

(2) 情報提供の内容

ア　指定避難所の所在地・名称

イ　一時避難場所（指定緊急避難場所）の所在地・名称

３　避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

ア　同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備

イ　住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

ウ　河川の水位情報等を知らせるＣＡＴＶ

エ　ホームページ

(2) 情報提供の内容

ア　避難開始時期

イ　安全な避難の実施に必要な事項

第４節　自主的な避難

○　住民は、災害から安全に避難できるよう避難開始の基準づくりや避難方法の検討に取り組みます。

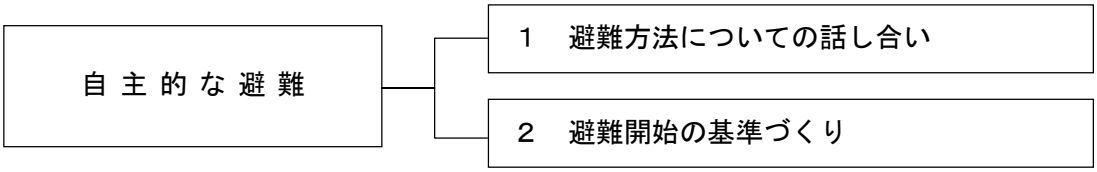

１　避難方法についての話し合い（危機管理部、各総合支所）

住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。

(1) 地域の災害についての正しい知識の取得

(2) 地域の危険箇所の確認

(3) 緊急かつ一時的に避難、集合する場所の検討

(4) 避難経路の検討

(5) 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

２　避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）

市は、大雨や洪水による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に異なる状況は、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。

(1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。

ア　過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。
災害の体験とは、

(ｱ) 過去の洪水の浸水位、雨量

(ｲ) 土砂災害が起きたときの雨量

(ｳ) 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）

(ｴ) 防災関係機関の助言

a　河川など施設管理者の助言

b　防災関係機関の調査（洪水ハザードマップなど）

c　気象警報・情報　　等です。

イ　避難開始の基準は、地域で共有します。

ウ　災害時に確認するための「目印」を水路などに取り付けます。

(2) 市及び防災施設の管理者は、住民の基準づくりを支援します。

ア　避難開始の基準の設定に対する助言

イ　「目印」取り付けへの協力

例：避難開始の目安「〇〇川の階段の上から３段目まで水位があがったら」

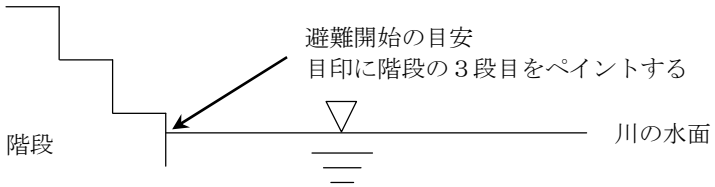

第５節　避難計画の策定

○　市は、地域住民による避難計画作成を支援し、迅速かつ安全に避難する体制づくりを推進します。

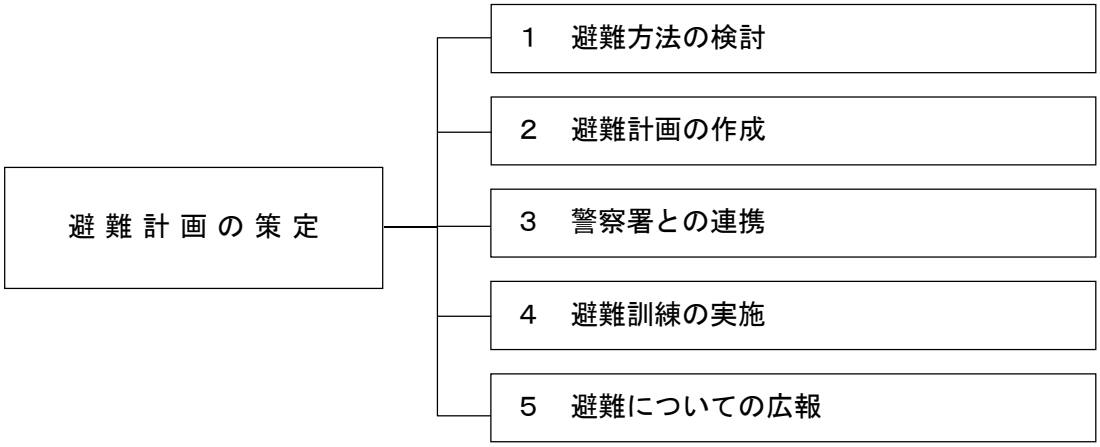

１　避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の危険性の周知

市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。

≪災害の特性≫

ア　洪水

イ　土砂災害危険箇所

(2) 地域特性の検討

地域住民は、迅速かつ安全に避難するため、以下の事項について話し合うものとします。

ア　緊急かつ一時的に避難、集合する場所の選定

イ　避難経路

ウ　住民等への連絡方法

エ　その他必要な事項

２　避難計画の作成（危機管理部、各総合支所）

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、被災地の状況を早期に把握する体制づくりを行います。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定を行います。

(3) 避難開始の基準

ア　市は、避難開始の基準又は条件の設定を行います。

イ　防災施設の管理者は、市の避難開始の基準の設定に対し助言します。

(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画

市は、地域住民による避難計画の作成を推進し、市民が迅速かつ安全に避難する体制づくりを進めます。避難計画には避難行動要支援者と一緒に避難する体制整備を含めます。

3　関係機関との連携（危機管理部、各総合支所）

市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署や防災施設の管理者等の関係機関と必要な連携を行います。

4　避難訓練の実施（危機管理部、各総合支所）

市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。

5　避難についての広報（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織、自治会等は作成した避難計画を地域住民に周知します。また市は地域の取組に支援を行います。

第６節　避難体制の整備

○　市は、緊急一時的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備などを進めます。 ○　市は、迅速な避難活動ができるよう避難場所を住民等に周知します。

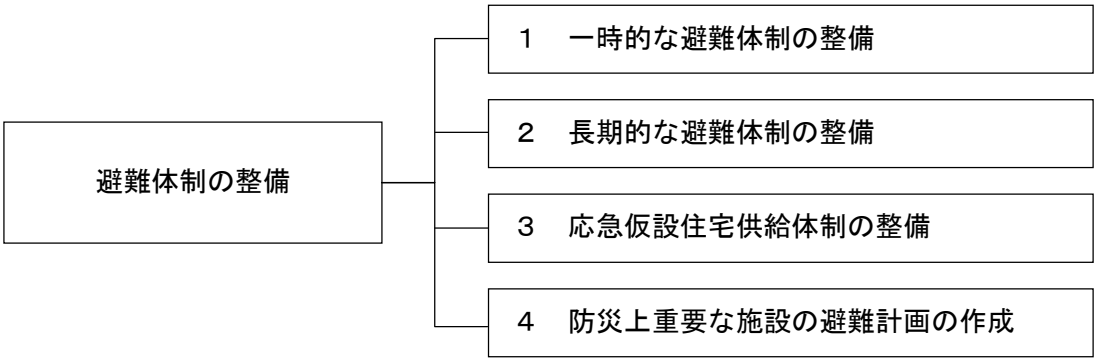

１　一時的な避難体制の整備（危機管理部）

(1) 緊急一時的な避難ができる施設を指定緊急避難場所に指定します。

災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害対策基本法第 49 条の４の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。

また、既に指定している一時避難場所については、指定緊急避難場所の指定基準に基づいて見直します。

なお、指定緊急避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。

≪指定緊急避難場所の選定基準≫

ア　指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースをもった集会所、公民館等であること。

イ　避難者一人当たりの面積が、概ね１㎡以上であること。

ウ　危険な地域を避けること。

(ｱ) 土砂災害、浸水等が予測される区域

(ｲ) 危険物等が備蓄されている施設の周囲

(ｳ) 崩壊のおそれのある建物や構造物等の周囲

エ　浸水が予測されている施設は、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。

オ　市街地大火による放射熱から安全な有効面積を確保できること。

(2) 避難路の選定基準

ア　危険のないところ

(ｱ) 土砂災害、浸水等が予測される区域以外

(ｲ) 地下に危険な埋設物がないこと。

(ｳ) 崩壊のおそれのある建物や構造物等が沿線にないこと。

イ　自動車の交通量がなるべく少ないこと。

ウ　避難場所まで複数の道路を確保すること。

エ　避難路は相互に交差しないこと。

(3) 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。

(4) 避難誘導体制の整備

ア　市は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・火災の発生状況等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。

イ　避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性に応じた、避難行動要支援者者のそれぞれの特性に応じた配慮をしながら、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導体制を整備します。

ウ　駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。

エ　避難所及び避難場所を示す標識、案内板を設置します。

オ　避難所及び避難場所へ誘導する標識、案内板を設置します。

カ　夜間においても確認できる標識、案内板を設置します。

キ　市の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により避難所及び避難場所について住民への周知を図ります。

２　長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年８月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。

(1) 一定期間の避難生活ができる施設を指定避難所に指定します。

被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、災害対策基本法第 49 条の７の規定に基づく指定避難所（以下「避難所」という。）として指定します。

なお、同法 49 条の８の規定に基づき、指定の対象となる施設が、指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができるものとします。

≪避難所の選定基準≫

ア　崩壊のおそれのない安全な建物で、災害による影響が比較的少なく、かつ、車両による物資の輸送が容易な場所に立地していること。

イ　避難者一人当たりの面積が、概ね２㎡以上であること。

ウ　物資の受入、配布が可能なスペースを有していること。

エ　水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

オ　出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ファクスの設置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。

(2) 避難所要員の役割

ア　避難所要員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所をただちに開設できるよう準備をしておくこと。

イ　避難所要員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む避難

所への複数の交通手段を確保しておくこと。

ウ　グループにより複数の避難所を担当する場合は、事前にグループにおいて、避難所の開設方法等を事前に取り決めておくこと。

エ　避難所要員は、年度当初に避難所の備蓄品について、備蓄場所、備蓄品目、数量を確認すること。備蓄品目、数量に不足がある場合は、危機管理部に連絡し、速やかに補充すること。

オ　避難所要員は、施設管理者と鍵の管理や避難所の運営等について、事前に確認及び協議をしておくこと。

(3) 避難所の運営方法について予め定めておきます。

ア　避難所の管理運営に関すること。

(ｱ) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(ｲ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織等の協力による避難所運営委員会の体制整備

(ｳ) 災害対策本部との連絡体制の整備

(ｴ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備

(ｵ)要配慮者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制

イ　避難住民への支援に関すること。

(ｱ) 避難者への給水、給食の体制整備

(ｲ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品等の支給の体制整備

(ｳ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

(3) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、だれもが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。

≪備蓄及び配備に準備する主なもの≫

ア　食料・飲料水
イ　生活必需品
ウ　通信機材
エ　放送設備
オ　照明設備
カ　炊き出しに必要な機材及び燃料
キ　給水用機材
ク　救護所及び医療資機材
ケ　仮設トイレ
コ　仮設テント
サ　防疫用資機材
シ　工具類

(4) 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。

3　応急仮設住宅供給体制の整備（建設部、市民部）

(1) 建設可能な用地とそれぞれの建設可能戸数を把握しておきます。

(2) 関係団体との連携による建設資機材の調達方法や供給可能量を把握します。

(3)要配慮者に配慮した建設が行えるよう調整します。

4　防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者）

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努めます。

(1) 学校、幼稚園、その他教育施設及び保育所

ア　地域の特性等を考慮します。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

イ　生徒、児童、幼児を集団的に避難させる場合を想定します。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等

患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定します。(収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等)

(3) 興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第７節　防災拠点の整備

○　地域のコミュニティ施設を日常的な自主防災活動の拠点として運用します。
○　災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、防災拠点としての整備・確保を推進します。

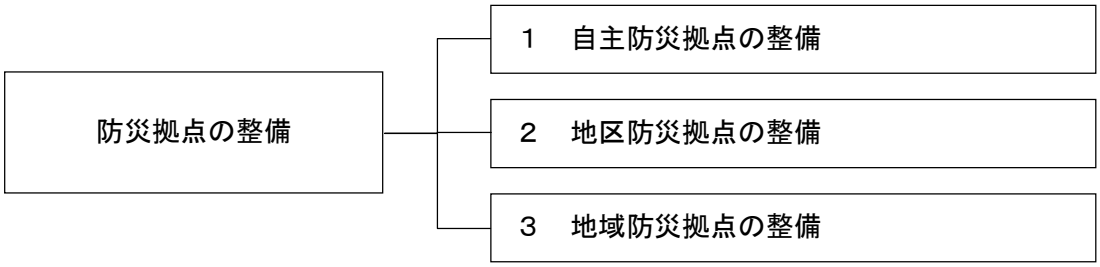

１　自主防災拠点の整備（危機管理部）

市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として位置づけ、救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。また、だれもが使用しやすい防災資機材などの情報提供に努めます。

２　地区防災拠点の整備（危機管理部）

市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、物資の備蓄、放送設備等の防災設備の整備を進めます。

３　地域防災拠点の整備（政策財務部、各総合支所、危機管理部）

市は、本庁舎及び総合支所を地域防災拠点として位置づけ、防災設備の整備を進めます。

第４章　災害に備える体制の確立

○　市その他防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動体制の確立や効率的な災害応急対策､復旧活動の推進が図られるよう平常時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第１節　災害対策本部

○　災害対策本部について必要な事項を定めます。

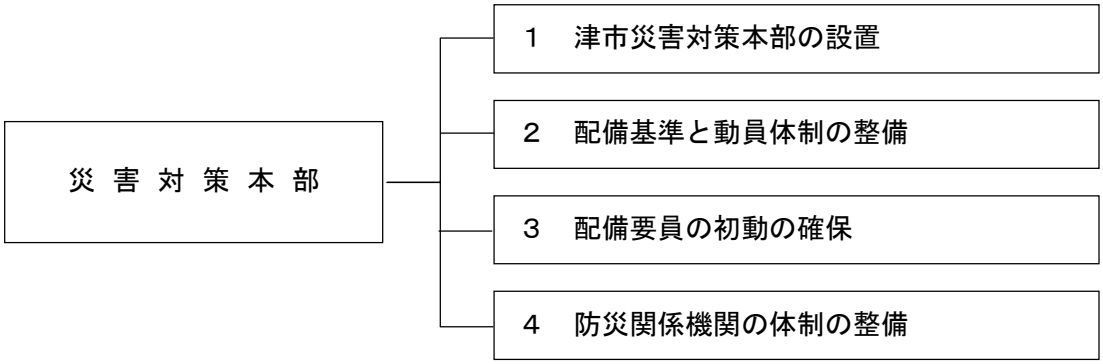

１　津市災害対策本部の設置（危機管理部）

(1) 災害対策本部設置の決定

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めるときは、津市災害対策本部を設置し、災害のおそれが解消し又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止します。

(2) 市長（本部長）の代理

市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代行します。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準

ア　設置

(ｱ) 津市に暴風・暴風雪警報・大雨・大雪警報・洪水警報・高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。

(ｲ) 津市に大雨特別警報・暴風特別警報・高潮特別警報・波浪特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報のいずれかが発表されたとき。

(ｳ) 竜巻、地すべりその他異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長が（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。

イ　廃止

(ｱ) 津市に発表されていた暴風・暴風雪警報・大雨・大雪警報・洪水警報・高潮警報が解除されたとき。

(ｲ) 津市に発表されていた大雨特別警報・暴風特別警報・高潮特別警報・大雪特別警報が解除されたとき。

(ｳ) 災害対策本部の業務が概ね完了したとき。

(ｴ) その他市長が適当と認めたとき。

ウ　災害対策本部が設置されない場合

災害の状況により災害対策本部が設置されない場合は、津市事務分掌規則等の定めるところによって関係各部局が災害対策にあたります。

(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「津市災害対策本部に関する条例」並びに「津市災害対策本部に関する条例施行規則」で定めるところによります。

(5) 現地災害対策本部

被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をあて、組織及び所掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。

(6) 災害対策本部の代替機能

ア　本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位に変更します。

第１位　消防本部

第２位　安濃庁舎

第３位　美里庁舎

第４位　河芸庁舎

イ　各部（室）等は、本庁舎が被災した場合に備え、あらかじめ代替拠点を指定し、指定された代替拠点に参集します。

災害対策本部の予備施設への移動・設置フローチャート

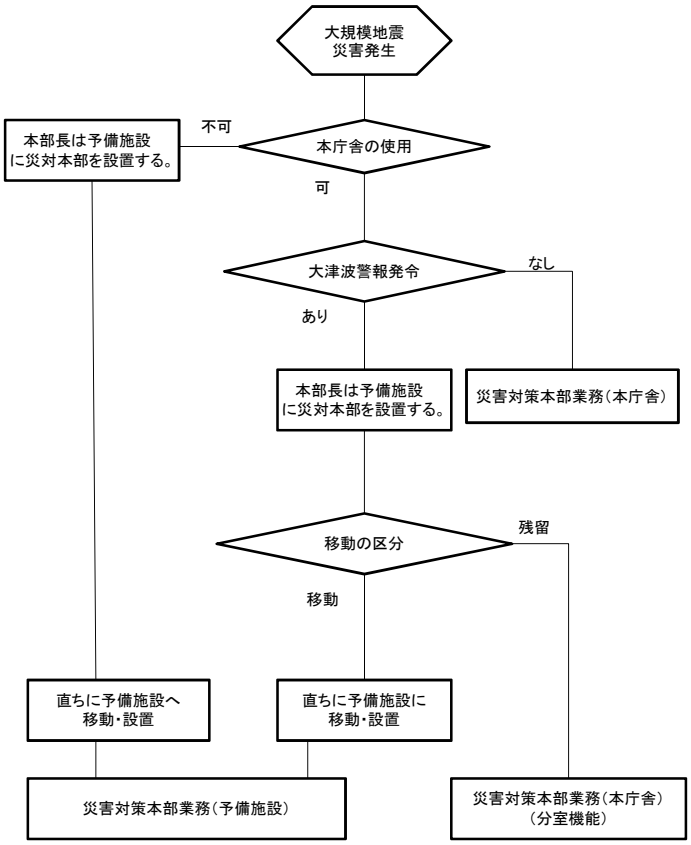

2　配備基準と動員体制の整備

(1) 配備基準（危機管理部）

災害の程度に応じ配備基準を定めます。（別表）

(2) 動員体制（各部、各総合支所）

各部室及び出先機関は、次の手順により動員体制を整備します。

ア　配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。

イ　配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員体制を決定します。

ウ　決定された動員体制をもとに、該当職員に職務分掌を周知します。

3　配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）

(1) 災害対策本部員は、職員参集メール、電話等により招集します。

(2) 夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備します。

(3) 夜間、休日等の勤務時間外において配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、招集の連絡がない場合であっても直ちに参集します。

(4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。

［風水害時の配備基準及び体制表］　　（別表）

	配備体制	配備人員	配　備　基　準
第１配備（準備体制）	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	１　津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。 （1）大雨注意報　（2）洪水注意報　（3）高潮注意報 ２　竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。
第２配備（警戒体制）	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外は自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）	１　津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報　(2)洪水警報 (3) 大雪警報　(4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報　(6)高潮警報２　津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨特別警報　(2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報　(4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報　(6) 大雪特別警報 ３　竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。
第３配備（非常体制）	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制とします。	全職員	市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。

［津市災害対策本部の組織］

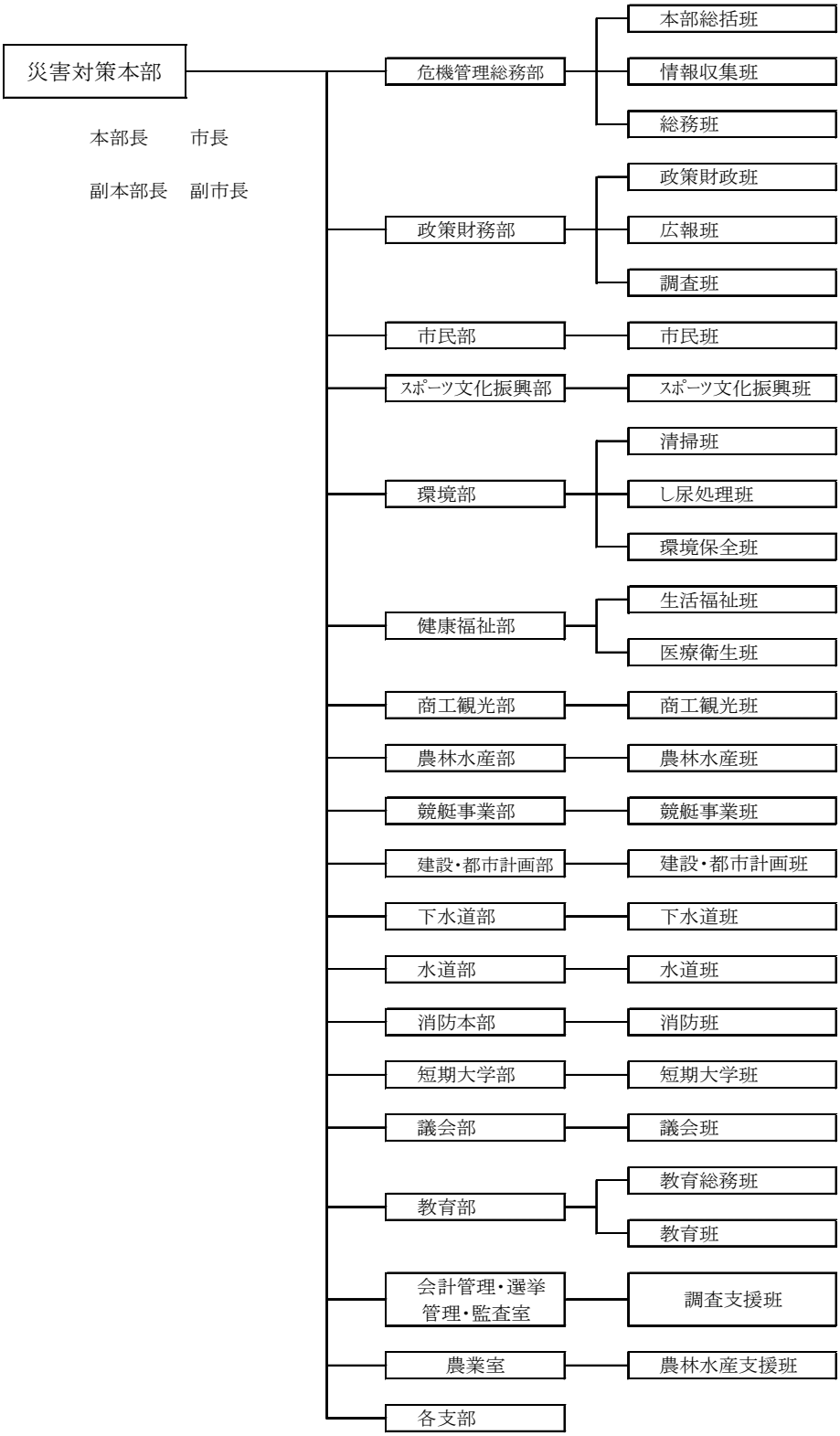

4　防災関係機関の体制の整備

防災関係機関相互において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については、必要に応じて応急対策に関し広域的な応援体制をとるように努めます。

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

第２節　情報の収集・伝達体制

○　災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

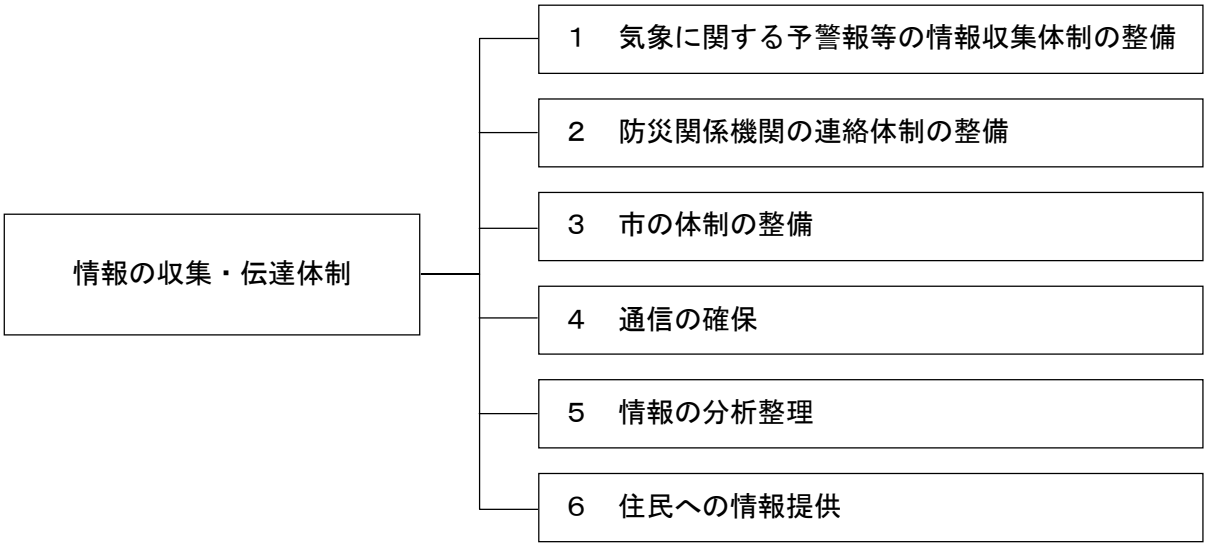

１　気象に関する予報及び警報等の情報収集体制の整備（危機管理部）

津地方気象台が発表する気象に関する予報及び警報等とともに、国、県、その他民間機関が設置する観測機器からの情報収集の充実・強化を図ります。

２　防災関係機関の連絡体制の整備

(1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
(2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
(3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

３　市の体制の整備（危機管理部、消防本部）

(1) 津市地域防災情報通信システムの整備
防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備及び充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。
(2) 住民への情報伝達
同報系防災行政無線、その他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。
(3) 初動配備の伝達
災害発生時に職員を参集させるための職員参集メール、電話等を活用し、迅速な初動配備の伝達

を図ります。

(4) 防災関係機関との情報の共有化

津市地域防災情報通信システム、三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。

(5) 消防救急無線の充実

(6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備及び充実

4　通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部）

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段の確保に努めます。

耐震性の強化、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線のデジタル化、ＣＡＴＶの整備

(2) 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、三重地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行います。

5　情報の分析整理（危機管理部、総務部）

(1) 分析者の確保

収集した情報を的確に分析する体制を整備します。

(2) 分析システムの整理

平常時から地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、災害時の的確な応急活動に資するよう活用します。

また、要配慮者者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布、活用可能な人材等の情報を収集します。

これらをＧＩＳ（地理情報システム）等を用いてデータベース化し、防災関係機関の相互利用が可能となるよう努めます。

6　住民への情報提供（政策財務部、危機管理部）

(1) 同報系防災行政無線、ホームページ、ＣＡＴＶの活用など多様な広報手段の整備を図ります。

(2) 放送事業者による被災者等への情報伝達

ア　災害時における放送要請について体制を整備します。

イ　放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を伝達します。

ウ　住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

(3) 同報系防災行政無線による情報伝達体制の構築

緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の屋外拡声子局からの音声等による放送は、気象条件や住環境等の影響を受けて聞き取りにくい場合があることを踏まえ、迅速かつ確実な情報伝達

を確保するため、市及び住民は以下のことに努めます。

ア　市は、「聞き取りやすい話し方の研究」「サイレン音源の改良」など同報系防災行政無線によるより伝わりやすい緊急放送技術を向上します。

イ　住民は、サイレン音が聞こえたら住宅等の窓を開けて放送内容に耳を傾けるなど、自ら情報を収集する態勢を整えます。また、市は平常時からそのことを周知啓発します。

ウ　市は、同報系防災行政無線の放送を補完する津市防災情報メールやファクス配信などのサービスの利活用を推進します。また、住民は、これらの補完サービスを積極的に利活用します。

第３節　職員の災害対応力向上

○　災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施するとともに、専門的な見地を踏まえた防災対策を推進します。

職員の災害対応力向上
- １　職員に対する防災研修の実施
- ２　職員を対象にした防災訓練の実施
- ３　被災地への職員派遣
- ４　津市防災アドバイザー制度の活用

１　職員に対する防災研修の実施（危機管理部）

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、自主的にかつ的確に対応することが極めて重要です。そのため、研修を実施し、基本的事項について職員に周知徹底します。

(1) 研修の内容

ア　津市地域防災計画

イ　災害対策本部の設置基準及び非常配備基準

ウ　非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚

エ　避難所の開設と運営についての職員の役割の明確化と役割意識の自覚

オ　活動要領

カ　気象、災害の特性についての知識

キ　過去の災害の事例

ク　その他必要な事項

２　職員を対象にした防災訓練の実施（各部、各総合支所）

(1) 訓練の内容

職員が災害発生時に速やかな行動が取れるように、シミュレーションや初期消火、救助・救急など即応性のある訓練を実施します。

ア　図上訓練

イ　初期消火、救助・救急等必要な実技訓練

ウ　所管する災害対応業務に関する訓練

エ　その他必要な訓練

３　被災地への職員派遣（危機管理部、各部）

大規模災害の被災地に対しては、災害の応急期や復旧・復興期に本市職員を派遣し、被災地の早期復興のための支援を行います。また、被災地で実際に業務に従事した経験を今後の本市の防災対策に活かせるよう努めます。

４　津市防災アドバイザー制度の活用（危機管理部）

学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的な見地からの助言を受け、災害対応力の向上を図ります。

第４節　広域的な相互応援体制の整備

○　市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町や防災関係機関等との相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化して広域的な協力体制を整備します。

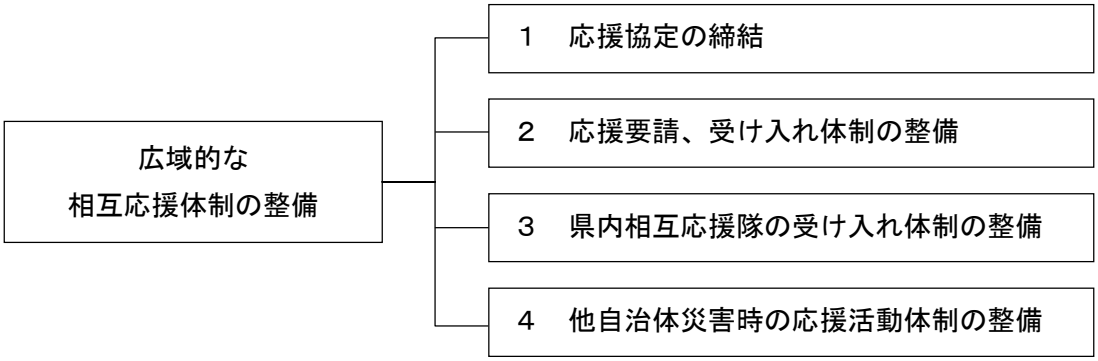

１　応援協定の締結（各部）

市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。

また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。

(1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん
(2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材等の提供及びあっせん
(3) 応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
(4) 医療職、技術職、技能職等の職員派遣
(5) 収容施設の提供及びあっせん

２　応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、災害時の応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに職員への周知徹底を図ります。

また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。

３　県内相互応援隊の受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部、消防本部）

「県内相互応援隊」による人命救助活動等の受け入れ体制の整備を図ります。

４　他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。

第５章　災害応急対策・復旧への備え

○　災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第１節　消火・救急・救助対策

○　被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。

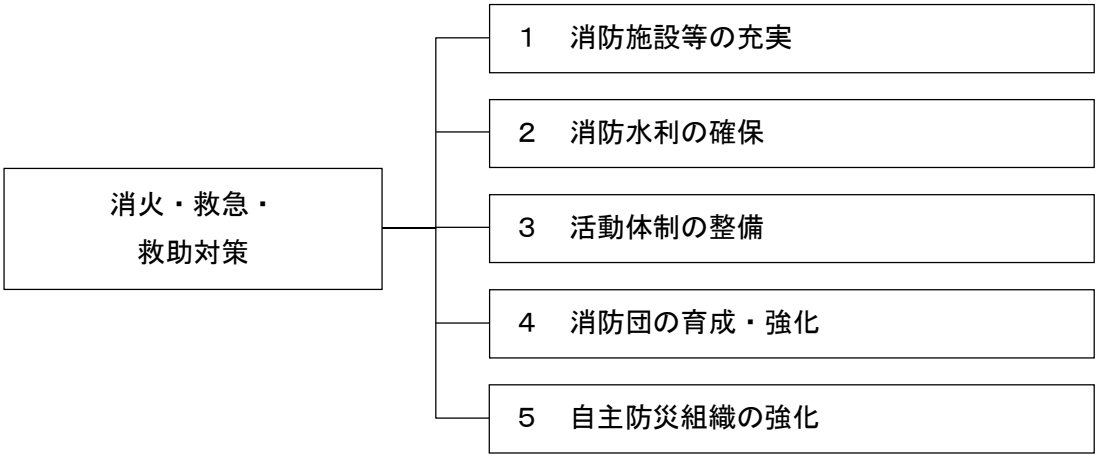

１　消防施設等の充実（消防本部）

「消防力の整備指針」（平成 12 年１月 20 日消防庁告示第１号）や地域の実情などを考慮し、人員、車両、資機材などを充実させるとともに、老朽化した消防庁舎を整備することにより、災害時の活動拠点施設としての機能向上を図ります。

２　消防水利の確保（消防本部）

(1)　「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を配置します。
(2)　河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

３　活動体制の整備（消防本部）

(1)　迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。
(2)　大規模災害時における適切な状況判断力と消火・救助技術の向上を図るための教育訓練に努めます。

４　消防団の育成・強化（消防本部）

消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進します。

５　自主防災組織の強化（消防本部、危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の初期消火体制の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため地域においては、自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進します。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

事業所においては、法令に基づく消火器等の取扱訓練を反復して実施します。また、地域の自主防災組織との連携を進めます。

(3) 救助体制の向上

要配慮者の名簿や居住者マップ等の作成が、当事者の同意を得て進むよう、地域の自主防災組織に対して支援を行い、救助・救出活動の備えを進めます。また、自主防災組織が災害時に十分な活動が行えるよう、資機材の整備、訓練等を総合的に推進します。

第２節　災害時医療対策

○　大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、医療機関と連携して、これに対応する医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進めます。

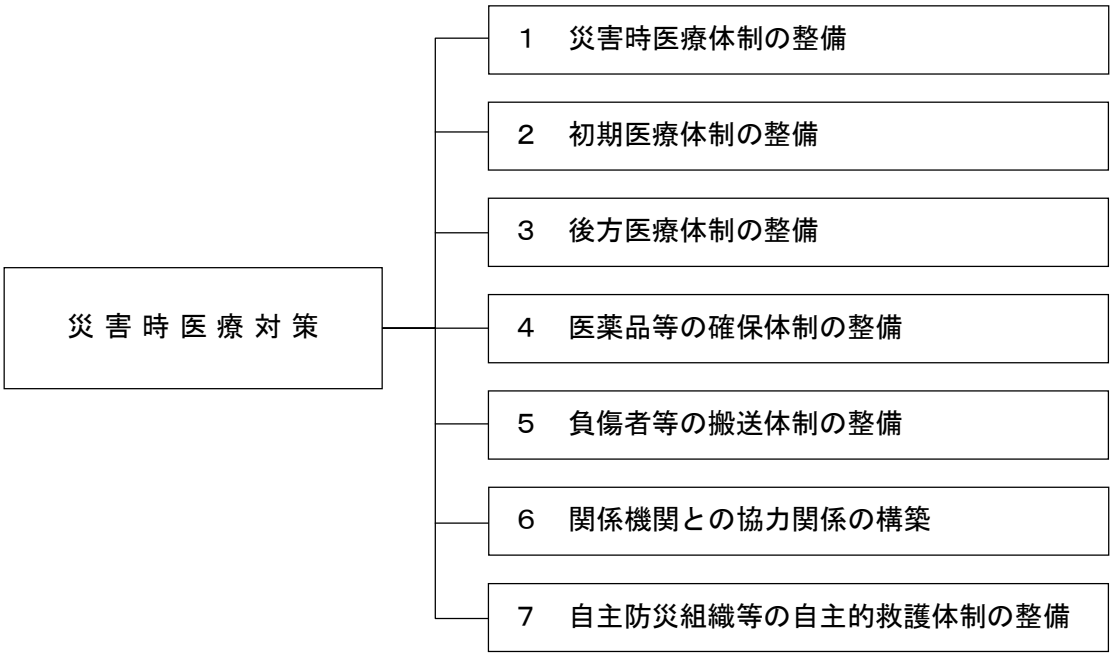

１　災害時医療体制の整備（健康福祉部）

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して、医療等を提供できるよう、市及び医療機関等は、災害時医療体制の整備に努めます。

２　初期医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療救護班の整備

災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師協会等の協力を得て編成する医療救護班の体制、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努めるとともにマニュアルの作成に努めます。

(2) 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

３　後方医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

医療救護所では対応困難な重傷者等については、後方医療施設に搬送し治療を行うことになります。そのため、多数の人命救助と医療救護を可能にするため、医療救護所におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び医療機関の役割分担の整備を進めます。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、医療情報システムの整備充実に努めます。

4　医薬品等の確保体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 医薬品等の備蓄

備蓄すべき医薬品等の品目等を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、避難所(備蓄場所)への災害対策用救急箱の配備を含めた、医薬品、医療用資機材の確保体制を整備します。

(2) 医薬品の調達

医薬品の調達のため、県及び医療関係機関等との協力関係の構築に努めます。

(3) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤については、三重県赤十字血液センター及び県等と連携し、確保に努めます。

(4) 医療用水の確保

医療救護所で必要となる医療用水の確保に努めます。

5　負傷者等の搬送体制の整備（健康福祉部、消防本部）

災害時における患者及び医療救護班の搬送体制と搬送手段の確保について整備します。

6　関係機関との協力関係の構築（健康福祉部、危機管理部）

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築します。

7　自主防災組織等の自主的救護体制の整備（危機管理部）

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されます。そのため、自主防災組織等は、応急救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があることを認識し、自主的救護体制の整備を推進します。

第３節　緊急輸送活動対策

○　災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。
○　重要な防災拠点を選定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。

緊急輸送活動対策
- １　輸送拠点の確保
- ２　輸送手段の確保
- ３　交通機能の確保

１　輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点（危機管理部）

他地域からの緊急物資等の受入一時保管等のために、広域輸送拠点の確保は重要です。

このため、伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートの機能を活用し、緊急物資等の円滑な受入や配送が可能となる広域輸送拠点の整備を推進します。

(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。

(3) 航空輸送の拠点（都市計画部）

災害発生時におけるヘリポートの役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要です。ヘリポートの管理者は、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう整備に努めます。

２　輸送手段の確保（政策財務部、危機管理部）

災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。

ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めを定めるよう努めます。

また、市は、三重県等と連携し、グラウンドや公園等を臨時ヘリポート候補地として確保しておくとともに、関係機関や地元住民等に対し、周知を図ります。

３　交通機能の確保（各施設管理者）

(1) 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。

(2) 災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要等を総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進めます。

(3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保でき

るよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。

第４節　緊急物資確保対策

○　災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。

緊急物資確保対策
- １　個人備蓄の促進
- ２　給水体制の整備
- ３　食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

１　個人備蓄の促進（危機管理部）

自主防災組織及び市民への啓発に努め、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生し、支援が遅れることに備えた一週間分以上の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を促進します。

２　給水体制の整備（水道局、危機管理部）

(1) 給水拠点の整備
水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など、給水拠点の整備を進めます。

(2) 応急給水の確保
配水池、非常用貯水槽等、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努めます。

(3) 応急給水資機材の確保
応急給水資機材について、必要量の調達体制の整備を進めます。

(4) 飲料水の備蓄
応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄するものとします。

(5) 災害時協力井戸の確保
災害時協力井戸を登録し、災害時における生活用水の確保に努めます。

３　食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部）

(1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定
食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。
備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。

(2) 食料、生活必需品等の備蓄
食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。

(3) 食料、生活必需品等の調達体制の整備

災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。

災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。

また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受け入れ及び応援を行うものとします。

第５節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備

○　災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制について整備します。

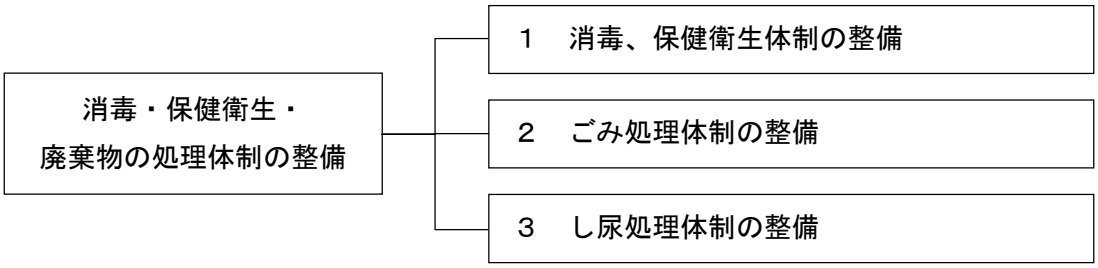

１　消毒、保健衛生体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 防疫班等の整備

災害時被災地においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疫病の発生が多分に予想されます。これを防止するため、被災地の感染症対策、衛生活動を迅速かつ的確に実施するための防疫班等を編成する必要があります。

この編成を円滑に行うため、平常時から、防疫班等の編成について検討しておくものとします。

(2) 薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者と予め協定を結んでおくなど協力体制を整備します。

なお、市においても常時備蓄に努めるものとします。

２　ごみ処理体制の整備（環境部）

(1) ごみ処理計画の策定

ア　被害状況に応じた、ごみの発生量の推計を行います。

イ　災害により排出されるものと日常生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推計するものとします。

(2) ごみの迅速な収集と処理の計画

ア　生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行います。

イ　建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、原則として所有者自らが行うこととします。

ウ　災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置場の選定を行い、仮置場を拠点にした収集・処理体制を整えます。

エ　民間の廃棄物処理施設の活用も含め、処分先を確保します。

(3) 協力体制の確保

ア　平常時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努めます。

イ　県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

３　し尿処理体制の整備（環境部、下水道部、危機管理部）

(1) し尿処理計画の策定

被害状況に応じたし尿処理量を推定し、作業計画を策定します。

(2) 緊急汲み取りの実施計画

浸水による被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に汲み取りを実施します。

(3) 仮設トイレ等の配置計画

ア　災害時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を進めます。

イ　要配慮者に配慮した計画とします。

ウ　津市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を進めます。

エ　避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。

オ　市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、浴槽等への水の溜置きに努めるものとします。

(4) 協力体制の確保

県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

第３編　災害応急対策計画

○　風水害や大規模火災などによる災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助措置について基本的な計画を定めます。
○　実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年必ず訓練などにより検証を行います。

第１章　災害時応急活動

○　体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第１節　活動体制の確立

○　的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。

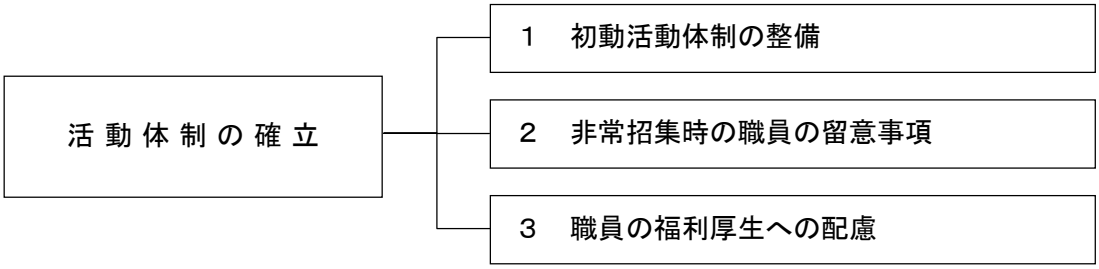

１　初動活動体制の整備

(1) 配備の伝達（危機管理部）

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合、災害対策本部各部・支部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で、職員参集メール、電話等により迅速に職員を非常招集し、初動活動体制を整えます。

《初動活動体制の連絡系統図》

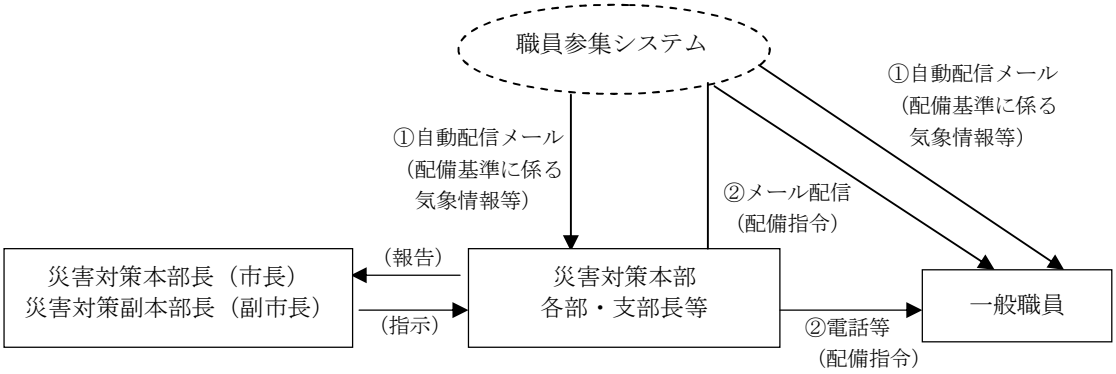

(2) 職員の動員・参集（各部、各総合支所）

ア　勤務時間外における職員の招集

(ｱ) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、職員参集メール等によるものとし、各部・支部は、あらかじめ各職員の参集場所及び配備体制を確立しておきます。

(ｲ) 参集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者を設定します。

イ　本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう準備します。

ウ　全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、本部から招集のない場合であっても自ら所属機関へ参集します。

エ　交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事します。

オ　緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要なため、各部・支部長は、職員参集システム等を活用し、職員の安否等を確認します。

カ　災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。
　また居住地域の被害が甚大で、地域の救護活動に従事する必要がある場合は必要な措置を講じた後に本部に参集します。

キ　夜間、休日等において第二配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した本庁あるいは支所至近距離に居住する職員を緊急要員として配備します。

(3) 動員状況の報告（各部、各総合支所）

各部長・支部長は職員の動員状況を速やかに把握し、以下の事項を危機管理総務部に報告します。

・部・支部、班名
・動員連絡済人員数
・動員連絡不能人員数及び地域
・登庁人員数
・登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
・その他

２　非常招集時の職員の留意事項（危機管理部）

夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について留意します。

(1) 出勤時の持ち物・服装等

出勤時には飲料水・食料などを持参し、防災活動に支障のない安全な服装等とします。

(2) 参集手段

災害時は、原則として徒歩、自転車等で参集することとし、気象状況や交通機関の運行状況・道路状況等を考慮して参集手段を判断する。

(3) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機

関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとります。

(4) 出勤途上の情報収集と報告

職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

施設を管理する部局にあっては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

(5) 第一・第二配備体制以外の職員の行動

非常体制以外で、配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、災害対策本部へ通報します。

また、いつでも配備に就けるよう待機します。

３　職員の福利厚生への配慮（総務部）

(1) 各部・支部は、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。

(2) 各部・支部は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより従事する職員の健康管理に努めます。

第２節　気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動

○　気象に関する予報及び警報、各種情報を関係機関、報道機関等と協力して、住民に速やかに伝達、周知します。

気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動	1　気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化

１　気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化（危機管理部、政策財務部、消防本部）

(1) 気象に関する予報、警報等の収集・伝達系統

気象に関する予報及び警報並びに各種情報の受領及び伝達系統は資料編のとおりとし、迅速かつ正確に行います。

(2) 気象に関する予報、警報等の市民への広報

市は、被害を及ぼす可能性のある情報を把握したときは、情報配信システム等を活用して、市民に対して速やかに伝達します。

(3) 収集する情報の種類とその内容

収集する気象に関する予報及び警報並びに各種情報は資料編のとおりです。

(4) 特別警報、警報及び注意報の基準

三重県における特別警報、警報及び注意報の基準は資料編のとおりです。

（※参考）三重県の細分区域（地図）は資料編に示します。

（※参考）気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領は、資料編に示します。

２　特別警報の周知（危機管理部）

市は、気象等の特別警報について、三重県等から通知を受けたとき又は自ら知ったときは、同報系防災行政無線、ホームページ、ＣＡＴＶ、メール・ファクス等により住民や官公署へ周知します。

第３節　災害情報の収集・伝達

○　市及び防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害状況を早期に収集して被害規模を把握します。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関に伝達します。

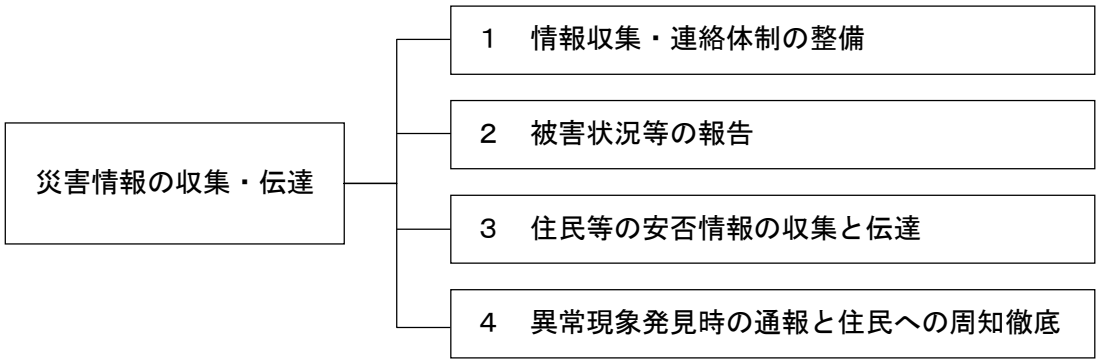

１　情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所）

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。

また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。

(1) 情報収集・連絡

市は、消防機関、警察署、自治会、自主防災組織その他防災関係機関からの情報入手、災害現地への職員派遣、職員の登庁途上での目視等により被災地や被害規模等の把握に努めます。

防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努めます。

また、収集した情報は迅速に災害対策本部に連絡します。

(2) 情報の連絡手段

市、防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。

(3) 情報の共有化

防災関係機関は、各種連絡手段を活用して情報の共有化を図ります。

(4) 必要な情報の種類

ア　災害の概況

(ｱ) 発生場所

(ｲ) 発生日時

(ｳ) 災害種別

イ　被害の状況

(ｱ) 人的被害、住居被害など

(ｲ) ライフラインの被害状況

ウ　応急対策の状況

(ｱ) 応援の必要性

(ｲ) 災害対策本部各部・支部の活動状況

(ｳ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況

(ｴ) 避難準備に必要な情報

(ｵ) 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）

(ｶ) 実施した応急対策

〔情報収集の流れ〕

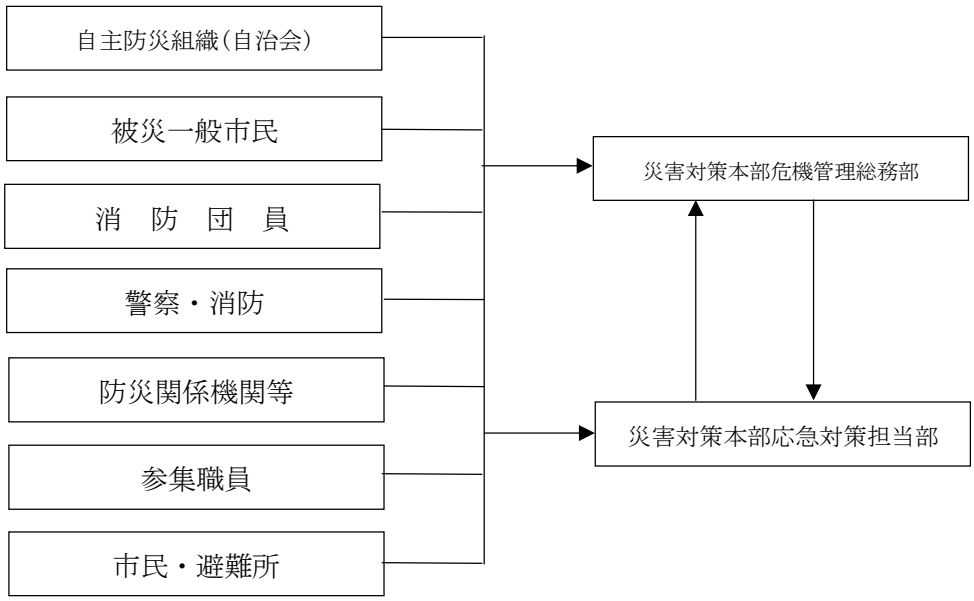

（参考）主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集します。

(1) 東海旅客鉄道株式会社

ア　昼間

広報室（℡ 052-564-2330）

イ　夜間

東海総合指令所（℡ 052-564-3686）

(2) 近畿日本鉄道株式会社

ア　平日の昼間

近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課（℡ 059-354-7021）

イ　平日の夜間及び土、日、祝日

近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課運輸指令

（℡ 059-354-7022）

鉄道路線全線

(3) 三重交通株式会社

ア　昼間

三重交通株式会社運転保安部運転指導課　（℡ 059-229-5537）

イ　夜間

三重交通株式会社中勢営業所　（℡ 059-233-3501）

バス路線全線

(4) 伊勢鉄道株式会社

伊勢鉄道株式会社本社　（℡ 059-383-2112）

(5) 津エアポートライン株式会社

津エアポートライン株式会社（℡ 059-213-6582）

２　被害調査の実施

(1) 調査の時期

ア　概況（初動）調査

全市的な被災状況を把握するためのもので、目視あるいは被害写真などにより、被害発生直後から３日以内に調査を行い、速報として報告する。

イ　中間調査

被害状況の変動に伴い、必要な事項につき、逐次調査を実施するものとする。調査時期は、災害発生後３～７日以内とする。

ウ　確定調査

国、県に対する確定報告、あるいは補助費申請の資料となるので、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとする。調査時期は、応急措置終了後 10 日から１ヶ月以内とする。

(2) 調査及び報告の内容

調査項目は、資料編の被害状況報告基準のとおりとします。

(3) 被害調査結果の集約

被害調査は、各部・支部単位で行い、各部・支部の庶務担当課は、各部・支部の調査結果を集約し、危機管理部に報告する。

危機管理部は、災害対策本部又は災害対策連絡会議に報告する。（災害対策本部廃止後は、市長に報告する。）

３　被害状況等の報告（危機管理部、消防本部）

(1) 災害の報告

災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防防第 267 号）に基づき県に報告します。

ただし、県に報告できないとき又は直接報告する必要がある場合は消防庁に連絡します。

※　三重県（津地方災害対策部）

FAX　059－227－3170

地域衛星 FAX　0-P-7-P-123-613

TEL　059－223－5013

地域衛星電話　TEL　7-123-611

※　消防庁

○平日・昼間（応急対策室）

FAX　03－5253－7537

地域衛星 FAX　0-P-7-P-048-500-90-49033

TEL　03－5253－7527

地域衛星電話　TEL　7-048-500-90-49013

○休日・夜間（応急対策室）

FAX　03－5253－7553

地域衛星電話 FAX　0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL　03－5253－7777

地域衛星電話　TEL　7-048-500-90-49102

○消防庁災害対策本部（情報集約班）

FAX　03－5253－7553

地域衛星電話 FAX　0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL　03－5253－7510

地域衛星電話　TEL　7-048-500-90-49175

(2) 報告責任者

ア　災害情報及び被害報告は災害対策の基本となるものです。そのため、あらかじめ指定された報告責任者は、各部・支部の災害情報及び被害情報等を災害対策連絡調整会議へ報告します。

イ　危機管理総務部情報収集班長は報告を取りまとめ、遅延なく津地域防災総合事務所に報告します。

(3) 報告の内容及び要領

ア　概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、資料編別表（１）に基づく内容とします。

特に、以下の(ｱ)～(ｵ)に該当する災害が発生した場合には速やかに報告します。

(ｱ) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(ｲ) 市が災害対策本部を設置したもの。

(ｳ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(ｴ) 災害による被害が軽微であっても、今後上記(ｱ)～(ｳ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。

(ｵ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

イ　災害速報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、資料編別表（２）及び別表（３）に基づく内容とします。

ウ　被害報告

(ｱ) 中間報告

前記ア・イの速報の段階において報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により県関係機関に報告します。

(ｲ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。報告要領は、(ｱ) 中間報告のとおりとします。

エ　報告基準

被害状況報告基準は、資料編のとおりとします。

(4) 災害報告系統

災害報告系統は、下図のとおりとします。

〔災害報告系統図〕

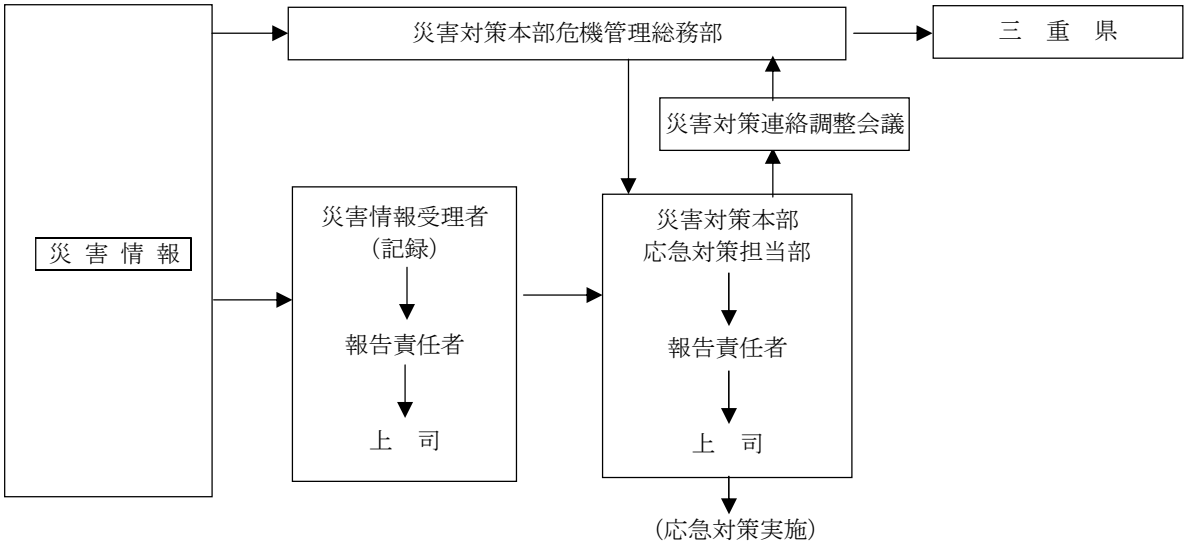

3　住民等の安否情報の収集と伝達（市民部、各総合支所）

災害対策本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努めます。

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、多数の者を収容する施設等における住民等の安否情報を集約します。

(2) 住　民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤルを活用し電話の輻輳の緩和に努めます。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知します。

また、自主防災組織は、収集した地域内住民の安否について自主防災組織の長を通じ災害対策本部へ報告します。

4　異常現象発見時の通報と住民への周知徹底（危機管理部、政策財務部）

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官に通報します。

通報を受けた警察官又は海上保安官及び施設管理者は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ、津地方気象台、県及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。

(1) 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防亀裂又は欠け、崩れ、堤防からの溢水など

(2) 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

(3) 異常気象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象

第４節　通信の確保

○　市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行い、通信の確保に努めます。
　また、防災関係機関相互の施設を利用し、協力して通信体制を確保します。

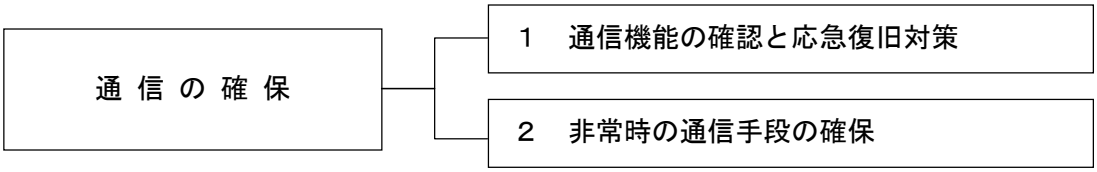

１　通信機能の確認と応急復旧対策（危機管理部、政策財務部）

(1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。

(2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して応急復旧に努めます。

２　非常時の通信手段の確保（危機管理部、政策財務部）

(1) 有線電話の優先利用
　西日本電信電話株式会社にあらかじめ登録した「災害時優先電話」を活用し、通信手段を確保します。

(2) 有線通信途絶の場合

ア　三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線を活用します。

イ　携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用します。

ウ　他の防災関係機関の有する無線通信施設を活用します。

エ　その他、非常通信協議会による無線通信設備の貸与制度や職員派遣による情報連絡等あらゆる手段を尽くして通信手段の確保に努めます。

第５節　応援要請

○　市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合は、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援を要請します。

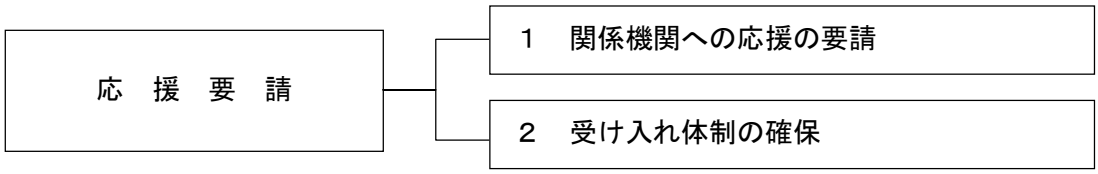

１　関係機関への応援の要請（危機管理部、総務部）

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県、他市町、指定地方行政機関等に対し、資料編に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請します。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等によって要請し、事後速やかに文書を送付します。

応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等の詳細は、資料編のとおりです。

２　受け入れ体制の確保（危機管理部、総務部、消防本部、商工観光部）

(1) 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町、その他関係機関等との情報交換を緊密に行います。

(2) 受入計画の策定

市は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保します。

また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、あらかじめ部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の確保について定めた受入計画を策定します。

なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを明確に伝えます。

第６節　広報活動

○　災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況などの災害関連情報を、報道機関の協力も得ながら要配慮者にも配慮し様々な手段で広報します。

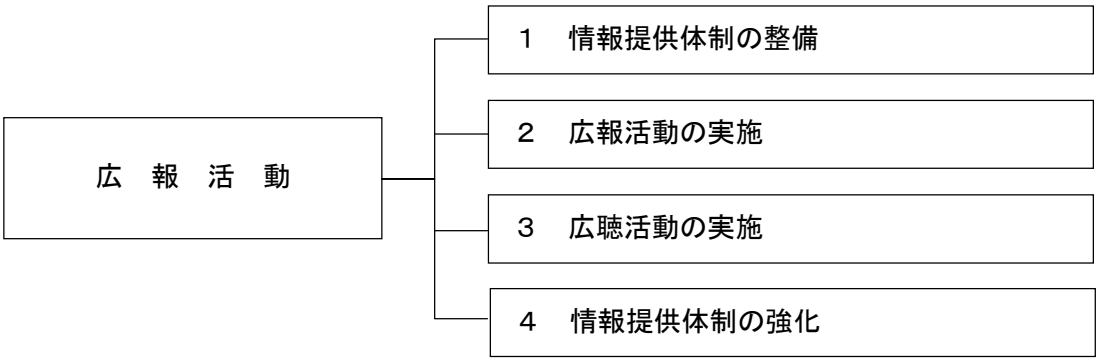

１　情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）

災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。

防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。

災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。

２　広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）

(1) 広報の内容

広報の内容は、下表のとおりとします。

情報の種類	主　な　内　容
被害状況	・人的、物的被害　・公共施設被害など
気象関連情報	・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・死亡者の情報
応急対策情報	・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況
生活情報	・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・仮設住宅　・住宅復興制度
医療情報	・診療可能施設　・心のケア相談
福祉情報	・救援物資　・義援金 ・貸付制度　・保育所の状況
教育情報	・学校等の状況
交通関連情報	・道路規制　・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・災害ごみ
ボランティア情報	・ボランティア活動情報
その他	・融資制度　・各種支援制度 ・各種相談窓口

(2) 広報手段

ア　報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供

イ　同報系防災行政無線（戸別受信機含む）

ウ　ＣＡＴＶ

エ　ホームページ

オ　携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）

カ　ファクス配信

キ　電話応答システム

ク　広報紙等の配布

ケ　広報車の巡回

コ　その他

(3) 広報の伝達系統

広報の伝達系統は、下図のとおりです。

〔市の同報系防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図〕

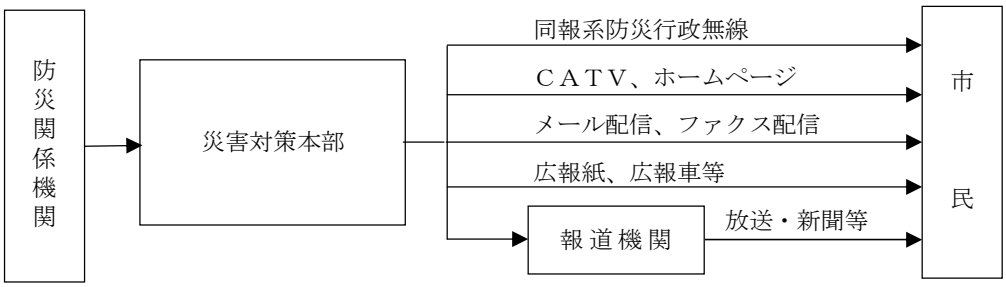

3　広聴活動の実施（市民部）

(1) 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等を反映させます。

(2) 相談窓口を開設し、市民等からの相談、問い合わせに対応します。

(3) 生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡します。

4　情報提供体制の強化（危機管理部、政策財務部）

(1) 情報発信の代行

サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ブログサイトを活用して代行発信をすることを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。

(2) ホームページのアクセスの負荷の分散

災害発生時等において、津市ホームページへのアクセスが集中してつながりにくくなった際に、災害に係る情報発信等に関する協定に基づきヤフー株式会社が同社のウェブサーバ上に津市のホームページと同じ内容の複製（キャッシュサイト）を設置し、ヤフーポータルサイト上でキャッシュサイトへの誘導を行います。これにより、津市ホームページへのアクセス負荷を分散し、津市ホームページへの接続障害やシステムダウンを防ぎます。

第７節　水防計画

○　市及び防災関係機関は、災害の発生を防ぐため、水防及び土砂災害の警戒活動を行います。
○　本節は、水防法第 33 条の規定に基づく津市水防計画を兼ねるものとします。

１　水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、下水道部、農林水産部、各総合支所）

(1) 実施機関

ア　指定水防管理団体

市の区域内における水防活動は、市が行います。

また、水防上公共の安全に重大な関係のある団体として、三重県知事から指定水防管理団体に指定されています。

イ　水防組織

市は、水防に関係のある注意報・警報等又は地震等により、水防活動を行う必要があると認められるときは、市内の水防活動を統括するための組織として災害対策本部を設置します。

ウ　消防団

消防団は、水防管理者（市長）の指示により、河川、海岸等の洪水、津波の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたります。なお、消防団の組織及び水防管轄は資料編のとおりとします。

(2) 水防倉庫及び資機材・土砂の備蓄状況

水防倉庫及び資機材等の備蓄状況は資料編のとおりとします。

(3) 水防活動の配備基準

第２編 第４章 第１節のとおりとします。

ア　水防組織配備基準

市の水防組織の配備基準は、風水害対策編第２編第４章第１節及び震災対策編第２編第４章第１節のとおりとします。

イ　消防団配備基準

種別	配　備　内　容	配　備　基　準
第一配備	消防団員は、緊急連絡がとれる体制を確保します。	１　大雨・洪水・高潮・津波注意報が発表され、危険が予想されるとき。 ２　豪雨や長雨などにより浸水や山･崖崩れ等のおそれがあり、水防の必要が予想されるとき。

種別	配　備　内　容	配　備　基　準
第二配備	消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保します。 なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、速やかに活動できる体制とします。	1　暴風、大雨、洪水、高潮、津波警報等が発表されたとき。 2　河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 3　豪雨や長雨等により浸水や山・崖崩れ等の危険があるとき。 4　気象状況により高潮の危険が予知されるとき。
第三配備	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とします。	1　風水害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 2　その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。

ウ　消防団動員計画

消防団長は、配備基準に基づき、団員の招集を行います。

(4) 情報伝達

ア　洪水等の場合

第３編 第１章 第２・３節のとおりとします。

イ　津波等の場合

津波対策編 第４章 第２節のとおりとします。

(5) 重要水防区域

ア　国の管理区間

(ｱ) 重要水防箇所の評定基準（案）

種別	重要度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 旧河川			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(ｲ) 重要水防区域等

本市における重要水防区域等は、資料編のとおりとします。

イ　県の管理区間

(ｱ) 重要水防箇所の評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
1．堤防高	①　溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所。	①　溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ②　実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③　河川改修計画による計画堤防高より低い箇所。 ④　災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所。	
2．堤防断面	①　破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が未施工の箇所。	①　破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ②　実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、欠壊、半欠壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③　堤防断面が標準断面より小さい箇所(堤防の法勾配が2割より急であったり天端巾が非常に小さい堤防)。	

種別	重要度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
3．法崩れ・すべり	①　法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	①　法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ②　法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
4．漏水	①　漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	①　漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ②　漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
5．水衝・洗掘	①　水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 ②　橋台取り付け部、その他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ③　波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	①　水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
6．工作物	①「河川管理施設等応急対策基準」にもとづく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所。 ②　橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）等以下となる箇所。 ③　護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所。	①　橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 ②　護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所。	
7．工事施工			①　出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
8．新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			①　新堤防で築造後３年以内の箇所。 ②　破堤跡又は旧川流の箇所。
9．陸閘			①　陸閘が設置されている箇所。

(ｲ) 重要水防区域等

本市における重要水防区域等は、資料編のとおりとします。

(6) 樋門、防潮扉、排水機場等の措置

ア　樋門、防潮扉、排水機場等の管理者又は操作責任者は、水防に関する予報、警報等が発表されたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じて適切な操作を行います。

イ　管理者又は操作責任者は、操作等について支障のないように常に整備点検を行います。

ウ　樋門、防潮扉、排水機場等は資料編のとおりです。

(7) ダム等の措置

ダムの管理者は、常に該当施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとします。

ア　水防上重要なダムは、次のとおりです。

ダム名	河川名	種別	所在地	幅高 連数	管理者又は 操作責任者	電話番号
君ヶ野ダム	八手俣川	堰堤	津市美杉町八手俣	H＝73.0 L＝323.0	三重県	059(262)3248
安濃ダム	安濃川	堰堤	津市芸濃町河内	H＝73.0 L＝212.5	三重県	059(265)4133

イ　操作の連絡

ダムの管理者から放流等の連絡があった場合は、次の連絡系統図に従って迅速確実に連絡するものとします。

(ｱ) 君ヶ野ダム事前放流連絡経路

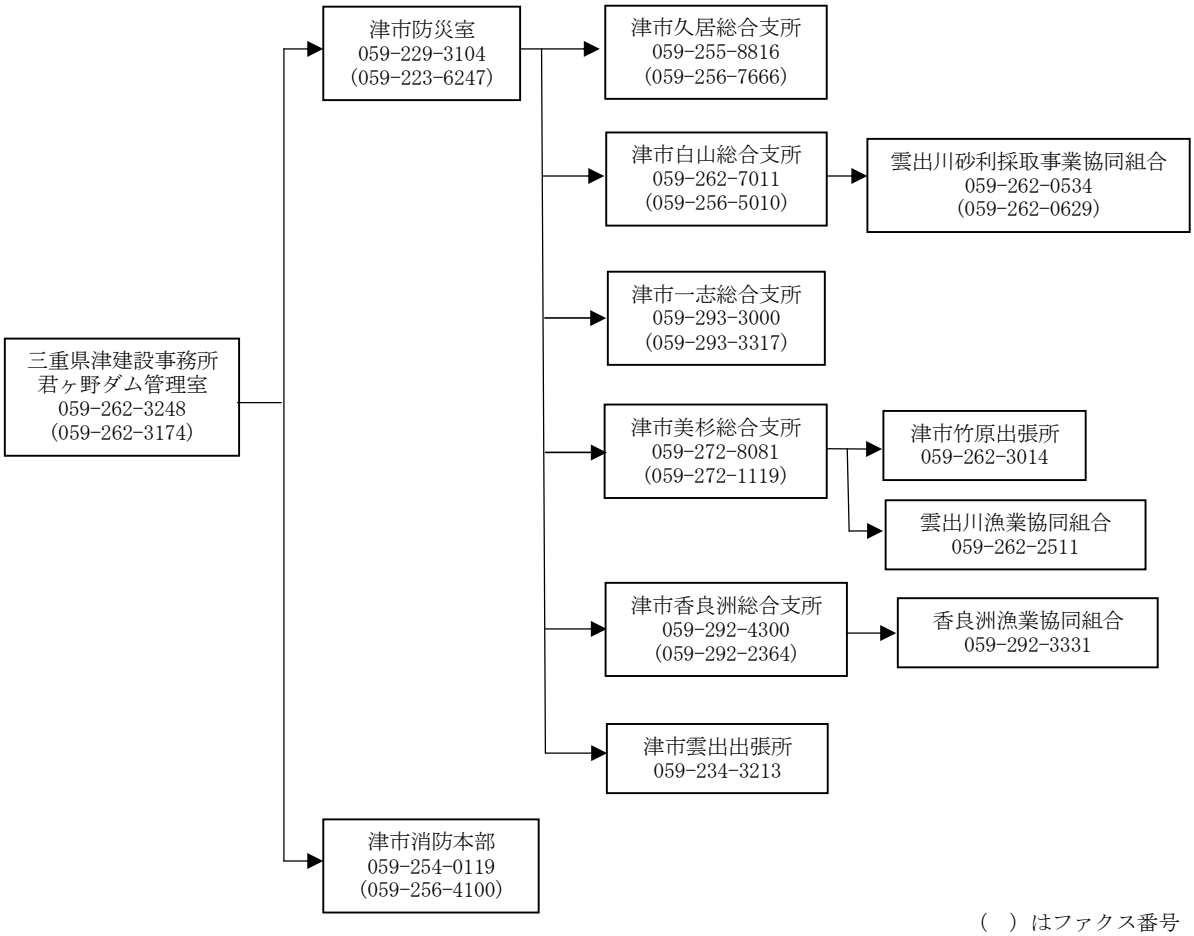

(　)はファクス番号

(ｲ) 安濃ダム放流連絡系統図

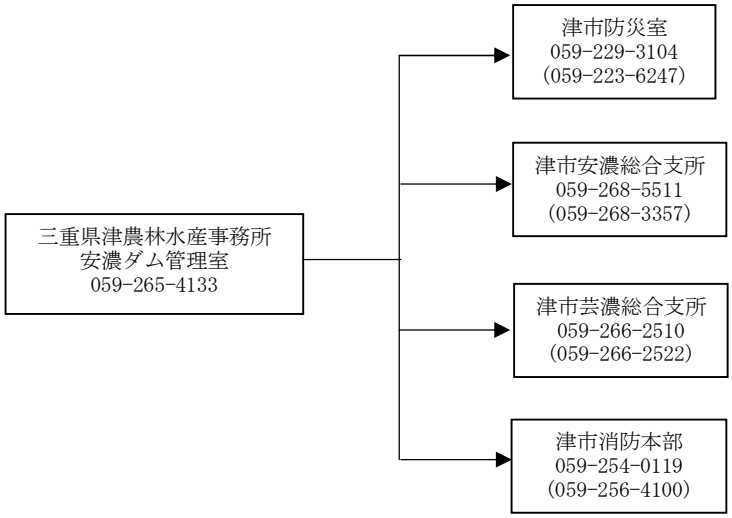

（ ）はファクス番号

(8) 避　難

第３編 第１章 第８節のとおりとします。

(9) 輸　送

第２編 第５章 第３・４節、第３編 第１章 第11節のとおりとします。

(10) 監視、警戒体制

ア　観　測

(ｱ) 水位の観測及び通報

a　水防管理者は、水防法第10条第1項の規定による洪水に関する予報の連絡を受けたときは、常に水防活動に対し的確な状況判断が下せるようにします。

b　水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び国・県から次の水位の連絡を受けたときは、各関係機関に対し通知します。

(a) 水防団待機水位（通報水位）

(b) 氾濫注意水位（警戒水位）

(c) 避難判断水位（特別警戒水位）

(d) 以後１時間ごとの水位

(e) 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき

(f) 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

(ｲ) 水位の測定

河川水位については、状況により建設・都市計画部及び消防本部の部員並びに消防団員等を派遣し、状況を把握しておきます。

(ｳ) 潮位の通報

水防管理者は、高潮又は津波のおそれが予知されるときは、関係機関と連絡をとり、潮位に関する情報を収集し、常に水防活動上的確な情勢判断が下されるようにします。

イ　洪水予報

水防法第10条第２項の規定により国土交通大臣が指定した区域（雲出川、雲出古川）については、三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で洪水予報を発表します。

この予報を受けたときは、必要に応じて水防体制に入るものとします。

(ｱ) 国土交通大臣と気象庁長官が洪水予報を発表する河川及び区域

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	雲出川	左岸	津市一志町大仰字下山 379 番１地先から海まで	三重河川国道事務所、津地方気象台
		右岸	津市一志町高野字二ノ筒 2006 番２地先から海まで	
	雲出古川	左岸	雲出川からの分流点から海まで	三重河川国道事務所、津地方気象台
		右岸	雲出川からの分流点から海まで	

(ｲ) 洪水予報の種類と概要

種　類		概　要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。 この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。

(ｳ) 洪水予報発表の対象とする水位観測所（基準地点）

河川名	観測所名	地先名	附近堤防高	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	計画高水位	発報担当者	受報担当者	連絡方法
雲出川	大仰	津市一志町大仰	7.00	4.00	4.70	6.16	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
雲出川	雲出橋	松阪市小野江町	8.50	3.00	3.70	6.74	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話

(ｴ) 洪水予報発令時の通信連絡系統図（図１）

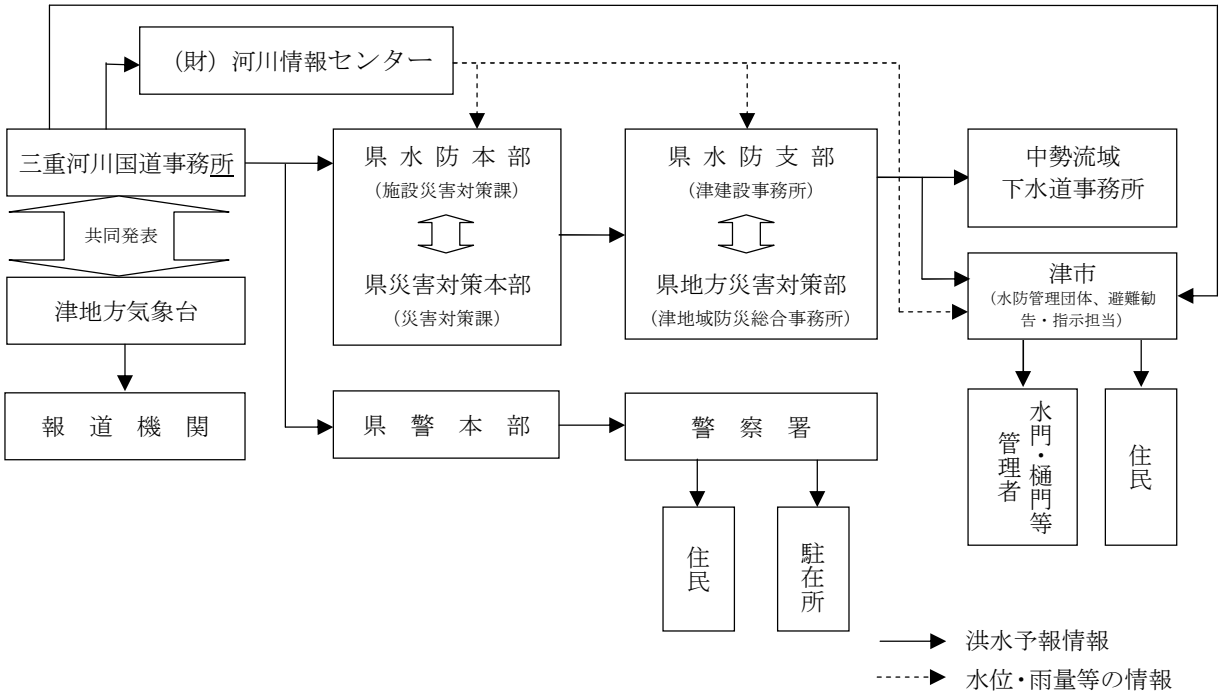

ウ　水位到達情報

水防法第 13 条に基づき、水位到達情報の通知を受けた場合は、情報を基に状況を適切に判断し、必要に応じ第３編第８節により、避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとします。

(ｱ) 国が行う水位情報の通知及び周知

a　水位周知河川の指定区域

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	波瀬川	左岸	津市一志町井関字名倉口 1529 番２地先から雲出川合流点まで	三重河川国道事務所
		右岸	津市一志町井関字西ノ垣内口 412 番地先から雲出川合流点まで	

b　水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

河川名	観測所名	地先名	付近堤防高	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	計画高水位	発報担当者	受報担当者	連絡方法
波瀬川	下川原橋	一志町井関	4.20	1.70	2.20	3.40	3.49	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話

c　水位情報の発表

避難判断水位（特別警戒水位）情報の発表基準は対象水位観測所の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達するか、又は避難判断水位（特別警戒水位）を越えるおそれがあるときとします。

また、水位が避難判断水位（特別警戒水位）を下回った場合についても発表するものとし、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知するものとします。

d　水位情報の通信連絡系統図（図２）

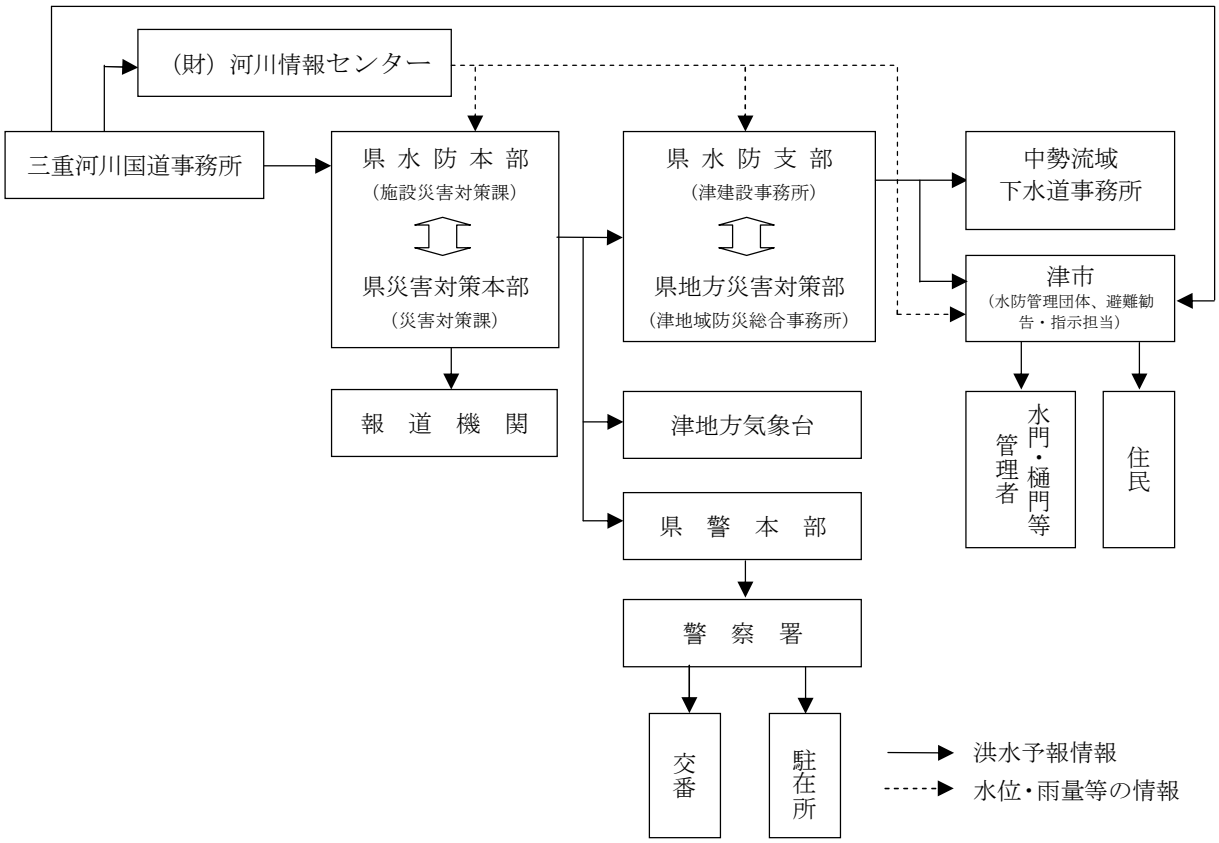

(ｲ) 県が行う水位情報の通知及び周知

a　水位周知河川の指定区域

河川名	左右岸の別	区域	延長（m）	建設事務所名	担当水防管理団体	
					指定有無	団体名
中ノ川	左	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700	鈴鹿 津	有	鈴鹿市 津市
	右	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700			
志登茂川	左	津市大里野田町から河口まで	8,800	津	有	津市
	右	津市大里野田町から河口まで	8,800			
横川	左	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400	津	有	津市
	右	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400			
安濃川	左	津市安濃町荒木から河口まで	12,000	津	有	津市
	右	津市安濃町粟加から河口まで	12,000			
美濃屋川	左	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400	津	有	津市
	右	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400			
岩田川	左	津市野田から河口まで	5,500	津	有	津市
	右	津市野田から河口まで	5,500			
相川	左	津市久居明神町から河口まで	4,000	津	有	津市
	右	津市久居明神町から河口まで	4,000			
雲出川	左	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600	津	有	津市
	右	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600			

b　水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知　　上段（　）はTP

河川名	水位観測所名	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	氾濫危険（危険）水位	発表担当者	受報担当者	連絡方法
中ノ川	三宅	(9.530) 1.00	(10.730) 2.20	(12.230) 3.70	(12.930) 4.40	鈴鹿建設事務所長	鈴鹿市長 津市長	加入電話
志登茂川	今井	(1.740) 1.81	(2.240) 2.31	(2.460) 2.53	(3.090) 3.16	津建設事務所長	津市長	加入電話
横川	栗真小川	(0.960) 1.72	(1.090) 1.85	(1.430) 2.19	(1.430) 2.19	津建設事務所長	津市長	加入電話
安濃川	一色	(7.080) 2.30	(7.580) 2.80	(8.020) 3.24	(8.900) 4.12	津建設事務所長	津市長	加入電話
美濃屋川	長岡	(5.230) 1.10	(5.450) 1.32	(6.630) 2.50	(6.970) 2.84	津建設事務所長	津市長	加入電話
岩田川	野田	(1.200) 1.20	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	(2.420) 2.42	津建設事務所長	津市長	加入電話
相川	藤方	(0.110) 2.18	(0.630) 2.70	(2.300) 4.37	(2.840) 4.91	津建設事務所長	津市長	加入電話
雲出川	元小西	(149.170) 1.92	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	(151.020) 3.77	津建設事務所長	津市長	加入電話

c　水位情報の発表

避難判断水位（特別警戒水位）情報は、三重県水防支部長がこれを発信するものとします。ただし、三重県水防本部の指示に基づき、三重県水防支部長が発信する場合もあります。

避難判断水位（特別警戒水位）情報の発信については、三重県水防計画の発令・報告と同様の手段により関係者に通知し、特に付近住民に対する避難の目安となるよう周知に努めなければならないものとします。

d　水位情報の通信連絡系統図（図３）

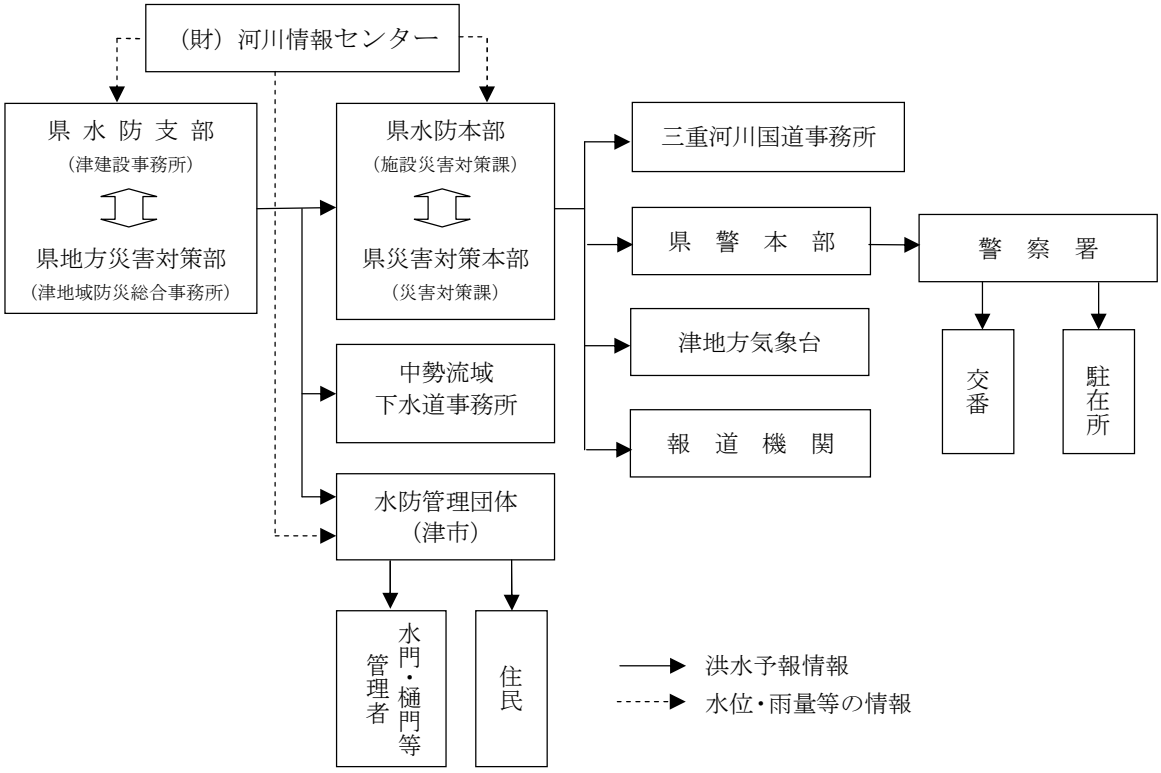

エ　水防警報

水防法第 16 条の規定に基づき、水防警報の通知を受けた場合は、第２編第４章第１節の体制により対応するものとします。

(ｱ) 国が発する水防警報

a　水防警報を発する河川及び区域

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	雲出川	左岸	津市一志町大仰字下山 379 番１地先から海まで	三重河川国道事務所
		右岸	津市一志町高野字二ノ筒 2006 番２地先から海まで	
	波瀬川	左岸	津市一志町井関字名倉口 1529 番２地先から幹川合流点まで	三重河川国道事務所
		右岸	津市一志町井関字西ノ垣内口 412 番地先から幹川合流点まで	
	雲出古川	左岸	雲出川からの分流点	三重河川国道事務所
		右岸	雲出川からの分流点	

b　水防警報発令の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先名	附近堤防高	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	計画高水位	発報担当者	受報担当者	連絡方法
雲出川	大仰	津市一志町大仰	7.0	4.00	4.70	6.16	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
	雲出橋	松阪市小野江町	8.50	3.00	3.70	6.74	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
波瀬川	下川原橋	津市一志町井関	4.60	1.70	2.20	3.49	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
雲出古川	雲出橋	松阪市小野江町	8.50	3.00	3.70	6.74	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話

c　水防警報発令の段階と範囲

(a) 警報の種類・内容および発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出勤等に関するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況および河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況および河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの	適宜

(b) 範囲

河川名	量水標名	待機	準備	出動	解除	情報
雲出川	大仰	-	氾濫注意水位（警戒水位）4.70mをもって準備とする	出動水位 5.00mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき
	雲出橋	-	氾濫注意水位（警戒水位）3.70mをもって準備とする	出動水位 4.00mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき
波瀬川	下川原橋	-	氾濫注意水位（警戒水位）2.20mをもって準備とする	出動水位 2.30mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき
雲出古川	雲出橋	-	氾濫注意水位（警戒水位）3.70mをもって準備とする	出動水位 4.00mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき

d　水防警報の通信連絡系統図

水防警報の通信連絡系統図は、図２のとおりです。

(ｲ) 県が発する水防警報

a　県が水防警報を発する河川及び区域

河川名	左右岸の別	区域	延長（m）	建設事務所名	担当水防管理団体	
					指定有無	団体名
中ノ川	左	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700	鈴鹿津	有	鈴鹿市津市
	右	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700			
志登茂川	左	津市大里野田町から河口まで	8,800	津	有	津市
	右	津市大里野田町から河口まで	8,800			
横川	左	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400	津	有	津市
	右	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400			
安濃川	左	津市安濃町字荒木から河口まで	12,000	津	有	津市
	右	津市安濃町字北出から河口まで	12,000			
美濃屋川	左	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400	津	有	津市
	右	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400			
岩田川	左	津市五軒町から河口まで	5,500	津	有	津市
	右	津市大字野田から河口まで	5,500			
相川	左	津市久居明神町から河口まで	4,000	津	有	津市
	右	津市久居明神町から河口まで	4,000			
雲出川	左	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600	津	有	津市

	右	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600			

b　水防警報の発令の対象となる水位観測所　　上段（　）はTP

河川名	水位観測所名	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	氾濫危険（危険）水位	発表担当者	受報担当者	連絡方法
中ノ川	三宅	(9.530) 1.00	(10.730) 2.20	(12.230) 3.70	(12.930) 4.40	鈴鹿建設事務所長	鈴鹿市長 津市長	加入電話
志登茂川	今井	(1.740) 1.81	(2.240) 2.31	(2.460) 2.53	(3.090) 3.16	津建設事務所長	津市長	加入電話
横川	栗真小川	(0.960) 1.72	(1.090) 1.85	(1.430) 2.19	(1.430) 2.19	津建設事務所長	津市長	加入電話
安濃川	一色	(7.080) 2.30	(7.580) 2.80	(8.020) 3.24	(8.900) 4.12	津建設事務所長	津市長	加入電話
美濃屋川	長岡	(5.230) 1.10	(5.450) 1.32	(6.630) 2.50	(6.970) 2.84	津建設事務所長	津市長	加入電話
岩田川	野田	(1.200) 1.20	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	(2.420) 2.42	津建設事務所長	津市長	加入電話
相川	藤方	(0.110) 2.18	(0.630) 2.70	(2.300) 4.37	(2.840) 4.91	津建設事務所長	津市長	加入電話
雲出川	元小西	(149.170) 1.92	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	(151.020) 3.77	津建設事務所長	津市長	加入電話

c　警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出勤等に関するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、または達し、なお増水の恐れがある場合
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの。	適宜
避難判断（特別警戒）水位情報	市長が発令する避難勧告・指示の参考とするもの。	水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合

※　各河川の氾濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位（特別警戒水位）については、前記ｂの「水防警報の発令の対象となる水位観測所」に記載のとおりです。

d　水防警報の通信連絡系統図

水防警報の通信連絡系統図は、図３のとおりです。

オ　堤防の巡視及び警戒

(ｱ) 巡　視

a　水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防法第９条の規定に基づき、随時、区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。

b　堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水及び高潮に備えます。

(a) 樋門、防潮扉等の点検

(b) 角落と資材の保管状況の確認

(c) 堤防等の点検

(ｲ) 警　戒

水防管理者は、大雨・洪水・高潮に関する予報及び警報等が発表された場合、又は必要と認められる場合は、重要水防区域等の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所並びに既往の

災害箇所、その他重要な箇所を重点に警戒し、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、水防作業を行います。

a　堤防の裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

b　堤防表のりで水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

c　堤防天端の亀裂又は沈下

d　堤防溢水

e　樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の異常

f　橋りょう及びその他の構造物と堤防とのとり付け部分の異常

カ　出　動

(ｱ) 災害対策本部員

災害対策本部各部、各班は互いに協力して水防活動を行います。

(ｲ) 消防団員

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、上昇のおそれがあるときは、水防管理者の出動指令により、直ちに出動して、警戒又は水防活動を行います。

キ　安全配慮

水防活動従事者においては、ライフジャケットの着用や、通信機器の携行など、団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。

津波による浸水の恐れがある場合は、安全な場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の避難を優先します。

ク　居住者等の水防活動

水防管理者又は消防機関の長は、水防法第 24 条の規定により、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者等に協力を求め、水防活動に従事させます。

ケ　水防工法

工法を選択するにあたっては、堤防の組成材、流速、法面、護岸等の状態及び原因等を勘案し、最も効果的でかつ使用材料がその近くで得易い工法で施工します。

コ　水防資器材の調達

水防資器材は関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じたときは災害対策本部の指示により非被災地区の水防倉庫から調達します。さらに不足する場合は、災害応援協定を活用するなどして、水防資機材を調達します。

サ　決壊等の通報並びに措置

(ｱ) 堤防、橋りょうその他の施設が決壊、損壊したとき、又はそのおそれがあるときは、災害対策本部員等現場にある者は電話その他適切な方法により水防管理者に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため、必要な措置を講じます。

(ｲ) 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに区域住民、警察署長、河川管理者に通知します。

シ　避難のための立退き

第３編第１章第８節のとおりとします。

ス　応　援

(ｱ) 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体の行う水防のための活動に

下記の協力を行うものとします。

【中部地方整備局】

a　水防管理団体に対して、河川に関する情報（雲出川水系の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

b　重要水防箇所の合同点検の実施

c　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

d　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

e　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

【三重県】

a　河川に関する情報の提供

b　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

c　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(ｲ) 警察官の応援要請

水防管理者は、水防法第 22 条の規定により、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対し警察官の出動を要請します。

(ｳ) 隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防法第 23 条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を要請します。

(ｴ) 自衛隊の応援要請

水防管理者は、大規模の応援が必要であると認める緊急事態が生じたときは、県災害対策本部長を通じて自衛隊の出動を要請します。

(ｵ) 社団法人三重県建設業協会の応援要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、一般社団法人三重県建設業協会に協力を要請します。

セ　水防解除

水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議の上これを解除します。また、消防団についても同様とします。

(ｱ) 国土交通省及び三重県が発表する水防警報の解除

(ｲ) 気象台が発表（又は通報）する気象・洪水・高潮・津波に関する特別警報・警報・注意報の解除

ソ　水防報告

(ｱ) 水防管理者は、次の場合直ちにその概要を県水防支部に報告します。

a　氾濫注意水位（警戒水位）に達し、又はそれ以外の場合で水防関係者が出動したとき。

b　水防作業を開始したとき。

c　他の水防管理者に応援を要請したとき。

d　堤防、樋門、ため池等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生したとき。

(ｲ) 水防管理者が水防解除を指令したときは、消防団長等及び警察署長に連絡し、住民に周知を図るとともに、県水防支部長に報告します。

(ｳ) 水防顛末報告

水防管理者は、水防活動終結後、直ちに次の事項を取りまとめ、県水防支部長を経由して、知事に報告します。

a　気象及び水防状況

b　警戒出動及び解散命令時期

c　消防団員等の出動時刻及び人員

d　堤防その他諸施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果

e　水防作業の状況

f　使用水防資器材の種類及び員数

g　水防法第 28 条の規定に基づき公用負担を命じた資材等の種別、数量及び使用場所

h　応援の状況

i　居住者の出動状況

j　警察の応援状況

k　現場指揮者の職氏名

l　立ち退きの状況及びそれを指示した理由

m　水防関係者の死傷の有無

n　功労のあった者の職、氏名及びその功績の内容

o　今後の水防施策上、改善を要すると認められる事項及びその要旨

p　所見

q　その他必要と認められる事項

タ　水防信号及び標識

水防信号並びに標識規則（昭和 24 年三重県規則第 76 号）に基づき、次の水防信号及び標識を使用します。

(ｱ) 水防信号は、次の各号に掲げます。

a　第１信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

b　第２信号は、消防団の全員が出動すべきことを知らせるもの

c　第３信号は、水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

d　第４信号は、必要と認める区域内の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

e　第５信号は，水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、増水のおそれがなくなったことを知らせるもの

(ｲ) サイレン等による水防信号は、下表の方法に従い発します。

［水防信号の種類］

区　　分	種類	警鐘信号	サイレン信号	その他の信号
第１信号	氾濫注意水位(警戒水位) 信号	休　休 ●　●　● 止　止	約５秒　約５秒　約５秒 休止　休止 約 15 秒　約 15 秒	掲示板 氾濫注意水位 （警戒水位） 発令中
第２信号	出動信号	●－●－● ●－●－● ●－●－●	約５秒　約５秒　約５秒 休止　休止 約６秒　約６秒	吹き流し （白地に青色）
第３信号	水防管理団体の区域内の居住者出動信号	●－●－●－● ●－●－●－● ●－●－●－●	約 10 秒　約 10 秒　約 10 秒 休止　休止 約５秒　約５秒	
第４信号	避難信号	乱　打	約１分　約１分　約１分 休止　休止 約５秒　約５秒	旗 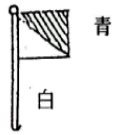
第５信号	洪水警報 解除信号	●　●－● ●　●－● １点と２点の斑点		形状大きさは適宜

a　信号は、適宜の時間継続します。

b　必要に応じて、サイレン信号等により伝達します。

(ｳ) 前記(ｱ)に掲げる「氾濫注意水位（警戒水位)」は、資料に示すとおりとします。

(ｴ) 前記(ｲ)による「第４信号」は、水防法第 29 条の規定に基づき発します。

(ｵ) 車両等に対する優先通行の標識は、次のとおりとします。

a　車両等の標識

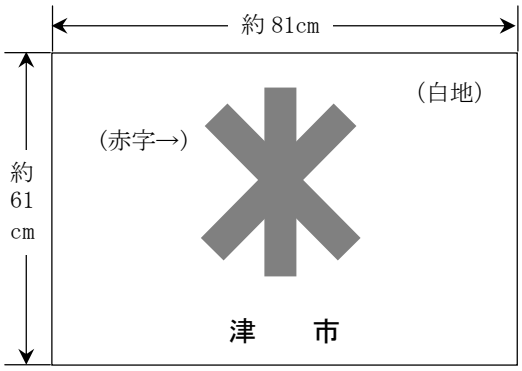

b　職員の標識

現場に赴く職員は、次の腕章を着用します。

チ　水防訓練

水防訓練は、水防法第 32 条の２に基づき、次の項目について消防機関、自主防災組織等が毎年、各種水防工法及び避難等の訓練を実施します。

(ｱ) 実施要領

観測（水位、潮位、雨量）

通報（電話、伝達）

動員（消防団の動員、居住者の応援）

輸送（資材、人員）

工法（各水防工法）

樋門の操作法

避難・立ち退き（危険区域居住者の避難）

救援救護（災害対策本部の活動準備体制）

(ｲ) 実施の時期

指定水防管理団体の水防訓練は、毎年７月末日までに１回以上実施します。

第８節　避難対策活動

○　災害発生時に危険から逃れるためには、住民自らが自主的に避難することを基本とします。
　市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行います。
　また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。

避難対策活動

- １　住民の避難
- ２　広報
- ３　緊急的な避難誘導
- ４　避難準備情報
- ５　避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限
- ６　避難の一般的基準
- ７　災害対策基本法第 60 条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」
- ８　避難のための立ち退き
- ９　避難指示等の伝達方法
- 10　警戒区域の設定
- 11　避難所の開設
- 12　避難所の管理運営

○　避難指示等の根拠法と実施責任者
- 災害対策基本法第 60 条（市、県）
- 地すべり等防止法第 25 条（県）
- 警察官職務執行法第 4 条（警察）
- 災害対策基本法第 61 条（警察、海上保安部）
- 水防法第 29 条（県、水防管理者）
- 自衛隊法第 94 条（自衛隊）

１　住民の避難（危機管理部、各総合支所）

「避難行動」は、いのちを守るという観点から、危険を回避することを最優先に、状況に応じた避難の時期や方法、避難する場所を適切に選択します。

(1) 適切な避難行動

避難に当たっては、的確な情報収集を行い、地域特性に応じた早期避難を心がけます。

避難所への避難が困難で付近が冠水しているような場合には、屋外移動を避けて従来の避難所へ避難するだけでなく、自宅などに留まる「待避」や、屋内の２階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど少しでも安全な方法を選択し、避難します。また、土砂災害のおそれがある場合は、できるだけ周囲の堅牢な建物に避難し、建物内では、２階以上かつ斜面と反対側の部屋に移動します。

(2) 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には予め自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」や避難準備情報に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。

なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。

(3) 避難勧告又は避難指示による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

２　広報（政策財務部、危機管理部）

市は、予め定めた広報の計画により、気象に関する予報及び警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報します。

３　緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所）

集中豪雨など急な災害が発生し、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会と協力し、予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。

４　避難準備情報（危機管理部）

市は、氾濫注意水位（警戒水位）に達する等により、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に発令し、避難行動要支援者等を伴い避難を開始することを促します。

5　避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

実 施 者	災害の種類	要　　件	根拠法令
市　　長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条
知　　事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条
警 察 官 (指 示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法 第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第 4 条
知事、その命を受けた職員 (指　示)	洪　　水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 22 条
	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条
自 衛 隊 (指 示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

6　避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。

(1) 河川等が避難判断水位（特別警戒水位）等を突破し、河川等の氾濫のおそれがあるとき
(2) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき
(3) 爆発のおそれがあるとき
(4) 火災が拡大するおそれがあるとき
(5) その他、市民等の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき

7　災害対策基本法第 60 条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」（危機管理部）

(1) 避難勧告又は避難指示

避難勧告又は避難指示は、次の内容を明示して行います。

ア　避難を必要とする理由
イ　避難勧告又は避難指示の対象となる地域
ウ　避難する場所
エ　注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

(2) 避難誘導

ア　市は、避難勧告又は避難指示を行ったときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、予め定めた避難誘導計画に基づき、迅速に避難行動要支援者者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。

イ　市は、孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて応援を要請します。

ウ　市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町又は県へ避難者の誘導及び移送

の実施又はこれに有する要員及び資機材につき応援を要請します。

(3)　避難勧告等の判断に関する関係機関の助言（災害対策基本法第 61 条の 2）

避難勧告等の発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や都道府県等の関係機関に助言を求めます。

避難勧告等の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。

8　避難のための立ち退き（危機管理部）

(1) 立ち退き又はその準備の指示（水防法第 29 条）

ア　堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合、市長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。

イ　市長は当該区域を管轄する警察署長に通知します。

ウ　市長は、実施した内容を県に報告します。

(2) 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

洪水、高潮又は地すべりにより非常に危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたときは、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを勧告又は指示します。

9　避難指示等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）

(1) 同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、ＣＡＴＶ、広報車などにより周知徹底します。

(2) 必要に応じ、報道機関に放送を要請します。

(3) 周知徹底のため、消防団、自主防災組織等の戸別訪問によるきめ細かな伝達にも努めます。

(4)避難行動要支援者と一緒に避難できるよう、地域が一体となって効果的な広報を行います。

(5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。

＜避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン＞

内容	サイレン等パターン
避難準備情報 （チャイム音＋音声放送）	「上り４音チャイム」×２回 （音声放送後は「下り４音チャイム」×１回）
避難勧告 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】　（休止）　【吹鳴】 【５秒】　（６秒）　【５秒】

避難指示 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●――――●……●――――●……●――――● 【３秒】（２秒）【３秒】（２秒）【３秒】

(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。

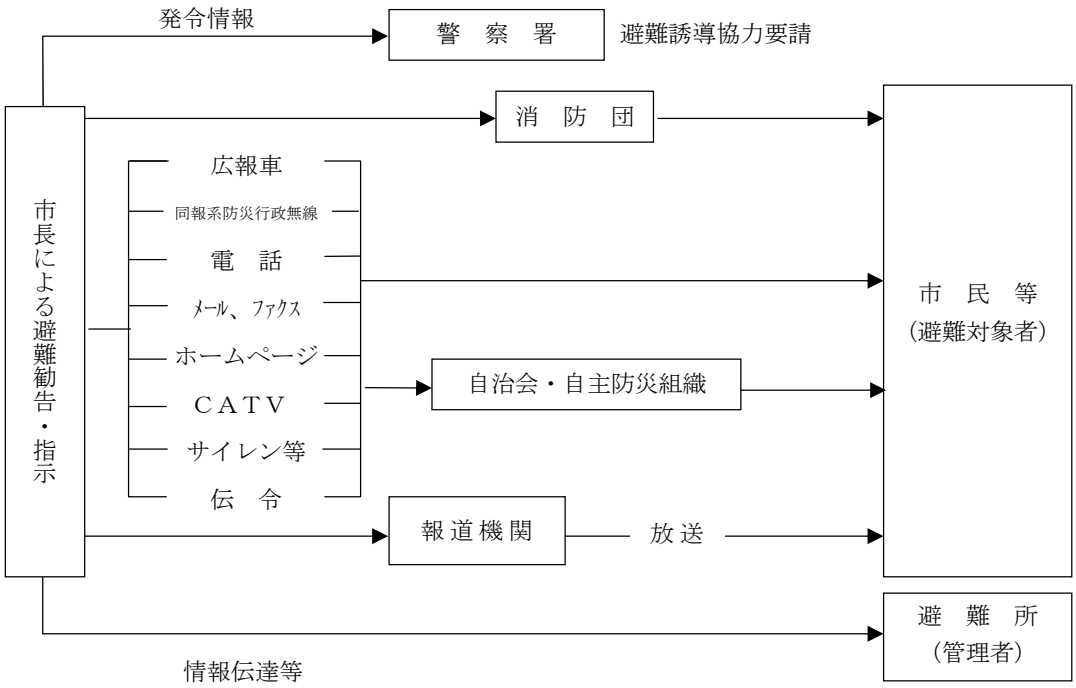

10　警戒区域の設定（危機管理部、消防本部）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命じます。

(2) 警察官は、市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。

ア　避難の指示が対人的にとられていて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は地域的にとらえて、立入制限、禁止、退去命令によりその地域の居住者の保護を図ろうとするものであること。

イ　警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使するものであること。

ウ　警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（災害対策基本法第 116 条第２号）ことになっており、避難の指示については罰則がないこと。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第１項に基づいて市の吏員に委任することができます。

11　避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）

(1) 避難空間

ア　必要に応じて速やかに避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図ります。

イ　避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設します。

ウ　避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。

(ｱ) 一時避難場所

災害発生直後における周辺住民等の一時的・短期的な避難空間として、集会所や公民館等の屋内の施設を活用します。また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(ｲ) 避難所

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用します。

また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(ｳ) 福祉避難所

高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難な避難者を社会福祉施設等に移送し、福祉避難所として活用します。

(2) 受け入れの対象

ア　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ　現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者

ウ　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 開設場所

避難所としてあらかじめ指定している施設を原則としますが、土砂災害等の二次災害のおそれがないと認められる場合は、その他の施設を避難所とすることも検討します。

(4) 開設期間

必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から7日以内とし、状況に応じて知事の承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。

(5) 県・隣接市への協力要請

必要とする地域にあらかじめ指定した避難所がない場合又は既存の避難所の収容能力が不足する場合は、県・隣接市に対し協力を要請し、避難所開設を検討します。

(6) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項について知事に報告します。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

12　避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）

(1) 避難所の運営

ア　避難所の運営は、避難者の協力を得て、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により避難所運営委員会を設置して行います。なお、設置に当たっては、男女共同参画に配慮した体制となるよう努めます。

イ　指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。

ウ　各避難所の運営責任者は、災害対策本部と連携し、避難者数、避難者名簿、必要物資等、避難に係わる情報を提供します。

エ　避難所の運営は、次の事項に留意して行います。

(ｱ) 避難所における速やかな情報の収集・伝達・各種相談、食料・飲料水等の配布、清掃等

(ｲ) 男女双方の視点に配慮した避難所に係るニーズの早期把握

(ｳ) 避難所における生活環境、避難者のプライバシーの確保

(ｴ) 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握

(ｵ) 負傷者に対する応急の救護及び搬送

(ｶ) 要配慮者に対する相談・支援、必要な場合の福祉施設等の福祉避難所への搬送

オ　避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。

［避難所運営委員会の班構成編成例］

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設･運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救　護　班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食･給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の収受・管理・配布等

(2) 避難所の閉鎖

ア　災害の状況により被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所を閉鎖します。

イ　被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を統合して存続させる等の措置をとります。また、応急仮設住宅の迅速な提供により避難所の早期解消に努めます。

第９節　消防救急救助活動

○　風水害時等における消火、救急、救助活動態勢を強化し、市民の生命・身体・財産を保護します。

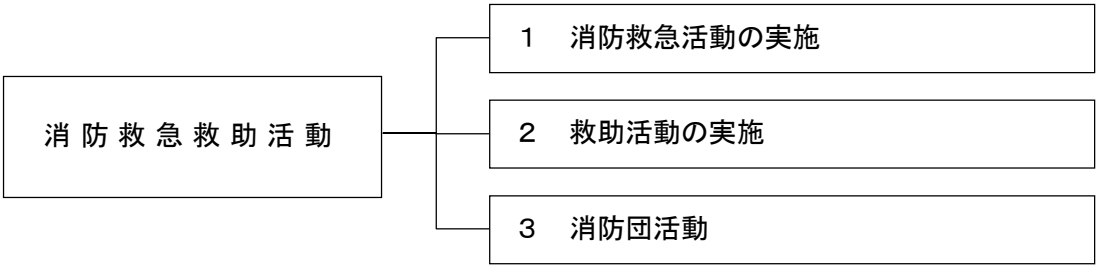

１　消防救急活動の実施（消防本部）

(1) 消防活動

ア　風水害等により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防職員を招集し、消防本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。

イ　災害の規模が大きく、他市町等の応援を必要とする場合は、消防組織法第 39 条・第 44 条、災害対策基本法第 68 条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請します。

(ｱ) 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、「県内相互応援隊」の応援出動を要請します。

また、市は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図るため、連絡調整員として県内相互応援隊員の中から数名を三重県災害対策本部内に配置します。

(ｲ) 災害の状況、津市の消防力及び県内消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第 45 条に規定する緊急消防援助隊の出動を要請します。

(ｳ) 県内相互応援隊の出動を要請したときは、県内相互応援隊調整本部を災害対策本部に併設し、関係機関との連絡調整を行います。ただし、被害が県内の複数の市町に及んだ場合は、調整本部は県災害対策本部内に設置されるためこの限りではありません。

ウ　県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。また、受け入れに伴い、活動拠点や施設の確保を図ります。

エ　市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとります。

オ　災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておきます。

(2) 林野火災空中消火活動

ア　県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防

災ヘリコプターの応援を要請します。

イ　報告

市は、空中消火を実施した場合、次の項目について速やかにその概要を県（災害対策課）に報告します。

(ｱ) 林野火災の場所

(ｲ) 林野火災焼失(損)面積

(ｳ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数

(ｴ) 散布回数(機種別)

(ｵ) 散布効果

(ｶ) 地上支援の概要

(ｷ) その他必要事項

(3) 救急活動

ア　市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施します。

イ　市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請します。また、県内の消防相互応援のみでは対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の出動を要請します。

ウ　市は、平常時において、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図ります。

(4) 資機材の調達等

ア　消防救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。

イ　必要に応じて、民間からの協力等により消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行います。

2　救助活動の実施（消防本部、危機管理部）

市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。

(1) 救助対象

ア　火災時に逃げ遅れた場合

イ　倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ　流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合

エ　山津波あるいは雪崩により生き埋めになった場合

オ　船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合

カ　鉄道若しくは自動車の大事故が発生した場合

キ　その他これに類する場合

(2) 救助の手順

ア　市は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力をあげて救助活動を実施します。

なお、救助困難と認められたときは警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。

イ　救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関等に搬送します。

(3) 資機材の調達

ア　救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

イ　市は必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行います。

(4) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き、市は、警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。

(5) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼します。

(6) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、市は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。

３　消防団活動（消防本部）

消防団は、消防本部、警察、自衛隊等が到着するまでの間は可能な限りの消火・救急・救助活動に努め、到着後は後方支援活動にあたります。

第 10 節　被災宅地の危険度判定

○　降雨時の災害により多くの宅地が被害を受けることが予想されるため、危険度判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図ります。

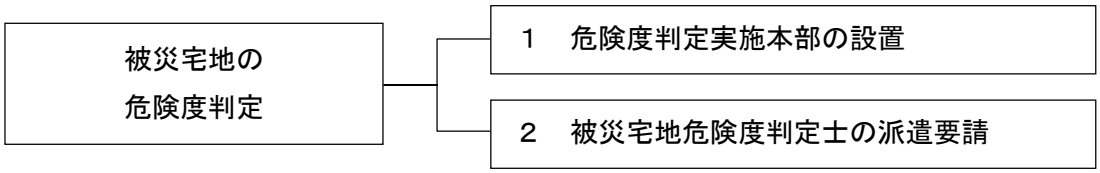

1　危険度判定実施本部の設置（都市計画部）

(1) 市は、市の区域で危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置します。

(2) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等を確保し、危険度判定活動を実施します。

2　被災宅地危険度判定士の派遣要請（都市計画部）

市は、洪水等による地盤・擁壁等の変形による二次災害の防止を図るため、必要に応じて県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請します。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示し、使用者及び付近住民等に注意を喚起します。

第 11 節　輸送及び交通応急対策

○　道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保します。
○　発災後における緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うため、緊急交通路を迅速に確保します。

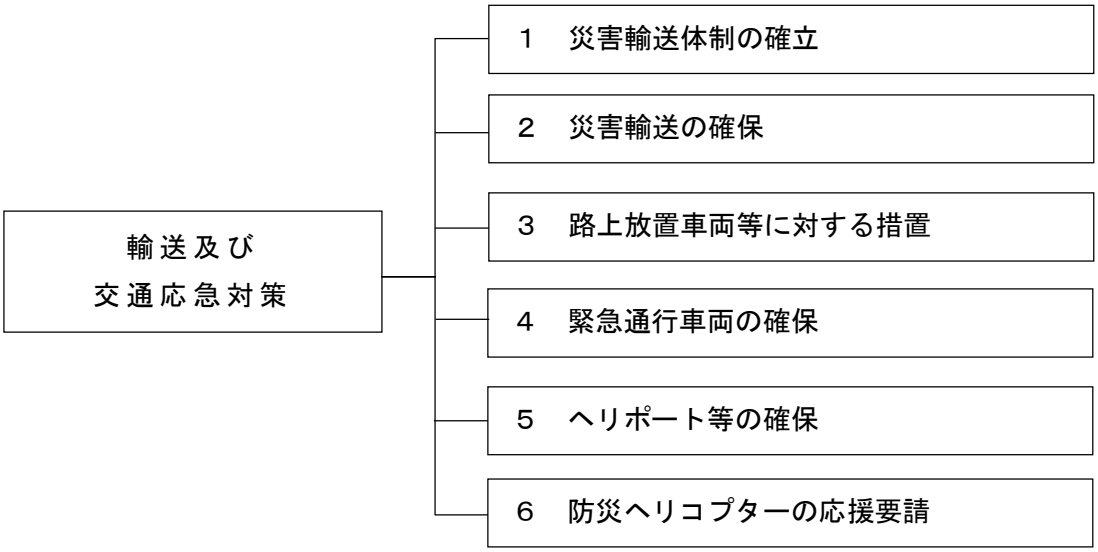

1　災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部）

(1) 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行います。ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の津地方災害対策部（津地域防災総合事務所）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請します。

(2) 輸送対象

災害時における輸送の対象については、局地的な豪雨や大規模な土砂災害等による被害の状況等に応じ、段階的に対処します。

ア　第１ステージ

(ｱ) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(ｲ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ｳ) 災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道等初動の応急対策に必要な人員、物資

(ｴ) 広域医療機関へ搬送する負傷者等

(ｵ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ　第２ステージ

(ｱ) 上記アの続行

(ｲ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(ｳ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(ｴ) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ　第３ステージ

(ｱ) 上記イの続行

(ｲ) 災害復旧に必要な人員、物資

(ｳ) 生活必需品

(3) 災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施します。

ア　自動車等による輸送

イ　鉄道による輸送

ウ　船舶による輸送

エ　航空機による輸送

(4) 災害輸送の体系

市は、市外や県外から陸海空路により大量に流入する緊急物資について、緊急輸送道路を経由するなど、物資集積場所に集積し、ニーズに応じた荷捌きを行い、避難所や被災現場等へ配送します。

現行における災害輸送の体系は図１のとおりです。防災物流施設整備後は図２のとおりとなり、海路や陸路を活用した輸送が、より円滑に実施できます。

［図１］

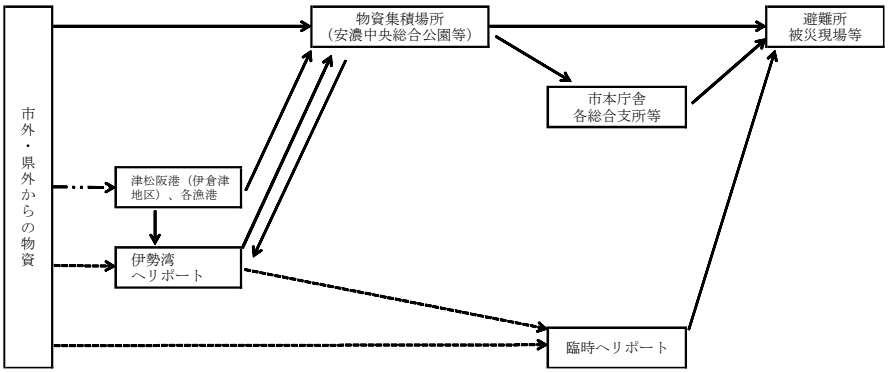

［図２］

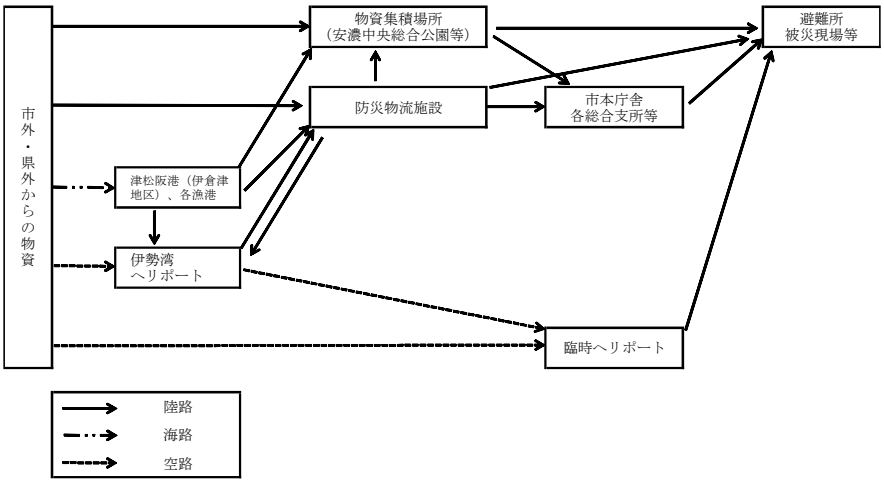

２　災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部）

(1)　陸上輸送

ア　輸送車両等の確保

輸送車両等は、次の車両等を確保するものとします。

(ｱ) 市が保有する車両等

(ｲ) 防災関係機関が所有する車両等

(ｳ) 自動車運送事業者の車両等

イ　輸送力の確保

(ｱ) 各部は、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、円滑な輸送の確保に努めます。

(ｲ) 政策財務部は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、緊急度及び用途等を定めた輸送・配車計画を作成します。

(ｳ) 各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、政策財務部に市有集中管理車両の確保の要請をするものとします。政策財務部は、集中管理車両に不足が生じる場合は、防災関係機関又は自動車運送事業者等に車両の確保を要請します。

ウ　車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合津支部・一志支部等の協力により確保を図ります。

(2) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関に連絡のうえ措置します。

(3) 海上輸送

船舶による輸送は、津松阪港及び各漁港を拠点とし、港湾及び漁港の状況を考慮し、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。

(4) 航空輸送

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して航空輸送の要請を行います。

３　路上放置車両等に対する措置（消防本部）

消防吏員は、消防車の緊急通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとる措置を行います。ただし、消防吏員のとった措置については直ちに現場を管轄する警察署長に通知します。

『災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官及び消防吏員は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。』

4　緊急通行車両の確保（政策財務部）

(1) 緊急通行車両として使用する車両について事前届出を行います。
(2) 事前届出の受付は、各警察署交通課で行います。
(3) 発災時における「標章」等の発行は、県及び各警察署等で行います。

［緊急通行車両標章］

備　考
1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とします。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施します。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとします。

5　ヘリポート等の確保（危機管理部）

災害時に陸上交通が途絶した場合において、被災住民の人命救助や生活物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、津市伊勢湾ヘリポートの活用を始め、あらかじめ選定した候補地の中から、適切な箇所に臨時離着陸場を開設します。

なお、ヘリポート及びあらかじめ選定した臨時離着陸場の候補地は、資料編のとおりです。

また、市は、臨時離着陸場を開設する際、次の作業を行います。

(1) 臨時離着陸場には、ヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて風向きを示しておきます。
(2) 降下場所の目印として、着陸点に石灰粉等でH印を付けます。
(3) 夜間は、着陸場への灯火標識の設置等、上空からの識別が容易となるような手段を講じます。

6　防災ヘリコプターの応援要請（危機管理部）

(1)　要請の要件

市は、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター応援協定の定めるところにより、次の場合に行います。

ア　災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
イ　発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合
ウ　その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合

(2)　要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行いますが、事後速やかに文書で要請します。

ア　災害の種別

イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ　災害発生現場の気象状態

エ　災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ　離着場所の所在地及び地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他必要事項

(3)　緊急応援要請連絡先

三重県防災対策部災害対策課防災航空隊

ＴＥＬ　２３５－２５５８（緊急専用回線）　　ＦＡＸ　２３５－２５５７

第 12 節　障害物の除去

○　救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう、障害物を除去します。
○　被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去します。

障害物の除去
- 1　障害物の除去活動の実施
- 2　障害物の処理

1　障害物の除去活動の実施（建設部、農林水産部）

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとします。

ア　住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
イ　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
ウ　その他公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 実施機関

ア　山（崖）崩れ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、市が行います。
イ　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
ウ　災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行います。

(3) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道については直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については三重県が、市道等については市がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

(4) 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である国土交通省、三重県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

２　障害物の処理（建設部、農林水産部）

(1) 障害物の処理における留意点

障害物の処理については次のことに留意して行います。

ア　障害物の発生量の把握

イ　危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集

ウ　できる限りの分別収集とリサイクル化

(2) 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所についてはそれぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次のとおり集積廃棄又は保管します。

ア　廃棄するものについては実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

イ　保管するものについてはその保管する工作物等に対応する適当な場所

第 13 節　飲料水の確保、調達

○　り災者等に対する飲料水及び生活用水を迅速かつ的確に供給します。

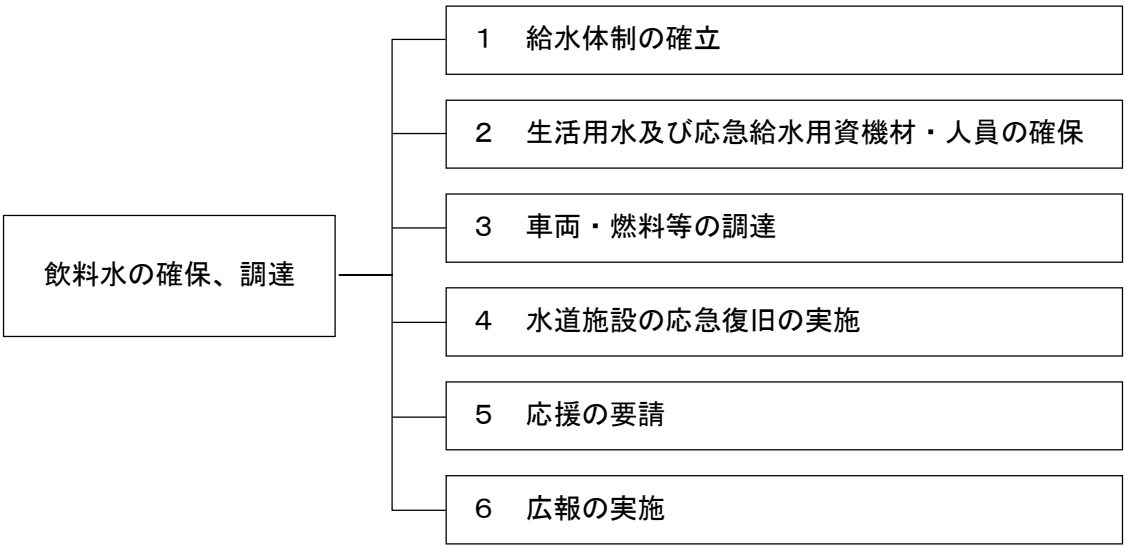

１　給水体制の確立（水道局）

(1) 実施機関

市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は配水池等の貯留水により飲料水を供給し、その後は仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保します。

(2) 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者とします。

(3) 給水量

給水量は、１人１日当たり、概ね３ℓとします。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりです。

被災（発生）　　３日　　10 日　　21 日				
段　　階	第１段階	第２段階	第３段階	
目標水量	３ℓ／人日	20ℓ／人日	100ℓ／人日	
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）	運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）、仮設給水	仮設給水場所の増設	
給水拠点	住居より１ｋｍ以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	

(4) 給水の方法

ア　仮設水槽への運搬給水

応急給水施設等から給水車により水を運搬し、給水場所で給水タンクやバルーン水槽に補給して水を確保し、市民に水を供給します。

イ　給水車での運搬給水

応急給水施設等から給水場所に給水車等により水を運搬し、時間を区切って市民に水を供給します。

ウ　簡易容器による運搬給水

応急給水施設等から給水ポリ容器や非常用給水袋に給水し、市民に水を供給します。

エ　仮設給水

給水場所付近の配水管に仮設給水栓を設置して、市民に水を供給します。

(5) 給水場所

大規模断水時の給水場所は、避難所とします。

ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。

また、拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必要となる施設に対して、水道水の運搬を行います。

2　生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保（水道局、危機管理部）

(1) 生活用水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、応急給水施設等の貯留水を確保します。また、あらかじめ登録された災害時協力井戸に標識を設置し平常時から周知を行い、災害時に生活用水として活用します。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。

自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」等により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。

3　車両･燃料等の調達（水道局）

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行います。

また、災害対策本部、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行います。

4　水道施設の応急復旧の実施（水道局）

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水場、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。

５　応援の要請（水道局）

大規模災害により甚大な被害が発生し、水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について関係機関等に速やかに応援要請を行います。

６　広報の実施（水道局）

被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、広報車、同報系防災行政無線、ホームページなどを活用して広報することにより、市民の不安解消に努めます。

第 14 節　食料の確保、調達

○　大災害の発生時において、り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行います。

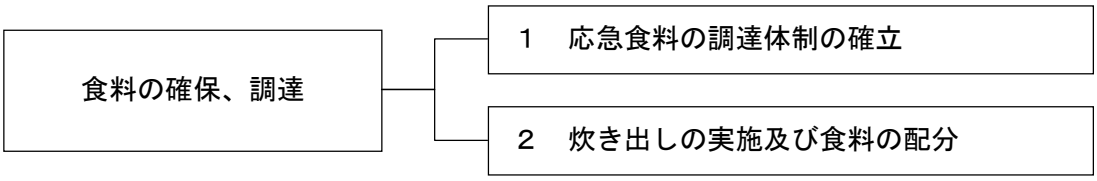

1　応急食料の調達体制の確立（市民部、商工観光部、各総合支所）

(1) 実施機関

災害時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施します。

(2) 供給対象者

ア　避難所に収容された者

イ　住家が流出、全壊、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者

ウ　旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者

エ　被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事し、給食を行う必要がある者

(3) 応急食料の調達

ア　市は，事前に食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達を行います。

イ　必要に応じ、その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも必要な食料を調達します。

ウ　市において、食料の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。

エ　調達した食料等は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）で受け入れ、仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて、直接各避難所等へ配送します。

オ　食料の調達は、食物アレルギーに配慮が必要な方を把握した上で行います。

(4) 応急食料の供給

ア　供給品目は、原則として握り飯、弁当又はパン等とします。

イ　供給の基準額は、災害救助法の例による額とします。

ウ　供給期間は、原則として電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とします。

(5) 非常用食料の供給

市は、公共施設等に備蓄している乾パン等を、必要に応じて、非常用食料として避難者等に供給します。

また、備蓄している非常用食料等の一覧は、資料編のとおりです。

２　炊き出しの実施及び食料の配分（市民部、各総合支所、教育委員会事務局）

(1) 炊き出しの実施

ア　炊き出しは、自治会、自主防災組織、婦人会等の協力により既存の給食施設等を利用して行います。

炊き出しの場所及びその能力は資料編のとおりですが、被害の状況によっては炊き出し場所を変更又は増減します。

なお、炊き出しの場所には、市職員等の責任者が立会い、その実施に関して指導するとともに、関係事項を記録します。

炊き出しの実施に当たっては、事前に食物アレルギーに配慮が必要な方を把握し、アレルギー事故を回避するよう努めます。

イ　供給対象者はり災者及び救助作業、急迫した災害の防止作業又は緊急復旧作業の従事者とします。

ウ　供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。

エ　供給数量は市長及び知事が必要と認めた数量とします。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施します。

ア　調達した食料は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布します。

イ　災害救助法が適用された場合、炊き出し、その他食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から７日以内とします。ただし、住宅の被害により、り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、近くの避難所で３日分以内を現物により支給します。

第 15 節　生活必需品の確保、調達

○　り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。

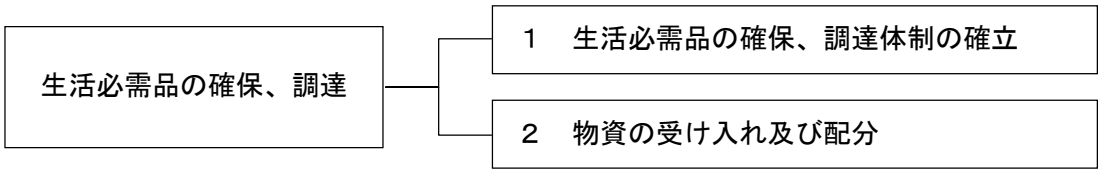

1　生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部）

(1) 実施機関

市長は、被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行います。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無に関わらずこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とします。

(3) 支給品目

被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、衛生用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行います。

(4) 生活必需品の調達状況の把握

市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。

2　物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所）

(1) 救援物資の受け入れ及び配分

災害の規模及び災害発生の地域等に応じ，指定する場所に物資を集積し，配分を行うものとします。

また、アレルギー用の物資の受入、配分については、適正な管理の下行います。

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。

(2) 物資受入及び集積場所

物資の受入及び集積場所は、原則、安濃中央総合公園とし、規模に応じ、市本庁舎及び各総合支所を活用します。

(3) 供給方法

商工観光部は、関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給します。

第 16 節　医療救護活動

○　り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各局面で的確な医療活動を行います。
○　現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行います。
○　後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供します。

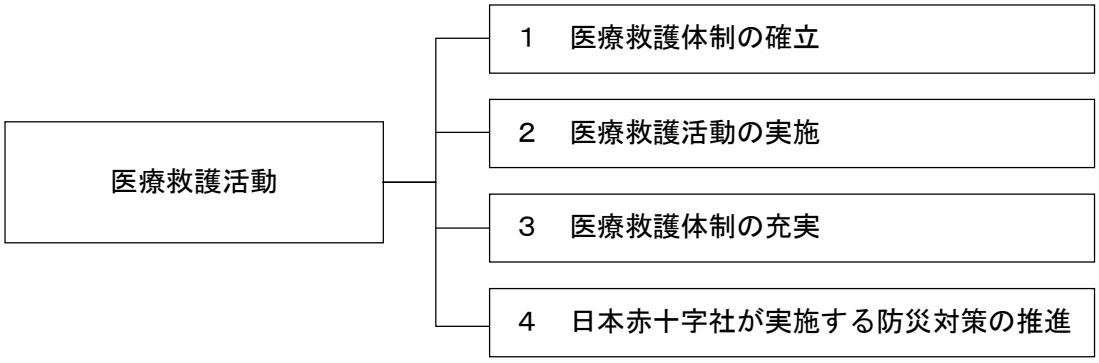

1　医療救護体制の確立（健康福祉部）

(1) 実施体制

市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、公益社団法人津地区医師会（以下「津地区医師会」という。）及び公益社団法人久居一志地区医師会（以下「久居一志地区医師会」という。）、公益社団法人津歯科医師会（以下「津歯科医師会」という。）、一般社団法人津薬剤師会（以下「津薬剤師会」という。）との災害救護活動協定等及び公益社団法人三重県看護協会（以下「看護協会」という。）との災害時における看護支援活動の関する協定に基づき、速やかに医療救護活動の協力要請を行います。

(2) 医療救護班の編成

市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会、看護協会等に協力を要請し、医療救護班を編成すると共に医療救護班に必要な資材を準備します。

医療救護班の基本編成はおおむね次のとおりとします。

医師：１名（班長）
看護師又は保健師：２名
事務職員等（連絡員）：１名

ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもあります。

(3) 災害救護本部の設置

津地区医師会長、久居一志地区医師会長、津歯科医師会長、津薬剤師会長は、それぞれ津地区医師会（℡ 227-1775）、久居一志地区医師会（℡ 255-3155）、津歯科医師会（℡ 225-1304）、津薬剤師会（℡ 255-4387）に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。

なお、状況によっては上記以外の場所に臨時本部を設置することもあります。

(4) 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地とし、災害の状況等に応じて、適切な場所に設置します。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

(5) 連携体制の確保

市災害対策本部及び災害救護本部は、円滑な医療救護活動を行うため、相互に情報共有を図る等、緊密な連携体制を図ります。

また、災害救護本部は、災害の状況により市災害対策本部へ連絡調整員の派遣や移動系防災行政無線など連絡体制の確保を図るとともに、医療施設の被害状況等の把握に努め、市災害対策本部へ情報を提供します。

(6) 収容施設収容施設

ア　傷病者及び妊産婦で病院等への収容を必要とする場合は、災害救護活動協定書第４条に基づき行います。

イ　収容の場合はできる限り救急車を利用します。

２　医療救護活動の実施（健康福祉部、消防本部）

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。

ア　医療救助

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　助産救助

災害発生時（災害発生前後７日以内)に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、おおむね次の方法により実施します。

ア　医療救護所での実施

市は、被災地において、医療の必要があるときは、災害の規模や種類に応じ、医療救護班を派遣して行います。

医療救護班は、医療救護所等において医療救護活動を行い、業務内容は次のとおりとします。

(ｱ) 医療トリアージ

(ｲ) 傷病者に対する応急医療

(ｳ) 後方医療施設への搬送指示

(ｴ) 助産救護

なお、医療救護所において行われる医療トリアージは、医師等により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の４分類とします。

また、状況に応じて、医療救護所である避難所等において、歯科医療等を行います。

イ　救急病院等の医療機関の実施

市は、被災地及びその周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施します。

ウ　患者搬送及び収容の実施

市は、重篤救急患者等をその症状に応じて医療が可能な救急病院や災害拠点病院等に搬送し、

医療を実施します。

なお、患者の搬送は、消防本部の救急車及び救急隊員等を出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとし、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第 10 節「輸送及び交通確保対策」により応急的に措置します。

また、市長は、緊急性があり、他に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行います。

エ　応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県の地方部長に医療救護班の派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接地に対し派遣要請等を行い実施します。

オ　災害拠点病院との連携体制

災害対策本部（健康福祉部）は、災害拠点病院と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行います。

3　医療救護体制の充実（健康福祉部）

(1) 医師等への損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、あるいは廃疾となったときは、災害対策基本法第 84 条第２項等又は災害救助法第 29 条の規定に基づき、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれによって受ける損害を補償します。

(2) こころのケアを考慮した健康支援の実施

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて相談窓口を設けます。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施します。

(4) 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害時における医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、市は関係機関と緊密に連携し、医薬品、衛生材料等の確保に努めます。また、必要に応じて、県の地方部長に対し備蓄医薬品等の支給を要請します。

4　日本赤十字社が実施する防災対策の推進（日本赤十字社）

災害救助法に基づく救護業務（医療、助産及び死体の処理）は次のとおりです。

(1) 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班８個班を編成し、救護活動を行います。

(2) 救護班活動

ア　救護班編成及び派遣

医　　師　　１人　　※　ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、
看護師長　　１人　　又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加える
看 護 師　　２人　　こともあります。
主　　事　　２人
　計　　６人

イ　救護所の開設

(3) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請します。

区　　分	活　　動　　概　　要
地域奉仕団	市町単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力をします。
青年奉仕団	18 歳以上の社会人、学生の青年層により組織され、県支部の救援物資搬送等に協力します。
無線奉仕団	県内無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力します。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織しています。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の救護等に協力します。
救　　護ボランティア	災害時に救護所設営・運営・救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時預かり、情報収集・伝達、道路案内等の協力をします。

第 17 節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動

○　被災地における感染症の流行等を未然に防止します。
○　被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。

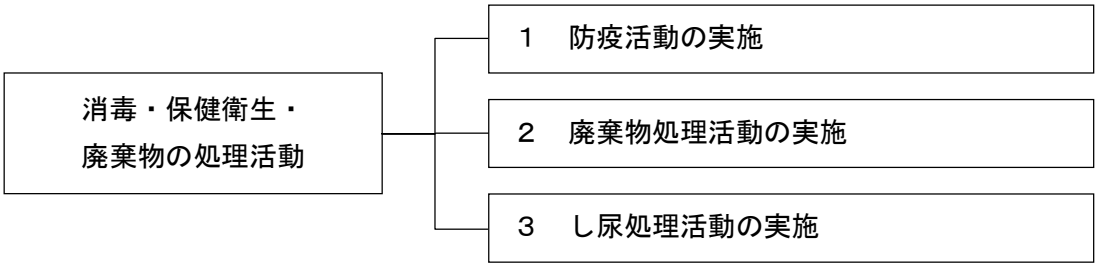

1　防疫活動の実施（健康福祉部、環境部、各総合支所）

(1) 実施責任者

市長は、災害の発生に際し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の趣旨に基づいて速やかに必要な防疫措置を実施します。

(2) 防疫班の編成

ア　薬剤配布班
イ　予防接種班
ウ　保健班

(3) 防疫器具

普通車（消毒機付）、動力噴霧器（二兼式）、電動式噴霧器、その他各種容器等により実施し、必要に応じ借り上げます。

(4) 検病調査及び健康診断

ア　検病調査班の構成

検病調査班は、医師１名、保健師（又は看護師）１名および助手１名で編成します。

イ　検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施しますが、たん水地域においては週１回以上、集団避難所においてはできる限り頻回行います。

ウ　検病調査班の任務

(ｱ) 災害地区の感染症患者の発生状況の迅速かつ正確な把握
(ｲ) 未収容患者及び保菌者に対する適切な処理
(ｳ) 全般的な戸口調査
(ｴ) 前号による疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索

エ　病理調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施します。

(5) 防疫の種類

ア　清潔方法及び消毒方法の施行

イ　そ族昆虫等の駆除

ウ　臨時予防接種の施行

(6) 薬剤の備蓄整備

ア　防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請します。

イ　市においても常時備蓄します。内容については資料編のとおりです。

(7) 防疫薬剤の基準量

ア　衛生状態の向上を図るため消毒を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。

イ　そ族昆虫等駆除を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。

(8) 消毒活動

ア　浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蝿等の駆除を行います。

(ｱ) 動力噴霧器架載自動車による消毒

(ｲ) 手押噴霧器による消毒

イ　避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努めます。

ウ　臨時予防接種の実施

三重県知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や地区医師会の協力のもと臨時予防接種を実施します。

エ　感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努めます。

2　廃棄物処理活動の実施（環境部）

(1) 処理体制

被害地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。

また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行います。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応しますが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施します。

(2) ごみ処理能力

ごみ処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

(3) 処理方法

ア　生活ごみ処理

市は、災害により通常の集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集にあたり臨時的な集

積所を確保します。

避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。

ごみの処理は、できる限りの分別排出と再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。

イ　がれき等処理

被災した住宅のがれき等は、発生量が多量となることが予想されるため、市が処理する場合にあっては、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場、処理施設等を確保し、適切かつ計画的に収集、運搬及び処分を行います。

(4) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに近隣市町及び県の対応を求めます。

(5) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、近隣市町及び県の応援を求めます。

［ごみ処理対策活動フロー図］

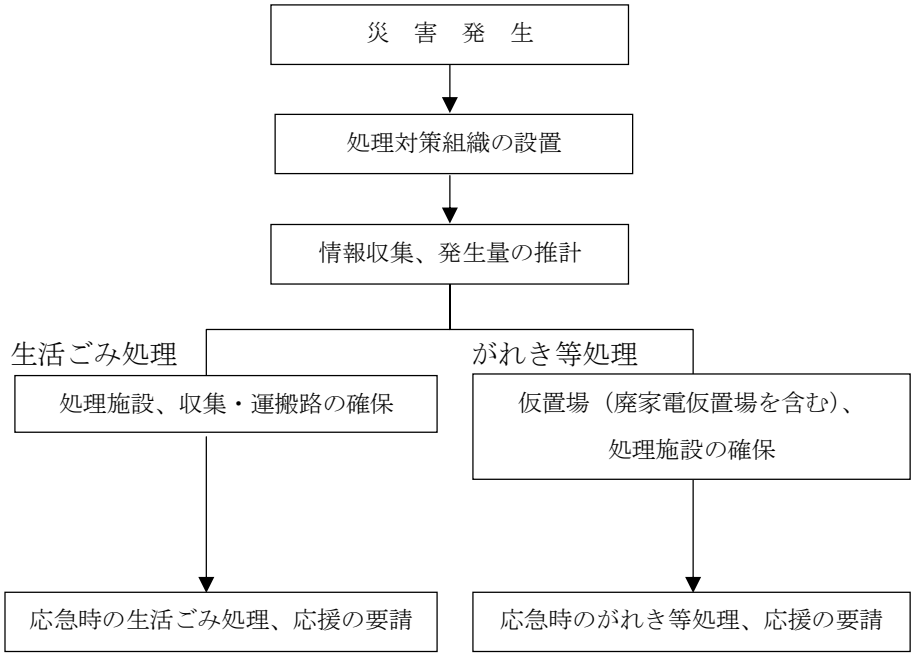

3　し尿処理活動の実施（環境部）

災害により上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合や浸水により便槽等が使用できなくなった場合には、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握します。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては高齢者、障がい者に配慮します。また、浸水により被害を受けた便槽等の管理者に対し、し尿汲み取り無料券を交付し、支援を行います。

収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集します。

(1) 処理体制

し尿の発生量について発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷きます。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については貯留槽容量を越えることがないように配慮します。

(2) 処理方法

し尿の処理は、原則として、し尿処理班により、し尿処理施設（安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）で処理を行うこととしますが、災害により被害を受け、その処理能力が減少または停止し、本市のみで処理ができないときは、近隣市町村及び県等へ応援を要請します。

(3) し尿処理能力

し尿処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

第 18 節　行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬

○　多数の行方不明者、死者が発生した場合に、捜索、収容、埋火葬等を的確に実施します。

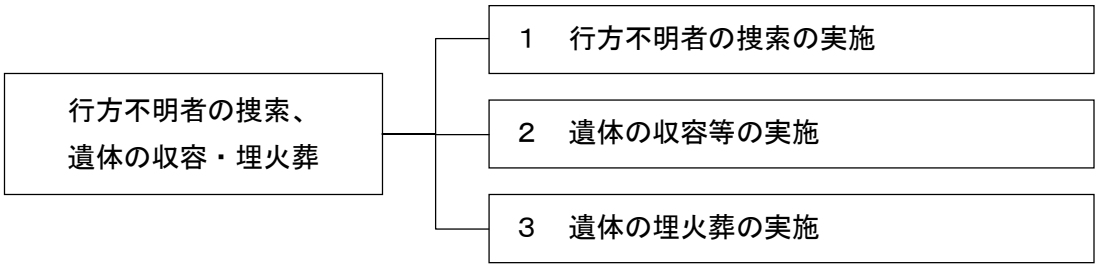

１　行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）

(1) 実施方法

災害現場の状況に応じて、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等は、相互に連携・協力し、生存の可能性のある者を優先して、捜索を実施します。また、災害により行方不明の状態にあり、既に死亡していると推測される者の捜索を実施します。

(2) 応援要請等

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県地方災害対策部（健康福祉部）、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第３編第２章第１節による自衛隊派遣要請を行います。

また、他の市町災害対策本部、もしくは県災害対策本部から漂着遺体の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。

２　遺体の収容等の実施（市民部、各総合支所）

市は、災害により死亡した者について、速やかに警察・消防本部等と連携して、遺体の収容等を実施します。

(1) 遺体安置所の設置

市は、被災状況に応じて、警察等の関係機関・団体と連携し、遺体安置所等を設置します。

(2) 遺体の処理・一時保存

ア　市は、医師及び警察署等と連携し、警察の検視等が行われた遺体の洗浄・消毒等を実施します。

イ　遺体の安置に必要な物資は、市において確保します。

ウ　遺留品は遺体と共に保管します。

エ　市は、警察から身元が判明した遺体を遺族等への引き渡し及び埋火葬等が円滑に行われるよう支援します。

オ　市は、身元が判然としない遺体及び引取人が見当たらない遺体について、身元等が判明するま

での間、引き続き、遺体安置所において適切な方法により遺体を一時保存します。

また、遺族等に遺体の引き渡しが円滑に行われるよう、遺体安置所等での情報提供の支援を行います。

カ　身元不明遺体は、警察から引き渡しを受けて、火葬等を行います。

(3) 遺体数の把握

市と警察は互いに連携し、遺体数を把握します。

3　遺体の埋火葬の実施（市民部、各総合支所）

(1) 火葬体制の整備

ア　市は、斎場等の被害状況を把握し、速やかに復旧するとともに、火葬体制の整備を行います。

イ　市は、燃料に不足が生じるおそれがある場合は、速やかな燃料確保に努めます。

ウ　遺体安置所から斎場等までの遺体搬送等について、災害時応援協定を活用し、葬祭業者に必要な協力を要請します。

エ　市内の斎場が被害により使用できない場合及び遺体の数が市内斎場の処理能力を超える場合は、他の市町の斎場使用について応援を要請します。

(2) 遺体の火葬の実施

ア　引取人がいる場合の取扱

身元が判明した遺体は、遺族が埋火葬を行うものとします。

イ　引取人がいない場合の取扱

身元が判明し、引取人がいない遺体については、市において火葬を実施し、遺骨、遺留品を保管します。

ウ　身元不明遺体の取扱

(ｱ) 市に警察から引き渡しのあった身元不明遺体については、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき取り扱います。

(ｲ) 市は、身元不明遺体の火葬を行う場合は、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを確認します。

(ｳ) 火葬が終了した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに、市において保管します。

第 19 節　動物の保護及び管理

○　被害を受けた動物の適正な管理を行い、動物の愛護及び環境衛生の保持に努めます。

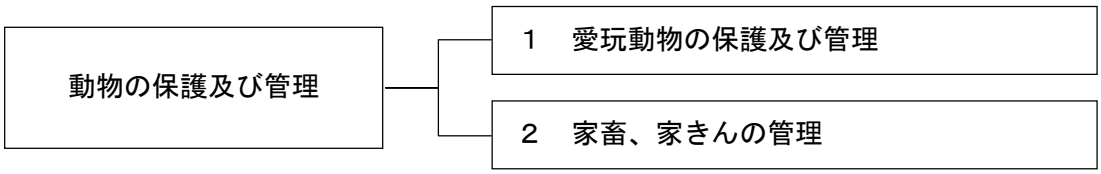

1　愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）

(1) 愛玩動物の保護

ア　災害発生により被害を受けた動物を、三重県や獣医師会等と協力して把握し保護します。

イ　三重県や獣医師会等と協力して、逸走した動物の人間への危害の発生を防止します。

(2) 愛玩動物への対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。

基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪やケージなどを用いて、避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。

(3) 愛玩動物の焼却・埋却の実施

ア　焼却

十分な薪、わら、石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に被覆します。

イ　埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

2　家畜、家きんの管理（農林水産部、各総合支所）

(1) 農場外に出た家畜、家きんの捕獲

農場外に出た家畜、家きんにより人に対して危害を加える恐れや、交通事故等を招く可能性がある場合、三重県と連携の上、所有者に協力し、捕獲に努め、危険性を排除します。

(2) 家畜・家きんの死がいの処理

農場外で発見された家畜・家きんの死がいについて、所有者、三重県と連携のうえ、生活環境を保持するため、速やかに回収し埋却処理を行います。

なお、埋却にあたっては、十分な深さの穴に死がいを埋め、消石灰を散布した後、土砂にて覆います。

第 20 節　住宅の応急確保対策

○　住居を失った被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理することができない者に対する住居の確保に努めます。

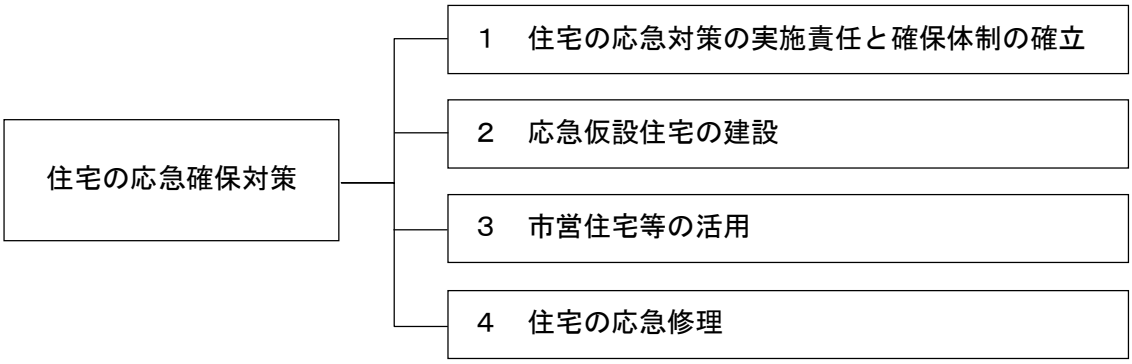

１　住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立（建設部、健康福祉部）

(1) 災害救助法が適用され県から委任された場合や市長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が実施します。

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、一般社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。

２　応急仮設住宅の建設（建設部、市民部）

(1) 災害のため住家が滅失したり、り災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ります。

(2) 設置場所はあらかじめ建設可能箇所を把握しておきます。

(3) 仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した住宅の建設をします。

(4) 応急仮設住宅については、その必要戸数を県等へ要請します。

３　市営住宅等の活用（建設部、市民部）

(1) 発災後、市営住宅の被害状況を把握し、応急住宅として活用できるかを確認します。

(2) 民間賃貸住宅や県営住宅などの空家情報を収集し、応急住宅として活用できるかを確認します。

(3) 公営住宅や民間賃貸住宅などを、災害被災者用住宅として可能な限り活用します。また、要配慮者については優先入居などの配慮に努めます。

４　住宅の応急修理（健康福祉部、建設部）

災害のため住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者（世帯単位）に対し、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に最小限度の部分について応急修理を行います。

費用の限度は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとし、期間については、原則、災害発生の日から１カ月以内とします。

第 21 節　公共施設・ライフライン施設等応急対策

○　災害発生後の二次災害を防止します。
○　被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行います。

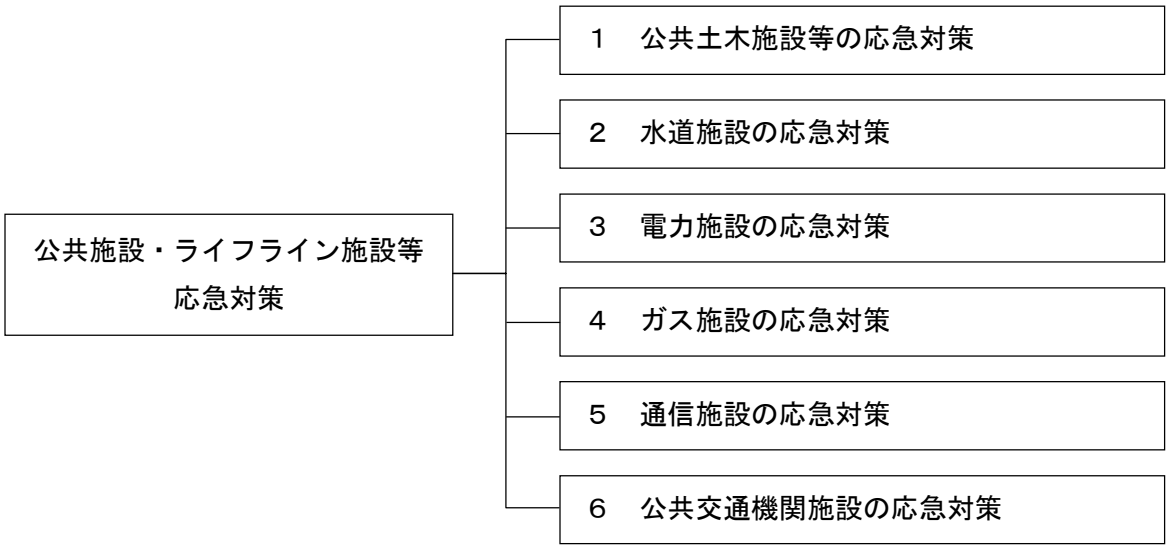

1　公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、下水道部、農林水産部）

(1) 道路、橋りょう

各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。

応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。

(2) 港湾、漁港施設

各施設管理者は、関係機関の協力を得て必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(3) 河川、海岸

各施設管理者は、管理施設の被災の発見に努め、被災箇所について必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(4) 下水道施設

被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行います。

また、復旧には平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する安全性の高い応急措置ができるようにします。

２　水道施設の応急対策（水道局）

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めます。

(2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施します。

(3) 県営用水供給事業からの受水分については、県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたります。

(4) 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施します。

自ら実施が困難な場合は、下記の「三重県水道災害広域応援協定」に基づいて県等に応援を要請します。

〔「三重県水道災害広域応援協定」要請方法（参考）〕

a　県内を５ブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）に分け、各ブロックの代表市町（以下「代表」という。）をあらかじめ定めており、被災市町は該当ブロックの代表市に要請を行います。

b　代表者は、応援が必要と認めるときには、災害発生時に設置される三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）に要請します。

c　本部は、代表者からの要請に基づき応援の調整を行った後、他の代表者を通じて市及び水道用水供給事業者に応援要請を行います。

d　現地連絡本部が設置されたときは、上記ａ，ｂで規定する応援要請は、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行います。

３　電力施設の応急対策（中部電力株式会社津営業所資料提供）

災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。

(1) 非常体制

ア　第一次非常体制

災害の発生が予想される場合または発生した場合

イ　第二次非常体制

相当程度の被害や社会的影響が予想される場合または発生した場合

ウ　第三次非常体制

甚大な被害や社会的な影響が予想される場合または発生した場合

(2) 非常体制の発令及び解除

ア　防災体制の発令及び解除は、対策本部の本部連絡会議で協議し、営業所長がこれを行います。

イ　非常体制を発令した場合、それぞれの段階別の非常動員を行います。

(3) 防災本部の設置及び任務

非常体制時の対策本部は、非常災害に関する情報を収集し、社内外の関係箇所との連絡・調整を行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策等について、必要な措置を講ずることを任務とします。

自供給区域内の被害・復旧状況の把握により、復旧方針の確立及び復旧等を行います。

(4) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、対外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し積極的な広報に努めます。

また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止ＰＲ）を行います。

ア　停電した時は、当社事業場に通報すること。

イ　電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業場に通報すること。

ウ　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ　屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。

カ　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ　その他事故防止のため留意すべき事項。

(5) 行政機関及び報道機関への情報提供

ア　行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が可能な限り定期的に情報提供を行います。なお、報道機関については、対外情報班が可能な限り定期的に情報提供を行います。

イ　必要に応じて、津市災害対策本部に連絡要員を派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。

4　ガス施設の応急対策（東邦ガス株式会社津営業所資料提供）

災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。

(1) 非常体制

ア　警戒体制

警戒体制としてその状況により、第一次警戒体制・第二次警戒体制・第三次警戒体制をとります。

イ　復旧体制

復旧体制としてその状況により、第一次復旧体制・第二次復旧体制・第三次復旧体制をとります。

(2) 非常時における緊急措置

ア　情報収集

ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス施設の被害情報を把握します。

(ｱ) ガス製造所の施設の状況及び送出量の変動

(ｲ) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、又は主要整圧器等の圧力の変動

(ｳ) ガス漏えい通報の受付状況

(ｴ) 事業所建屋及び周辺家屋の被害状況

(ｵ) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス施設の被害状況

(ｶ) 一般情報

a　気象情報

b　一般被害情報

テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報、並びに電気・水道・交通・通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設の被害情報

c　対外対応状況

県・市町災害対策本部及び警察・消防、並びに関係官公署・関係機関からの情報

d　その他災害に関する情報（交通状況等）

イ　緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス施設及び供給区域の家屋等の被害状況を把握します。

ウ　ガス供給停止の判断

設備の巡回点検やガス漏えい通報等により発見された漏えい状況が緊急対応能力を超えるおそれのある場合は、ガスによる二次災害を防止するため、被害の大きいと想定される緊急措置ブロックのガス供給停止を行います。

エ　緊急連絡体制

被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や応援要請を関係機関に行います。

(3) 保安管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講じます。

(4) 広　報

被害が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施します。

5　通信施設の応急対策

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店（西日本電信電話株式会社三重支店資料提供）

西日本電信電話株式会社三重支店は、災害発生時には速やかに応急措置、応急復旧工事に着手します。

ア　災害対策

(ｱ) 災害対策体制

状況により必要と認められるときは、災害対策本部又は情報連絡室を設置します。

(ｲ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ　本部の組織

(ｱ) 本 部 長

ＮＴＴ西日本三重支店長

(ｲ) 副本部長

ＮＴＴ西日本三重支店設備部長

(ｳ) 本部員

ＮＴＴ西日本‐三重　災害対策室長等

ウ　本部の業務

(ｱ) 災害等の状況及び被害に関する情報収集及び伝達をすること。

(ｲ) 災害応急対策及び災害復旧に関する具体的な方針決定及び応急復旧、本復旧に関すること。

エ　各班の任務

(ｱ) 情報統括班

a　本部運営及び各種調整に関すること。

b　災害に関する社内・外情報の収集及び本部等への周知に関すること。

c　行政の災害対策機関との連絡協力に関すること。

(ｲ) 設備復旧班

a　電気通信設備の応急復旧計画に関すること。

b　出勤可能な要員の確保と手配に関すること。

c　災害対策機器の検討と出動に関すること。

d　復旧用資材及び工事用車両の手配に関すること。

e　回線の切替え及び規制措置に関すること。

f　特設公衆電話の設置に関すること。

(ｳ) お客様対応班

お客様への影響把握と臨時営業窓口の開設等に関すること。

(ｴ) 広報班

a　報道関係機関に対する情報提供に関すること。

b　通信、電話の利用についての広報に関すること。

(ｵ) 総務厚生班

a　復旧要員の宿舎の設営、非常炊き出し、補食を処理すること。

b　社屋及び交換所等の保全について事前の手配及び応急的な措置を行うこと。

c　その他各部門についての庶務的事務を行うこと。

オ　通信設備

(ｱ) 各施設に対する応急措置

a　高潮に備え、対象交換所は防潮板等により防護を行います。

b　トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化を行います。

c　屋外設備については道路の陥没、橋りょう、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定されます。このため、重要ケーブル等についてはその影響度合いを確認します。

(ｲ) 段階的な応急対策

a　緊急復旧（初動体制）

災害発生から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信路線の仮復旧等で災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成、長期避難所への特設公衆電話の設置等緊急の通話を確保するまでの対策とします。

また、復旧方法は屋外線及び仮ケーブル等による復旧、重要市外伝送路のマイクロ方式による救済、自家発電及び移動電源車の活用等で行います。

b　第一次応急復旧・・・重要回線及び公衆電話等の通話確保まで

対策は重要加入者及び重要専用線の救済、ボックス公衆電話の復旧、孤立地域の通信途絶解消等とします。また、復旧方法は屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧、非常用移動電話局装置、移動無線車及びポータブル衛星通信システムによる復旧等とします。

c　第二次応急復旧は、被害地の復旧状況に対応して加入電話等がほぼ使用可能となるまでの

対策とします。

(2) 株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店

非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。

ア　災害対策機関

(ｱ) 状況により必要と認めるときは、災害対策本部又は情報連絡室等を設置します。

(ｲ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ　本部の組織

支店長を本部長とし、本部は情報連絡班・応急措置班・お客様対応班・総務経理班等の各班により構成します。

ウ　応急措置

対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要に応じてトラヒック規制措置等を実施します。また、各交換機・電力設備等の運用状態、停電状態を把握し、その影響度合を確認します。

エ　応急復旧

電気通信施設を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資機材等により簡易な方法によって仮設備で復旧するなど重要度に合わせて段階的に行います。

(3) 三重テレビ放送株式会社

ア　放送体制

(ｱ) 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置します。

(ｲ) 災害対策本部は動員計画表により、放送実施に必要な職員を確保します。

(ｳ) 災害特別放送実施要項に基づき、緊急放送を実施します。

イ　放送応急措置

(ｱ) 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源設備により災害情報放送の送出を継続します。被災により演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所として最小限の緊急放送を継続します。

(ｲ) 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の各基地局は、非常用電源施設により放送を継続します。

(4) 三重エフエム放送株式会社

ア　放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図ります。

イ　放送応急措置

(ｱ) 放送対策

災害規模に応じ通常番組を中止し、あるいはそのままで適宜に「臨時ニュース」「災害特別番組」として災害情報、安否確認、生活情報等を放送します。

(ｲ) 施設対策

本社及び放送所は商用電源が中断しても非常用自家発電機により放送を継続します。

(ｳ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて社員を県に派遣し

て連絡に充てます。

6　公共交通機関施設の応急対策

(1) 東海旅客鉄道株式会社

現地被災の情報を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努めます。

ア　災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行います。

イ　初動措置

(ｱ) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生じる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行います。

(ｲ) 列車の措置

乗務員は、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をします。

(ｳ) 駅の措置

駅長は次の措置をとります。

a　列車防護及び運転規制

b　速やかな情報収集と必要な場合の救護所の開設、医療機関への救援の要請。

ウ　旅客の避難誘導及び救出救護

(ｱ) 避難誘導

a　駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求めます。

b　列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い、協力を求めます。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じます。

(ｲ) 救出救護

列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行います。

対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示します。

また、現地対策本部長は現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し、最善の方法で救出救護活動にあたります。

エ　被災状況の早期収集及び関係箇所への連絡指示

オ　復旧体制の確立

カ　他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱を行います。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。

ア　関係者の措置

(ｱ) 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行います。

(ｲ) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認められたときは、運転指令者に報告するとともに列車の運転を見合わせます。

(ｳ) 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめます。付近に異常が認められないときは最寄りの駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受けます。

(ｴ) 施設関係各区長は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けたときは至急巡回点検します。

イ　旅客整理、避難誘導

駅係員・乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努めます。

ウ　他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱いを行います。

エ　災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたります。

非常本部は本社に、非常支部は各輸送総括部に、また、復旧本部は現地に設けます。

(3) その他の鉄道事業者

伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。

(4) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の災害対策計画は、三重交通株式会社の例を参考に他の事業者においても防災体制を確立し、人命尊重を第一にして輸送の確保を図ります。

ア　災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って組織の一部を派遣し応急復旧にあたります。

イ　旅客の広報・避難誘導

(ｱ) 乗務員は被災状況等、情報収集の範囲において旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求めます。

(ｲ) 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたります。

第 22 節　危険物による二次災害防止対策

○　危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害の発生時における被害の拡大を防止します。

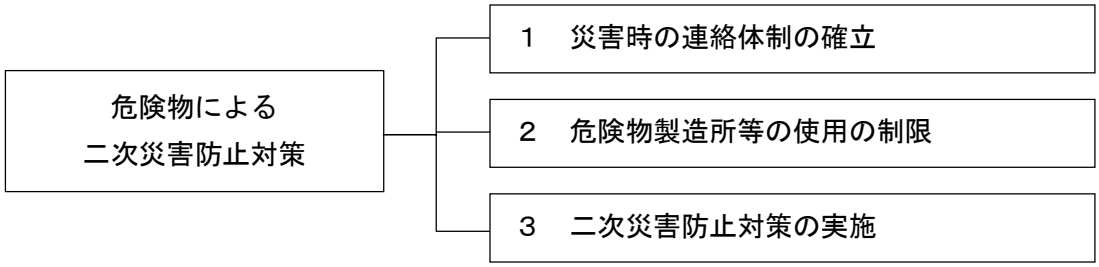

1　災害時の連絡体制の確立（消防本部）

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施します。

2　危険物製造所等の使用の制限（消防本部）

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所・貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行います。

3　二次災害防止対策の実施（消防本部）

(1) 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じます。

ア　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止

イ　危険物の混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による流出、拡散の防止並びに初期消火活動の徹底

ウ　災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

エ　災害状況の把握と関係機関及び関係事業所相互間の連携活動による従業員並びに周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬保管施設

火薬保管施設は、災害発生時に火災、爆発の危険が大きく、施設の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は危険予防規定を整備し自主防災体制を確立しておきます。

また、火薬保管施設の二次災害防止のため、警察、消防機関との連絡を密にし、施設に対して自

衛保安に必要な指示を行います。

(3) ガス施設等

災害における危険時に際して、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関（県、市、消防機関等）に届け出をし、市は次の措置をとります。

ア　災害発生防止の緊急措置

(ｱ) 消防機関への出動命令及び警察官等への出動要請

(ｲ) 警戒区域の設定に伴う立ち入り制限、禁止、退去

(ｳ) 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

イ　災害応急対策

(ｱ) 関係機関及びガス事業者は、事故発生後直ちに出動し、相互連携をとり、速やかに危険区域の住民に事態を周知、住民の安全を確保します。

(ｲ) ガス事業者等は、ガス施設等が危険な状態になったときは、直ちにガスを遮断するため、バルブの締め切り等のあらゆる措置を行い、危険を回避します。

(ｳ) 消防機関は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、危険区域への立ち入り規制をします。また、市は防災関係機関と協力のもと地域住民を安全な場所に避難誘導します。

(4) 毒劇物施設等

災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合、毒劇物営業者及び業務上取扱業者等は、保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の関係機関に届け出ます。

また、市、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被害者の救出救護、避難誘導等の措置を行います。

第 23 節　応急教育対策

○　災害時又は災害が発生するおそれがある場合、児童生徒及び幼稚園児の安全確保を図ります。
○　被災後、速やかに被災地の教育機能を回復します。
○　市内文化財の被害を未然防止又は被害拡大防止を図ります。

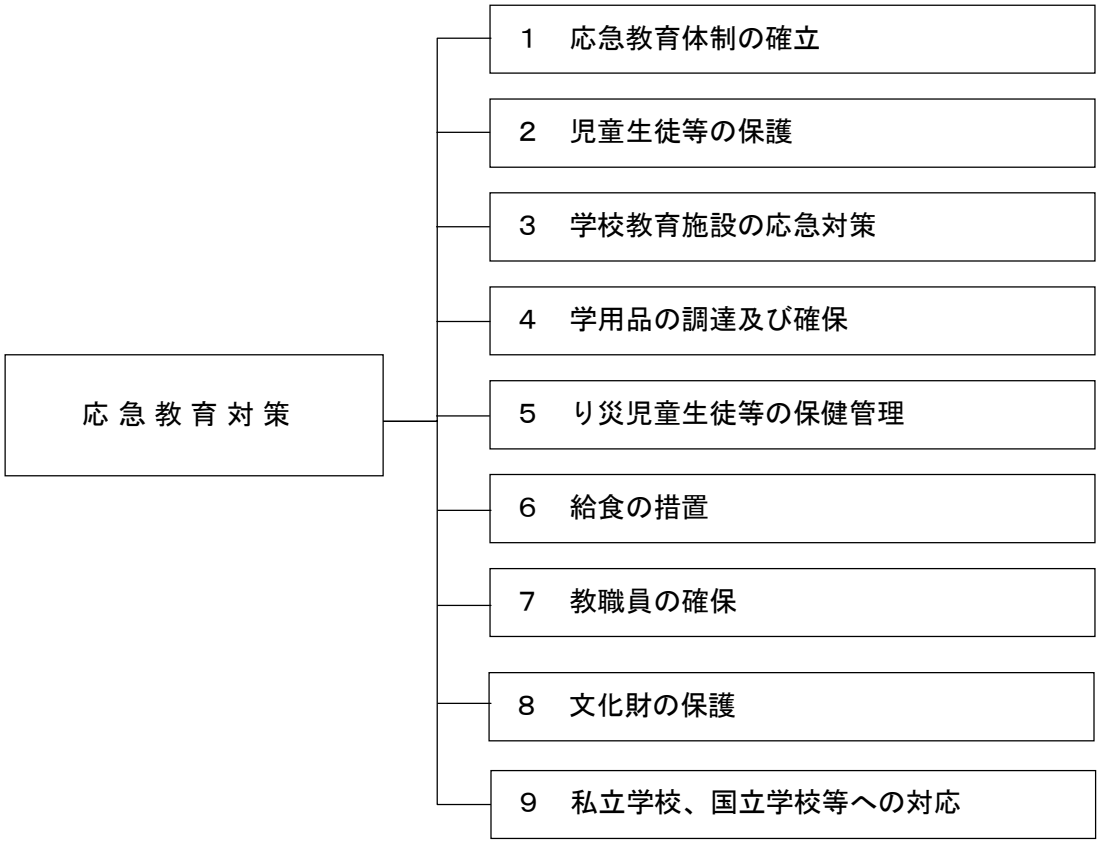

1　応急教育体制の確立（教育委員会事務局）

(1) 市立小・中学校、幼稚園の応急教育は、教育委員会が計画し実施します。
(2) 災害に対する市立小・中学校及び幼稚園の措置については、教育委員会の計画に基づき校長、園長が具体的な応急対策を講じます。
(3) 教材、学用品の確保については市長が実施します。

2　児童生徒等の保護（教育委員会事務局）

児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次の措置をとります。

(1) 災害が始業後にあった場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。
　また、通学路の安全点検など地域の情報収集を行います。

状況から判断して、安全に帰宅すること等が困難な幼児・児童・生徒は学校で保護します。通学路の安全が確認されるなどして、幼児・児童・生徒を帰宅させる場合も、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者による迎え、安全指導などの措置を講じます。

万一、保護者との連絡が取れないなどの場合はそのまま留め置き、保護者の安全確認或いは児童福祉制度による措置が講じられるまでの間は、幼児・児童・生徒は、避難所での生活に移行します。

(2) 登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡します。

(3) 学校長等は、災害等で校舎等が危険であると予想される場合は直ちに教育委員会等に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに教職員等を誘導にあたらせます。

3　学校教育施設の応急対策（教育委員会事務局）

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会等に報告します。教育委員会等は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立します。

(2) 施設の応急対策

ア　校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行います。

イ　応急修理ができる場合は、速やかに修理のうえ使用します。なお、上記事項については関係機関が協議して定め、その決定事項は教職員、児童生徒及び市民に周知します。

ウ　黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置します。

エ　状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡のうえ、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の施設を借り上げます。

4　学用品の調達及び確保（教育委員会事務局）

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給します。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行います。

5　り災児童生徒等の保健管理（教育委員会事務局）

(1) り災児童生徒等の健康管理及び心のケアに努めます。

(2) 学校の設置者は、必要な物品を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたります。

6　給食の措置（教育委員会事務局）

学校給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り実施します。

(1) 学校給食施設が被害を受け、調理が不可能な場合は、他の給食施設の活用に努めます。

(2) 災害救助のために学校給食施設を使用して炊き出しを実施する場合は、給食実施との調整を適切に行います。

7　教職員の確保（教育委員会事務局）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用に努めます。

8　文化財の保護（教育委員会事務局）

(1) 被害報告

国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告します。

(2) 応急対策

国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、市指定文化財にあっては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあっては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図ります。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

9　私立学校、国立学校等への対応（教育委員会事務局、危機管理部）

私立学校、国立学校等は、市立小・中学校、幼稚園に準じた応急教育対策を講じるように努めるものとします。

市は、三重県災害対策本部と連携し、私立学校、国立学校等の被害状況等を収集するとともに、必要な情報伝達に努めます。

第 24 節　応急保育対策

○　災害時又は災害が発生するおそれがある場合、児童の安全確保を図ります。
○　被災後は、保護者等の保育ニーズを踏まえ、速やかに被災地の保育機能を回復します。

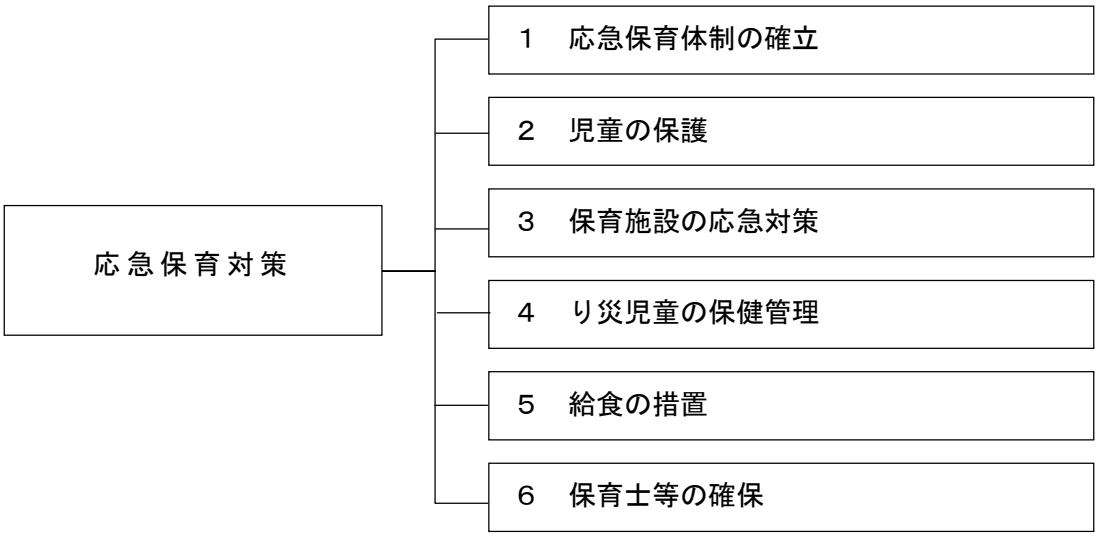

1　応急保育体制の確立（健康福祉部）

(1) 保育所における応急保育は、市が計画し実施します。
(2) 災害に対する保育所の措置については、市の計画に基づき保育所長が具体的な応急対策を講じます。

2　児童の保護（健康福祉部）

児童の安全を確保するため、危険が予想される場合は、保育所長の判断で、次の措置をとります。

(1) 災害が登園後にあった場合は、原則として直ちに保育を中止し、児童を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。
　児童を帰宅させる場合は、保護者と連絡を取り、保護者に引き渡すなどの措置を講じます。
　引き渡しのできない児童は、引き渡しまで避難所等で保育します。
(2) 登園前に休園（登園自粛要請）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者に連絡します。
(3) 保育所長は、園舎等が危険であると予想される場合は、適切な臨時避難の措置を行うとともに、保育士等を誘導にあたらせます。

3　保育施設の応急対策（健康福祉部）

(1) 施設等の被害状況の報告
　保育所長は、災害の規模、児童、保育士等及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、健康福祉部に報告します。
(2) 施設の応急対策

ア　園舎の一部が使用できない場合は、使用できる保育室や遊戯室を用いて保育を行います。
イ　応急修理ができる場合は、速やかに修理のうえ使用します。
ウ　被災によって園舎が使用不能となった場合は、代替の保育施設等の確保を図ります。

４　り災児童の保健管理（健康福祉部）

(1) り災児童の健康管理及び心のケアに努めます。
(2) 市は、応急処置に必要な物品を各保育所に整備し、保育士等が応急措置にあたります。

５　給食の措置（健康福祉部）

給食施設が被害を受け、調理が不可能な場合は、他の給食施設等の活用に努めます。

６　保育士等の確保（健康福祉部）

保育士等の人的被害が大きく、保育の実施に支障をきたすときは、保育所間等の保育士の応援を図るとともに、臨時職員等の確保に努めます。

第 25 節　災害時における要配慮者への支援

○　避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等、災害にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障がい者や乳幼児等の要配慮者への支援を迅速、適切に実施します。

災害時における要配慮者への支援

- 1　災害発生直後の支援
- 2　避難行動要支援者の把握
- 3　避難所等での要配慮者対策の推進
- 4　福祉避難所への避難の実施
- 5　在宅福祉サービスの継続的提供
- 6　その他の支援

1　災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所）

(1) 安否確認

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行います。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した在宅要配慮者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても福祉サービスが継続して受けられるよう、安否確認と併せて福祉ニーズを把握します。

2　避難行動要支援者の把握（健康福祉部、市民部、各総合支所）

(1) 一次調査

避難所要員は、避難所を開設した場合、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査（一次調査）を行います。

(2) 二次調査

市は、避難生活が長期化する場合、指定避難所において避難者名簿（一次調査）に基づいて、避難行動要支援者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認します。

3　避難所等での要配慮者対策の推進（健康福祉部）

市は、避難所において生活する要配慮者のために、移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、

避難行動要支援者のための設備の充実を図ります。また、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを積極的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行います。

4　福祉避難所への避難の実施（健康福祉部）

避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者は、一次調査・二次調査の結果から福祉避難所への避難の実施に努めます。

5　在宅福祉サービスの継続的提供（健康福祉部）

(1) 市は、被災した要救護高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めます。

(2) 市は、社会福祉施設の早期開設に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。

6　その他の支援（健康福祉部、市民部）

(1) 相談できる環境づくり

高齢者や障がい者等の身近な相談相手として、自主防災組織や民生委員児童委員が中心となり、相談しやすい環境の確保を図ります。

(2) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域保健・福祉ニーズの把握に努めます。

(3) 災害情報の提供

関係団体は、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対して次のように災害情報の提供を行います。

ア　筆談や手話通訳者等の支援団体に情報を提供することにより聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

イ　ラジオ、テレビ、広報車等の利用や障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

ウ　国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

第 26 節　災害ボランティアの受け入れ

○　災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、市、県、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人津市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応えて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定めます。

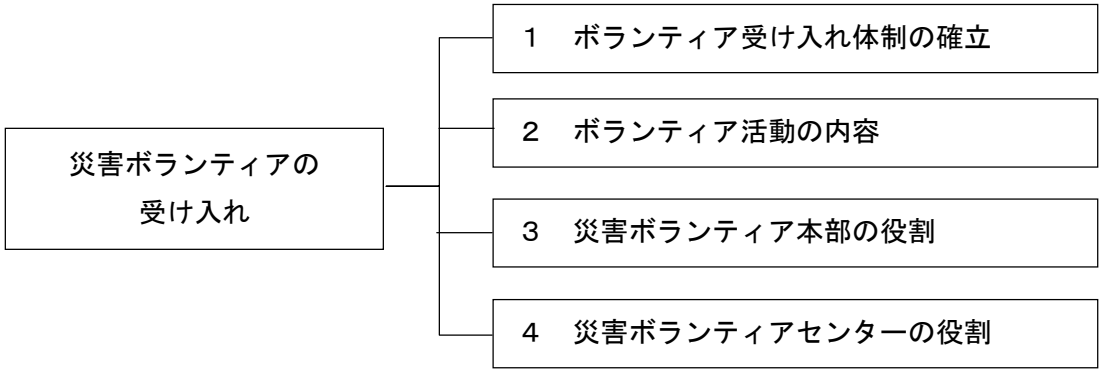

1　ボランティア受け入れ体制の確立（市民部、健康福祉部）

(1) 受入体制

市は、津市社会福祉協議会と協議し、必要に応じて災害ボランティア本部の設置を行います。

災害ボランティア本部は、関係機関等と協力し、被災地におけるボランティアの受け入れ等を行う災害ボランティアセンターを被災地又は被災地周辺に設置します。

災害ボランティアセンターの設置場所は、予め定めた施設の中から選定します。

(2) 活動拠点の設置

市は、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア本部や災害ボランティアセンターの設置は、公共施設を活用するなどして行います。

2　ボランティア活動の内容（市民部、健康福祉部）

(1) 活動の範囲

災害発生時のボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配給、炊き出し、情報伝達等とし、その後の状況等により活動の範囲を広げていきます。

(2) 活動の内容

ボランティアとして受け入れる活動内容は、主に次のとおりとします。

なお、ボランティアの受け入れに際しては、専門的な知識や経験、資格等を持ったボランティアの能力が活かされるよう配慮します。

ア　災害発生初期の避難所等における運営への協力

イ　被災者に対する炊き出し、飲料水輸送等の協力

ウ　被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力

エ　要配慮者の安否確認への協力
オ　高齢者、障がい者等要救護者の介助への協力
カ　被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
キ　地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
ク　災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）
ケ　こころのケアへの協力
コ　災害ボランティアセンター運営への参加

３　災害ボランティア本部の役割（市民部）

災害ボランティア本部は、関係機関等で運営する災害ボランティアセンターと連携を図り、被災者のニーズ等の集約及びボランティアの受け入れ体制の整備等の調整を行うとともに、市災害対策本部等との連絡調整を行います。

また、災害ボランティア本部は、災害時のボランティア活動が円滑かつ適切に行われるよう県等がみえ県民交流センターに設置するみえ災害ボランティア支援センターと連携します。

＜主な活動内容＞
ア　市災害対策本部及び関係機関等との連絡調整
イ　ボランティアに関する情報の集約
ウ　災害ボランティアセンターの体制整備等の調整
エ　ボランティアに関する情報発信、広報活動
オ　その他、災害ボランティアセンターの支援等

４　災害ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部）

災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部並びにみえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受け入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。

＜主な活動内容＞
ア　ボランティアの受付、登録
イ　被災者ニーズ等の把握
ウ　ボランティア活動の調整、指示
エ　ボランティア活動に必要な物資等の確保と配布
オ　その他、ボランティア活動の支援等

第 27 節　災害義援金・義援物資の受け入れ

○　市民や他県の市町村等からの義援金品を、迅速かつ適切に被災者に配分します。

災害義援金・
義援物資の受け入れ

1　義援金品等の受入、配分及び輸送

1　義援金品等の受け入れ、配分及び輸送（健康福祉部、各部）

(1) 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行います。

(2) 保管

義援金については、健康福祉部において一括取りまとめ保管し、義援品等については、各関係部・機関において保管します。

(3) 配分及び輸送

ア　義援金及び義援品の配分計画については、健康福祉部及び関係部・機関と協議のうえ策定します。

イ　義援金及び義援品が、速やかにり災者に届くよう、関係部・機関を通じて配分、輸送します。

第 28 節　災害救助法の適用

○　災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行います。

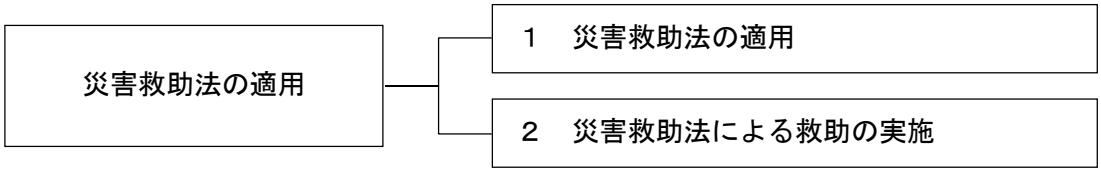

1　災害救助法の適用（危機管理部）

(1) 各部の情報伝達活動

［各部の情報伝達活動］

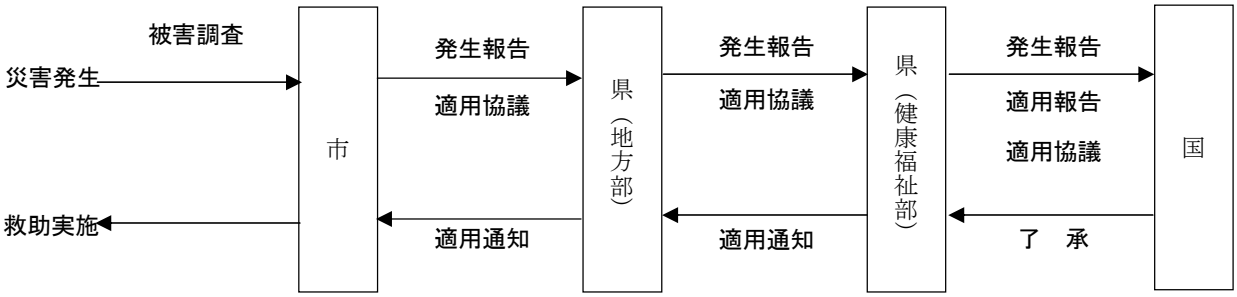

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号　以下「施行令」という。）第１条に定めるところによりますが、市における具体的適用基準は資料編のとおりです。

(3) 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告します。その場合には、次に掲げる事項について口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて手続きをします。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の状況

ウ　適用を要請する理由

エ　適用を必要とする期間

オ　既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置

カ　その他必要な事項

(4) 被災世帯の算定基準

ア　住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」（資料編）による被害認定方法を用います。

２　災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所）

(1) 救助の種類と実施権限の委任

ア　災害救助法による救助の種類

(ｱ)避難所及び応急仮設住宅の供与

(ｲ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ｳ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(ｴ) 医療及び助産

(ｵ)被災者の救出

(ｶ)被災した住宅の応急修理

(ｷ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(ｸ) 学用品の給与

(ｹ) 埋葬

(ｺ) 死体の捜索及び処理

(ｻ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ　知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となります。

ウ　アの(ｷ) 生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されています。

(2) 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」(資料編) によります。

第２章　自衛隊の災害派遣

第１節　災害派遣の要請

○　市民の人命を保護するために市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、法第 68 条の２の規定に基づき、迅速に知事に自衛隊の災害派遣要請を行うため、次のとおり定めます。

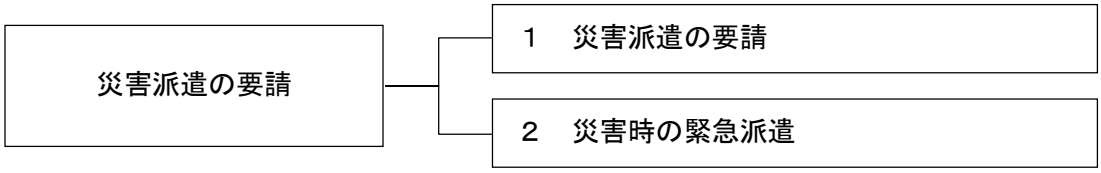

１　災害派遣の要請（危機管理部）

(1) 災害派遣の要請の基準

ア　災害が発生し、災害対策本部の職員だけでは市民の生命の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められるとき。

イ　災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないとき。

(2) 災害派遣の要請手続き

ア　市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、津地域防災総合事務所長を経由して知事（防災対策部災害対策課）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付します。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めます。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知します。

(ｱ) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となる事項

※　緊急時派遣要請要求先電話番号　　防災対策部災害対策課　℡ 224-2189

要　　請　　先	所　在　地	電　　話　　番　　号
陸上自衛隊 （第 33 普通科連隊長）	津市久居新町 975	255-3133 （内線 236　夜間 302） 防災行政無線　4010

イ　引き続き災害派遣を必要とする場合の派遣要請

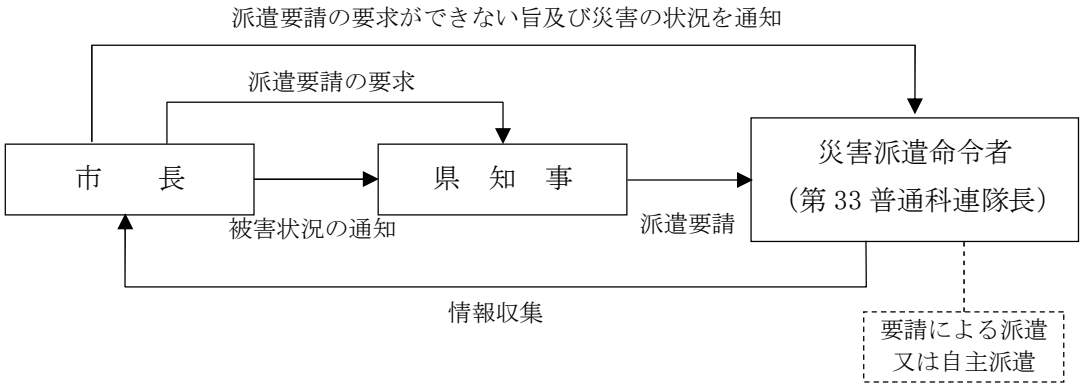

２　災害時の緊急派遣（危機管理部）

災害の発生が突発的でその救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。（自衛隊法第 83 条第２項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

第２節　派遣部隊の受け入れ体制

○　派遣部隊の活動に必要な受け入れ体制について定めます。

派遣部隊の受け入れ体制 ―― １　派遣部隊の受け入れ体制の確立

１　派遣部隊の受け入れ体制の確立（危機管理部）

(1) 派遣部隊の受け入れ体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

ア　派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定

イ　作業計画及び資機材の準備

ウ　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ　住民の協力

オ　派遣部隊の誘導

(2) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とします。ただし、２つ以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

ア　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

イ　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料

ウ　活動のため現地で調達した資機材の費用

※ その他必要な経費については事前に協議しておきます。

(3) ヘリポートの指定と取扱い

ヘリポートの指定と取扱いについては資料編に示すとおりとします。

第３節　派遣部隊の業務及び撤収

○　派遣部隊の業務と撤収要請について定めます。

派遣部隊の業務及び撤収
- １　派遣部隊の業務及び撤収
- ２　災害派遣を命ぜられた自衛官の措置

１　派遣部隊の業務及び撤収（危機管理部）

(1) 業務

派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。

救助活動の内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況等によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

ア　被害状況の把握（車両、航空機による調査）
イ　避難の援助（誘導、輸送）
ウ　遭難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路及び水路の啓開（障害物除去等）
キ　応急医務・救護、防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　救助物資の無償貸付又は譲与
サ　危険物の保安及び除去等

(2) 撤収

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

２　災害派遣を命ぜられた自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知します。

(1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
(2) 避難の措置・立入

(3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
(4) 他人の土地等の一時使用等
(5) 現場の被災工作物等の除去等
(6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第４編　災害復旧・復興対策

大災害の発生は多数の生命や身体に危害を与えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、市民を極度の混乱に陥れることになります。

そのため、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期します。

第１章　災害復旧・復興の推進

第１節　迅速な復旧・復興

○　市は、被災者の生活再建を基本に、二度と同じ災害を繰り返さない安全性に配慮した復旧・復興の基本方針を市民の合意を得ながら速やかに策定し推進できる体制を整えます。

１　市街地復興に関する事前対策（各部、各総合支所）

(1) 各種データの整理及び保存

ア　市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努めます。

イ　市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の資料の整理及び保存に努めます。

２　生活再建支援に関する事前対策（危機管理部、政策財務部）

(1) 被災者台帳の作成体制の構築

罹災証明書の発行、各種給付や減免等の管理を迅速・的確に行えるよう、被災者支援システムを活用し、「人」「建物」「被害」の情報を集約した被災者台帳を発災後速やかに作成する体制を構築します。

(2) 家屋被害認定調査に関する事前対策

家屋の全半壊に対する罹災証明書の発行等は、家屋被害認定調査に基づいて行うため、調査漏れや調査の追加などによる混乱が生じないよう、事前に基準の明確化、調査要員の教育などを促進します。

３　市街地復興（政策財務部、都市計画部）

(1) 復旧・復興の基本方向を早期に決定するための支援

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方など、市民の意見等を踏まえ、迅速な現状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう努めます。

(2) 防災都市づくり

市は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

4　都市基盤施設の復旧・復興（都市計画部、建設部）

(1) 被災施設の復旧等

ア　市は、応急復旧計画に沿って、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、被災公共施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

イ　ライフライン、交通関係施設の復旧については、関係事業者と連携のもと、地域別の復旧見込みを明らかにするよう努めるものとし、施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の防止に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化の整備、さらには建築物や公共施設の不燃化などを目標とします。

第２節　家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行

○　市は、災害発生後、家屋被害認定調査を行い、被災者の生活再建等に必要な罹災証明を発行します。

家屋被害認定調査及び罹災証明の発行
- １　家屋被害認定調査
- ２　罹災証明書の発行

１　家屋被害認定調査（政策財務部、各総合支所）

市は、災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、速やかに家屋被害認定調査等を実施します。

また、家屋被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、行います。

２　罹災証明書の発行（危機管理部、各総合支所）

市は、家屋被害認定調査等の結果を基に罹災台帳を作成し、申請のあった被災者に罹災証明書を発行します。

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害による被害について、証明を行います。

（家屋被害の例）

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水　等

第２章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧事業計画

○　公共施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせ、再度の災害の発生を防止するため、施設の新設、改良を実施します。

１　公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道部、農林水産部）

(1) 河川災害復旧事業計画

河川の災害復旧は、原形復旧に止まらず、必要に応じ将来計画に整合した復旧に努めます。

また、河川の改修事業等は、従前の生態系が形成される良好な河川環境の保全・復元が可能な復旧工法を進んで採用していきます。

(2) 道路災害復旧事業計画

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路の災害復旧は、最も急を要するものであり、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めなければなりません。近時の自動車交通量の増加に伴いその重要性も増大する傾向にあるので、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって積極的に早期復旧を進めます。

橋りょうについても洪水流量の流下能力の増大を図るとともに、永久橋を主眼とした復旧を推進します。

(3) 下水道災害復旧事業計画

下水道における各施設について災害が発生した場合は、雨水、汚水の疎通に支障がないよう速やかに応急復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努めます。

なお、復旧には、平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する応急措置ができるようにするとともに、被害場所については施設の補強を図り被害の軽減に努めます。

(4) 漁港等の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速・潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案して再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立します。

２　農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部）

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、現在までに原形復旧に重点をおいて復旧がなされていましたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく調査して災害を繰り返さないように計画にあたる必要があります。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としては勿論、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きいといえます。従って、林道の被災による交通途

絶は林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に影響することが多いため、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要があります。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、原形復旧のみでは再度災害のおそれがあるものについては各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進します。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、国庫補助を得て災害復旧の促進を図ります。

３　学校教育施設災害復旧事業計画（教育委員会事務局）

日常多数の児童、生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速、かつ適切に復旧しなければなりません。

特に学校施設は非常時において、しばしば地域住民の緊急避難場所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意します。

(1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮します。

(2) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進します。

４　水道施設災害復旧事業計画（水道局）

(1) 水道施設災害復旧計画

市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしますが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。

第２節　財政金融計画

○　災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及びその他関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担します。
　しかし、このことで市財政に混乱を生じさせるおそれがあるときは、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講じます。

１　費用の負担者（政策財務部）

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用
　災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。
　（注）法令に特別の定めがある場合
　ア　災害救助法　　第 36 条
　イ　水防法　　第 44 条
　ウ　災害対策基本法　第 94 条、第 95 条
　エ　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 62 条

(2) 応援に要した費用
　他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合に、市は当該応援に要した費用を負担します。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めます。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用
　知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので災害対策基本法施行令第 39 条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担します。

２　国が負担又は補助する範囲（政策財務部）

(1) 災害応急対策に要する費用
　災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用
　非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助します。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定されます。

(3) 災害復旧事業費等
　災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助します。

３　起債の特例（政策財務部）

災害対策基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第５条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とします。

(1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合

(2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第３節　被災者等の生活再建等の支援

○　災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図ります。
○　被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

１　生活福祉資金等の貸付（健康福祉部）

(1) 生活福祉資金の貸付

ア　貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とします。ただし、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅)、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、生業費及び技能習得費に、高齢者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅)、福祉用具購入費、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金に限ります。

イ　借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申込書を、その居住地を担当する民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会に提出します。

ウ　貸付金の種類

(ｱ) 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

(ｲ) 福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅)、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金）

(ｳ) 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）

(ｴ) 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

（注）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象にはなりません。

(2) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア　貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20 歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とします。

イ　借入の手続

貸付を受けようとする者は、市役所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して市を経由して県に申請します。

ウ　貸付金の種類

(ｱ) 事業開始資金

(ｲ) 事業継続資金

(ｳ) 住宅資金

(ｴ) 技能習得資金

(ｵ) 生活資金
(ｶ) 就職支度資金
(ｷ) 修学資金
(ｸ) 転宅資金
(ｹ) 就学支度資金
(ｺ) 修業資金
(ｻ) 医療介護資金
(ｼ) 結婚資金
(ｽ) 特別児童扶養資金

(3) 恩給担保貸付金

ア　借入の手続

貸付を受けようとする者は、日本政策金融公庫に備え付けられている貸付申込書に証書及び貸付証明書を添付して日本政策金融公庫に提出します。

イ　貸付金の限度、期間等

貸 付 額　　恩給年額の３倍以内の額、ただし、最高は2,500,000円とします。
償還期限　　３年以内（ただし、変動あり）
利　　率　　年1.25％（ただし、変動あり）

２　災害援護資金の貸付（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然災害が本市に発生した場合、被災者に災害援護資金の貸付を行います。

(1) 対象となる自然災害

三重県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害

(2) 貸付対象者

以下の所得制限以内の方

所得制限表

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円
２人	４３０万円
３人	６２０万円
４人	７３０万円
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額
その世帯の住居が滅失（流失）した場合にあっては、１，２７０万円とする。	

(3) 貸付限度額

ア　世帯主が療養に要する期間がおおむね１月以上の負傷をした場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
住居の損害がない場合	１５０万円
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害の場合	２５０万円（３５０万円）

住居が半壊した場合	２７０万円（３５０万円）
住居が全壊した場合	３５０万円

イ　世帯主に負傷がない場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害の場合	１５０万円
住居が半壊した場合	１７０万円（２５０万円）
住居が全壊した場合	２５０万円（３５０万円）
住居の全体が滅失、又は流失した場合	３５０万円

※ただし、被災した住居を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合は（　）内の金額となります。

(4) 貸付条件

ア　利率　　年３％（措置期間中は無利子）

イ　措置期間　　３年

ウ　償還期間　　措置期間を含み 10 年

エ　償還方法　　半年賦の元利均等償還払い

オ　連帯保証人　　要

３　被災者に対する職業斡旋等（商工観光部）

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア　職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施します。

イ　復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施します。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア　災害地域を巡回し、就職相談を実施します。

イ　収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施します。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行います。

４　租税の徴収猶予及び減免等（政策財務部）

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

(1) 市税の減免及び期限延長

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、津市市税条例(平成 18 年条例第 71 号　津市市税条例施行規則)の定めるところに従って、救済を図ります。

(2) 国税の徴収猶予及び減免等

ア　災害等による期限の延長

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、

当該期限を延長することができます。

イ　災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収等に関する法律」（昭和 22 年法律第 175 号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めることころによります。

(3) 県税の減免及び期限延長

ア　県税の減免

県は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行います。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図ります。

イ　各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、県は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長します。

5　郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（郵便事業株式会社）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付します。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。

(4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

6　公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設（建設部）

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失また焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めます。

(2) 住宅金融支援機構資金の斡旋（都市計画部）

県及び市は、住宅金融支援機構に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図ります。

7　生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めます。

第４節　被災者生活再建支援制度

○被災者生活再建支援法(平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号)に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。

１　対象となる自然災害（健康福祉部）

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害

(2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害

(3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した県の区域に係る自然災害

２　対象世帯（健康福祉部）

対象世帯は次のとおりです。

(1) 上記「１」の自然災害により、住宅が「全壊」した世帯

(2) 上記「１」の自然災害により、住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 上記「１」の自然災害により、危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難者世帯）

(4) 上記「１」の自然災害により、住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

３　支援金の支給額（健康福祉部）

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。

《複数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	１００万円	２００万円	３００万円
	補修	１００万円	１００万円	２００万円
	賃借（公営住宅以外）	１００万円	５０万円	１５０万円
大規模半壊世帯	建設・購入	５０万円	２００万円	２５０万円
	補修	５０万円	１００万円	１５０万円
	賃借（公営住宅以外）	５０万円	５０万円	１００万円

《単数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	７５万円	１５０万円	２２５万円
	補修	７５万円	７５万円	１５０万円
	賃借（公営住宅以外）	７５万円	３７．５万円	１１２．５万円
大規模半壊世帯	建設・購入	３７．５万円	１５０万円	１８７．５万円
	補修	３７．５万円	７５万円	１１２．５万円
	賃借（公営住宅以外）	３７．５万円	３７．５万円	７５万円

第５節　災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金

○被災者又は遺族に対して弔慰金、見舞金を支給します。

１　災害弔慰金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者又は遺族に対して災害弔慰金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

ア　津市において住居が５世帯以上滅失した災害

イ　三重県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害

ウ　三重県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害

エ　災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

※遺族の１人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

ア　生計維持者が死亡した場合：500 万円

イ　その他の方が死亡した場合：250 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害弔慰金は支給されません。

ア　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

イ　当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

ウ　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

２　災害障害見舞金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害障害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

ア　津市において住居が５世帯以上滅失した災害

イ　三重県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害

ウ　三重県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害

エ　災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により下記の障害を受けた者

ア　両眼が失明したもの

イ　咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ　両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ　両上肢の用を全廃したもの

キ　両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク　両下肢の用を全廃したもの

ケ　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 支給額

ア　生計維持者が障害を受けた場合：250 万円

イ　その他の方が障害を受けた場合：125 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害障害見舞金は支給されません。

ア　当該障害者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

イ　当該障害に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

ウ　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

3　災害見舞金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災

(2) 支給対象者

災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主。

ア　住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯

イ　住居が半壊し、又は半焼した世帯

ウ　住居が床上浸水による被害を受けた世帯

(3) 支給額

被害状況	支給額
住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯	3 万 5 千円
住居が半壊し、又は半焼した世帯	2 万円
住居が床上浸水による被害を受けた世帯	1 万 3 千円

(4) 支給の制限

下記に該当する場合は、災害見舞金は支給されません。

ア　当該災害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

4　弔慰金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、遺族に対して弔慰金を支給します。ただし、災害弔慰金支給等に関する法律による「1　災害弔慰金」の支給を受けた場合、弔慰金は支給されません。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。

(2) 支給対象者

下記の災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

ア　住居の滅失した世帯数が１世帯以上の災害

イ　上記に準ずる程度の災害で市長が適当と認める災害

※遺族の１人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

死亡状況	支給額
生計維持者が自然災害で死亡された場合	500 万円
その他の方が自然災害で死亡された場合	250 万円
火災により死亡された場合	60 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、弔慰金は支給されません。

ア　当該遺族が津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年津市条例第 106 号）の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合

イ　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

ウ　当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

エ　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

第６節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

○　被災した中小企業の自立を支援します。

１　対　策（商工観光部）

被災により経営に支障を生じている中小企業者に、県の融資制度や政府系金融機関（日本政策金融公庫）の各種融資制度を紹介します。

第７節　農林漁業経営の安定策

○被災農林漁業者等の自立を支援します。

１　対　策（農林水産部）

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち災害復旧に利用可能なものを紹介します。

２　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金（農林水産部）

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。

なお、対象となる災害、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定します。

第８節　激甚災害の指定

○　災害発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行います。

(1) 激甚災害に関する調査（**危機管理部、建設部、農林水産部**）

ア　市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査結果を県知事に報告します。

イ　市長は激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。

(2) 激甚災害指定の適用措置（**危機管理部**）

ア　激甚災害指定基準（本激）

激甚法適用条項	適用措置
第2章 （第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

イ　局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項	適用措置
第2章 （第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

津 市 地 域 防 災 計 画

ー 風水害等対策編 ー

平成２７年　１月 発行

津 市 防 災 会 議

（津市　危機管理部）

〒514-8611　津市西丸之内 23 番 1 号

電話　(059)229-3281

津 市 地 域 防 災 計 画

〔 震災対策編 〕

平成２６年度修正（案）

津市防災会議

津 市 地 域 防 災 計 画

〔震災対策編〕

目　　次

第１編　　総　則 1
第１章　計画の方針 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の基本方針 1
第３節　計画の構成 1
第４節　計画の効果的な推進 2
第５節　計画の修正 2
第２章　防災関係機関 3
第１節　防災関係機関の責務 3
第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4
第３章　市民の責務と事業所の役割 10
第１節　市民の責務 10
第２節　事業所の役割 10
第４章　津市の特性 11
第１節　自然的条件 11
第２節　社会的条件 17
第３節　対象とする災害 19
第４節　地震の被害想定 19
第５節　災害の記録 19

第２編　災害予防計画 20
第１章　災害に強いまちづくり 20
第１節　災害に強いまちづくりの計画的な推進 20
第２節　建築物等災害予防計画 22
第３節　公共施設・ライフライン施設災害予防計画 24
第４節　火災予防計画 29
第５節　危険物等災害予防計画 30
第６節　地盤災害等予防計画 32

第２章　地域防災力の育成 34
第１節　防災意識・防災知識の普及..... 34
第２節　防災訓練の実施 37
第３節　自主的な防災活動への支援..... 39
第４節　事業所による自主防災体制の整備..... 41
第５節　消防団による地域防災体制の整備..... 42
第６節　ボランティア活動への支援..... 44
第７節　災害時における要配慮者への対策..... 46
第３章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策..... 51
第１節　避難開始の時期 51
第２節　避難を可能にする情報提供の充実..... 53
第３節　自主的な避難 54
第４節　避難計画の策定 55
第５節　避難体制の整備 57
第６節　防災拠点の整備 61
第４章　災害に備える体制の確立..... 62
第１節　災害対策本部 62
第２節　情報の収集・伝達体制..... 67
第３節　職員の災害対応力向上..... 70
第４節　広域的な相互応援体制の整備..... 72
第５章　災害応急対策・復旧への備え..... 73
第１節　消火・救急・救助対策..... 73
第２節　災害時医療対策 75
第３節　緊急輸送活動対策 77
第４節　緊急物資確保対策 79
第５節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備..... 81

第３編　災害応急対策計画 83
第１章　災害時応急活動 83
第１節　活動体制の確立 83
第２節　災害情報の収集・伝達..... 86
第３節　通信の確保 92
第４節　応援要請 93
第５節　広報活動 94
第６節　避難対策活動 96
第７節　消防救急救助活動 103

第８節　水防活動 106
第９節　被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定..... 107
第 10 節　輸送及び交通応急対策..... 108
第 11 節　障害物の除去 113
第 12 節　飲料水の確保、調達 115
第 13 節　食料の確保、調達 118
第 14 節　生活必需品の確保、調達..... 120
第 15 節　医療救護活動 121
第 16 節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動..... 125
第 17 節　行方不明者の捜索・遺体の収容・埋火葬..... 129
第 18 節　動物の保護及び管理 131
第 19 節　住宅の応急確保対策 132
第 20 節　公共施設・ライフライン施設等応急対策..... 133
第 21 節　危険物による二次災害防止対策..... 142
第 22 節　応急教育対策 144
第 23 節　応急保育対策 147
第 24 節　災害時における要配慮者への支援..... 149
第 25 節　災害ボランティアの受け入れ..... 151
第 26 節　災害義援金・義援物資の受け入れ..... 153
第 27 節　災害救助法の適用 154
第２章　自衛隊の災害派遣 156
第１節　災害派遣の要請 156
第２節　派遣部隊の受け入れ体制..... 158
第３節　派遣部隊の業務及び撤収..... 159

第４編　災害復旧・復興対策 161
第１章　災害復旧・復興の推進 161
第１節　迅速な復旧・復興 161
第２節　家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行..... 163
第２章　災害復旧・復興計画 164
第１節　公共施設災害復旧事業計画..... 164
第２節　財政金融計画 166
第３節　被災者等の生活再建等の支援..... 168
第４節　被災者生活再建支援制度..... 173
第５節　災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金..... 175
第６節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援..... 178

第７節　農林漁業経営の安定策..... 179
第８節　激甚災害の指定 180

第１編　　総　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（昭和１４年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第５条第１項の規定に基づき、津市防災会議が津市の地域に係る地震災害に関し、予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めています。これに基づいて、市、指定地方行政機関、指定公共機関等が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とします。

第２節　計画の基本方針

この計画は、南海トラフ特措法第５条第１項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明らかにし、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって地震災害に対処するための基本的な計画です。

また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。

第３節　計画の構成

この計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成します。

震災対策編の内容は次のとおりとします。。

第１編　総則

計画の目的や構成、県市をはじめとする防災関係機関の防災体制の概要について記述しています。

第２編　災害予防計画

地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とします。

第３編　災害応急対策計画

地震災害が発生するおそれがある場合、又は地震災害が発生した場合に被害を最小限に抑え、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するための基本的な計画とします。

第４編　災害復旧・復興対策

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的な計画とします。

第４節　計画の効果的な推進

防災関係機関は、この計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ、次のことを実行します。

(1) この計画に基づくアクションプログラムの作成と関係部局・職員への周知徹底
(2) この計画とアクションプログラムの推進にかかる定期的な点検
(3) 他の計画との整合性の点検

第５節　計画の修正

本計画は、法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行います。

1　市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。
2　市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。
3　市防災会議は、作成した防災計画について法第 42 条第４項の規定により県知事へ報告するとともに、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図ります。

［注記］

県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいいます。
市	市の部局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいいます。
防災関係機関	国、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいいます。
ライフライン	電力、ガス、上下水道、通信等をいいます。
要配慮者	高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といいます。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

第２章　防災関係機関

第１節　防災関係機関の責務

１　市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。

２　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施するとともに、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力します。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとします。

１　地方自治体

機関名	処理すべき事務又は業務
市	(1) 市防災会議及び市災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県	(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理

機関名	処理すべき事務又は業務
	(20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2　三重県警察本部（津警察署、津南警察署）

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備に関する警察通信施設及び資機材の整備充実に関すること。 (2) 災害の実態把握と被災者の救出救護に関すること。 (3) 交通の規制及び公安の維持に関すること。 (4) 管内防災関係機関との連絡調整に関すること。

3　指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 津財務事務所	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源に係る資金運用地方資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置 (5) 金融上の諸措置
東海農政局 津地域センター	(1) 米穀販売業者に対する知事、又は知事の指定する者への精米の売却に関する指示（知事の供給要請による。） (2) 知事又は知事の指定する者への政府米売却、又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する指示 (3) 国が災害対策用として備蓄している乾パン及び乾燥米飯の被災地に対する緊急輸送措置
第四管区 海上保安本部	(1) 情報の収集、伝達及び災害原因調査 (2) 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助 (3) 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限又は禁止措置 (4) 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助 (5) 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な措置 (6) 海上火災の発生するおそれのある者に対する火気の使用の制限又は禁止措置 (7) 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等、必要な措置 (8) 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り (9) 自衛隊の災害派遣要請
津地方気象台	(1) 東海地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 各種非常通信訓練の実施、又は指導 (5) 非常通信協議会の育成指導 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

機関名	処理すべき事務又は業務
三重労働局	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 三重河川国道事務所	(1) 所管河川・道路施設の整備、維持管理に関すること (2) 緊急輸送路、道路啓開及び資機材の整備充実に関すること (3) 避難勧告等の判断支援、発令基準策定支援に関すること (4) 水防活動、水防訓練及びハザードマップ作成支援に関すること (5) 災害時における情報収集及び通信、予警報の伝達に関すること (6) 災害時における緊急点検、応急復旧に関すること (7) 災害時における自治体要請に基づく技術的支援・災害対策用機械派遣に関すること (8) 災害時における建設業者、建設機械の状況把握・応援調整に関すること
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1) 港湾・海岸 ア　災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施 イ　災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施 ウ　港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 エ　海上の流出油災害に対する防除等の措置

4　指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話 株式会社三重支店	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア　電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ　非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
ＫＤＤＩ株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社、 ソフトバンクテレコム株式会社	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

機関名	処理すべき事務又は業務
日本赤十字社 三重県支部	(1) 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 災害救助等に関し各種団体又は個人が行う災害救助の連絡調整 (4) 救援物資の配分 (5) 義援金の募集及び分配 (6) 災害時の血液製剤の供給
日本放送協会 津放送局	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための市民への周知 (2) 市民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道による周知 (3) 市民に対する情報、対策通知、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路 株式会社	伊勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東海旅客鉄道 株式会社	(1) 警戒宣言発令の情報を受領した時は、予め定めた方法により情報伝達を行います。 (2) 発災時に備えて、災害区間着となり、またこれを通過する旅客の乗車券等の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等の方法を予め定めておきます。 (3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員を適宜配置し、また必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に努めます。
日本貨物鉄道 株式会社東海支社	(1) 警戒宣言時の正確・迅速な伝達 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (4) 災害り災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転調整 (7) 機関車及び気道車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
中部電力株式会社 津営業所	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社東海支社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア　郵便物の送達の確保 イ　郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ　被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

機関名	処理すべき事務又は業務
東邦ガス株式会社 津営業所	(1) ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施 (2) 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
日本通運株式会社 津支店	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

5　指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人津地区医師会、 公益社団法人久居一志地区医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	日本放送協会津放送局に準じる。
一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県津ＬＰガス協議会）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

6　自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練への協力参加

7　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体 （農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体 （日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力
危険物施設等の管理者	市等の防災機関と密接な連絡及び危険物等の防災管理の実施

機関名	処理すべき事務又は業務
各港湾施設の 管理機関	港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理及び災害復旧の実施
土地改良区、水利組合等	防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備、復旧工事の施工及び防災管理の実施
自主防災組織、 自治会等	(1) 地域における災害予防に関すること (2) 避難時における地域活動に関すること (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること

第３章　市民の責務と事業所の役割

○　市及び防災関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業所は、法第７条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければなりません。

第１節　市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければなりません。

１　自己管理

災害に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具等の転倒防止措置等を自ら実施するよう努めます。

２　地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火、要配慮者の避難支援等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の拡充と強化に努めます。

３　市及び防災関係機関への協力

市及び防災関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第２節　事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければなりません。

１　自己管理

災害が発生した場合であっても、事業所内の従業員及び利用者の安全確保並びに経済活動の継続ができるよう防災計画やＢＣＰ（事業継続計画）の策定に努めます。

２　地域への協力

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努めます。

３　市及び防災関係機関への協力

市及び防災関係機関が実施する防災に関する事業並びに災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第４章　津市の特性

第１節　自然的条件

１　沿　革

本市は、平成 18 年１月１日に、２市６町２村が合併し、総人口約 29 万人の津市となりました。

本市では、合併後に津市総合計画を策定し、５つのまちづくりの目標として「美しい環境と共生するまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな文化と心を育むまちづくり」「活力のあるまちづくり」「参加と協働のまちづくり」を掲げ、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目指したまちづくりを展開しています。

２　位置・面積・地勢

市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、奈良県御杖村・曽爾村などと、南は松阪市などと接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断しています。

面積は約 710ｋ㎡で、三重県の市町で最も面積が広く、総面積の 5,776ｋ㎡の約 12％を占めています。

本市域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の３地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高 700～1,000ｍの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高 30～50ｍの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

３　地盤・地質

津市の地盤・地質は中央構造線以北の西南日本内帯に属しています。中央構造線は関東から九州に到るおよそ 1,000㎞に及ぶ大断層帯で南北の地質分布に大きな違いと特徴があります。（表－Ⅰ）構造線以南の外帯は各地質帯が東西方向に並行して分布しているのに対して、内帯では美濃帯の中古生層、領家帯の花崗岩類や片麻岩類また第三紀以降の地質がモザイク状に分布しています。そのほか外帯には活断層や活断層と推定される断層がほとんど見当たらないのに対して、近畿東海地方では南北系の活断層や推定される断層帯が数多く確認されています。

津市の地盤・地質層序（表－Ⅱ）と周辺を含めた地質図（図－Ⅰ）をまとめました。その分布は市域の山地、丘陵地、台地そして低地にそれぞれ対応しているようです。以下、地質の古いものから概要を説明します。

［表Ⅰ　三重県の主な地層・岩石と時代］

（三重県立博物館編）

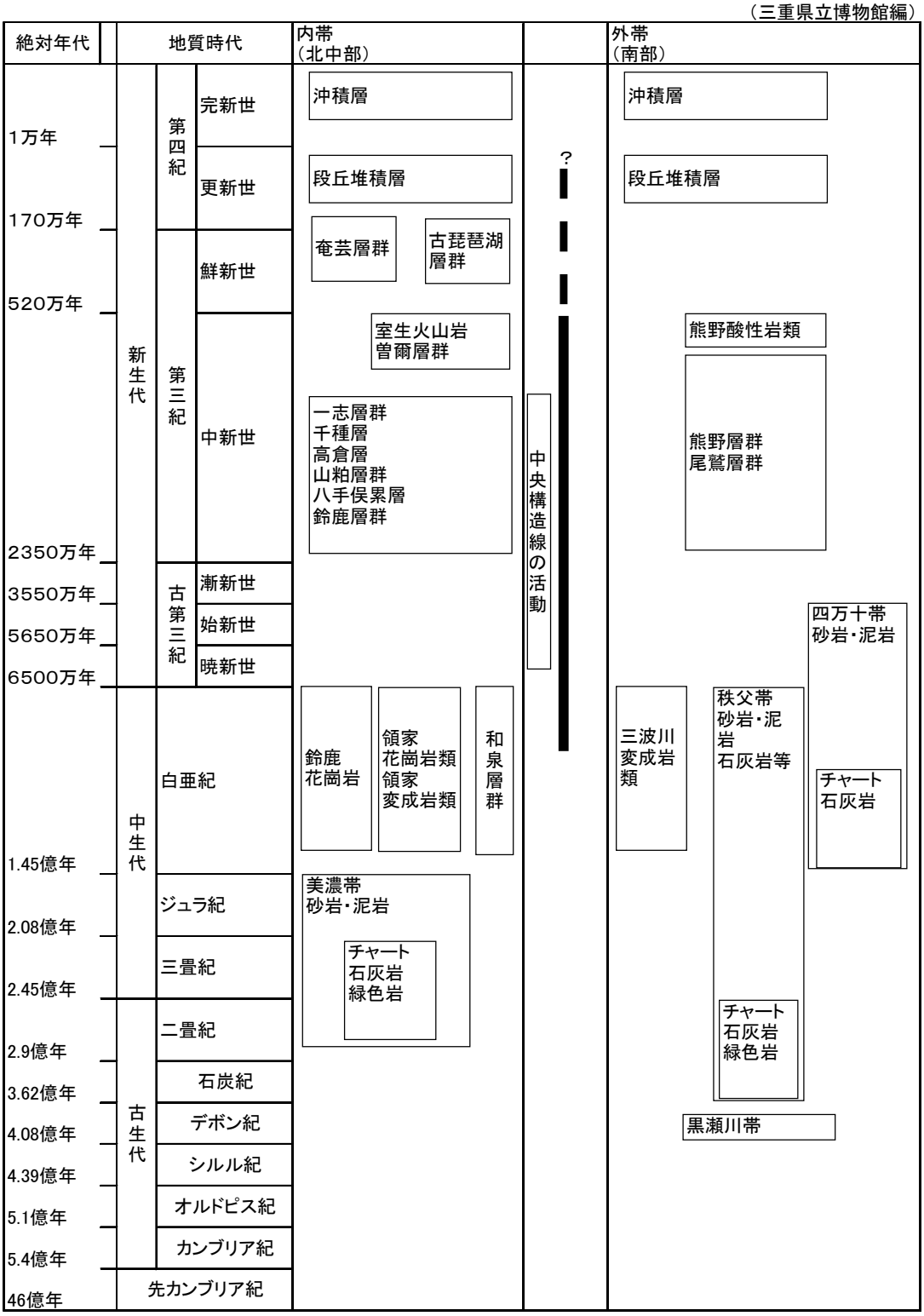

［表Ⅱ　津市地盤地質層］

<table>
<tr><th colspan="2">地質時代</th><th colspan="4">地層名</th><th colspan="2">岩質上の特徴</th><th>固結度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第四紀</td><td>完新世</td><td colspan="4">沖積層</td><td colspan="2">砂・礫および粘土で海成層を含む</td><td>未固結</td></tr>
<tr><td rowspan="3">更新世</td><td colspan="4">段丘堆積層</td><td colspan="2" rowspan="3">ルーズな礫質で砂や粘土を挟む</td><td rowspan="3">未固結</td></tr>
<tr><td colspan="4">見当山礫層</td></tr>
<tr><td colspan="4">大三礫層</td></tr>
<tr><td rowspan="8">新第三紀</td><td rowspan="4">鮮新世
（東海層群）</td><td colspan="3">亀山累層</td><td colspan="2">砂・泥互層・中細粒火山灰層（みがき砂）</td><td rowspan="4">半固結</td></tr>
<tr><td></td><td>楠原累層</td><td></td><td colspan="2">シルト・砂互層亜炭を挟む</td></tr>
<tr><td></td><td>西行谷累層</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">厚い砂礫層、砂泥の細粒層を挟む
チャート主体、花崗岩類、中新統砂泥岩</td></tr>
<tr><td></td><td>片田礫層</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">小山累層</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">中新世
（一志層群）</td><td colspan="4">室生火山岩</td><td colspan="2">流紋岩質溶結凝灰岩、柱状節理</td><td rowspan="4">固結</td></tr>
<tr><td rowspan="2">片田累層</td><td>薬王寺シルト砂岩層</td><td></td><td colspan="2">厚い砂岩と砂泥互層</td></tr>
<tr><td>茶屋砂岩泥岩層</td><td></td><td colspan="2">砂岩優勢、シルト質砂岩中のシルト団塊</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大井累層</td><td>三ケ野層</td><td></td><td colspan="2">凝灰質シルト優勢、タマネギ構造</td></tr>
<tr><td>井関砂岩泥岩層</td><td rowspan="3">家城累層</td><td>青灰色細～粗粒砂岩
泥・シルト岩の互層</td><td rowspan="3">基盤岩に接する
砂岩および礫岩
落合相東青山相</td></tr>
<tr><td rowspan="3">波瀬累層</td><td>井生泥岩層</td><td>無層理青灰色泥岩</td></tr>
<tr><td>古田池砂岩層</td><td>無層理青灰色粗粒花崗質砂岩</td></tr>
<tr><td></td><td>矢下礫岩層</td><td colspan="2">領家花崗岩類の礫と花崗質砂岩</td></tr>
<tr><td colspan="2">先第三紀</td><td colspan="4">基盤岩類（領家コンプレックス）</td><td colspan="2">堅硬</td></tr>
</table>

［図Ⅰ　津市と付近の地質概略図（津西部地域の地質より）］

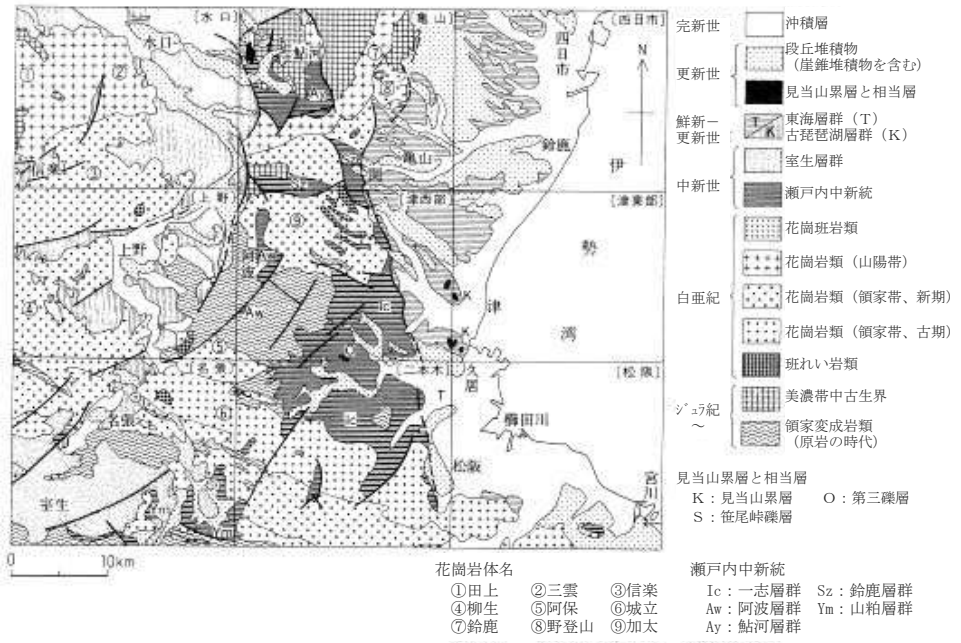

資料：地質調査所「津西部地域の地質」

(1) 基盤岩類（領家コンプレックス）

基盤岩類は芸濃地域以南の布引山地、白山地域、美杉地域南部の高見松阪山地を構成しています。布引山地は主峰笠取山（845m）から南へ標高を下げる山地で、等高性を示している高原状の山地です。経ケ峰（820m）周辺や笠取山以南には標高 700～600mの小起伏面が広がり青山高原と呼ば

れる潅木まじりの草原には発電用風車塔が群立しています。室生・赤目青山国定公園に指定され東海自然歩道のハイキングコースや別荘地、ゴルフ場の開発も進んでいます。

地質は中生代白亜紀の領家コンプレックスと総称される岩石類で、①堆積岩起源の変成岩、②塩基性岩、③花崗岩類　からなっています。堆積岩起源の変成岩には粘板岩帯、片状ホルンフェルス帯、縞状片麻岩帯があり、互いに東西方向をとって交互に配列しています。源岩は秩父帯の砂岩、粘板岩や層状チャートであると考えられます。塩基性岩には斑レイ岩と変輝緑岩があり、いずれも小岩体として分布します。前者は福田山、後者は丹生俣にやや大きい岩体がみられます。花崗岩類には古期と新期花崗岩類があります。古期花崗岩類は城立トーナル岩、福田山花崗閃緑岩、君ケ野花崗閃緑岩等に分けられ、片麻状構造を有し、しばしば変輝緑岩を伴って産します。新期花崗岩類には美杉トーナル岩、阿保花崗岩が属し、変成岩や古期花崗岩類と調和的に分布します。

(2) 第三紀層

第三紀層は丘陵地の大部分を構成します。丘陵地の地盤は瀬戸内中新統の海成層（一志層群）と鮮新統の東海層群の陸成層に分けられます。前者は標高 400m以下に背面を有し、奥行きのある深い谷が刻まれています。青山高原の急な東側斜面下に山地と丘陵地の境が国道 165 号から遠望できます。後者は標高 200m以下で頂高数 10mの平坦な背面をもって広がり幅のある谷底平地が樹枝状に発達しています。市街地に近く、住宅団地などが開発されています。

ア　一志層群

市域内の中新統は一志層群、八手俣累層、山粕層群および曽爾層群であって、中でも一志層群は一志地域、美杉地域、美里地域にわたって広い分布を示しています。丘陵地としてはかなり起伏があり、領家帯の山地に不整合あるいは断層で接しており、岩相変化に富んでいます。地層は全体として低角度で、下位から波瀬累層、大井累層、片田累層に大別されます。

波瀬累層は一志層群の第一回堆積輪廻で基底の矢下礫岩層にはじまり上方へ砂岩泥岩へと漸移して古田池砂岩層、井生泥岩層と呼ばれており、井生泥岩層からは海棲貝化石を産します。主に雲出川以南に分布します。砂岩や泥岩層は基盤に近づくと礫岩相となりこの周縁相を家城累層といいます。

大井累層は、一志地域全域に分布し、第二の堆積輪廻を示して波瀬累層を整合に被っています。この地層の上部には多量の火山灰を含んでおり、井関砂岩泥岩層と三ケ野頁岩砂岩層に二分されます。なかでも三ケ野頁岩砂岩層は非常に凝灰質で一志地域から美里地域にかけてもっとも広い分布を示している地層です。

片田累層は大井累層と整合関係にあり、北西－南東の軸をもつ緩やかな向斜構造を示しています。長谷山山麓以南の片田地区から久居善応寺地区に分布し、茶屋砂岩泥岩層と薬王寺シルト砂岩層に二分されます。

以上のほか市域内の中新統分布域は、美杉町下之川の八手俣累層、奈良県室生から美杉町太郎生にかけて分布する山粕層群および同じ地域に分布する曽爾層群などがあります。

倶留尊山、大洞山、尼ケ岳をつくる室生火山岩は中新世の終わり頃に噴出した大規模な火砕流によって形成されたもので奈良県都祁村から東西 28km、南北 15km にわたって分布し、400mほどの厚さがある流紋岩質溶結凝灰岩からなり、冷却時に出来た見事な柱状節理は香落渓谷等にみられます。上記の山々はその後、削り残され、特異な山容で知られています。

イ　東海層群（奄芸層群）

一志層群の丘陵地より一段低位の背面を有する丘陵地は、半固結の礫、砂、粘土からなる鮮新

統の丘陵です。この地層は湖成あるいは河川成の堆積物であり、岐阜県から三重県に広く分布を示し、この湖盆を東海湖と呼び、地層名を東海層群といいます。かつて三重県側の同層群を奄芸層群といいました。

東海層群の層厚は最大 1,500mに達するとみられ、市域内のものは全体の下部に当たり、下位から小山礫層（片田礫層）、西行谷礫層、楠原累層、亀山累層に分けられています。またこの中には数枚の火山灰層を挟み、よい鍵層となっています。

小山礫層（片田礫層）は一志町小山の土取場や久居風早池北部にみられる礫層です。礫種はチャートが圧倒的で溶結凝灰岩や領家帯起源のホルンフェルス、深成岩類、一志層群の砂岩泥岩などが含まれます。一志断層によって高角度で中新統や領家基盤岩に接しています。

西行谷礫層は芸濃町忍田の安濃川河床や亀山市関町萩原の土取場などによい露頭があります。厚い礫層からはじまって砂礫－砂層を経て泥層となる堆積輪廻を示し、中新統には断層あるいは不整合で接しています。礫種はチャート、中新統起源の砂岩流紋岩、中古生層起源の泥岩砂岩などからなります。

楠原累層は芸濃町楠原西方の西行谷中流が模式地で芸濃地域二重池北の谷、小野平を経て安濃町戸島まで西行谷累層の東に帯状に露出します。厚さ 10 数mの泥層、砂層、含礫砂、礫層からなり、しばしば亜炭層を狭在します。全体として泥岩層が優位な地層です。

亀山累層は小山累層楠原累層に漸移整合に重なり、鈴鹿・四日市地域の桜村累層と泊累層に整合に被われます。またこの地層は片田長谷丘陵では片田粘土層を含み、高塚丘陵、見当山丘陵、河芸丘陵などを構成して、広い分布を示しています。

地層は砂層と泥層の単調な繰り返しが多く、全般的には砂層が優勢な地層です。砂層は中－細粒砂で堆積構造の不明確なところが多いですが平行葉理や斜交層理がみられるところもあります。泥層はやや固結度が大きく均質塊状のものが多く、特に片田粘土層などは静かな湖成を示す層相をしています。

津市域内の亀山累層中には連続性のある火山灰層が含まれ下位から垂水、阿漕、大谷池、野村(1)(2)(3)、原田川(1)(2)と命名されています。中でも阿漕火山灰層は青谷地区を最大とし、野田泉ケ丘を経て芸濃町多門、さらに亀山市北部まで追跡されます。火山砂を多く含み中・細粒珪質灰白色の凝灰岩です。この火山灰層のフィッショントラック年代は 4.6±0.2Ma とされています。

市域内の亀山累層からは各地で多くの淡水貝化石、植物片の化石を産出し、かつて芸濃町林や河芸町北黒田からはゾウ化石が、また椋本南部の安濃川河床からはスッポン化石も採取されました。

東海層群の構造は、一般的な走向が西北－東南方向であり、10 度以下で北あるいは東北に傾斜していますが、高野尾背斜、一身田背斜が認められ、その間に志登茂向斜、豊野向斜が存在します。また海岸近くの平野の地下には南北性の千里断層、高茶屋断層が推定され、一志断層に接して楠原撓曲、片田撓曲、久居撓曲があって地層の傾斜が急になっています。近年布引山地東縁断層帯の調査で久居風早池地区、芸濃椋本地区に活断層のずれが確認されました。

(3) 更新統（洪積層）

市域内の更新統には古いものから津駅西方の見当山累層、白山地域の大三礫層、河芸地域の本城松層などの中期更新統、次いで高、中、低位の中－後期更新統の段丘堆積層があります。

見当山累層は一身田大古曽の見当山を模式地とし垂水の高塚丘陵および久居野村高地の頂部に

断片的に分布します。見当山では礫、砂礫層からなり円礫の中礫と砂層やシルト層を挟みます。チャート礫が多くその他ホルンフェルス、深成岩のクサリ礫、第三系の砂岩溶結凝灰岩礫からなります。層相から安濃川雲出川古水系末端の堆積層であると考えられます。片田－神戸－垂水間の高塚丘陵でも礫と成層構造のある砂・シルト層がみられ深成岩類が多く室生火山岩起源の溶結凝灰岩礫もあります。

大三礫層は白山町大三付近で一志層群三ケ野層を不整合に被っており、径数 10cm の巨礫が含まれています。層相から見当山累層を堆積した水系の上流部に当たると考えられます。

その他市域の中には中・後期更新統に属する段丘堆積層があります。堆積物の新旧、標高などから数段に分けられますが、一般には高位、中位、低位の三段に大別し、洪積台地と呼ばれるように台地を形成しています。

高位段丘堆積層は芸濃町岩原、安濃町戸島、見当山丘陵北部、久居風早池東部の諸戸山、美里町南長野などの地域にみられます。現在の河床との比高が大きく堆積面が河谷に向かって傾く傾向があります。堆積物は深成岩類のクサリ礫が多く第三系からの泥岩砂岩礫や稀にチャート礫を含みます。風化礫や古赤色土に特徴があります。

中位段丘堆積層は地域内でもっとも広い分布を示す段丘で、高野尾面、久居高茶屋面のほか戸島台地、美里穴倉、長野川流域など現河床あるいは旧流路にそって台地を形成しています。堆積物は締りの悪いガサガサした礫層で花崗質砂を基質としています。深成岩類が多く礫の長径に堆積構造を示すことがあります。高茶屋台地の末端小野辺から海棲貝化石を産したことから部分的に海成段丘であると考えられます。中位段丘の特徴は平坦な段丘面と表層の黒ボク土にあります。高野尾面は古安濃川が谷口の椋本付近から流路を南へ移した結果、古い扇状地が残され、その後志登茂川が浅い河谷を形式したと考えられます。また久居高茶屋面も古雲出川の堆積面で河道の南への変遷で残された台地とみることができます。

低位段丘は現河道の両岸に沿って比高数m以下の台地として散在分布します。芸濃町多門面、長谷山東麓今徳面、分部面、神戸半田面、久居榊原川、美里長野川流域などです。全体にルーズで新鮮な礫層で後背山地や丘陵地を供給源としている礫種からなり基質に乏しい特徴があります。

(4) 完新統

安濃川や雲出川などの水系によって形づくられた氾濫原平地や谷底平地の堆積層からできています。自然堤防やかつての海岸を示す浜堤砂堆などの微地形、三角州を含みます。街の建築物密集地や水田地帯となっています。堆積物は建築現場での観察やボーリング資料によって知ることができます。

資料によると、後背山地、丘陵地、台地から供給された砂礫やゆるい粘土層からなり、安濃川低地では第三紀層の上に下部砂礫層、上部粘土層、上部砂礫層が重なっています。砂礫層は陸成層、粘土層は海成層です。また臨海部では下部砂礫層の下に下部粘土層がみられ貝殻を混入していて、これらの下部層は更新統に属し、これより上部層が完新統に属します。そのほか上部砂礫層の最上部に薄い粘土層があり海岸湿地や自然堤防内側の後背湿地を示すことがあります。

一般に地盤は軟弱で相対的強度を示すN値も上部層で砂礫層 10～30、粘土層 10 以下、下部層の砂礫層 30 以上、粘土層 10～20 です。過去の資料として、沿岸部では地震による噴砂現象が見られたところもあります。

（執筆　北村治郎）

第２節　社会的条件

１　人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成 22 年の国勢調査による市の人口は、285,746 人となっており、三重県の総人口の 1,854,724 人の 15.4%を占め、県内では四日市市（307,766 人、三重県の総人口の 16.5%）に次いで２番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成 22 年の国勢調査によると、113,092 世帯となっており、１世帯当たりの人員は 2.52 人で、三重県全体の平均 2.63 人をわずかに下回っています。

（平成 22 年国勢調査より）

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 17 年には 22.0%であったものが平成 22 年には 24.4%と高齢化が着実に進んでいます。

■ 年齢別人口集計

	男	女	総　数
０～９歳	12,389	11,912	24,301
10～19 歳	13,726	13,335	27,061
20～29 歳	15,087	14,717	29,804
30～39 歳	19,272	18,694	37,966
40～49 歳	18,164	18,145	36,309
50～59 歳	17,581	18,074	35,655
60～69 歳	19,344	20,942	40,286
70～79 歳	14,205	16,970	31,175
80～89 歳	6,289	10,624	16,913
90 歳以上	725	2,681	3,406
合　　計	138,643	147,103	285,746

注）合計には、年齢不詳を含んでいます。

（平成 22 年国勢調査より）

(3) 地域別人口の推移

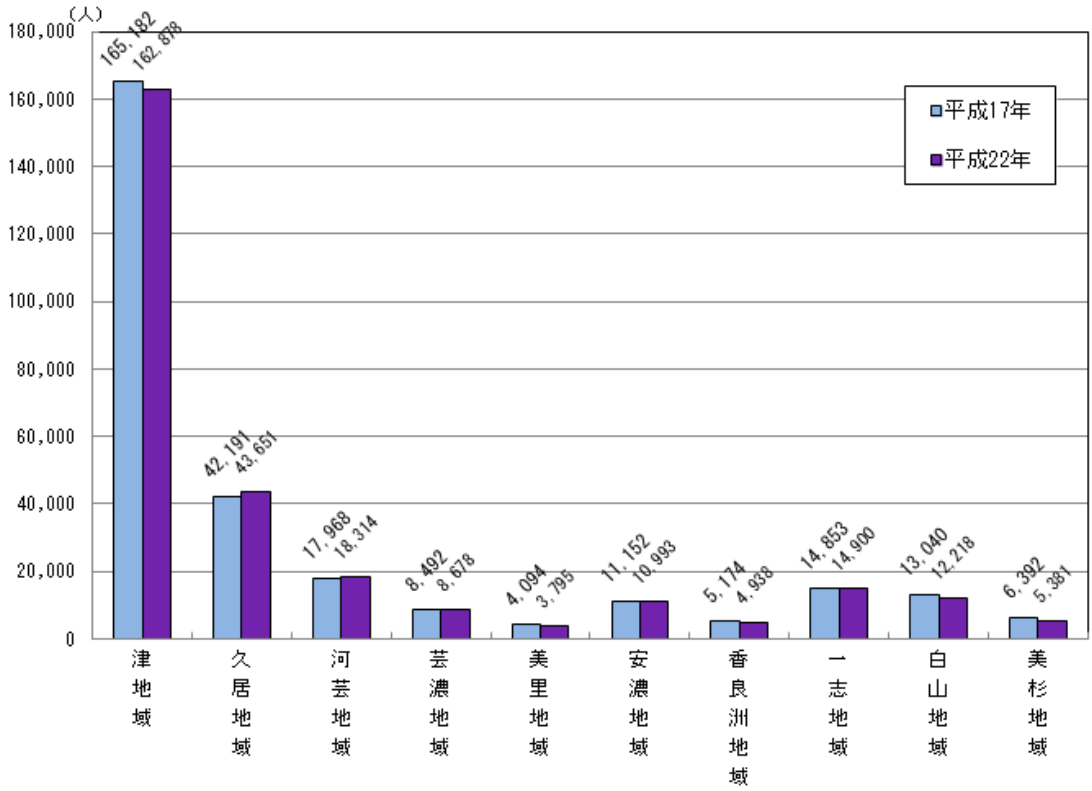

（平成 22 年国勢調査より）

2　地域特性

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

市は、東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、渓流など、多様で豊かな自然環境に恵まれ、また、全国的にみても広大な市域を有しています。

こうした豊かな地域の中に、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置し、海水浴、潮干狩り、温泉、ゴルフ、キャンプ、ハイキングなどに、県内外から多くの入込客があります。

(2) 地理的な優位性

市は、三重県の中央部にあって、中部圏と近畿圏との結節点に位置しており、名古屋市、大阪市にも容易にアクセスが可能です。

このことから、北勢、伊賀、南勢志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点に位置し、また、奈良県を通しての近畿圏からの「玄関口」として、さらに中部国際空港への海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市からの「玄関口」ともなる地域といえます。

(3) 多様な歴史・文化資源

市は、古くは海上交易の港町として、また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に刻む一方、伊勢神宮に向かういくつかの街道が形成されてきたことによって、東西の文化に接し、全国の情報が集まる地域となっていました。そのため、本圏域には、様々な貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が伝承され、これらが今日の日常生活の中にも息づいています。

(4) 都市機能の集積

市は、県庁所在地として国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっています。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されています。

さらには、みえ市民活動ボランティアセンターをはじめ、合併市町村にも市民活動の場が提供されていますし、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、市の地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(5) 多様な産業活動

市は、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地しているほか、多くの観光・レクリエーション資源も有する地域でもあることから、第３次産業の構成比が高い産業構造になっています。

また、市の恵まれた自然環境を生かして、第１次産業としては、米、野菜、茶、花き・花木、果樹などの農産物をはじめ、杉などの優良木材が生み出されているほか、伊勢の海や雲出川などでの漁業も盛んです。

第２次産業としては、市の各地域において工業団地や工場適地への製造業を中心とした立地によって、電気機械器具、輸送用機械器具などの製造品出荷額が多く、活発で多様な産業活動が行われてきています。

第３節　対象とする災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質構造等の自然条件に加え、人口等の社会的条件及び過去において発生した災害の経験を勘案し、発生するおそれのある地震、津波災害を対象としました。

第４節　地震の被害想定

津市における地震の被害想定は資料編のとおりです。

第５節　災害の記録

津市における地震災害の主なものは資料編のとおりです。

第２編　災害予防計画

第１章　災害に強いまちづくり

第１節　災害に強いまちづくりの計画的な推進

○　市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生しても災害に強いまちづくりを進めます。

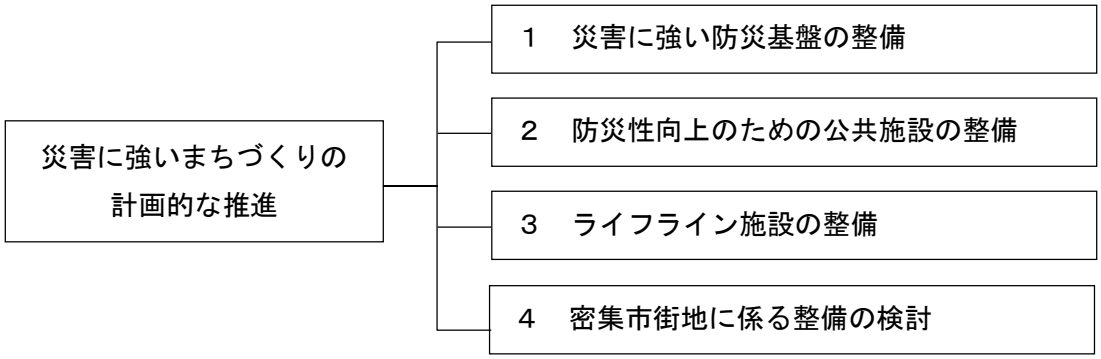

１　災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道部、政策財務部、農林水産部、環境部）

災害に強いまちをつくるためには、都市構造の防災性を高めていくことが重要です。

このため、一時避難場所となるオープンスペース、避難路、防災拠点などの防災基盤を始め、道路、河川、ライフライン等の社会基盤の整備の計画的推進を図ります。

また、要配慮者の方々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強いまちにつながることから、ユニバーサルデザインのまちづくりと合わせて、環境への負荷をできる限り抑えた持続可能な社会の形成を住民参画のもとで推進します。

市民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚をもち、住民の主体的な防災組織・まちづくり組織の拡充と強化を図ることが重要です。

(1) 防災空間の確保

一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。

(2) 防災拠点の整備

地域のコミュニティ施設は日常的な防災活動の拠点として、また、災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、この整備・確保を推進します。

(3) 山地災害等への対応

治山事業や砂防事業等を促進し山地災害防止に努めます。

(4) 海岸保全施設の整備

海岸保全施設は、津波災害の防止・軽減に有効な施設であることから、護岸堤防の整備促進を図ります。

(5) 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

市民の防災に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の拡充と強化を図ります。

２　防災性向上のための公共施設の整備（建設部、下水道部、水道局、都市計画部）

道路、河川、上下水道等各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、災害に強い施設の整備促進を図ります。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進するとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

３　ライフライン施設の整備（指定公共機関、指定地方公共機関）

電気、ガス、電話、公共交通機関等は災害時に備え日常の保守管理を充分に行うとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

また、災害時に備え防災関係マニュアルの整備や復旧訓練を実施し、災害に対する能力向上を図ります。

４　密集市街地に係る整備の検討（都市計画部）

老朽住宅等が密集している市街地においては、地震発生時の建物倒壊や火災により、大きな被害の発生が想定されることから、地域住民の意向把握を行いながら、環境改善の支援などに努めます。

第２節　建築物等災害予防計画

○　地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を進めます。

建築物等
災害予防計画

- １　建築物等の耐震性の向上
- ２　家具等の転倒・落下・滑動防止
- ３　落下物、ブロック塀の倒壊防止対策
- ４　技術者の養成

１　建築物等の耐震性の向上（危機管理部、都市計画部、各施設管理者）

本市に大きな影響を及ぼす巨大地震による震度について、「強震断層モデル編 ―強震断層モデルと震度分布について― 計算結果集（震度一覧表）【第二次報告】（平成 24 年８月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成）」において、これまでを上回る最大震度７とされました。その強い揺れによる被害を軽減または防止するためにも、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「津市耐震改修促進計画」により、引き続き、次のとおり耐震対策を進めます。

(1) 優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定のほか、詳細な地震防災マップの作成及び公表、地域住民等との連携による啓発活動を含め、計画的に住宅・建築物の耐震化を促進します。また、建築物の耐震化は、その所有者等が地域防災対策の一環として自ら取り組むことが必要不可欠であり、市は、助成制度を設けるなど、耐震化に対する支援を行います。

(2) 個人住宅の耐震化については、耐震診断の受診、耐震改修等を促し、耐震化の促進を図ります。

(3) 特定既存耐震不適格建築物等については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、病院、社会福祉施設、学校、劇場等多数の住民が出入りする建築物及び、地震によって倒壊した場合に道路を閉塞させる建築物等、特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進に向けて指導・助言及び必要に応じて指示・立入検査等適切な措置を講じるよう努めます。

(4) 公共建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能が求められることから、速やかな耐震診断と整備計画の策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化を進めます。

２　家具等の転倒・落下・滑動防止（危機管理部、各施設管理者）

地震による建築物内での被害の発生を防止するためには、建築物の耐震性が十分に確保されていたとしても、家具等の転倒・落下・滑動防止策を講じることが必要不可欠であるため、その普及啓発を積極的に行い、助成制度等の活用を促すなど、効果的な対策の促進に努めます。

３　落下物、ブロック塀の倒壊防止対策（危機管理部、各施設管理者）

(1) 窓ガラス、看板等落下の恐れのあるものの飛散・落下防止及び自動販売機等の転倒防止について啓発を進めます。

(2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去、生け垣化等を進めます。

４　技術者の養成（都市計画部）

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会への派遣を促し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努めます。

また、市が被災建築物応急危険度判定実施本部として活動する際に、被災建築物応急危険度判定支援本部（県）及び市災害対策本部と判定士との連絡調整等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成に努めます。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会への派遣を促し、被災宅地危険度判定士の養成に努めます。

第３節　公共施設・ライフライン施設災害予防計画

○　道路、海岸、港湾、漁港、河川、鉄道、電気、上下水道、ガス等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設を整備します。

公共施設・ライフライン施設災害予防計画

- １　道路・橋りょうの整備促進
- ２　河川の改修促進
- ３　海岸保全施設の整備促進
- ４　港湾施設の整備促進と輸送機能の確保
- ５　漁港施設の整備促進
- ６　上水道施設の整備促進
- ７　下水道施設の整備促進
- ８　公共交通機関の整備促進
- ９　地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進
- 10　電力施設の整備促進
- 11　ガス施設の整備促進
- 12　廃棄物処理施設の整備促進

１　道路・橋りょうの整備促進（建設部）

(1) 道路・橋りょうの安全確保

道路・橋りょうは、市民の日常生活の面で重要な役割を担っていますが、さらに、震災時においては火災の延焼防止機能を持つとともに、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路管理者は、道路網とその安全性の確保を計画的に推進します。

(2) 幹線道路の整備

災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路や地域の生活の基盤となる重要な生活道路の整備を計画的に推進します。

(3) 橋りょうの整備

道路管理者は、橋りょうの劣化や損傷の有無の把握に努めるとともに、耐震化、長寿命化を推進し、災害時の機能確保を図ります。

(4) 孤立集落の安全確保

孤立集落に接続する道路は、落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防除事業の推進に努めます。

2　河川の改修促進（建設部）

本市の管理する河川は、準用河川をはじめとして支線水路まで至りますが、損壊等に起因する浸水を未然に防止するため、河川管理者は、その果たすべき機能が確保されるよう、必要な改修を行います。

3　海岸保全施設の整備促進（建設部）

海岸保全施設は、昭和 34 年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。

このため、東海・東南海・南海地震等の大規模地震を想定し、耐震性の向上対策、津波や液状化対策等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設の整備促進に努めます。

4　港湾施設の整備促進と輸送機能の確保（都市計画部）

中部国際空港海上アクセス基地（津なぎさまち）は、災害発生後の業務継続活動に資するため、海上輸送機能の安全確保に努めます。

5　漁港施設の整備促進（農林水産部）

漁港は、市民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしていることから、施設の安全性の確保に努めます。

また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じた場合は緊急の輸送基地としての活用を図ります。なかでも、香良洲漁港については、雲出川河口の三角洲の地形を有する地区に位置し、災害時地区が孤立する恐れがあることから、緊急輸送を確保するため必要な施設整備を図ります。

6　上水道施設の整備促進（水道局）

災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化等を計画的に進めます。

また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。

7　下水道施設の整備促進（下水道部）

下水道の老朽化施設については、計画的な改築を進めます。

新たな施設については、地質、構造等の状況を配慮して災害対応の強化に努めます。

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。

(1) 施設の損壊等による下水の滞留に備え、施設の複数化や雨水管渠の活用等のバックアップ機能の導入に努めます。

(2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

(3) 災害時に必要な応急復旧資材の確保に努めます。

(4) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管を図ります。

(5) 処理場、ポンプ場の耐震対策を図ります。

8　公共交通機関の整備促進

(1) 鉄道（鉄道事業者）

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておきます。

ア　東海旅客鉄道株式会社

(ｱ) 鉄道施設の地震に対する安全性の強化、発災時の長期間不通防止等の観点から、関係施設の耐震化等を推進します。

(ｲ) 気象設備等の整備

気象観測設備、気象情報の伝達現場、警報装置を整備します。

(ｳ) 緊急地震速報の活用

高度利用者向けの緊急地震速報を利活用し、地震発生時に走行する列車の安全確保に努めます。

(ｴ) 応急復旧資機材の現況把握及び運用

社内外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時には緊急使用できるよう、その方法及び運用法について予め定めます。

(ｵ) 防災上必要な教育・訓練

a　社員に対する教育・訓練の実施

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては、必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施します。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施します。

b　関係機関の訓練への参加

イ　近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合に迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じます。

(ｱ) 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図ります。

(ｲ) 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行います。

(ｳ) 緊急地震速報の活用

高度利用者向けの緊急地震速報を利活用し、地震発生時に走行する列車の安全確保に努めます。

(ｴ) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図ります。

(ｵ) 復旧体制の整備

a　復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

b　応急復旧用資機材の配置及び整備

c　列車及び旅客の取り扱い方の徹底

d　消防及び救護体制

e　防災知識の普及

ウ　その他の鉄道事業者

日本貨物鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。

(2) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

地震災害に対処できるよう、次の体制の整備を図ります。

ア　三重交通株式会社

(ｱ) 復旧体制の整備

a　災害復旧に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理

b　訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

(ｲ) 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車搭載への計画的取り組み

イ　その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても同様の体制を整備します。

９　地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進（各施設管理者）

避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、優先かつ計画的に耐震改修等の措置を図ります。

10　電力施設の整備促進（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努めます。

(1) 送電設備、変電設備、配電設備等については、耐震対策など平常時から災害を考慮した対策を講じます。

(2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

(3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備

します。

(4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定します。

(5) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

11　ガス施設の整備促進

(1) 都市ガス（都市ガス事業者）

災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施します。

ア　新規に埋設する管は、耐震性に優れ耐食性の高い材質とします。また、経年管についても計画的に更新します。

イ　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

ウ　災害復旧用資機材・車両等の確保や緊急時の輸送体制を確保します。

エ　重要施設への供給を早期に確保するため、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定します。

オ　迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

(2) ＬＰガス（ＬＰガス事業者）

ア　ＬＰガス容器について、流失及び転倒防止措置を実施します。

イ　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

12　廃棄物処理施設の整備促進（環境部）

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、施設運営が困難となり、生活環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から耐震性の確保や燃料の供給停止への備えなど施設の管理を十分に行います。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保します。

(2) 応援体制の整備

震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町はもとより他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進します。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておきます。

第４節　火災予防計画

○　職場や地域における消火・避難誘導訓練を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。 ○　防火対象物や危険物施設の火災予防を推進します。 ○　消防力の強化を図ります。 ○　地震発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を図ります。

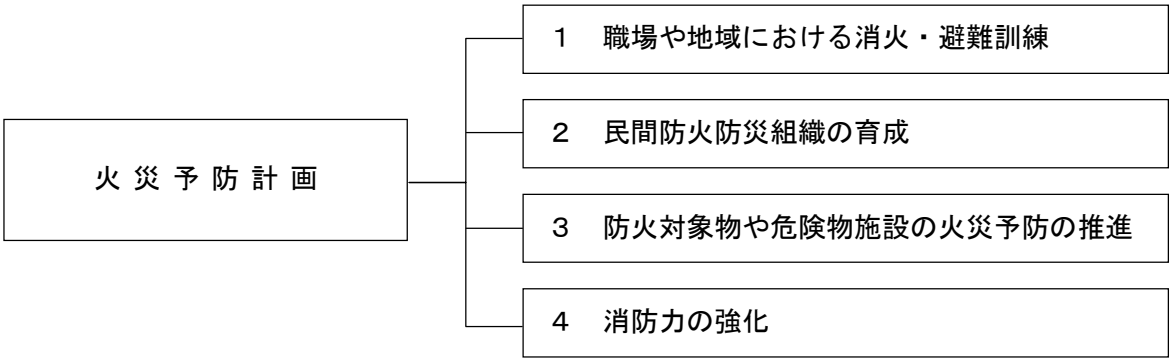

１　職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）

職場や地域における火災の予防、初期消火及び避難誘導について講習会や訓練を実施します。

２　民間防火防災組織の育成（消防本部）

(1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び婦人防火推進委員等の育成を図ります。

(2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報、避難誘導訓練及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。

３　防火対象物や危険物施設の火災予防の推進（消防本部）

計画的に防火対象物や危険物施設の予防査察を実施し、火災発生の危険要因を是正し火災の未然防止を図るとともに、火災による被害の軽減を図ります。

４　消防力の強化（消防本部）

消火栓の断水時などにも使用でき、かつ地震に強い耐震性防火水槽や、高度な消火・救急・救助資機材などを整備し、複雑多様化する各種災害に対応できるよう消防力の強化に努めます。

また、消防力を最大限に発揮できるよう、消防力整備計画などの策定・見直しを行います。

第５節　危険物等災害予防計画

○　地震による、危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物等の被害を軽減し、二次災害を防止するため、危険物施設における施設管理者への指導・啓発を促進するとともに、公共の安全を確保するため、保安体制の整備に努めます。

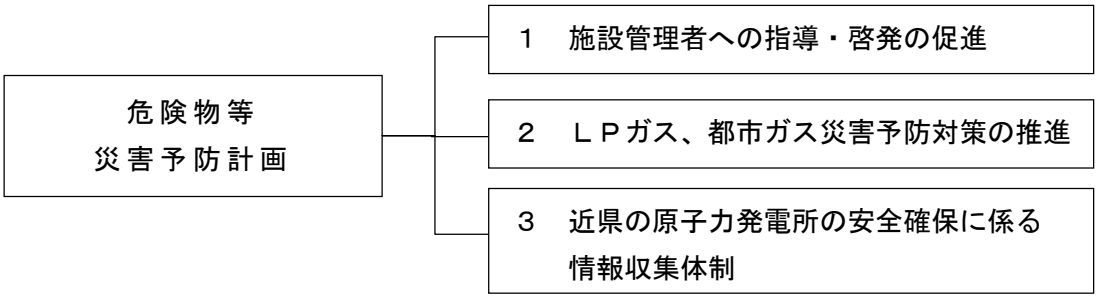

１　施設管理者への指導・啓発の促進（消防本部）

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の整備、保安意識の高揚に努めます。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行います。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行います。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会等を実施します。

(4) 自主保安体制の強化

防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努めます。

２　ＬＰガス、都市ガス災害予防対策の推進

ＬＰガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、二次災害の予防に努めます。

(1) 保安、防災体制の確立（ガス事業者）

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互の連絡、又は津地区広域

ガス安全対策連絡協議会を通じて地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と住民の安全対策の推進を図ります。

(2) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（道路管理者）

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について道路法に基づく道路の占用許可を与える場合には、当該申請者に対し安全対策上の措置について指示又は条件を付します。

(3) ガス消費者に対する啓発（ガス事業者）

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため必要な啓発を行います。

３　近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制（危機管理部）

近県の原子力発電所の安全確保に関する情報収集について、市民の不安を解消することを目的として、以下の事項について、三重県との連絡体制を整備します。

(1) 地震、津波、火災などにより、原子力施設に非常事態が発生したとき

(2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき

(3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき

(4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

第６節　地盤災害等予防計画

○　地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に把握し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要があります。災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を講じて、住民の生命、財産の保全に努めます。

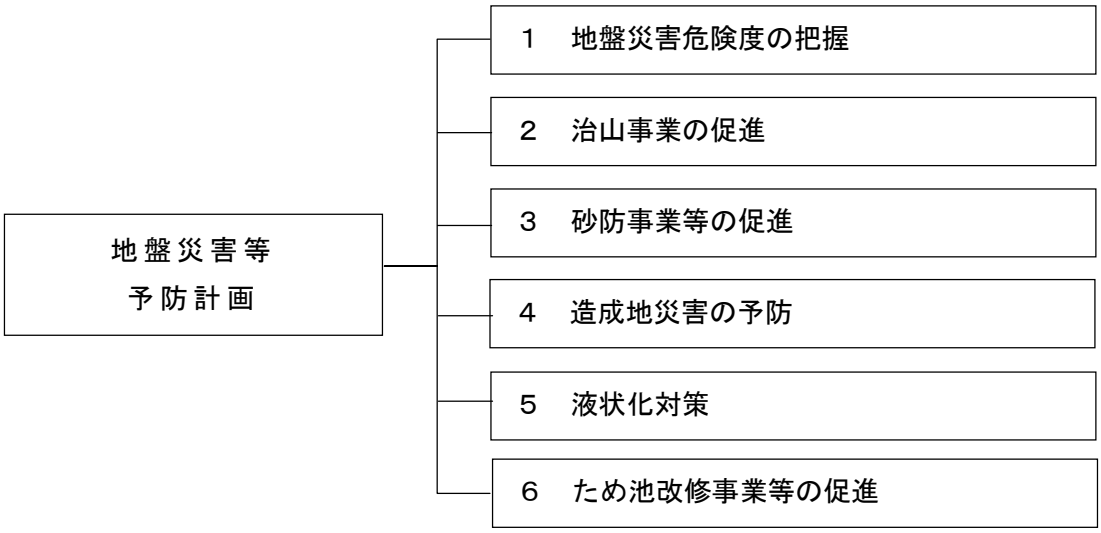

１　地盤災害危険度の把握（危機管理部、都市計画部）

(1) 市は、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に努めます。

(2) 市は、液状化を含む地盤災害に関する情報を、地域の災害危険度を示す防災地図等にまとめ市民への周知を図ります。

２　治山事業の促進（農林水産部、各総合支所）

森林は、地震による山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。

このため、崩壊危険地及び崩壊地、未植栽地並びに浸食された渓流などの災害の未然防止及び軽減を図るための保安林の整備や山崩れの予防等の治山事業の促進を図ります。

３　砂防事業等の促進（建設部）

(1) 砂防対策

荒廃した山地、渓流の土砂流出から、市民の生命、財産を守るため、土石流危険渓流を把握するとともに、砂防えん堤の築造と浸食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。

併せて、砂防指定地における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(2) 急傾斜地対策

地震によるがけ崩れ災害に対処するため、傾斜度 30 度以上、高さ５ｍ以上で急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が５戸以上、又は５戸未満であっても、官公署、学校、病院に危害が生ずるおそれのある区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」としての指定と崩壊防止工事の促進を図ります。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(3) 地すべり対策

地すべりは、特殊な地質のところで土地の一部が地震動や地下水等に起因して移動する現象ですが、地すべりによる危険箇所の把握に努め、「地すべり防止区域」の指定と防止工事の促進を図ります。

４　造成地災害の予防（都市計画部、建設部）

(1) 宅地造成工事では、地震によるがけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊などの被害を未然に防止するため、都市計画法等に規定された災害防止に重点を置いた技術基準に基づき指導します。

(2) 土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築基準法第 40 条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

５　液状化対策（危機管理部）

市は、地震時に発生する地盤の液状化による被害等を最小限にするため、地震防災マップ等を活用し、住民等に対する液状化危険度の周知・啓発を図ります。

６　ため池改修事業等の促進（農林水産部）

ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常等の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第４次三重県地震防災緊急事業５カ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。

第２章　地域防災力の育成

○　防災教育などを通じた防災知識の普及と実践的な防災訓練を通して、「自らの身の安全は自ら守る」人づくりに努めます。
○　自主防災組織を育成し、消防団を含めた地域防災力の向上を図ります。特に、要配慮者に配慮した地域づくりを進めます。
○　ボランティアなど自発的な活動を支援します。

第１節　防災意識・防災知識の普及

○　大規模地震発生時には、市が甚大な被害にみまわれることが想定され、公助のみならず自助・共助の果たす役割も大きいことから、全ての市民が、防災に関する意識と知識を持つための取り組みを進めます。

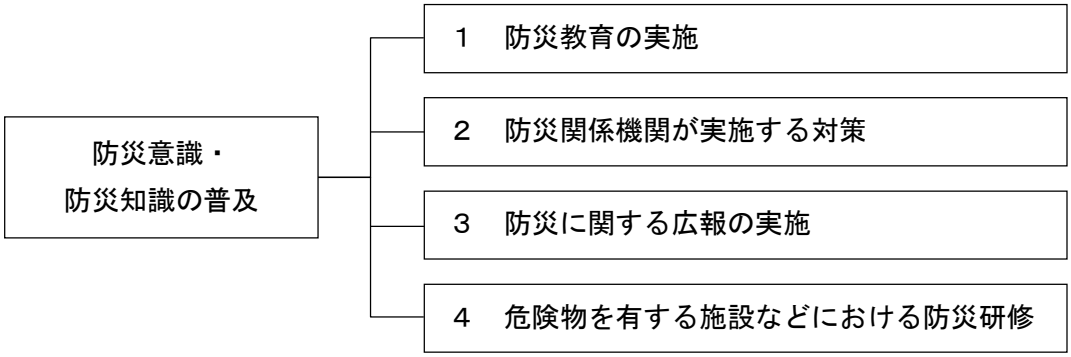

１　防災教育の実施（危機管理部、教育委員会事務局、市民部、健康福祉部）

(1) 市民に対する防災啓発

市は、地域での学習会、広報等を通じて、災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。

また、防災知識の普及にあたっては、高齢者や乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要なことや被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。

(2) 学校教育における防災教育

ア　学校教育において、児童・生徒が、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。

イ　学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、市全体の防災力の向上を図ります。

ウ　発達段階に応じた学習カリキュラム、教材の研究・開発を推進します。

エ　学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。

オ　教職員の防災研修を推進します。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動等における講座、研修などの学習内容に防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

2　防災関係機関が実施する対策

防災関係機関は自らの取り組みの中で防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施します。

3　防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）

市は、地域で行われる学習会、防災マップや広報紙、ホームページ等の様々な媒体を通して、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

≪広報内容≫

（知識）
- 南海トラフ地震等の発生のメカニズム
- 予想される地震動・津波
- 避難場所
- 過去の地震災害事例
- 地域の地震特性、危険場所
- 各機関の実施する防災対策
- 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法
- その他一般的な地震の基礎知識

（災害への備え）
- 避難場所や避難経路の確認
- 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
- 耐震診断・耐震補強の実施
- 防災訓練、地域の自主防災活動への参加
- １週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄
- 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等
- 初期消火のための消火器の保有や風呂水のためおき

（災害時の行動）
- 身の安全確保、救助、応急手当
- 避難時の火元確認、初期消火、電源ブレーカーの遮断
- 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行
- 避難行動要支援者への支援
- 情報の収集等
- 一時帰宅困難者への対応

4　危険物を有する施設などにおける防災研修（消防本部）

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する

防災研修を促進します。

第２節　防災訓練の実施

○　災害時において、市、県、防災関係機関、事業所、市民等は、それぞれの役割をしっかり果たしながら、適切な防災活動が連携して行えるよう、南海トラフ地震等大規模地震を想定して計画的、継続的に防災訓練を実施します。
○　防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の高揚を図るため各種の防災訓練を実施します。
○　現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実情に即した実践的な内容とします。

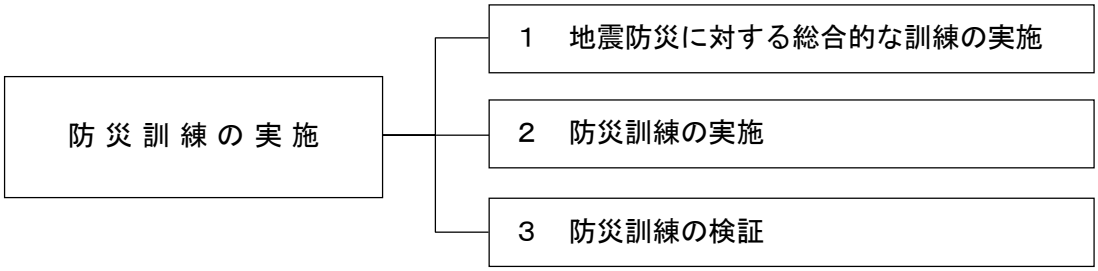

１　地震防災に対する総合的な訓練の実施（危機管理部）

(1) 総合防災訓練の実施

防災関係機関の協力体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、大規模地震を想定した消防訓練、水防訓練、震災訓練、避難訓練、通信訓練、給食給水訓練等の総合防災訓練を実施します。

(2) 初動体制の確立訓練の実施

大規模災害発生時においては、市、県、防災関係機関、事業所、市民等が迅速に初動活動を行うことが重要であるため、災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

２　防災訓練の実施

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

ア　地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。

イ　可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

ウ　訓練を実施する際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。併せて、女性、子供、高齢者、障がい者等様々な方の参加の下、実施します。

(2) 訓練の種類

ア　国及び県が主体

(ｱ) 国、県その他関係機関が実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連携を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に抑えるように努めます。

(ｲ) 広域合同防災訓練

市は、県との協力のもとに広域合同防災訓練を実施します。

イ　市及び市内防災関係機関が主体**（危機管理部、消防本部）**

(ｱ) 総合防災訓練

市は県、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等と連携して総合防災訓練を実施します。

(ｲ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施します。

(ｳ) 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施します。

(ｴ) 地震防災訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、地震防災訓練を実施します。

(ｵ) 避難訓練（津波・避難の三類型）

津波に対して迅速に対応するため、津波避難訓練を実施します。

新たに設けた避難の三類型を考慮した避難訓練を実施します。

(ｶ) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、平常時から無線通信機器の操作習熟に努めるとともに、市民、各機関ごと及び複数の他機関との間において情報の収集、伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等について訓練を実施します。

(ｷ) 図上訓練

組織の内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう図上訓練を行います。

また、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。

ウ　幼稚園、保育園、小・中学校が主体**（教育委員会事務局、健康福祉部）**

防災関係機関や教育委員会などの指導のもとに、職員、保護者を含めて訓練を行います。

児童生徒等を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練します。

教職員・保護者は、それぞれの役割を確認します。

エ　地域が主体

自主防災組織を中心とする市民は、市の防災訓練等を参考にして地域性を考慮した訓練を実施します。

３　防災訓練の検証

訓練終了後、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善に努めます。

第３節　自主的な防災活動への支援

○　南海トラフ地震等大規模な地震から命を守るためには、「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」行動が重要となるため、地域が実施する自主的な防災活動への支援を行います。

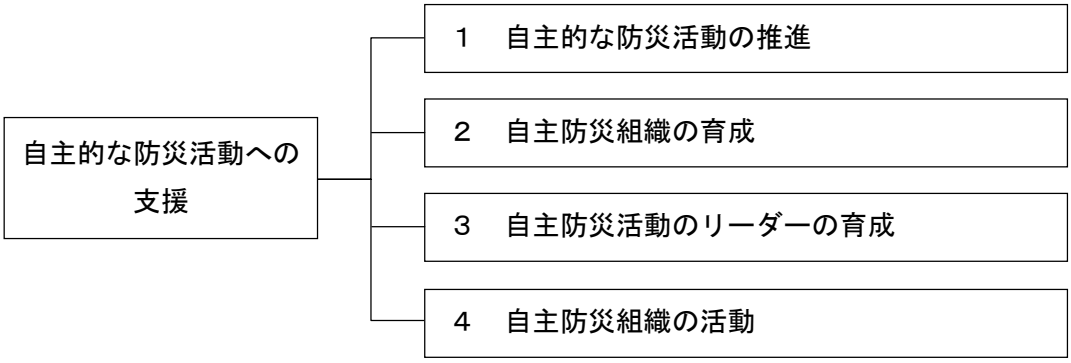

１　自主的な防災活動の推進（危機管理部、各総合支所）

大規模災害が発生した際に、地域の被害を軽減するためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が互いに協力し防災活動に取り組むことが重要です。

このことから、市は、「自助・共助」の重要性に鑑み、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成を推進します。

２　自主防災組織の育成（危機管理部、各総合支所）

地域ごとの自主防災組織の結成促進及び育成のため、次の支援を行います。

(1) 地域の危険性に関する情報(被害想定、危険箇所等)の提供
(2) 自主防災組織の必要性についての広報・啓発資料の作成
(3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
(4) 自主防災活動に必要な防災資機材等の整備支援
(5) 自主防災組織の避難計画をはじめとする防災に関する計画の策定支援
(6) 市内自主防災組織間の連携の支援
(7) 地域の多様な組織との連携の支援

３　自主防災活動のリーダーの育成（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織の構成員を対象とした研修を実施し、地域での自主的な防災活動のリーダーの育成に努めます。

４　自主防災組織の活動（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織は、平常時において、①防災知識の普及、②地域内の安全点検、③防災訓練の実施、

④防災資機材の点検整備など、地域防災力の向上に努めるほか、災害時においては、①情報の収集と伝達、②出火防止と初期消火、③避難誘導、④救出・救護、⑤給食・給水などを行います。

なお、自主防災組織の具体的な活動内容は、地域の特性等を踏まえ、自主防災組織で話し合って定めます。

また、自主防災組織の体制づくりや活動の実施にあたっては、女性の参画の促進に努めます。

第４節　事業所による自主防災体制の整備

○　事業所は、災害時に従業員、顧客の安全を確保するとともに、業務継続に向けての社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。
○　事業所は地域の一員として事業所内の地震防災体制を強化するとともに、地域の自主防災組織との連携に努めます。

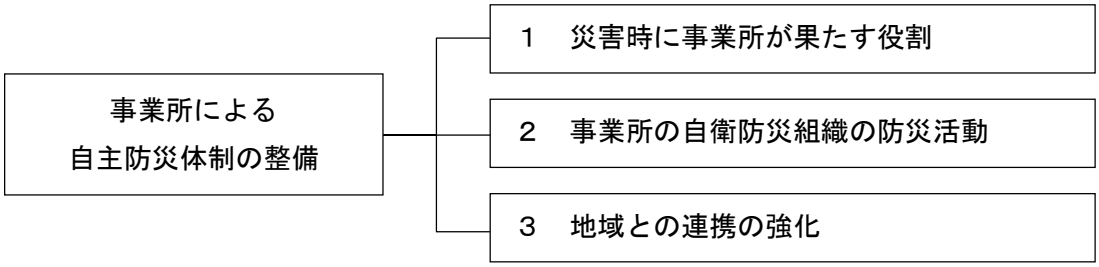

１　災害時に事業所が果たす役割

(1) 従業員、顧客の安全確保
(2) 業務の維持、継続
(3) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
(4) 従業員の一斉帰宅抑制等の帰宅困難者対策

２　事業所の自衛防災組織の防災活動

(1) 平常時の活動
　ア　地震防災訓練の実施
　イ　防災施設及び設備等の整備
　ウ　従業員等の防災に関する教育の実施
　エ　地震防災マニュアル(災害時行動の手引き)の作成
　オ　地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
　カ　防災資機材の備蓄
(2) 災害時の活動
　ア　情報の収集伝達
　イ　避難誘導
　ウ　救出救護
　エ　地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

３　地域との連携の強化

(1) 地域の自主防災組織との連携強化
　地域の自主防災組織との会議や防災訓練への参加により、連携を強化します。
(2) 地域内事業所との連携強化
　地域の他の事業所との相互協力等を深めるための連携を図ります。

第５節　消防団による地域防災体制の整備

○　消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。

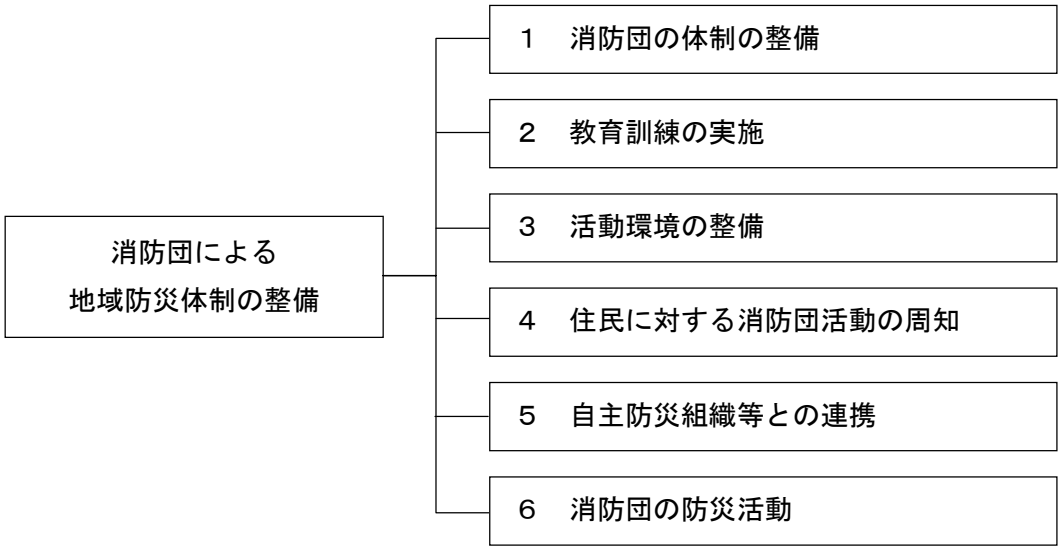

１　消防団の体制の整備（消防本部）

青年層・女性層の消防団への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

２　教育訓練の実施（消防本部）

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進します。

３　活動環境の整備（消防本部）

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

４　住民に対する消防団活動の周知（消防本部）

広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

５　自主防災組織等との連携（消防本部）

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

６　消防団の防災活動（消防本部）

(1) 平常時の活動

ア　災害についての知識の普及

イ　地域における危険箇所の把握と周知

ウ　地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知

エ　防災訓練の実施

オ　避難行動要支援者の把握

カ　情報収集・伝達体制の確認

キ　地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

ア　集団避難、避難行動要支援者への避難誘導

イ　地域住民の安否確認

ウ　消火・救急・救助活動

エ　情報の収集・伝達

オ　給食・給水の実施及び支援

カ　避難所の運営に対する支援

キ　その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動に対する協力

第６節　ボランティア活動への支援

○　災害という非常事態の中で、市が行う災害応急活動では市民の要求に対応できなくなる場合が想定されます。
　そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。
　こうした自発的な活動への支援を行います。

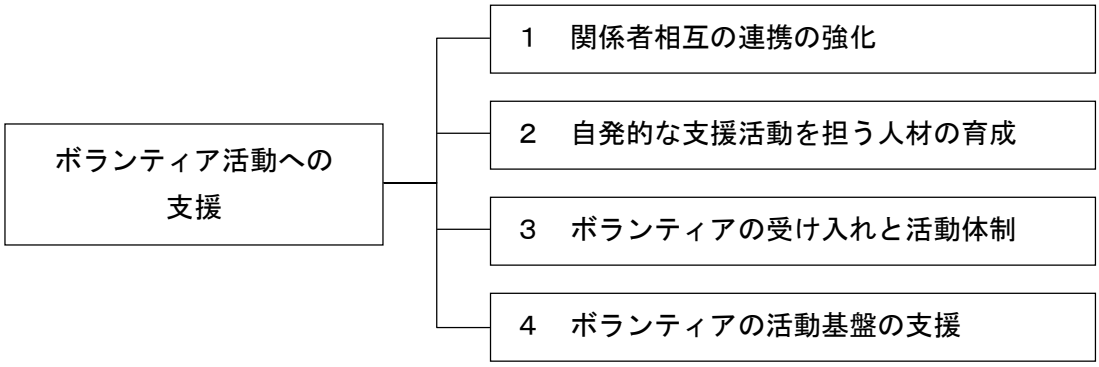

１　関係者相互の連携の強化（市民部、健康福祉部）

ＮＰＯ、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行うなど、平常時から連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図ります。
　また、ボランティア団体のネットワークづくりを支援します。

２　自発的な支援活動を担う人材の育成（市民部、危機管理部、教育委員会事務局、健康福祉部）

(1) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
(2) 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、交流会や講演会の開催など、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。
(3) 児童・生徒が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深められるよう、地域や学校教育の中でボランティア活動を推進します。
(4) 災害時におけるボランティア活動が効果的に行えるよう、市及び関係機関が協力し、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。

３　ボランティアの受け入れと活動体制（市民部）

市は、関係機関等と連携し、平常時から災害発生時におけるボランティアの受け入れ、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、行政との連絡調整等を行う「災害ボランティアセンター」の体制づくりを推進します。

４　ボランティアの活動基盤の支援（市民部）

(1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の管理に努めるとともに、必要な資機材の整備を進めます。

(2) ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア活動保険への加入を促進します。

第７節　災害時における要配慮者への対策

○　高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）といえます。市及び関係機関は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握と、避難行動要支援者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

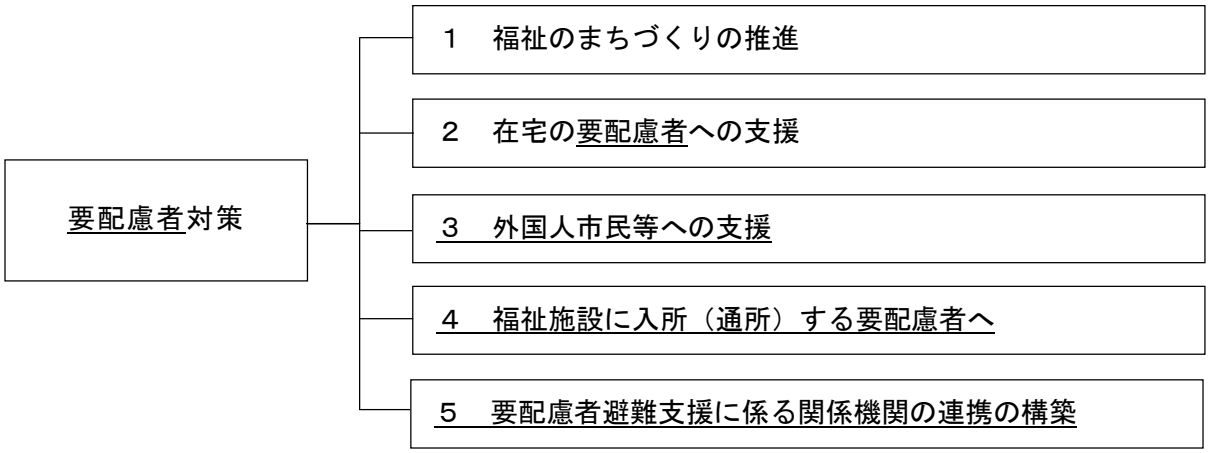

１　福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

(1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互の連携を進めます。

(2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、要配慮者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、市や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。

(3) だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者や視覚障がい者にも配慮した支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いただれもが見やすい防災標識の設置等、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

(4) 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備を促進します。

２　在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

２　在宅の避難行動要支援者への支援

(1) 避難行動要支援者

要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場

合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。

避難行動要支援者の要件（案）

・６５歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者
・介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護３以上の認定を受けている者
・身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第１種である者
・療育手帳（Ａ１、Ａ２）の交付を受けている者
・精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）の交付を受けている者
・障害者総合支援法のサービスを受けている難病患者

(2) 支援体制

ア　市の推進体制

健康福祉部、危機管理部、市民部等関係部局が連携し、避難行動支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。

また、関係部局は、平常時の業務と係りの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う。

イ　避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施にあたっては、災害対策基本法第 49 条の 11 第２項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとする。

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

(ｱ) 民生委員・児童委員
(ｲ) 津市社会福祉協議会
(ｳ) 自治会
(ｴ) 自主防災組織
(ｵ) 消防団

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア　名簿の作成

(ｱ) 避難行動要支援者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

(ｲ) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載する。

一　氏名
二　住所又は居所
三　生年月日
四　性別

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ　避難支援等関係者への名簿情報の提供

(ｱ) 平常時における名簿情報の提供

別に定める同意書の提出により、名簿の事前提供について同意を得た者については、避難支援等関係者に名簿の提供を行うものとする。

(ｲ) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供を行うものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新

(ｳ) 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行うものとする。

(ｴ) 市は、更新した名簿を、イ―（イ）により提供を行った避難支援等関係者に送付するものとする。

エ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び津市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うものとする。

オ　要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとする。

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにすること。

・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

カ　避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

キ　避難行動要支援者の避難行動支援全体計画

市は、平成２５年８月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の避難行動支援全体計画を策定する。

(1) 全体計画

ア　避難行動要支援者、避難支援等関係者

イ　市及び地域の推進体制

ウ　避難行動要支援者名簿の作成、共有及び活用

エ　平常時及び災害時における市及び地域等の取り組み

オ　避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路

カ　普及促進

(2) 個別計画

全体計画に基づき、避難行動要支援者は個々の避難計画を作成する。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関係者等の協力を得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとする。

個人計画作成の詳細は、全体計画に定める。

３　外国人市民等への支援

(1) 災害関連情報の広報

災害に関する情報を提供する際は、ひらがななどの分かりやすい日本語表現に努めます。また、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。

(2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努めます。

(3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。

(4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。

４　福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援（健康福祉部）

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進めます。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努めます。

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア　施設の耐震化を進めます。

イ　安全確保に必要な消防設備を整備します。

ウ　危険物の適正管理や家具・書棚等の転倒防止対策など安全管理に努めます。

(2) 施設入所者等の避難対策

ア　地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

イ　施設入所者等の避難計画の作成

(ｱ) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備します。

(ｲ) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。

(ｳ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。

(ｴ) 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。

(3) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図ります。

５　要配慮者の避難支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

避難所等における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する津市社会

福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

第３章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

○　防災施設管理者、住民、行政の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第１節　避難開始の時期

○　南海トラフ地震等大規模地震が発生したときに、住民等が安全に避難できる基準づくりを進めます。

避難開始の時期
- １　避難開始の基準の設定
- ２　判断基準等及び避難対象地区等

１　避難開始の基準の設定（危機管理部）

(1) 避難準備情報の種類

「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の三類型により、避難対策を実施します。

(2) 避難の三類型の発令状況と住民に求める行動

〔三類型の避難勧告等一覧〕

	発令時の状況	居住者等に求められる行動
避難準備情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもあります。

(3) 避難情報の周知

避難三類型による市民の避難行動については、広報紙等を通じ周知します。

2　判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）

(1) 避難勧告等の発令の判断基準等

避難の勧告、指示等を行う場合、地震、津波の状況に応じて、次の基準を基に判断するものとします。

避難準備情報	・東海地震の強化地域（※１）に「警戒宣言」（※２）が発令された場合とし、津市は東海地震の強化地域ではないが、強い揺れや東南海地震を併発するおそれがあるため、避難準備情報を検討する。 ・市内で震度５弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・その他市長が必要と判断したとき。 ※１　大規模地震対策特別措置法により定められた東海地震の強化地域（東海地震の発生時に特に注意を必要とする地域で、震度６弱以上又は 20 分以内に高い津波（沿岸で３m以上、地上で２m以上）が来襲するおそれのある地域）。 ※２　東海地震の強化地域に対して、内閣総理大臣が住民に対して警戒体制をとるよう呼び掛け、発令する宣言。
避難勧告	・強い地震（震度４以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。
避難指示	・伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

第２節　避難を可能にする情報提供の充実

○　避難開始時期などを知らせる標識等の情報提供手段の整備、充実に努めます。

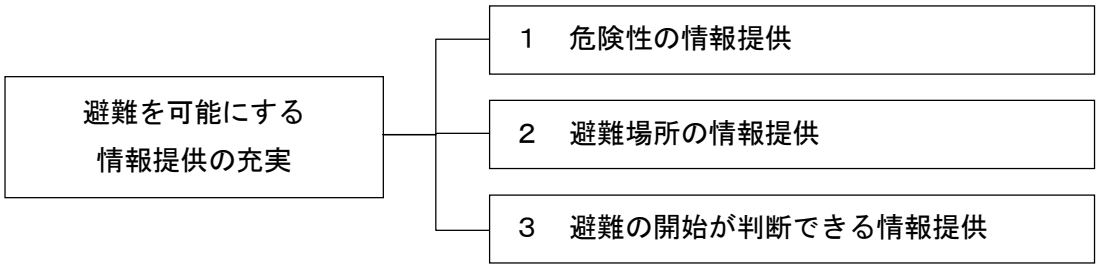

１　危険性の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

ア　危険性のある区域を示す標識

イ　ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料

ウ　ホームページ

(2) 情報提供の内容

ア　危険性があることの警告

イ　災害に関する知識

ウ　避難開始の時期

エ　被害の及ぶ範囲

２　避難場所の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

ア　広報紙及びホームページ

イ　避難場所を示す標識

ウ　避難誘導標識

(2) 情報提供の内容

ア　指定避難所の所在地・名称

イ　指定緊急避難所（一時避難場所）の所在地・名称

３　避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

ア　同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備

イ　ホームページ

(2) 情報提供の内容

ア　避難開始時期

イ　安全な避難の実施に必要な事項

第３節　自主的な避難

○　住民は、災害から安全に避難できるよう避難開始の基準づくりや避難方法の検討に取り組みます。

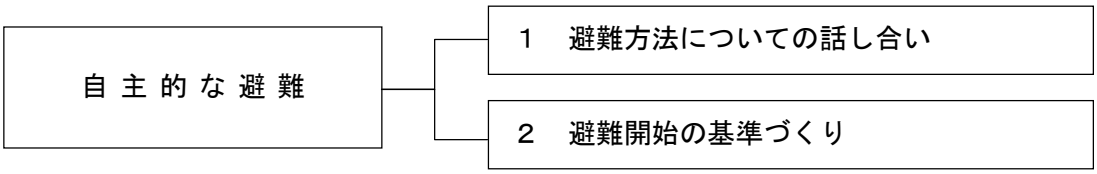

１　避難方法についての話し合い（危機管理部、各総合支所）

住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。

(1) 地域の災害についての正しい知識の取得

(2) 地域の危険箇所の確認

(3) 緊急かつ一時的に避難、集合する場所の検討

(4) 避難経路の検討

(5)避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

２　避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）

市は、津波災害や地震による二次災害の発生が予測される場合などに、それらの地域を対象として避難勧告等を発令し、避難を呼びかけますが、地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。また、住民それぞれによって避難に要する時間が異なることから、住民が訓練等を通じて導き出した「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。

避難開始の基準は、避難行動要支援者と一緒に避難する体制が求められていることから、「避難準備情報」段階と「避難勧告」段階に分けて設定（第３章 第１節　１ 避難開始の基準の設定参照）するとともに、「沿岸部」と「内陸部」等のように地域の特性に応じて適切に判断するものとします。

住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準を作り、地域で共有します。過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。

第４節　避難計画の策定

○　市は、地域住民による避難計画作成を支援し、迅速かつ安全に避難する体制づくりを推進します。

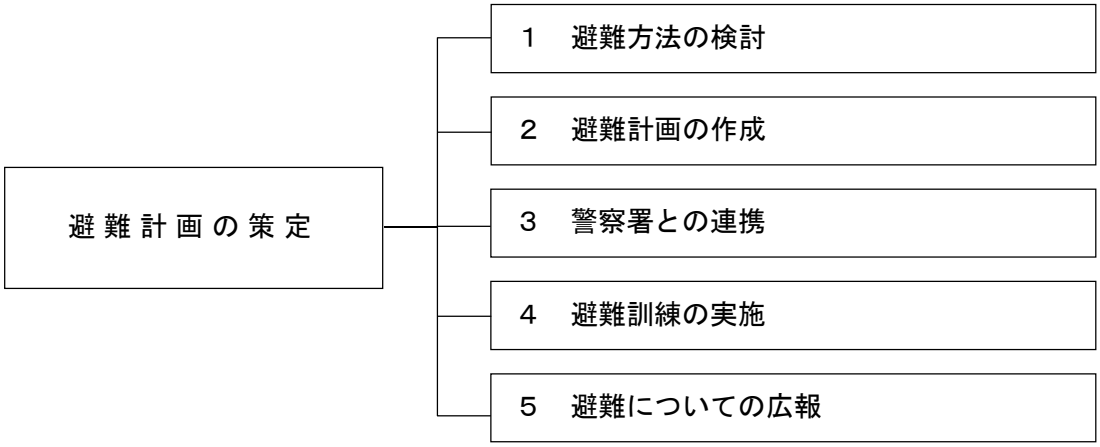

１　避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の危険性の周知

市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。

≪災害の特性≫

ア　予想される震度

イ　土砂災害危険箇所

ウ　津波浸水予測等

(2) 地域特性の検討

地域住民は、迅速かつ安全に避難するため、以下の事項について話し合うものとします。

ア　緊急かつ一時的に避難、集合する場所の選定

イ　避難経路

ウ　住民等への連絡方法

エ　その他必要な事項

２　避難計画の作成（危機管理部、各総合支所）

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、被災地の状況を早期に把握する体制づくりを行います。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定を行います。

(3) 避難開始の基準

ア　市は、避難開始の基準又は条件の設定を行います。

イ　防災施設の管理者は、市の避難開始の基準の設定に対し助言します。

(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画

市は、地域住民による避難計画の作成を推進し、市民が迅速かつ安全に避難する体制づくりを進めます。避難計画には避難行動要支援者と一緒に避難する体制整備を含めます。

３　関係機関との連携（危機管理部、各総合支所）

市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署や防災施設の管理者等の関係機関と必要な連携を行います。

４　避難訓練の実施（危機管理部、各総合支所）

市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。

５　避難についての広報（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織、自治会等は作成した避難計画を地域住民に周知します。また市は地域の取組に支援を行います。

第５節　避難体制の整備

○　市は、緊急一時的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備などを進めます。 ○　市は、迅速な避難活動ができるよう避難場所を住民等に周知します。

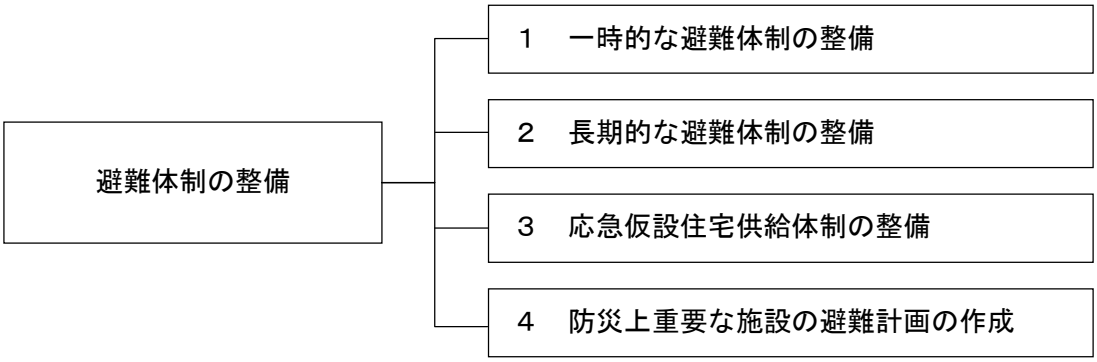

１　一時的な避難体制の整備（危機管理部）

(1) 緊急一時的な避難ができる施設を指定緊急避難場所に指定します。

災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害対策基本法第 49 条の４の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。

また、既に指定している避難場所については、指定緊急避難場所の指定基準に基づいて見直します。

なお、指定緊急避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。

≪指定緊急避難場所の選定基準≫

ア　一時避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースをもったグラウンド、公園、等であること。

イ　避難者一人当たりの面積が、概ね１㎡以上であること。

ウ　危険な地域を避けること。

(ｱ) 土砂災害、津波等が予測される区域

(ｲ) 危険物等が備蓄されている施設の周囲

(ｳ) 耐震性が確保されていない建物の周囲

エ　浸水が予測されている施設は、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。

オ　市街地大火による放射熱から安全な有効面積を確保できること。

(2) 避難路の選定基準

ア　危険のないところ

(ｱ) 土砂災害、津波等が予測される区域以外

(ｲ) 地下に危険な埋設物がないこと。

(ｳ) 倒壊により道路を閉塞するおそれのある建物や構造物等が沿線にないこと。

イ　自動車の交通量がなるべく少ないこと。

ウ　避難場所まで複数の道路を確保すること。

エ　避難路は相互に交差しないこと。

(3) 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。

(4) 避難誘導体制の整備

ア　市は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・火災の発生状況等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。

イ　避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性に応じた、避難行動要支援者のそれぞれの特性に応じた配慮をしながら、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導体制を整備します。

ウ　駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。

エ　避難所及び避難場所を示す標識、案内板を設置します。

オ　避難所及び避難場所へ誘導する標識、案内板を設置します。

カ　夜間においても確認できる標識、案内板を設置します。

キ　市の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により避難所及び避難場所について住民への周知を図ります。

２　長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年８月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。

(1) 一定期間の避難生活ができる施設を指定避難所に指定します。

被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、災害対策基本法第 49 条の７の規定に基づく指定避難所として指定します。

また、既に指定している避難所については、指定避難所の指定基準に基づいて見直します。

なお、同法 49 条の８の規定に基づき、指定の対象となる施設が、指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができるものとします。

≪長期的な避難所の選定基準≫

ア　耐震構造を有するなど安全な建物で災害による影響が比較的少なく、かつ、車両による物資の輸送が容易な場所に立地していること。

イ　避難者一人当たりの面積が、概ね２㎡以上であること。

ウ　物資の受入、配布が可能なスペースを有していること。

エ　水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

オ　出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ファクスの位置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。

(2) 避難所要員の役割

ア　避難所要員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所をただちに開設できる体制を準備しておくこと。

イ　避難所要員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む避難所への複数の交通手段を確保しておくこと。

ウ　グループにより複数の避難所を担当する場合は、事前にグループにおいて、避難所の開設方法等を事前に取り決めておくこと。

エ　避難所要員は、年度当初に避難所の備蓄品について、備蓄場所、備蓄品目、数量を確認すること。備蓄品目、数量に不足がある場合は、危機管理部に連絡し、速やかに補充すること。

オ　避難所要員は、施設管理者と鍵の管理や避難所の運営等について、事前に確認及び協議をしておくこと。

(3) 避難所の運営方法について予め定めておきます。

ア　避難所の管理運営に関すること。

(ｱ) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(ｲ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織等の協力による避難所運営委員会の体制整備

(ｳ) 災害対策本部との連絡体制の整備

(ｴ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備

(ｵ)要配慮者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制

イ　避難住民への支援に関すること。

(ｱ) 避難者への給水、給食の体制整備

(ｲ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品等の支給の体制整備

(ｳ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

(4) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、だれもが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。

≪備蓄及び配備に準備する主なもの≫

ア　食料・飲料水	キ　給水用機材
イ　生活必需品	ク　救護所及び医療資機材
ウ　通信機材	ケ　仮設トイレ
エ　放送設備	コ　仮設テント
オ　照明設備	サ　防疫用資機材
カ　炊き出しに必要な機材及び燃料	シ　工具類

(4) 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。

3　応急仮設住宅供給体制の整備（建設部、市民部）

(1) 建設可能な用地とそれぞれの建設可能戸数を把握しておきます。

(2) 関係団体との連携による建設資機材の調達方法や供給可能量を把握します。

(3)要配慮者に配慮した建設が行えるよう調整します。

4　防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者）

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努めます。

(1) 学校、幼稚園、その他教育施設及び保育所

ア　地域の特性等を考慮します。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

イ　生徒、児童、幼児を集団的に避難させる場合を想定します。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等

患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定します。(収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等)

(3) 興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第６節　防災拠点の整備

○　地域のコミュニティ施設を日常的な自主防災活動の拠点として運用します。
○　災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、防災拠点としての整備・確保を推進します。

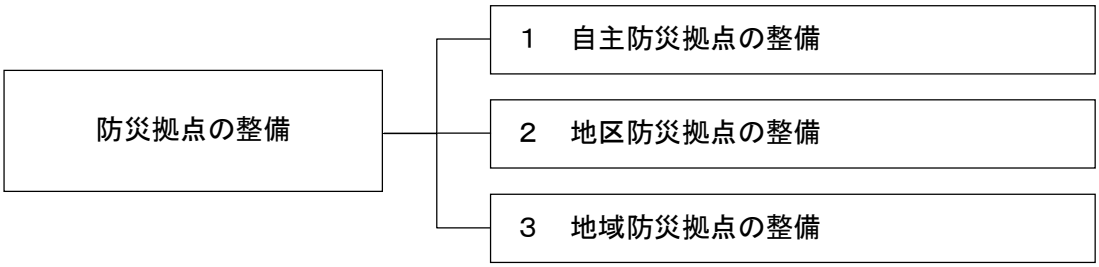

１　自主防災拠点の整備（危機管理部）

市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として位置づけ、救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。また、だれもが使用しやすい防災資機材などの情報提供に努めます。

２　地区防災拠点の整備（危機管理部）

市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、物資の備蓄、放送設備等の防災設備の整備を進めます。

３　地域防災拠点の整備（政策財務部、各総合支所、危機管理部）

市は、本庁舎及び総合支所を地域防災拠点として位置づけ、防災設備の整備を進めます。

第４章　災害に備える体制の確立

○　市その他防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動体制の確立や効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平常時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第１節　災害対策本部

○　災害対策本部について必要な事項を定めます。

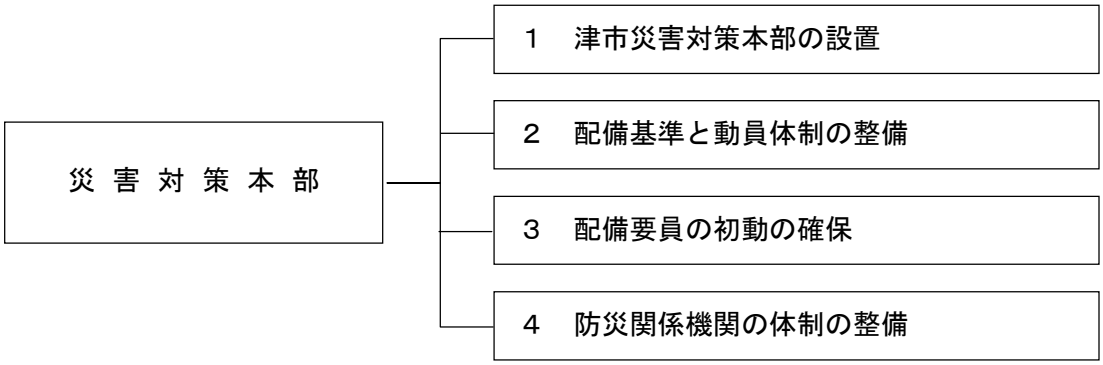

１　津市災害対策本部の設置（危機管理部）

(1) 災害対策本部設置の決定

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めるときは、津市災害対策本部を設置し、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止します。

(2) 市長（本部長）の代理

市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代理します。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準

ア　設置

(ｱ) 市内において震度震度５弱の地震が発生したとき。

(ｲ) 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。

(ｳ) 東海地震注意情報が発表されたとき。

(ｴ) 県内の本市以外の市町において震度５強以上の地震が発生したとき。

イ　廃止

(ｱ) 市内において震度５弱の地震が発生し災害対策本部の業務が概ね完了したとき。

(ｲ) 伊勢・三河湾津波予報区に発表された「大津波警報（特別警報）、津波警報」が解除されたとき。

(ｳ) 東海地震注意情報が解除されたとき。

(ｴ) 県内の本市以外の市町においてに震度５強以上の地震が発生し、余震の可能性が低減したとき。

(ｵ) その他市長が認めたとき。

ウ　災害対策本部が設置されない場合

災害の状況により災害対策本部が設置されない場合は、津市事務分掌規則等の定めるところによって関係各部局が災害対策にあたります。

(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「津市災害対策本部に関する条例」並びに「津市災害対策本部に関する条例施行規則」の定めるところによります。

(5) 現地災害対策本部

被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をあて、組織及び所掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。

(6) 災害対策本部の代替機能

ア　大規模地震が発生し、大津波警報が発令された時や、本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、自体の状況に応じ、市長の判断により下記の順位に変更します。

第１位　消防本部

第２位　安濃庁舎

第３位　美里庁舎

第４位　河芸庁舎

イ　各部（室）等は、本庁舎が被災した場合に備え、あらかじめ代替拠点を指定し、指定された代替拠点に参集します。

災害対策本部の予備施設への移動・設置フローチャート

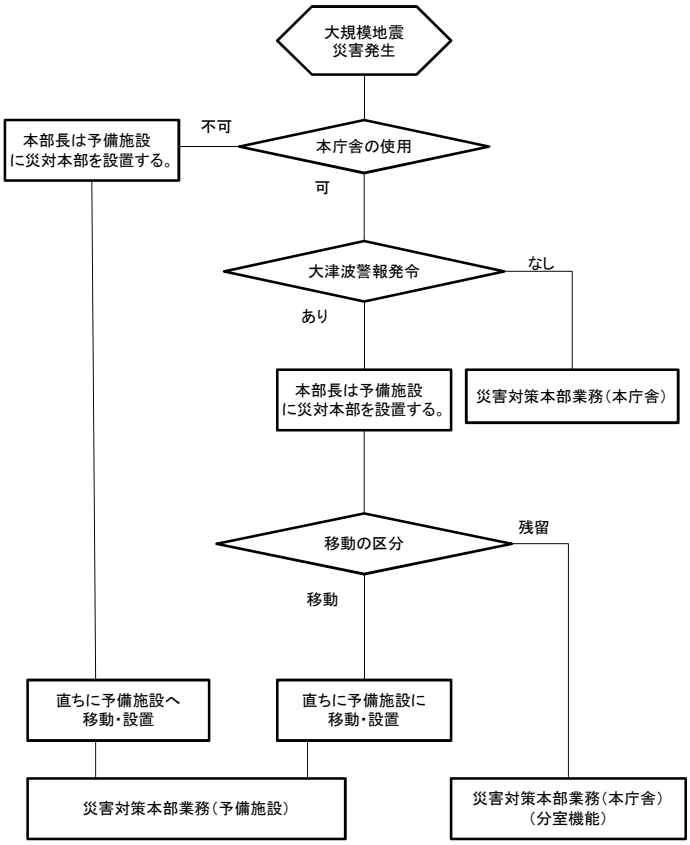

2　配備基準と動員体制の整備

(1) 配備基準（危機管理部）

災害の程度に応じ配備基準を定めます。（別表）

(2) 動員体制（各部、各総合支所）

各部室及び出先機関は、次の手順により動員体制を整備します。

ア　配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。

イ　配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員体制を決定します。

ウ　決定された動員体制をもとに、該当職員に職務分掌を周知します。

3　配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）

(1) 災害対策本部員は、職員参集メール、電話等により招集します。

(2) 夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備します。

(3) 夜間、休日等の勤務時間外において配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、招集の連絡がない場合であっても直ちに参集します。

(4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。

［地震災害時の配備基準及び体制表］　（別表）

	配備体制	配備人員	配　備　基　準
第１配備（準備体制）	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	１　市内において震度４の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ２　「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ３　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。
第２配備（警戒体制）	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）	１　市内において震度５弱の地震が発生したとき。 ２　「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 ３　東海地震注意情報が発表されたとき。 ４　県内の本市以外の市町において震度５強以上の地震が発生したとき。
第３配備（非常体制）	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制とします。	全職員	１　市内において震度５強以上の地震が発生したとき。 ２　津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ３　東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。

［津市災害対策本部の組織］

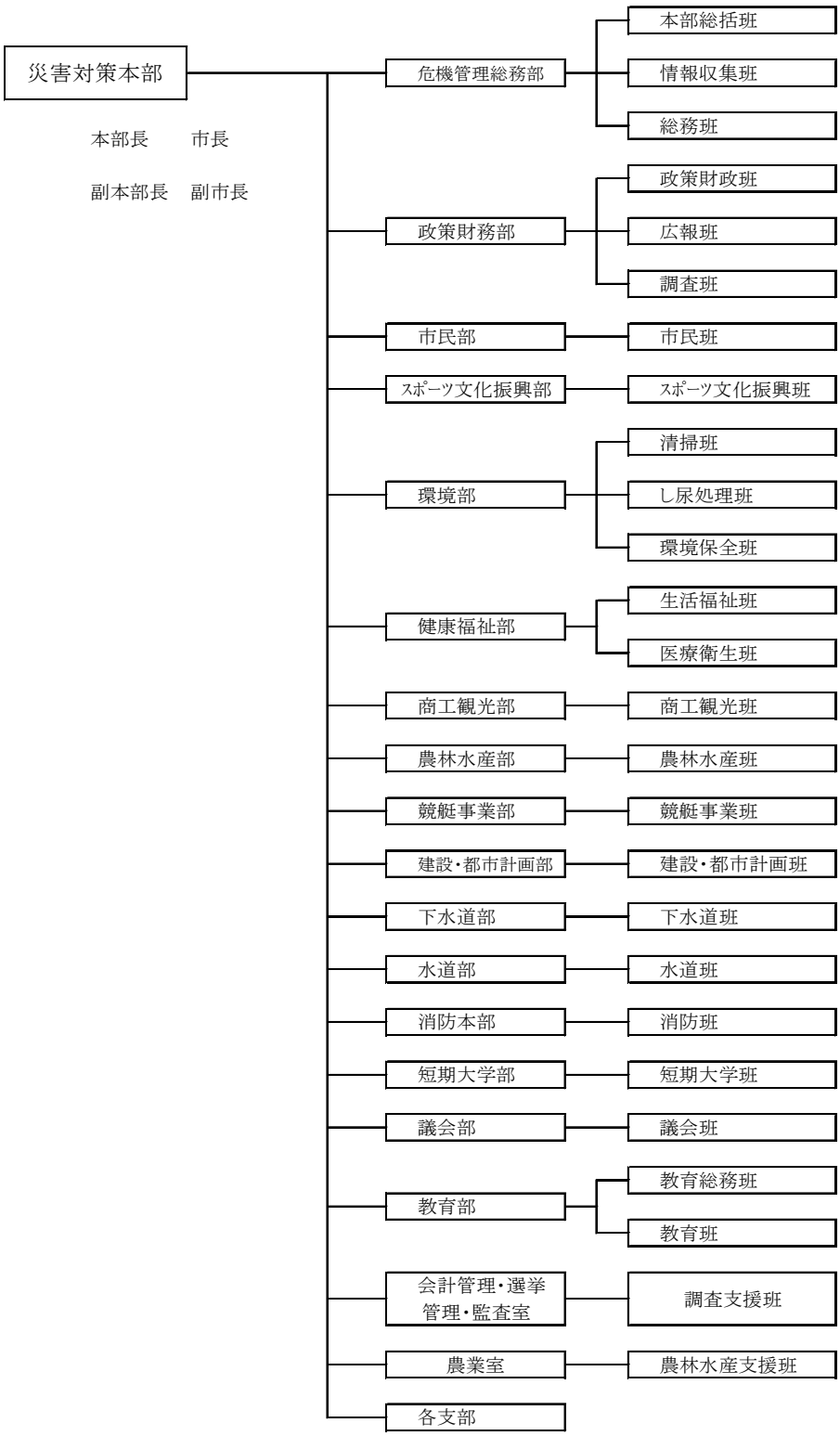

4　防災関係機関の体制の整備

防災関係機関相互において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については必要に応じて応急対策に関し広域的な応援体制をとるように努めます。

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

第２節　情報の収集・伝達体制

○　地震の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

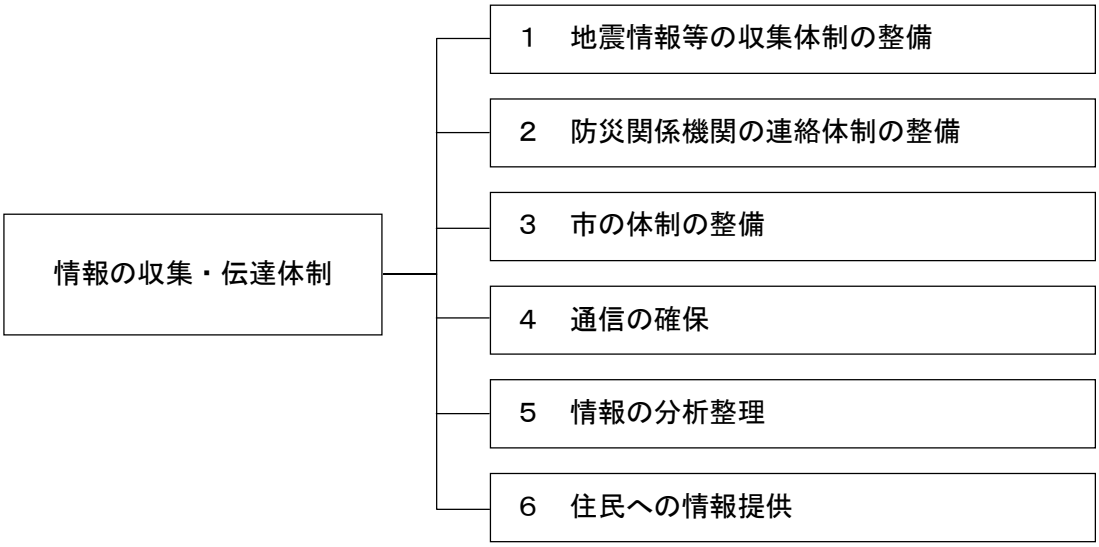

１　地震情報等の収集体制の整備（危機管理部）

市は緊急地震速報システムや震度情報ネットワークシステムなどにより、地震情報などの収集体制を整備します。

２　防災関係機関の連絡体制の整備

(1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
(2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
(3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

３　市の体制の整備（危機管理部、消防本部）

(1) 津市地域防災情報通信システムの整備
防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備及び充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。
(2) 住民への情報伝達
同報系防災行政無線、その他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。
(3) 初動配備の伝達
災害発生時に職員を参集させるための職員参集メール、電話等を活用し、迅速な初動配備の伝達

を図ります。

(4) 防災関係機関との情報の共有化

津市地域防災情報通信システム、三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。

(5) 消防救急無線の充実

(6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実

(7) 緊急地震速報の整備、充実

地震による人的被害の防止・軽減のため、公共施設への緊急地震速報の整備充実に努めます。また、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を通して配信される緊急地震速報を、同報系防災行政無線により速やかに情報伝達する体制を整備します。

４　通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部）

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段の確保に努めます。

耐震性の強化、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線のデジタル化、ＣＡＴＶの整備

(2) 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、三重地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行います。

５　情報の分析整理（危機管理部、総務部）

(1) 分析者の確保

収集した情報を的確に分析する体制を整備します。

(2) 分析システムの整理

平常時から、地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、災害時の的確な応急活動に資するよう活用します。

また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布、活用可能な人材等の情報を収集します。

これらをＧＩＳ（地理情報システム）等を用いてデータベース化し、防災関係機関の相互利用が可能となるよう努めます。

６　住民への情報提供（政策財務部、危機管理部）

(1) 同報系防災行政無線、ホームページ、ＣＡＴＶの活用など多様な広報手段の整備を図ります。

(2) 放送事業者による被災者等への情報伝達

ア　災害時における放送要請について体制を整備します。

イ　放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を伝達します。

ウ　住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

(3) 同報系防災行政無線による情報伝達体制の構築

緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の屋外拡声子局からの音声等による放送は、気象条件や住環境等の影響を受けて聞き取りにくい場合があることを踏まえ、迅速かつ確実な情報伝達を確保するため、市及び住民は以下のことに努めます。

ア　市は、「聞き取りやすい話し方の研究」「サイレン音源の改良」など同報系防災行政無線によるより伝わりやすい緊急放送技術を向上します。

イ　住民は、サイレン音が聞こえたら住宅等の窓を開けて放送内容に耳を傾けるなど、自ら情報を収集する態勢を整えます。また、市は平常時からそのことを周知啓発します。

ウ　市は、同報系防災行政無線の放送を補完する津市防災情報メールやファクス配信などのサービスの利活用を推進します。また、住民は、これらの補完サービスを積極的に利活用します。

第３節　職員の災害対応力向上

○　地震災害への災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施するとともに、専門的な見地を踏まえた防災対策を推進します。

職員の災害対応力向上
- １　職員に対する防災研修の実施
- ２　職員を対象にした防災訓練の実施
- ３　被災地への職員派遣
- ４　津市防災アドバイザー制度の活用

１　職員に対する防災研修の実施（危機管理部）

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、自主的にかつ的確に対応することが極めて重要です。そのため、研修を実施し、基本的事項について職員に周知徹底します。

(1) 研修の内容

ア　津市地域防災計画

イ　災害対策本部の設置基準及び非常配備基準

ウ　非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚

エ　避難所の開設と運営についての職員の役割の明確化と役割意識の自覚

オ　活動要領

カ　気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識

キ　過去の災害の事例

ク　その他必要な事項

２　職員を対象にした防災訓練の実施（各部、各総合支所）

(1) 訓練の内容

職員が災害発生時に速やかな行動が取れるように、シミュレーションや初期消火、救助・救急など即応性のある訓練を実施します。

ア　図上訓練

イ　初期消火、救助・救急等必要な実技訓練

ウ　所管する災害対応業務に関する訓練

エ　その他必要な訓練

３　被災地への職員派遣（危機管理部、各部）

大規模災害の被災地に対しては、災害の応急期や復旧・復興期に本市職員を派遣し、被災地の早期復興のための支援を行います。また、被災地で実際に業務に従事した経験を今後の本市の防災対策に活かせるよう努めます。

４　津市防災アドバイザー制度の活用（危機管理部）

学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的な見地からの助言を受け、災害対応力の向上を図ります。

第４節　広域的な相互応援体制の整備

○　市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町や防災関係機関等との相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化して広域的な協力体制を整備します。

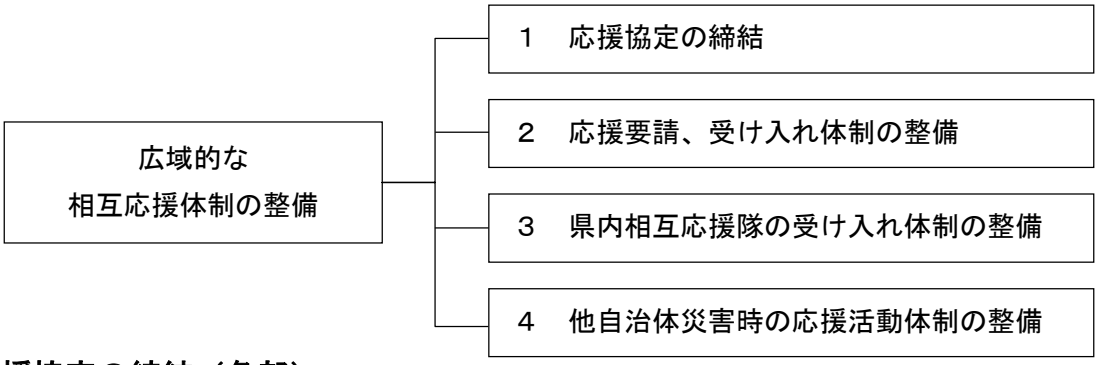

１　応援協定の締結（各部）

市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。

また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。

(1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん
(2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材等の提供及びあっせん
(3) 応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
(4) 医療職、技術職、技能職等の職員派遣
(5) 収容施設の提供及びあっせん

２　応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、災害時の応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに職員への周知徹底を図ります。

また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。

３　県内相互応援隊の受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部、消防本部）

「県内相互応援隊」による人命救助活動等の受け入れ体制の整備を図ります。

４　他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図ります。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。

第５章　災害応急対策・復旧への備え

○　災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第１節　消火・救急・救助対策

○　被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。

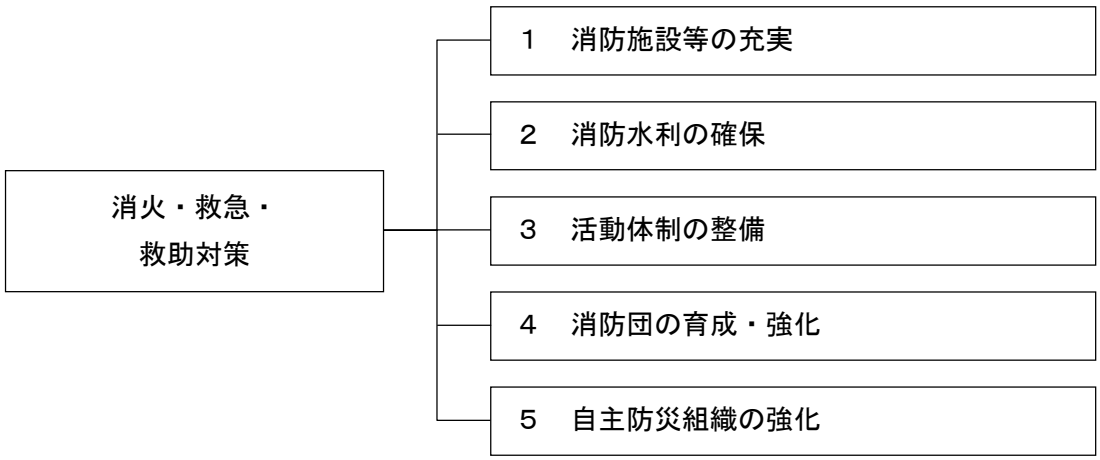

１　消防施設等の充実（消防本部）

「消防力の整備指針」(平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号) や地域の実情などを考慮し、人員、車両、資機材などを充実させるとともに、老朽化した消防庁舎を整備することにより、災害時の活動拠点施設としての機能向上を図ります。

２　消防水利の確保（消防本部）

(1)　「消防水利の基準」(昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号)に基づき、消火栓を配置します。

(2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

３　活動体制の整備（消防本部）

(1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。

(2) 大規模災害時における適切な状況判断力と消火・救助技術の向上を図るための教育訓練に努めます。

４　消防団の育成・強化（消防本部）

消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進します。

５　自主防災組織の強化（消防本部、危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の初期消火体制の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため地域においては、自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。

また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進します。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

事業所においては、法令に基づく消火器等の取扱訓練を反復して実施します。また、地域の自主防災組織との連携を進めます。

(3) 救助体制の向上

避難行動要支援者の名簿や居住者マップ等の作成が、当事者の同意を得て進むよう、地域の自主防災組織に対して支援を行い、救助・救出活動の備えを進めます。また、自主防災組織が災害時に十分な活動が行えるよう、資機材の整備、訓練等を総合的に推進します。

第２節　災害時医療対策

○　南海トラフ地震等の大規模な地震発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、医療機関と連携して、これに対応する医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進めます。

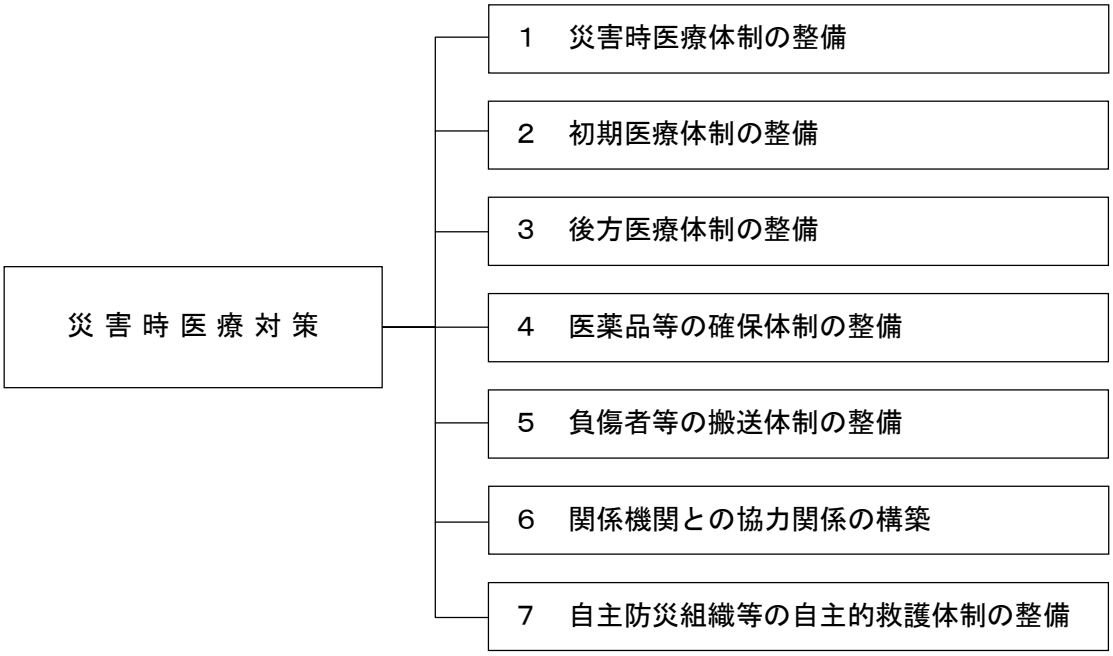

１　災害時医療体制の整備（健康福祉部）

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して、医療等を提供できるよう、市及び医療機関等は、災害時医療体制の整備に努めます。

２　初期医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療救護班の整備

災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の協力を得て編成する医療救護班の体制、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努めるとともにマニュアルの作成に努めます。

(2) 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

３　後方医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

医療救護所では対応困難な重傷者等については、後方医療施設に搬送し治療を行うことになりま

す。そのため、多数の人命救助と医療救護を可能にするため、医療救護所におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び医療機関の役割分担の整備を進めます。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、医療情報システムの整備充実に努めます。

4　医薬品等の確保体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 医薬品等の備蓄

備蓄すべき医薬品等の品目等を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、避難所(備蓄場所)への災害対策用救急箱の配備を含めた、医薬品、医療用資機材の確保体制を整備します。

(2) 医薬品の調達

医薬品の調達のため、県及び医療関係機関等との協力関係の構築に努めます。

(3) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤については、三重県赤十字血液センター及び県等と連携し、確保に努めます。

(4) 医療用水の確保

医療救護所で必要となる医療用水の確保に努めます。

5　負傷者等の搬送体制の整備（健康福祉部、消防本部）

災害時における患者及び医療救護班の搬送体制と搬送手段の確保について整備します。

6　関係機関との協力関係の構築（健康福祉部、危機管理部）

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築します。

7　自主防災組織等の自主的救護体制の整備（危機管理部）

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されます。そのため、自主防災組織等は、応急救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があることを認識し、自主的救護体制の整備を推進します。

第３節　緊急輸送活動対策

○　災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。
○　重要な防災拠点を選定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。

緊急輸送活動対策
- １　輸送拠点の確保
- ２　輸送手段の確保
- ３　交通機能の確保

１　輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点（危機管理部）

他地域からの緊急物資等の受入一時保管等のために、広域輸送拠点の確保は重要です。このため、伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートの機能を活用し、緊急物資等の円滑な受入や配送が可能となる広域輸送拠点の整備を推進します。

(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。

(3) 航空輸送の拠点（都市計画部）

災害発生時におけるヘリポートの役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要です。ヘリポートの管理者は、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう整備に努めます。

２　輸送手段の確保（政策財務部、危機管理部）

災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。

ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めを定めるよう努めます。

また、市は、三重県等と連携し、グラウンドや公園等を臨時ヘリポート候補地として確保しておくとともに、関係機関や地元住民等に対し、周知を図ります。

３　交通機能の確保（各施設管理者）

(1) 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。

(2) 災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要等を総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進めます。

(3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。

第４節　緊急物資確保対策

○　災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。

緊急物資確保対策
- １　個人備蓄の促進
- ２　給水体制の整備
- ３　食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

１　個人備蓄の促進（危機管理部）

自主防災組織及び市民への啓発に努め、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生し、支援が遅れることに備えた一週間分以上の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を促進します。

２　給水体制の整備（水道局、危機管理部）

(1) 給水拠点の整備
水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など、給水拠点の整備を進めます。

(2) 応急給水の確保
配水池、非常用貯水槽等、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努めます。

(3) 応急給水資機材の確保
応急給水資機材について、必要量の調達体制の整備を進めます。

(4) 飲料水の備蓄
応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄するものとします。

(5) 災害時協力井戸の確保
災害時協力井戸を登録し、災害時における生活用水の確保に努めます。

３　食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部）

(1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定
食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。
備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。

(2) 食料、生活必需品等の備蓄
食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。

(3) 食料、生活必需品等の調達体制の整備

災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。

災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。

また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受け入れ及び応援を行うものとします。

第５節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備

○　地震発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制について整備します。

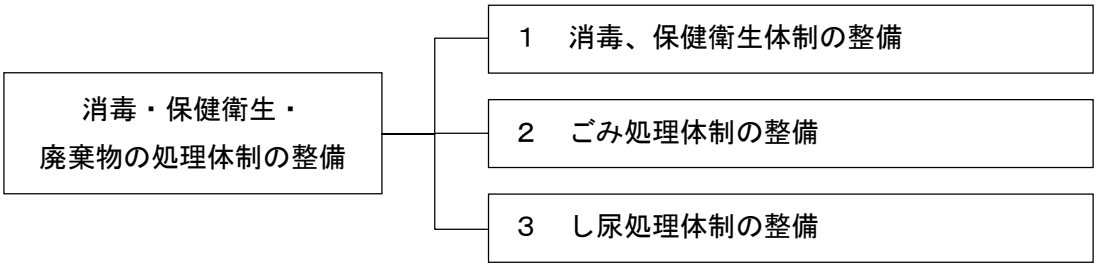

１　消毒、保健衛生体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 防疫班等の整備

災害時被災地においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疫病の発生が多分に予想されます。これを防止するため、被災地の感染症対策、衛生活動を迅速かつ的確に実施するための防疫班等を編成する必要があります。

この編成を円滑に行うため、平常時から、防疫班等の編成について検討しておくものとします。

(2) 薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者と予め協定を結んでおくなど協力体制を整備します。

なお、市においても常時備蓄に努めるものとします。

２　ごみ処理体制の整備（環境部）

(1) ごみ処理計画の策定

ア　被害状況に応じたごみの発生量の推計を行います。

イ　災害により排出されるものと日常生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推計するものとします。

(2) ごみの迅速な収集と処理の計画

ア　生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行います。

イ　建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、原則として所有者自らが行うこととします。

ウ　災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置場の選定を行い、仮置場を拠点にした収集・処理体制を整えます。

エ　民間の廃棄物処理施設の活用も含め、処分先を確保します。

(3) 協力体制の確保

ア　平常時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努めます。

イ　県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

３　し尿処理体制の整備（環境部、下水道部、危機管理部）

(1) し尿処理計画の策定

被害状況に応じたし尿処理量を推定し、作業計画を策定します。

(2) 緊急汲み取りの実施計画

浸水による被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に汲み取りを実施します。

(3) 仮設トイレ等の配置計画

ア　災害時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を進めます。

イ　要配慮者に配慮した計画とします。

ウ　津市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を進めます。

エ　避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。

オ　市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、浴槽等への水の溜置きに努めるものとします。

(4) 協力体制の確保

県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

第３編　災害応急対策計画

○　南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助措置について基本的な計画を定めます。
○　実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年必ず訓練などにより検証を行います。

第１章　災害時応急活動

○　体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第１節　活動体制の確立

○　地震発生時に的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。

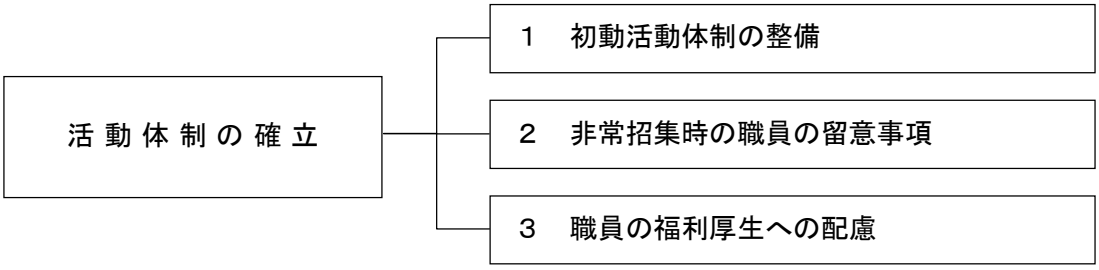

１　初動活動体制の整備

(1) 配備の伝達（危機管理部）

地震が発生した場合、災害対策本部各部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で、職員参集メール、電話等により迅速に職員を非常招集し、初動活動体制を整えます。

《初動活動体制の連絡系統図》

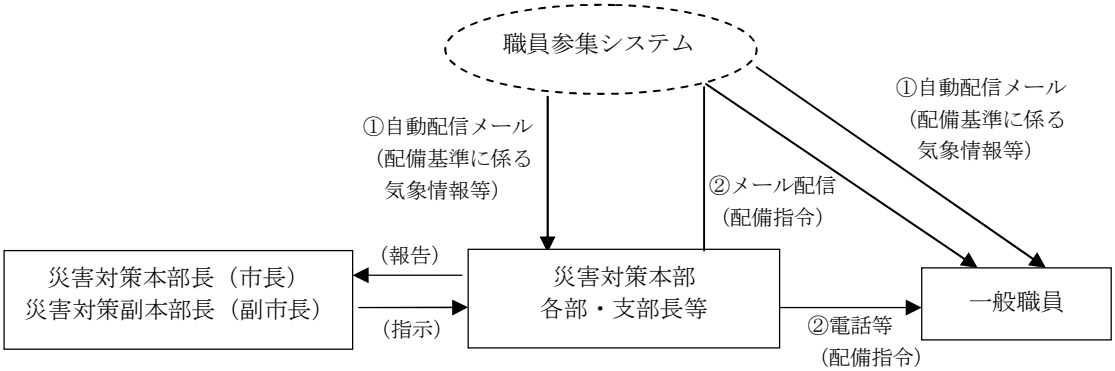

(2) 職員の動員・参集（各部、各総合支所）

ア　勤務時間外における職員の招集

(ｱ) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、職員参集メール等によるものとし、各部・支部は、あらかじめ各職員の参集場所及び配備体制を確立しておきます。

(ｲ) 参集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者を設定します。

イ　本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう準備します。

ウ　全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、本部から招集のない場合であっても自ら所属機関へ参集します。

エ　交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事します。

オ　緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要なため、各部・支部長は、職員参集システム等を活用し、職員の安否等を確認します。

カ　災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。

また居住地域の被害が甚大で、地域の救護活動に従事する必要がある場合は必要な措置を講じた後に本部に参集します。

キ　夜間、休日等において第二配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した本庁あるいは支所至近距離に居住する職員を緊急要員として配備します。

(3) 動員状況の報告（各部、各総合支所）

各部長・支部長は職員の動員状況を速やかに把握し、以下の事項を危機管理総務部に報告します。

・部・支部、班名
・動員連絡済人員数
・動員連絡不能人員数及び地域
・登庁人員数
・登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
・その他

２　非常招集時の職員の留意事項（危機管理部）

夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について留意します。

(1) 出勤時の持ち物・服装等

出勤時には飲料水・食料などを持参し、防災活動に支障のない安全な服装等とします。

(2) 参集手段

災害時は、原則として徒歩、自転車等で参集することとし、気象状況や交通機関の運行状況・道路状況等を考慮して参集手段を判断する。

(3) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとります。

(4) 出勤途上の情報収集と報告

職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

施設を管理する部局にあっては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

(5) 第一・第二配備体制以外の職員の行動

非常体制以外で、配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、災害対策本部へ通報します。

また、いつでも配備に就けるよう待機します。

３　職員の福利厚生への配慮（総務部）

(1) 各部・支部は、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。

(2) 各部・支部は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努めます。

第２節　災害情報の収集・伝達

○　市及び防災関係機関は、地震発生時に相互に連携し、被害状況を早期に収集して被害規模を把握します。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関に伝達します。

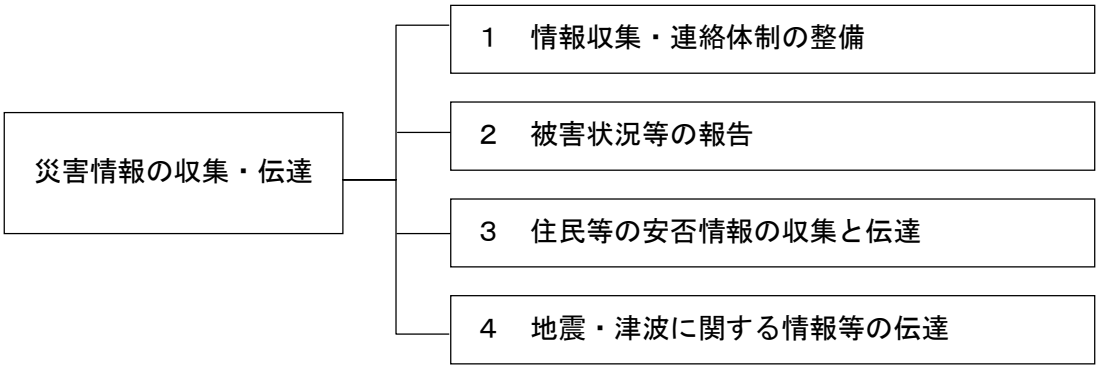

１　情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所）

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。

また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。

(1) 情報収集・連絡

市は、消防機関、警察署、自治会、自主防災組織その他防災関係機関からの情報入手、災害現地への職員派遣、職員の登庁途上での目視等により被災地や被害規模等の把握に努めます。

防災関係機関は、可能な限りの手段を講じてそれぞれの所掌する災害情報の収集に努めます。

また、収集した情報は迅速に災害対策本部に連絡します。

(2) 情報の連絡手段

市、防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。

(3) 情報の共有化

防災関係機関は、各種連絡手段を活用して情報の共有化を図ります。

(4) 必要な情報の種類

ア　災害の概況

(ｱ) 発生場所

(ｲ) 発生日時

(ｳ) 災害種別

イ　被害の状況

(ｱ) 人的被害、住居被害など

(ｲ) ライフラインの被害状況

ウ　応急対策の状況

(ｱ) 応援の必要性

(ｲ) 災害対策本部各部・支部の活動状況

(ｳ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況

(ｴ) 避難準備に必要な情報

(ｵ) 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）

(ｶ) 実施した応急対策

［情報収集の流れ］

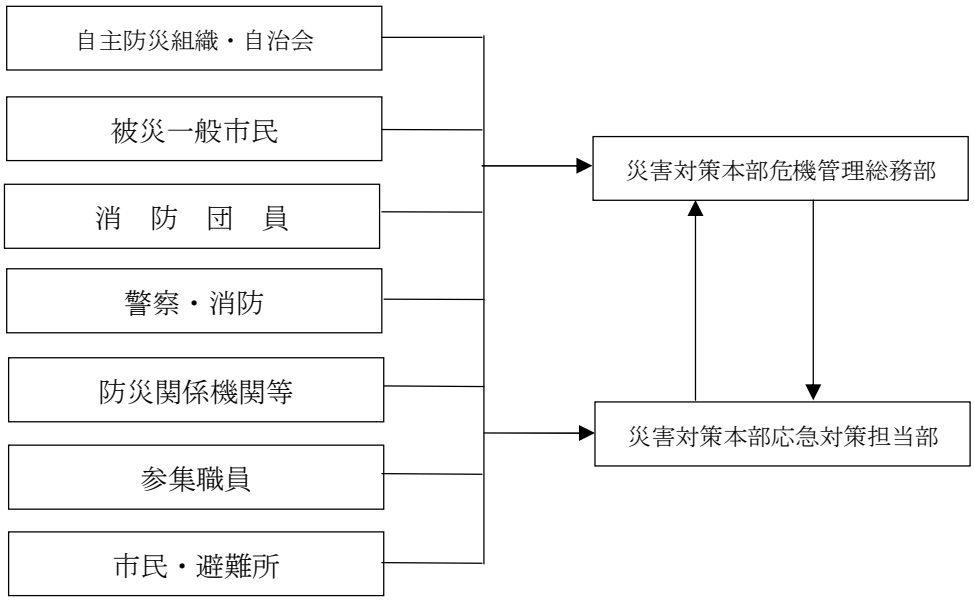

（参考）主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集します。

(1) 東海旅客鉄道株式会社

ア　昼間

広報室（℡ 052-564-2330）

イ　夜間

東海総合指令所（℡ 052-564-3686）

(2) 近畿日本鉄道株式会社

ア　平日の昼間

近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課（℡ 059-354-7021）

イ　平日の夜間及び土、日、祝日

近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課運転指令

（℡ 059-354-7022）

鉄道路線全線

(3) 三重交通株式会社

ア　昼間

三重交通株式会社運転保安部運転指導課（℡ 059-229-5537）

イ　夜間

三重交通株式会社中勢営業所（℡ 059-233-3501）

バス路線全線

(4) 伊勢鉄道株式会社

伊勢鉄道株式会社本社（℡ 059-383-2112）

(5) 津エアポートライン株式会社

津エアポートライン株式会社（℡ 059-213-6582）

2　被害状況等の報告（危機管理部、消防本部）

(1) 災害の報告

災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防防第 267 号）に基づき県に報告します。

ただし、県に報告できないとき又は直接報告する必要がある場合は消防庁に連絡します。

※　三重県（津地方災害対策部）

FAX　059－227－3170

地域衛星 FAX　0-P-7-P-123-613

TEL　059－223－5013

地域衛星電話　TEL　7-123-611

※　消防庁

○平日・昼間（応急対策室）

FAX　03－5253－7537

地域衛星 FAX　0-P-7-P-048-500-90-49033

TEL　03－5253－7527

地域衛星電話　TEL　7-048-500-90-49013

○休日・夜間（応急対策室）

FAX　03－5253－7553

地域衛星電話 FAX　0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL　03－5253－7777

地域衛星電話　TEL　7-048-500-90-49102

○消防庁災害対策本部（情報集約班）

FAX　03－5253－7553

地域衛星電話 FAX　0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL　03－5253－7510

地域衛星電話　TEL　7-048-500-90-49175

(2) 報告責任者

ア　災害情報及び被害報告は災害対策の基本となるものです。そのため、あらかじめ指名された

報告責任者は、各部・支部の災害情報及び被害状況等を災害対策連絡調整会議へ報告します。

イ　危機管理総務部情報収集班長は報告を取りまとめ、遅延なく津地域防災総合事務所に報告します。

(3) 報告の内容及び要領

ア　概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、資料編別表（１）に基づく内容とします。

特に、以下の(ｱ)～(ｵ)に該当する災害が発生した場合には、速やかに報告します。

(ｱ) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(ｲ) 市が災害対策本部を設置したもの。

(ｳ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(ｴ) 災害による被害が軽微であっても、今後上記(ｱ)～(ｳ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。

(ｵ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

イ　災害速報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、資料編別表（２）及び別表（３）に基づく内容とします。

ウ　被害報告

(ｱ) 中間報告

前記ア・イの速報の段階において報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により県関係機関に報告します。

(ｲ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。

報告要領は、(ｱ) 中間報告のとおりとします。

エ　報告基準

被害状況報告基準は、資料編のとおりとします。

(4) 災害報告系統

災害報告系統は、下図のとおりとします。

〔災害報告系統図〕

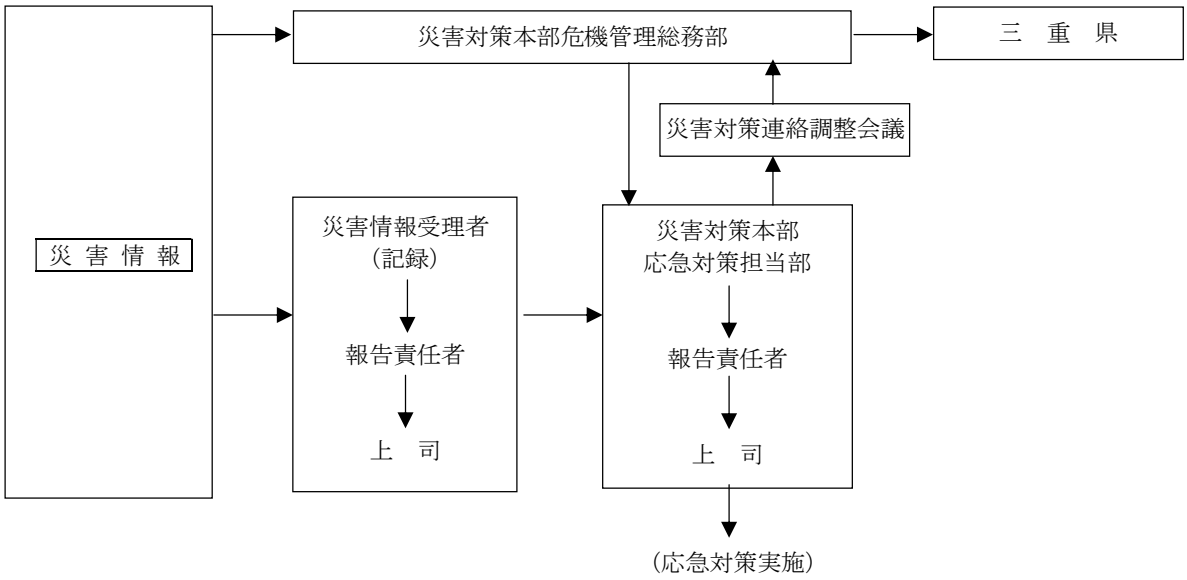

3　住民等の安否情報の収集と伝達（市民部、各総合支所）

災害対策本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努めます。

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、多数の者を収容する施設等における住民等の安否情報を集約します。

(2) 住　民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤルを活用し電話の輻輳の緩和に努めます。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知します。

また、自主防災組織は、収集した地域内住民の安否について自主防災組織の長を通じ災害対策本部へ報告します。

4　地震・津波に関する情報等の伝達

(1) 緊急地震速報

市は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により緊急地震速報が配信された場合、同報系防災行政無線により、速やかに市民に伝達します。しかし震源付近では、システムの限界により、速報の伝達が間に合わない場合もあります。

(2) 地震及び津波に関する情報

ア　地震情報

地震現象及びこれらに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況を内容とするものです。

イ　津波情報

津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とするものです。

津波警報・注意報の種類は資料編のとおりです。

(3) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知情報等

ア　東海地震に関連する調査情報

イ　東海地震注意情報

ウ　東海地震予知情報

(4) 津波警報等の伝達

ア　津波警報等伝達系統

津波警報等の伝達系統は、「津波対策編　第４章　第２節　津波に関する情報等の収集・伝達」のとおりです。

イ　津波警報等を周知する場合の標識

津波警報等をサイレン等によって周知する場合の標識は、「津波対策編　資料集　津波警報等の標識」のとおりです。

第３節　通信の確保

○　市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行い、通信の確保に努めます。
　また、防災関係機関相互の施設を利用し、協力して通信体制を確保します。

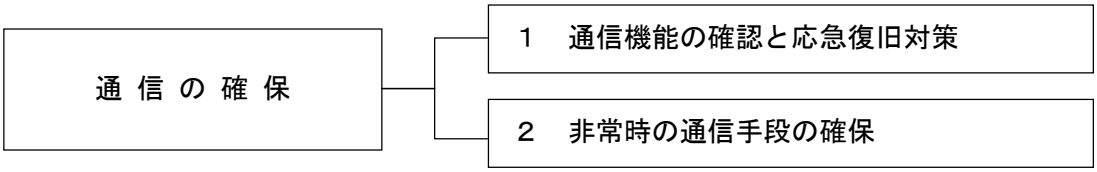

１　通信機能の確認と応急復旧対策（危機管理部、政策財務部）

(1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。

(2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

２　非常時の通信手段の確保（危機管理部、政策財務部）

(1) 有線電話の優先利用

　西日本電信電話株式会社にあらかじめ登録した「災害時優先電話」を活用し、通信手段を確保します。

(2) 有線通信途絶の場合

ア　三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線を活用します。

イ　携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用します。

ウ　他の防災関係機関の有する無線通信設備を活用します。

エ　その他、非常通信協議会による無線通信設備の貸与制度や職員派遣による情報連絡等あらゆる手段を尽くして通信手段の確保に努めます。

第４節　応援要請

○　南海トラフ地震等の大規模な地震において、自力による対応が困難な場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援を要請します。

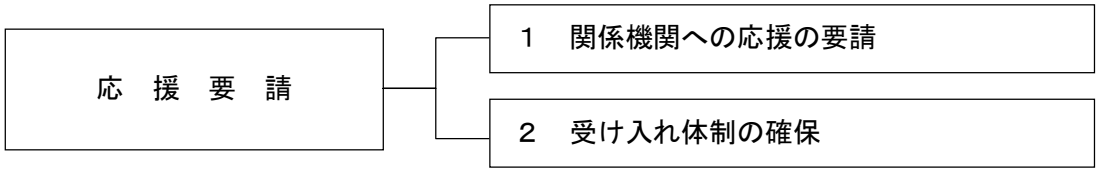

１　関係機関への応援の要請（危機管理部、総務部）

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県、他市町、指定地方行政機関等に対し、資料編に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請します。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等によって要請し、事後速やかに文書を送付します。

応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等の詳細は、資料編のとおりです。

２　受け入れ体制の確保（危機管理部、総務部、消防本部、商工観光部）

(1) 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町、その他関係機関等との情報交換を緊密に行います。

(2) 受入計画の策定

市は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保します。

また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、あらかじめ部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の確保について定めた受入計画を策定します。

なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを明確に伝えます。

第５節　広報活動

○　災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況などの災害関連情報を、報道機関の協力も得ながら要配慮者にも配慮し様々な手段で広報します。

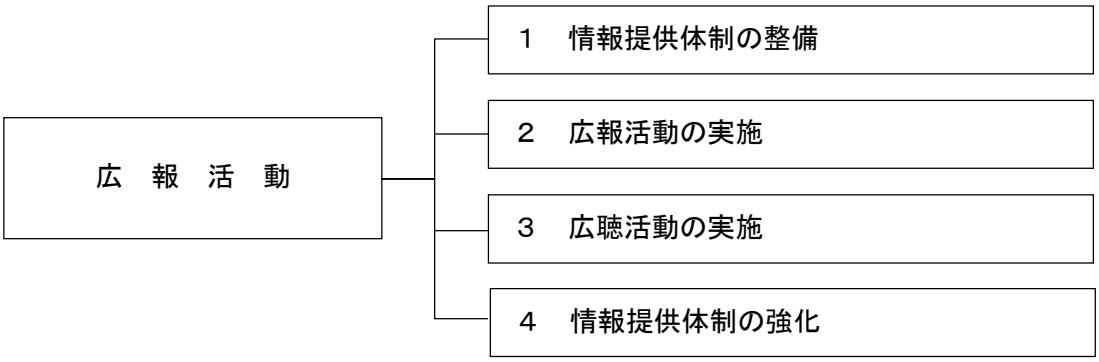

１　情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）

災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。

防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。

災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。

２　広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）

(1) 広報の内容

広報の内容は、下表のとおりとします。

情報の種類	主　な　内　容
被害状況	・人的、物的被害　・公共施設被害など
気象関連情報	・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・死亡者の情報
応急対策情報	・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況
生活情報	・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・仮設住宅　・住宅復興制度
医療情報	・診療可能施設　・心のケア相談
福祉情報	・救援物資　・義援金 ・貸付制度　・保育所の状況
教育情報	・学校等の状況
交通関連情報	・道路規制　・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・災害ごみ
ボランティア情報	・ボランティア活動情報
その他	・融資制度　・各種支援制度 ・各種相談窓口

(2) 広報手段

ア　報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供

イ　同報系防災行政無線（戸別受信機含む）

ウ　ＣＡＴＶ

エ　ホームページ

オ　携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）

カ　ファクス配信

キ　電話応答システム

ク　広報紙等の配布

ケ　広報車の巡回

コ　その他

(3) 広報の伝達系統

広報の伝達系統は、下図のとおりです。

〔市の同報系防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図〕

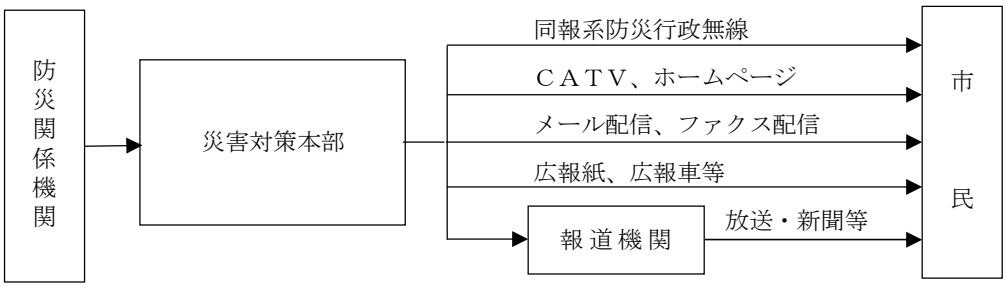

3　広聴活動の実施（市民部）

(1) 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等を反映させます。

(2) 相談窓口を開設し、市民等からの相談、問い合わせに対応します。

(3) 生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡します。

4　情報提供体制の強化（危機管理部、政策財務部）

(1) 情報発信の代行

サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ブログサイトを活用して代行発信することを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。

(2) ホームページのアクセスの負荷の分散

災害発生時等において、津市ホームページへのアクセスが集中してつながりにくくなった際に、災害に係る情報発信等に関する協定に基づきヤフー株式会社が同社のウェブサーバ上に津市のホームページと同じ内容の複製（キャッシュサイト）を設置し、ヤフーポータルサイト上でキャッシュサイトへの誘導を行います。これにより、津市ホームページへのアクセス負荷を分散し、津市ホームページへの接続障害やシステムダウンを防ぎます。

第６節　避難対策活動

○　南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されます。市は、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行います。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。

○　多くの住宅の全壊が想定されるため、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援します。

避難対策活動

- １　住民の避難
- ２　広報
- ３　緊急的な避難誘導
- ４　避難準備情報
- ５　避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限
- ６　避難の一般的基準
- ７　災害対策基本法第 60 条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」
- ８　避難のための立ち退き
- ９　避難指示等の伝達方法
- 10　警戒区域の設定
- 11　避難所の開設
- 12　避難所の管理運営

○　避難指示等の根拠法と実施責任者
- 災害対策基本法第 60 条（市、県）
- 災害対策基本法第 61 条（警察、海上保安部）
- 地すべり等防止法第 25 条（県）
- 水防法第 29 条（県、水防管理者）
- 警察官職務執行法第４条（警察）
- 自衛隊法第 94 条（自衛隊）

１　住民の避難（危機管理部、各総合支所）

(1) 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には予め自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。

なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。

(2) 避難勧告又は避難指示による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

(3) 避難時の行動

避難に際しては、次の事項等に留意します。

ア　火元の確認、初期消火、電源ブレーカーの遮断

イ　非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行

ウ　二次被害の回避

エ　要配慮者の支援

２　広報（政策財務部、危機管理部）

市は、予め定めた広報の計画により、津波警報及び地震に関する情報等を住民に広報します。

３　緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所）

地震の発生や津波等、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会と協力し、予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。

４　避難準備情報（危機管理部）

市は、津波警報や地震に関する情報等により、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に発令し、避難行動要支援者等を伴い避難を開始することを促します。

5　避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

実 施 者	災害の種類	要　　件	根拠法令
市　　長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条
知　　事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条
警 察 官 (指 示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法 第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
知事、その命を受けた職員 (指　示)	洪　　水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 22 条
	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条
自 衛 隊 (指 示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

6　避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。

(1) 大地震が発生し、火災・津波や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
(2) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
(3) 爆発のおそれがあるとき。
(4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
(5) その他、市民等の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

7　災害対策基本法第 60 条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」（危機管理部）

(1) 避難勧告又は避難指示

避難勧告又は避難指示は、次の内容を明示して行います。

ア　避難を必要とする理由
イ　避難勧告又は避難指示の対象となる地域
ウ　避難する場所
エ　注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

(2) 避難誘導

ア　市は、避難勧告又は避難指示を行ったときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、予め定めた避難誘導計画に基づき、迅速に避難行動要支援者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。

イ　市は、孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて応援を要請します。

ウ　市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに有する要員及び資機材につき応援を要請します。

(3) 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言（災害対策基本法第 61 条の 2）

避難勧告等の発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や都道府県等の関係機関に助言を求めます。

避難勧告等の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。

8　避難のための立ち退き（危機管理部）

(1) 立ち退き又はその準備の指示（災害対策基本法第 60 条　水防法第 29 条）

ア　堤防等が地震動等により破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合、市長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。

イ　市長は当該区域を管轄する警察署長に通知します。

ウ　市長は、実施した内容を県に報告します。

(2) 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示（災害対策基本法第 60 条、地すべり等防止法第 25 条）

地震による津波又は地震動等による地すべりにより非常に危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたときは、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを勧告又は指示します。

9　避難指示等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）

(1) 同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、ＣＡＴＶ、広報車などにより周知徹底します。

(2) 必要に応じ、報道機関に放送を要請します。

(3) 周知徹底のため、消防団、自主防災組織等の戸別訪問によるきめ細かな伝達にも努めます。

(4) 避難行動要支援者と一緒に避難できるよう、地域が一体となって効果的な広報を行います。

(5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。

＜避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン＞

内容	サイレン等パターン
避難準備情報 （チャイム音＋音声放送）	「上り４音チャイム」×２回 （音声放送後は「下り４音チャイム」×１回）

避難勧告 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】 【５秒】（６秒）【５秒】
避難指示 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 【３秒】（２秒）【３秒】（２秒）【３秒】

(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。

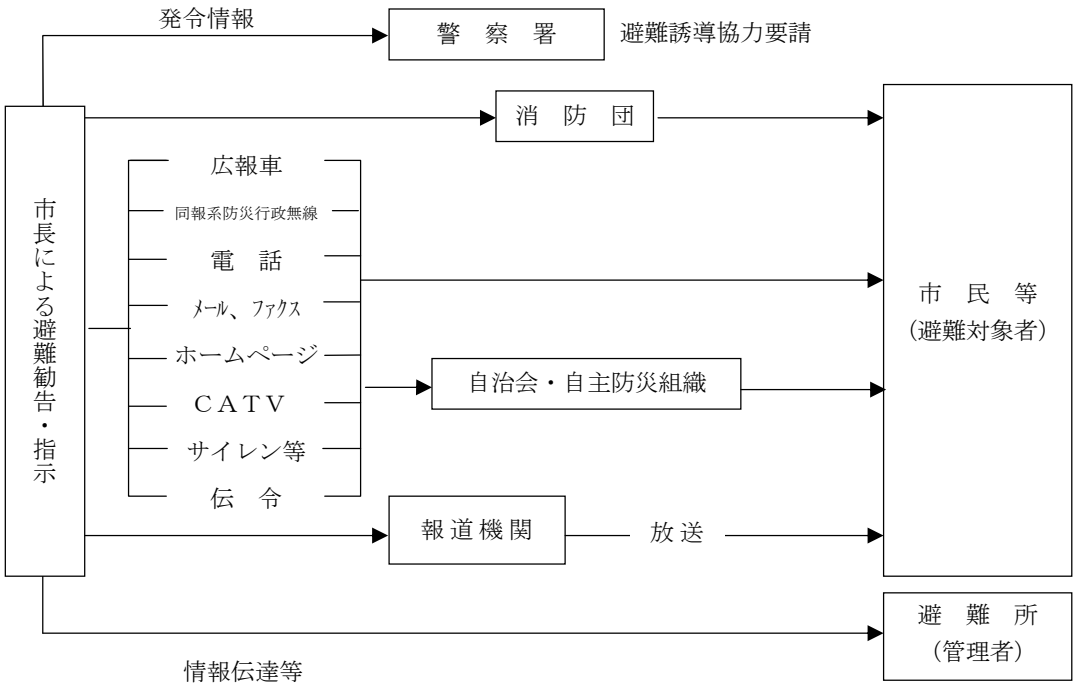

10　警戒区域の設定（危機管理部、消防本部）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命じます。

(2) 警察官は、市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。

ア　避難の指示が対人的にとられていて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は地域的にとらえて、立入制限、禁止、退去命令によりその地域の居住者の保護を図ろうとするものであること

イ　警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使するものであること。

ウ　警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（災害対策基本法第 116 条第２号）ことになって

おり、避難の指示については罰則がないこと。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第 1 項に基づいて市の吏員に委任することができます。

11　避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）

(1) 避難空間

ア　必要に応じて速やかに避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図ります。

イ　避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設します。

ウ　避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。

(ｱ) 一時避難場所

災害発生直後における周辺住民等の一時的・短期的な避難空間として、グラウンドや公園等の屋外等の施設を活用します。また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(ｲ) 避難所

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用します。

また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(ｳ) 福祉避難所

高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難な避難者を社会福祉施設等に移送し、福祉避難所として活用します。

(2) 受け入れの対象

ア　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ　現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者

ウ　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 開設場所

避難所としてあらかじめ指定している施設を原則としますが、土砂災害等の二次災害のおそれがないと認められる場合は、その他の施設を避難所とすることも検討します。

(4) 開設期間

必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から 7 日以内とし、状況に応じて知事の承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。

(5) 県・隣接市への協力要請

必要とする地域にあらかじめ指定した避難所がない場合又は既存の避難所の収容能力が不足する場合は、県・隣接市に対し協力を要請し、避難所開設を検討します。

(6) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項について知事に報告します。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

12　避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）

(1) 避難所の運営

ア　避難所の運営は、避難者の協力を得て、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により避難所運営委員会を設置して行います。なお、設置に当たっては、男女共同参画に配慮した体制となるよう努めます。

イ　指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。

ウ　各避難所の運営責任者は、災害対策本部と連携し、避難者数、避難者名簿、必要物資等、避難に係わる情報を提供します。

エ　避難所の運営は、次の事項に留意して行います。

(ｱ) 避難所における速やかな情報の収集・伝達・各種相談、食料・飲料水等の配布、清掃等

(ｲ) 男女双方の視点に配慮した避難所に係るニーズの早期把握

(ｳ) 避難所における生活環境、避難者のプライバシーの確保

(ｴ) 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握

(ｵ) 負傷者に対する応急の救護及び搬送

(ｶ) 要配慮者に対する相談・支援、必要な場合の福祉施設等の福祉避難所への搬送

オ　避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。

［避難所運営委員会の班構成編成例］

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設･運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救　護　班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食･給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の収受・管理・配布等

(2) 避難所の閉鎖

ア　災害の状況により被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所を閉鎖します。

イ　被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を統合して存続させる等の措置をとります。また、応急仮設住宅の迅速な提供により避難所の早期解消に努めます。

第７節　消防救急救助活動

○　地震発生時における消火、救急、救助態勢を強化し、市民の生命・身体・財産を保護します。

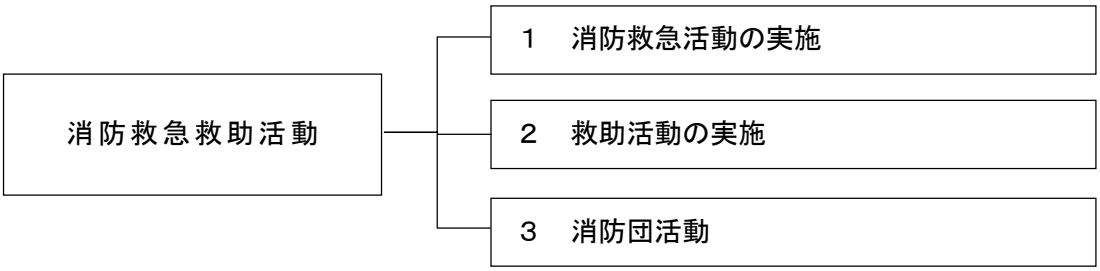

１　消防救急活動の実施（消防本部）

(1) 消防活動

ア　地震により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防職員を招集し、消防本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。

イ　被害の規模が大きく、他市町等の応援を必要とする場合は、消防組織法第 39 条・第 44 条、災害対策基本法第 68 条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請します。

(ｱ) 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、「県内相互応援隊」の応援出動を要請します。

　また、市は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図るため、連絡調整員として県内相互応援隊員の中から数名を三重県災害対策本部内に配置します。

(ｲ) 災害の状況、津市の消防力及び県内消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第 45 条に規定する緊急消防援助隊の出動を要請します。

(ｳ) 県内相互応援隊の出動を要請したときは、県内相互応援隊調整本部を災害対策本部に併設し、関係機関との連絡調整を行います。ただし、被害が県内の複数の市町に及んだ場合は、調整本部は県災害対策本部内に設置されるためこの限りではありません。

ウ　県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。また、受け入れに伴い、活動拠点や施設の確保を図ります。

エ　市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとります。

オ　災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておきます。

(2) 救急活動

ア　市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施します。

イ　市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請します。また、県内の消防相互応援のみでは対応で

きないと判断した場合は、緊急消防援助隊の出動を要請します。

ウ　市は、平常時において、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図ります。

(3) 資機材の調達等

ア　消防救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。

イ　必要に応じて、民間からの協力等により消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火･救急活動を行います。

2　救助活動の実施（消防本部、危機管理部）

市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。

(1) 救助対象

ア　火災時に逃げ遅れた場合

イ　倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ　がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合

エ　電車、自動車等による集団的事故が発生した場合

オ　ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合

カ　その他これに類する場合

(2) 救助の手順

ア　市は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救助活動を実施します。

なお、救助困難と認められたときは、警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。

イ　救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関等に搬送します。

(3) 資機材の調達

ア　救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

イ　市は、必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行います。

(4) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き、市は、警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。

(5) 関係機関等への応援要請

南海トラフ地震等の大規模な地震災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼します。

(6) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、市は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。

３　消防団活動（消防本部）

消防団は、消防本部、警察、自衛隊等が到着するまでの間は可能な限りの消火・救急・救助活動に努め、到着後は後方支援活動にあたります。

第８節　水防活動

○　地震後の河川、海岸堤防、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じます。

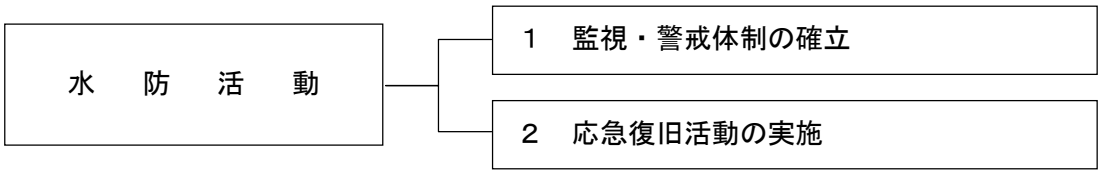

１　監視・警戒体制の確立（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）

(1) 巡　視

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防法第９条の規定に基づき、随時区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発動された場合、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点に巡視し、特に異常を発見した場合は直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告するとともに、必要な措置を講じます。

(3) 水門、えん堤等の操作

水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は津波予報の発表を知り、又は地震予知情報等の連絡を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行います。

管理者は毎年、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行います。

２　応急復旧活動の実施（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。

また、ため池については、震度４以上(注 1)の地震が発生した場合、緊急点検対象ため池(注 2)については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を 24 時間以内に実施し、異常が確認されたため池については、余震及び降雨等による二次災害の防止を図るため緊急放流等の必要な措置を講じ、異常がないため池についても一定期間継続観察を行います。

(注 1)ため池の堤高が 15m未満にあっては震度５弱以上とします。

(注 2)緊急点検対象ため池とは、国が示す地震後の農業用ため池緊急点検要領の規定（堤高 10m 以上、貯水量 10 万㎥以上など）に該当するため池とします。

第９節　被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定

○　南海トラフ地震等により被災した宅地・建物は、その後の余震等で人命に危険を及ぼす二次災害のおそれがあるため、危険度判定士を派遣して応急的に危険度判定を行い、その危険性を住民等に周知することにより二次災害を防止し、市民の生命の保護を図ります。

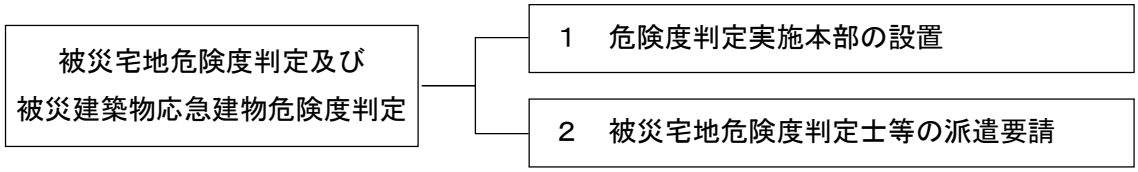

１　危険度判定実施本部の設置（都市計画部）

(1) 市は、市の区域で危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するとともに、その旨を県に報告します。

(2) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等を確保し、危険度判定活動を実施します。

２　被災宅地危険度判定士等の派遣要請（都市計画部）

市は、地震により被災した宅地地盤･擁壁･建物等が、その後の余震等で人命に危険を及ぼすおそれがある場合、判定を実施し、必要に応じ、県に被災宅地危険度判定士又は被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請します。

被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士は、宅地地盤等又は建物の被害状況を調査してそれらの危険度を判定し、宅地又は建物に判定結果の標識を掲げ、使用者及び付近住民等に注意を喚起します。

第 10 節　輸送及び交通応急対策

○　南海トラフ地震等大規模な地震が発生した場合、道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保します。
○　発災後における緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うため、緊急交通路を迅速に確保します。

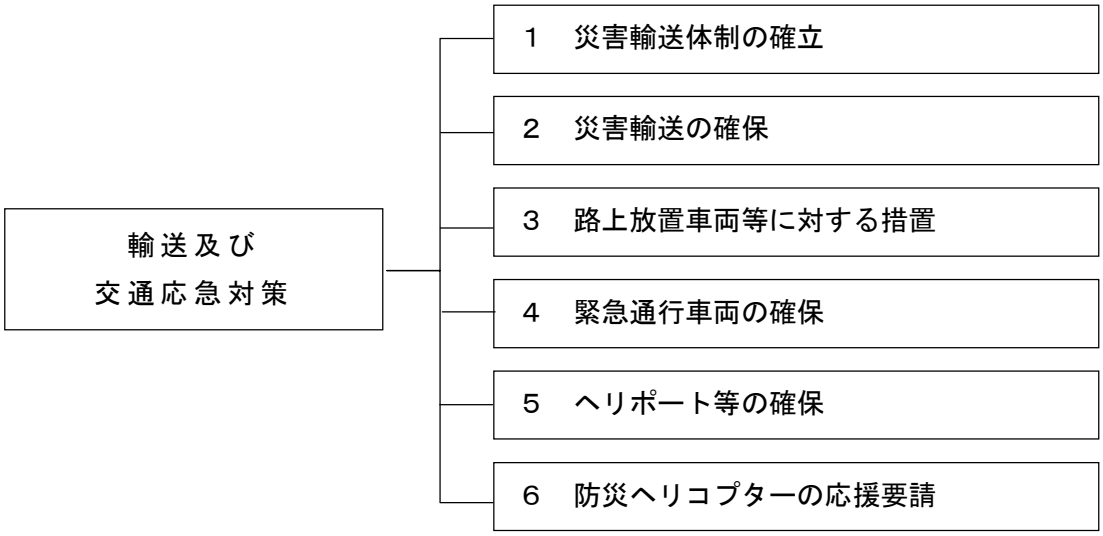

1　災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部）

(1) 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行います。ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の津地方災害対策部（津地域防災総合事務所）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請します。

(2) 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても段階的に対処します。

ア　第１ステージ

(ｱ) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(ｲ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ｳ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、物資等

(ｴ) 広域医療機関へ搬送する負傷者等

(ｵ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ　第２ステージ

(ｱ) 上記アの続行

(ｲ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(ｳ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(ｴ) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ　第３ステージ

(ｱ) 上記イの続行

(ｲ) 災害復旧に必要な人員、物資

(ｳ) 生活必需品

(3) 災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施するものとしますが、大規模な震災時においては、さまざまな輸送手段の活用が予測されることから、被害の状況等に応じて、的確に対処します。

ア　自動車等による輸送

イ　鉄道による輸送

ウ　船舶による輸送

エ　航空機による輸送

(4) 災害輸送の体系

市は、市外や県外から陸海空路により大量に流入する緊急物資について、緊急輸送道路を経由するなど、物資集積場所に集積し、ニーズに応じた荷捌きを行い、避難所や被災現場等へ配送します。

現行における災害輸送の体系は図１のとおりです。防災物流施設整備後は図２のとおりとなり、海路や陸路を活用した輸送が、より円滑に実施できます。

［図１］

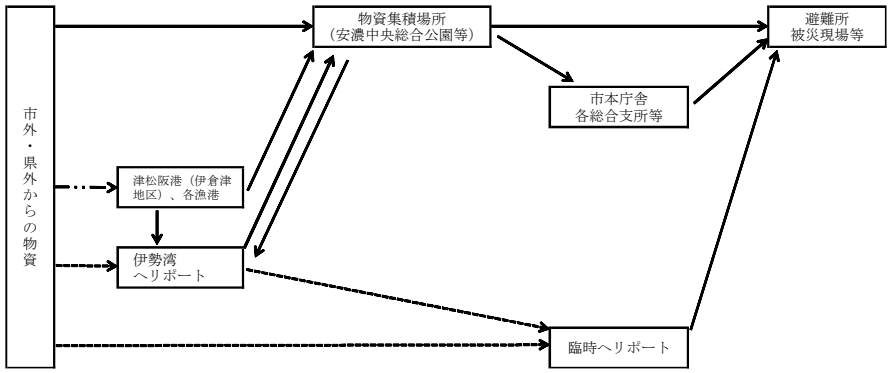

［図２］

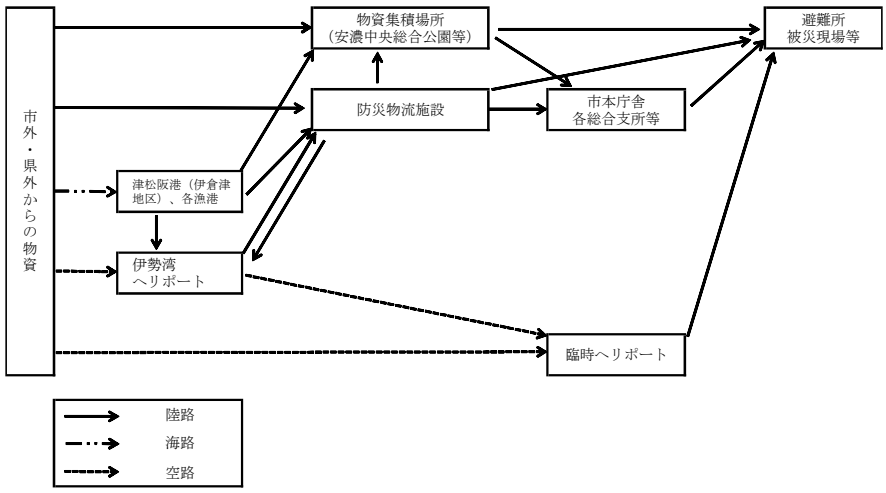

２　災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部、農林水産部）

(1) 陸上輸送

ア　輸送車両等の確保

輸送車両等は、次の車両等を確保するものとします。

(ｱ) 市が保有する車両等

(ｲ) 防災関係機関が所有する車両等

(ｳ) 自動車運送事業者の車両等

イ　輸送力の確保

(ｱ) 各部は、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、円滑な輸送の確保に努めます。

(ｲ) 政策財務部は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、緊急度及び用途等を定めた輸送・配車計画を作成します。

(ｳ) 各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、政策財務部に市有集中管理車両の確保の要請をするものとします。政策財務部は、集中管理車両に不足が生じる場合、防災関係機関又は自動車運送事業者等に車両の確保を要請します。

(ｴ) 陸上輸送の実施に当たっては、被害等の状況に応じて、緊急輸送道路を中心とした輸送計画を立てる等、円滑かつ確実な輸送対策を図ります。

ウ　車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合津支部・一志支部等の協力により確保を図ります。

(2) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関に連絡のうえ措置します。

(3) 海上輸送

船舶による輸送は、津松阪港及び各漁港を拠点とし、港湾及び漁港の状況を考慮し、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。

(4) 航空輸送

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して航空輸送の要請を行います。

３　路上放置車両等に対する措置（消防本部）

消防吏員は、消防車の緊急通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとる措置を行います。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに現場を管轄する警察署長に通知します。

『災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官及び消防吏員は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。』

4　緊急通行車両の確保（政策財務部）

(1) 緊急通行車両として使用する車両について事前届出を行います。
(2) 事前届出の受付は、各警察署交通課で行います。
(3) 発災時における「標章」等の発行は、県及び各警察署等で行います。

［緊急通行車両標章］

備　考
1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とします。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施します。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとします。

5　ヘリポート等の確保（危機管理部）

災害時に陸上交通が途絶した場合において、被災住民の人命救助や生活物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、津市伊勢湾ヘリポートの活用を始め、あらかじめ選定した候補地の中から、適切な箇所に臨時離着陸場を開設します。

なお、ヘリポート及びあらかじめ選定した臨時離着陸場の候補地は、資料編のとおりです。

また、市は、臨時離着陸場を開設する際、次の作業を行います。

(1) 臨時離着陸場には、ヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて風向きを示しておきます。
(2) 降下場所の目印として、着陸点に石灰粉等でH印を付けます。
(3) 夜間は、着陸場への灯火標識の設置等、上空からの識別が容易となるような手段を講じます。

6　防災ヘリコプターの応援要請（危機管理部）

(1) 要請の要件

市は、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター応援協定の定めるところにより、次の場合に行います。

ア　災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
イ　発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合
ウ　その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合

(2)　要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行いますが、事後速やかに文書で要請します。

ア　災害の種別
イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況
ウ　災害発生現場の気象状態
エ　災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
オ　離着場所の所在地及び地上支援体制
カ　応援に要する資機材の品目及び数量
キ　その他必要事項

(3)　緊急応援要請連絡先

三重県防災対策部災害対策課防災航空隊

ＴＥＬ　２３５－２５５８（緊急専用回線）　　ＦＡＸ　２３５－２５５７

第 11 節　障害物の除去

○　南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、多数の建物が全壊又は半壊し、道路、河川等に障害物が発生することが想定されるため、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう、障害物を除去します。
○　被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去します。

障害物の除去
- 1　障害物の除去活動の実施
- 2　障害物の処理

1　障害物の除去活動の実施（建設部、農林水産部）

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとします。

ア　住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
イ　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
ウ　その他公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 実施機関

ア　山（崖）崩れ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、市が行います。
イ　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
ウ　災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行います。

(3) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道については直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については三重県が、市道等については市がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

(4) 河川等の障害物の除去

倒壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である国土交通省、三重県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

２　障害物の処理（建設部、農林水産部）

(1) 障害物の処理における留意点

障害物の処理については、次のことに留意して行います。

ア　障害物の発生量の把握

イ　危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集

ウ　できる限りの分別収集とリサイクル化

(2) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所についてはそれぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次のとおり集積廃棄又は保管します。

ア　廃棄するものについては実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

イ　保管するものについてはその保管する工作物等に対応する適当な場所

第 12 節　飲料水の確保、調達

○　南海トラフ地震等の大規模地震発生時には上下水道施設が被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する飲料水及び生活用水を迅速かつ的確に供給します。

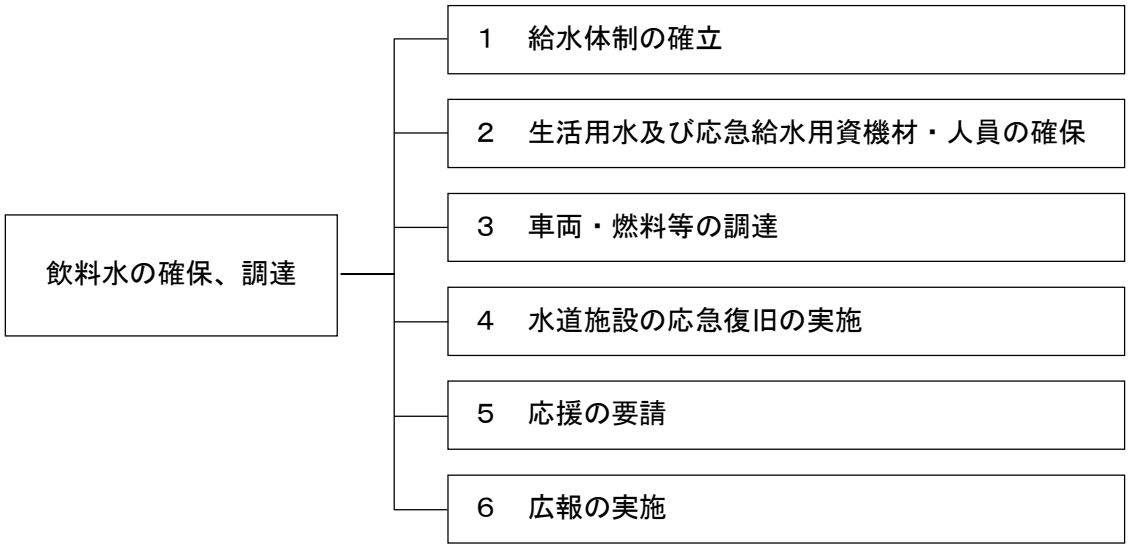

1　給水体制の確立（水道局）

(1) 実施機関

市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の貯留水により飲料水を供給し、その後は仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保します。

(2) 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者とします。

(3) 給水量

給水量は、１人１日当たり、概ね３ℓとします。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりです。

被災（発生）	3 日	10 日	21 日	
段　　階	第１段階	第２段階	第３段階	
目標水量	３ℓ／人日	20ℓ／人日	100ℓ／人日	
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）	運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）、仮設給水	仮設給水場所の増設	
給水拠点	住居より１ｋｍ以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	

(4) 給水の方法

断水時の給水の方法は下記のとおりとします。ただし、断水状況により給水方法は異なる場合があります。

ア　仮設水槽への運搬給水

応急給水施設等から給水車により水を運搬し、給水場所で給水タンクやバルーン水槽に補給して水を確保し、市民に水を供給します。

イ　給水車での運搬給水

応急給水施設等から給水場所に給水車等により水を運搬し、時間を区切って市民に水を供給します。

ウ　簡易容器による運搬給水

応急給水施設等から給水ポリ容器や非常用給水袋に給水し、市民に水を供給します。

エ　仮設給水

給水場所付近の配水管に仮設給水栓を設置して、市民に水を供給します。

(5) 給水場所

大規模断水時の給水場所は、避難所とします。

ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。

また、拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必要となる施設に対して、水道水の運搬を行います。

2　生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保（水道局、危機管理部）

(1) 生活用水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、応急給水施設等の貯留水を確保します。また、あらかじめ登録された災害時協力井戸に標識を設置し平常時から周知を行い、災害時に生活用水として活用します。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。

自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」等により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。

3　車両・燃料等の調達（水道局）

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行います。

また、災害対策本部、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行います。

4　水道施設の応急復旧の実施（水道局）

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水場、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。

５　応援の要請（水道局）

大規模災害により甚大な被害が発生し、水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について関係機関等に速やかに応援要請を行います。

６　広報の実施（水道局）

被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、広報車、同報系防災行政無線、ホームページなどを活用して広報することにより、市民の不安解消に努めます。

第 13 節　食料の確保、調達

○　南海トラフ地震等大規模地震発生時において、り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行います。

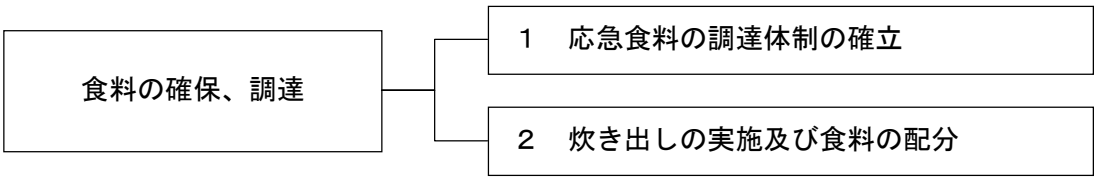

１　応急食料の調達体制の確立（市民部、各総合支所、商工観光部）

(1) 実施機関

震災時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施し、災害救助法が適用されたときは知事の委任を受けて市長が実施します。

(2) 供給対象者

ア　避難所に収容された者

イ　住家が流出、全壊、半壊、又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者

ウ　旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者

エ　被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事し、給食を行う必要がある者

(3) 応急食料の調達

ア　市は、事前に食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達を行います。

イ　必要に応じ、その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも必要な食料を調達します。

ウ　市において、食料の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。

エ　調達した食料等は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）で受け入れ、仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて、直接各避難所等へ配送します。

オ　食料の調達は、食物アレルギーに配慮が必要な方を把握した上で行います。

(4) 応急食料の供給

ア　供給品目は、原則として握り飯、弁当又はパンとします。

イ　供給の基準額は、災害救助法の例による額とします。

ウ　供給期間は、原則として電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とします。

(5) 非常用食料の供給

市は、公共施設等に備蓄している乾パン等を、必要に応じて、非常用食料として避難者等に供給します。

なお、備蓄している非常用食料等の一覧は、資料編のとおりです。

２　炊き出しの実施及び食料の配分（市民部、各総合支所、教育委員会事務局）

(1) 炊き出しの実施

ア　炊き出しは、自治会、自主防災組織、婦人会、給食センター委託業者等の協力により既存の給食施設等を利用して行います。

炊き出しの場所及びその能力は資料編のとおりですが、被害の状況によっては炊き出し場所を変更又は増減します。

なお、炊き出しの場所には市職員等の責任者が立会い、その実施に関して指導するとともに、関係事項を記録します。

炊き出しの実施に当たっては、事前に食物アレルギーに配慮が必要な方を把握し、アレルギー事故を回避するよう努めます。

イ　供給対象者はり災者及び救助作業、急迫した災害の防止作業又は緊急復旧作業の従事者とします。

ウ　供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。

エ　供給数量は市長及び知事が必要と認めた数量とします。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施します。

ア　調達した食料は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布します。

イ　災害救助法が適用された場合、炊き出し、その他食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から７日以内とします。ただし、住宅の被害により、り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、近くの避難所で３日分以内を現物により支給します。

第 14 節　生活必需品の確保、調達

○　り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。

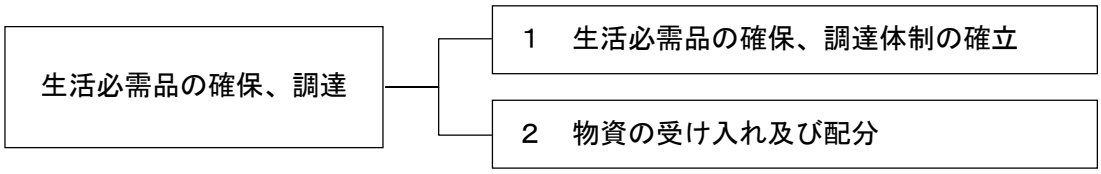

1　生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部）

(1) 実施機関

市長は、被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行います。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無に関わらずこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とします。

(3) 支給品目

被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、衛生用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行います。

(4) 生活必需品の調達状況の把握

市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。

2　物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所）

(1) 救援物資の受け入れ及び配分

災害の規模及び災害発生の地域等に応じ，指定する場所に物資を集積し，配分を行うものとします。

また、アレルギー用の物資の受入、配分については、適正な管理の下行います。

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。

(2) 物資受入及び集積場所

物資の受入及び集積場所は、原則、安濃中央総合公園とし、規模に応じ、市本庁舎及び各総合支所を活用します。

また、三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画に基づく物資の調達活動が行われる際には、広域物資拠点である三重県立津東高等学校及びその他物資拠点を活用します。

(3) 供給方法

商工観光部は、関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給します。

第 15 節　医療救護活動

○　南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合において、災害現場、現地医療、後方医療の各局面で的確な医療活動を行います。
○　現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行います。
○　後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供します。

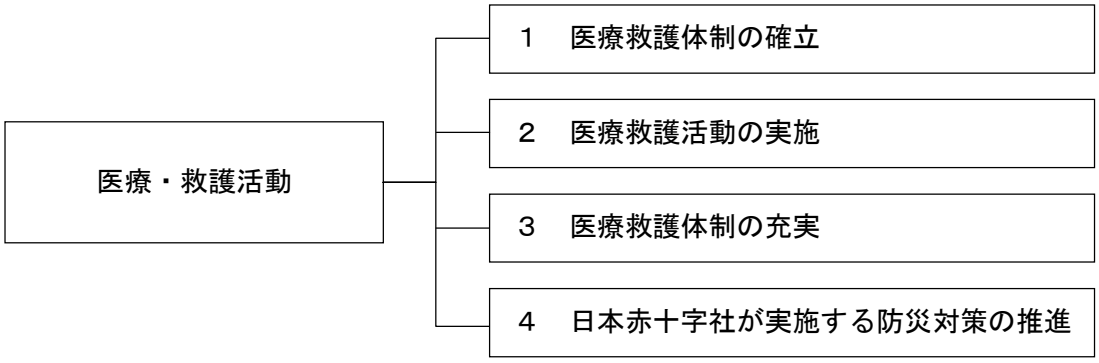

1　医療救護体制の確立（健康福祉部）

(1) 実施体制

市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、公益社団法人津地区医師会（以下「津地区医師会」という。）及び公益社団法人久居一志地区医師会（以下「久居一志地区医師会」という。）並びに公益社団法人津歯科医師会（以下「津歯科医師会」という。）、一般社団法人津薬剤師会（以下「津薬剤師会」という。）との災害救護活動協定等及び公益社団法人三重県看護協会（以下「看護協会」という。）との災害時における看護支援活動に関する協定に基づき、、速やかに医療救護活動の協力要請を行います。

(2) 医療救護班の編成

市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会、看護協会等に協力を要請し、医療救護班を編成すると共に医療救護班に必要な資材を準備します。

医療救護班の基本編成はおおむね次のとおりとします。

医師：１名（班長）
看護師又は保健師：２名
事務職員等（連絡員）：１名

ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもあります。

(3) 災害救護本部の設置

津地区医師会長、久居一志地区医師会長、津歯科医師会長、津薬剤師会長は、それぞれ津地区医師会（℡ 227-1775）、久居一志地区医師会（℡ 255-3155）、津歯科医師会（℡ 225-1304）、津薬剤師会（℡ 255-4387）に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。

なお、状況によっては上記以外の場所に臨時本部を設置することもあります。

(4) 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、予め決められた場所としますが、災害況等に応じ追加設置することも考慮し、津市応急診断所についても活用を図ります。救護所設置が困難な地域に関しては早期に救護班の巡回等にて対応します。

(5) 連携体制の確保

市災害対策本部及び災害救護本部は、円滑な医療救護活動を行うため、相互に情報共有を図る等、緊密な連携体制を図ります。

また、災害救護本部は、災害の状況により市災害対策本部へ連絡調整員の派遣や移動系防災行政無線など連絡体制の確保を図るとともに、医療施設の被害状況等の把握に努め、市災害対策本部へ情報を提供します。

(6) 収容施設

ア　傷病者及び妊産婦で病院等への収容を必要とする場合は、災害救護活動協定書第４条に基づき行います。

イ　収容の場合はできる限り救急車を利用します。

ウ　医療機関の建物、設備については被災状況を把握したうえで応急復旧を実施し、ライフライン機関に対しては医療施設向けの応急復旧を要請します。

２　医療救護活動の実施（健康福祉部、消防本部）

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。

ア　医療救助

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　助産救助

災害発生時（災害発生前後７日以内)に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、おおむね次の方法により実施します。

ア　医療救護所での実施

市は、被災地において、医療の必要があるときは、災害の規模や種類に応じ、医療救護班を派遣して行います。

医療救護班は、医療救護所等において医療救護活動を行い、業務内容は次のとおりとします。

(ｱ) 医療トリアージ

(ｲ) 傷病者に対する応急医療

(ｳ) 後方医療施設への搬送指示

(ｴ) 助産救護

なお、医療救護所において行われる医療トリアージは、医師等により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の４分類とします。

また、状況に応じて、医療救護所である避難所等において、歯科医療等を行います。

イ　救急病院等の医療機関の実施

市は、被災地及びその周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施します。

ウ　患者搬送及び収容の実施

市は、重篤救急患者等をその症状に応じて医療が可能な救急病院や災害拠点病院等に搬送し、医療を実施します。

なお、患者の搬送は、消防本部の救急車及び救急隊員等を出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとし、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第 10 節「輸送及び交通確保対策」により応急的に措置します。

また、市長は、緊急性があり、他に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行います。

エ　応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県の地方部長に医療救護班の派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接地に対し派遣要請等を行い実施します。

オ　災害拠点病院との連携体制

災害対策本部（健康福祉部）は、災害拠点病院と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行います。

3　医療救護体制の充実（健康福祉部）

(1) 医師等への損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、あるいは廃疾となったときは、災害対策基本法第 84 条第２項等又は災害救助法第 29 条の規定に基づき、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれによって受ける損害を補償します。

(2) こころのケアを考慮した健康支援の実施

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて相談窓口を設けます。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施します。

(4) 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害時における医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、市は関係機関と緊密に連携し、医薬品、衛生材料等の確保に努めます。また、必要に応じて、県の地方部長に対し備蓄医薬品等の支給を要請します。

4　日本赤十字社が実施する防災対策の推進（日本赤十字社）

災害救助法に基づく救護業務(医療、助産及び死体の処理)は次のとおりです。

(1) 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班８個班を編成し、救護活動を行います。

(2) 救護班活動

ア　救護班編成及び派遣

医　　師　　１人
看護師長　　１人
看 護 師　　２人
主　　事　　２人
　計　　６人

※　ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもあります。

イ　救護所の開設

(3) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請します。

区　　分	活　　動　　概　　要
地域奉仕団	市町単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力をします。
青年奉仕団	18 歳以上の社会人、学生の青年層により組織され県支部の救援物資搬送等に協力します。
無線奉仕団	県内無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力します。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織しています。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の救護等に協力します。
救　　護ボランティア	災害時に救護所設営・運営・救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時預かり、情報収集・伝達、道路案内等の協力をします。

第 16 節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動

○　災害時における感染症の流行等を未然に防止します。
○　被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。

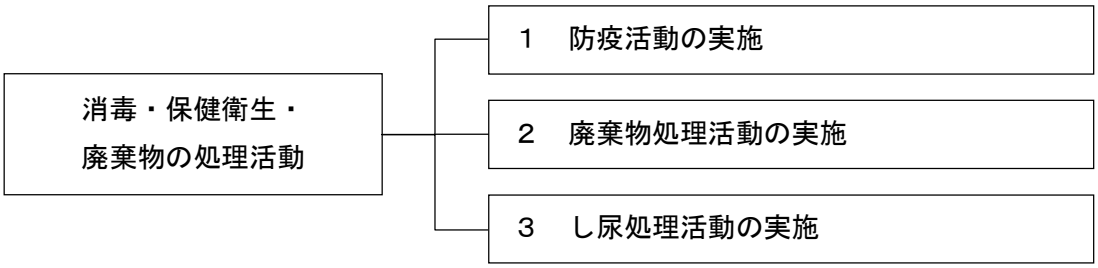

１　防疫活動の実施（健康福祉部、環境部、各総合支所）

(1) 実施責任者

市長は、災害の発生に際し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）及び予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の趣旨に基づいて速やかに必要な防疫措置を実施します。

(2) 防疫班の編成

ア　薬剤配布班
イ　予防接種班
ウ　保健班

(3) 防疫器具

普通車（消毒機付)、動力噴霧器（二兼式)、電動式噴霧器、その他各種容器等により実施し、必要に応じ借り上げます。

(4) 検病調査及び健康診断

ア　検病調査班の構成

検病調査班は、医師１名、保健師（又は看護師）１名および助手１名で編成します。

イ　検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施しますが、たん水地域においては週１回以上、集団避難所においてはできる限り頻回行います。

ウ　検病調査班の任務

(ｱ) 災害地区の感染症患者の発生状況の迅速かつ正確な把握
(ｲ) 未収容患者及び保菌者に対する適切な処理
(ｳ) 全般的な戸口調査
(ｴ) 前号により疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索

エ　病理調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施します。

(5) 防疫の種類

ア　清潔方法及び消毒方法の施行

イ　そ族昆虫等の駆除

ウ　臨時予防接種の施行

(6) 薬剤の備蓄整備

ア　防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請します。

イ　市においても常時備蓄します。内容については資料編のとおりです。

(7) 防疫薬剤の基準量

ア　衛生状態の向上を図るため消毒を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。

イ　そ族昆虫等駆除を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。

(8) 消毒活動

ア　浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蝿等の駆除を行います。

(ｱ) 動力噴霧器架載自動車による消毒

(ｲ) 手押噴霧器による消毒

イ　避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努めます。

ウ　臨時予防接種の実施

三重県知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や地区医師会の協力のもと臨時予防接種を実施します。

エ　感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努めます。

２　廃棄物処理活動の実施（環境部）

(1) 処理体制

被害地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。

また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行います。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応しますが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施します。

(2) ごみ処理能力

ごみ処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

(3) 処理方法

ア　生活ごみ処理

市は、災害により通常の集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集にあたり臨時的な集積所を確保します。

避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。

ごみの処理は、できる限りの分別排出と再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。

イ　がれき等処理

被災した住宅のがれき等は、発生量が多量となることが予想されるため、市が処理する場合にあっては、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場、処理施設等を確保し、適切かつ計画的に収集、運搬及び処分を行います。

(4) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに近隣市町及び県の対応を求めます。

(5) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、近隣市町及び県の応援を求めます。

［ごみ処理対策活動フロー図］

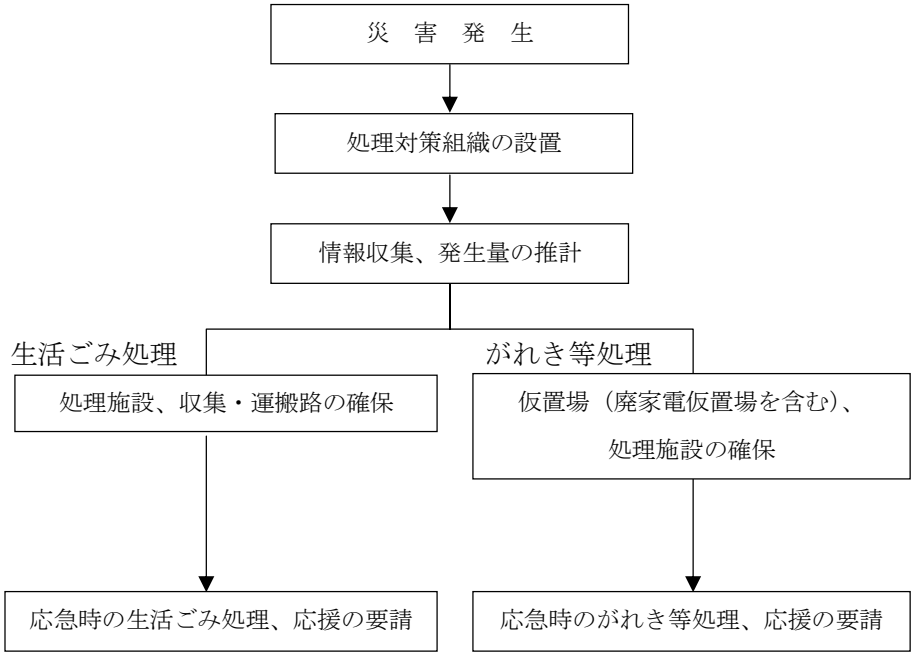

３　し尿処理活動の実施（環境部）

災害により上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合や浸水により便槽等が使用できなくなった場合には、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握します。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては高齢者、障がい者に配慮します。また、浸水により被害を受けた便槽等の管理者に対し、し尿汲み取り無料券を交付し、支援を行います。

収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集します。

(1) 処理体制

し尿の発生量について発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷きます。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については貯留槽容量を越えることがないように配慮します。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、原則として、し尿処理班により、し尿処理施設（安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）で処理を行うこととしますが、災害により被害を受け、その処理能力が減少または停止し、本市のみで処理ができないときは、近隣市町村及び県等へ応援を要請します。

(3) し尿処理能力

し尿処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

第 17 節　行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬

○　多数の行方不明者、死者が発生した場合に、捜索、収容、埋火葬等を的確に実施します。

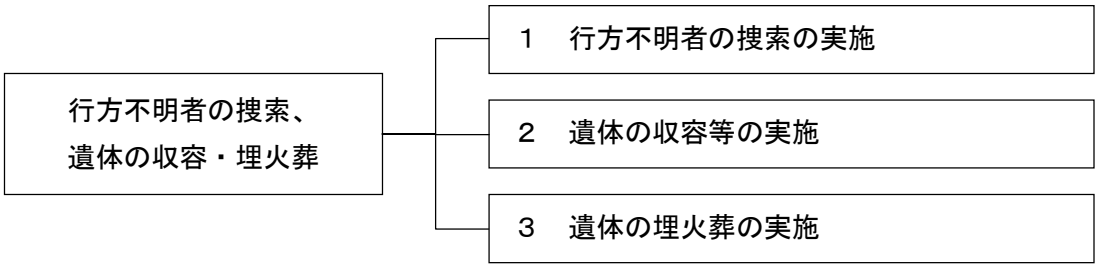

１　行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）

(1) 実施方法

災害現場の状況に応じて、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等は、相互に連携・協力し、生存の可能性のある者を優先して、捜索を実施します。また、災害により行方不明の状態にあり、既に死亡していると推測される者の捜索を実施します。

(2) 応援要請等

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県地方災害対策部（健康福祉部）、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第３編第２章第１節による自衛隊派遣要請を行います。

また、他の市町災害対策本部、もしくは県災害対策本部から漂着遺体の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。

２　遺体の収容等の実施（市民部、各総合支所）

市は、災害により死亡した者について、速やかに警察・消防本部等と連携して、遺体の収容等を実施します。

(1) 遺体安置所の設置

市は、被災状況に応じて、警察等の関係機関・団体と連携し、遺体安置所等を設置します。

(2) 遺体の処理・一時保存

ア　市は、医師及び警察署等と連携し、警察の検視等が行われた遺体の洗浄・消毒等を実施します。

イ　遺体の安置に必要な物資は、市において確保します。

ウ　遺留品は遺体と共に保管します。

エ　市は、警察から身元が判明した遺体を遺族等への引き渡し及び埋火葬等が円滑に行われるよう支援します。

オ　市は、身元が判然としない遺体及び引取人が見当たらない遺体について、身元等が判明するま

での間、引き続き、遺体安置所において適切な方法により遺体を一時保存します。

また、遺族等に遺体の引き渡しが円滑に行われるよう、遺体安置所等での情報提供の支援を行います。

カ　身元不明遺体は、警察から引き渡しを受けて、火葬等を行います。

(3) 遺体数の把握

市と警察は互いに連携し、遺体数を把握します。

3　遺体の埋火葬の実施（市民部、各総合支所）

(1) 火葬体制の整備

ア　市は、斎場等の被害状況を把握し、速やかに復旧するとともに、火葬体制の整備を行います。

イ　市は、燃料に不足が生じるおそれがある場合は、速やかな燃料確保に努めます。

ウ　遺体安置所から斎場等までの遺体搬送等について、災害時応援協定を活用し、葬祭業者に必要な協力を要請します。

エ　市内の斎場が被害により使用できない場合及び遺体の数が市内斎場の処理能力を超える場合は、他の市町の斎場使用について応援を要請します。

(2) 遺体の火葬の実施

ア　引取人がいる場合の取扱

身元が判明した遺体は、遺族が埋火葬を行うものとします。

イ　引取人がいない場合の取扱

身元が判明し、引取人がいない遺体については、市において火葬を実施し、遺骨、遺留品を保管します。

ウ　身元不明遺体の取扱

(ｱ) 市に警察から引き渡しのあった身元不明遺体については、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき取り扱います。

(ｲ) 市は、身元不明遺体の火葬を行う場合は、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを確認します。

(ｳ) 火葬が終了した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに、市において保管します。

第 18 節　動物の保護及び管理

○　被害を受けた動物の適正な管理を行い、動物の愛護及び環境衛生の保持に努めます。

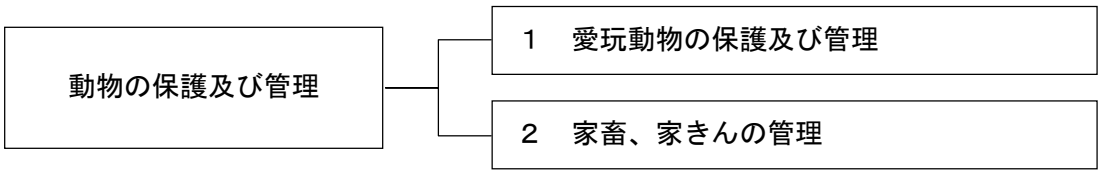

1　愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）

(1) 愛玩動物の保護

ア　災害発生により被害を受けた動物を、三重県や獣医師会等と協力して把握し保護します。

イ　三重県や獣医師会等と協力して、逸走した動物の人間への危害の発生を防止します。

(2) 愛玩動物への対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。

基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪やケージなどを用いて、避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。

(3) 愛玩動物の焼却・埋却の実施

ア　焼却

十分な薪、わら、石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に被覆します。

イ　埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

2　家畜、家きんの管理（農林水産部、各総合支所）

(1) 農場外に出た家畜、家きんの捕獲

農場外に出た家畜、家きんにより人に対して危害を加える恐れや、交通事故等を招く可能性がある場合、三重県と連携の上、所有者に協力し、捕獲に努め、危険性を排除します。

(2) 家畜・家きんの死がいの処理

農場外で発見された家畜・家きんの死がいについて、所有者、三重県と連携のうえ、生活環境を保持するため、速やかに回収し埋却処理を行います。

なお、埋却にあたっては、十分な深さの穴に死がいを埋め、消石灰を散布した後、土砂にて覆います。

第 19 節　住宅の応急確保対策

○　南海トラフ地震等の大規模地震発生時において、被災住宅による二次災害を防止します。
○　災害により住居を失った被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理することができない者に対する住居の確保に努めます。

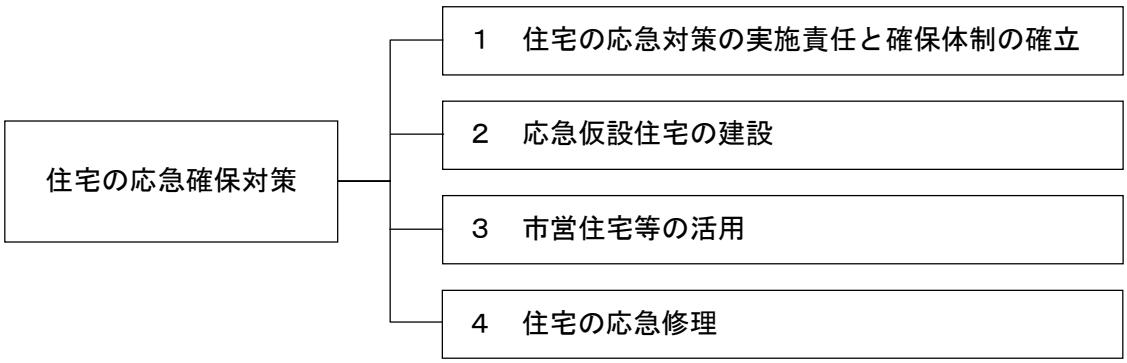

1　住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立（建設部、健康福祉部）

(1) 災害救助法が適用され県から委任された場合や市長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が実施します。
(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、一般社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。

2　応急仮設住宅の建設（建設部、市民部）

(1) 災害のため住家が滅失したり、り災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ります。
(2) 設置場所はあらかじめ建設可能箇所を把握しておきます。
(3) 仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した住宅の建設をします。
(4) 応急仮設住宅については、その必要戸数を県等へ要請します。

3　市営住宅等の活用（建設部、市民部）

(1) 発災後、市営住宅の被害状況を把握し、応急住宅として活用できるかを確認します。
(2) 民間賃貸住宅や県営住宅などの空家情報を収集し、応急住宅として活用できるかを確認します。
(3) 公営住宅や民間賃貸住宅などを、災害被災者用住宅として可能な限り活用します。また、要配慮者については優先入居などの配慮に努めます。

4　住宅の応急修理（健康福祉部、建設部）

災害のため住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者（世帯単位）に対して、市は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に最小限度の部分について応急修理を行います。

費用の限度は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとし、期間については、原則、災害発生の日から１カ月以内とします。

第 20 節　公共施設・ライフライン施設等応急対策

○　南海トラフ地震等の大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握することで二次災害を防止します。
○　被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行います。

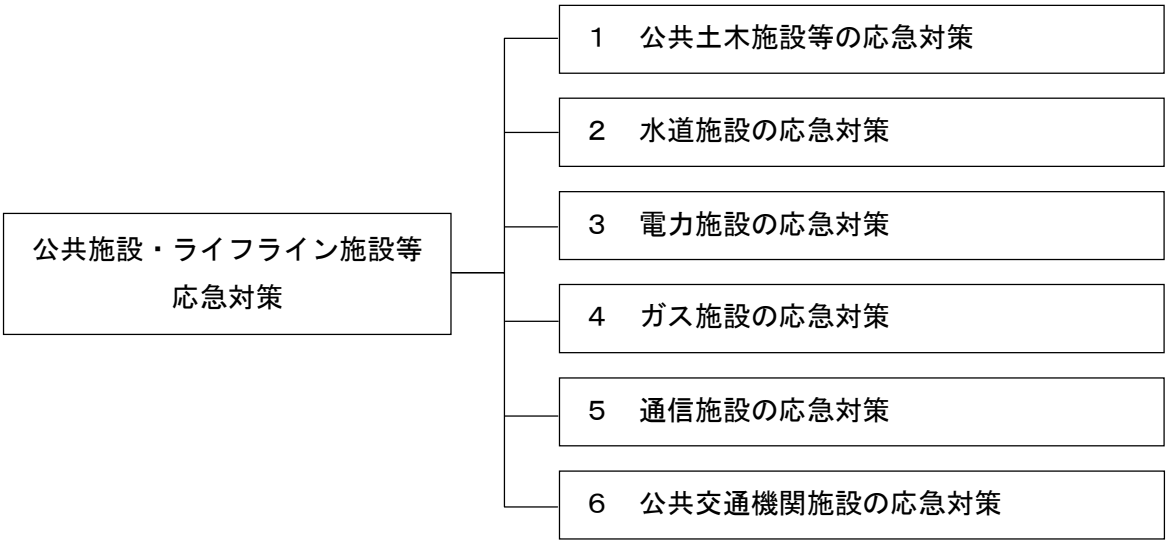

1　公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、下水道部、農林水産部）

(1) 道路、橋りょう

各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。

応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。

(2) 港湾、漁港施設

各施設管理者は、関係機関の協力を得て必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(3) 河川、海岸

各施設管理者は、管理施設の被災の発見に努め、被災箇所について必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(4) 下水道施設

被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行います。

また、復旧には平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する安全性の高い応急措置ができるようにします。

２　水道施設の応急対策（水道局）

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めます。

(2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施します。

(3) 県営用水供給事業からの受水分については、県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたります。

(4) 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施します。

自ら実施が困難な場合は、下記の「三重県水道災害広域応援協定」に基づいて、県等に応援を要請します。

〔「三重県水道災害広域応援協定」要請方法（参考）〕

a　県内を５ブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）に分け、各ブロックの代表市町（以下「代表」という。）をあらかじめ定めており、被災市町は該当ブロックの代表市に要請を行います。

b　代表者は、応援が必要と認めるときには、災害発生時に設置される三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）に要請します。

c　本部は、代表者からの要請に基づき応援の調整を行った後、他の代表者を通じて市及び水道用水供給事業者に応援要請を行います。

d　現地連絡本部が設置されたときは、上記ａ，ｂで規定する応援要請は、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行います。

３　電力施設の応急対策（中部電力株式会社津営業所資料提供）

災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。

(1) 非常体制

ア　第一次非常体制

災害の発生が予想される場合または発生した場合

イ　第二次非常体制

相当程度の被害や社会的影響が予想される場合または発生した場合

ウ　第三次非常体制

甚大な被害や社会的な影響が予想される場合または発生した場合

(2) 地震警戒体制

地震警戒体制・・・「東海地震注意情報」等が発表・発令された場合

(3) 非常体制の発令及び解除

ア　防災体制の発令及び解除は、対策本部の本部連絡会議で協議し、営業所長がこれを行います。

イ　非常体制を発令した場合、それぞれの段階別の非常動員を行います。

(4) 地震警戒体制の発令及び解除

警戒体制の発令及び解除は、「東海地震注意情報」等の発表・発令に基づき、社長がこれを行います。

(5) 防災本部の設置及び任務

非常体制時の対策本部は、非常災害に関する情報を収集し、社内外の関係箇所との連絡・調整を行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策等について、必要な措置を講ずることを任務とします。

また、地震警戒体制時の警戒本部は、非常体制時における対策本部の任務に加え、予防措置等の応急対策業務のほか、設備等の運転業務及び営業・配電部門における緊急保安業務等を実施し、東海地震の発生に備えることを任務とします。

自供給区域内の被害・復旧状況の把握により、復旧方針の確立及び復旧等を行います。

(6) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、対外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し積極的な広報に努めます。

また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止ＰＲ）を行います。

ア　停電した時は、当社事業場に通報すること。

イ　電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業場に通報すること。

ウ　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ　屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。

カ　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ　その他事故防止のため留意すべき事項。

(7) 行政機関及び報道機関への情報提供

ア　行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が可能な限り定期的に情報提供を行います。なお、報道機関については、対外情報班が可能な限り定期的に情報提供を行います。

イ　必要に応じて、津市災害対策本部に連絡要員を派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。

4　ガス施設の応急対策（東邦ガス株式会社津営業所資料提供）

災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。

(1) 非常体制

ア　警戒体制

警戒体制としてその状況により、第一次警戒体制・第二次警戒体制・第三次警戒体制・東海地震警戒体制をとります。

イ　復旧体制

復旧体制としてその状況により、第一次復旧体制・第二次復旧体制・第三次復旧体制をとります。

(2) 非常時における緊急措置

ア　情報収集

ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地

域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス施設の被害情報を把握します。

(ｱ)　地震計情報

(ｲ)　ガス製造所の施設の状況及び送出量の変動

(ｳ)　供給所ガスホルダーの送出量の変動、又は主要整圧器等の圧力の変動

(ｴ)　ガス漏えい通報の受付状況

(ｵ)　事業所建屋及び周辺家屋の被害状況

(ｶ)　動員した要員の報告による市街の状況及びガス施設の被害状況

(ｷ)　一般情報

a　震度情報

b　一般被害情報

テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報、並びに電気・水道・交通・通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設の被害情報

c　対外対応状況

県・市町災害対策本部及び警察・消防、並びに関係官公署・関係機関からの情報

d　その他災害に関する情報（交通状況等）

イ　緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス施設及び供給区域の家屋等の被害状況を把握します。

ウ　地震時のガス供給停止の判断

(ｱ) 地震が発生した場合、以下のような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止します。

a　複数の地震計のＳＩ値が 60 カイン以上を記録した場合

b　製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合

(ｲ) 地震が発生した場合、ガス工作物の被害が予測される地域（地震計のＳＩ値が 30 カイン以上。ただし、複数の地震計のＳＩ値が 60 カイン以上を除く。）では直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等から、ガスの工作物による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止します。

なお、二次災害のおそれの有無の判断は可能な限り速やかに行います。

a　道路及び建物の被害状況

b　緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況

c　ガス漏えい通報の受付状況

エ　緊急連絡体制

地震発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や応援要請を関係機関に行います。

(3) 保安管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講じます。

(4) 広　報

大規模地震が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報

活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施します。

5　通信施設の応急対策

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店（西日本電信電話株式会社三重支店資料提供）

西日本電信電話株式会社三重支店は、地震発生時には速やかに応急措置、応急復旧工事に着手します。

ア　災害対策

(ｱ) 災害対策体制

状況により必要と認められるときは、災害対策本部、地震災害警戒本部又は情報連絡室を設置します。

(ｲ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ　本部の組織

(ｱ) 本 部 長

ＮＴＴ西日本三重支店長

(ｲ) 副本部長

ＮＴＴ西日本三重支店設備部長

(ｳ) 本部員

ＮＴＴ西日本‐三重　災害対策室長等

ウ　本部の業務

(ｱ) 災害等の状況及び被害に関する情報収集及び伝達をすること。

(ｲ) 災害応急対策及び災害復旧に関する具体的な方針決定及び応急復旧、本復旧に関すること。

エ　各班の任務

(ｱ) 情報統括班

a　本部運営及び各種調整に関すること。

b　災害に関する社内・外情報の収集及び本部等への周知に関すること。

c　行政の災害対策機関との連絡協力に関すること。

(ｲ) 設備復旧班

a　電気通信設備の応急復旧計画に関すること。

b　出勤可能な要員の確保と手配に関すること。

c　災害対策機器の検討と出動に関すること。

d　復旧用資材及び工事用車両の手配に関すること。

e　回線の切替え及び規制措置に関すること。

f　特設公衆電話の設置に関すること。

(ｳ) お客様対応班

お客様への影響把握と臨時営業窓口の開設等に関すること。

(ｴ) 広報班

a　報道関係機関に対する情報提供に関すること。

b　通信、電話の利用についての広報に関すること。

(ｵ) 総務厚生班

a　復旧要員の宿舎の設営、非常炊き出し、補食を処理すること。

b　社屋及び交換所等の保全について事前の手配及び応急的な措置を行うこと。

c　その他各部門についての庶務的事務を行うこと。

オ　通信設備

(ｱ) 各施設に対する応急措置

a　津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板等により防護を行います。

b　トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化を行います。

c　屋外設備については道路の陥没、橋りょう、家屋の倒壊、火災等により被害を免れないと想定されます。このため、重要ケーブル等についてはその影響度合いを確認します。

(ｲ) 段階的な応急対策

a　緊急復旧（初動体制）

震災直後から実施するものであり、災害用機器及通信路線の仮復旧等で災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成、長期避難所への特設公衆電話の設置等緊急の通話を確保するまでの対策とします。

また、復旧方法は屋外線及び仮ケーブル等による復旧、重要市外伝送路のマイクロ方式による救済、自家発電及び移動電源車の活用等で行います。

b　第一次応急復旧・・・重要回線及び公衆電話等の通話確保まで

対策は重要加入者及び重要専用線の救済、ボックス公衆電話の復旧、孤立地域の通信途絶解消等とします。また、復旧方法は屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧、非常用移動電話局装置、移動無線車及びポータブル衛星通信システムによる復旧等とします。

c　二次応急復旧は、被害地の復旧状況に対応して加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とします。

(2) 株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店

非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。

ア　災害対策機関

(ｱ) 状況により必要と認めるときは、災害対策本部又は情報連絡室等を設置します。

(ｲ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ　本部の組織

支店長を本部長とし、本部は情報連絡班・応急措置班・お客様対応班・総務経理班等の各班により構成します。

ウ　応急措置

対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要に応じてトラヒック規制措置等を実施します。また、各交換機・電力設備等の運用状態、停電状態を把握し、その影響度合を確認します。

エ　応急復旧

電気通信施設を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資機材等により簡易な方法によって仮設備で復旧するなど重要度に合わせて段階的に行います。

(3) 三重テレビ放送株式会社

ア　放送体制

(ｱ) 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置します。

(ｲ) 災害対策本部は動員計画表により、放送実施に必要な職員を確保します。

(ｳ) 災害特別放送実施要項に基づき、緊急放送を実施します。

イ　放送応急措置

(ｱ) 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源施設により災害情報放送の送出を継続します。被災により演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所として最小限の緊急放送を継続します。

(ｲ) 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の各基地局は、非常用電源施設により放送を継続します。

(4) 三重エフエム放送株式会社

ア　放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図ります。

イ　放送応急措置

(ｱ) 放送対策

災害規模に応じ通常番組を中止し、あるいはそのままで適宜に「臨時ニュース」「災害特別番組」として災害情報、安否確認、生活情報等を放送します。

(ｲ) 施設対策

本社及び放送所は商用電源が中断しても非常用自家発電機により放送を継続します。

(ｳ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて社員を県へ派遣して連絡に充てます。

6　公共交通機関施設の応急対策

(1) 東海旅客鉄道株式会社

現地被災の実情を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努めます。

ア　災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に地震対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行います。

イ　初動措置

(ｱ) 保守担当区の措置

地震災害により列車の運転に支障を生じる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行います。

(ｲ) 列車の措置

乗務員は地震を感知したときは速やかに停止の措置をとります。ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させます。また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をします。

(ｳ) 駅の措置

駅長は震度に応じて列車防護及び運転規制を行います。また、直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じて救護所の開設、医療機関への救援を要請します。

ウ　旅客の避難誘導及び救出救護

(ｱ) 避難誘導

ａ　駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難についての駅員の指示に従うよう協力を求めます。

ｂ　列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い、協力を求めます。

また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、列車指令（最寄りの駅）に連絡の方法を講じます。

(ｲ) 救出救護

地震による列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行います。

地震対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示します。

また、現地対策本部長は現地社員を指揮し、救護の地域防災関係機関と協力し、最善の方法で救出救護活動にあたります。

エ　災害時の初動措置

オ　震災状況の早期収集及び関係箇所へ連絡指示

カ　復旧体制の確立

キ　他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又はバスによる代行輸送の取扱いを行います。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。

ア　震度別列車運転基準

震度４の場合は注意運転、震度５弱の場合は運転中止

イ　関係者の措置

(ｱ) 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行います。この場合、震度５弱以上と判明したときは、線路に異常がないことを確かめるまで列車の運転を見合わせます。

(ｲ) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認められたときは、運転指令者に報告するとともに列車の運転を見合わせます。

(ｳ) 運転士は地震を感知したとき速やかに安全な位置に停車し、運転指令者からの指令に留意するとともに進路の異常の有無を確かめます。付近に異常が認められないときは最寄りの駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受けます。

(ｴ) 施設関係各区長は震度４以上と認めたときは要注意箇所を点検します。震度５弱以上と認めたとき、又は指令を受けたときは至急巡回点検します。

ウ　旅客整理、避難誘導

駅係員・乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努めます。

エ　他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱いを行います。

オ　災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたります。

非常本部は本社に、非常支部は各輸送総括部に、また、復旧本部は現地に設けます。

(3) その他の鉄道事業者

伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。

(4) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の地震対策計画は、三重交通株式会社の例を参考に、他の事業者においても防災体制を確立し、人命尊重を第一にして輸送の確保を図ります。

ア　災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し応急復旧にあたります。

イ　運転基準

(ｱ) 乗務員は地震を感知したときは直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努めます。

(ｲ) 前項の措置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って速やかに運行管理者に連絡・報告し以降の指示を受けます。

ウ　旅客の広報・避難誘導

(ｱ) 乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求めます。

(ｲ) 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための必要な処置にあたります。

第 21 節　危険物による二次災害防止対策

○　南海トラフ地震等の大規模地震発生時における、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止します。

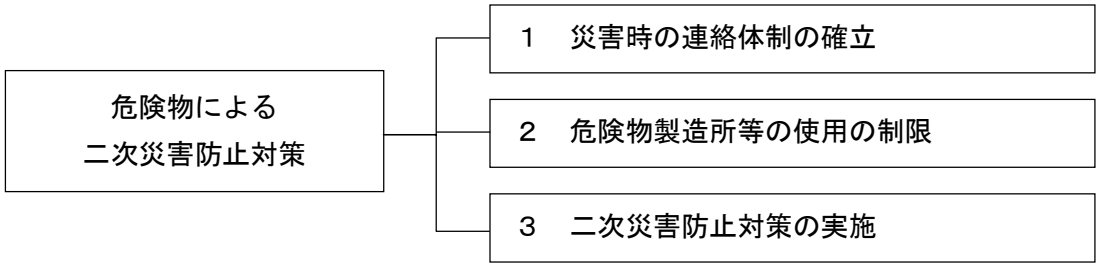

1　災害時の連絡体制の確立（消防本部）

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施します。

2　危険物製造所等の使用の制限（消防本部）

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所・貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行います。

3　二次災害防止対策の実施（消防本部）

(1) 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じます。

ア　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止

イ　危険物の混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による流出、拡散の防止並びに初期消火活動の徹底

ウ　災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

エ　災害状況の把握と関係機関及び関係事業所相互間の連携活動による従業員並びに周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬保管施設

火薬保管施設は、災害発生時に火災、爆発の危険が大きく、施設の地震被害を最小限にとどめるため、関係事業者は危険予防規定を整備し自主防災体制を確立しておきます。

また、火薬保管施設の二次災害防止のため、警察、消防機関との連絡を密にし、施設に対して自

衛保安に必要な指示を行います。

(3) ガス施設等

災害における危険時に際して、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関（県、市、消防機関等）に届け出をし、市は次の措置をとります。

ア　災害発生防止の緊急措置

(ｱ) 消防機関への出動命令及び警察官等への出動要請

(ｲ) 警戒区域の設定に伴う立ち入り制限、禁止、退去

(ｳ) 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

イ　災害応急対策

(ｱ) 関係機関及びガス事業者は、事故発生後直ちに出動し、相互連携をとり、速やかに危険区域の住民に事態を周知、住民の安全を確保します。

(ｲ) ガス事業者等は、ガス施設等が危険な状態になったときは、直ちにガスを遮断するため、バルブの締め切り等のあらゆる措置を行い危険を回避します。

(ｳ) 消防機関は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、危険区域への立ち入り規制をします。また、市は防災関係機関と協力のもと地元住民を安全な場所に避難誘導します。

(4) 毒劇物施設等

地震災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合、毒劇物営業者及び業務上取扱い業者等は、保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の関係機関に届け出ます。

また、市、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被害者の救出救護、避難誘導等の措置を行います。

第 22 節　応急教育対策

○　南海トラフ地震等大規模地震の発生時又はそのおそれがある場合に、児童生徒及び幼稚園児の安全確保を図ります。
○　被災した教育施設の機能を速やかに回復します。
○　市内文化財の被害を未然防止又は被害拡大防止を図ります。

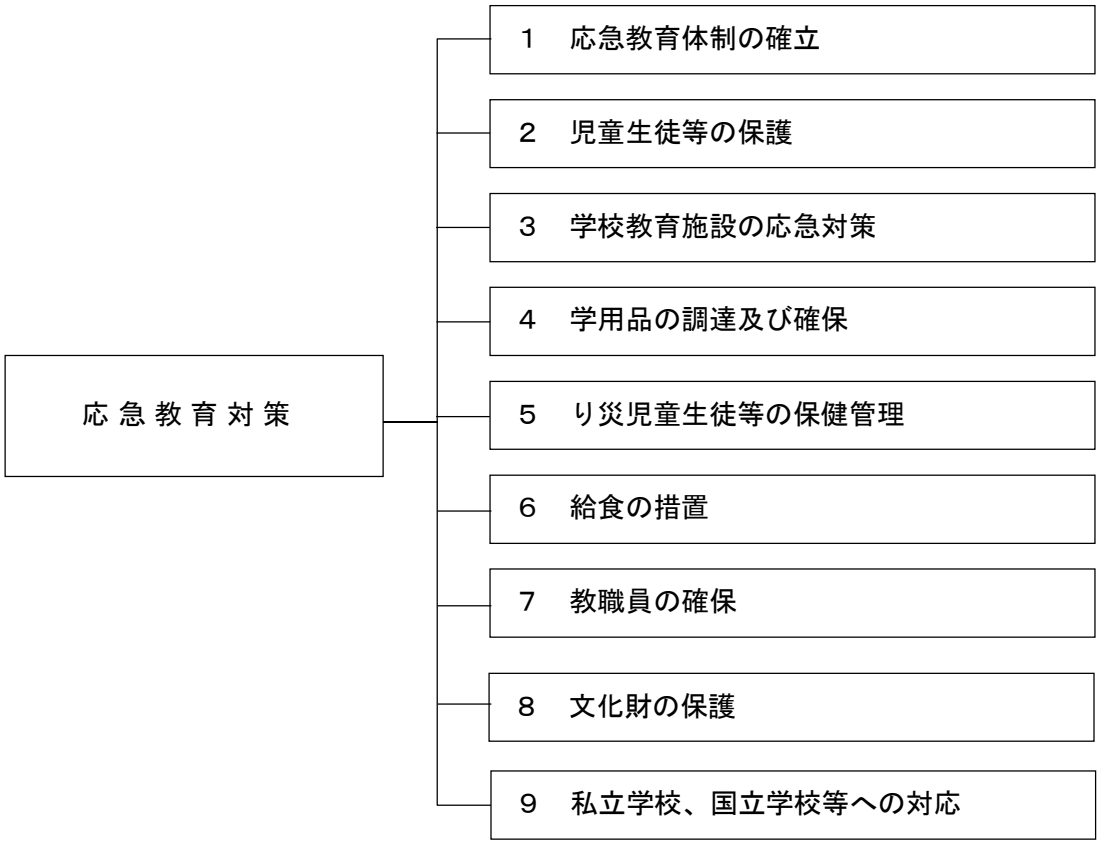

1　応急教育体制の確立（教育委員会事務局）

(1) 市立小・中学校、幼稚園の応急教育は、教育委員会が計画し実施します。
(2) 災害に対する市立小・中学校及び幼稚園の措置については、教育委員会の計画に基づき校長、園長が具体的な応急対策を講じます。
(3) 教材、学用品の確保については市長が実施します。

2　児童生徒等の保護（教育委員会事務局）

児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合及び東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次の措置をとります。

(1) 災害が始業後に発生した場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。また、通学路の安全点検など地域の情報収集を行います。

状況から判断して、安全に帰宅すること等が困難な幼児・児童・生徒は学校で保護します。通学路の安全が確認されるなどして、幼児・児童・生徒を帰宅させる場合も、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者による迎え、安全指導などの措置を講じます。東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合は、幼児・児童・生徒を学校で保護し、保護者と連絡をとりながら適切な措置を講じます。

万一、保護者との連絡が取れないなどの場合はそのまま留め置き、保護者の安全確認或いは児童福祉制度による措置が講じられるまでの間は、幼児・児童・生徒は、避難所での生活に移行します。

(2) 登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡します。

(3) 学校長等は、地震等で校舎等が危険であると予想される場合は、直ちに教育委員会等に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに、教職員等を誘導にあたらせます。

3　学校教育施設の応急対策（教育委員会事務局）

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会等に報告します。教育委員会等は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立します。

(2) 施設の応急対策

ア　校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行います。

イ　応急修理ができる場合は、速やかに修理のうえ使用します。なお、上記事項については関係機関が協議して定め、その決定事項は教職員、児童生徒及び市民に周知します。

ウ　黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置します。

エ　状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡のうえ、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の施設を借り上げます。

4　学用品の調達及び確保（教育委員会事務局）

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給します。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行います。

5　り災児童生徒等の保健管理（教育委員会事務局）

(1) り災児童生徒等の健康管理及び心のケアに努めます。

(2) 学校の設置者は、必要な物品を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたります。

６　給食の措置（教育委員会事務局）

学校給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り実施します。

(1) 学校給食施設が被害を受け、調理が不可能な場合は、他の給食施設の活用に努めます。

(2) 災害救助のために学校給食施設を使用して炊き出しを実施する場合は、給食実施との調整を適切に行います。

７　教職員の確保（教育委員会事務局）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用に努めます。

８　文化財の保護（教育委員会事務局）

(1) 被害報告

国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告します。

(2) 応急対策

国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、市指定文化財にあっては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあっては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図ります。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

９　私立学校、国立学校等への対応（教育委員会事務局、危機管理部）

私立学校、国立学校等は、市立小・中学校、幼稚園に準じた応急教育対策を講じるように努めるものとします。

市は、三重県災害対策本部と連携し、私立学校、国立学校等の被害状況等を収集するとともに、必要な情報伝達に努めます。

第 23 節　応急保育対策

○　災害時又は災害が発生するおそれがある場合、児童の安全確保を図ります。
○　被災後は、保護者等の保育ニーズを踏まえ、速やかに被災地の保育機能を回復します。

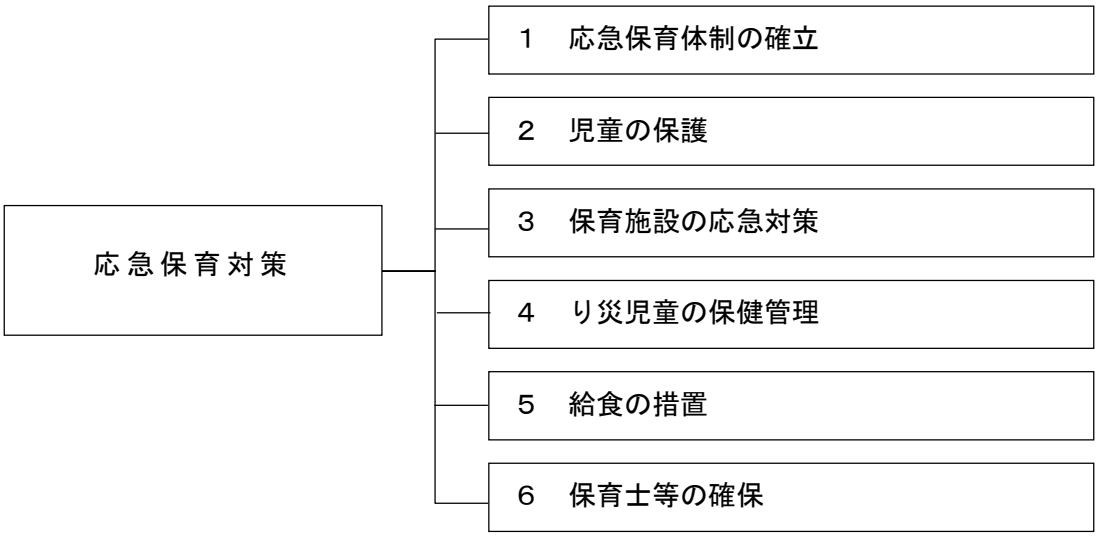

1　応急保育体制の確立（健康福祉部）

(1) 保育所における応急保育は、市が計画し実施します。
(2) 災害に対する保育所の措置については、市の計画に基づき保育所長が具体的な応急対策を講じます。

2　児童の保護（健康福祉部）

児童の安全を確保するため、危険が予想される場合は、保育所長の判断で、次の措置をとります。

(1) 災害が登園後にあった場合は、原則として直ちに保育を中止し、児童を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。
　児童を帰宅させる場合は、保護者と連絡を取り、保護者に引き渡すなどの措置を講じます。
　引き渡しのできない児童は、引き渡しまで避難所等で保育します。
(2) 登園前に休園（登園自粛要請）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者に連絡します。
(3) 保育所長は、園舎等が危険であると予想される場合は、適切な臨時避難の措置を行うとともに、保育士等を誘導にあたらせます。

3　保育施設の応急対策（健康福祉部）

(1) 施設等の被害状況の報告
　保育所長は、災害の規模、児童、保育士等及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、健康福祉部に報告します。
(2) 施設の応急対策

ア　園舎の一部が使用できない場合は、使用できる保育室や遊戯室を用いて保育を行います。
イ　応急修理ができる場合は、速やかに修理のうえ使用します。
ウ　被災によって園舎が使用不能となった場合は、代替の保育施設等の確保を図ります。

４　り災児童の保健管理（健康福祉部）

(1) り災児童の健康管理及び心のケアに努めます。
(2) 市は、応急処置に必要な物品を各保育所に整備し、保育士等が応急措置にあたります。

５　給食の措置（健康福祉部）

給食施設が被害を受け、調理が不可能な場合は、他の給食施設等の活用に努めます。

６　保育士等の確保（健康福祉部）

保育士等の人的被害が大きく、保育の実施に支障をきたすときは、保育所間等の保育士の応援を図るとともに、臨時職員等の確保に努めます。

第 24 節　災害時における要配慮者への支援

○　避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等、災害にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障がい者や乳幼児等の要配慮者への支援を迅速、適切に実施します。

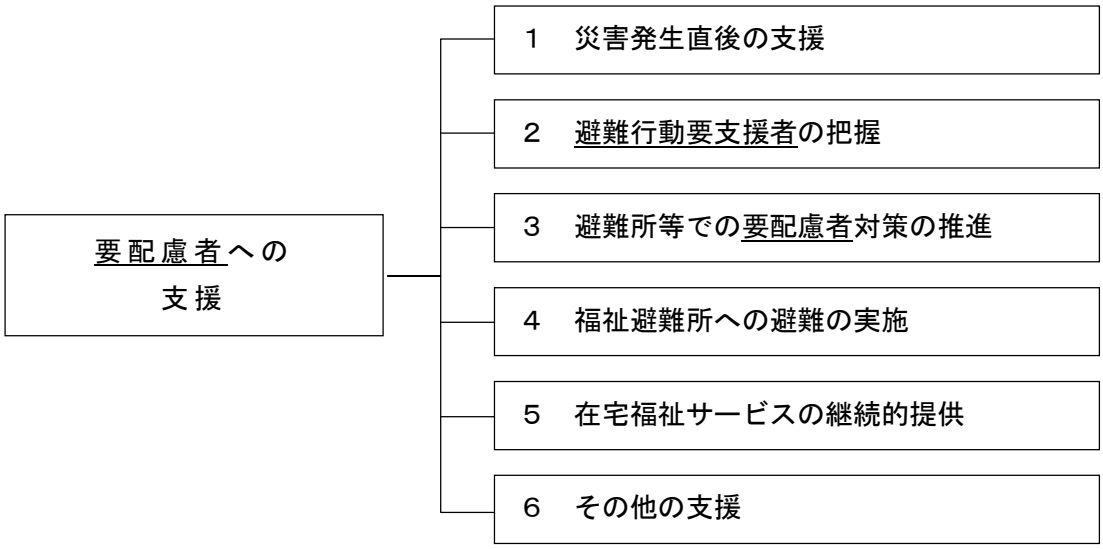

1　災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所）

(1) 安否確認

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに障がい者等避難行動要支援者の安否確認を行います。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した避難行動要支援者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても福祉サービスが継続して受けられるよう、安否確認と併せて福祉ニーズを把握します。

2　避難行動要支援者の把握（健康福祉部、市民部、各総合支所）

(1) 一次調査

避難所要員は、避難所を開設した場合、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査（一次調査）を行います。

(2) 二次調査

市は、避難生活が長期化する場合、指定避難所において避難者名簿（一次調査）に基づいて、避難行動要支援者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認します。

3　避難所等での要配慮者対策の推進（健康福祉部）

市は、避難所において生活する要配慮者のために、移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置

等、要配慮者のための設備の充実を図ります。また、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを積極的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行います。

４　福祉避難所への避難の実施（健康福祉部）

避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者は、一次調査・二次調査の結果から福祉避難所への避難の実施に努めます。

５　在宅福祉サービスの継続的提供（健康福祉部）

(1) 市は、被災した要救護高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めます。

(2) 市は、社会福祉施設の早期開設に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。

６　その他の支援（健康福祉部、市民部）

(1) 相談できる環境づくり

高齢者や障がい者等の身近な相談相手として、自主防災組織や民生委員児童委員が中心となり、相談しやすい環境の確保を図ります。

(2) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域保健・福祉ニーズの把握に努めます。

(3) 災害情報の提供

関係団体は、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対して次のように災害情報の提供を行います。

ア　筆談や手話通訳者等の支援団体に情報を提供することにより聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

イ　ラジオ、テレビ、広報車等の利用や障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

ウ　国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

第 25 節　災害ボランティアの受け入れ

○　災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、市、県、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人津市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応えて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定めます。

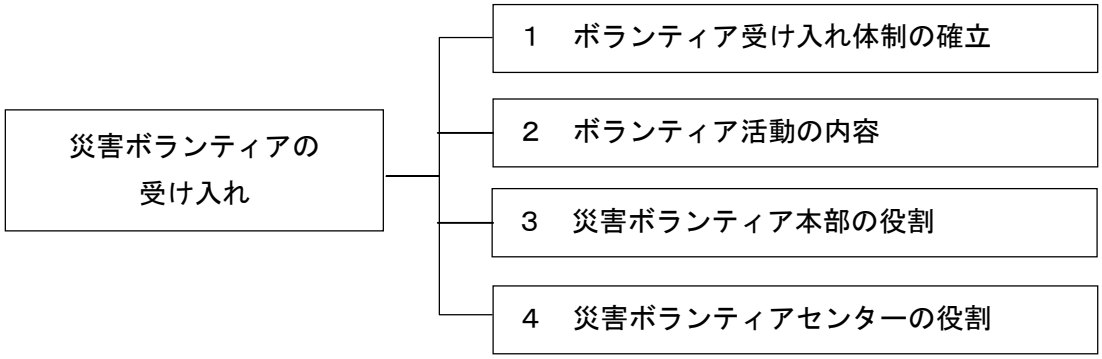

1　ボランティア受け入れ体制の確立（市民部、健康福祉部）

(1) 受入体制

市は、津市社会福祉協議会と協議し、必要に応じて災害ボランティア本部の設置を行います。

災害ボランティア本部は、関係機関等と協力し、被災地におけるボランティアの受け入れ等を行う災害ボランティアセンターを被災地又は被災地周辺に設置します。

災害ボランティアセンターの設置場所は、予め定めた施設の中から選定します。

(2) 活動拠点の設置

市は、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア本部や災害ボランティアセンターの設置は、公共施設を活用するなどして行います。

2　ボランティア活動の内容（市民部、健康福祉部）

(1) 活動の範囲

災害発生時のボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配給、炊き出し、情報伝達等とし、その後の状況等により活動の範囲を広げていきます。

(2) 活動の内容

ボランティアとして受け入れる活動内容は、主に次のとおりとします。

なお、ボランティアの受け入れに際しては、専門的な知識や経験、資格等を持ったボランティアの能力が活かされるよう配慮します。

ア　災害発生初期の避難所等における運営への協力

イ　被災者に対する炊き出し、飲料水輸送等の協力

ウ　被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力

エ　避難行動要支援者の安否確認への協力

オ　高齢者、障がい者等要救護者の介助への協力
カ　被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
キ　地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
ク　災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）
ケ　こころのケアへの協力
コ　災害ボランティアセンター運営への参加

3　災害ボランティア本部の役割（市民部）

災害ボランティア本部は、関係機関等で運営する災害ボランティアセンターと連携を図り、被災者のニーズ等の集約及びボランティアの受け入れ体制の整備等の調整を行うとともに、市災害対策本部等との連絡調整を行います。

また、災害ボランティア本部は、災害時のボランティア活動が円滑かつ適切に行われるよう県等がみえ県民交流センターに設置するみえ災害ボランティア支援センターと連携します。

＜主な活動内容＞
ア　市災害対策本部及び関係機関等との連絡調整
イ　ボランティアに関する情報の集約
ウ　災害ボランティアセンターの体制整備等の調整
エ　ボランティアに関する情報発信、広報活動
オ　その他、災害ボランティアセンターの支援等

4　災害ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部）

災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部並びにみえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受け入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。

＜主な活動内容＞
ア　ボランティアの受付、登録
イ　被災者ニーズ等の把握
ウ　ボランティア活動の調整、指示
エ　ボランティア活動に必要な物資等の確保と配布
オ　その他、ボランティア活動の支援等

第 26 節　災害義援金・義援物資の受け入れ

○　市民や他県の市町村等からの義援金品を、迅速かつ適切に被災者に配分します。

災害義援金・ 義援物資の受け入れ	――	1　義援金品等の受け入れ、配分及び輸送

1　義援金品等の受け入れ、配分及び輸送（健康福祉部、各部）

(1) 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行います。

(2) 保管

義援金については、健康福祉部において一括取りまとめ保管し、義援品等については、各関係部・機関において保管します。

(3) 配分及び輸送

ア　義援金及び義援品の配分計画については、健康福祉部及び関係部・機関と協議のうえ策定します。

イ　義援金及び義援品が、速やかにり災者に届くよう、関係部・機関を通じて配分、輸送します。

第 27 節　災害救助法の適用

○　南海トラフ地震等の大規模な地震においては、家屋の倒壊をはじめとして、火災、津波、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大な人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるため、必要と認められたときは速やかに所定の手続きを行います。

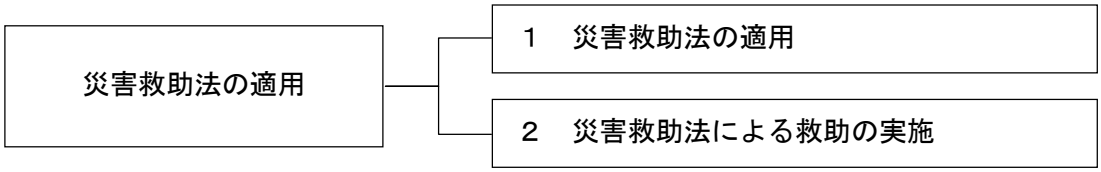

1　災害救助法の適用（危機管理部）

(1) 各部の情報伝達活動

［各部の情報伝達活動］

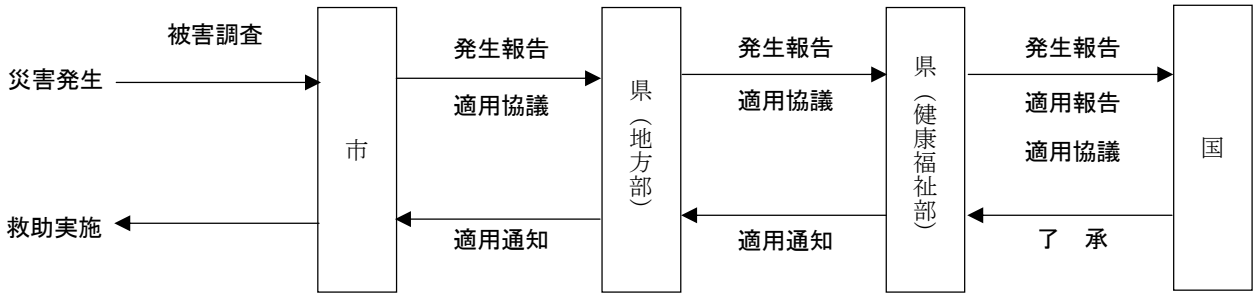

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号　以下「施行令」という。）第１条に定めるところによりますが、市における具体的適用基準は資料編のとおりです。

(3) 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告します。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて手続きをします。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の状況

ウ　適用を要請する理由

エ　適用を必要とする期間

オ　既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置

カ　その他必要な事項

(4) 被災世帯の算定基準

ア　住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」（資料編）による被害認定方法を用います。

２　災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所）

(1) 救助の種類と実施権限の委任

ア　災害救助法による救助の種類

(ｱ) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(ｲ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ｳ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(ｴ) 医療及び助産

(ｵ) 被災者の救出

(ｶ) 被災した住宅の応急修理

(ｷ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(ｸ) 学用品の給与

(ｹ) 埋葬

(ｺ) 死体の捜索及び処理

(ｻ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ　知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となります。

ウ　アの(ｷ) 生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されています。

(2) 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」(資料編)によります。

第２章　自衛隊の災害派遣

第１節　災害派遣の要請

○　市民の人命を保護するために市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、法第 68 条の２の規定に基づき、迅速に知事に自衛隊の災害派遣要請を行うため、次のとおり定めます。

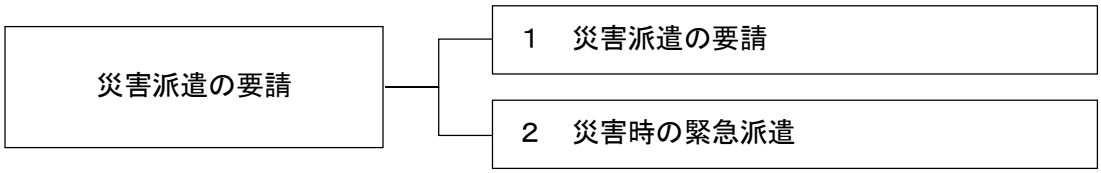

１　災害派遣の要請（危機管理部）

(1) 災害派遣要請の基準

ア　災害が発生し、災害対策本部の職員だけでは市民の生命の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められるとき。

イ　災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないとき。

(2) 災害派遣の要請手続き

ア　市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、津地域防災総合事務所長を経由して知事（防災対策部災害対策課）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付します。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めます。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知します。

(ｱ) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となる事項

※　緊急時派遣要請要求先電話番号　　防災対策部災害対策課　℡ 224-2189

要　請　先	所　在　地	電　話　番　号
陸上自衛隊 （第 33 普通科連隊長）	津市久居新町 975	255-3133 （内線 236　夜間 302） 防災行政無線　4010

イ　引き続き災害派遣を必要とする場合の派遣要請

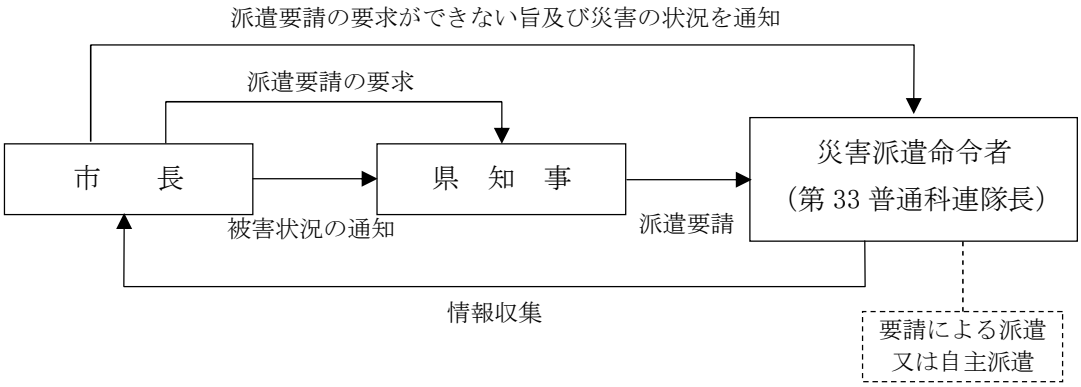

2　災害時の緊急派遣（危機管理部）

災害の発生が突発的でその救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。（自衛隊法第 83 条第２項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

第２節　派遣部隊の受け入れ体制

○　派遣部隊の活動に必要な受け入れ体制について定めます。

派遣部隊の受け入れ体制 ―― １　派遣部隊の受け入れ体制の確立

１　派遣部隊の受け入れ体制の確立（危機管理部）

(1) 派遣部隊の受け入れ体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

ア　派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定

イ　作業計画及び資機材の準備

ウ　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ　住民の協力

オ　派遣部隊の誘導

(2) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とします。ただし、２つ以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

ア　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

イ　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料

ウ　活動のため現地で調達した資機材の費用

※ その他必要な経費については事前に協議しておきます。

(3) ヘリポートの指定と取扱い

ヘリポートの指定と取扱いについては資料編に示すとおりとします。

第３節　派遣部隊の業務及び撤収

○　派遣部隊の業務と撤収要請について定めます。

派遣部隊の業務及び撤収
- １　派遣部隊の業務及び撤収
- ２　災害派遣を命ぜられた自衛官の措置

１　派遣部隊の業務及び撤収（危機管理部）

(1) 業務

派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。

救助活動の内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況等によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

ア　被害状況の把握（車両、航空機による調査）
イ　避難の援助（誘導、輸送）
ウ　遭難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路及び水路の啓開（障害物除去等）
キ　応急医務・救護、防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　救助物資の無償貸付又は譲与
サ　危険物の保安及び除去等

(2) 撤収

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

２　災害派遣を命ぜられた自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知します。

(1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
(2) 避難の措置・立入

(3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
(4) 他人の土地等の一時使用等
(5) 現場の被災工作物等の除去等
(6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第４編　災害復旧・復興対策

南海トラフ地震等の大規模な災害の発生は、多数の生命や身体に危害を加えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、市民を極限の混乱に陥れることになります。

そのため、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期します。

第１章　災害復旧・復興の推進

第１節　迅速な復旧・復興

○　市は、被災者の生活再建を基本に、二度と同じ災害を繰り返さない安全性に配慮した復旧・復興の基本方針を市民の合意を得ながら速やかに策定し推進できる体制を整えます。

１　市街地復興に関する事前対策（各部、各総合支所）

(1) 各種データの整理及び保存

ア　市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努めます。

イ　市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の資料の整理及び保存に努めます。

２　生活再建支援に関する事前対策（危機管理部、政策財務部）

(1) 被災者台帳の作成体制の構築

罹災証明書の発行、各種給付や減免等の管理を迅速・的確に行えるよう、被災者支援システムを活用し、「人」「建物」「被害」の情報を集約した被災者台帳を発災後速やかに作成する体制を構築します。

(2) 家屋被害認定調査に関する事前対策

家屋の全半壊に対する罹災証明書の発行等は、家屋被害認定調査に基づいて行うため、調査漏れや調査の追加などによる混乱が生じないよう、事前に基準の明確化、調査要員の教育などを促進します。

３　市街地復興（政策財務部、都市計画部）

(1) 復旧・復興の基本方向を早期に決定するための支援

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方など、市民の意見等を踏まえ、迅速な現状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう努めます。

(2) 防災都市づくり

市は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

4　都市基盤施設の復旧・復興（都市計画部、建設部）

(1) 被災施設の復旧等

ア　市は、応急復旧計画に沿って、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、被災公共施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

イ　ライフライン、交通関係施設の復旧については、関係事業者と連携のもと、地域別の復旧見込みを明らかにするよう努めるものとし、施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の防止に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化の整備、さらには建築物や公共施設の不燃化などを目標とします。

第２節　家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行

○　市は、災害発生後、家屋被害認定調査を行い、被災者の生活再建等に必要な罹災証明を発行します。

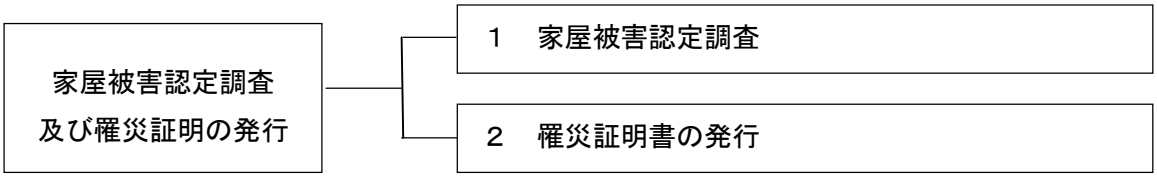

１　家屋被害認定調査（政策財務部、各総合支所）

市は、災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、速やかに家屋被害認定調査等を実施します。

また、家屋被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、行います。

２　罹災証明書の発行（危機管理部、各総合支所）

市は、家屋被害認定調査等の結果を基に罹災台帳を作成し、申請のあった被災者に罹災証明書を発行します。

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害による被害について、証明を行います。

（家屋被害の例）

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水　等

第２章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧事業計画

○　公共施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせ、再度の災害の発生を防止するため、施設の新設、改良を実施します。

１　公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道部、農林水産部）

(1) 河川災害復旧事業計画

河川の災害復旧は、原形復旧に止まらず、必要に応じ将来計画に整合した復旧に努めます。

また、河川の改修事業等は、従前の生態系が形成される良好な河川環境の保全・復元が可能な復旧工法を進んで採用していきます。

(2) 道路災害復旧事業計画

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路の災害復旧は、最も急を要するものであり、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めなければなりません。近時の自動車交通量の増加に伴いその重要性も増大する傾向にあるので、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって積極的に早期復旧を進めます。

橋りょうについても洪水流量の流下能力の増大を図るとともに、永久橋を主眼とした復旧を推進します。

(3) 下水道災害復旧事業計画

下水道における各施設について災害が発生した場合は、雨水、汚水の疎通に支障がないよう速やかに応急復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努めます。

なお、復旧には、平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する応急措置ができるようにするとともに、被害場所については施設の補強を図り被害の軽減に努めます。

(4) 漁港等の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速・潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案して再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立します。

２　農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部）

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、現在までに原形復旧に重点をおいて復旧がなされていましたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく調査して災害を繰り返さないように計画にあたる必要があります。

なお、農業基盤整備事業としてため池等整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する方策を講じる必要があります。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としては勿論、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きいといえます。従って、林道の被災による交通途絶は林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に影響することが多いため、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要があります。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、原形復旧のみでは再度災害のおそれがあるものについては各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進します。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、国庫補助を得て災害復旧の促進を図ります。

3　学校教育施設災害復旧事業計画（教育委員会事務局）

日常多数の児童、生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速、かつ適切に復旧しなければなりません。

特に学校施設は非常時において、しばしば地域住民の緊急避難場所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意します。

(1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮します。

(2) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進します。

4　水道施設災害復旧事業計画（水道局）

(1) 水道施設災害復旧計画

市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしますが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。

第２節　財政金融計画

○　災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及びその他関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担します。
　しかし、このことで市財政に混乱を生じさせるおそれがあるときは、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講じます。

１　費用の負担者（政策財務部）

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用
　災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。
　（注）法令に特別の定めがある場合
　ア　災害救助法　　第 36 条
　イ　災害対策基本法　第 94 条、第 95 条
　ウ　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 62 条

(2) 応援に要した費用
　他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合に、市は当該応援に要した費用を負担します。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めます。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用
　知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので災害対策基本法施行令第 39 条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担します。

２　国が負担又は補助する範囲（政策財務部）

(1) 災害応急対策に要する費用
　災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用
　非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助します。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定されます。

(3) 災害復旧事業費等
　災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助します。

３　起債の特例（政策財務部）

災害対策基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第５条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とします。

(1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合

(2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第３節　被災者等の生活再建等の支援

○　災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図ります。 ○　被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

１　生活福祉資金等の貸付（健康福祉部）

(1) 生活福祉資金の貸付

ア　貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とします。ただし、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅)、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、生業費及び技能習得費に、高齢者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅)、福祉用具購入費、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金に限ります。

イ　借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申込書を、その居住地を担当する民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会に提出します。

ウ　貸付金の種類

(ｱ) 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

(ｲ) 福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅)、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金）

(ｳ) 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）

(ｴ) 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

（注）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象にはなりません。

(2) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア　貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20 歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とします。

イ　借入の手続

貸付を受けようとする者は、市役所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して市を経由して県に申請します。

ウ　貸付金の種類

(ｱ) 事業開始資金

(ｲ) 事業継続資金

(ｳ) 住宅資金

(ｴ) 技能習得資金

(ｵ) 生活資金
(ｶ) 就職支度資金
(ｷ) 修学資金
(ｸ) 転宅資金
(ｹ) 就学支度資金
(ｺ) 修業資金
(ｻ) 医療介護資金
(ｼ) 結婚資金
(ｽ) 特別児童扶養資金

(3) 恩給担保貸付金

ア　借入の手続

貸付を受けようとする者は、日本政策金融公庫に備え付けられている貸付申込書に証書及び貸付証明書を添付して日本政策金融公庫に提出します。

イ　貸付金の限度、期間等

貸 付 額　　恩給年額の３倍以内の額、ただし、最高は2,500,000円とします。
償還期限　　３年以内（ただし、変動あり）
利　　率　　年1.25％（ただし、変動あり）

２　災害援護資金の貸付（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然災害が本市に発生した場合、被災者に災害援護資金の貸付を行います。

(1)　対象となる自然災害

三重県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害

(2)　貸付対象者

以下の所得制限以内の方

所得制限表

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円
２人	４３０万円
３人	６２０万円
４人	７３０万円
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額
その世帯の住居が滅失（流失）した場合にあっては、１，２７０万円とする。	

(3)　貸付限度額

ア　世帯主が療養に要する期間がおおむね１月以上の負傷をした場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
住居の損害がない場合	１５０万円
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害の場合	２５０万円（３５０万円）
住居が半壊した場合	２７０万円（３５０万円）
住居が全壊した場合	３５０万円

イ　世帯主に負傷がない場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害の場合	１５０万円
住居が半壊した場合	１７０万円（２５０万円）
住居が全壊した場合	２５０万円（３５０万円）
住居の全体が滅失、又は流失した場合	３５０万円

※ただし、被災した住居を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合は（　）内の金額となります。

(4)　貸付条件

ア　利率　　年３％（措置期間中は無利子）

イ　措置期間　　３年

ウ　償還期間　　措置期間を含み10年

エ　償還方法　　半年賦の元利均等償還払い

オ　連帯保証人　　要

３　被災者に対する職業斡旋等（商工観光部）

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア　職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施します。

イ　復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施します。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア　災害地域を巡回し、就職相談を実施します。

イ　収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施します。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行います。

４　租税の徴収猶予及び減免等（政策財務部）

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

(1) 市税の減免及び期限延長

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、津市市税条

例(平成 18 年条例第 71 号　津市市税条例施行規則)の定めるところに従って、救済を図ります。

(2) 国税の徴収猶予及び減免等

ア　災害等による期限の延長

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができます。

イ　災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収等に関する法律」(昭和 22 年法律第 175 号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めることころによります。

(3) 県税の減免及び期限延長

ア　県税の減免

県は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行います。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図ります。

イ　各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、県は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長します。

5　郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（日本郵便株式会社東海支社）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付します。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。

(4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

6　公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設（建設部）

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必

要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失また焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めます。

(2) 住宅金融支援機構資金の斡旋（都市計画部）

県及び市は、住宅金融支援機構に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図ります。

7　生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めます。

第４節　被災者生活再建支援制度

○　被災者生活再建支援法(平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号)に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。

１　対象となる自然災害（健康福祉部）

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害

(2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害

(3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した県の区域に係る自然災害

２　対象世帯（健康福祉部）

対象世帯は次のとおりです。

(1) 上記「１」の自然災害により、住宅が「全壊」した世帯

(2) 上記「１」の自然災害により、住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 上記「１」の自然災害により、危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難者世帯）

(4) 上記「１」の自然災害により、住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

３　支援金の支給額（健康福祉部）

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。

《複数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	１００万円	２００万円	３００万円
	補修	１００万円	１００万円	２００万円
	賃借（公営住宅以外）	１００万円	５０万円	１５０万円
大規模半壊世帯	建設・購入	５０万円	２００万円	２５０万円
	補修	５０万円	１００万円	１５０万円
	賃借（公営住宅以外）	５０万円	５０万円	１００万円

《単数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	７５万円	１５０万円	２２５万円
	補修	７５万円	７５万円	１５０万円
	賃借（公営住宅以外）	７５万円	３７．５万円	１１２．５万円
大規模半壊世帯	建設・購入	３７．５万円	１５０万円	１８７．５万円
	補修	３７．５万円	７５万円	１１２．５万円
	賃借（公営住宅以外）	３７．５万円	３７．５万円	７５万円

第５節　災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金

○　被災者又は遺族に対して弔慰金、見舞金を支給します。

１　災害弔慰金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者又は遺族に対して災害弔慰金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

ア　津市において住居が５世帯以上滅失した災害

イ　三重県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害

ウ　三重県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害

エ　災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

※遺族の１人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

ア　生計維持者が死亡した場合：500 万円

イ　その他の方が死亡した場合：250 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害弔慰金は支給されません。

ア　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

イ　当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

ウ　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

２　災害障害見舞金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害障害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

ア　津市において住居が５世帯以上滅失した災害

イ　三重県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害

ウ　三重県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害

エ　災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により下記の障害を受けた者

ア　両眼が失明したもの

イ　咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ　両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ　両上肢の用を全廃したもの

キ　両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク　両下肢の用を全廃したもの

ケ　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 支給額

ア　生計維持者が障害を受けた場合：250 万円

イ　その他の方が障害を受けた場合：125 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害障害見舞金は支給されません。

ア　当該障害者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

イ　当該障害に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

ウ　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

3　災害見舞金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災

(2) 支給対象者

災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主

ア　住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯

イ　住居が半壊し、又は半焼した世帯

ウ　住居が床上浸水による被害を受けた世帯

(3) 支給額

被害状況	支給額
住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯	3 万 5 千円
住居が半壊し、又は半焼した世帯	2 万円
住居が床上浸水による被害を受けた世帯	1 万 3 千円

(4) 支給の制限

下記に該当する場合は、災害見舞金は支給されません。

ア　当該災害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

4　弔慰金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、遺族に対して弔慰金を支給します。ただし、災害弔慰金支給等に関する法律による「1　災害弔慰金」の支給を受けた場合、弔慰金は支給されません。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。

(2) 支給対象者

下記の災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

ア　住居の滅失した世帯数が１世帯以上の災害

イ　上記に準ずる程度の災害で市長が適当と認める災害

※遺族の１人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

死亡状況	支給額
生計維持者が自然災害で死亡された場合	500 万円
その他の方が自然災害で死亡された場合	250 万円
火災により死亡された場合	60 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、弔慰金は支給されません。

ア　当該遺族が津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年津市条例第 106 号）の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合

イ　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

ウ　当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

エ　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

第６節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

○　被災した中小企業の自立を支援します。

１　対　策（商工観光部）

被災により経営に支障を生じている中小企業者に、県の融資制度や政府系金融機関（日本政策金融公庫）の各種融資制度を紹介します。

第７節　農林漁業経営の安定策

○被災農林漁業者等の自立を支援します。

１　対　策（農林水産部）

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち災害復旧に利用可能なものを紹介します。

２　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金（農林水産部）

震災等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。

なお、対象となる災害、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定します。

第８節　激甚災害の指定

○　地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行います。

(1) 激甚災害に関する調査（**危機管理部、建設部、農林水産部**）

ア　市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査結果を県知事に報告します。

イ　市長は激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。

(2) 激甚災害指定の適用措置（**危機管理部**）

ア　激甚災害指定基準（本激）

激甚法適用条項	適用措置
第2章 （第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

イ　局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項	適用措置
第2章 （第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

津 市 地 域 防 災 計 画

ー 震災対策編 ー

平成２７年　１月 発行

津 市 防 災 会 議

（津市　危機管理部）

〒514-8611　津市西丸之内 23 番 1 号

電話　(059)229-3281

津 市 地 域 防 災 計 画

〔 津波対策編 〕

平成２６年度修正（案）

津市防災会議

津 市 地 域 防 災 計 画

〔津波対策編〕

目　　次

第１章　総則 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の基本方針 1
　第３節　計画の構成 1
　第４節　計画の修正 1
第２章　津波の被害想定等 3
　第１節　基本的な考え方 3
　第２節　津波の被害想定結果 3
第３章　津波災害予防計画 7
　第１節　津波から防護するための施設の整備等..... 7
　第２節　情報伝達体制の整備 8
　第３節　津波災害予防対策の推進..... 9
　第４節　防災意識・防災知識の普及..... 12
第４章　津波災害応急対策計画 14
　第１節　活動体制の確立 14
　第２節　津波に関する情報等の収集・伝達..... 15
　第３節　監視・警戒体制 20
　第４節　津波避難対策 21
第５章　東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止..... 25
　第１節　東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応..... 25

資料集　１　被害想定 26
　　２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧..... 35
　　３　津波浸水予測地域内の避難所一覧..... 40
　　４　津波警報等の標識..... 42

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（昭和１４年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第３条第１項の規定に基づき、平成26年3月28日付けで、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）及び南海トラフ津波避難対策特別強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されました。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられます。

このため、本市は国、県、指定公共機関、防災関係機関、地域住民等の様々な主体との連携を図り、効果的な防災対策を計画的に推進する必要があります。

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条及び南海トラフ特措法第５条第１項の規定に基づき、南海トラフ地震を始めとする大規模地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、これにより津波災害対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第２節　計画の基本方針

この計画は、南海トラフ特措法第５条第１項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、津波による被害の発生を防止又は軽減するために、市及びその他の防災関係機関並びに市民のとるべき必要な措置等の基本的事項について定めるものです。

第３節　計画の構成

津市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成し、津波対策編は、津波対策に係る必要な計画を定めるものであり、これに定めのない災害対策に係わる事項については、震災対策編の定めるところによります。

第４節　計画の修正

本計画は、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行います。

１　市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。

２　市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。

３　市防災会議は、作成した防災計画について法第 42 条第４項の規定により県知事へ報告するとともに、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図ります。

［注記］

要配慮者	高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といいます。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。
同報系防災行政無線	市内各所に設置する屋外拡声子局から、津波や土砂崩れなどの警戒情報や避難勧告等の緊急情報を、音声等により、一斉に放送できるシステムです。
移動系防災行政無線	電話やその他の通信網が利用できなくなるなどの甚大な災害が発生した場合における非常通信手段の一つとして、市の行政内部及び防災関係機関との間で相互に通信を行うことができるシステムです。

第２章　津波の被害想定等

第１節　基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、津波を伴う広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震です。

ここでは、本市に被害を及ぼす地震で、津波を伴い、その被害が最も甚大かつ深刻であると考えられる南海トラフ地震が発生した場合の想定結果に基づき、市、防災関係機関及び市民等が一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとします。

また、本計画は、南海トラフ地震が発生した場合を基本としますが、東南海地震と南海地震が時間差で発生した場合における被害状況も考慮し、地震対策を推進するものとします。

第２節　津波の被害想定結果

１　東海・東南海・南海地震の被害想定

(1) 平成16年３月に三重県が発表した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 Ｍ８．７）

ア　津波高と津波到達時間

地　　点	0.5m津波到達時間（分）	最大津波高（満潮時）（m）	最大津波到達時間（分）
津市河芸町中ノ川	71.3	2.63	143
津市河芸町田中川	71.1	2.39	143
津市河芸町河芸漁港	70.4	2.48	142
津市白塚漁港	70.0	2.52	143
津市志登茂川	68.8	2.62	180
津市安濃川	68.2	2.57	147
津市岩田川	66.9	2.89	145
津市御殿場	64.8	2.81	150
津市雲出鋼管町	64.4	2.55	147
津市香良洲町雲出川古川	59.3	3.08	152
津市香良洲町海水浴場	58.2	3.06	138
津市香良洲町雲出川	57.8	3.16	138

イ　人的被害想定結果（津波による死者数）

海岸保全施設あり ※ 海岸保全施設が機能した場合			海岸保全施設なし ※ 揺れにより海岸保全施設が損傷し機能しなかった場合		
早朝	午後	夕方	早朝	午後	夕方
1	0	0	134	50	66

※　三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から

ウ　海水浴客の被害想定結果

浸水範囲内人口（人）	堤内地死者数（人）	死者率（%）	海水浴客数（人）	死者数（人）
58,843	50	0	4,355	4

※　三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から

エ　建物被害想定結果

海岸保全施設あり				海岸保全施設なし			
全壊棟数	半壊棟数	軽微棟数	床下浸水	全壊棟数	半壊棟数	軽微棟数	床下浸水
3	51	49	60	484	364	15,425	24,871

※　三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から

(2) 平成 24 年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 Ｍ９．０）

津波高と津波到達時間

地　　点	0.5m津波到達時間（分）	最大津波高（満潮時）（m）	最大津波到達時間（分）
津市河芸町中ノ川	64	3.59	233
津市河芸町田中川	63	3.51	155
津市河芸町河芸漁港	58	3.64	220
津市白塚漁港	56	3.23	234
津市志登茂川	54	3.24	171
津市安濃川	52	3.20	171
津市岩田川	51	3.30	145
津市御殿場	49	3.48	171
津市雲出鋼管町	49	3.38	170
津市香良洲町雲出川古川	49	3.44	168
津市香良洲町海水浴場	48	3.65	167
津市香良洲町雲出川	49	3.40	168

(3) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等【第二次報告】（平成24年８月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成）

南海トラフの巨大地震については、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年３月に第一次報告として、震度分布・津波高の推計結果がとりまとめられました。その後、同年８月に、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに津波高及び浸水域等の推計結果がとりまとめられました。

発生しうる最大クラスのものとして今回示された津波は、これまで本市が防災対策を推進する上で想定してきた津波と違い、海岸保全施設を超えて押し寄せることがある最大津波高７ｍとされました。しかし、これまでも「海岸保全施設が機能しない場合の浸水」に備えるための避難対策を講じてきており、そうした巨大な津波に対しても、基本的にはとるべき対策についての考え方は同じでありますので、対策の強化を図り対応していきます。

なお、次に示す津波想定は、平成24年８月に第二次報告として示された全11の検討ケースのうち、本市に浸水が最も広範囲に及ぶケースを示したものです。

＜南海トラフ巨大地震モデル（津市）＞

設定条件	津波到達時間（分）		津波高（m）		浸水面積
	１ｍ	３ｍ	最大	平均	(ha)
「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定	67	132	7	6	1,960

(4) 平成25年度三重県地震被害想定調査結果（平成26年３月）

三重県は、国による被害想定の公表を受け、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成26年３月に公表しました。

２　想定する津波発生への対応

これまでの想定を大きく超える東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する必要があります。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意し、とりわけ、津波災害は波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうるものであることを念頭に置く必要があります。

こうしたことを踏まえ、本市における津波対策については、次の考え方に基づいて推進するものとします。

発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、いわゆる「概ね１００年から１５０年程の間隔で、繰り返し発生してきた津波」として、平成16年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（Ｍ８．７）を想定するものとし、これに対しては、これまでの対策を強化していくことが被害の発生防止、軽減に繋がることから、人命の保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海

岸保全施設等の整備などの被害抑止策を、今後も講じていきます。

　また、被害抑止策を超えて被害が発生することに備えるため、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波として、平成24年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生Ｍ９．０）を想定し、住民等の生命を守ることを最優先にした避難体制の構築を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立に向けた取り組みを進めていきます。

第３章　津波災害予防計画

○　南海トラフ地震が発生した場合、本市沿岸部においても津波が来襲することが想定されるため、津波発生時又は発生のおそれがある場合の早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立します。
○　地震発生後、早期に高台等へ避難することが必要であることなど、津波に関する防災思想を普及します。

第１節　津波から防護するための施設の整備等

○　津波災害の防止及び軽減を図るため、海岸保全施設及び河川管理施設を整備するとともに、非常時の操作が円滑に行われるよう防潮扉、水門、樋門等の点検等を行います。

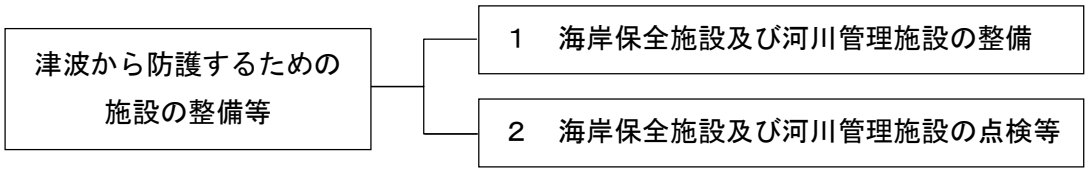

１　海岸保全施設及び河川管理施設の整備（建設部、下水道部、農林水産部）

海岸、河川等の施設管理者は、津波による被害の発生を防止し又は軽減することにより円滑な避難を確保するため、堤防の計画的な補強・整備、防潮扉及び水門等の自動化等、必要な施設整備を推進します。

また、市は、第２章、第２節、２の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成 16 年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（Ｍ８．７）を想定し、海岸保全施設等における耐震性の向上、津波や液状化対策等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設等の整備促進に努めます。

２　海岸保全施設及び河川管理施設の点検等（建設部、下水道部、農林水産部）

各施設管理者は、津波発生時に迅速な対応ができるよう、堤防の耐震性の点検や防潮扉、水門、樋門等の点検を定期的に行うとともに、防潮扉、水門、樋門等の閉鎖を迅速かつ的確に行う体制を整備します。

第２節　情報伝達体制の整備

○　津波の発生及び避難の必要性等を緊急に伝達できる情報通信体制を確立し、津波による人命被害の防止・軽減を図ります。

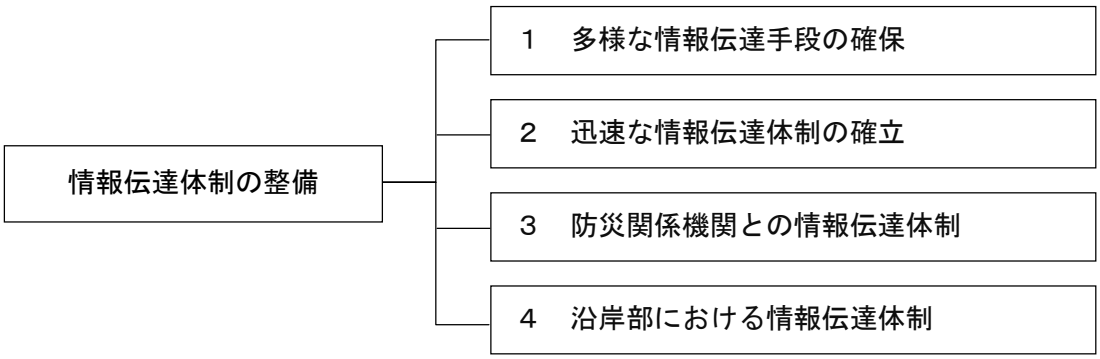

１　多様な情報伝達手段の確保（危機管理部）

市は、市民等が津波から迅速に避難できるよう、津波警報等の伝達手段として、多様な伝達手段の確保に努めるとともに、市が整備する防災情報配信システム（メール及びファクス配信システム等）の利用促進を図ります。

２　迅速な情報伝達体制の確立（危機管理部）

市は、同報系防災行政無線等の既存の情報伝達システムと連動させることで、国から配信される緊急情報を市民等に対し瞬時に伝達することが可能となる全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の更なる活用推進を図る等、津波警報等の緊急情報を迅速に伝達する体制の充実に努めます。

３　防災関係機関との情報伝達体制（危機管理部）

市は、災害時等における情報通信環境を確保するため、全市域的な移動系防災行政無線システムの整備を行い、観測情報、災害情報等を円滑に相互提供できるよう、主要な防災関係機関に対して当該無線システムの通信機器を配置します。

市及び防災関係機関は、市が整備する移動系防災行政無線の他、三重県防災情報通信ネットワーク等、様々な通信手段を活用し、情報の共有化体制の確立に努めます。

４　沿岸部における情報伝達体制（危機管理部）

市は、多数の人出が予想される海岸付近の観光客や漁業従事者等への情報伝達体制を確立するよう努めます。

第３節　津波災害予防対策の推進

○　津波による被害を未然に防止するため、津波による浸水が予測される地域等を記したハザードマップ等を作成するとともに、津波危険度の高い地域については、津波避難計画の作成を支援する等、津波避難に関する意識を啓発します。
○　津波からの被害を最小限にくい止めるため、逃げ遅れた市民等の緊急かつ一時的な避難場所として、津波避難ビルや津波避難協力ビルの指定を推進し、津波からの避難対策の強化を図ります。

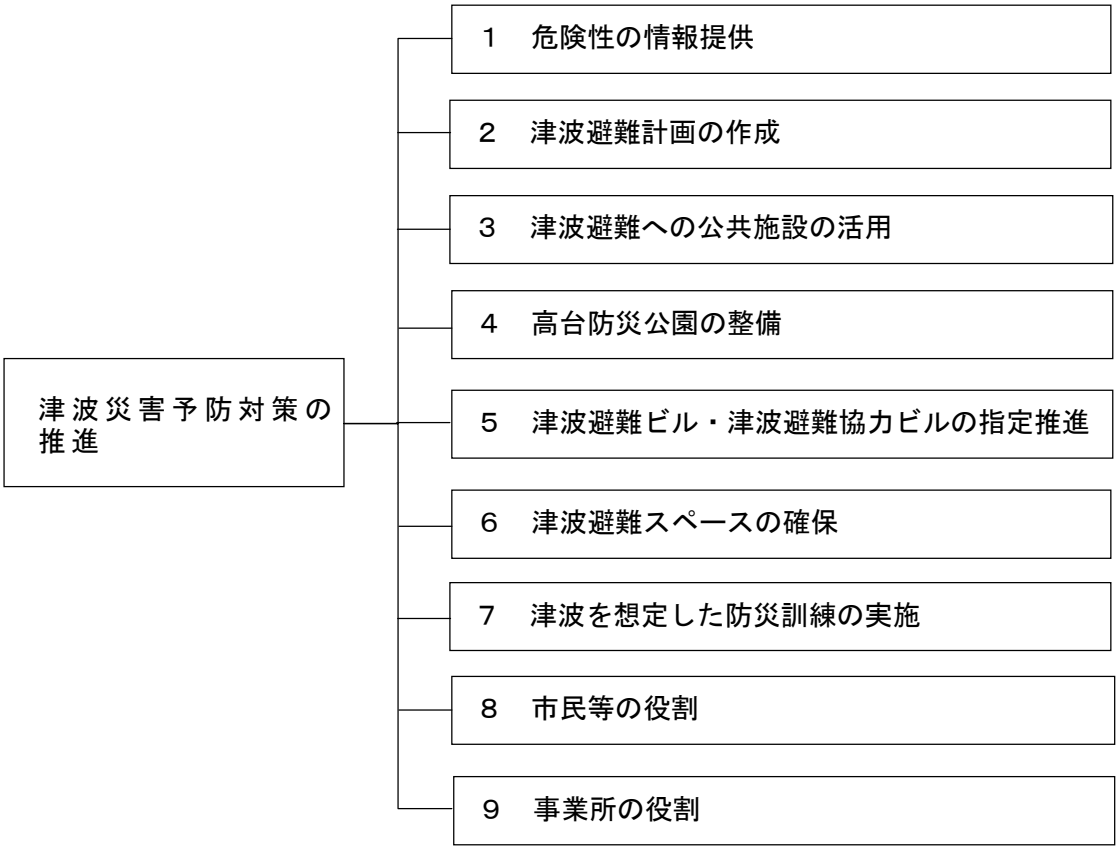

１　危険性の情報提供（危機管理部）

(1) 津波ハザードマップ

市は、国や県等の被害想定に基づき、津波による浸水が予測される地域を記したハザードマップ等の作成・充実を図ります。

(2) 海抜表示

市は、津波時の迅速な避難の目安となるよう、津波浸水予測地域内及びその他周辺の避難所及び一時避難場所、市道上のカーブミラーや電柱に海抜表示の設置を進めます。

２　津波避難計画の作成（危機管理部、河芸総合支所、香良洲総合支所）

市は、地域の特性に応じた迅速かつ安全な避難体制づくりを進めるため、地域住民による津波避難計画の作成に当たり、先進的な取組事例を紹介するなど必要な情報を提供するとともに、講師派遣等

の支援を行います。

なお、地域の津波避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の避難支援体制に配慮した計画とします。

３　津波避難への公共施設の活用（危機管理部、各施設管理者）

市は、津波からの市民等の避難を確保するため、沿岸部等の公共施設について、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波からの避難のための施設としての活用を推進します。

また、市は、津波による浸水が予測される地域等において、学校等の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付階段の整備及び改修を行います。

なお、津波からの避難に活用できる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時には津波避難が可能となる施設の整備を検討します。

４　高台防災公園の整備（建設部）

市は、津波による浸水が予測される香良洲地域に、国県との連携の下、公共事業の排出土を有効利用した高台を造成し、平時には公園として、また、津波災害時には津波避難にも活用できる防災公園を整備します。

５　津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進（危機管理部）

(1) 津波避難ビルの指定

市は、避難が遅れた市民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、津波避難ビルとして、また、災害対策基本法第４９条の４の規定に基づく津波時の指定緊急避難場所として指定を進めます。

なお、津波避難ビルは、原則として堅牢な中高層建築物とし、指定状況については、津波対策編資料集のとおりです。

また、地震発生時に自動解錠する、鍵等を保管できる収納箱の設置を推進します。

(2) 津波避難協力ビルの指定

市は、津波避難ビルと同様の機能を有するものの、利用できる日時に制限のあるビル等を、津波避難協力ビルとして、また、災害対策基本法第４９条の４の規定に基づく津波時の指定緊急避難場所として指定を進めます。

なお、指定状況については、津波対策編資料集のとおりです。

(3) 津波避難ビル・津波避難協力ビルの周知

津波避難ビル及び津波避難協力ビルを効果的に活用するため、市は、施設名、所在地、避難のため利用できる場所、避難入口、その他緊急かつ一時的な避難施設であること等、津波避難に係る正しい行動等について、市広報紙を始め、ホームページ等様々な方法により市民等に周知します。

また、市は、指定した施設に対し、津波時の緊急避難場所としての表示を行うとともに、道路上への案内標識の設置などを進めます。

６　津波避難スペースの確保（危機管理部）

市は、津波による浸水被害等により避難所で収容しきれない多数の避難者を緊急かつ一時的に受け入れるため、市有施設以外の施設も活用できるよう、更なる津波避難スペースの確保に努めます。

７　津波を想定した防災訓練の実施（危機管理部、消防本部、教育委員会事務局、健康福祉部）

市は、「震災対策編 第２編 第２章 第２節 防災訓練の実施」に準じて、各種防災訓練を実施しますが、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織等の関係機関を含めた防災訓練の実施に努めます。

８　市民等の役割

市民等は、平常時から津波に関する地域の危険性を認識し、避難場所及び避難経路等を把握するとともに、市や事業所等とも連携し、津波を想定した避難訓練等の実施に努めます。

また、市民等は、迅速かつ的確な行動が行えるよう、ラジオ、テレビの放送を聴取するほか、平常時からその他情報収集手段を確保する等、自ら積極的な情報収集に努めます。

９　事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めます。

第４節　防災意識・防災知識の普及

○　津波による被害防止と軽減を図るために重要なことは、「自分の身は自分で守る」という市民一人ひとりの防災意識であることから、市民等に対し、津波の特徴や危険性等の周知啓発を行い、防災知識の普及を図ります。

１　市民等に対する防災啓発（危機管理部、健康福祉部、農林水産部、都市計画部）

市は、市民等に対し、津波災害における日頃の備えと津波発生時の的確な行動等、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の内容の周知を図ります。

また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

(1) 市民に対する内容

ア　強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

ウ　地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。

エ　津波注意報でも、海水浴や釣り等は危険なので行わないこと。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで沿岸部に近付かないこと。

(2) 船舶に対する内容

ア　強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避すること。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

ウ　地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。

エ　港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで沿岸部に近付かないこと。

※　港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うものとします。

２　津波に関する情報の事前周知（危機管理部、教育委員会事務局）

(1) 津波による浸水予測の周知

市は、津波による浸水が予測される地域について事前に把握し、これら津波災害に関する情報を地域の災害危険度を示す防災マップ等にまとめ、市民等への周知を図ります。

学校においても、津波災害に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。

(2) 避難経路や避難場所の周知

市は、地域住民と協力し、地域の津波避難計画作成を支援するとともに、日頃から避難経路や避難場所の周知を図ります。加えて、その地域に不案内な方にも有効な避難所等案内標識の設置にも努めます。

また、高齢者、障がい者等を適切に避難誘導するため、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から地域で避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めます。

学校においても、学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進し、浸水が予測される地域については、津波避難計画を作成し、その周知に努めます。

(3) 海抜や標高の周知

市は、道路管理者の協力を得て、津波時の迅速な避難の目安となるよう、カーブミラー等に海抜表示を行い、津波浸水予測地域及びその周辺の海抜を周知します。

また、津波から避難するための参考となる「津市沿岸地域標高マップ」を作成し、ホームページや広報紙等により、広く市民等へ周知します。

第４章　津波災害応急対策計画

○　南海トラフ地震等、津波を伴う大規模地震が発生した場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急措置について、基本的な計画を定めます。

第１節　活動体制の確立

○　地震による津波発生時に的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。

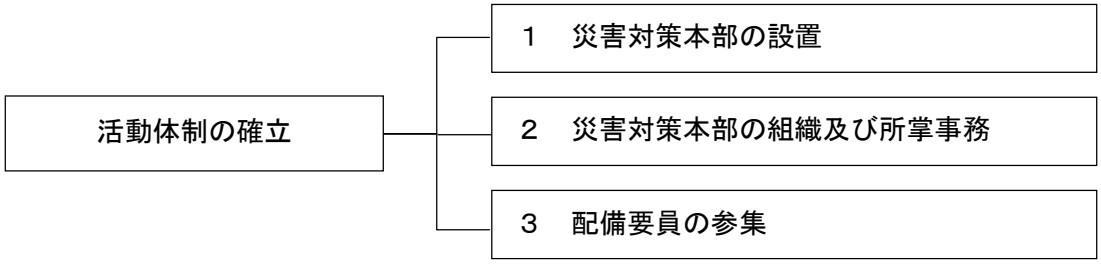

１　災害対策本部の設置（危機管理部）

市は、南海トラフ地震等、津波を伴う大規模地震が発生した場合は、災害対策基本法に基づき、直ちに津市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑な応急対策を実施します。

(1) 設置基準及び廃止基準

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、「震災対策編　第２編　第４章　第１節　災害対策本部」に準じます。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、「震災対策編　第２編　第４章　第１節　災害対策本部」に準じ、適切に判断します。

２　災害対策本部の組織及び所掌事務（危機管理部）

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「震災対策編　第２編　第４章　第１節　災害対策本部」に準じます。

３　配備要員の参集（各部、各総合支所）

災害対策本部員の参集は、「震災対策編　第３編　第１章　第１節　活動体制の確立」に準じます。

第２節　津波に関する情報等の収集・伝達

○　市は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく津波警報等及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく津波に関する情報等を収集し、迅速かつ正確に市民等へ伝達します。

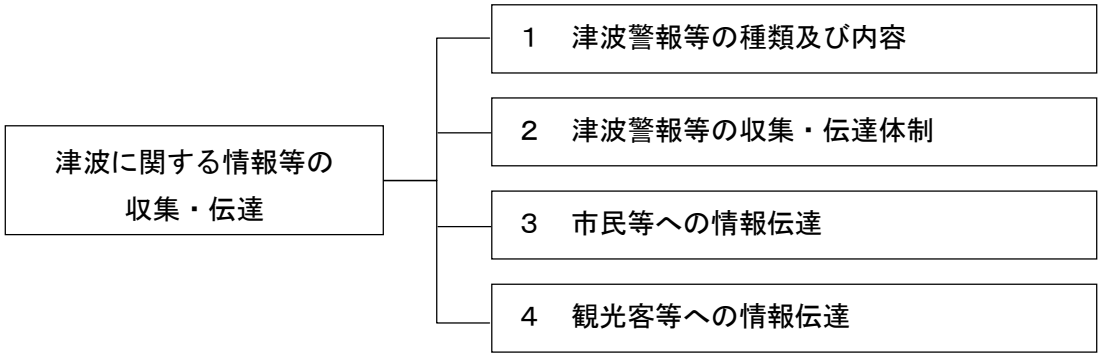

１　津波警報等の種類及び内容

津波警報等の発表は、気象庁本庁が行い、本市には「伊勢・三河湾」を予報区として発表されます。

(1) 津波警報等

津波警報等は津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表され、その内容は次のとおりです。

［津波警報等の種類と発表される津波の高さ等］

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報（特別警報）	予測される津波の高さが高いところで３ｍを越える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m＜高さ≦10m	10m		
		3m＜高さ≦5m	５ｍ		
津波警報	予測される津波の高さが高いところで１ｍを越え、3m以下の場合	1m＜高さ≦3m	３ｍ	高い	
津波注意報	予測される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2ｍ≦高さ≦1ｍ	１ｍ	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注 1）津波警報等の留意事項等

ア　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注 2)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

≪三重県が属する津波予報区≫

伊勢・三河湾：愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く）、三重県（伊勢市以南を除く）

三重県南部（伊勢市以南に限る）

(2) 津波情報

津波情報は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表するものであり、その種類と内容は次のとおりです。

［津波情報の種類と発表内容］

	情　報　の　種　類	発　表　内　容
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表 発表される津波の高さの値は、［津波警報等の種類と発表される津波の高さ等］参照
	各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻、津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波観測に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※　津波情報の留意事項等

ア　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ｱ) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(ｲ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波

の高さより高くなる場合がある。

イ　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

(ｱ)津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ　津波観測に関する情報

(ｱ)津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(ｲ)場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ　沖合の津波観測に関する情報

(ｱ) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(ｲ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表され、その内容は次のとおりです。

［津波予報の発表基準と発表内容］

	発　表　基　準	内　容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨の発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

２　津波警報等の収集・伝達体制（危機管理部）

(1) 津波警報等の収集・伝達

市は、防災関係機関と連携し、津波に関する情報を迅速に収集するとともに、安全対策に配慮のうえ、現地へ職員を派遣する等、津波の状況及び被害の状況等の把握に努めます。

また、防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努め、三重県防災情報システム、電話、ファクス、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ、最も有効な手段を用いて情報伝達を行います。

(2) 津波警報等の伝達系統

津波警報等は、次の系統により伝達します。

《津波警報等伝達系統図》

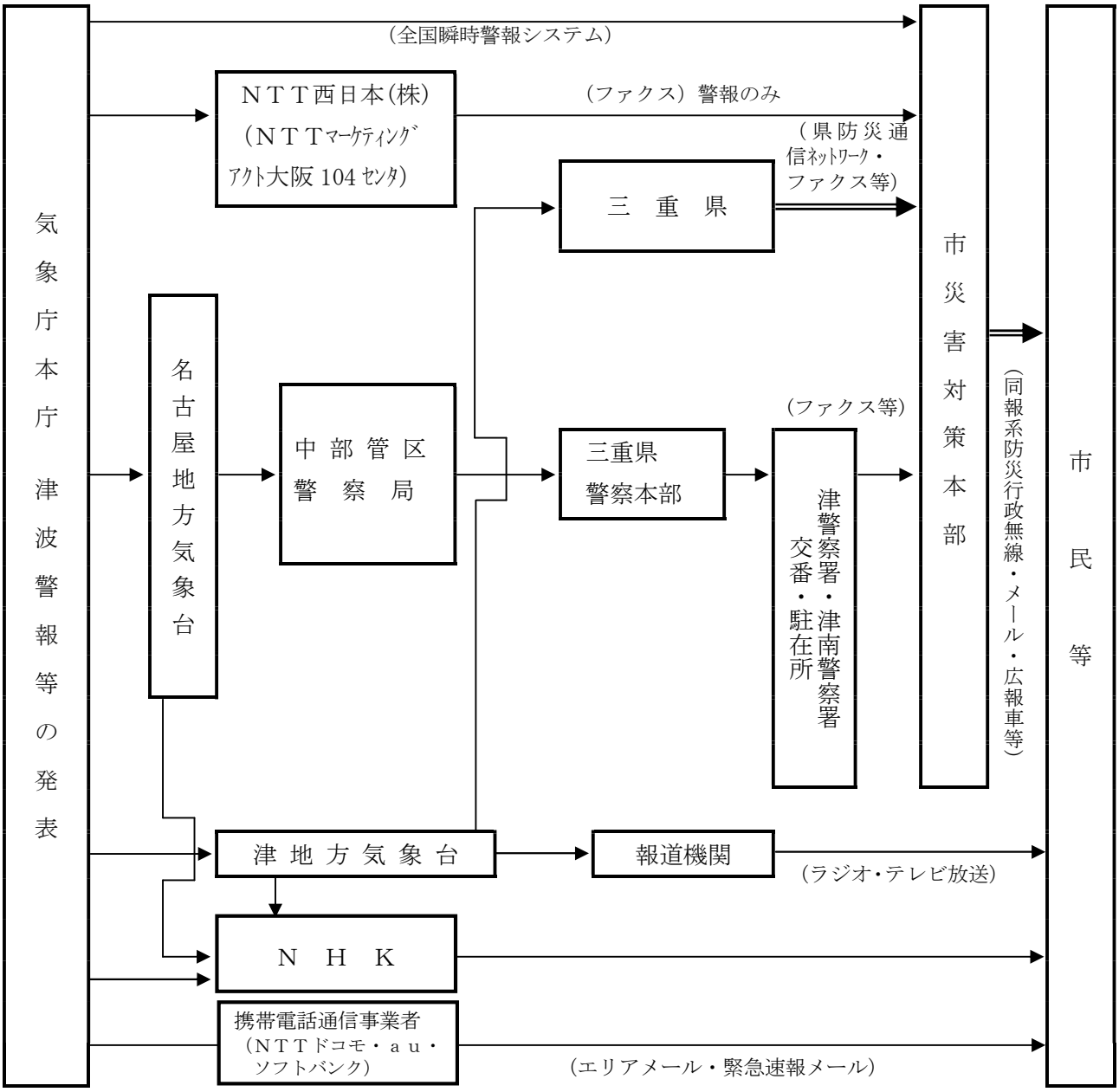

（注 1）船舶には、海上保安部を経由して伝達される。

（注 2）二重線の経路は、特別警報（大津波警報）が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

３　市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部）

(1) 市民等への周知

市は、関係機関とも連携し、津波警報等が発表された場合には、以下の事項について、速やかに市民等へ周知徹底します。

ア　発生した地震及び津波、今後の地震及び津波に関する情報

イ　避難勧告・指示、避難所に関する情報

ウ　その他、市民、事業所、海浜利用者等が急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 伝達の手段

津波警報等の伝達は、以下に示す様々な手段の中から効果的な手段を用いて行うこととします。

ア　同報系防災行政無線

イ　防災情報配信システム（メール（多言語版含む）・ファクス配信システム、電話応答システム）

ウ　通信事業者の提供する緊急速報サービス（エリアメール等）

エ　ホームページ

オ　ＣＡＴＶ

カ　報道機関を通じた伝達

キ　広報車による伝達

ク　電話

ケ　サイレン等

(注)サイレン等により津波警報等を周知する場合の標識は、資料集のとおりです。

なお、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）で津波警報等の情報を受信した場合、当該機器と連動する同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）により、自動放送・配信が速やかに行われます。

４　観光客等への情報伝達（危機管理部、都市計画部、農林水産部、商工観光部）

海水浴客、釣り客等の海岸付近にいる観光客等に対しては、同報系防災行政無線による一斉放送などにより、適切に情報伝達が行えるよう努めます。

第３節　監視・警戒体制

○　津波警報等が発表された場合、河川、海岸等の危険個所等において、巡視及び警戒活動を行います。
○　水位の変動等を監視し、必要に応じて、防潮扉、水門、樋門の適切な開閉を行います。

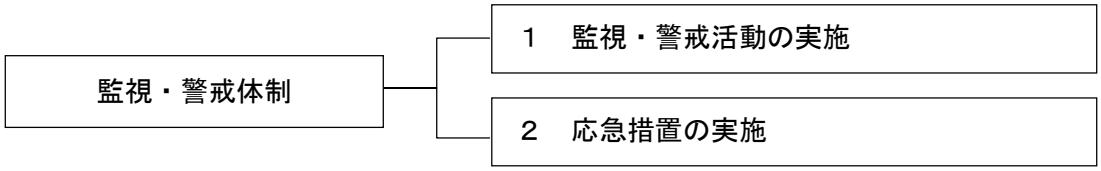

１　監視・警戒活動の実施（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）

(1) 監視・警戒

市は、津波警報等が発表された場合又は地震による津波災害の発生が予想される場合、水防法第９条の規定に基づき、直ちに河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の津波防護上重要な各種施設の巡視及び警戒にあたり、被害状況等を把握します。

また、市は、危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川及び海岸等の管理者に報告するとともに、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めます。

(2) 防潮扉、水門、樋門等の操作

防潮扉、水門、樋門等の管理者（操作責任者）は、津波警報等が発表された場合、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の適切な開閉を行います。

(3) 安全対策への配慮

河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の巡視及び操作に当たっては、津波の状況等を踏まえ、津波が到達する前までに安全な場所へ退避する等、安全対策に配慮します。

２　応急措置の実施（建設部、下水道部、農林水産部）

河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに関係機関に報告するとともに、必要な応急措置を講じます。

第４節　津波避難対策

○　大津波警報、津波警報の発表、避難勧告及び避難指示に基づく避難行動に際し、市民の混乱を回避し、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、被害の防止、軽減を図ります。

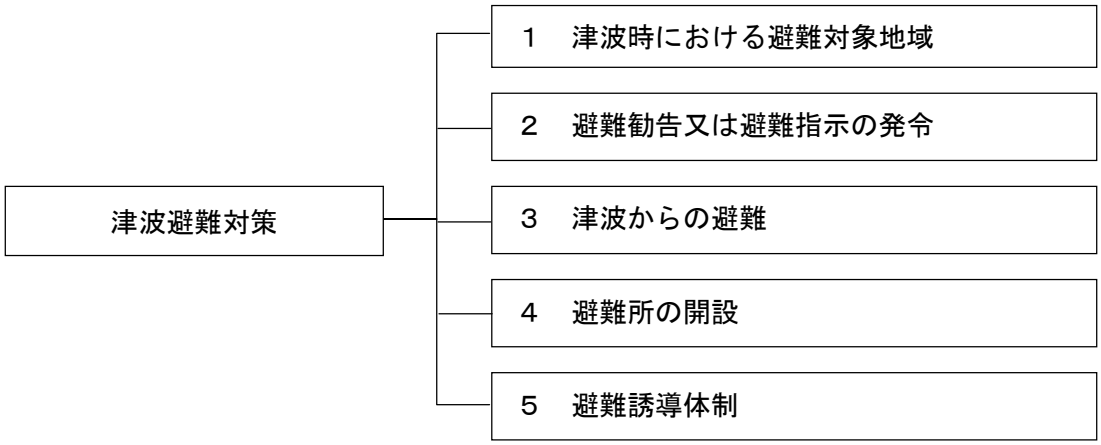

１　津波時における避難対象地域（危機管理部）

津波時における避難対象地域は、津波による浸水被害の発生が予測され、避難を必要とする地域であり、平成 24 年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震が同時発生（Ｍ９．０）した場合の津波浸水予測図【防潮堤等の施設がないとした場合】により、津波による浸水が予測されている地域（以下、「津波浸水予測地域」という。）とします。

なお、本市における津波浸水予測地域については、津波対策編資料集で示すとおりです。

２　避難勧告又は避難指示の発令

市は、津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため、避難勧告又は避難指示の発令基準を作成し、これに基づく判断のもと、迅速かつ的確に避難勧告等を発令します。

ただし、市は、津波警報等の発表に先立って、津波が到達することもあることから、強い地震（震度４以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難勧告等の発令を検討します。

(1) 避難勧告等の発令基準（危機管理部）

市は、次の基準を基に、避難対象地域に対し、避難勧告又は避難指示等の発令を判断します。

《津波の避難勧告等発令の基準》

種　　別		発令基準
避難勧告	居住者等に避難のための立退きを勧め又は促すもの。	・強い地震（震度４以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。
避難指示	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのもの。	・伊勢・三河湾予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

(2) 避難勧告等の伝達方法（**政策財務部、危機管理部、消防本部**）

津波災害における避難勧告等は、その性格上、迅速な伝達が求められることから、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）の放送・配信をもって避難勧告等の発令とみなすこととします。

その後も、同報系防災行政無線による放送を継続して行う他、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、ＣＡＴＶ、広報車等の様々な手段により、市民等へ情報伝達を行います。

また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求める等、避難勧告等の周知徹底に努めます。

なお、同報系防災行政無線により伝達する場合には、サイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、その伝達パターンは以下のとおりとします。

≪避難勧告等の伝達パターン≫

内容	サイレンパターン	音声放送内容（例）
避難勧告	【吹鳴】（休止）【吹鳴】 【５秒】（６秒）【５秒】	伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。 沿岸や川沿いの地域にいる方は、出来る限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。
避難指示	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 【３秒】（２秒）【３秒】（２秒）【３秒】	

３　津波からの避難（危機管理部）

南海トラフ地震が発生した場合、本市では、第２章、第２節、２の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成 24 年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震同時発生（Ｍ９．０）の津波の浸水想定により、本市沿岸部に津波が到達する時間は、最短で、0.5ｍの津波が約 48 分後、最大の津波が約 145 分後とされており、津波が到達するまでの間に、「より遠く、より高い場所」へ迅速に避難することが重要です。

(1) 市民等の避難行動

避難対象地域内の市民等は、津波警報等の緊急情報を入手した際には、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）へ、周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して迅速に避難することを基本とします。

ただし、津波浸水予測地域内で、津波からの避難が遅れた市民、救助活動に従事する者又は災害時要援護者等が、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの高台、あるいは、状況に応じて津波避難ビルや津波避難協力ビルを始めとした堅牢な高い建物等に一時的に緊

急避難するものとします。

ア　津波注意報発表時　（レベル１）

津波注意報が発表された場合、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとします。また、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図るものとします。

イ　津波警報発表時

(ｱ) 地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合）　（レベル２）

遠地での地震発生等、本市において地震の揺れを伴わない場合については、堤防等が機能することを考慮し、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとします。また、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図るものとします。

(ｲ) 強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを伴った場合　（レベル３）

本市において、強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合については、南海トラフ地震発生の可能性があることから、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとします。

ウ　大津波警報発表時　（レベル４）

大津波警報発表時においては、堤防等を乗り越えることも予想されることから、地震の揺れの有無に関わらず、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとします。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>市民等の基本的な行動</th></tr>
<tr><td colspan="2">津波注意報発表時
（レベル１）</td><td rowspan="2">・堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避する。
・沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにする。
・市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報
発表時</td><td>地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合）
（レベル２）</td></tr>
<tr><td>強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを伴った場合
（レベル３）</td><td rowspan="2">・避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）等へ迅速に避難する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津波警報発表時
（レベル４）</td></tr>
</table>

(2) 津波避難ビル・津波避難協力ビルへの一時避難

津波避難ビル及び津波避難協力ビルへの一時避難は、原則として、大津波警報、津波警報が発表

され避難勧告等が発令された時からその解除等により津波のおそれがなくなった時までとし、一時避難者は、安全が確認された段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとします。

ただし、津波避難ビル等は、津波による浸水予測地域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものではないことに留意する必要があります。

なお、津波避難ビル、津波避難協力ビルは津波対策編資料集のとおりです。

４　避難所の開設（市民部、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）

市は、「震災対策編　第３編　第１章　第６節　避難対策活動」に準じて避難所の開設を行いますが、第一次的な措置として、原則、津波浸水予測地域内の避難所は開設しないものとします。ただし、津波のおそれがなくなった場合には、津波による浸水被害がみられない又は浸水被害が軽微な避難所については、津波浸水予測地域内であっても、周辺の状況等に応じて、避難所の開設を行います。

なお、津波浸水予測地域内にある避難所は、津波対策編資料集のとおりです。

５　避難誘導体制（消防本部、危機管理部、三重県警察本部）

市は、市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察、消防団等の関係機関と連携し、避難誘導にあたります。

津波浸水予測地域で避難誘導を行う場合は、自身の安全を第一として津波到達時刻までに津波浸水予測地域外へ退避することを原則とし、退避することができない場合に備え、事前に津波避難ビルなどの退避場所を確認した上で、可能な時間まで活動します。

ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、避難行動要支援者も含め、地域でまとまった避難誘導の実施に努めます。

第５章　東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

○　東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、災害の拡大防止に向けた地震への対応を図ります。

第１節　東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応

１　市民への防災意識の啓発（危機管理部）

市は、東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、これらの地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知し、防災意識の啓発に努めます。

２　時間差発生に備えた避難の検討（危機管理部）

東南海地震が発生した後、連続して南海地震の発生が懸念される場合においては、市民等の安全確保のため、津波の来襲や土砂災害の発生が懸念される地域等に対し、状況に応じて避難の実施を検討します。

津波対策編　資料集

1　被害想定（危機管理部）

(1)　東海・東南海・南海地震同時発生（Ｍ８．７）

ア　震度分布

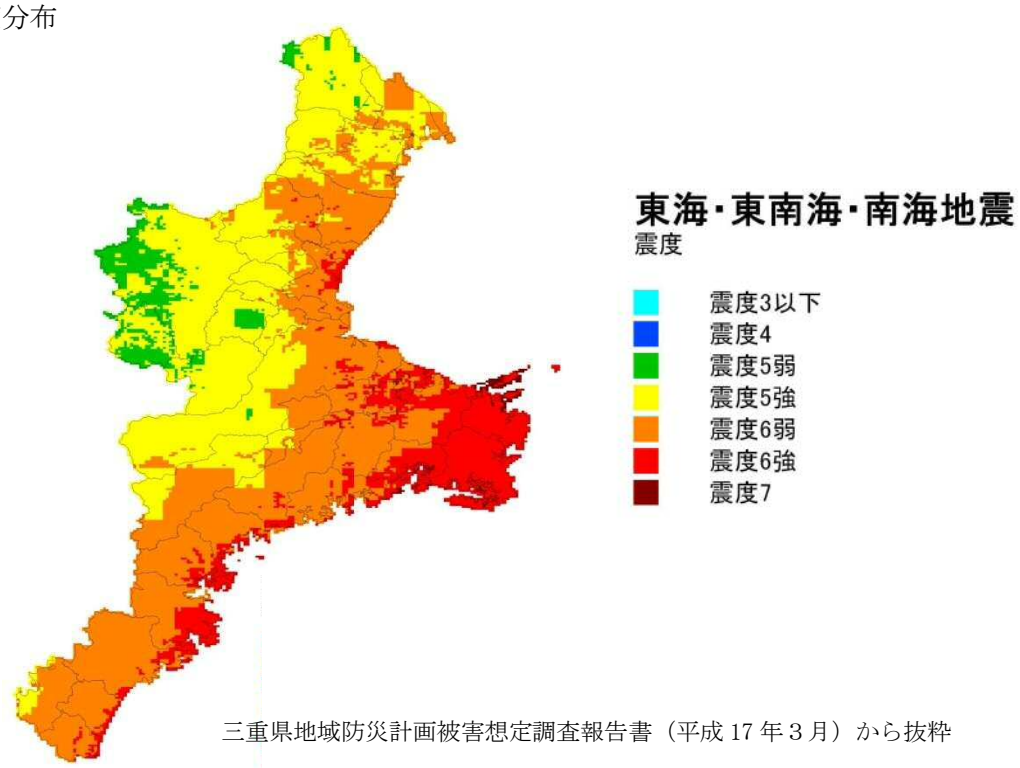

三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から抜粋

イ　津波による建物被害（全壊棟数+半壊棟数）

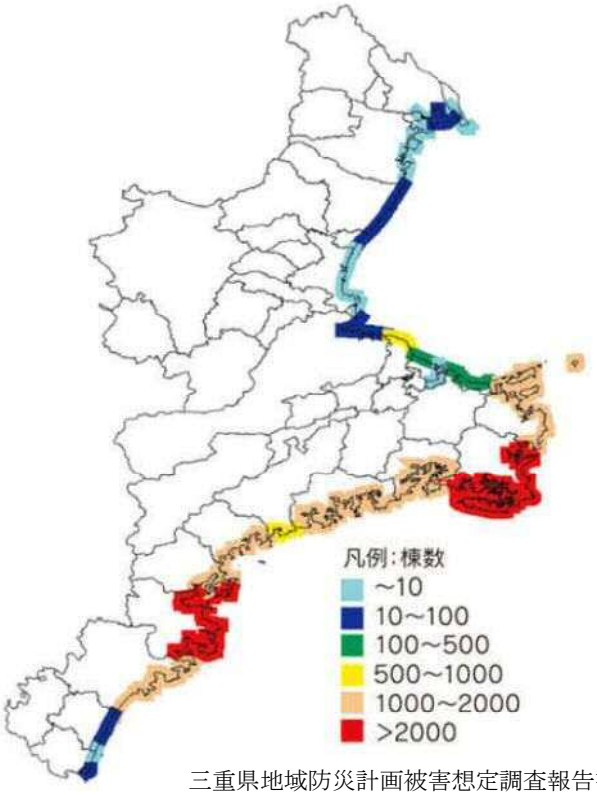

三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から抜粋

ウ　震源域及び波源域図

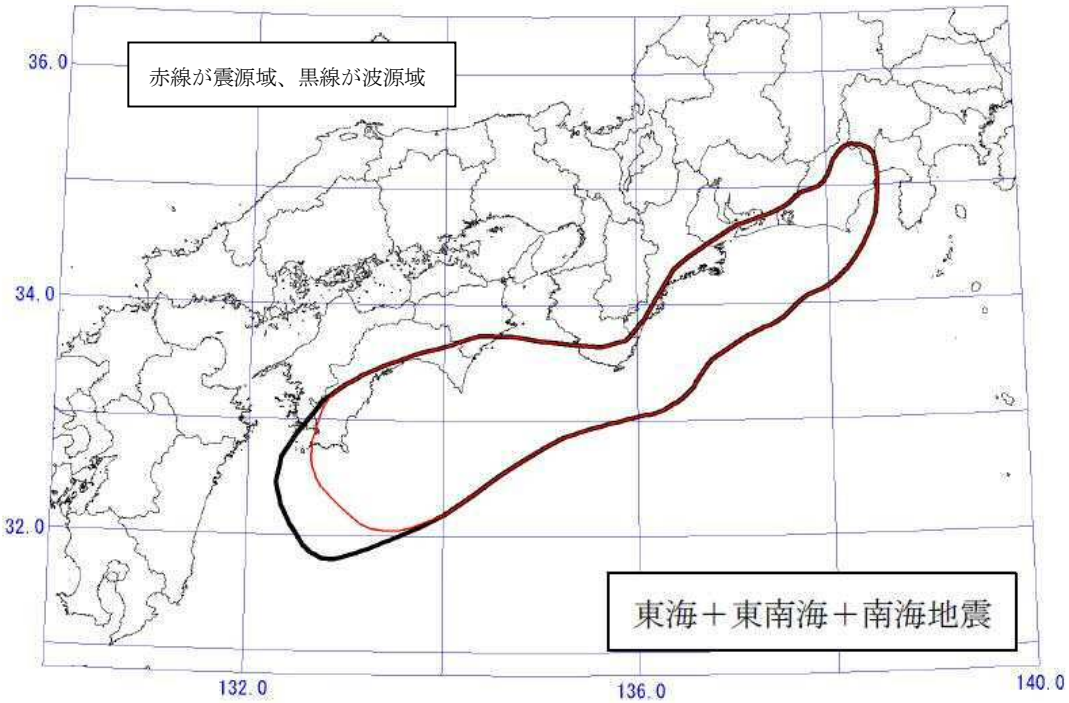

中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成 15 年 9 月）」公表資料から抜粋

エ　海岸の津波の高さ（満潮時）

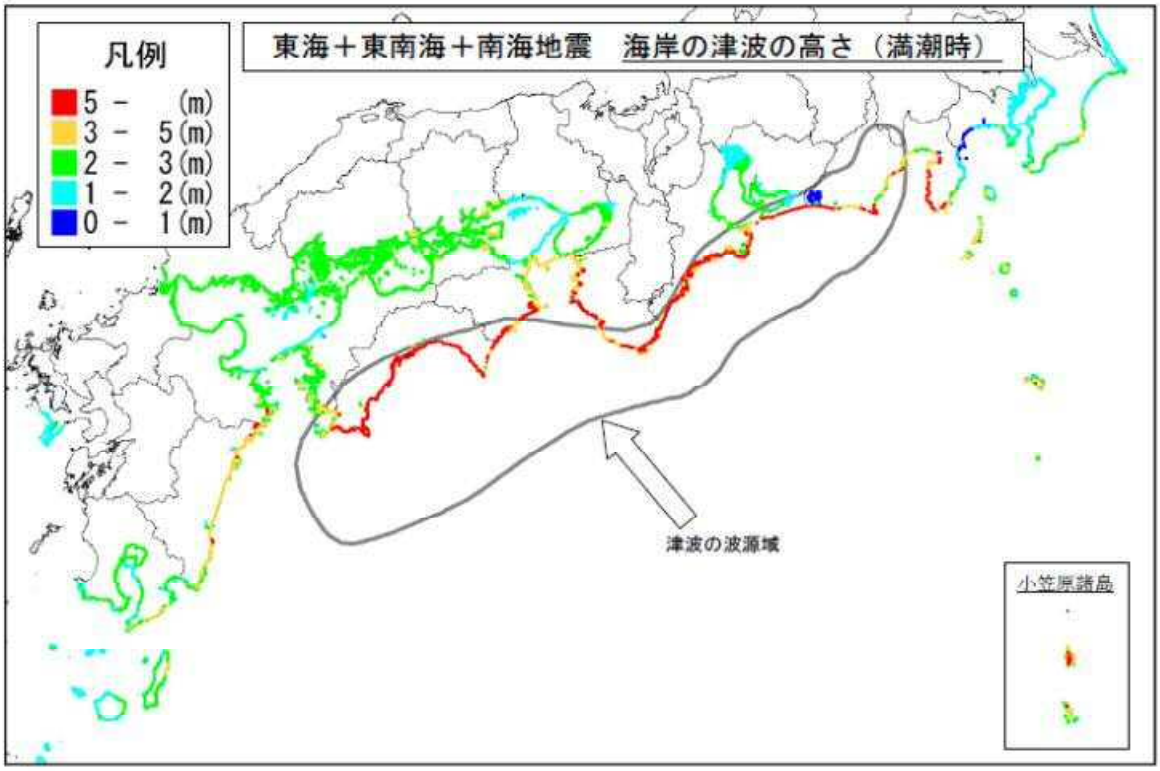

中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成 15 年 9 月）」公表資料から抜粋

オ　津波浸水予測図

この津波浸水予測図は、平成 16 年３月に三重県が発表した津波浸水予測図（防潮施設等が機能しない場合）に基づき、満潮時（ＴＰ+1.31ｍ）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（Ｍ８．７）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。

＜津市北部＞

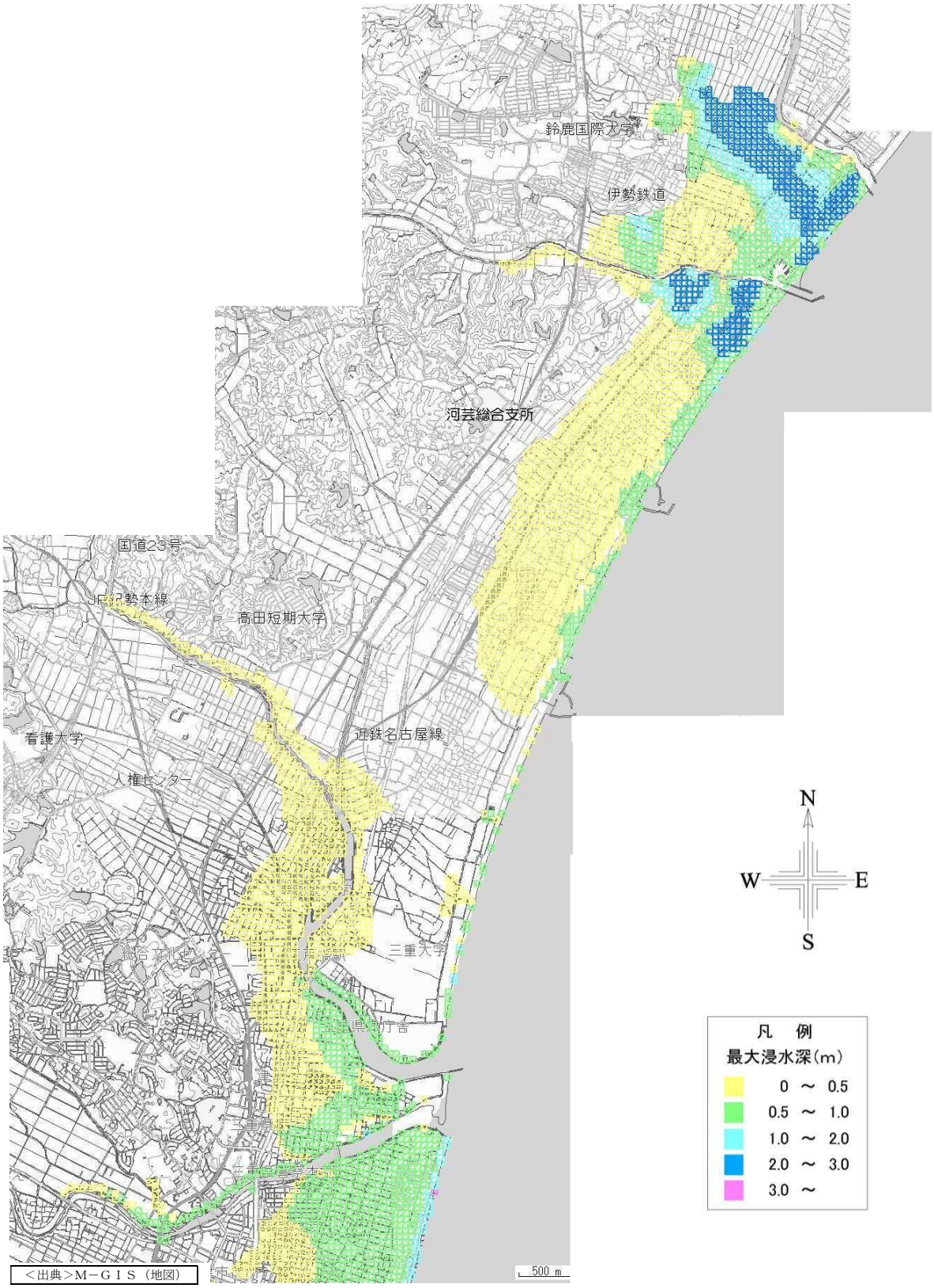

＜出典＞Ｍ－ＧＩＳ（地図）

＜津市南部＞

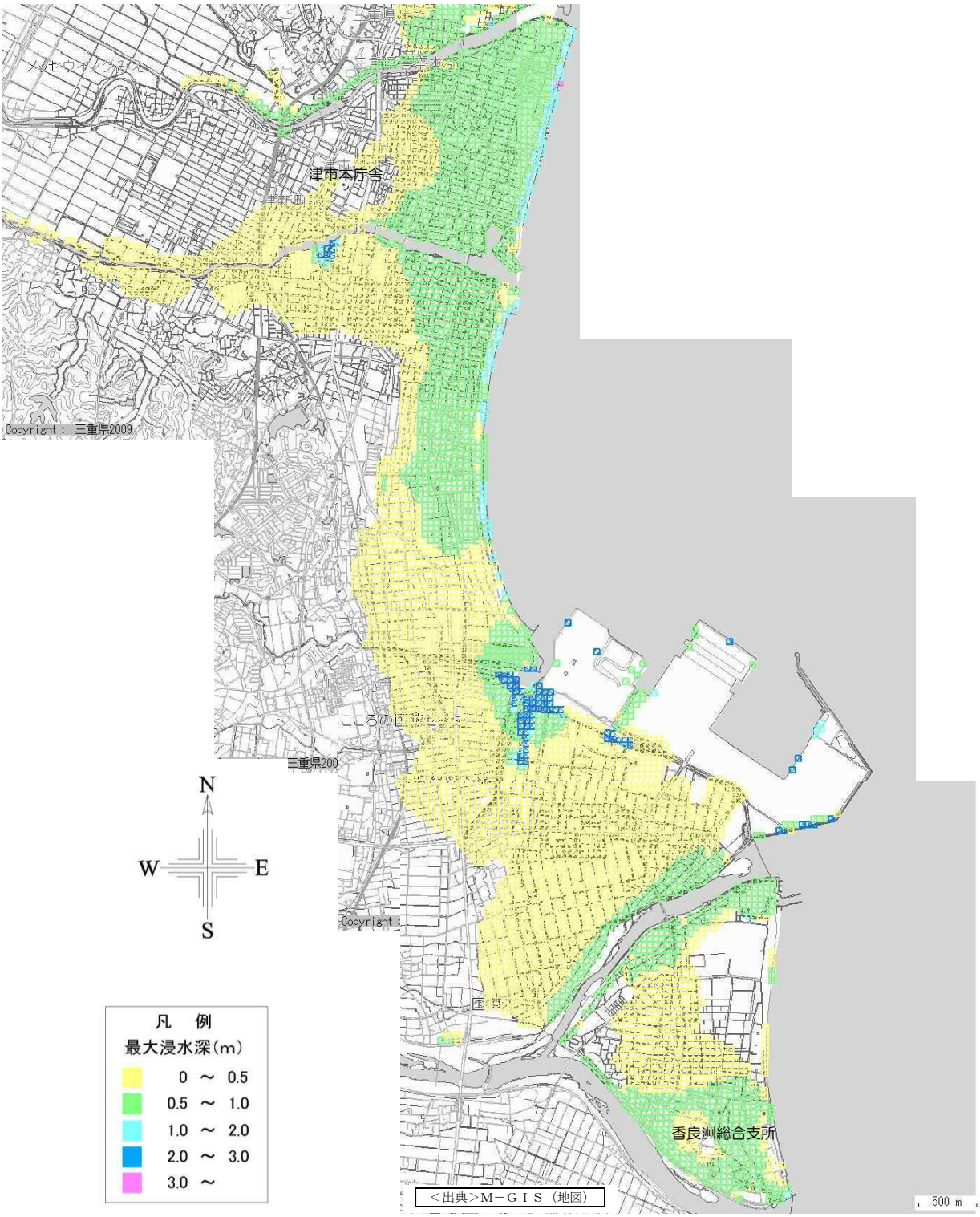

※注：防潮施設等が機能しない場合とは、海岸や河川にある護岸、防潮堤、防波堤等の施設が地震により破損や機能しなくなった場合を言います。

(2)　東海・東南海・南海地震同時発生（Ｍ９．０想定）

ア　津波浸水予測図

この津波浸水予測図は、平成 24 年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合　※注）であり、満潮時（ＴＰ+1.3m）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（Ｍ９．０）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。

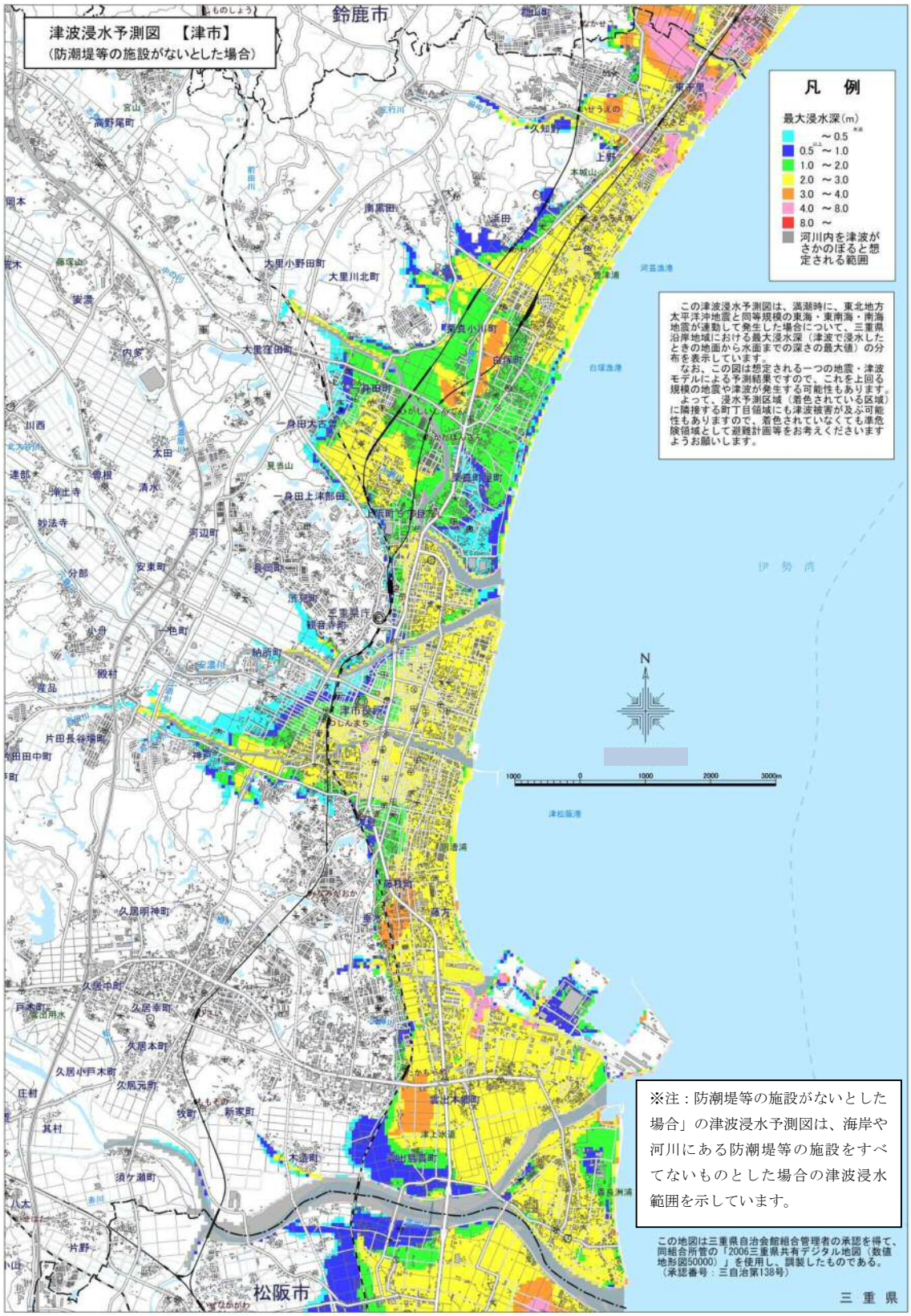

(3)　南海トラフ巨大地震モデル検討会による津波高・浸水域等（第二次報告）

ア　震度分布

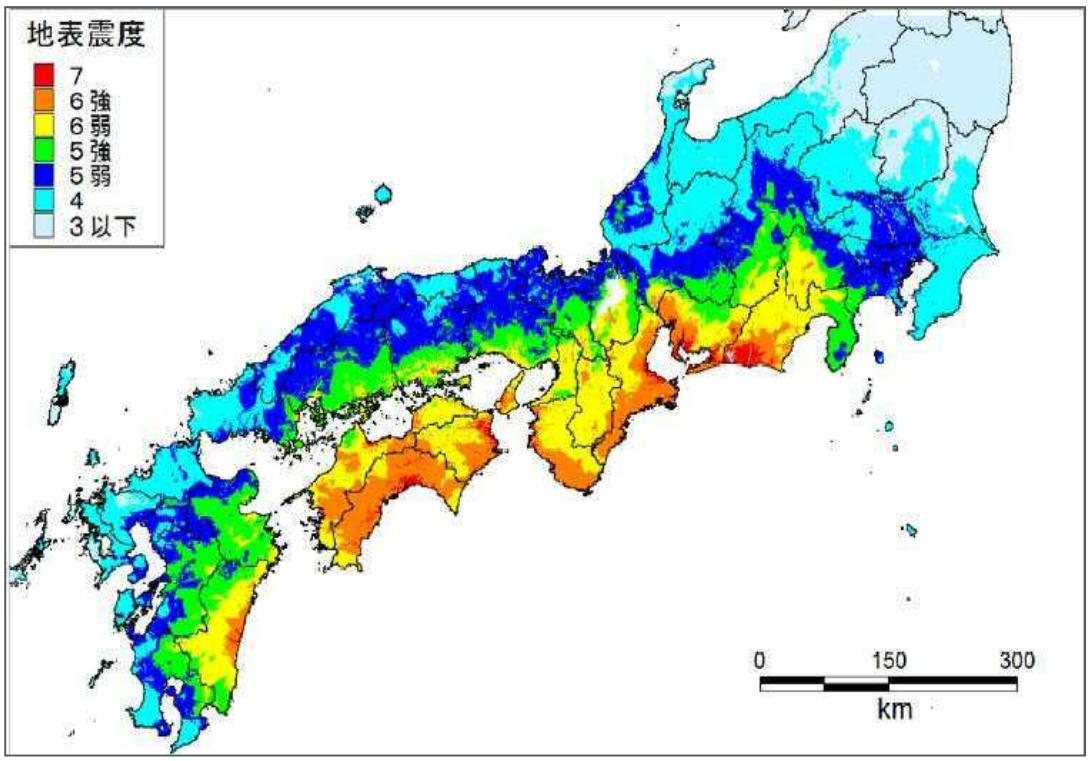

【陸側ケースの震度分布】

イ　津波の高さ

(ｱ) 満潮時

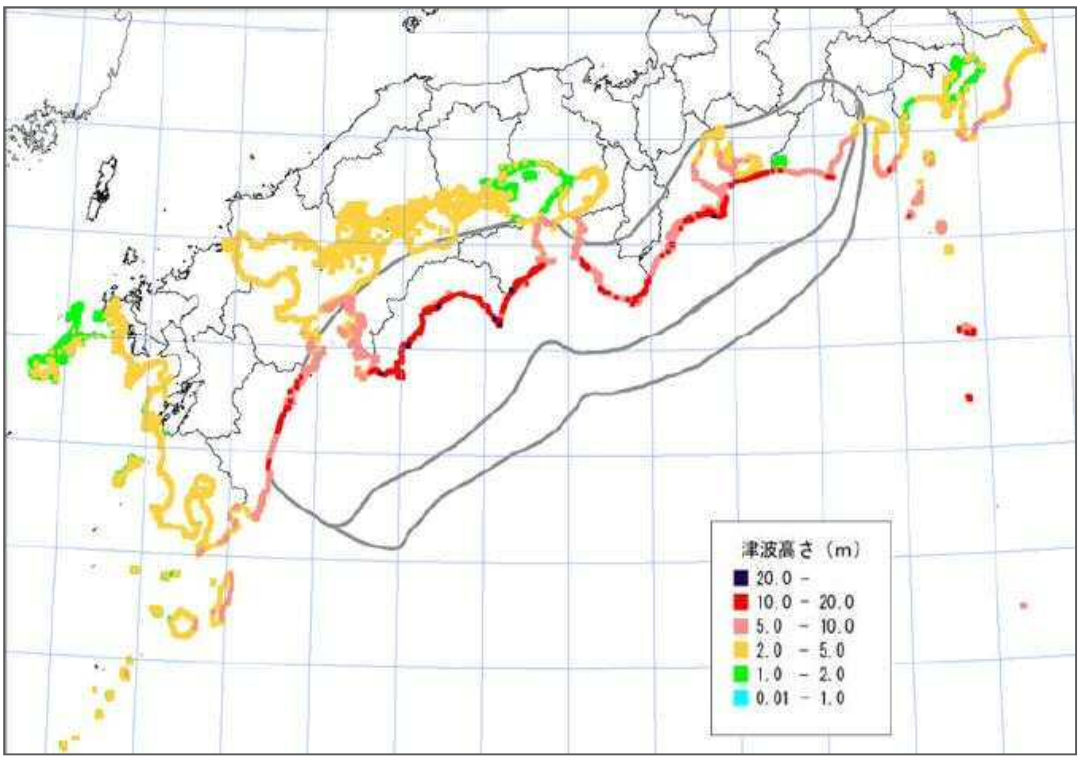

【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定】

（ｲ）満潮位を引いた津波高

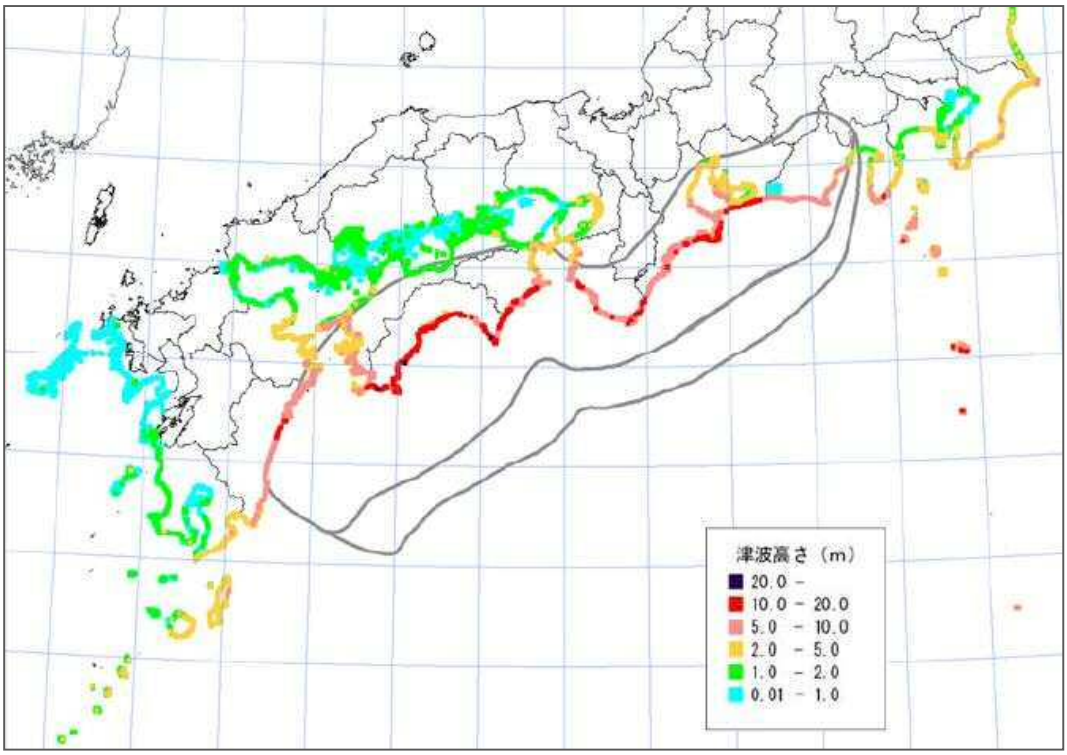

【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定】

ウ　津波の浸水分布図

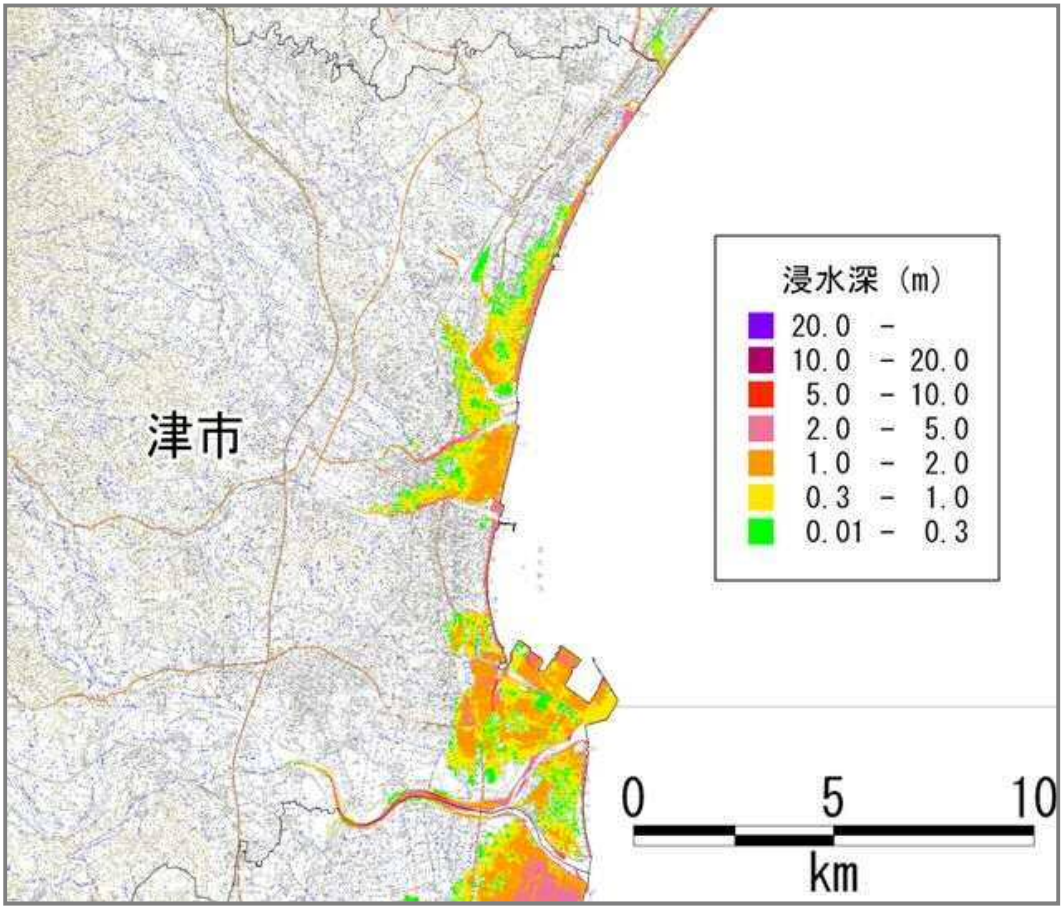

【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に大すべり域を設定、堤防条件：津波が乗り越えたら破堤】

(4)　平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月 13 日）

ア　津波浸水予測図

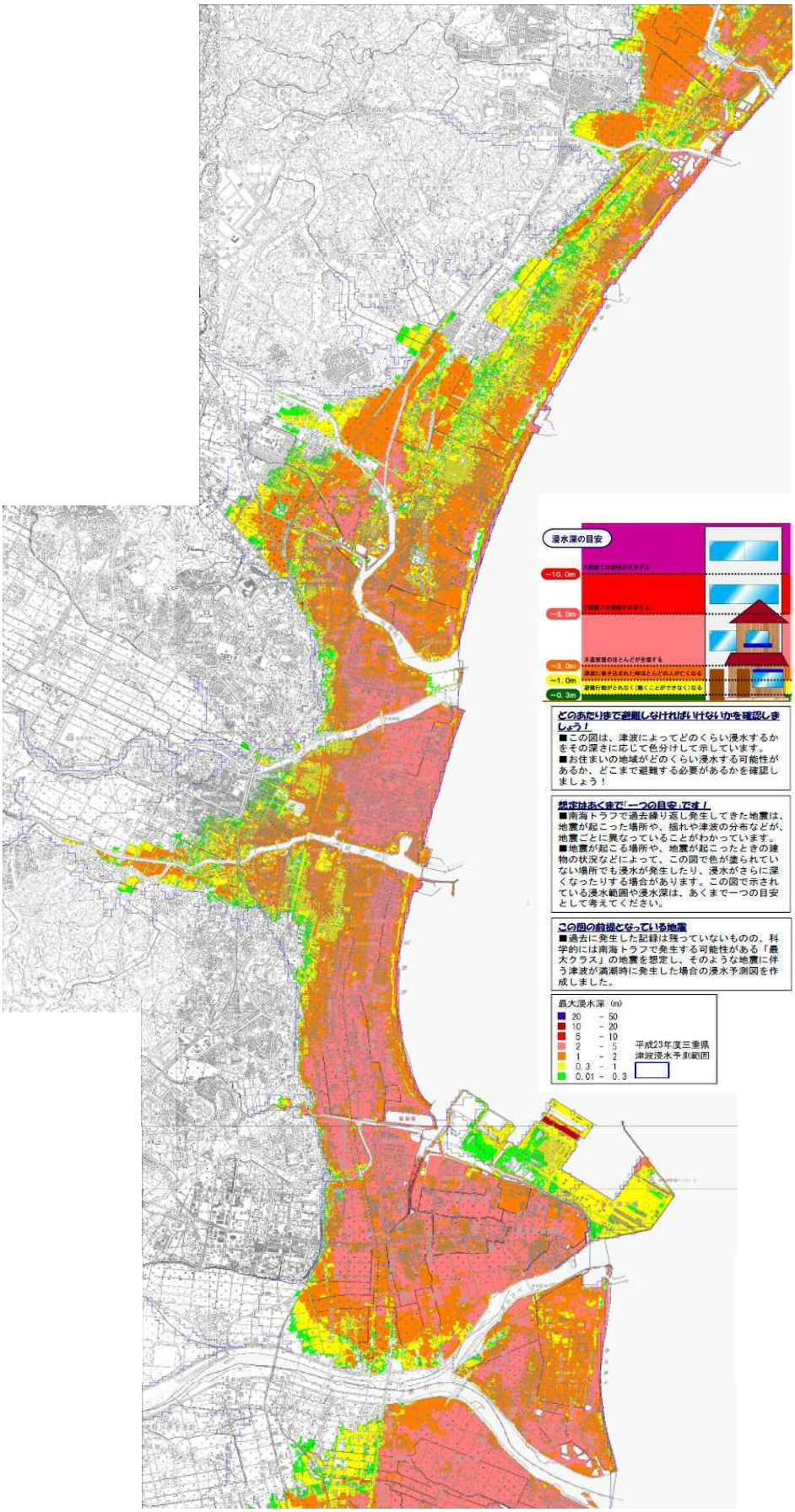

イ　津波浸水深 30 ㎝到達予測時間分布図

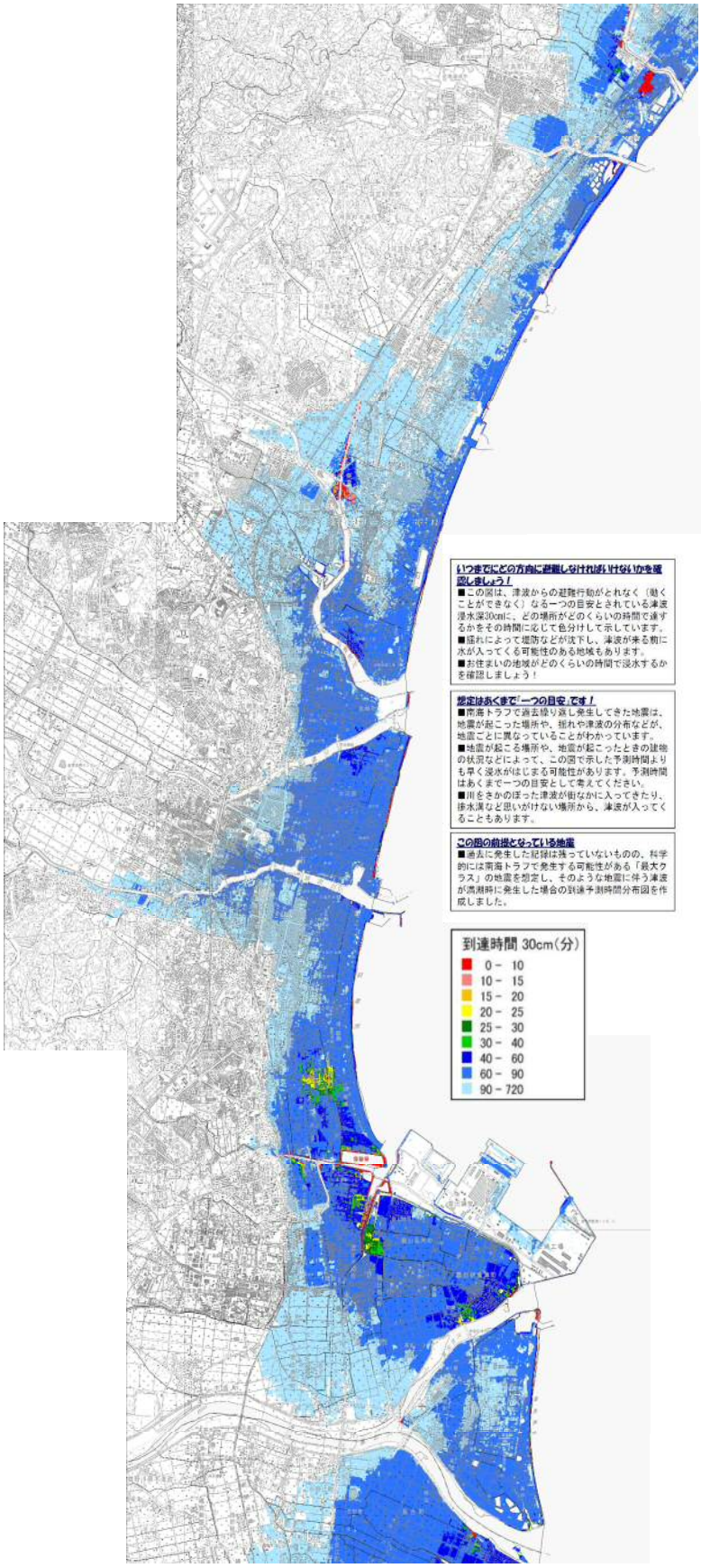

２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧（危機管理部）

（1）津波避難ビル

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
1	第二岩崎病院	一身田町 387	４階	2.2	４階	施設北側正面入口、東側職員通用口		590	590
2	イセットビル	桜橋三丁目 408	５階	1.6	４階会議室	施設北側屋外階段		120	120
3	津郵便局	中央 1-1	７階	2.5	３階廊下、４階廊下、５階廊下・中庭	施設南側ゆうゆう窓口横		720	720
4	フェニックスメディカルセンタービル	乙部 5-3	６階	1.5	４階（ホール・ロビー・食堂・多目的スペース・屋上）、５階（ホール・トレーニング室・スタジオ）	施設北側出入口		700	700
5	ＣＳビル	寿町 18-15	６階	0.7	屋上	施設東側通路		200	200
6	津老人保健施設アルカディア	乙部 11-5	６階	1.2	５階ディルーム機能訓練室、５階屋上	施設西側正面玄関		550	550
7	パナソニック㈱エコソリューションズ社　津工場厚生会館	藤方 1668	３階	1.3	津工場厚生会館３階	正門及び北門入口		680	680
8	Ｌｕｔ’ｓ（ラッツ）	藤方 716	２階	1.8	屋上駐車場（最上階）	施設北側屋上駐車場出入口		4,630	4,630
9	イオン津南ショッピングセンター	高茶屋小森町 145	３階	1.2	屋上駐車場	施設北側及び南側屋上駐車場出入口		23,000	23,000
10	ホテル　ザ・グランコート津西	広明町 345-4	８階	6.9	３階廊下、４階廊下、５階廊下、６階廊下、７階廊下、８階廊下、屋上	施設南側正面玄関		360	360
11	ＪＡビル専用駐車場	栄町二丁目 407-2	７階	4.3	３階、４階、５階、６階、屋上	施設西側出入口、施設北側駐車場出入口		3,600	3,600
12	フェニックスホテル	大門 28-8	６階	1.8	３階廊下、４階廊下、５階廊下、屋上	施設西側正面玄関		250	250
13	三重県教育文化会館	桜橋二丁目 142	８階（本館） ４階（別館）	1.6	本館：３階（ホール・廊下）、４階（ホール・廊下・テラス）、５階（ホール・廊下）、６階（ホール・廊下）、７階（廊下・テラス） 別館：３階（廊下）、４階（廊下）	本館北側出入口		740	740

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
14	東邦ガス株式会社 津営業所	南丸之内 4-10	５階	2.1	屋上	施設西側屋外階段		110	110
15	サービス付き高齢者向け住宅安濃津ろまん	神戸 154-9	６階	4.3	３階（通路・ホール）・ ４階（通路・ホール）・ ５階（通路・ホール）・ ６階（通路・ホール）、 屋上	施設西側正面出入口		2,600	2,600
16	くもづホテル＆コンファレンス	雲出長常町 626-10	３階	1.6	３階廊下	施設北側正面出入口		75	75
17	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	３階	1.7	３階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	1,390	1,390
18	南立誠小学校	桜橋二丁目 39	３階	1.2	３階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	2,230	2,230
19	敬和小学校	中河原 445	３階	1.4	３階、屋上	昇降口	設置済	2,080	2,080
20	修成小学校	修成町 9-1	３階	2.3	３階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	1,630	1,630
21	育生小学校	下弁財町津興 1350	３階	2.4	３階、屋上 ＊屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	2,940	2,940
22	藤水小学校	藤方 1627	３階	1.2	３階、屋上	昇降口	設置済	1,720	1,720
23	雲出小学校	雲出本郷町 1164	３階	1.9	３階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	1,440	1,440
24	豊津小学校	河芸町一色 1680	４階	2.9	３階、屋上 ＊西棟のみ	昇降口	設置済	570	570
25	香良洲小学校	香良洲町 2190-1	３階	1.2	３階、屋上	正面玄関	設置済	1,080	1,080
26	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	４階	1.1	３階、４階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	3,570	3,570
27	東橋内中学校	中河原 356-2	４階	1.3	３階、４階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	2,120	2,120
28	三重短期大学	一身田中野 157	４階	1.7	校舎棟３階、４階、屋上	南側正面玄関		2,750	2,750
29	敬和公民館	寿町 21-22	３階	1.7	３階（大会議室、研修室A）	玄関	設置済	180	180
30	贄崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	２階	2.0	屋上	正面玄関	設置済	40	40
31	まつぼっくり作業所	香良洲町 5722	３階	1.4	３階、屋上	作業所北側入口	設置済	540	540

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
32	（市営）フェニックス通り駐車場	大門 7-32	８階	2.6	３階以上（３，４，５，６，７，８、屋上）	西側ｾﾝﾀｰﾊﾟﾚｽﾋﾞﾙ非常階段		6,193	6,193
33	アスト駐車場	羽所町 700	９階	3.8	３階以上（３，４，５，６，７，８，９,屋上）	東側正面入口		11,265	11,265
34	香良洲歴史資料館（若桜会館）	香良洲町 6320	３階	1.5	３階	正面玄関	設置済	190	190
35	川口ポンプ場	香良洲町 3763-1	３階	1.6	３階、屋上	西側玄関	設置済	270	270
36	掘割ポンプ場	香良洲町 3953-3	３階	1.6	３階、屋上	北側２階玄関	設置済	410	410
37	中日新聞　津橋南専売所	上弁財 25,26,24	３階	3.2	屋上	東側階段		160	160
38	大門病院	大門 1-3	８階	2.2	３階リハビリステーションルーム	病院玄関、夜間通用口		200	200
39	津センターパレスビル	大門 7-15	１０階	2.6	３階（廊下）、４階（廊下、第１会議室、従業員休憩室）、５階（大宴会場、中宴会場、小宴会場、宴会ロビー、センターパレスホール、ホワイエ）	４階南側入口、都ホテル玄関		2,320	2,320
40	津興第１ビル	本町 13-21	５階	2.4	屋上	東側共同住宅入口		100	100
41	ＴＯＳＨＩ	中央 14-8	５階	2.7	屋上	西側共同住宅入口		120	120
42	三重県津庁舎（本館）	桜橋三丁目 446-34	６階	1.8	本館６階大会議室	正面玄関、南側出入口		255	255
43	三重県勤労者福祉会館	栄町一丁目 891	６階	4.8	６階講堂	正面玄関		180	180
44	三重県立津工業高等学校	半田 534	４階	2.0	普通科教室棟（４階視聴覚室）	昇降口		135	135
45	三重県立みえ夢学園高等学校	柳山津興 1239	３階	2.8	本館３階普通教室	正面玄関		540	540
46	三重県立聾学校	藤方 2304-2	３階	2.0	管理棟３階各普通科教室	昇降口		290	290
47	白塚小学校	白塚町 4463	３階	2.1	３階、屋上 ＊屋上は西棟除く	昇降口	設置済	1,930	1,930
48	栗真小学校	栗真中山町 452	３階	2.5	３階、屋上 ＊屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	1,540	1,540
49	一身田小学校	一身田大古曽 355	３階	3.7	３階、屋上 ＊屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	2,670	2,670

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
50	養正小学校	丸之内養正町14-1	３階	3.3	３階、屋上 ＊屋上は東棟のみ	昇降口	設置済	1,820	1,820
51	神戸小学校	神戸332-1	３階	5.3	３階、屋上 ＊屋上は普通教室棟（南）、特別教室棟（北）のみ	昇降口	設置済	2,260	2,260
52	一身田中学校	一身田中野880-1	４階	2.5	３階、４階	昇降口	設置済	1,950	1,950
53	西橋内中学校	東古河町7-1	４階	3.9	３階、４階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	3,000	3,000
54	橋南中学校	上弁財町津興2537-4	４階	2.9	３階、４階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	2,560	2,560
55	朝陽中学校	河芸町上野2010	４階	3.3	３階、４階、屋上 ＊屋上は特別教室棟のみ	昇降口	設置済	2,460	2,460
56	香海中学校	香良洲町128	屋内運動場屋上	3.2	屋内運動場屋上	外付階段	設置済	220	220
57	津リージョンプラザ	西丸之内23-1	３階	3.4	３階、屋上	津リージョンプラザ北・南玄関		2,010	2,010
58	津リージョンプラザ立体駐車場	西丸之内23-1	３階	3.4	３階、屋上	北側外付階段、南側外付階段		3,660	3,660
59	津市モーターボート競走場	藤方637	４階	1.8	スタンド棟：３階、４階	正面入場ゲート部分		10,400	10,400
60	津市本庁舎	西丸之内23-1	８階	3.4	３階以上	正面、北、西玄関		920	920
61	津市香良洲庁舎	香良洲町1878	２階	1.4	屋上	正面玄関		290	290
62	児童養護施設里山学院なのはな	河芸町影重 1171番地1	２階	2.7	屋上	正面玄関		100	100
63	市営白塚団地３号館	白塚町58-3	５階	3.7	屋上	外部階段出入口		300	300

(2) 津波避難協力ビル

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	使用期間	避難入口	面積（㎡）	収容人数（人）
1	タカノビル	丸之内 24-16	４階	2.4	３階廊下、４階廊下、屋上	午前８時から午後６時まで 日曜・祝日及び年末年始（12/30～1/4）を除く毎日	正面玄関	360	360
2	七尾ビル	南中央 2-18	５階	2.9	３階ホール、４階ホール、屋上	午前８時３０分から午後５時３０分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/30～1/4）・お盆（8/13～8/16）を除く毎日	正面玄関	170	170
3	ＭＯＲＥビル（モアビル）	栄町３丁目 141-1	６階	1.7	３階ホール、４階（ホール、廊下）、５階（ホール、廊下）、６階（ホール、廊下）、屋上	午前９時から午後５時まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/4）・お盆（8/13～8/16）を除く毎日	施設内階段	580	580
4	ＨＯＷＡビル津	栄町２丁目 380	５階	2.1	３階廊下、４廊下、５階廊下	平日：午前８時から午後６時まで 土、日曜・祝日：午前９時から午後６時まで 年末年始（12/30～1/3）・お盆（8/11～8/15）・ＧＷを除く毎日	正面玄関	58	58
5	株式会社シーテック 三重支社	大倉 12-19	４階	4.0	４階大会議室	午前８時３０分から午後５時２０分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）・創立記念日（３/1）、特別休日（5/1）を除く毎日	正面入口、通用口	180	180
6	日本土建本社ビル	大倉 19-1	７階	3.4	７階大会議室の一部、屋上	午前８時から午後５時まで 土、日曜・祝日及び 年末年始・お盆・GW を除く毎日	正面玄関、西側出入口	400	400
7	津栄町三交ビル	（従前地）栄町四丁目２５５番地 （仮換地）津都市計画事業津駅前北部土地区画整理２２街区１号２	６階	1.4	３階廊下、会議室、喫煙室	火、水曜日及び年末年始（12/29～1/3）・夏季休暇（8/13～8/16）を除く毎日の午前 10 時 00 分から午後 6 時 00 分まで	西側通用口	150	150
8	三重会館	中央１番１号	８階	2.5	６階、７階の廊下、リフレッシュコーナー、及び会議室の一部	土、日曜日・祝日及び年末年始（12/30～1/3）を除く毎日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	正面玄関、北側通用口	410	410
9	津生協病院附属診療所	船頭町 3453	４階	2.6	３階廊下、ホール、機能訓練室（小）、機能訓練室（大）、４階	日曜・祝日、年末年始（12/30～1/3）を除く毎日 月、木曜　午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 火、水、金曜　午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分まで 土曜　午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで	正面玄関	260	260
10	津第二地方合同庁舎	津市島崎町 327 番地 2	５階	1.7	３階廊下、４階廊下、５階廊下	午前８時３０分から午後５時１５分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日	正面玄関、北側玄関	301	301
11	津商工会館	津市丸之内 29 番 14 号	５階	2.5	５階会議室、屋上	午前９時から午後５時１５分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日	正面玄関	375	375

３　津波浸水予測地域内の避難所一覧（危機管理部）

※ 以下は、津波のおそれがある場合には開設しない避難所です。
ただし、備考欄に「津波避難ビル」と表示のある施設は、津波避難ビルとして活用できます。

（津地域）

番号	避難所名	所在地	備考
1	高田中・高等学校	一身田町 2843	
2	一身田中学校	一身田中野 880-1	津波避難ビル
3	一身田公民館（一身田出張所）	一身田町 293-3	
4	一身田小学校	一身田大古曽 355	津波避難ビル
5	三重短期大学	一身田中野 157	津波避難ビル
6	白塚小学校	白塚町 4463	津波避難ビル
7	白塚公民館（白塚出張所）	白塚町 5205	
8	栗真小学校	栗真中山町 452	津波避難ビル
9	栗真出張所	栗真町屋町 836-1	
10	三重県立国児学園	栗真町屋町 524	
11	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	津波避難ビル
12	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	津波避難ビル
13	南立誠小学校	桜橋二丁目 39	津波避難ビル
14	神戸出張所	神戸 739-1	
15	神戸小学校	神戸 332-1	津波避難ビル
16	西橋内中学校	東古河町 7-1	津波避難ビル
17	養正小学校	丸之内養正町 14-1	津波避難ビル
18	中央市民館	愛宕町 233	
19	贄崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	津波避難ビル
20	高洲町教育集会所	高洲町 15-30	
21	さくら児童館	中河原 2075	
22	東橋内中学校	中河原 356-2	津波避難ビル
23	敬和小学校	中河原 445	津波避難ビル
24	敬和公民館	寿町 21-22	津波避難ビル
25	修成小学校	修成町 9-1	津波避難ビル
26	三重県立津工業高等学校	半田 534	津波避難ビル
27	阿漕塚記念館	柳山津興 632	
28	三重県立みえ夢学園高等学校	柳山津興 1239	津波避難ビル
29	育生小学校	下弁財町津興 1350	津波避難ビル
30	橋南中学校	上弁財町津興 2537-4	津波避難ビル
31	三重県立聾学校	藤方 2304-2	津波避難ビル
32	藤水小学校	藤方 1627	津波避難ビル

番号	避難所名	所在地	備考
33	藤水出張所	藤方 1491-2	
34	雲出出張所	雲出本郷町 1388-1	
35	雲出小学校	雲出本郷町 1164	津波避難ビル
36	雲出市民センター	雲出本郷町 1389	
37	雲出市民館	雲出島貫町 488-7	

（河芸地域）

番号	避難所	所在地	備考
1	朝陽中学校	河芸町上野 2010	津波避難ビル
2	豊津小学校	河芸町一色 1680	津波避難ビル

（香良洲地域）

番号	避難所	所在地	備考
1	香良洲小学校	香良洲町 2190-1	津波避難ビル
2	香海中学校	香良洲町 128	津波避難ビル
3	香良洲公民館	香良洲町 1876-1	
4	香良洲歴史資料館（若桜会館）	香良洲町 6320	津波避難ビル
5	まつぼっくり作業所	香良洲町 5722	津波避難ビル
6	香良洲体育館（地）	香良洲町 3952-90	
7	サンデルタ香良洲（地）	香良洲町 2167	

（地）は地震時に限ります。

4　津波警報等の標識（危機管理部）

＜気象業務法施行規則及び予報警報標識規則に基づく津波警報等の標識＞

標識の種類	標　　識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	（3 点 2 点との斑打） ●－●－●　　●－●	（約 10 秒） ○－　　○－ （約 2 秒）
津波警報標識	（2 点） ●－●　　●－●　　●－●	（約 5 秒） ○－　　○－ （約 6 秒）
大津波警報標識	（連点） ●－●－●－●	（約 3 秒） ○－　　○－ （約 2 秒）（短声連点）
津波注意報及び 津波警報解除標識	（1 点 2 個と 2 点との斑打） ●　●　　●－●	（約 10 秒）　（約 1 分） ○－　　○－ （約 3 秒）

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とします。

津 市 地 域 防 災 計 画

ー 津波対策編 ー

平成２７年　１月 発行

津 市 防 災 会 議

（津市　危機管理部）

〒514-8611　津市西丸之内 23 番 1 号

電話　(059)229-3281

津 市 地 域 防 災 計 画

〔 資　料　編 〕

平成２６年度修正（案）

津市防災会議

津 市 地 域 防 災 計 画

〔資　料　編〕

目　　次

1　被害想定 1
2　災害の記録 26
3　過去の主な地震災害 34
4　津市で震度４以上あった主な地震..... 39
5　指定避難所一覧 40
6　一時避難場所指定一覧（風水害等）..... 46
7　一時避難場所指定一覧（地震災害）..... 57
8　福祉避難所一覧 68
9　防災行政無線による通信 71
10　消防救急無線による通信 98
11　ＭＣＡ無線による通信 102
12　情報の収集伝達通信系統図 103
13　災害対策本部無線系統図 104
14　樋門 106
15　防潮扉 110
16　排水機場等 112
17　重要水防区域等（国の管理区間）..... 118
18　重要水防区域等（県の管理区間）..... 125
19　土砂災害警戒区域等指定状況一覧表..... 142
20　急傾斜地崩壊危険箇所 150
21　山腹崩壊危険地区 177
22　崩壊土砂流出危険地区 186
23　砂防指定地内の渓流 199
24　地すべり危険箇所 203
25　土石流危険渓流 204
26　ため池 217
27　防災備蓄品主要一覧 226
28　水位観測場所 249
29　雨量観測場所 250
30　給水施設等一覧 252
31　炊き出し場所一覧 253

32　防疫薬剤の備蓄量及び基準量..... 257
33　災害ボランティアセンター設置予定施設一覧..... 258
34　ごみ及びし尿処理施設の処理能力..... 259
35　マンホールトイレ設置施設一覧..... 260
36　ヘリコプター離着陸場一覧 262
37　ヘリポートの選定取扱 265
38　消防団の水防管轄 266
39　水防倉庫一覧 269
40　水防資機材備蓄状況 270
41　土砂の備蓄状況 271
42　消防団の組織 272
43　三重県水道災害広域応援協定要請フロー図..... 274
44　三重県水道災害広域応援組織図..... 275
45　災害応援協定 276
46　津市防災会議に関する条例 279
47　津市防災会議の構成 280
48　津市災害対策本部に関する条例..... 281
49　津市災害対策本部に関する条例施行規則..... 282
50　気象庁震度階級関連解説表 288
51　予報及び警報等の収集・伝達系統..... 291
52　収集する情報（予報及び警報等）の種類..... 292
53　警報等の発表基準 296
54　三重県の天気予報、注意報・警報の細分区域..... 298
55　気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領..... 299
56　浸水想定区域内における要配慮者施設一覧..... 300
57　土砂災害の前兆現象 303
58　災害救助法による救助の程度と期間..... 304
59　激甚災害に係る財政援助措置の対象一覧表..... 308
60　応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等..... 311
61　災害救助法の適用基準 312
62　被害状況報告基準 313
63　被害状況報告様式（別表１）..... 315
64　被害状況報告様式（別表２）..... 316
65　被害状況報告様式（別表３）..... 318
66　緊急輸送道路 321
67　災害対策関係機関一覧表 324

1　被害想定（危機管理部）

本市に被害を及ぼす地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震である。

現在、国の中央防災会議及び三重県等が示している想定地震及びその被害想定は、以下のとおりである。

(1) 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 16 年３月）によるもの

ア　想定する地震

中央防災会議及び地震調査研究推進本部において検討されている本県にとって大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震のケース（以下、「想定地震」という）を想定する。

(ｱ) プレート境界型地震

① 東海地震・東南海地震・南海地震（M8.7）が同時に発生する場合

② 東海地震（M8.0）が単独で発生する場合

③ 東南海地震（M8.1）発生の後、南海地震（M8.4）が数時間～数十時間程度の時間差で発生する場合

（東南海地震発生後、被害の復旧がほとんど進んでいない段階で南海地震が発生するものと想定する。三重県のほとんどの地域では、地震動の大きさが、東南海地震＞＞南海地震となるため、被害のほとんどは東南海地震によって決まると考えられるが、三重県南部の一部においては、東南海地震≦南海地震となるため、東南海地震により被害を受けた建物が、南海地震により倒壊するといったようなより大きい被害形態が生じる可能性がある。

〔**プレート境界型地震想定断層**〕（中央防災会議 2004 より）

① 東海＋東南海＋南海地震（M8.7）

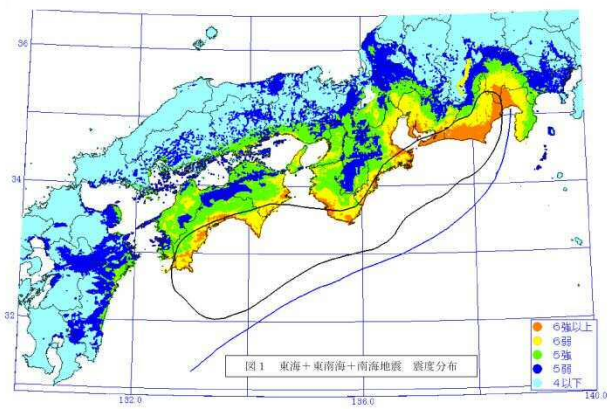

② 東海地震（M8.0）

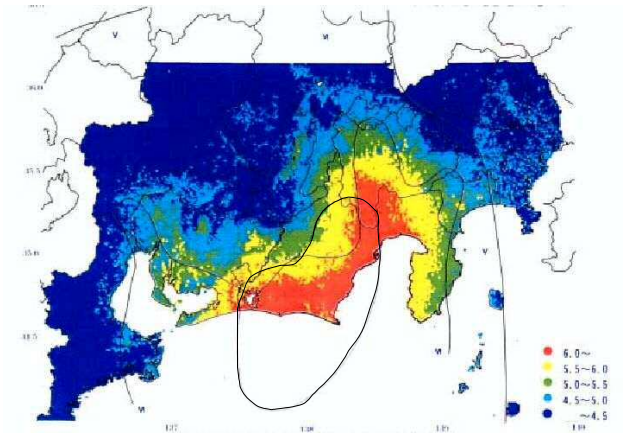

③東南海地震（M8.1）

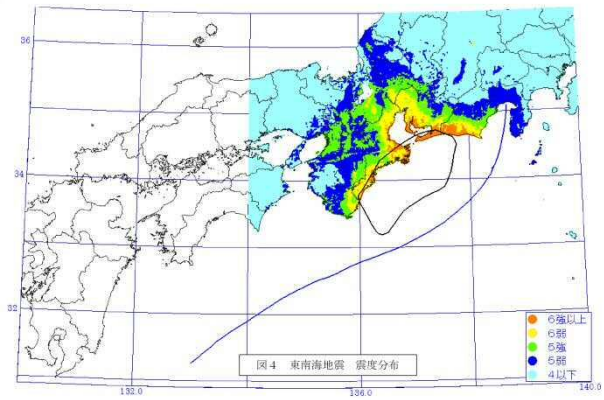

③’南海地震（M8.4）

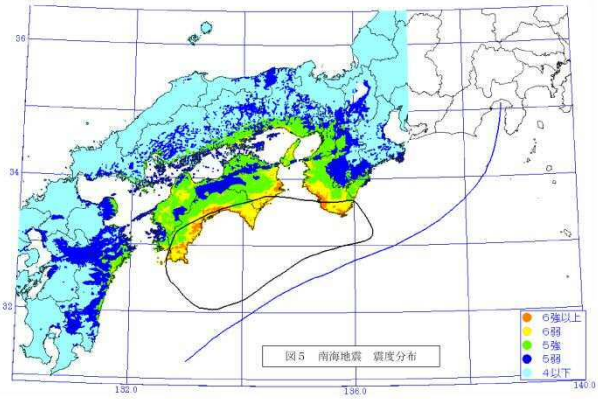

（ｲ）内陸活断層による地震

④ 養老－桑名－四日市断層帯（M7.8）

⑤ 養老－桑名断層帯（M7.4）

⑥ 鈴鹿東縁断層帯（M7.5）

⑦ 伊勢湾断層帯（伊勢湾断層帯主部）（M7.5）

⑧ 伊勢湾断層帯（白子－野間断層）（M7.0）

⑨ 伊勢湾断層帯（鈴鹿沖断層）（M6.7）

⑩ 布引山地東縁断層帯西部（M7.4）

⑪ 布引山地東縁断層帯東部（M7.6）

⑫ 頓宮断層（M7.3）

⑬ 木津川断層帯（M7.3）

⑭ 名張断層帯（M7.3）

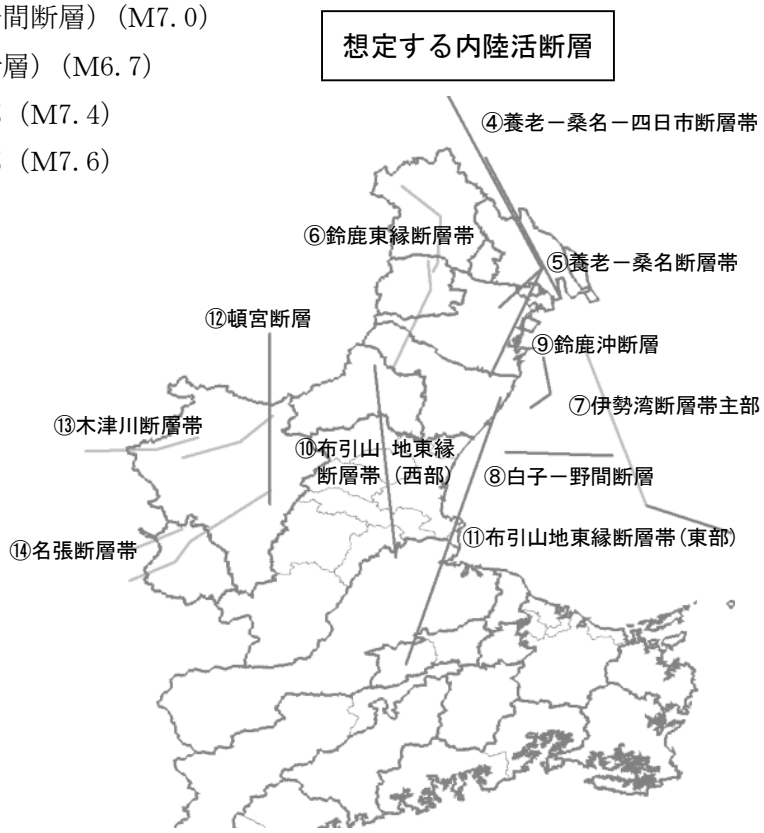

〔各想定震源モデルにおける津市の平均震度〕

	東海・東南海・南海地震	東海地震	東南海地震	南海地震	養老―桑名―四日市断層帯	養老―桑名断層帯	鈴鹿東縁断層帯	伊勢湾断層帯			布引山地東縁断層帯西部	布引山地東縁断層帯東部	頓宮断層	木津川断層帯	名張断層帯
								伊勢湾断層帯主部	白子―野間断層帯	鈴鹿沖断層					
	M8.7	M8.0	M8.1	M8.4	M7.8	M7.4	M7.5	M7.5	M7.0	M6.7	M7.4	M7.6	M7.3	M7.3	M7.3
津市全体	5.4	4.1	5.4	4.2	4.6	4.5	4.9	4.7	4.4	4.3	5.4	5.5	4.9	4.7	4.9
旧津市	5.8	4.7	5.8	4.3	5.2	5.0	5.2	5.2	5.1	5.1	5.8	6.0	5.1	4.7	4.8
旧久居市	5.5	4.3	5.5	4.2	4.9	4.8	5.1	4.9	4.7	4.6	5.8	5.8	5.2	4.8	5.0
旧河芸町	5.8	4.7	5.8	4.3	5.3	5.1	5.2	5.3	5.3	5.5	5.6	5.9	5.0	4.7	4.5
旧芸濃町	5.3	4.2	5.3	4.1	5.0	4.9	5.5	4.9	4.6	4.6	5.8	5.4	5.4	5.0	5.0
旧美里村	5.3	4.1	5.3	4.2	4.8	4.7	5.2	4.7	4.6	4.5	5.8	5.5	5.4	4.9	5.0
旧安濃町	5.4	4.3	5.4	4.2	5.0	5.0	5.4	5.0	4.9	4.9	6.0	5.8	5.3	4.9	4.9
旧香良洲町	5.8	4.8	5.8	4.3	5.1	4.9	4.7	5.1	4.8	4.8	5.3	5.9	5.0	4.3	4.5
旧一志町	5.4	4.1	5.4	4.1	4.6	4.5	4.8	4.8	4.5	4.3	5.5	5.9	4.9	4.6	4.9
旧白山町	5.1	3.7	5.1	4.1	4.4	4.4	4.8	4.5	4.3	4.1	5.3	5.5	5.1	4.8	5.2
旧美杉村	5.2	3.8	5.2	4.1	4.0	4.0	4.3	4.3	3.8	3.7	4.6	5.1	4.4	4.4	4.8

：震度６強　：震度６弱　：震度５強

イ　被害想定

(ｱ) 想定時間帯

想定時間帯は、県民の生活行動を顕著に反映し、被害が甚大となると想定される時間帯を考慮する。

① 冬早朝５時ごろの時間帯（阪神・淡路大震災と同様の時間帯で、多くの人が自宅に居て就寝中若しくは起床の時間帯)。

② 夏の午後、若しくは春秋の午後、外出者が多く、市街地や浜辺に買い物客や観光客が集っている時間帯。

③ 冬の夕方、家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯。

〔津市の人口・建物数〕

夜間人口（人）	昼間人口（人）	木造建物数（棟）			ＲＣ造建物数（棟）			Ｓ造建物数（棟）			その他建物数（棟）	建物数合計（棟）
		Ｓ34以前	Ｓ35～Ｓ56	Ｓ56以降	Ｓ46以前	Ｓ47～Ｓ56	Ｓ57以降	Ｓ46以前	Ｓ47～Ｓ56	Ｓ57以降		
286,521	292,776	42,573	55,133	44,148	1,042	1,094	6,310	4,576	13,642	25,249	7,525	201,292

(ｲ) 被害想定結果

＜東海・東南海・南海地震＞

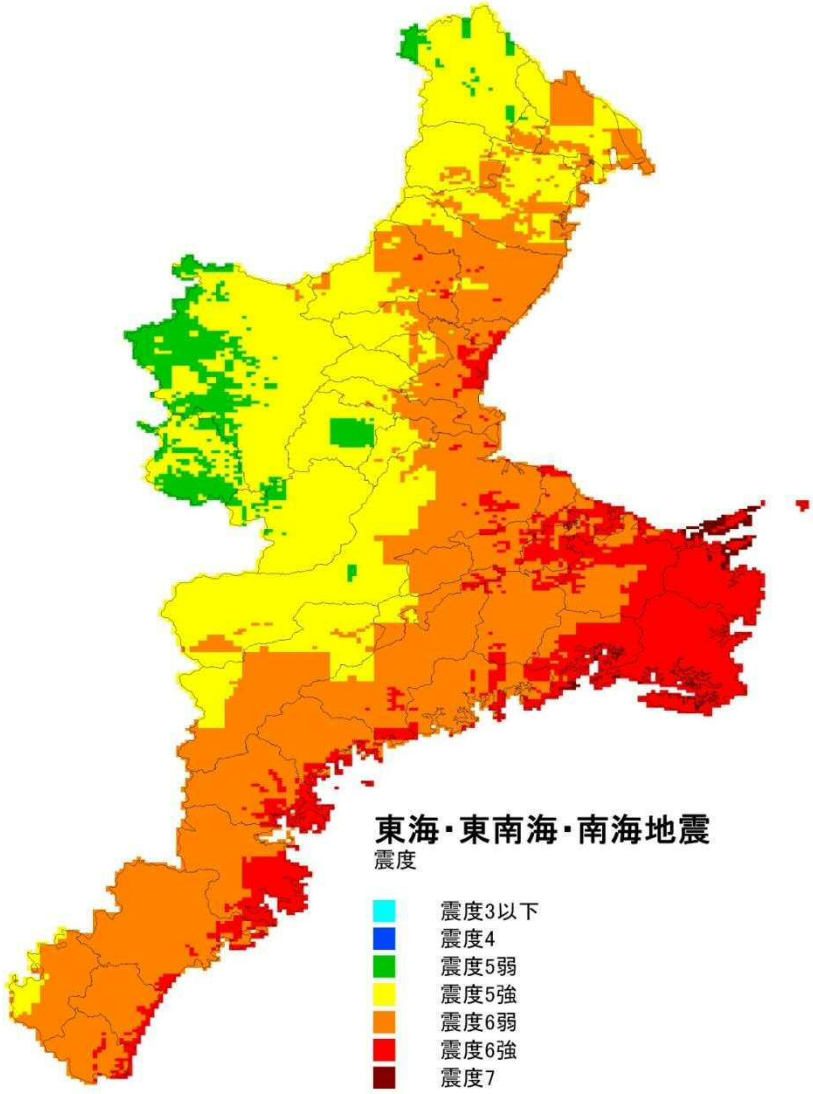

◎三重県の被害想定（概要）

【震度】

全県にわたって震度５弱以上の地震動に見舞われ、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市等主要な都市部では震度６弱以上､志摩市など志摩半島の市町では震度６強から震度７の強い揺れが生じると想定されている。

【津波高さ】

熊野灘沿岸では津波高さ 4～5m と非常に高く、津波到達時間（被害が発生し始めると考えられる 50cm の水位に達する時間）は６分～10 分と短い。

【揺れによる建物被害】

全壊棟数　約 39,000 棟（県下の建築物の約 3%）
半壊棟数　約 84,000 棟（　　〃　　約 6%）
計　　約 123,000 棟（　　〃　　約 9%）

被害はほぼ県全域にわたっているが、特に熊野灘沿岸では全壊率 10%以上と想定され、津市など太平洋沿岸の主要都市部においても約 5%程度の全壊率と想定される。

【火災による建物被害】

焼失棟数　約 27,000 棟（冬 18 時、風速 3m）

被害は建物倒壊率の高い熊野灘沿岸部や建物密度が高い津市などの市街地に集中している。

【液状化による建物被害】

全壊棟数　約 10,800 棟（県下の建築物の約 0.8%）

液状化危険度の高い三重県北部太平洋沿岸の平野部で被害が大きい。

【斜面崩壊による建物被害】

全壊棟数　約 3,000 棟（県下の建築物の約 0.2%）
半壊棟数　約 8,000 棟（　　〃　　約 0.5%）

被害は県全域にわたっており、揺れによる被害が少ない山間部においても被害の発生が想定される。

【揺れによる建物被害、火災による建物被害および斜面崩壊による建物被害に伴う人的被害】

死者数　約 600 人（春夏秋の昼間）～　約 1,700 人（冬の早朝）
負傷者数　約 4,400 人（春夏秋の昼間）～　約 12,000 人（冬の早朝）
罹災者数　約 1,400,000 人
避難者数　約 43,000 人（冬の早朝）～　約 62,000 人（冬の夕方）

【津波による被害】

全壊棟数　約 10,000 棟（海岸保全施設あり）　～　約 30,000 棟（海岸保全施設なし）
半壊棟数　約 6,000 棟（海岸保全施設あり）　～　約 30,000 棟（海岸保全施設なし）
死者数（海岸保全施設あり、早朝）　約 1,000 人（防災意識高）～約 3,100 人（防災意識低）
死者数（海岸保全施設なし、早朝）　約 2,000 人（防災意識高）～約 6,100 人（防災意識低）

被害の地域は志摩市、尾鷲市、熊野市、南伊勢町、大紀町、紀北町等の志摩半島から熊野灘沿岸部の海岸付近に集中している。

◎津市の被害想定

【建物被害】

建物棟数（棟）	震度	液状化危険度	揺れ		火災（冬の 18 時）		液状化	斜面崩壊		合計	
			全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	出火件数（件）	焼失棟数（棟）	全壊棟数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊・焼失棟数（棟）	半壊棟数（棟）
201,292	（５強）	低い	7,568	15,793	65	4,750	1,913	300	696	14,531	16,489

【人的被害】

冬の５時				冬の 18 時				春夏秋の昼				帰宅困難者数(外出先別、人)
死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	
331	2,522	224,897	9,913	190	1,359	225,597	13,574	138	998	225,234	11,707	36,990

＜東海地震＞

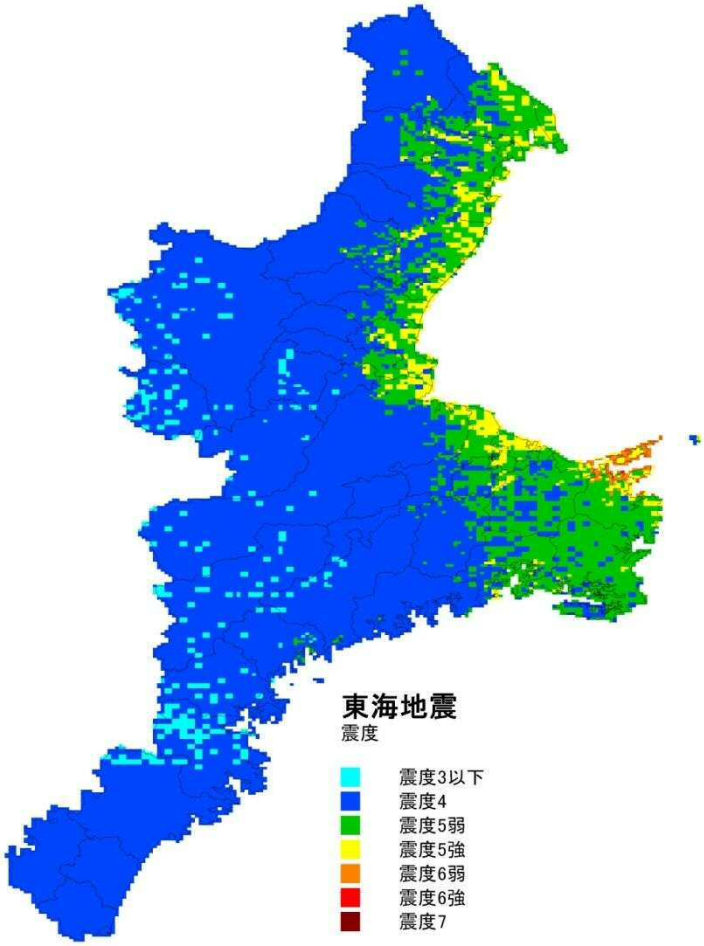

◎三重県の被害想定（概要）

【震度】
　南勢地域の志摩半島で震度 6 弱の強い揺れ

【津波高さ】
　津波が発生し、被害が生じる懸念がある

【建物被害】
　揺れによる全壊棟数が四日市市で約560棟、鳥羽市で約380棟など北勢地域から南勢地域にかけて建物被害が大きい。県全域で全壊・焼失棟数約 7,500 棟

【人的被害】
　冬の 5 時の条件で死者数が鳥羽市で 30 人など北勢地域から南勢地域にかけて人的被害が大きい。県全域で死者数約 100 人、負傷者数約 1,000 人

◎津市の被害想定

【建物被害】

建物棟数（棟）	震度	液状化危険度	揺れ		火災（冬の 18 時）		液状化	斜面崩壊		合計	
			全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	出火件数（件）	焼失棟数（棟）	全壊棟数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊・焼失棟数（棟）	半壊棟数（棟）
201,292	（4）	低い	125	557	9	610	716	46	109	1,497	666

【人的被害】

冬の５時				冬の 18 時				春夏秋の昼				帰宅困難者数（外出先別、人）
死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	
6	77	130,309	815	7	54	130,750	1,397	3	34	130,482	1,044	7,756

＜東南海地震の数時間～数十時間後に南海地震＞

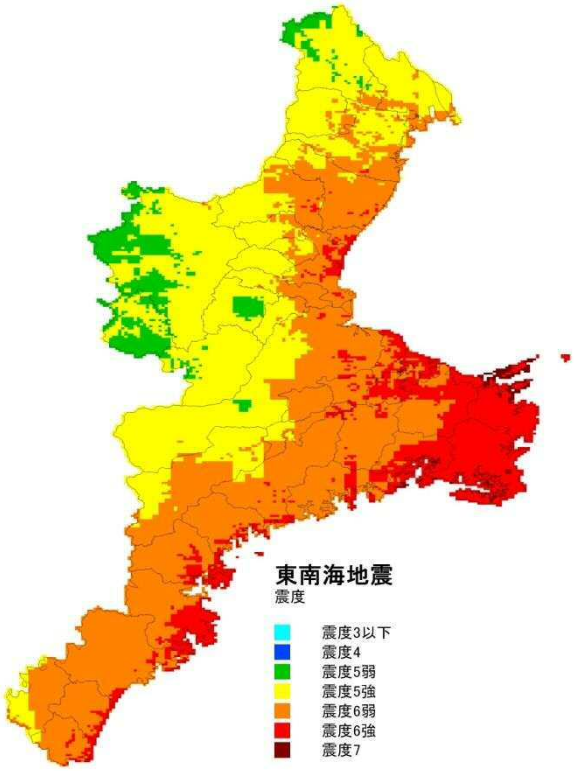

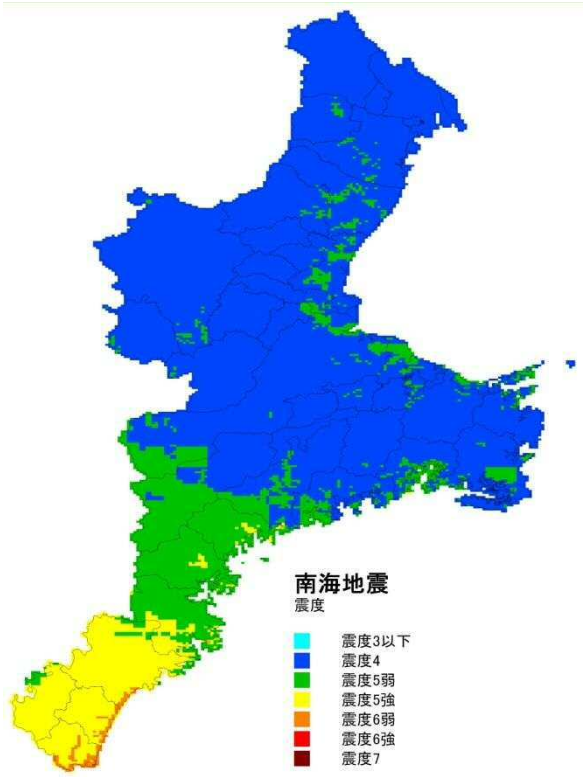

◎三重県の被害想定（概要）

【震度】

東南海地震により東海・東南海・南海地震とほぼ同程度の揺れに見舞われ、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市等主要な都市部では震度 6 弱以上、志摩市など志摩半島の市町では震度 6 強から震度 7 の強い揺れとなり、南海地震により東紀州地域の沿岸部で震度 6 弱の強い揺れとなる

【津波高さ】

津波が発生し、東海・東南海・南海地震と同程度の大被害が生じる

【建物被害】

揺れによる全壊棟数が津市で約 10,000 棟など県全域で東海・東南海・南海地震と同程度あるいはそれ以上の建物被害が生じる。県全域で全壊・焼失棟数約 93,000 棟

【人的被害】

冬の 5 時の条件で死者数が津市で約 470 人など東海・東南海・南海地震と同程度あるいはそれ以上の人的被害が生じる。県全域で死者数約 2,300 人、負傷者数約 12,000 人

◎津市の被害想定

【建物被害】

建物棟数（棟）	震度	液状化危険度	揺れ		火災（冬の 18 時）		液状化	斜面崩壊		合計	
			全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	出火件数（件）	焼失棟数（棟）	全壊棟数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊・焼失棟数（棟）	半壊棟数（棟）
201,292	（5 強）	低い	9,809	14,004	74	5,490	1,894	298	693	17,491	14,697

【人的被害】

冬の 5 時				冬の 18 時				春夏秋の昼				帰宅困難者数(外出先別、人)
死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	
468	2,449	227,598	12,046	265	1,341	228,422	16,418	195	976	228,020	14,315	36,990

＜布引山地東縁断層帯西部＞

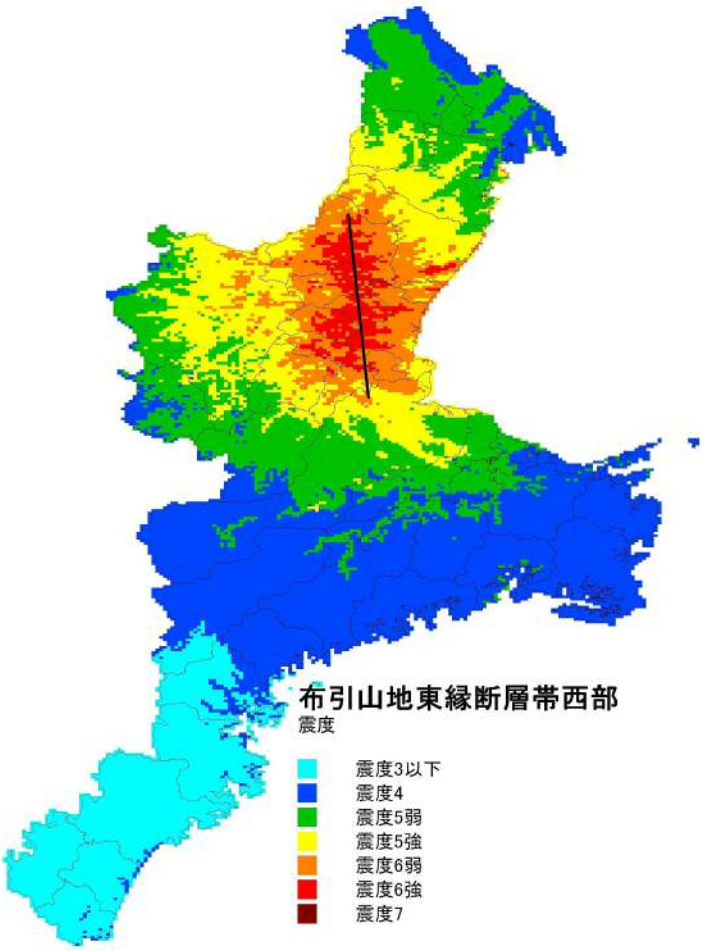

◎三重県の被害想定（概要）

【震度】
北勢地域～中勢地域で震度 6 強以上の強い揺れ

【津波高さ】
津波の心配はない

【建物被害】
揺れによる全壊棟数が津市で約 850 棟など北勢地域から中勢地域にかけて建物被害が大きい。県全域で全壊・焼失棟数約 8, 300 棟

【人的被害】
冬の 5 時の条件で死者数が津市で 54 人など北勢地域から中勢地域にかけて人的被害が大きい。県全域で死者数約 110 人、負傷者数約 710 人

◎津市の被害想定

【建物被害】

建物棟数（棟）	震度	液状化危険度	揺れ		火災（冬の 18 時）		液状化	斜面崩壊		合計	
			全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	出火件数（件）	焼失棟数（棟）	全壊棟数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊・焼失棟数（棟）	半壊棟数（棟）
201, 292	（5 強）	低い	847	2, 958	24	660	1, 759	342	798	3, 608	3, 756

【人的被害】

冬の 5 時				冬の 18 時				春夏秋の昼				帰宅困難者数(外出先別、人)
死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	
54	436	248, 377	2, 470	31	233	248, 483	3, 072	23	180	248, 443	2, 842	39, 449

＜布引山地東縁断層帯東部＞

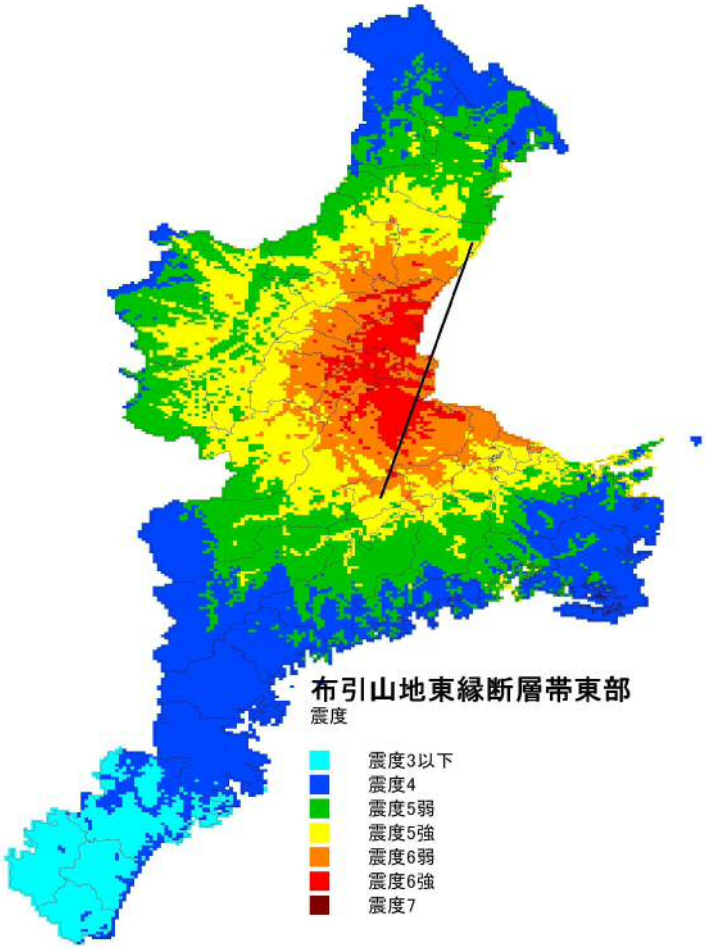

◎三重県の被害想定（概要）

【震度】
　北勢地域～南勢地域の広い範囲で震度６強以上の強い揺れ

【津波高さ】
　津波の心配はない

【建物被害】
　揺れによる全壊棟数が津市で約3,000棟、松阪市で約2,300棟など北勢地域から南勢地域にかけて建物被害が大きい。県全域で全壊・焼失棟数約 18,000 棟

【人的被害】
　冬の５時の条件で死者数が津市で約 120 人など北勢地域から南勢地域にかけて人的被害が大きい。県全域で死者数約 270 人、負傷者数約 2,100 人

◎津市の被害想定

【建物被害】

建物棟数（棟）	震度	液状化危険度	揺れ		火災（冬の 18 時）		液状化	斜面崩壊		合計	
			全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	出火件数（件）	焼失棟数（棟）	全壊棟数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊・焼失棟数（棟）	半壊棟数（棟）
201,292	（６弱）	低い	2,972	7,760	38	2,230	2,048	380	886	7,630	8,646

【人的被害】

冬の５時				冬の 18 時				春夏秋の昼				帰宅困難者数(外出先別、人)
死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	罹災者数（人）	避難者数（人）	
124	1,119	247,718	5,001	75	610	247,996	6,912	55	467	247,920	6,380	39,882

(2) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告によるもの

南海トラフの巨大地震については、東北地方太平洋沖地震を教訓に、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震モデル検討会において震度分布、津波高、浸水域等が推計され、それらを基に、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて建物被害、人的被害、施設等の被害及び経済的な被害等が推計され、今後の防災対策の基礎資料として被害の全体像が示されたものである。また、被害想定については、平成２４年８月に被害想定の第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果が取りまとめられ、平成２５年３月には被害想定の第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害を取りまとめられた。

ア　想定する地震動

＜南海トラフ巨大地震モデル最大となる震度＞

	基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法
津市	6 強	7	6 強	6 強	6 強

(ｱ) 基本ケース

中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの

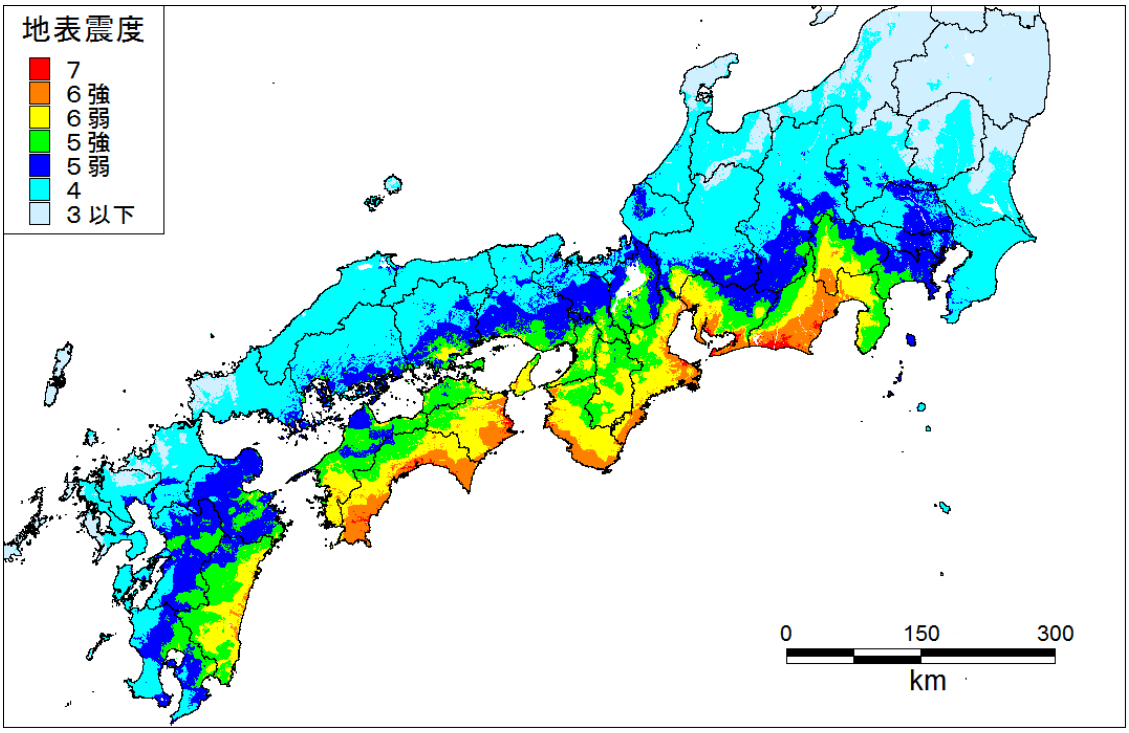

［基本ケース地表震度　全域］

（ｲ）陸側ケース

基本ケースの強振動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

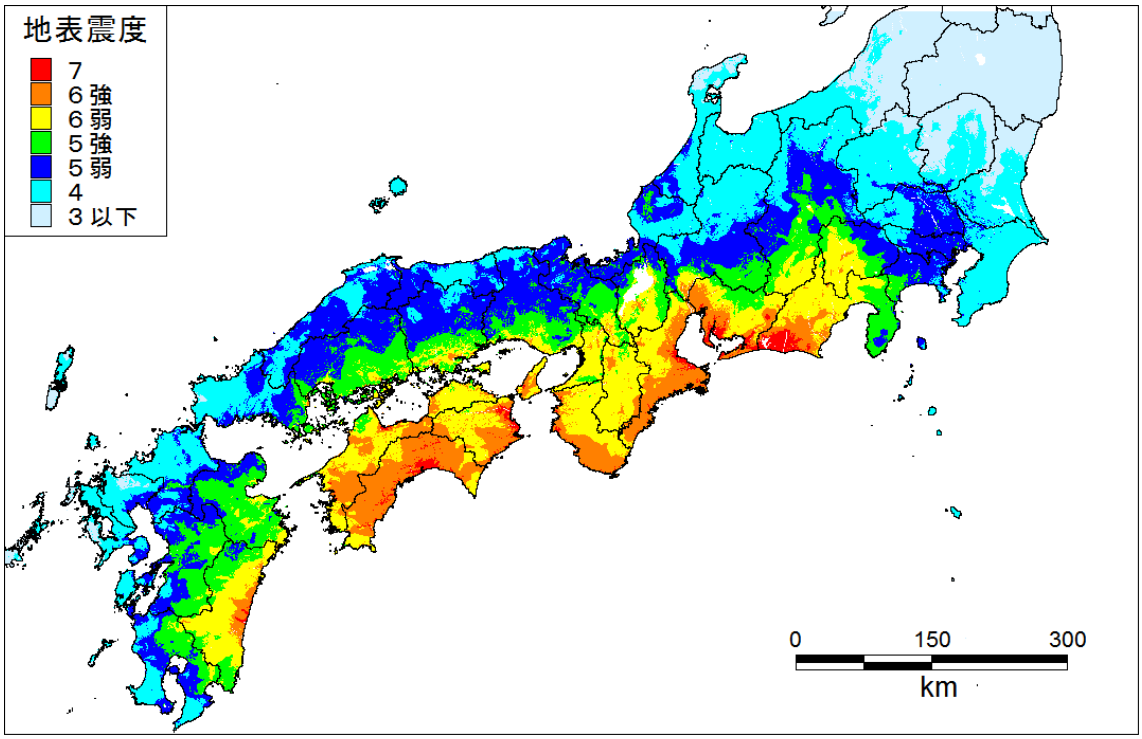

［陸側ケース　地表震度　全域］

（ｳ）東側ケース

基本ケースの強振動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの

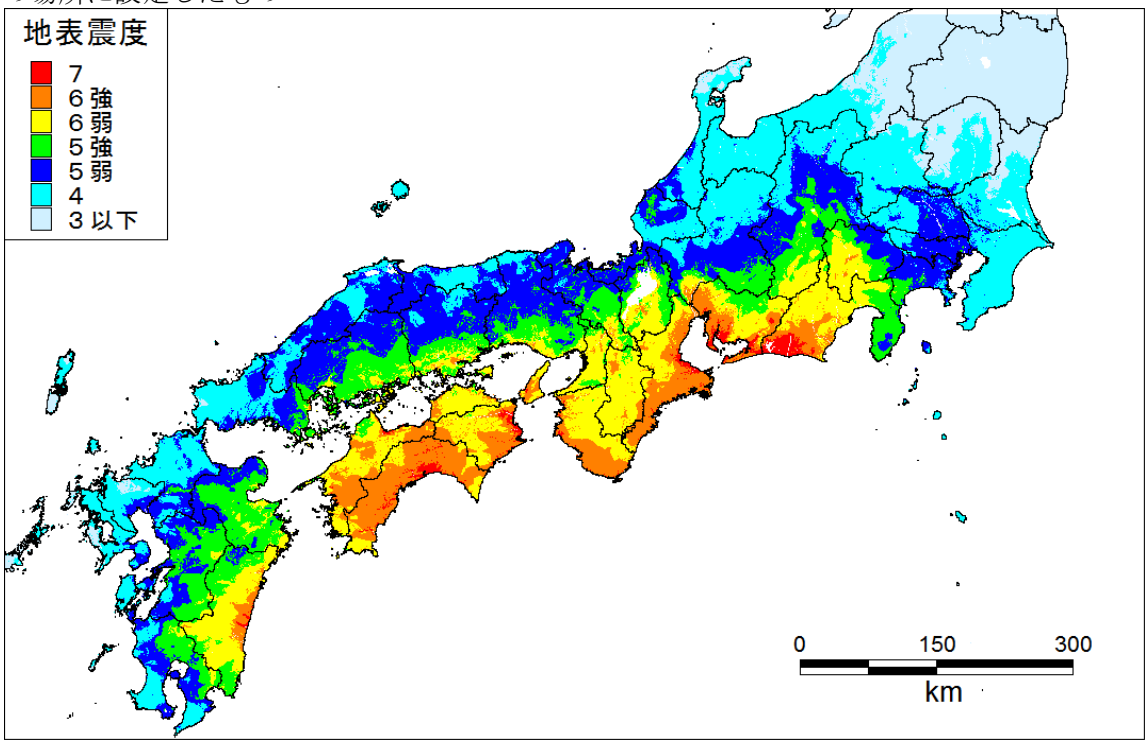

［東側ケース　地表震度　全域］

(ｴ) 西側ケース

基本ケースの強振動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの

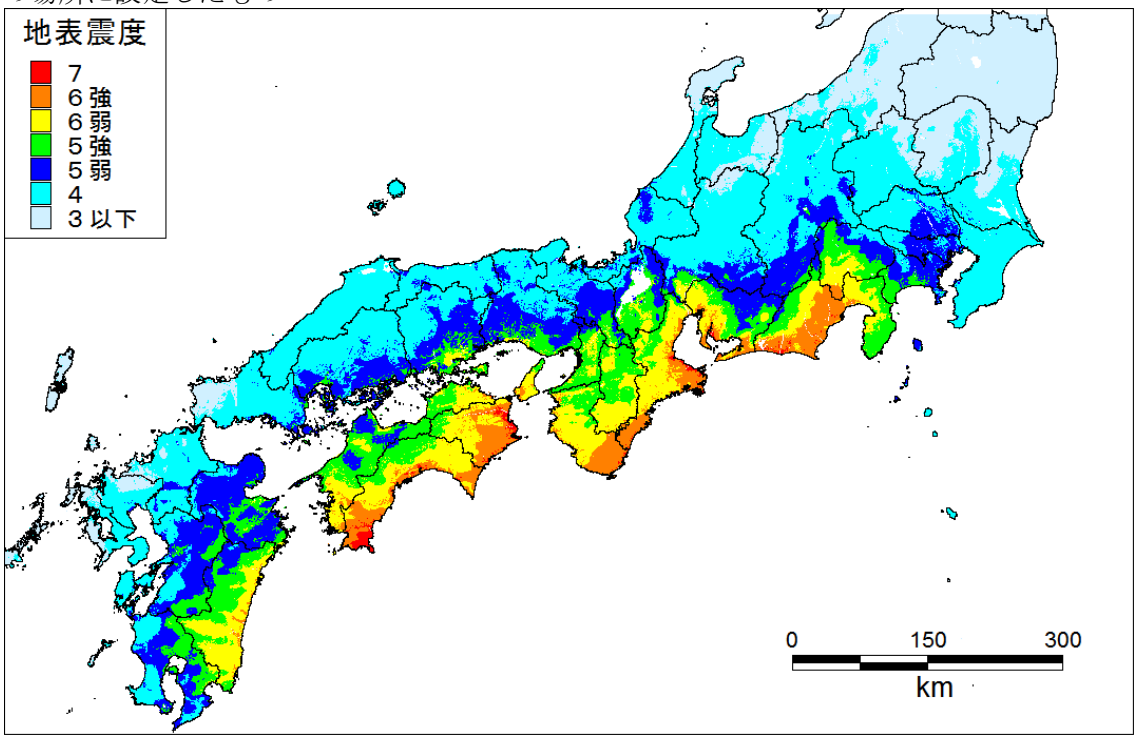

［西側ケース　地表震度　全域］

(ｵ)経験的手法による震度分布

基本ケースの強振動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの

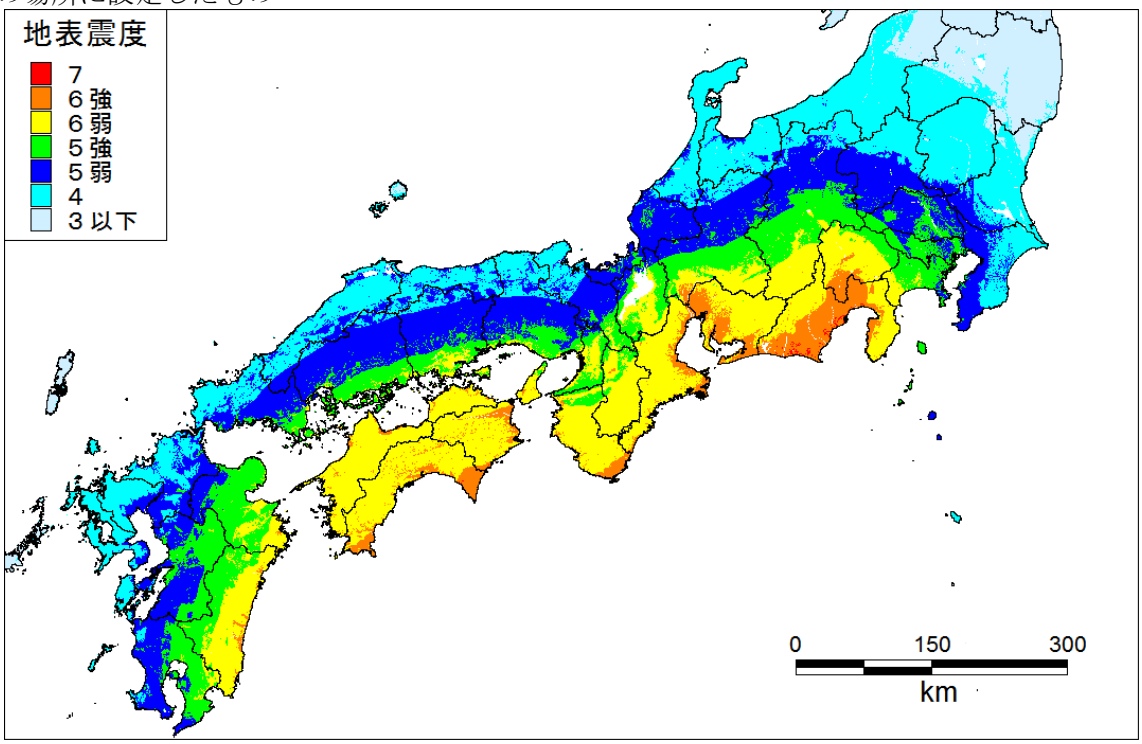

［経験的手法による震度分布］

イ　被害想定

＜三重県における被害想定＞（市町村別の被害想定は未公表）

(ｱ) 人的被害等

	地震動ケース	津波ケース	季節・時間	風速	避難意識	死者数	負傷者数	全壊棟数
⑴　東海地方が大きく被災するケース	基本ケース	①	冬深夜	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 19,000	約 38,000	約 113,000
					早期避難率低	約 35,000	約 39,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 19,000	約 38,000	約 115,000
					早期避難率低	約 35,000	約 39,000	
			夏十二時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 7,700	約 29,000	約 115,000
					早期避難率低	約 25,000	約 30,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 7,700	約 29,000	約 117,000
					早期避難率低	約 25,000	約 30,000	
			冬十八時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 9,800	約 28,000	約 130,000
					早期避難率低	約 27,000	約 29,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 9,800	約 28,000	約 132,000
					早期避難率低	約 27,000	約 29,000	
	陸側ケース	①	冬深夜	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 26,000	約 65,000	約 209,000
					早期避難率低	約 43,000	約 66,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 26,000	約 65,000	約 210,000
					早期避難率低	約 43,000	約 66,000	
			夏十二時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 12,000	約 55,000	約 213,000
					早期避難率低	約 28,000	約 56,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 12,000	約 55,000	約 214,000
					早期避難率低	約 28,000	約 56,000	
			冬十八時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 16,000	約 49,000	約 238,000
					早期避難率低	約 33,000	約 50,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 16,000	約 49,000	約 239,000
					早期避難率低	約 33,000	約 50,000	
⑵　近畿地方が大きく被災するケース	基本ケース	③	冬深夜	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 10,000	約 38,000	約 92,000
					早期避難率低	約 19,000	約 38,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 11,000	約 38,000	約 94,000
					早期避難率低	約 19,000	約 39,000	
			夏十二時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 3,900	約 29,000	約 93,000
					早期避難率低	約 11,000	約 30,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 4,000	約 29,000	約 96,000
					早期避難率低	約 11,000	約 30,000	
			冬十八時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 5,900	約 28,000	約 110,000
					早期避難率低	約 13,000	約 29,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 6,000	約 28,000	約 112,000
					早期避難率低	約 13,000	約 29,000	
	陸側ケース	③	冬深夜	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 17,000	約 65,000	約 191,000
					早期避難率低	約 25,000	約 66,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 17,000	約 65,000	約 193,000
					早期避難率低	約 25,000	約 66,000	
			夏十二時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 7,000	約 55,000	約 195,000
					早期避難率低	約 14,000	約 56,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 7,100	約 55,000	約 197,000
					早期避難率低	約 14,000	約 56,000	
			冬十八時	平均風速	早期避難率高＋呼びかけ	約 12,000	約 50,000	約 223,000
					早期避難率低	約 19,000	約 50,000	
				８ｍ/ｓ	早期避難率高＋呼びかけ	約 12,000	約 50,000	約 224,000
					早期避難率低	約 19,000	約 50,000	

(ｲ)経済的な被害

① 被害額(基本ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s)

単位：兆円

民間部門		準公共部門			公共部門							合計
建物	資産	電気	通信	鉄道	上水道	下水道	港湾	道路	その他公共土木	漁港	災害廃棄物処理	
8.3	1.4	0.05	0.02	0.03	0.02	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.5	10.9

(注 1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある
(注 2)都市ガス、農地を除く

② 被害額(陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s)

単位：兆円

民間部門		準公共部門			公共部門							合計
建物	資産	電気	通信	鉄道	上水道	下水道	港湾	道路	その他公共土木	漁港	災害廃棄物処理	
13.0	2.2	0.1	0.02	0.04	0.03	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.7	16.9

(注 1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある
(注 2)都市ガス、農地を除く

(ｳ)ライフライン被害

① 上水道 断水人口

条件等	給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	(人)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
東海地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	約 1,800,000	約 1,500,000	85	約 1,500,000	82	約 850,000	47	約 200,000	11
東海地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s	約 1,800,000	約 1,700,000	93	約 1,700,000	92	約 1,300,000	71	約 390,000	22
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	約 1,800,000	約 1,500,000	85	約 1,500,000	82	約 850,000	47	約 200,000	11
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s	約 1,800,000	約 1,700,000	93	約 1,700,000	92	約 1,300,000	71	約 390,000	22

② 下水道　支障人口

条件等	処理人口（人）	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		支障人口（人）	機能支障率（%）	支障人口（人）	機能支障率（%）	支障人口（人）	機能支障率（%）	支障人口（人）	機能支障率（%）
東海地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	約830,000	約760,000	92	約710,000	86	約150,000	18	約20,000	2
東海地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s	約830,000	約770,000	92	約720,000	86	約170,000	21	約20,000	2
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	約830,000	約750,000	90	約680,000	82	約31,000	4	約1,400	－
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s	約830,000	約750,000	90	約690,000	83	約59,000	7	約1,400	－

（注 1）－：わずか

③ 電力　停電軒数

条件等	電灯軒数（軒）	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）
東海地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	約1,200,000	約1,100,000	89	約970,000	81	約49,000	4	約46,000	4
東海地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s	約1,200,000	約1,100,000	89	約970,000	81	約110,000	9	約94,000	8
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	約1,200,000	約1,100,000	89	約960,000	81	約21,000	2	約17,000	1
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s	約1,200,000	約1,100,000	89	約960,000	81	約85,000	7	約69,000	6

④　通信(固定電話)　不通回線数

条件等	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
東海地方が大きく被災するケース 地震動：基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	約 440,000	約 380,000	87	約 350,000	79	約 28,000	6	約 24,000	5
東海地方が大きく被災するケース 地震動：陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s	約 440,000	約 380,000	88	約 350,000	81	約 69,000	16	約 36,000	8
近畿地方が大きく被災するケース 地震動：基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	約 440,000	約 390,000	88	約 350,000	80	約 15,000	3	約 9,200	2
近畿地方が大きく被災するケース 地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s	約 440,000	約 390,000	89	約 360,000	82	約 60,000	14	約 22,000	5

⑤　通信(携帯電話)　停波基地局率・携帯電話不通ランク

条件等	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波基地局率(%)	不通ランク	停波基地局率(%)	不通ランク	停波基地局率(%)	不通ランク	停波基地局率(%)	不通ランク
東海地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	6	－	79	A	6	－	6	－
東海地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s	13	－	81	A	13	－	12	－
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	3	－	80	A	3	－	3	－
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s	11	－	82	A	10	－	9	－

(注 1)携帯電話不通ランク　A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい

(注 2)－：わずか

(注 3)停波基地局率は、基地局全体に占める基地局の割合

⑥　ガス(都市ガス)　供給停止戸数

条件等	復旧対象需要家数(戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)
東海地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	約100,000	約87,000	86	約83,000	82	約59,000	59	－	－
東海地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速8m/s	約81,000	約81,000	100	約79,000	98	約69,000	85	約29,000	36
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	約110,000	約91,000	87	約87,000	83	約63,000	60	－	－
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速8m/s	約83,000	約83,000	100	約81,000	98	約71,000	85	約30,000	36

(注1)供給停止率は全半壊した需要家を除いた需要家数に占める供給停止戸数の割合
(注2)－：わずか

(ｴ)交通施設被害

①　道路　道路施設被害箇所数

単位：箇所

条件等	地振動:基本ケース			地振動:陸側ケース		
	津波浸水域	津波浸水域外	計	津波浸水域	津波浸水域外	計
東海地方が大きく被災するケース(津波ケース①)	約550	約1,800	約2,300	約550	約2,200	約2,700
近畿地方が大きく被災するケース(津波ケース③)	約140	約1,900	約2,000	約140	約2,400	約2,500

(注1)高速道路・一般道路における被害箇所数の合計
(注2)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

②　鉄道（在来線等）　鉄道施設被害箇所数

単位：箇所

条件等	地振動:基本ケース			地振動:陸側ケース		
	津波浸水域	津波浸水域外	計	津波浸水域	津波浸水域外	計
東海地方が大きく被災するケース(津波ケース①)	約100	約1,300	約1,400	約100	約1,600	約1,600
近畿地方が大きく被災するケース(津波ケース③)	約40	約1,400	約1,400	約40	約1,600	約1,700

(注1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

③　港湾(係留施設)　係留施設の被害箇所数

単位：箇所

条件等	岸壁		その他係留施設	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
地震動:基本ケース	110	約 50	448	約 270
地震動:陸側ケース	110	約 70	448	約 350

④　港湾(防波堤)　被災防波堤延長

単位：m

条件等	防波堤延長	被災防波堤延長
東海地方が大きく被災するケース (津波ケース①)	16,765	約 10,300
近畿地方が大きく被災するケース (津波ケース③)	16,765	約 6,400

(ｵ)生活への影響

①　避難者数

単位：人

条件等	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計
東海地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	約 220,000	約 130,000	約 350,000	約 230,000	約 170,000	約 400,000	約 100,000	約 240,000	約 350,000
東海地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s	約 350,000	約 210,000	約 560,000	約 390,000	約 300,000	約 690,000	約 200,000	約 470,000	約 680,000
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	約 150,000	約 91,000	約 240,000	約 200,000	約 170,000	約 370,000	約 97,000	約 230,000	約 320,000
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s	約 290,000	約 180,000	約 470,000	約 350,000	約 320,000	約 670,000	約 200,000	約 460,000	約 660,000

(注 1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

②　帰宅困難者数

単位：人

自宅のあるゾーン外への外出者数（自宅からの距離別）							帰宅困難者数
10km 未満	10～20km	20～30km	30～40km	40～50km	50km 以上	合計	
約 160,000	約 79,000	約 19,000	約 7,000	約 5,000	約 5,000	約 280,000	約 67,000 ～ 約 68,000

(ｶ)災害廃棄物等

①　災害廃棄物等

条件等	災害廃棄物等発生量（万トン）［重量換算］			災害廃棄物等発生量（万㎥）［体積換算］		
	災害廃棄物	津波堆積物	合計	災害廃棄物	津波堆積物	合計
東海地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速	約 1,000	約 400 ～ 約 900	約 1,500 ～ 約 2,000	約 1,000	約 400 ～ 約 600	約 1,400 ～ 約 1,600
東海地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、風速 8m/s	約 2,200	約 400 ～ 約 900	約 2,700 ～ 約 3,200	約 2,100	約 400 ～ 約 600	約 2,500 ～ 約 2,700
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:基本ケース、津波ケース③、冬深夜、平均風速	約 800	約 200 ～ 約 400	約 1,000 ～ 約 1,200	約 700	約 200 ～ 約 300	約 900 ～ 約 1,000
近畿地方が大きく被災するケース 地震動:陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s	約 2,100	約 200 ～ 約 400	約 2,200 ～ 約 2,400	約 1,900	約 200 ～ 約 300	約 2,100 ～ 約 2,200

(注 1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(ｷ)その他の被害

①　エレベータ内閉じ込め者数　　単位：人

条件等	事務所			住宅			合計		
	8 時	12 時	18 時	8 時	12 時	18 時	8 時	12 時	18 時
地震動:基本ケース	約 200	約 900	約 300	約 40	約 10	約 40	約 300	約 900	約 300
地震動:陸側ケース	約 200	約 900	約 300	約 40	約 10	約 40	約 300	約 900	約 300

(注 1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

②　閉じ込めにつながり得るエレベータ停止建物棟数　　単位：棟

地震動:基本ケース			地震動:陸側ケース		
事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
約 200	約 200	約 400	約 200	約 200	約 500

(注 1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

③　閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数　　単位：台

地震動:基本ケース			地震動:陸側ケース		
事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
約 800	約 200	約 1,000	約 800	約 200	約 1,100

(注 1)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

④　孤立集落

条件等		孤立可能性のある農業集落数	孤立可能性のある漁業集落数
地振動: 基本ケース	津波ケース①	99	83
	津波ケース③	98	81
	津波ケース④	98	77
	津波ケース⑤	98	78
地震動: 陸側ケース	津波ケース①	173	85
	津波ケース③	173	85
	津波ケース④	173	85
	津波ケース⑤	173	85

（３）平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年３月 13 日）

国による被害想定の公表を受け、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成 26 年３月に公表しました。

ア　想定する地震動

＜最大震度＞

南海トラフ （過去最大クラス）	南海トラフ （理論上最大クラス）	養老-桑名-四日市 断層帯	布引山地東縁断層帯 （東部）	頓宮断層
6 強	7	6 強	7	6 弱

＜津波予測＞

地点	最大津波高 （満潮時、地殻変動量を考慮）（m） （過去最大クラス）	20cm 津波到達時間 （分） （過去最大クラス）
河芸町中ノ川	3.2	67
河芸町田中川	3.3	66
河芸町河芸漁港	3.4	68
白塚漁港	3.4	66
志登茂川	3.5	65
安濃川	3.4	65
岩田川	3.3	65

御殿場	3.2	64
雲出鋼管町	3.4	62
香良洲町雲出川古川	3.4	60
香良洲町海水浴場	3.7	59
香良洲町雲出川	3.6	59

（ｱ）津波浸水予測図

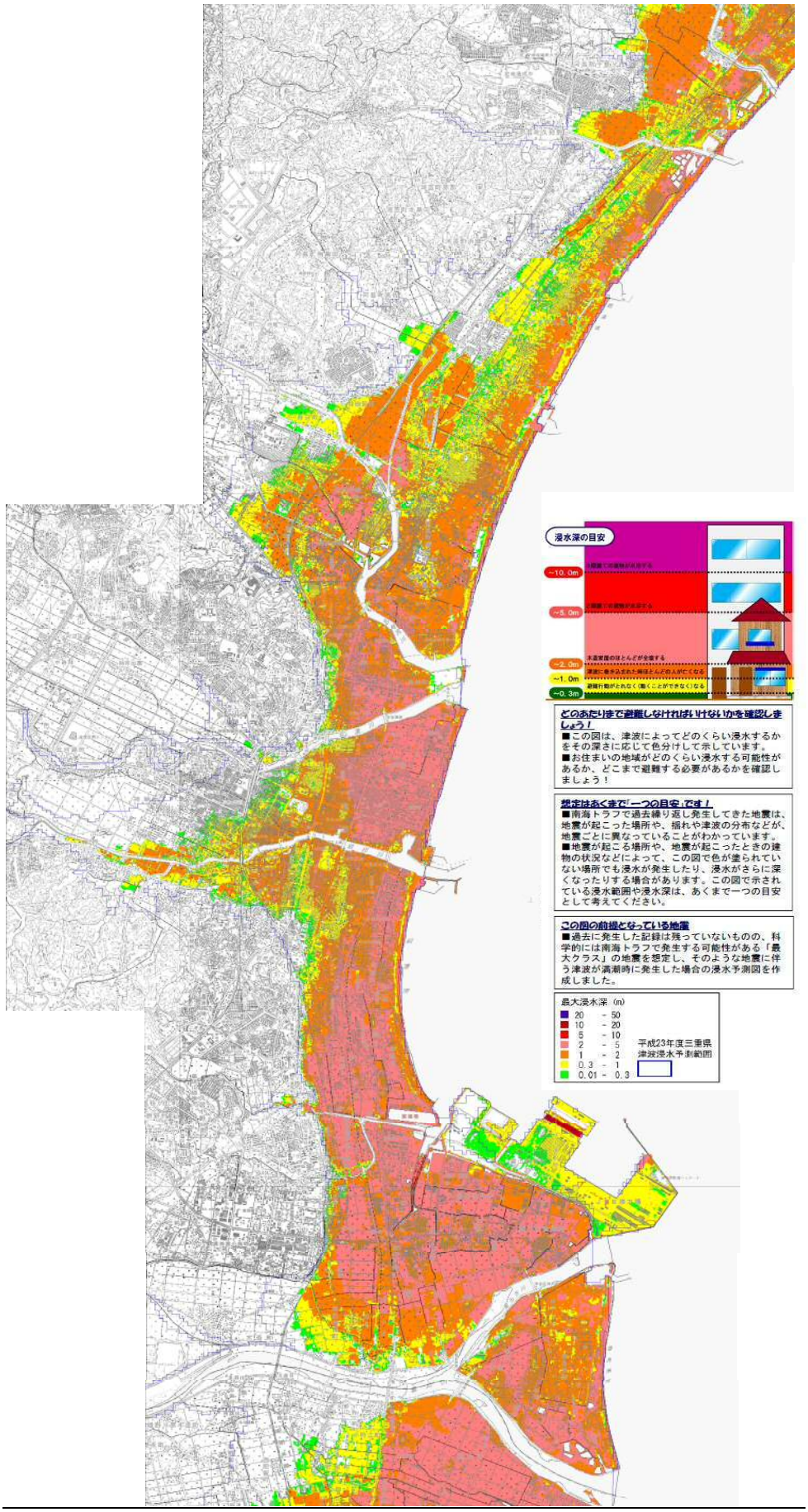
浸水深の目安
~10.0m
~5.0m
~2.0m
~1.0m
~0.3m
木造家屋のほとんどが全壊する
津波に巻き込まれた人はほとんどの人がだめになる
避難行動がとれなく動くことができなくなる
どのあたりまで避難しなければいけないかを確認しましょう！
■この図は、津波によってどのくらい浸水するかをその深さに応じて色分けして示しています。
■お住まいの地域がどのくらい浸水する可能性があるか、どこまで避難する必要があるかを確認しましょう！
想定はあくまで「一つの目安」です！
■南海トラフで過去繰り返し発生してきた地震は、地震が起こった場所や、揺れや津波の分布などが、地震ごとに異なっていることがわかっています。
■地震が起こる場所や、地震が起こったときの建物の状況などによって、この図で色が塗られていない場所でも浸水が発生したり、浸水がさらに深くなったりする場合があります。この図で示されている浸水範囲や浸水深は、あくまで一つの目安として考えてください。
この図の前提となっている地震
■過去に発生した記録は残っていないものの、科学的には南海トラフで発生する可能性がある「最大クラス」の地震を想定し、そのような地震に伴う津波が満潮時に発生した場合の浸水予測図を作成しました。
最大浸水深（m）
20 - 50
10 - 20
5 - 10
2 - 5
1 - 2
0.3 - 1
0.01 - 0.3
平成23年度三重県津波浸水予測範囲

（ｲ）津波浸水深 30 ㎝到達予測時間分布図

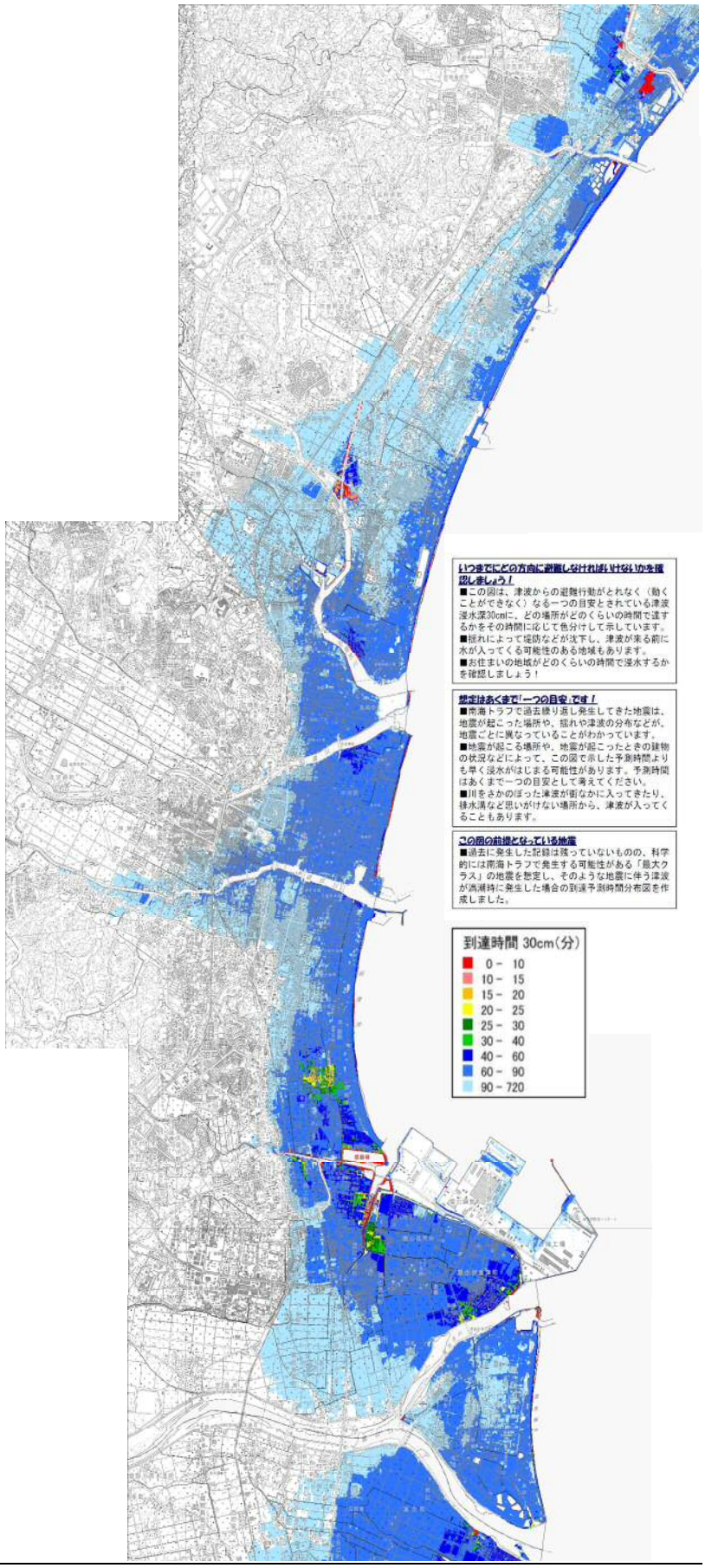

イ　被害想定

(ｱ)リスク関係（建物、火災及び人的被害）

○全壊・焼失棟数（冬の夕方発災）　（単位：棟）

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラス	約 1,100	約 600	約 2,100	約 40	約 30	約 3,900
理論上最大クラス（最大値）	約 18,000	約 700	約 5,600	約 100	約 9,000	約 32,000
養老-桑名-四日市断層帯	約 2,500	約 700	－	約 70	約 300	約 3,500
布引山地東縁断層帯	約 19,000	約 700	－	約 100	約 10,000	約 29,000
頓宮断層	約 100	約 600	－	約 70	約 10	約 800

○死者数（冬の深夜発災、ただし理論上最大クラスについては冬の夕方発災）　（単位：人）

		建物倒壊	津波	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラス	早期避難率(低)	約 50	約 1,300	－	－	約 1,400
	早期避難率高＋呼びかけ全員直後避難	約 50	約 70	－	－	約 100
理論上最大クラス（最大値）	早期避難率(低)	約 1,100	約 4,900	約 10	約 400	約 6,100
	早期避難率高＋呼びかけ全員直後避難	約 1,100	約 900	約 10	約 400	約 2,100
養老-桑名-四日市断層帯		約 100	－	約 10	－	約 100
布引山地東縁断層帯		約 1,100	－	約 10	約 300	約 1,400
頓宮断層		－	－	約 10	－	約 10

(ｲ)リスク関係（ライフライン）

○上水道（断水率）

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
過去最大クラス	100%	97%	70%	11%

理論上最大クラス	100%	98%	76%	29%

○下水道（機能支障率）

	直後	１日後	７日後	１ヶ月後
過去最大クラス	27%	83%	21%	3%
理論上最大クラス	31%	84%	24%	3%

○電力（停電率）

	直後	１日後	７日後
過去最大クラス	89%	81%	3%
理論上最大クラス	90%	82%	15%

○通信（固定電話の不通回線率）

	直後	１日後	７日後	１ヶ月後
過去最大クラス	89%	81%	4%	4%
理論上最大クラス	91%	85%	28%	17%

○通信（携帯電話の停波基地局率）

	直後	１日後	７日後
過去最大クラス	1%	81%	4%
理論上最大クラス	18%	85%	29%

○ガス（都市ガス供給停止率）

	直後	１日後	７日後	１ヶ月後
過去最大クラス	－	－	－	－
理論上最大クラス	43%	43%	37%	13%

(ｴ) リスク関係（生活支障等）

○避難者数（冬の夕方発災）　（単位：人）

	直後	１日後	７日後	１ヶ月後
過去最大クラス	－	約 80,000	約６4,000	約 43,000

（避難所への避難者数）		（約 53,000）	（約 38,000）	（約 13,000）
理論上最大クラス（避難所への避難者数）	－	約 147,000 （約 94,000）	約 124,000 （約 77,000）	約 137,000 （約 41,000）

２　災害の記録（危機管理部、消防本部）

１　風水害

＜平成１７年１２月３１日以前＞

（津地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
台風第 13 号	昭和 28 年 9 月 25 日	死者 5 人、行方不明 12 人、重傷 8 人、軽傷 34 人、全壊 223 棟、流出 112 棟、半壊 801 棟、床上浸水 11,902 棟、床下浸水 5,115 棟、被災者数 47,256 人
台風第 6・7 号	昭和 34 年 8 月 8 日～14 日	重傷 1 人、 全壊 5 棟、半壊 25 棟、床上浸水 3,001 棟、 床下浸水 8,268 棟、被災者数 49,364 人
台風第 15 号 (伊勢湾台風)	同年 9 月 26 目	重傷 9 人、 全壊 145 棟、半壊 632 棟、流失 1 棟、床上浸水 2,782 棟、床下浸水 5,203 棟、被災者数 39,152 人
台風第 23 号	昭和 46 年 8 月 8 日	全壊 1 棟、半床上浸水 964 棟、床下浸水 4,640 棟、被災者数 3,394 人
台風第 29 号	同年 9 月 26 日	軽傷 1 人、全壊 2 棟、半壊 2 棟、床上浸水 839 棟、床下浸水 6,195 棟、被災者総数 3,051 人
集中豪雨	昭和 49 年 7 月 25 日	軽傷 2 人、床上浸水 4,317 棟、床下浸水 8,213 棟 被災者数 40,808 人
台風第 17 号と 前線による大雨	昭和 51 年 9 月 8 日～13 日	床上浸水 65 棟、床下浸水 2,892 棟、 被災者数 6,917 人
台風第 10 号と 低気圧による大雨	昭和 57 年 7 月 31 日～ 8 月 3 日	半壊 1 棟、床上浸水 16 棟、床下浸水 546 棟 被災者数 1,816 人
集中豪雨	昭和 62 年 9 月 24 日～25 日	床上浸水 104 棟、床下浸水 713 棟、 被災者数 2,202 人
台風第 1 号及び 第 13 号	昭和 63 年 8 月 15 日～16 日	床上浸水 35 棟、床下浸水 840 棟、 被災者数 2,588 人
低気圧による大雨	平成 5 年 11 月 13 日	床上浸水 50 棟、床下浸水 910 棟、被災者 2,473 人
集中豪雨	平成 11 年 9 月 4 日	床上浸水 43 棟、床下浸水 460 棟
集中豪雨 (東海豪雨)	平成 12 年 9 月 11 日～12 日	床上浸水 1 棟、床下浸水 61 棟
台風 21 号	平成 16 年 9 月 29 日	住家 　全壊 1 棟、半壊 1 棟、床上浸水 449 棟、床下浸水 1,618 棟 　一部破損 7 棟 非住家 　全壊 1 棟、浸水 448 棟、一部破損 5 棟
台風 14 号	平成 17 年 9 月 5 日～7 日	住家 　床下浸水 10 棟 非住家 　浸水 3 棟 冠水による交通規制 6 箇所 倒木 4 箇所

（久居地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
集中豪雨	昭和 62 年 7 月 14 日	床下浸水 3 棟
集中豪雨	昭和 62 年 9 月 25 日	床下浸水 40 棟
台風 11・13 号	昭和 63 年 8 月 15 日～16 日	床上浸水 30 棟、床下浸水 610 棟
台風 19 号	平成 2 年 9 月 19 日～20 日	床下浸水 11 棟
台風 20 号	平成 2 年 9 月 30 日	床上浸水 1 棟、床下浸水 62 棟
台風 14 号	平成 5 年 9 月 9 日	全壊 5 棟、半壊 3 棟、一部破損 7 棟、床上浸水 20 棟、床下浸水 89 棟
集中豪雨	平成 7 年 5 月 11 日～13 日	床下浸水 3 棟
台風 21 号	平成 16 年 9 月 28 日～30 日	床上浸水 36 棟、床下浸水 159 棟
集中豪雨	平成 17 年 9 月 5 日	床下浸水 36 棟

（河芸地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
伊勢湾台風	昭和 34 年 9 月 26 日	負傷 1 人、全壊 11 棟、半壊 21 棟、 床上浸水 303 棟
集中豪雨	昭和 49 年 7 月 25 日	死者 2 人、負傷 1 人、床上浸水 120 棟、床下浸水 455 棟
台風 21 号	平成 16 年 9 月 28 日	床下浸水 12 棟

（芸濃地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
台風第 6・7 号	昭和 34 年 8 月 12 日～14 日	死傷者 26 人、 家屋の損壊 30 棟、床上・床下浸水 511 棟
台風 21 号	平成 16 年 9 月 29 日	床下浸水 7 棟

（美里地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
集中豪雨	昭和 59 年	土砂災害等
台風第 1 号及び 第 13 号	昭和 63 年 8 月 15 日～16 日	土砂災害等
集中豪雨	平成 2 年	土砂災害等
集中豪雨	平成 3 年	土砂災害等
集中豪雨	平成 5 年 9 月 9 日	断水、床上・床下浸水、土砂災害等 激甚災害指定
集中豪雨 （台風による）	平成 7 年 5 月 12 日	断水、土砂災害等
台風第 11 号	平成 13 年 8 月 21 日～22 日	断水、土砂災害等
台風第 10 号	平成 15 年 8 月 8 日～ 9 日	土砂災害
台風第 21 号	平成 16 年 9 月 28 日～30 日	床下浸水 4 棟、通行止 3 箇所、土砂災害等
台風第 23 号	平成 16 年 10 月 20 日～21 日	土砂災害等

（安濃地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
台風 7 号	昭和 34 年 8 月 12 日	死者 1 人、重傷者 1 人、軽傷者 1 人、全壊 5 棟、半壊 13 棟、 流失 2 棟、床上浸水 188 棟、床下浸水 431 棟
台風 15 号 （伊勢湾台風）	昭和 34 年 9 月 26 日	全壊 17 棟、半壊 22 棟、床上浸水 2 棟、 床下浸水 62 棟
台風 24 号	昭和 40 年 9 月 17 日	半壊 1 棟、床下浸水 30 棟
台風 23 号	昭和 46 年 8 月 8 日	半壊 1 棟、床上浸水 9 棟、床下浸水 226 棟
台風 21 号	平成 16 年 9 月 29 日	床上浸水 6 棟、床下浸水 38 棟

（香良洲地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
台風第 13 号	昭和 28 年 9 月 25 日	負傷者 13 人、全壊 16 棟、流出 5 棟、半壊 218 棟、床上浸水 727 棟、床下浸水 109 棟、香良洲橋は流失、香良洲大橋は通行不能のため香良洲町は孤立化した。
台風第 15 号 (伊勢湾台風)	昭和 34 年 9 月 26 日	負傷者 3 人、全壊 16 棟、半壊 98 棟、流失 2 棟、床上浸水 12 棟、床下浸水 85 棟
台風第 18 号 (第二室戸台風)	昭和 39 年 9 月 16 日	床上浸水 5 棟、床下浸水 20 棟
台風第 10 号と 低気圧による大雨	昭和 57 年 7 月 31 日～ 8 月 3 日	床上浸水 11 棟、避難勧告発令、自衛隊に災害派遣要請、町内全戸成人男子に土嚢積みの呼びかけ
台風第 21 号と 低気圧による大雨	平成 16 年 9 月 28 日～29 日	床下浸水 5 棟

（一志地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
台風 15 号	昭和 31 年 9 月	床上浸水 80 棟、橋流失 4 ヶ所、鉄道決壊 1 ヶ所ほか
伊勢湾台風	昭和 34 年 9 月	八太住宅、西屋敷、其村、向川原各地区避難、 午後八時　雲出川氾濫、堤防決壊、向川原・村出・片山・石橋全戸浸水、片山橋流失
台風 29 号	昭和 46 年 4 月	集中豪雨、被害甚大
台風 17 号	昭和 51 年 9 月	大雨による被害甚大
台風	昭和 54 年 9 月	台風来襲による水被害
台風 10 号及び 集中豪雨	昭和 57 年 8 月	雲出川、波瀬川氾濫 其倉橋流失、矢頭道通行止。時間最大雨量 50 ㎜（8 月 1 日夜）、日雨量 308 ㎜（8 月 1 日～2 日）を記録 被害総額 12 億円余
台風 11 号、13 号	昭和 63 年 8 月	水被害
台風 19 号、20 号	平成 2 年 9 月	集中豪雨。被害甚大（八太橋流失）
台風 21 号	平成 16 年 9 月 29～30 日	集中豪雨。床上浸水 1 棟、床下浸水 79 棟

（白山地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
台風第 15 号 （伊勢湾台風）	昭和 34 年 9 月 26 日	全壊 18 棟、半壊 27 棟、流失 4 棟、 床上浸水 36 棟、床下浸水 83 棟
台風第 23 号	昭和 46 年 8 月 8 日	床上浸水 6 棟、床下浸水 46 棟
台風第 29 号	昭和 46 年 9 月 26 日	死者 1 人、床上浸水 31 棟、床下浸水 478 棟
台風 10 号と 低気圧による大雨	昭和 57 年 7 月 31 日～8 月 3 日	死傷者 2 人、全半壊 13 棟、浸水家屋 68 棟
台風第 14 号	平成 5 年 11 月 13 日	床上浸水 7 棟、床下浸水 103 棟

（美杉地域）

名　　称	年　月　日	被害の概要
台風第 15 号 （伊勢湾台風）	昭和 34 年 9 月 26 日	死者 12 人、重傷 3 人、軽傷 60 人、 全壊 38 棟、流出 17 棟、半壊 84 棟、床上浸水 100 棟、床下浸水 203 棟、被災者数 1,980 人
熱帯低気圧による大雨	昭和 49 年 7 月 25 日	死者 4 人、重傷 7 人、軽傷 25 人、 全壊 7 棟、半壊 11 棟、床上浸水 42 棟、床下浸水 172 棟、一部破損 87 棟、被災者数 1,302 人
台風 10 号と低気圧による暴風雨と大雨	昭和 57 年 8 月 22 日	死者 1 人、重傷 1 人、軽傷 17 人、 全壊 13 棟、半壊 41 棟、床上浸水 92 棟、床下浸水 388 棟、一部破損 13 棟、被災者数 1,942 人
台風第 19 号	平成 2 年 9 月 19 日	半壊 1 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 53 棟、 被災者数 183 人
台風第 11 号	平成 13 年 8 月 24 日	一部破損 2 棟、床上浸水 1 棟、被災者数 3 人
台風第 10 号	平成 15 年 8 月 8 日	一部破損 5 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟、 被災者数 11 人
台風第 6 号	平成 16 年 6 月 20 日	一部破損 5 棟、被災者数 11 人
台風第 11 号	平成 16 年 8 月 5 日	床下浸水 5 棟、一部破損 3 棟、被災者数 12 人
台風第 16 号	平成 16 年 8 月 30 日	床下浸水 1 棟、被災者数 3 人
台風第 21 号	平成 16 年 9 月 28 日	床上浸水 1 棟、床下浸水 19 棟、被災者数 25 人

＜平成１８年１月１日以降＞

（全地域）

名　　称	年　月　日	地域	被害の概要
低気圧による大雨	平成 20 年 9 月 5 日	津、芸濃	床下浸水 7 棟、道路法面崩落、河川斜面崩落
台風第 18 号	平成 21 年 10 月 8 日	全域	住家半壊 1 棟、床上浸水 11 棟、道路法面崩壊、河川斜面崩壊等
台風第 6 号	平成 23 年 7 月 18 日～20 日	美杉	床下浸水 1 棟
台風第 12 号	平成 23 年 9 月 1 日～5 日	津、久居、美杉	重傷 2 人、軽傷 1 人、全壊 1 棟、半壊 1 棟、床下浸水 7 棟
台風第 15 号	平成 23 年 9 月 20 日～21 日	津、美杉	床下浸水 2 棟
台風第 4 号	平成 24 年 6 月 19 日	津、河芸	軽傷 1 人、床下浸水 1 棟
台風第 17 号	平成 24 年 9 月 30 日	全域	重傷 1 人、軽傷 2 人、床上浸水 16 棟、床下浸水 101 棟
台風第 18 号	平成 25 年 9 月 15 日～16 日	全域	死者 2 人、軽傷 4 人、全壊 1 棟、床下浸水 7 棟

２　火災（消防本部発足以降の主なもの）

年　月　日	火災の場所・被害等
昭和 25 年　3 月 22 日	大字垂水・児童福祉会館火災
昭和 26 年　3 月 3 日	南堀端・三重県食品工場火災
昭和 26 年　8 月 14 日	五軒町・三宅製粉工場火災
昭和 28 年　1 月 7 日	高茶屋小森町・井村屋製菓工場火災
昭和 28 年　10 月 22 日	広明町・伊勢出版工場火災
昭和 32 年　3 月 11 目	白塚町・樋口製粉工場火災
昭和 37 年　12 月 2 日	新町・津高等学校火災
昭和 44 年　2 月 21 日	高茶屋小森上野町・南郊アパート共同住宅火災
昭和 47 年　11 月 29 日	大字内多・寺院火災全焼
昭和 48 年　12 月 19 日	大門・大門観光雑居ビル火災
昭和 48 年　12 月 27 日	芸濃町・林住宅火災
昭和 49 年　6 月	中別保地区・住宅火災　3 人死亡
昭和 49 年　9 月 11 日	一志町田尻・工場火災
昭和 50 年　2 月 2 日	高茶屋小森町・住宅火災で 4 人死亡
昭和 50 年　3 月 15 日	北長野・林野火災　杉 4200 本焼失
昭和 50 年　3 月 22 日	日南田・建物火災　小屋全焼
昭和 50 年　11 月	一色地区・ドライブイン火災
昭和 51 年　3 月 15 日	足坂・建物火災　全焼
昭和 51 年　4 月 8 日	高茶屋小森上野町・住宅火災で 2 人死亡
昭和 51 年　5 月 7 日	大字野田泉ヶ丘団地・住宅火災で 4 人死亡
昭和 51 年　5 月 26 日	久居新町・住宅火災で 1 人死亡
昭和 51 年　9 月 19 日	日南田・建物火災　半焼
昭和 51 年　9 月 22 日	白山町三ヶ野・建物火災　2 人死亡
昭和 52 年　5 月 5 日	白山町小杉・建物火災
昭和 52 年　10 月 11 日	榊原町・旅館全焼
昭和 53 年　4 月 17 日	北長野、建物火災　全焼
昭和 53 年　9 月 3 日	穴倉・建物火災　部分焼
昭和 54 年　2 月 13 日	家所・建物火災　小屋全焼　あぜ焼きによる延焼
昭和 54 年　11 月 11 日	上浜町・国立三重大学クラブハウス火災
昭和 54 年　11 月	豊津小学校講堂火災
昭和 55 年　1 月 23 日	白塚町・住宅火災で 4 棟全焼
昭和 55 年　2 月 22 日	白山町三ヶ野・建物火災　作業所全焼
昭和 55 年　6 月 5 日	足坂・建物火災　部分焼
昭和 55 年　9 月 27 日	北長野・建物火災　小屋全焼
昭和 55 年　11 月 23 日	白山町八対野・建物火災
昭和 56 年　12 月 23 日	北長野・建物火災　部分焼
昭和 57 年　1 月 2 日	榊原町・旅館全焼
昭和 57 年　1 月 7 日	北長野・建物火災　全焼
昭和 57 年　2 月 22 日	白山町山田野・建物火災
昭和 57 年　4 月 5 日	三郷・山林火災　放火による　山林 300 ｱｰﾙ焼失
昭和 57 年　6 月 15 日	白山町川口・工場火災
昭和 57 年　12 月 29 日	家所・建物火災　プロパンガス引火による　部分焼
昭和 58 年　3 月 25 日	新家町・住宅火災で 1 人死亡
昭和 58 年　5 月	浜田地区・住宅火災　1 人死亡

年　月　日	火災の場所・被害等
昭和 58 年　10 月 17 日	白山町二本木・建物火災
昭和 58 年　11 月 4 日	西鷹跡町・住宅火災で１人死亡
昭和 59 年　2 月 15 日	平木・車両火災　ヒーター過熱による
昭和 59 年　3 月 12 日	北長野・車両火災　エンジン過熱による
昭和 59 年　8 月 27 日	森町・工場（産業廃棄）全焼
昭和 59 年　9 月 7 日	高座原・建物火災　小屋全焼
昭和 59 年　11 月 21 日	白山町二本木・建物火災
昭和 61 年　1 月 30 日	家所・建物火災　全焼　１人死亡
昭和 61 年　10 月 23 日	家所・建物火災　小屋全焼　ボイラーの過熱による
昭和 61 年　11 月 4 日	須ヶ瀬町・住宅火災　１人死亡
昭和 61 年　12 月 27 日	白山町川口・建物火災
昭和 61 年　12 月 29 日	大字内多・住宅火災全焼
昭和 62 年　1 月 2 日	香良洲町・住宅火災
昭和 62 年　1 月 5 日	北長野・建物火災　全焼　ストーブ給油中引火による
昭和 62 年　1 月 22 日	南長野・建物火災　全焼　ローソクによる
昭和 62 年　7 月 24 日	三郷・車両火災
昭和 62 年　9 月 5 日	北長野・建物火災　村営住宅２階１室全焼　蚊取線香による
昭和 63 年　1 月 9 日	万町・住宅火災で１人死亡
平成元年　6 月 26 日	五百野・建物火災　溶接の火花による
平成元年　10 月 14 日	川方町・住宅火災で１人死亡
平成 2 年　3 月 21 日	家所・建物火災　部分焼　電気器具のショートによる
平成 2 年　4 月 26 日	新家町・住宅火災で１人死亡
平成 3 年　4 月 28 日	五百野・納屋１棟全焼　２棟部分焼
平成 3 年　1 月 17 日	中央・住宅火災で３人死亡
平成 3 年　1 月 24 日	雲出鋼管町・日本鋼管津製作所でＬＰＧタンカー火災
平成 3 年　3 月 5 日	大門・テナントビル火災
平成 3 年　8 月	津市消防管内で 18 件にのぼる連続放火火災が発生
平成 4 年　1 月 25 日	三郷・住宅１棟全焼　１人死亡
平成 5 年　4 月 6 日	榊原町・寮全焼で１人死亡
平成 5 年　11 月 7 日	香良洲町・住宅火災で１人死亡
平成 6 年　1 月 31 日	桂畑・建物火災　小屋部分焼
平成 6 年　10 月 19 日	大門・店舗併用住宅火災で３人死亡
平成 7 年　3 月 7 日	大門・飲食店舗火災で５棟全焼
平成 7 年　7 月 28 日	一志町高野・建物火災
平成 7 年　8 月 11 日	芸濃町林・住宅火災
平成 8 年　3 月 18 日	芸濃町岡本・作業場火災
平成 8 年　4 月 30 日	太郎生・建物火災（納屋）全焼
平成 8 年　6 月 7 日	八知・建物火災（倉庫）全焼
平成 8 年　9 月 1 日	石名原・建物火災（住宅）全焼
平成 9 年　4 月 14 日	榊原町・住宅火災で１人死亡
平成 9 年　6 月 27 日	本町・店舗併用住宅火災で１人死亡
平成 10 年　2 月 2 日	白山町二本木・建物火災
平成 10 年　4 月 20 日	太郎生・建物火災（住宅）全焼
平成 10 年　5 月 3 日	安東町・工場火災
平成 10 年　5 月	一色地区・住宅火災
平成 10 年　9 月 8 日	太郎生・その他火災（焚火）１人死亡
平成 10 年　10 月 28 日	一志町其倉・建物火災　爆発

年　月　日	火災の場所・被害等
平成 11 年　3 月 30 日	丸之内・店舗併用住宅火災
平成 11 年　6 月 13 日	太郎生・建物火災（住宅）全焼
平成 11 年　11 月 23 日	奥津・建物火災（倉庫）全焼
平成 11 年　12 月 21 日	稲葉町・寺院兼住居で 1 人死亡
平成 12 年　1 月 6 日	大里窪田町・住宅等 6 棟全焼
平成 12 年　3 月 28 日	石名原・建物火災（小屋）全焼
平成 12 年　8 月 3 日	上多気・建物火災（小屋）全焼
平成 12 年　8 月 11 日	大字内多・住宅火災全焼
平成 12 年　8 月 11 日	大字内多・工場火災
平成 12 年　9 月 28 日	島崎町・住宅火災で 2 人死亡
平成 13 年　3 月 2 日	八知・建物火災（住宅）全焼　1 人死亡
平成 13 年　4 月 17 日	森町・工場（産業廃棄）全焼
平成 13 年　5 月 12 日	高茶屋小森町・住宅火災で 1 人死亡
平成 13 年　11 月 28 日	大字妙法寺・産業廃棄物処理工場火災 2 人負傷
平成 13 年　12 月 19 日	一志町片野・建物火災　住宅兼工場
平成 14 年　2 月 6 日	大字安濃・工場火災
平成 14 年　3 月 7 日	大字草生・経ヶ峰休養施設全焼
平成 14 年　3 月 13 日	経ヶ峰・放火による林野火災
平成 14 年　3 月 13 日	白山町佐田・建物火災　旅館
平成 14 年　4 月 19 日	三重大学工学部実験所・火災 9 人負傷
平成 14 年　7 月 18 日	大字連部・工場火災
平成 14 年　10 月 24 日	東鷹跡町・住宅火災で 1 人死亡
平成 14 年　11 月 25 日	大字大塚・住宅火災
平成 15 年　1 月 24 日	海岸町・住宅火災で 1 人死亡
平成 15 年　1 月 25 日	白山町南出・建物火災
平成 15 年　4 月 20 日	中河原・住宅火災で 1 人死亡
平成 15 年　5 月 9 日	大門・飲食店等 3 棟全半焼
平成 15 年　9 月 18 日	八知・建物火災（住宅）全焼
平成 16 年　2 月 1 日	家所・農業倉庫 1 棟全焼
平成 16 年　3 月	黒田地区山林連続放火
平成 16 年　5 月 9 日	一志町八太・建物火災　2 人死亡
平成 16 年　9 月 16 日	日南田・美里建設その他火災
平成 16 年　9 月	森町・工場（産業廃棄）全焼
平成 16 年　11 月 9 日	太郎生・建物火災（住宅）全焼
平成 16 年　12 月 27 日	一志町高野・建物火災
平成 17 年　2 月 14 日	平木・住宅 1 棟全焼　1 人死亡
平成 17 年　10 月 8 日	太郎生・建物火災（住宅）全焼
平成 17 年　11 月 2 日	三多気・建物火災（住宅）全焼
平成 17 年　11 月 23 日	森町・建物火災（住宅）全焼
平成 17 年　12 月 26 日	上浜町・建物火災 2 人負傷
平成 18 年　2 月 22 日	南中央・建物火災（住宅）全焼
平成 18 年　3 月 19 日	波瀬・車両火災 1 台全焼　1 人死亡
平成 18 年　9 月 26 日	山田野・建物火災（住宅）全焼
平成 18 年　10 月 7 日	香良洲町稲葉・車両火災　全焼　2 人死亡
平成 18 年　11 月 15 日	波瀬・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 19 年　1 月 13 日	中縄・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 19 年　2 月　3 日	下多気・建物火災　全焼　1 人死亡

年　月　日	火災の場所・被害等
平成 19 年　5 月 11 日	押加部町・建物火災　全焼　2 人死亡
平成 19 年　10 月 5 日	乙部・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 19 年　11 月 29 日	江戸橋 2 丁目・建物火災　全焼　4 人負傷
平成 20 年　1 月　3 日	山田野・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 20 年　1 月 17 日	久居元町・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 20 年　2 月 10 日	香良洲町・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 20 年　5 月 17 日	美里町家所・建物火災　軽微　1 人死亡
平成 20 年　6 月 18 日	半田・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 20 年　10 月 9 日	持川町・建物火災　全焼　1 人死亡　1 人負傷
平成 20 年　10 月 21 日	白山町川口・建物火災　全焼
平成 21 年　3 月 27 日	戸木町・車両火災　全焼　1 人死亡
平成 21 年　3 月 30 日	大里睦合町・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 21 年　9 月 1 日	大鳥町・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 21 年　9 月 11 日	藤方・車両火災　1 人死亡
平成 21 年　12 月 25 日	高茶屋七丁目・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 22 年　1 月 1 日	美杉町太郎生・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 22 年　7 月 26 日	久居本町・建物火災　全焼
平成 22 年　10 月 15 日	戸木町・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 22 年　10 月 27 日	久居中町・建物火災　全焼　2 人死亡
平成 22 年　11 月 30 日	一志町波瀬・建物火災　全焼　1 人死亡　1 人負傷
平成 22 年　12 月 22 日	美杉町杉平・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 23 年　2 月 4 日	高茶屋三丁目・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 23 年　12 月 17 日	芸濃町雲林院・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 23 年　12 月 31 日	城山一丁目・建物火災　全焼　1 人負傷
平成 24 年　2 月 24 日	木造町・建物火災　全焼　1 人負傷
平成 24 年　5 月 24 日	白山町上ノ村・建物火災　全焼　2 人負傷
平成 24 年　9 月 26 日	城山二丁目・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 25 年　1 月 2 日	西鷹跡町・建物火災　全焼　1 人死亡
平成 25 年　2 月 3 日	城山一丁目・建物火災　全焼　1 人負傷
平成 25 年　4 月 22 日	河芸町中別保・建物火災　4 棟全焼
平成 25 年　5 月 28 日	高茶屋小森町・建物火災　全焼　3 人死亡

※林野火災・その他火災等軽微なものは省略

3　過去の主な地震災害（危機管理部）

年月日	地域(地震名)	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
天武 13 年 10 月 14 日	土佐 その他南海東海	8.4	山崩れ、河湧き、家屋社寺の破壊人畜の死傷多く津波来襲、土佐で田約 12k ㎡海中に沈む。
仁和 3 年 7 月 30 日	五畿七道	8.6	京都の民家官庁の倒壊多く、圧死者多数、津波来襲。
嘉保(永長 1)3 年 11 月 24 日	畿内、東海道	8.4	東大寺の巨鐘落ち、諸寺に被害。余震多く、津波伊勢、駿寺を襲い駿河で社寺民家流失 400 棟余。
承徳(慶和 1)3 年 1 月 24 日	畿内	8.0	興福寺西金堂壊れ、大門が倒れた。土地で田千余町皆海底に沈む。
正平 16 年 6 月 24 日	畿内、土佐、 阿波	8.4	山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多かった。津波により阿波雪湊で流出 1,700 棟、流死 60 人余。
明応 7 年 7 月 25 日	東海道全般	8.6	紀伊から房総に至る海岸と甲斐で振動強く、津波が紀伊から房総に至る海岸を襲い、伊勢大湊で流出 1,000 棟、溺死 5,000 人、静岡県志太郡地方で流死 26,000 人、伊勢志摩で溺死 10,000 人という。浜名湖海に通じた。
文禄(慶長 1) 5 年 7 月 12 日	豊後	6.7	3 日より前震、12 日夕刻大地震、高崎山などくずれる。大津波来襲。佐賀関で、崖くずれ、家屋倒れ、60 余町歩流没、瓜生島 80%陥没、死者 708 人。
慶長 9 年 12 月 16 日	東海、南海、 西海諸道	7.9	淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛散る。津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死者 57 人、三崎で溺死 153 人、浜名湖付近の橋本で 80 棟流失し、死者多く、紀州西岸広村で 1,700 戸流失、阿波の鞆浦で死者 100 人余。宍喰で死者 1,500 人余。土佐甲浦で死者 350 人余、崎浜で 50 人余、室戸岬付近で 400 人余。
慶長 16 年 10 月 28 日	三陸および 北海道東岸	8.1	三陸地方で強震、震害軽く、津波の被害大、伊達領内で死者 1,783 人、南部、津軽で人馬死 3,000 余。三陸地方で家屋流失多く、溺死者 1,000 人をこえた。
元禄 16 年 11 月 23 日	江戸、関東諸国	8.2	小田原領土で出火し壊家 8,007 棟、死者 2,291 人、江戸本所あたり壊家が多かった。津波は下田から犬吠岬に至る海岸に押寄す。震災地を通じ、壊家 20,162 棟、死者約 5,233 人。
宝永 4 年 10 月 4 日	五畿七道	8.4	全体で潰家 29,000 棟、死者 4,900 人家屋倒壊範囲は、東海道から中国、九州に及ぶ。震害は、東海道、伊勢湾紀伊半島で最もひどく、袋井全滅、田辺で 158 棟つぶれ、大阪壊家 1,061 棟、死者 734 人、徳島で 680 棟倒壊、津波は伊豆半島から九州に至る沿岸を襲い瀬戸内海にも達した。土佐で流家 11,170 棟、死者 1,844 人、尾鷲で死者 1,000 人余。
天明 2 年 7 月 14 日	相模、武蔵(天明の大地震)	7.4	小田原城の櫓、石垣破損。民家倒壊 1,000 棟、津波あり。江戸で、壊家死者があった。
弘化 4 年 3 月 24 日	北信および越後西部(善光寺地震)	7.4	被害範囲は、高田から松本、上田に至る南北 90km の地域。壊家 29,633 棟、死者 8,600 人余、断層を生じ、落差 2.4m。川が堰止められ数十力村が水没した。4 月 13 日に決壊洪水を生じた。
嘉永 7 年 11 月 4 日	東海、東山、南海諸道(安政地震)	8.4	家屋倒壊範囲は伊豆から、伊勢に至る沿岸と、甲斐、信濃、近江、越前、加賀に及ぶ。津波あり。倒壊流失 8,300 棟余、焼失 600 棟、圧死 300 人、流死 300 人。
嘉永 7 年 11 月 5 日	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道(安政地震)	8.4	前の地震の 32 時間後。被害は、近畿、中国、四国全部と九州、中部地方の一部に及ぶ。津波があり、全壊 20,000 棟、半壊 40,000 棟、焼失 6,000 棟、流失 15,000 棟、死者約 30,000 人。

年月日	地域(地震名)	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
安政２年 10 月 2 日	江戸(安政江戸地震)	6.9	江戸とその東、径 20km の範囲に被害大。山手で被害は少なく、下町被害大。江戸の被害壊家焼失 14,364 棟、死者 7,000 人余。有感半径 500km に達した。出火 30 余カ所。焼失面積 2.3k ㎡。
安政５年 2 月 26 日	飛騨、越前、越中、加賀	6.9	飛騨北部で全壊 319 棟、半壊 385 棟、死者 203 人。山くずれが多く、成願寺川上流止められ、3 月 10 日、4 月 26 日泥水を押出し、金沢領で流失家屋 1,612 棟、溺死 140 人。
明治 24 年 10 月 28 日	岐阜、愛知(濃尾地震)	8.4	仙台以南で地震を感じた。建物全壊 142,117 棟、半壊 80,184 棟、死者 7,273 人、山くずれ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じた。
明治 27 年 6 月 20 日	東京湾北部	7.5	青森から中国、四国地方まで地震を感ずる。東京の被害は大、神田本所、深川に全半壊多く、死者 24 人。
明治 27 年 10 月 22 日	庄内地方	7.3	酒田付近で被害が著しく、被害は山形、本庄に及ぶ。山形県下で全壊 3,858 棟、半壊 2,397 棟、焼失 2,148 棟、死者 726 人。
明治 28 年 1 月 18 日	利根川上流	7.3	北海道、四国、中国の一部まで、地震を感じた。被害範囲は関東東半分。全壊 47 棟、死者 9 人。
明治 29 年 6 月 15 日	三陸沖	7.6	震害はない。津波は北海道より牡鹿半島に至る海岸に襲来し、死者 27,122 人、家屋流失全壊 8,891 棟、船の被害 7,032 件、津波はハワイ、カリフォルニアに達した。
大正 10 年 12 月 8 日	茨城県竜ヶ崎	7.1	千葉、茨城県境付近に、家屋破損道路亀裂などの小被害があった。
大正 12 年 9 月 1 日	関東南部 (関東大地震)	7.9	東京で観測した最大振幅 14～20cm。地震後火災が発生し、被害が増大した。死者 99,331 人、行方不明者 43,476 人。山くずれ、崖くずれが多い。房総方面(木更津 32cm、北条 157 cm)神奈川南部(大磯 I182cm、藤沢 75cm)は隆起し、東京付近以西神奈川北方は沈下した。また相模湾では、小田原一布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿岸に津波が来襲し、波高は三崎で 6m、州の崎で 8.1m。
昭和２年 2 月 7 日	京都府北西部 (北丹後地震)	7.1	被害は淡路、福井、岡山、米子、徳島、三重、香川、大阪に及ぶ。死者 2,925 人、家屋全壊 12,584 棟、焼失 3,711 棟。郷村断層(長さ 18km、水平ずれ最大 2.7m)と、それに直交する山田断層(長さ 7km)を生じた。
昭和２年 10 月 27 日	新潟県三島郡(関原地震)	5.3	負傷 2 人、家屋半壊 23 棟、宮本村の田園内に石油ガス噴出孔を生じた。
昭和５年 11 月 26 日	伊豆北部 (北伊豆地震)	7.0	死者 272 人、家屋全壊 2,165 棟、山くずれ、崖くずれが多く、丹郡断層(長さ 35km、横ずれ最大 2～3m)と、直交する加殿断層および原保断層を生じた。
昭和６年 9 月 21 日	埼玉県西部 (西埼玉地震)	7.0	死者 16 人、家屋全壊 206 棟。
昭和８年 3 月 3 日	三陸沖 (三陸沖地震津波)	8.3	震害はなかった。津波が太平洋岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。死者 3,008 人、家屋流失 4,917 棟、倒壊 2,346 棟、浸水 4,329 棟、船舶流失 7,303 棟、波高は、田老 10.1m、白浜 23.0m、綾里 25.0m、銚子 0.2m。
昭和 13 年 1 月 12 日	和歌山県南方沖 (田辺湾地震)	6.8	被害不明。
昭和 18 年 9 月 10 日	鳥取市付近 (鳥取地震)	7.2	死者 1,083 人、家屋全壊 7,485 棟、半壊 6,158 棟、鹿野断層(長さ 8km、横ずれ最大 150cm)吉岡断層(長さ 4.5km)を生じた。

年月日	地域(地震名)	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
昭和 19 年 12 月 7 日	三重県南東沖 (東南海地震)	7.9	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県、特に名古屋重工業地区に被害が大きかった。死者 998 人、住家全壊 26,130 棟、半壊 46,950 棟、流失 3,059 棟、津波が各地に襲来した。
昭和 20 年 1 月 13 日	愛知県南部 (三河地震)	6.8	規模の割に被害は大きく、死者 1,961 人、住家全壊 5,539 棟、半壊 11,706 棟、非住家全壊 6,603 棟、深溝断層(途中で直角に折曲り、延長 9km、上下ずれ最大 2m)を生じた。
昭和 21 年 12 月 21 日	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0	被害は中部以西日本各地にわたり、死者 1,330 人、行方不明 102 人、家屋全壊 11,591 棟、半壊 23,487 棟、流出 1,451 棟、浸水 33,093 棟、焼失 2,593 棟、船舶破損流出 2,991 件、津波あり、高知付近で田園 15k ㎡が海面下に没した。
昭和 23 年 6 月 28 日	福井平野 (福井地震)	7.3	被害は福井平野およびその付近に限られ、死者 3,895 人、家屋倒壊 35,420 棟、半壊 11,449 棟、焼失 3,691 棟。南北に地割れの連続としての断層(延長約 25km)が生じた。
昭和 24 年 12 月 26 日 1 回目：08h17m 2 回目：08h25m	今市付近 (今市地震)	6.4 6.7	死者 8 人、住家全壊 290 棟、半壊 2,994 棟、非住家全壊 583 棟、被害は石造建物に多く、崖くずれなどの地変約 60 箇所余。
昭和 27 年 3 月 4 日	十勝沖 (十勝沖地震)	8.1	北海道南部、東北地方北部に被害があり、津波が関東地方に及ぶ。死者 28 人、不明 5 人、家屋全壊 815 棟、半壊 1,324 棟、流失 91 棟。
昭和 27 年 3 月 7 日	能登半島 (大聖寺沖地震)	6.8	福井、石川両県で、死者 7 人、家屋半壊 4 棟、焼失 27 棟。
昭和 27 年 7 月 18 日	奈良県 (吉野地震)	6.7	震源の深さ 70km。愛知、岐阜、石川県にも小被害あり、死者 9 人、住家全壊 20 棟。
昭和 28 年 9 月 26 日	房総沖 (房総沖地震)	7.5	道路亀裂(伊豆諸島)、発電所鉄管亀裂(八丈島)など、関東沿岸に小津波。
昭和 35 年 5 月 23 日	チリ沖 (チリ地震津波)	8.5	24 日 2 時頃から津波日本沿岸各地に襲来。波高は三陸沿岸 5～6m、その他で 3～4m。死者 119 人、行方不明 20 人、家屋全壊 1,571 棟、半壊 2,183 棟、流失 1,259 棟。
昭和 36 年 8 月 19 日	石川県加賀地方 (北美濃地震)	7.0	福井、岐阜、石川三県に被害があった。死者 8 人、家屋全壊 12 棟、山くずれ 99 箇所。
昭和 36 年 6 月 30 日	宮城県北部 (宮城県北部地震)	6.5	築館、石越、小半田近近径 40km の範囲に被害が集中した。死者 3 人、住家全壊 369 棟、半壊 1,542 棟、橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。
昭和 38 年 3 月 27 日	若狭湾 (越前岬沖地震)	6.9	敦賀、小浜間に小被害があり、住家全半壊 6 棟、その他小被害があった。
昭和 39 年 6 月 16 日	新潟県沖粟島付近 (新潟地震)	7.5	新潟、秋田、山形の各県に被害があり、死者 26 人、家屋全壊 1,960 棟、半壊 6,640 棟、浸水 15,297 棟、船舶、道路の被害が多かった。新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった。津波が日本沿岸一帯を襲った。
昭和 40 年 9 月 3 日	長野県松代周辺 (松代群発地震)		1965 年 8 月に松代皆神山付近に始まり、順次、須坂、東村、若穂、更北、篠井、川中島、更植、戸倉、上山田、坂井、坂城、真田などに広がる。1969 年末までに松代で有感地震 62,621 回、震度 5：9 回、震度 4：50 回、地震数は 1966 年 4 月と 8 月が最大。被害を伴った地震は 50 回、全体で負傷者 15 人、全壊家屋 10 棟、半壊 4 棟、地すべり 64 箇所、総エネルギーM=6.3 に相当。この間に皆神山 1m 隆起した。

年月日	地域(地震名)	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
昭和 43 年 2 月 21 日	宮崎県えびの町 (えびの地震)	5.7	同日再震、翌日再々震、死者 3 人、負傷者 42 人、建物全壊 368 棟、半壊 636 棟、山くずれが多かった。3 月 25 日に 2 回地震、建物全壊 18 棟、半壊 147 棟。
昭和 43 年 6 月 1 日	日向灘 (1968 年日向灘地震)	7.5	小津波があり、負傷者 57 人、住家全壊 2 棟、半壊 38 棟、浸水 56 棟。
昭和 43 年 5 月 16 日	十勝沖 (1968 年十勝沖地震)	7.9	青森を中心に北海道南部、東北地方に被害、死者 49 人、不明 3 人、負傷者 330 人、建物全壊 673 棟、半壊 3,004 棟、青森県下山くずれ多く津波あり。浸水 527 棟、船舶流失沈没 127 件、コンクリート造の建物の被害が目立つ。
昭和 44 年 9 月 9 日	岐阜中部	7.9	被害不明。
昭和 47 年 2 月 29 日	八丈島東方沖 (八丈島近海地震)	7.0	八丈島で落石、土砂崩れ、亀裂などの道路の被害 115 箇所、水道管破裂の破損による断水 2,150 世帯。
昭和 47 年 12 月 4 日	八丈島東方沖 (八丈島東方沖地震)	7.2	八丈島と青ヶ島で落石 4 件、土砂崩壊、道路破損などの小被害。
昭和 48 年 6 月 17 日	根室半島沖 (根室半島沖地震)	7.4	負傷者 26 人、家屋全壊 2 棟、波高は根室で約 1.5m、浸水 275 棟、船舶流失没 10 艘。
昭和 49 年 5 月 9 日	伊豆半島沖地震 (1974 年伊豆半島沖地震)	6.9	死者・不明者 29 人、負傷者 78 人、家屋全壊 46 棟、同半壊 125 棟、同一部破損 711 棟、同全半焼 7 棟。御前崎に最大波高 22cm の津波。
昭和 53 年 1 月 14 日	伊豆大島近海		死者 3 人、行方不明者 2 人、家屋全半壊 603 棟。
昭和 53 年 6 月 12 日	宮城沖 (宮城沖地震)	7.5	死者 28 人、行方不明者 1 人、負傷 360 人、家屋全半壊 262 棟。
昭和 55 年 6 月 29 日	伊豆半島地震	6.7 5.4	負傷者 8 人、家屋の破損、山崩れ、道路の破損、鉄道の損壊、津波大島岡田港 57cm、千葉県南部の布長 18ｃｍ。
昭和 55 年 9 月 24 日	関東地方南部	5.4	負傷者 5 人。
昭和 55 年 9 月 25 日	関東地方南東部	6.1	死者 2 人、負傷者 73 人、家屋の損壊。
昭和 57 年 3 月 21 日	北海道日高市庁浦河町南西沖 (浦河沖地震)	7.3	重傷者 12 人、軽傷者 121 人、家屋の全壊 8 棟、家屋の半壊 13 棟、一部破損 127 棟、農業施設、土木施設に多数被害あり。
昭和 58 年 5 月 26 日	日本海中部地震	7.7	死者 104 人、負傷者 324 人、家屋全壊 1,584 棟、家屋半壊 3,515 棟、一部破損 5,962 棟、り災者 21,517 人、土木施設、農林水産関係、中小企業関係に被害甚大津波江差 7.8cm,深浦 55cm、函館 53ｃｍ。
昭和 59 年 9 月 14 日	長野県西部地震	6.9	死者 24 人、行方不明者 5 人、負傷者 10 人、家屋全壊 14 棟、家屋半壊 73 棟、一部破損 517 棟、土木施設、農林関係に多数被害あり。
平成 2 年 11 月 7 日	雲仙、普賢岳噴火災害		死者 41 人、負傷者 11 人、行方不明 3 人、家屋全壊 1,586 棟、同半壊 279 棟、同一部破損 221 棟、土木、農林関係被害甚大。噴火から火砕流、土石流を繰り返しながら火山活動は治まらず、立入禁止の警戒区域の指定が続き、住民は不自由な避難難生活をし、自宅、職場にもどれず災害史上例のない苦い経験をしている災害である。

年月日	地域(地震名)	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
平成５年 1月15日	北海道釧路沖地震	7.5	死者2人、負傷者314人、家屋全壊5棟、同半壊4棟、同一部破損201棟、火災害5件、地盤液状化現象が市内随所で発生、ガス施設、港湾施設に被害大
平成５年 2月7日	能登半島沖地震	6.6	負傷者29人、家屋全壊1棟、同半壊4棟、同一部破損31棟
平成５年 7月12日	北海道南西沖地震	7.8	死者201人、負傷者305人、行方不明者30人、家屋全壊567棟、同半壊299棟、同一部破損2,691棟、床上浸水225棟、床下浸水236棟ガス、水道、電話、電気、農林、土木関係に甚大な被害がでた。地震発生約5分後に大津波の来襲、そして火災の発生により奥尻島青苗地区の市街地が焼け野原と化し、被害が集中した。
平成6年 10月4日	北海道東方沖地震	8.1	釧路で震度6を記録し、80人余がけがを負った。
平成6年 12月28日	三陸はるか沖地震	7.5	八戸市で震度 6、パチンコ店の天井が落下するなど青森県を中心に死者2人、負傷者285人。
平成7年 1月17日	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大地震)	7.3	死者5,502人、負傷者41,527人、行方不明者2人、家屋全壊100,282棟、一部破損185,756棟、火災294件のほか非住家3,675棟、文教施設766箇所、道路9,403箇所、橋梁321箇所、河川427箇所、崖くずれ367箇所、ブロック塀等1,385箇所で被害、水道断水 1,277,851 戸、ガス供給停止 856,835 戸、停電1,111,640戸、電話不通286,231回線
平成16年 10月23日	新潟県中越地震	6.8	死者51人、負傷者4,805人、 住家全壊3,185棟、住家半壊13,715棟等
平成17年 3月20日	福岡県西方沖	7.0	死者1人、負傷者1,087人、住家全壊133棟、住家半壊244棟等
平成19年 3月25日	能登半島地震	6.9	死者1人、負傷者356人、住家全壊684棟、住家半壊1,733棟等
平成19年 4月15日	三重県中部	5.4	負傷者13人　等
平成19年 7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	死者15人、負傷者2,345人、住家全壊1,319棟、住家半壊5,621棟　等
平成20年 6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	死者・不明者23人、負傷者451人、住家全壊30棟、住家半壊143棟　等
平成20年 7月24日	岩手県沿岸北部	6.8	死者1人、負傷者211人、住家全壊1棟　等
平成21年 8月11日	駿河湾	6.5	死者1人、負傷者319人、住家半壊5棟　等
平成23年 3月11日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	(Mw)9.0	死者15,859人、行方不明者3,021人、負傷者6,107人、住家全壊129,914棟、住家半壊258,591棟、住家一部破損711,376棟等

4　津市で震度４以上あった主な地震（危機管理部）

年　月　日	地域（地震名）	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震度	備　　考
昭和 11 年 2 月 21 日	奈良県（河内大和地震）	6.4	4	
昭和 13 年 1 月 12 日	和歌山県南方沖	6.8	4	
昭和 18 年 9 月 10 日	鳥取県東部(鳥取地震)	7.2	4	
昭和 19 年 12 月 7 日	三重県南東沖(東南海地震)	7.9	6	
昭和 19 年 12 月 12 日	三重県南東沖	6.5	4	
昭和 20 年 1 月 13 日	三河湾(三河地震)	6.8	5	
昭和 20 年 1 月 14 日	三河湾	5.9	4	
昭和 20 年 1 月 16 日	愛知県西部	6.4	4	
昭和 20 年 1 月 19 日	愛知県西部	5.3	4	
昭和 21 年 12 月 21 日	和歌山県南方沖(南海地震)	8.0	5	
昭和 27 年 7 月 18 日	奈良県(吉野地震)	6.7	4	
昭和 35 年 12 月 26 日	三重県南部	6.0	4	
昭和 36 年 8 月 19 日	石川県加賀地方(北美濃地震)	7.0	4	
昭和 38 年 3 月 27 日	若狭湾(越前岬沖地震)	6.9	4	
昭和 44 年 9 月 9 日	岐阜県美濃中西部	6.6	4	
昭和 46 年 1 月 5 日	遠州灘	6.1	4	
平成 7 年 1 月 17 日	大阪湾(兵庫県南部地震)	7.3	4	
平成 16 年 9 月 5 日	三重県南東沖	7.4	5 弱	
平成 19 年 4 月 15 日	三重県中部	5.4	5 弱	

５　指定避難所一覧（危機管理部）

（津地域：６７ヶ所）

番号	名称	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	豊が丘小学校	豊が丘二丁目 34－1	○	○	○	059-230-1275
2	高野尾出張所	高野尾町 5417-1	○	○	○	059-230-0073
3	高野尾小学校	高野尾町 5266-1	○	○	○	059-230-0004
4	大里出張所	大里睦合町 1292-1	○	○	○	059-230-1195
5	大里小学校	大里窪田町 1821	○	○	○	059-232-2128
6	豊里中学校	大里睦合町 820-1	○	○	○	059-230-2028
7	高田短期大学	一身田豊野 195	○	○	○	059-232-2310
8	高田中・高等学校	一身田町 2843	○	○	－	059-232-2004
9	一身田中学校	一身田中野 880-1	○	○	－	059-232-2157
10	一身田公民館（一身田出張所）	一身田町 293-3	○	○	－	059-232-2019
11	一身田小学校	一身田大古曽 355	○	○	－	059-232-2054
12	三重短期大学	一身田中野 157	○	○	－	059-232-2341
13	三重県総合文化センター	一身田上津部田 1234	○	○	○	059-233-1111
14	白塚小学校	白塚町 4463	○	○	－	059-232-3109
15	白塚公民館（白塚出張所）	白塚町 5205	○	○	－	059-232-3004
16	栗真小学校	栗真中山町 452	○	○	－	059-232-3041
17	栗真出張所	栗真町屋町 836-1	○	○	－	059-232-3009
18	三重県立国児学園	栗真町屋町 524	○	○	－	059-232-2598
19	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	○	○	－	059-232-3502
20	アストプラザ	羽所町 700	○	○	○	059-222-2525
21	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	○	○	－	059-228-3114
22	南立誠小学校	桜橋二丁目 39	○	○	－	059-227-5248
23	観音寺保育園	観音寺町 604-74	○	○	○	059-227-5910
24	三重大学教育学部附属小学校	観音寺町 359	○	○	○	059-227-1295
25	西が丘小学校	長岡町 800-437	○	○	○	059-225-3407
26	安東小学校	納所町 245	○	○	○	059-228-4787
27	安東出張所	納所町 249-6	○	○	○	059-228-4786
28	櫛形市民館	分部 262-1	○	○	○	059-237-0984
29	櫛形出張所	分部 1192-1	○	○	○	059-237-0852
30	櫛形小学校	分部 1211-1	○	○	○	059-237-0851
31	西郊中学校	一色町 219	○	○	○	059-228-0305
32	片田小学校	片田井戸町 22	○	○	○	059-237-0014
33	片田出張所	片田井戸町 16-1	○	○	○	059-237-0002

番号	名称	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
34	神戸出張所	神戸 739-1	○	○	－	059-228-2964
35	神戸小学校	神戸 332-1	○	○	－	059-228-2965
36	津市青少年野外活動センター体育館	神戸 1680-1	○	○	○	059-228-4025
37	新町小学校	八町三丁目 3-1	○	○	○	059-228-5125
38	西橋内中学校	東古河町 7-1	○	○	－	059-227-5245
39	養正小学校	丸之内養正町 14-1	○	○	－	059-226-3332
40	中央市民館	愛宕町 233	○	○	－	059-225-3168
41	贄崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	○	○	－	059-222-7400
42	高洲町教育集会所	高洲町 15-30	○	○	－	059-225-0188
43	さくら児童館	中河原 2075	○	○	－	059-225-3160
44	東橋内中学校	中河原 356-2	○	○	－	059-228-2624
45	敬和小学校	中河原 445	○	○	－	059-228-6138
46	敬和公民館	寿町 21-22	○	○	—	059-225-2325
47	修成小学校	修成町 9-1	○	○	－	059-228-7131
48	学校法人セントヨゼフ女子学園（第一体育館・第二体育館）	半田 1330	○	○	○	059-227-6465
49	三重県立津工業高等学校	半田 534	○	○	－	059-226-1285
50	阿漕塚記念館	柳山津興 632	○	○	－	059-223-4225
51	三重県立みえ夢学園高等学校	柳山津興 1239	○	○	－	059-226-6217
52	育生小学校	下弁財町津興 1350	○	○	－	059-228-6148
53	橋南中学校	上弁財町津興 2537-4	○	○	－	059-227-5781
54	三重県立聾学校	藤方 2304-2	○	○	－	059-226-4774
55	藤水小学校	藤方 1627	○	○	－	059-228-3674
56	藤水出張所	藤方 1491-2	○	○	－	059-228-3673
57	南が丘小学校	垂水 2538-1	○	○	○	059-229-2761
58	南が丘中学校	垂水 2622-1	○	○	○	059-229-2831
59	南郊公民館（高茶屋出張所）	高茶屋三丁目 25-6	○	○	○	059-234-2774
60	高茶屋小学校	高茶屋三丁目 1-1	○	○	○	059-234-2615
61	南郊中学校	高茶屋四丁目 44-1	○	○	○	059-234-3254
62	高茶屋市民センター	高茶屋四丁目 37-59	○	○	○	059-234-1236
63	三重県立津高等技術学校	高茶屋小森町 1176-2	○	○	○	059-234-2839
64	雲出出張所	雲出本郷町 1388-1	○	○	－	059-234-3213
65	雲出小学校	雲出本郷町 1164	○	○	－	059-234-3216
66	雲出市民センター	雲出本郷町 1389	○	○	－	059-235-0390

番号	名称	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
67	雲出市民館	雲出島貫町 488-7	○	○	－	059-234-7179

（久居地域：１５ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	久居体育館	久居野村町 877-1	－	○	○	059-255-6081
2	立成小学校	久居野村町 560	○	○	○	059-255-6023
3	成美小学校	久居新町 737	○	○	○	059-255-2057
4	久居東中学校	久居井戸山町 721-1	○	○	○	059-256-4068
5	桃園小学校	新家町 1350	○	○	○	059-255-2175
6	久居公民館	久居元町 2354	○	○	○	059-256-3931
7	三重県立久居農林高等学校体育館	久居東鷹跡町 105	○	○	○	059-255-2013
8	久居中学校	久居西鷹跡町 494	○	○	○	059-255-2102
9	三重県立久居高等学校体育館	戸木町 3569-1	○	○	○	059-256-0003
10	栗葉小学校	森町 270	○	○	○	059-252-0320
11	久居西中学校	久居一色町 940	○	○	○	059-252-0324
12	榊原小学校	榊原町 5848	○	○	○	059-252-0011
13	誠之小学校	久居西鷹跡町 424	○	○	○	059-255-2074
14	久居総合福祉会館	久居東鷹跡町 20-2	○	○	○	059-256-7110
15	戸木小学校	戸木町 880	○	○	○	059-255-2542

（河芸地域：７ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	河芸公民館	河芸町浜田 742	○	○	○	059-245-2222
2	河芸体育館	河芸町浜田 774	○	○	○	059-245-3191
3	朝陽中学校	河芸町上野 2010	○	○	－	059-245-0064
4	豊津小学校	河芸町一色 1680	○	○	－	059-245-0128
5	上野小学校	河芸町上野 2963	○	○	○	059-245-1137
6	黒田小学校	河芸町北黒田 109-1	○	○	○	059-245-0142
7	千里ヶ丘小学校	河芸町千里ヶ丘 13	○	○	○	059-245-1215

（芸濃地域：７ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	芸濃小学校	芸濃町椋本 5047	○	○	○	059-265-2002
2	芸濃総合文化センター	芸濃町椋本 6824	○	○	○	059-265-6000
3	芸濃中学校	芸濃町椋本 5147	○	○	○	059-265-2031
4	明小学校	芸濃町林 325	○	○	○	059-265-2106
5	（旧）安西小学校	芸濃町北神山 310	○	○	○	
6	（旧）雲林院小学校	芸濃町雲林院 566	○	○	○	
7	錫杖湖水荘	芸濃町河内 679	○	○	○	059-265-2019

（美里地域：５ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	美里社会福祉センター	美里町三郷 46-3	○	○	○	059-279-3366
2	長野小学校	美里町北長野 1435	○	○	○	059-279-2102
3	高宮小学校	美里町足坂 585	○	○	○	059-279-2004
4	辰水小学校	美里町家所 2045	○	○	○	059-279-2026
5	美里中学校	美里町三郷 84	○	○	○	059-279-2017

（安濃地域：１２ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	草生小学校	安濃町草生 4209	○	○	○	059-268-2253
2	草生公民館	安濃町草生 4249-1	○	○	○	059-268-4380
3	村主小学校	安濃町連部 68	○	○	○	059-268-2031
4	村主公民館	安濃町連部 69-1	○	○	○	059-268-4381
5	安濃小学校	安濃町内多 451	○	○	○	059-268-2014
6	安濃公民館	安濃町内多 3653	○	○	○	059-268-4382
7	明合小学校	安濃町粟加 978	○	○	○	059-268-2350
8	明合公民館	安濃町粟加 978	○	○	○	059-268-4383
9	東観中学校	安濃町東観音寺 494-1	○	○	○	059-268-2021
10	安濃中央総合公園内体育館	安濃町田端上野 818	○	○	○	059-268-0100
11	安濃交流会館	安濃町東観音寺 51-3	○	○	○	059-268-5678
12	サンヒルズ安濃	安濃町東観音寺 418	○	○	○	059-268-5811

（香良洲地域：７ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	香良洲小学校	香良洲町 2190-1	○	○	－	059-292-3101
2	香海中学校	香良洲町 128	○	○	－	059-292-3612
3	香良洲公民館	香良洲町 1876-1	○	○	－	059-292-4309
4	香良洲歴史資料館（若桜会館）	香良洲町 6320	○	○	－	059-292-2118
5	まつぼっくり作業所	香良洲町 5722	○	○	－	059-292-4933
6	香良洲体育館	香良洲町 3952―90	－	○	－	059-292-2498
7	サンデルタ香良洲	香良洲町 2167	－	○	－	059-292-3113

（一志地域：１１ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	（旧）大井小学校	一志町大仰 326	○	○	○	059-293-0019
2	一志東小学校	一志町八太 785-1	○	○	○	059-293-1027
3	一志西小学校	一志町田尻 353-1	○	○	○	059-293-0021
4	（旧）波瀬小学校	一志町波瀬 2236	○	○	○	059-294-7016
5	一志中学校	一志町高野 2609	○	○	○	059-293-0125
6	大井公民館	一志町大仰 217-1	○	○	○	059-293-6673
7	コミュニティプラザ川合（川合公民館）	一志町八太 1008-1	○	○	○	059-293-3711
8	一志高岡公民館	一志町田尻 605-2	○	○	○	059-293-5611
9	波瀬ふれあい会館	一志町波瀬 2232-2	○	○	○	059-294-7470
10	とことめの里一志	一志町井関 1792	○	○	○	059-295-0111
11	一志体育館	一志町高野 160-728	○	○	○	059-293-5688

（白山地域：１３ヶ所）

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	家城小学校	白山町南家城 647	○	○	○	059-262-3027
2	家城公民館	白山町南家城 851-3	○	○	○	059-262-0484
3	元取公民館	白山町城立 305	○	○	○	059-269-3057
4	大三小学校	白山町二本木 296	○	○	○	059-262-0120
5	大三公民館	白山町二本木 1001-253	○	○	○	059-262-2666
6	白山中学校	白山町川口 471-6	○	○	○	059-262-0020
7	白山公民館	白山町川口 897	○	○	○	059-262-7027
8	川口小学校	白山町川口 1991	○	○	○	059-262-0004

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
9	倭小学校	白山町上ノ村 183	○	○	○	059-262-0150
10	倭公民館	白山町中ノ村 581	○	○	○	059-262-0485
11	八ッ山小学校	白山町八対野 2480	○	○	○	059-262-0204
12	八ッ山公民館	白山町八対野 994-1	○	○	○	059-262-0432
13	白山体育館	白山町古市 808	○	○	○	059-262-4263

(美杉地域：２２ヶ所)

番号	避難所	所在地	避難所開設表示区分			電話番号
			風水害	地震	津波	
1	竹原地域住民センター	美杉町竹原 2777	○	○	○	059-262-3014
2	竹原コミュニティ防災センター	美杉町竹原 241-1	○	○	○	
3	竹原多目的集会所	美杉町竹原 2821	○	○	○	
4	美杉竹原体育館	美杉町竹原 2796	○	○	○	
5	美杉総合文化センター	美杉町八知 5580-2	○	○	○	059-272-8089
6	美杉中学校	美杉町八知 5800	○	○	○	059-272-1191
7	太郎生多目的集会所	美杉町太郎生 2120	○	○	○	059-273-0222
8	（旧）太郎生小学校	美杉町太郎生 2128-1	○	○	○	059-273-0324
9	伊勢地地域住民センター	美杉町石名原 1681	○	○	○	059-274-0223
10	伊勢地多目的集会所	美杉町石名原 1583	○	○	○	
11	美杉伊勢地体育館	美杉町石名原 1581-2	○	○	○	
12	八幡地域住民センター	美杉町奥津 1288-8	○	○	○	059-274-0222
13	八幡生活改善センター	美杉町奥津 1294	○	－	－	
14	美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	美杉町川上 3372	○	○	○	
15	美杉高齢者生活福祉センター	美杉町奥津 929	○	○	○	059-274-0222
16	美杉小学校	美杉町奥津 1025	○	○	○	059-274-0802
17	多気地域住民センター	美杉町上多気 1031	○	○	○	059-275-0222
18	丹生俣多目的集会所	美杉町丹生俣 1360-2	○	○	○	
19	美杉多気体育館	美杉町上多気 1042-5	○	○	○	
20	下之川地域住民センター	美杉町下之川 6115	○	○	○	059-276-0222
21	下之川生活改善センター	美杉町下之川 1875	○	○	○	
22	美杉下之川体育館	美杉町下之川 6098-2	○	○	○	

６　一時避難場所指定一覧（風水害等）（危機管理部）

（津地域：３３ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	高田本山専修寺	一身田町 2819	059-232-4171
2	長安寺	白塚町 5291	059-232-3333
3	観音寺町集会所	観音寺町 666	
4	渋見町集会所	渋見町 418	059-223-0131
5	近緑寺	長岡町 552	059-227-3525
6	善休寺	河辺町 2015	059-228-7938
7	正圓寺	安東町 294	059-228-8084
8	西光寺	安東町 1942	059-228-8061
9	東光寺	安東町 1289	059-226-0004
10	正源寺	一色町 525	059-226-3092
11	西念寺	北河路町 538	059-226-5747
12	北河路会館	北河路町 547	
13	片田公民館	片田井戸町 17-2	059-237-1513
14	智円寺	野田 1501	059-237-0195
15	高西寺	半田 1936	059-228-9742
16	新町会館	八町二丁目 5-16	059-225-6096
17	高洲会館	高洲町 18	
18	三重県建設技術センター	島崎町 56	059-229-5602
19	ぼだいじ保育園	南中央 10-18	059-228-7473
20	津市体育館	本町 31-1	059-225-3171
21	天理教津大教会	岩田 22-18	059-228-3210
22	橋南会館	柳山津興 1535-27	059-226-6875
23	橋南公民館	幸町 18-22	059-226-3220
24	城山会館	城山二丁目 20-3	059-234-3343
25	三重県立津東高等学校体育館	一身田上津部田 1470	059-231-6102
26	創価学会三重文化会館	桜橋三丁目 446-40	059-227-0166
27	三重県教育文化会館本館	桜橋二丁目 142	059-221-6051
28	三重県立看護大学	夢が丘一丁目 1-1	059-228-1122
29	くもづホテル＆コンファレンス	雲出長常町 626-10	059-233-5600
30	津健保体育館（ＪＦＥｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ敷地内）	雲出鋼管町 1	059-234-3030
31	上浜町二丁目チビッコ広場	上浜町２丁目 42, 43, 44, 45	
32	川添町集会所	川添町 6-32	
33	高茶屋小森山自治会集会所	高茶屋小森町 1733-4	

（久居地域：４７ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	野村保育園	久居野村町 568-4	059-256-0303
2	のむら幼稚園	久居野村町 542-3	059-255-7130
3	新町中央集会所	久居野村町 372-212	
4	立成コミュニティセンター	久居野村町 874-8	059-256-9393
5	井戸山地区集会所	久居井戸山町 153-6	
6	明神教育集会所	久居明神町 1463-1	
7	明神地区集会所	久居明神町 1180-259	
8	久居北口市民館	久居北口町 2709-6	059-256-4166
9	久居北口文化会館	久居北口町 560-5	059-256-4352
10	久居児童センター	久居北口町 862-5	059-256-6300
11	北部保育園	久居北口町 859-3	059-256-3679
12	密柑山幼稚園	久居北口町 554-2	059-255-3256
13	北口保育園	久居北口町 554	059-255-4566
14	巽ヶ丘幼稚園	久居東鷹跡町 177-5	059-255-2654
15	東鷹跡地区集会所	久居東鷹跡町 1-12	
16	久居老人福祉センター	久居西鷹跡町 365-1	059-256-2188
17	西鷹跡地区集会所	久居西鷹跡町 498-17	
18	こべき保育園	久居元町 2314-17	059-256-3331
19	木造区集会所	木造町 1581	
20	狐塚地区集会所	戸木町 3504-3	
21	戸木幼稚園	戸木町 2337	059-255-5366
22	戸木地区集会所	戸木町 2056-1	
23	栗葉幼稚園	森町 284-1	059-252-1167
24	七栗公民館	森町 286	059-252-1986
25	森教育集会所	森町 1910-1	
26	ひとみね保育園	久居一色町 934	059-252-0854
27	七栗産業会館	庄田町 517-2	
28	下村教育集会所	榊原町 8161-2	
29	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」	榊原町 6101	059-252-1800
30	榊原市民館	榊原町 10032	059-252-1553
31	榊原農民研修所	榊原町 5104	059-252-0220
32	榊原地区集会所	榊原町 2879-2	
33	稲葉地区農村集落多目的共同利用施設	稲葉町 1905-3	059-252-2276
34	諸戸山・横山地区集会所	久居明神町 1530-27	
35	桃園情報センター	新家町 1365-5	059-256-7686
36	戸木公民館	戸木町 1782	059-255-2135

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
37	万町・中町・射場町地区集会所	久居射場町 43	
38	元町地区集会所	久居元町 2099-2	
39	相川地区集会所	久居野村町 1976-22	
40	桃園地区集会所	川方町 475-2	
41	羽野地区集会所	戸木町 5578-13	
42	風早地区集会所	戸木町 4152-359	
43	コミュニティセンター桃園	木造町 2160-1	059-255-0300
44	第２区集会所	榊原町 1242	
45	寺野垣内集会所	榊原町 4696－1	
46	中の山公会所	榊原町 2922	
47	一の坂集会所	榊原町 3721	

（河芸地域：２２ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	中別保公民館	河芸町中別保 2034－3	059-245-8558
2	一色区住民センター	河芸町一色 1481－3	
3	影重公民館	河芸町影重 945	059-245-3787
4	上野地区農業構造改善センター	河芸町上野 3791－3	
5	新上野公民館	河芸町上野 3339－129	
6	大蔵園公民館	河芸町上野 346－103	
7	東上野公民館	河芸町上野 1168－202	
8	東千里公民館	河芸町東千里 759	
9	久知野公民館	河芸町久知野 1776	
10	中瀬公民館	河芸町中瀬 322	
11	北黒田公民館	河芸町北黒田 43－3	
12	南黒田公民館	河芸町南黒田 442－1	059-245-5008
13	高佐公民館	河芸町高佐 518－1	
14	浜田公民館	河芸町浜田 1440－5	
15	赤部公民館	河芸町赤部 325	
16	三行農業構造改善センター	河芸町三行 1228－1	
17	西千里集会所	河芸町西千里 1589－3	
18	千里団地集会所	河芸町千里ヶ丘 69－2	
19	千里ヶ丘公民館	河芸町千里ヶ丘 14	059-245-0498
20	上野公民館	河芸町上野 834－4	059-245-3751
21	くすのきの丘集会所	河芸町杜の街１丁目 8－16	
22	かえでの丘集会所	河芸町杜の街１丁目 20－28	

（芸濃地域：３５ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	西部ヶ丘集会所	芸濃町中縄 644-1	
2	藤ヶ丘団地集会所	芸濃町中縄 524-4	
3	新田教育集会所	芸濃町雲林院 834-17	
4	河原集会所	芸濃町雲林院 816-17	
5	上ノ段集会所	芸濃町雲林院 751-10	
6	市場公民館	芸濃町雲林院 357-2	
7	雲林院福祉会館	芸濃町雲林院 1019	059-265-4155
8	青木団地教育集会所	芸濃町雲林院 960-53	
9	中瀬古公民館	芸濃町雲林院 616	
10	下川公民館	芸濃町雲林院 1192-3	
11	南山集会所	芸濃町雲林院 2014-8	
12	楠原公民館	芸濃町楠原 424	
13	林川原公民館	芸濃町林 485-1	
14	林殿町公民館	芸濃町林 1784-2	
15	林町公民館	芸濃町林 163-6	
16	平林公民館	芸濃町椋本 5502-2	
17	中縄公民館	芸濃町中縄 876-3	
18	忍田公民館	芸濃町忍田 189-3	059-265-4599
19	多門公民館	芸濃町多門 857	
20	小野平公民館	芸濃町小野平 176-1	
21	萩野公民館	芸濃町萩野 731	059-265-5243
22	北神山公民館	芸濃町北神山 362	
23	岡本公民館	芸濃町岡本 422	059-265-5827
24	新横山集会所	芸濃町中縄 510-4	
25	殿町教育集会所	芸濃町椋本 410-15	
26	西町公民館	芸濃町椋本 481-3	
27	椋本団地集会所	芸濃町椋本 892-69	
28	八幡前集会所	芸濃町椋本 1568-19	
29	椋本三部集会所	芸濃町椋本 1815-5	
30	第四部公民館	芸濃町椋本 2699-1	
31	富家集会所	芸濃町椋本 6127-1	
32	岩原公民館	芸濃町椋本 3937-1	
33	豊久野公民館	芸濃町椋本 3706-2	
34	河内下之垣内公民館	芸濃町河内 889	
35	河内下公民館（宝並）	芸濃町河内 281-3	

（美里地域：２５ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	船山公民館	美里町船山 71-1	059-279-2475
2	高座原公民館	美里町高座原 420	
3	日南田公民館	美里町日南田 43	
4	穴倉公民館	美里町穴倉 840-1	059-279-3569
5	美里高齢者生活福祉センター	美里町家所 2123	059-279-3119
6	家所区民センター	美里町家所 2067-4	059-279-2258
7	明顕寺	美里町家所 2241	059-279-3159
8	実相寺	美里町家所 2371-1	059-279-3171
9	グリーンハウス	美里町家所 4797	
10	長谷山ハイツ第一期集会所	美里町家所 154-90	059-279-2477
11	長谷山ハイツ第二期集会所	美里町家所 8-229	059-279-2711
12	梅林寺	美里町三郷 758	
13	新開クラブ	美里町三郷 1578	
14	下中集会所	美里町足坂 551-2	
15	上之郷クラブ	美里町五百野 1472-1	
16	中之郷クラブ	美里町五百野 1360-1	
17	五百野ふれあいセンター	美里町五百野 1916-2	
18	吹上集会所	美里町五百野 1714	
19	外山集会所	美里町五百野 1744	
20	平木多目的集会所	美里町平木 492	
21	北長野林業者等休養福祉施設	美里町北長野 1544-2	
22	桂畑文化センター	美里町桂畑 1244-3	059-279-4351
23	中野文化会館	美里町北長野 3001	059-279-2050
24	中野集会所	美里町北長野 335-1	059-279-2345
25	南長野生活改善センター	美里町南長野 533	059-279-2473

（安濃地域：３９ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	山出地区集会所	安濃町草生 853	059-268-1173
2	岩城区集落センター	安濃町草生 1486	
3	仲之郷区公民館	安濃町草生 2034-2	
4	平尾区農作業管理休養施設	安濃町草生 3147-1	
5	安部区公民館	安濃町安部 409-1	
6	生水区公民館	安濃町草生 6257	
7	二子区公民館	安濃町中川 668-3	
8	前田区公民館	安濃町中川 1599	

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
9	ＪＡ津安芸安濃中央支店	安濃町川西 2042	059-268-2152
10	村主区公民館	安濃町川西 1166	
11	井上区集落センター	安濃町川西 1446	
12	神田区集会所	安濃町神田 197-1	
13	南神山集落センター	安濃町南神山 100	
14	前野区公民館	安濃町前野 105	
15	光明寺区集会所	安濃町光明寺 20-2	059-268-3323
16	今徳区公民館	安濃町今徳 1484	059-268-4915
17	妙法寺公民館	安濃町妙法寺 99-4	059-268-1935
18	浄土寺区公民館	安濃町浄土寺 1707	
19	村主公民館	安濃町連部 69-1	059-268-4381
20	リバーサイド自治会集会所	安濃町川西 607-40	
21	ピュアタウン集会所	安濃町妙法寺 1013-8	
22	ファミリーステージ安濃集会所	安濃町川西 592-31	
23	安濃区集落センター	安濃町安濃 1427-2	059-268-0402
24	内多区公民館	安濃町内多 827-1	059-268-0654
25	太田区公民館	安濃町太田 61	059-268-3339
26	清水区公民館	安濃町清水 1123	
27	曽根区公民館	安濃町曽根 609-2	
28	佐倉園集会所	安濃町清水 112-28	
29	清水ヶ丘公民館	安濃町清水 756-30	
30	レインボー安濃集会所	安濃町内多 286-14	
31	花の木台集会所	安濃町太田 1664-80	
32	野口区公民館	安濃町野口 62-2	
33	戸島区公民館（集落センター）	安濃町戸島 486	059-268-2081
34	大塚区公民館	安濃町大塚 539-9	
35	荒木区公民館	安濃町荒木 217	
36	粟加区公民館	安濃町粟加 518	059-268-4373
37	田端上野区公民館	安濃町田端上野 551-1	
38	東観音寺公民館	安濃町東観音寺 433-10	
39	明合団地集会所	安濃町田端上野 910-65	059-268-0743

（香良洲地域：９ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	地家区民会館	香良洲町 237-1	059-292-2473
2	馬場区民会館	香良洲町 1056	
3	高砂区民会館	香良洲町 3675-50	
4	砂原区民会館	香良洲町 1703-2	
5	小松区民会館	香良洲町 786-2	059-292-2484
6	川原区民会館	香良洲町 455	
7	桜町区民会館	香良洲町 134-11	
8	稲葉区民会館	香良洲町 5536-1	059-292-2236
9	浜浦区民会館	香良洲町 5879	059-292-2400

（一志地域：１５ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	井生公会所	一志町井生 2691	
2	村出集会所	一志町大仰 1032	059-293-6020
3	石橋公会所	一志町石橋 301-2	059-293-1561
4	平岩集会所	一志町井関 249	059-293-6910
5	東山集会所	一志町井関 837	059-293-6566
6	波瀬出張所	一志町波瀬 4332-2	059-294-7004
7	JA 三重中央農協旧室の口支店	一志町波瀬 7068	
8	川合文化会館	一志町八太 420-4	059-293-2639
9	姫路集会所	一志町片野 553-24	
10	片野集会所	一志町片野 254	
11	小山集会所	一志町小山 401-1	
12	虹が丘集会所	一志町虹が丘 5-6	059-293-6459
13	高岡幼稚園	一志町高野 1451	059-293-1405
14	高岡老人憩いの家	一志町高野 1321-1	
15	高野文化会館	一志町高野 1170-5	

（白山地域：７８ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	西町公民館	白山町南家城 1245-4	
2	宮町公民館	白山町南家城 2382	
3	緑ヶ丘集会所	白山町南家城 1815	
4	立町公民館	白山町南家城 1517-10	
5	本町生活改善センター	白山町南家城 1500	
6	東町公民館	白山町南家城 162	059-262-5161
7	北家城自主防災センター	白山町北家城 1328	

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
8	藤集落センター	白山町藤 1551	059-262-6582
9	二俣集落センター	白山町二俣 702	059-262-6660
10	真見集落センター	白山町真見 97	
11	元取集会所	白山町城立 213-3	059-269-3070
12	杉ヶ瀬公民館	白山町川口 2782	
13	布引開拓婦人ホーム	伊賀市霧生地内	
14	大角公民館	白山町川口 712-1	059-262-6829
15	双川公民館	白山町川口 377	
16	川口北集会所	白山町川口 218-5	
17	川口中集会所	白山町川口 158	
18	川口南公民館	白山町川口 27	
19	御城公民館	白山町川口 1076	059-262-6765
20	市場公民館	白山町川口 4755	
21	的場区集会所	白山町川口 1165	059-262-5775
22	馬場公民館	白山町川口 1211-3	
23	瀬古集会所	白山町川口 2022	059-262-5881
24	岩脇公民館	白山町川口 2128-2	
25	川口公民館	白山町川口 1968	059-262-0483
26	大広教育集会所	白山町川口 6520	059-262-0425
27	吹毛公民館	白山町川口 3655-2	
28	御衣田公民館	白山町川口 3702-2	
29	並木公民館	白山町川口 3215-1	
30	上野公民館	白山町川口 2629	
31	大広公民館	白山町川口 6820	
32	茅刈公民館	白山町川口 3437	
33	小野連合区公民館	白山町川口 4003	059-262-3805
34	南出倶楽部	白山町南出 296-1	
35	沖広倶楽部	白山町二本木 403	
36	茶屋南集会所	白山町二本木 582	
37	茶屋北集会所	白山町二本木 276-25	
38	白山台公民館	白山町二本木 1001-426	
39	岡集落センター	白山町岡 169-1	
40	中徳田集会所	白山町二本木 671	
41	観音堂	白山町二本木 2159	
42	閑城集会所	白山町二本木 2331	
43	向居上中公民館	白山町二本木 3101	
44	向居山出南公民館	白山町二本木 4015-1	

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
45	西徳田公民館	白山町二本木 690-2	
46	向居山出北公民館	白山町二本木 3490	
47	上広集会所	白山町三ヶ野 1106	
48	三ヶ野多目的集会所	白山町三ヶ野 2773-1	059-262-5532
49	大美集会所	白山町三ヶ野 1263-3	
50	三ヶ野上集会所	白山町三ヶ野 3382-1	
51	上佐田教育集会所	白山町佐田 948	059-262-0483
52	口佐田集会所	白山町佐田 178	
53	佐田集会所	白山町佐田 554-3	
54	上佐田公民館	白山町佐田 1110	059-262-6689
55	小杉公民館	白山町小杉 191	059-269-3071
56	大原集会所	白山町大原 200-3	
57	福田山公民館	白山町福田山 577	059-269-3347
58	グリーンホール	白山町上ノ村 9-296	059-262-3932
59	上ノ村集会所	白山町上ノ村 2244	
60	垣内公民館	白山町垣内 684	
61	八対野２区公民館	白山町八対野 2838-3	059-262-4037
62	八対野教育文化会館	白山町八対野 92-2	059-262-0437
63	山田野美里区公民館	白山町山田野 2164-3	
64	美里区多目的集会所	白山町山田野 338-3	
65	山田野１区公民館	白山町山田野 934-7	
66	下司名公民館	白山町山田野 590-5	
67	八対野５区公民館	白山町八対野 26	
68	八対野４区公民館	白山町八対野 1129-4	
69	八対野１区公民館	白山町八対野 100	
70	八対野３区公民館	白山町八対野 3508	
71	古市公民館	白山町古市 81-1	
72	山田野集会所	白山町山田野 2949-3	
73	稲垣公民館	白山町稲垣 253-2	
74	田中公民館	白山町山田野 481-2	
75	山田野上集会所	白山町山田野 464-1	
76	北出区公民館	白山町山田野 752-3	
77	中ノ村集会所	白山町中ノ村 115	
78	青山高原保健休養地管理事務所	白山町伊勢見 4	059-269-3226

（美杉地域：５８ヶ所）

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
1	持経集会所	美杉町竹原 378-9	
2	中野公民館	美杉町竹原 3199	
3	瀬木集会所	美杉町竹原 2790-7	
4	中原公民館	美杉町竹原 1052-4	
5	掛之脇公民館	美杉町竹原 2565	
6	上平公民館	美杉町竹原 1398-1	
7	小原公民館	美杉町竹原 2090-1	
8	脇ヶ野公民館	美杉町八手俣 1103-2	
9	須渕公民館	美杉町八知 674-1	
10	立花自治会館	美杉町八知 313-2	
11	小西公民館	美杉町八知 1513	
12	宮ノ下集会所	美杉町八知 3027-1	
13	元小西集会所	美杉町八知 3116	
14	大御堂公民館（柳瀬分館）	美杉町八知 3898-2	
15	大御堂公民館	美杉町八知 5153-1	
16	大御堂公民館（箱根分館）	美杉町八知 4524	
17	小田集会所	美杉町八知 9371-1	
18	老ヶ野第一公民館	美杉町八知 8243	
19	江後中尾集会所	美杉町太郎生 557	
20	上太郎生西地区農業集落多目的集会所	美杉町太郎生 739-1	
21	上太郎生公民館	美杉町太郎生 1125	
22	上出組集会所	美杉町太郎生 2032-2	
23	宮崎組集会所	美杉町太郎生 2060-6	
24	萩原集会所	美杉町太郎生 2178-1	
25	南出自治会集会所	美杉町太郎生 3027-1	
26	大洞組集会所	美杉町太郎生 2854-3	
27	太郎生殿組集会所	美杉町太郎生 3805-1	
28	猿子自治会舘	美杉町太郎生 4473-3	
29	三多気農事集会所	美杉町三多気 390	
30	杉平集会所	美杉町杉平 108-3	
31	払戸東集会所	美杉町石名原 896-3	
32	上垣内集会所	美杉町石名原 640-4	
33	瀬之原集会所	美杉町石名原 1942-2	
34	越知集会所	美杉町石名原 2156-1	
35	逢坂集会所	美杉町石名原 2812-1	
36	下前戸集会所	美杉町石名原 1895-1	

番号	名称（一時・風水害）	所在地	電話番号
37	寺村集会所	美杉町石名原 1747-1	
38	やまびこ会舘	美杉町川上 32-1	
39	宮の本上集会所	美杉町川上 1303	
40	相地公会堂	美杉町川上 3085	
41	中村上集会所	美杉町川上 3743-1	
42	波籠集会所	美杉町奥津 265-1	
43	上殿集会所	美杉町奥津 962-1	
44	谷口集会所	美杉町奥津 2071	
45	中市場会舘	美杉町奥津 1216	
46	中俣集会所	美杉町丹生俣 783-1	
47	下組区集会所	美杉町丹生俣 174-2	
48	小津集会所	美杉町上多気 312	
49	町屋公民館	美杉町上多気 1330	
50	立川区公民館	美杉町上多気 111-2	
51	六田公民館	美杉町下多気 182	
52	世古集会所	美杉町下多気 633	
53	野登瀬公民館	美杉町下多気 1484	
54	やまなみ会館	美杉町下多気 2586-6	
55	漆集会所	美杉町下多気 3677	
56	ごんぼ会舘	津市下之川 5396-1	
57	不動之口公民館	津市下之川 2039-3	
58	中津集会所	津市下之川 5060	

7　一時避難場所指定一覧（地震災害）（危機管理部）

（津地域：９２ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	豊が丘おおぞら公園	高野尾町 3006-430	
2	新町公民館	高野尾町 1784－2	
3	里区集会所	高野尾町 4209－1	
4	中町公民館	高野尾町 1431－1	
5	豊が丘なかよし公園	高野尾町 2386－282	
6	豊が丘わんぱく公園	高野尾町 3080－157	
7	豊が丘のびのび公園	高野尾町 2992－240	
8	豊が丘わかば公園	高野尾町 2996－292	
9	豊が丘にっこり公園	高野尾町 3351－212	
10	豊が丘たけのこ公園	高野尾町 2996－118	
11	豊が丘どんぐり公園	高野尾町 3006－431	
12	豊が丘すばる公園	高野尾町 3175－454	
13	豊が丘みどり公園	高野尾町 3214－130	
14	豊が丘あすなろ公園	高野尾町 3175－455	
15	豊が丘さわやか公園	高野尾町 3351－162	
16	豊が丘げんき公園	高野尾町 3340－177	
17	山室町センター	大里山室町 3655－1	
18	野田会館	大里野田町 401－1	
19	小野田集会所	大里小野田町 117	
20	かわきた公園	大里川北町 295－104	
21	豊里中学校グラウンド	大里睦合町 820－1	059-230-2028
22	川北公民館	大里川北町 273－1	
23	豊里公民館	大里睦合町 610－1	
24	高田本山駐車場（＊）	大里窪田町 2710-1	
25	高田短期大学駐車場	一身田豊野 195	059-232-2310
26	高田高等学校グラウンド（＊）	一身田町 2843	059-232-2004
27	三重県立津東高等学校グラウンド	一身田上津部田 1470	059-227-0166
28	上津台中央公園	一身田上津部田 1488-86	
29	三重県身体障害者総合福祉センター駐車場（＊）	一身田大古曽 670-2	059-231-0155
30	平野公園（＊）	一身田平野 374	
31	志登茂園団地西公園（＊）	一身田平野 430-56	
32	志登茂園団地東公園（＊）	栗真町屋町 50-61	
33	善行寺(境内)（＊）	栗真小川町 1608	059-232-3425

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
34	小川園児童遊び場（＊）	栗真小川町 863-60	
35	専称寺（境内）（＊）	栗真町屋町 872	059-232-2565
36	白塚公園（＊）	白塚町 2496-3	
37	近鉄白塚駅グラウンド（＊）	白塚町 957 ほか	059-232-3094
38	ひょうたん池公園	上浜町六丁目 3-2	
39	三重大学グラウンド（＊）	上浜町 1515	059-232-1211
40	三重県立看護大学	夢が丘一丁目 1-1	059-233-5600
41	西郊中学校グラウンド	一色町 219	059-228-0305
42	津西ハイタウンセントラルパーク	河辺町 3022	
43	長谷山市民館駐車場	分部 1712-1	059-237-1576
44	神戸公園	神戸 1621-2	
45	緑が丘サンベール公園	緑ヶ丘二丁目 4	
46	泉ヶ丘団地中央公園	野田 21-818	
47	片田工業団地北公園	片田町 594-6	
48	片田田中公園	片田田中町 1834-4	
49	三重県立津高等学校グラウンド（＊）	新町三丁目 1-1	059-228-0256
50	古河公園（＊）	東古河町 51	
51	玉置町公園（＊）	丸之内養正町 5	
52	お城西公園（＊）	西丸之内 335-2	
53	観音公園（＊）	大門 5-1	
54	相生町公園（＊）	相生町 5	
55	高洲会館駐車場（＊）	高洲町 18	
56	乙部公園（＊）	寿町 14	
57	島崎町公園（＊）	島崎町 272	
58	三重県建設技術センター（＊）	島崎町 56	059-229-5602
59	南立誠小学校グラウンド（＊）	桜橋二丁目 39	059-227-5248
60	三重県教育文化会館駐車場（＊）	桜橋二丁目 142	059-228-1122
61	創価学会三重文化会館（＊）	桜橋三丁目 446-40	059-221-6051
62	県庁前公園（＊）	栄町一丁目 956	
63	津偕楽公園	広明町 147-1	059-226-1311
64	三重県総合教育センター駐車場	大谷町 12	059-226-3512
65	彰見寺(境内)	大谷町 1	059-228-3642
66	三重県立津商業高等学校グラウンド	渋見町 699-1	059-227-0271
67	旭町公園（＊）	桜橋三丁目 198	
68	検校公園（＊）	中央 5	
69	鳥居町児童遊び場（＊）	鳥居町 88-43	
70	古道公園（＊）	南中央 5	

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
71	ぼだいじ保育園グラウンド（＊）	南中央 10-18	059-228-7473
72	寺町公園（＊）	乙部 5	
73	結城神社（＊）	藤方 2341	059-228-4806
74	津八幡宮（＊）	藤方 2339	059-228-3242
75	佐伯町公園（＊）	岩田 5	
76	岩田公園（＊）	幸町 2005	
77	津興公園（＊）	下弁財町津興 3005	
78	津球場公園（＊）	本町 5	059-225-3171
79	三重県立津工業高等学校グラウンド（＊）	半田 534	059-226-1285
80	セントヨゼフ女子学園グラウンド	半田 1330	059-227-6465
81	半田児童遊び場（高松スポーツ公園）（＊）	半田 1396-1	
82	たるみ児童福祉会館グラウンド	垂水 1300	
83	日本板硝子(株)津事業所南グラウンド	高茶屋小森町 1018-1	
84	南部緑地公園	高茶屋小森町 4000	
85	小森宮の前児童遊び場	高茶屋二丁目 833	
86	三重県工業研究所駐車場	高茶屋五丁目 5-45	059-234-4036
87	三重県立こころの医療センター駐車場	城山一丁目 12-1	059-235-2125
88	上浜町二丁目チビッコ広場（＊）	上浜町２丁目 42,43,44,45	
89	一本橋住宅児童遊び場（＊）	川添町 34-19	
90	小森向山苑自治会集会所	高茶屋小森町 1675-1	
91	川添町集会所（＊）	川添町 6-32	
92	高茶屋小森山自治会集会所	高茶屋小森町 1733-4	

（＊）：施設の開設は、津波警報の解除後に限る。

（久居地域：５６ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	久居体育館駐車場	久居野村町 877-1	059-255-6081
2	立成小学校グラウンド	久居野村町 560	059-255-6023
3	新町中央集会所	久居野村町 372-212	
4	立成コミュニティセンター	久居野村町 874-8	059-256-9393
5	久居団地・東町地区集会所	久居野村町 372-264	
6	久居東中学校グラウンド	久居井戸山町 721-1	059-256-4068
7	井戸山地区集会所	久居井戸山町 153-6	
8	明神教育集会所	久居明神町 1463-1	
9	明神地区集会所	久居明神町 1180-259	
10	諸戸山・横山地区集会所	久居明神町 1530-27	
11	久居北口文化会館	久居北口町 560-5	059-256-4352
12	久居児童センター	久居北口町 862-5	059-256-6300

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
13	北口第一公園	久居烏木町 486-1	
14	中町第二公園	久居射場町 87	
15	万町・中町・射場町地区集会所	久居射場町 43	
16	陸上自衛隊グラウンド	久居新町 975	
17	成美小学校グラウンド	久居新町 737	059-255-2057
18	企業庁職員運動施設	久居新町 2721-1	
19	新町三角公園	久居新町 2819	
20	須ヶ瀬地区構造改善センター	須ヶ瀬町 1610-7	
21	木造区集会所	木造町 1581	
22	コミュニティセンター桃園（＊）	木造町 2160-1	059-255-0030
23	桃園小学校グラウンド	新家町 1350	059-255-2175
24	桃園情報センター	新家町 1365-5	059-256-7686
25	桃園地区集会所	川方町 475-2	
26	久居農林高等学校グラウンド	久居東鷹跡町 105	
27	久居総合福祉会館駐車場	久居東鷹跡町 20-17	059-256-7110
28	東鷹跡地区集会所	久居東鷹跡町 1-12	
29	久居老人福祉センター	久居西鷹跡町 365-1	059-256-2188
30	誠之小学校グラウンド	久居西鷹跡町 424	059-255-2074
31	久居中学校グラウンド	久居西鷹跡町 494	059-255-2102
32	西鷹跡地区集会所	久居西鷹跡町 498-17	
33	久居グラウンド	久居西鷹跡町 1-2	059-255-6081
34	元町地区集会所	久居元町 2099-2	
35	久居公民館駐車場	久居元町 2354	059-256-3931
36	戸木小学校グラウンド	戸木町 880	059-255-2542
37	久居高等学校グラウンド	戸木町 3569-1	
38	狐塚地区集会所	戸木町 3504-3	
39	戸木幼稚園	戸木町 2337	059-255-5366
40	戸木地区集会所	戸木町 2056-1	
41	羽野地区集会所	戸木町 5578-13	
42	久居中央スポーツ公園	戸木町 5252	
43	風早地区集会所	戸木町 4152-359	
44	戸木公民館	戸木町 1782	059-255-2135
45	七栗産業会館	庄田町 517-2	
46	栗葉小学校グラウンド	森町 270	059-252-0320
47	七栗公民館	森町 286	059-252-1986
48	久居西中学校グラウンド	久居一色町 940	059-252-0324
49	稲葉地区農村集落多目的共同利用施設	稲葉町 1905-3	059-252-2276

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
50	榊原小学校グラウンド	榊原町 5848	059-252-0011
51	下村教育集会所	榊原町 8161-2	
52	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」	榊原町 6101	059-252-1800
53	榊原地区集会所	榊原町 2879-2	
54	榊原市場地区小公園（２区市場小公園）	榊原町 1133－4	
55	落合小遊園地（榊原市民館広場）	榊原町 10020－1	
56	戸木墓園前グラウンド	戸木町 5641-1	

（＊）：施設の開設は、津波警報の解除後に限る。

（河芸地域：２９ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	中別保公民館（＊）	河芸町中別保 2034－1	059-245-8558
2	松林寺（＊）	河芸町中別保 1819	059-245-0096
3	一色区住民センター（＊）	河芸町一色 1481－3	
4	豊津小学校グラウンド（＊）	河芸町一色 1680	059-245-0128
5	影重公民館（＊）	河芸町影重 945	059-245-3787
6	上野地区農業構造改善センター（＊）	河芸町上野 3791－3	
7	新上野公民館	河芸町上野 3339－129	
8	大蔵園公民館（＊）	河芸町上野 346－103	
9	東上野公民館（＊）	河芸町上野 1168－202	
10	上野公民館（＊）	河芸町上野 834－4	059-245-3751
11	東千里公民館（＊）	河芸町東千里 759	
12	信光寺（＊）	河芸町東千里 707-1	059-245-0730
13	本福寺（＊）	河芸町東千里 691-1	059-245-4478
14	正法寺（＊）	河芸町東千里 844	059-245-3215
15	久知野公民館	河芸町久知野 1776	
16	中瀬公民館（＊）	河芸町中瀬 322	
17	北黒田公民館	河芸町北黒田 43－3	
18	南黒田公民館前広場	河芸町南黒田 442-1	059-245-5008
19	高佐公民館（＊）	河芸町高佐 518－1	
20	浜田公民館	河芸町浜田 1440－5	
21	カジウラ集会所（＊）	河芸町浜田 447-4	
22	赤部公民館	河芸町赤部 325	
23	三行農業構造改善センター	河芸町三行 1228－1	
24	みらいの森ゆたか園	河芸町三行 989	
25	三行児童公園	河芸町三行 105 他	
26	西千里集会所（＊）	河芸町西千里 1589－3	

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
27	千里ヶ丘公民館	河芸町千里ヶ丘 14	059-245-0498
28	くすのきの丘集会所	河芸町杜の街一丁目 8－16	
29	かえでの丘集会所	河芸町杜の街一丁目 20－28	

（＊）：施設の開設は、津波警報の解除後に限る。

（芸濃地域：３５ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	西部ヶ丘集会所	芸濃町中縄 644-1	
2	藤ヶ丘団地公園	芸濃町中縄 524-64	
3	新田教育集会所	芸濃町雲林院 834-17	
4	河原公園	芸濃町雲林院 816-19	
5	上ノ段集会所	芸濃町雲林院 751-10	
6	市場公民館	芸濃町雲林院 357-2	
7	雲林院福祉会館	芸濃町雲林院 1019	059-265-4155
8	青木団地公園	芸濃町雲林院 960-16	
9	中瀬古公民館	芸濃町雲林院 616	
10	下川公民館	芸濃町雲林院 1192-3	
11	南山集会所駐車場	芸濃町雲林院 2014-8	
12	楠原公民館	芸濃町楠原 424	
13	林川原公民館	芸濃町林 485-1	
14	林殿町公民館	芸濃町林 1784-2	
15	林町公民館	芸濃町林 163-6	
16	平林公民館	芸濃町椋本 5502-2	
17	中縄公民館	芸濃町中縄 876-3	
18	忍田駐車場	芸濃町忍田 189-148	059-265-4599
19	多門公民館	芸濃町多門 857	
20	小野平公民館	芸濃町小野平 176-1	
21	萩野区グラウンド	芸濃町萩野 3759	
22	北神山公民館	芸濃町北神山 362	
23	岡本公民館	芸濃町岡本 422	059-265-5827
24	新横山集会所	芸濃町中縄 510-4	
25	殿町教育集会所駐車場	芸濃町椋本 410-15	
26	西町公民館	芸濃町椋本 481-3	
27	椋本団地児童公園	芸濃町椋本 892-113	
28	八幡前集会所駐車場	芸濃町椋本 1568-19	
29	椋本三部集会所	芸濃町椋本 1815-5	
30	第四部公民館	芸濃町椋本 2699-1	
31	富家集会所	芸濃町椋本 6127-1	

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
32	岩原公民館	芸濃町椋本 3937-1	
33	豊久野公民館駐車場	芸濃町椋本 3706-2	
34	河内下之垣内公民館	芸濃町河内 889	
35	河内下公民館（宝並）	芸濃町河内 281-3	

（美里地域：１２ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	船山公民館駐車場	美里町船山 71-1	059-279-2475
2	高座原公民館東の公園	美里町高座原 420	
3	日南田公民館南広場	美里町日南田 43	
4	穴倉公民館前広場	美里町穴倉 840-1	059-279-3569
5	長谷山ハイツ１公園	美里町家所 154-73	
6	長谷山ハイツ第二期集会所	美里町家所 8-229	059-279-2711
7	五百野ふれあいセンター	美里町五百野 1916-2	
8	平木多目的集会所	美里町平木 492	
9	北長野ゆうえん地	美里町北長野 1536	
10	中野文化会館	美里町北長野 3001	059-279-2050
11	桂畑文化センター	美里町桂畑 1244-3	059-279-4351
12	南長野生活改善センター	美里町南長野 533	059-279-2473

（安濃地域：５５ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	山出地区集会所前	安濃町草生 853	059-268-1173
2	岩城区・県道横公園	安濃町草生 1413	
3	仲之郷区公民館前	安濃町草生 2034-2	
4	平尾区農作業管理休養施設	安濃町草生 3147-1	
5	安部区公民館前	安濃町安部 409-1	
6	生水区公民館	安濃町草生 6257	
7	二子区公民館	安濃町中川 668-3	
8	前田区公民館	安濃町中川 1599	
9	ＪＡ津安芸安濃中央支店	安濃町川西 2042	059-268-2152
10	村主区・河原口	安濃町川西 1991	
11	村主区バス停前(土橋)	安濃町川西 325-1	
12	井上区集落センター	安濃町川西 1446	
13	神田区集会所前	安濃町神田 197-1	
14	南神山集落センター	安濃町南神山 100	
15	前野区公民館前	安濃町前野 105	

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
16	光明寺区集会所	安濃町光明寺 20-2	059-268-3323
17	今徳区公民館	安濃町今徳 1484	059-268-4915
18	大森組事務所前	安濃町妙法寺 166-2	
19	浄土寺区公民館	安濃町浄土寺 1707	
20	浄土寺区西ゴミ集積所横	安濃町浄土寺 1656-1	
21	ウィングタウン公園	安濃町浄土寺 56-13	
22	浄土寺川原ゲートボール場	安濃町浄土寺 1482	
23	村主公民館	安濃町連部 69-1	059-268-4381
24	リバーサイド・地区公園	安濃町川西 607-40	
25	平田古墳歴史公園	安濃町妙法寺 1004-6	
26	下川原東地区ゴミ集積所前	安濃町川西 643-9	
27	ファミリーステージ安濃公園	安濃町川西 592-32	
28	安濃区集落センター	安濃町安濃 1427-2	059-268-0402
29	内多区公民館	安濃町内多 827-1	059-268-0654
30	太田区公民館	安濃町太田 61	059-268-3339
31	清水区公民館	安濃町清水 1123	
32	曽根区公民館	安濃町曽根 609-2	
33	曽根児童公園	安濃町曽根 1158	
34	佐倉園集会所	安濃町清水 112-28	
35	清水ヶ丘第１児童公園	安濃町清水 903-58	
36	清水ヶ丘第２児童公園	安濃町清水 756-11	
37	清水ヶ丘第３児童公園	安濃町清水 756-158	
38	清水ヶ丘地区公園	安濃町清水 903-95	
39	清水苑地区公園	安濃町清水 812-5	
40	レインボー安濃公園	安濃町内多 286-15	
41	メープルビレッジ公園	安濃町安濃 2488-17	
42	花の木第１公園	安濃町太田 1605-20	
43	シャロームタウン清水公園	安濃町清水 180-11	
44	野口区公民館	安濃町野口 62-2	
45	戸島区地区公園	安濃町戸島 800	
46	大塚区公民館	安濃町大塚 539-9	
47	荒木区ハートフル公園	安濃町荒木 188-3	
48	種子碑(伝大日如来碑)	安濃町荒木 239	
49	粟加区公民館	安濃町粟加 518	059-268-4373
50	田端上野区公民館前広場	安濃町田端上野 439-1	
51	魚繁商店駐車場	安濃町東観音寺 433-2	
52	地蔵さん前広場	安濃町東観音寺 311	

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
53	明合団地・中央公園	安濃町田端上野 975-14	
54	団地東安濃グラウンド	安濃町田端上野 874-27	
55	試験場団地宿舎Ｄ棟東敷地	安濃町大塚 239	

（香良洲地域：９ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	地家区民会館（＊）	香良洲町 237-1	059-292-2473
2	馬場区民会館広場（＊）	香良洲町 1056	
3	高砂区民会館（＊）	香良洲町 3675-50	
4	砂原区民会館（＊）	香良洲町 1703-2	
5	小松区民会館（＊）	香良洲町 786-2	059-292-2484
6	川原区民会館駐車場（＊）	香良洲町 455	
7	桜町区民会館（＊）	香良洲町 134-11	
8	稲葉区民会館（＊）	香良洲町 5536-1	059-292-2236
9	浜浦区民会館（＊）	香良洲町 5879	059-292-2400

（＊）：施設の開設は、津波警報の解除後に限る。

（一志地域：７ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	庄村集会所	一志町庄村 244－1	059-293-0677
2	中央みのり公園	一志町みのりケ丘 115－408	
3	虹が丘くすのき公園	一志町虹が丘 9－15	
4	高野農村公園	一志町高野 969－1	
5	高岡老人憩いの家	一志町高野 1321－1	
6	井生公会所	一志町井生 2691	
7	ＪＡ三重中央農協旧室の口支店	一志町波瀬 7068	

（白山地域：５９ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	宮町公民館	白山町南家城 2382	
2	緑ヶ丘集会所	白山町南家城 1815	
3	白山高等学校グラウンド	白山町南家城 678	
4	家城グラウンド	白山町南家城 1461-2	
5	本町生活改善センター	白山町南家城 1500	
6	東町公民館	白山町南家城 162	059-262-5161
7	北家城自主防災センター	白山町北家城 1328	
8	藤集落センター	白山町藤 1551	059-262-6582
9	二俣集落センター	白山町二俣 702	059-262-6660

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
10	真見集落センター	白山町真見 97	
11	元取集会所	白山町城立 213-3	059-269-3070
12	杉ヶ瀬公民館	白山町川口 2782	
13	布引開拓婦人ホーム	伊賀市霧生地内	
14	大角公民館	白山町川口 712-1	059-262-6829
15	御城公民館	白山町川口 1076	059-262-6765
16	市場公民館	白山町川口 4755	
17	的場区集会所	白山町川口 1165	059-262-5775
18	馬場公民館	白山町川口 1211-3	
19	瀬古集会所	白山町川口 2022	059-262-5881
20	岩脇公民館	白山町川口 2128-2	
21	大広教育集会所	白山町川口 6520	059-262-0425
22	吹毛公民館	白山町川口 3655-2	
23	御衣田公民館	白山町川口 3702-2	
24	小野連合区公民館	白山町川口 4003	059-262-3805
25	大広公民館	白山町川口 6820	
26	茅刈公民館	白山町川口 3437	
27	南出倶楽部	白山町南出 296-1	
28	沖広倶楽部	白山町二本木 403	
29	茶屋南集会所	白山町二本木 582	
30	茶屋北集会所	白山町二本木 276-25	
31	中徳田集会所	白山町二本木 671	
32	閑城集会所	白山町二本木 2331	
33	向居上中公民館	白山町二本木 3101	
34	向居山出南公民館	白山町二本木 4015-1	
35	西徳田公民館	白山町二本木 690-2	
36	向居山出北公民館	白山町二本木 3490	
37	上広集会所	白山町三ヶ野 1106	
38	三ヶ野多目的集会所	白山町三ヶ野 2773-1	059-262-5532
39	大美集会所	白山町三ヶ野 1263-3	
40	三ヶ野上集会所	白山町三ヶ野 3382-1	
41	上佐田教育集会所	白山町佐田 948	059-262-0483
42	口佐田集会所	白山町佐田 178	
43	佐田集会所	白山町佐田 554-3	
44	上佐田公民館	白山町佐田 1110	059-262-6689
45	小杉公民館	白山町小杉 191	059-269-3071
46	福田山公民館	白山町福田山 577	059-269-3347

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
47	グリーンホール	白山町上ノ村 9-296	059-262-3932
48	上ノ村集会所	白山町上ノ村 2244	
49	八対野２区公民館	白山町八対野 2838-3	059-262-4037
50	八対野教育文化会館	白山町八対野 92-2	059-262-0437
51	山田野美里区公民館	白山町山田野 2164-3	
52	美里区多目的集会所	白山町山田野 338-3	
53	八対野５区公民館	白山町八対野 26	
54	八対野１区公民館	白山町八対野 100	
55	八対野３区公民館	白山町八対野 3508	
56	古市公民館	白山町古市 81-1	
57	山田野集会所	白山町山田野 2949-3	
58	山田野上集会所	白山町山田野 464-1	
59	中ノ村集会所	白山町中ノ村 115	

（美杉地域：５ヶ所）

番号	名称（一時・地震）	所在地	電話番号
1	（旧）美杉総合開発センター駐車場	美杉町八知 5828-1	059-272-8089
2	伊勢地多目的集会所前グラウンド	美杉町石名原 1583	
3	美杉多気体育館前グラウンド	美杉町上多気 1042-5	
4	八幡生活改善センター駐車場	美杉町奥津 1294	
5	下之川生活改善センター駐車場	美杉町下之川 1875	

８　福祉避難所一覧（健康福祉部、危機管理部）

福祉避難所とは、大規模災害が発生した際に、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方のための施設です。

なお、福祉避難所は、必要に応じて開設されるものであり、最初から福祉避難所として利用することはできません。

１　老人福祉施設

（特別養護老人ホーム）

事業所名	住　　所
特別養護老人ホーム ハートヒルかわげ	河芸町浜田 860 番地
特別養護老人ホーム 青松園	高洲町 15 番 43 号
特別養護老人ホーム 報徳園	河辺町 1317 番地 1
特別養護老人ホーム 慈宗院	片田長谷町 167 番地 1
特別養護老人ホーム 豊野みかんの里	一身田豊野 1659 番地
特別養護老人ホーム 高田光寿園	大里野田町 1124 番地 1
特別養護老人ホーム フルハウス	香良洲町 1990 番地
特別養護老人ホーム 第二フルハウス	香良洲町 3952 番地 1
特別養護老人ホーム シルバーケア豊壽園	高茶屋小森町 4152 番地
特別養護老人ホーム 泉園	野田 2059 番地
特別養護老人ホーム 芹の里	久居井戸山町 707 番地 3
特別養護老人ホーム ライフかざはや	戸木町 4169 番地 4
特別養護老人ホーム 榊原陽光苑	榊原町 5684 番地
特別養護老人ホーム 美里ヒルズ	美里町三郷 430 番地
特別養護老人ホーム げいのう逢春園	芸濃町椋本 5310 番地 1
特別養護老人ホーム 明合乃里	安濃町田端上野 970 番地 3
特別養護老人ホーム きずな	白山町二本木 1163 番地
特別養護老人ホーム みえ愛の里	雲出本郷町 2128 番地
特別養護老人ホーム安濃聖母の家	安濃町今徳 81 番地 2
しおりの里 広域型特別養護老人ホーム	野田 2035 番地 2
(地域密着型)しおりの里 特別養護老人ホーム	野田 2035 番地 2
(地域密着型)特別養護老人ホーム 安濃津愛の里	安濃町妙法寺字丸岡 727 番地

（養護老人ホーム）

事業所名	住　　所
養護老人ホーム高田慈光院	大里野田町 1124 番地 1
養護老人ホーム青松園	高洲町 15 番 43 号

（軽費老人ホーム）

事業所名	住　　所
軽費老人ホーム安濃聖母の家	安濃町妙法寺 892 番地

（ケアハウス）

事業所名	住　　所
ベタニヤハウス	高野尾町 2386 番地 87
高田ケアハウス	一身田町 261 番地 2
ケアハウスシルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町 737 番地
かざはや苑	戸木町 4170 番地 2
グリーンヒルかわげ	河芸町浜田 860 番地
花紬	芸濃町椋本 3805 番地 2
しおりの里ケアハウス	野田 2033 番地 1

2　老人保健施設

（老人保健施設）

事業所名	住　　所
老人保健施設 いこいの森	河芸町東千里 3 番地 1
津老人保健施設 アルカディア	乙部 11 番 5 号
介護老人保健施設 トマト	殿村 860 番地 2
地域総合ケアセンター津介護老人保健施設 シルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町 737 番地
芹の里 介護老人保健施設	久居井戸山町 759 番地 7
萩の原 老人保健施設	久居井戸山町 759 番地
介護老人保健施設 さくら苑	榊原町 5630 番地
老人保健施設 ロマン	芸濃町椋本 6176 番地
介護老人保健施設 あのう	安濃町東観音寺 353 番地
介護老人保健施設 万葉の里	一志町高野 236 番地 5
介護老人保健施設 つつじの里	白山町二本木 1163 番地

3　障がい者支援施設

（障がい者支援施設）

事業所名	住　　所
障害者支援施設聖マッテヤ心豊苑	産品 732 番地 1
障害者支援施設まもり苑	安濃町今徳 247 番地
指定障害者支援施設三重県いなば園すぎのき寮	稲葉町 3989 番地
指定障害者支援施設三重県いなば園かしのき寮	稲葉町 3989 番地
指定障害者支援施設三重県いなば園もみのき寮	稲葉町 3989 番地
指定知的障害児施設三重県いなば園くすのき寮	稲葉町 3989 番地

事業所名	住　　所
障害者支援施設津長谷山学園	片田長谷町 226 番地
障害者支援施設長谷山寮	片田長谷町 140 番地 16
障害者支援施設カザハヤ園	戸木町 4169 番地 8
城山れんげの里	城山一丁目 12 番 2 号
朝海ハイム	城山一丁目 8 番 16 号

９　防災行政無線による通信（危機管理部、各総合支所）

（1）市防災行政無線

ア　防災行政無線の運用は、津市防災行政無線局管理運用管理規程及び津市防災行政無線運用基準に基づき実施するものとする。

イ　防災行政無線の活用により、迅速かつ正確な情報連絡を行う。

＜デジタル移動系防災行政無線＞

区　　分		局　　名	設置・常置場所
基地局	５Ｗ	ぼうさいつしやくしょ(100)	危機管理部（統制台）
		ぼうさいつしやくしょ(101)	危機管理部（副統制台）
		ぼうさいつしやくしょ(051)	危機管理部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(052)	建設部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(053)	農林水産部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(054)	政策財務部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(055)	商工観光部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(056)	環境部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(057)	市民部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(058)	健康福祉部（遠隔制御装置）
		ぼうさいつしやくしょ(059)	教育委員会事務局（遠隔制御装置）
移動局	５Ｗ	ぼうさいつ 201	久居総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 202	河芸総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 203	芸濃総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 204	美里総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 205	安濃総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 206	香良洲総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 207	一志総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 208	白山総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 209	美杉総合支所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 210	水道局へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 211	下水道部へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 212	消防本部へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 213	競艇事業部へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 214	スポーツ文化振興部へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 215	北工事事務所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 216	南工事事務所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 217	相川建設作業事務所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 218	安芸水道事業所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 219	一志水道事業所へ配備（可搬用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
		ぼうさいつ 220	片田浄水場へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 221	高茶屋浄水場へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 222	環境事業課へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 223	西部クリーンセンターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 224	白銀環境清掃センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 225	クリーンセンターおおたかへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 226	安芸・津衛生センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 227	元取公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 228	クリーンセンターくもずへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 229	津斎場へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 230	伊勢湾ヘリポートへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 231	豊が丘小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 232	高野尾小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 233	高野尾出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 234	大里出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 235	大里小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 236	一身田出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 237	一身田小学校へ配備（可搬用）
移動局	５Ｗ	ぼうさいつ 238	一身田中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 239	三重短期大学へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 240	三重県総合文化センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 241	高田学苑高田中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 242	高田短期大学へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 243	栗真小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 244	栗真出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 245	栗真小学校国児分校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 246	白塚出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 247	白塚小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 248	北立誠小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 249	橋北中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 250	アストプラザオフィスへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 251	観音寺保育園へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 252	三重大学教育学部附属小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 253	西が丘小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 254	養正小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 255	敬和公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 256	高洲町教育集会所へ配備（可搬用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
		ぼうさいつ 257	敬和小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 258	東橋内中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 259	さくら児童館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 260	中央市民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 261	贄崎地区防災コミュニティセンターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 262	安東小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 263	安東出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 264	西橋内中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 265	新町小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 266	修成小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 267	神戸小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 268	神戸出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 269	三重県立津工業高等学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 270	櫛形小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 271	櫛形出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 272	櫛形市民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 273	片田小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 274	片田出張所（公民館）へ配備（可搬用）
移動局	５Ｗ	ぼうさいつ 275	南が丘小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 276	橋南中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 277	育生小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 278	阿漕塚記念館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 279	三重県立みえ夢学園高等学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 280	藤水小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 281	藤水出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 282	三重県立聾学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 283	高茶屋出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 284	高茶屋小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 285	南郊中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 286	高茶屋市民センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 287	三重県立津高等技術学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 288	雲出出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 289	雲出市民センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 290	雲出小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 291	雲出市民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 292	南立誠小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 293	豊里中学校へ配備（可搬用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
		ぼうさいつ 294	西郊中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 295	南が丘中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 296	丹生俣多目的集会所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 297	津市野外活動センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 298	三重県立久居農林高等学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 299	久居総合福祉会館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 300	誠之小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 301	久居中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 302	立成小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 303	久居体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 304	久居西中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 305	久居東中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 306	久居公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 307	久居駅前出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 308	成美小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 309	桃園小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 310	戸木小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 311	三重県立久居高等学校へ配備（可搬用）
移動局	５Ｗ	ぼうさいつ 312	栗葉出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 313	栗葉小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 314	榊原出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 315	榊原小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 316	河芸公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 317	河芸体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 318	上野小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 319	朝陽中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 320	黒田小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 321	千里ヶ丘出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 322	千里ヶ丘小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 323	豊津小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 324	芸濃小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 325	芸濃中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 326	芸濃総合文化センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 327	明小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 328	旧安西小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 329	旧雲林院小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 330	錫杖湖水荘へ配備（可搬用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
移動局	５Ｗ	ぼうさいつ 331	長野小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 332	高宮小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 333	辰水小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 334	美里中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 335	東観中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 336	サンヒルズ安濃へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 337	草生小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 338	草生公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 339	村主小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 340	村主公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 341	安濃小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 342	安濃公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 343	明合小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 344	明合公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 345	安濃中央総合公園内体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 346	香良洲小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 347	サンデルタ香良洲へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 348	香海中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 349	香良洲歴史資料館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 350	まつぼっくり作業所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 351	香良洲体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 352	一志西小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 353	旧大井小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 354	大井公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 355	一志東小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 356	コミュニティプラザ川合（公民館）へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 357	一志中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 358	一志体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 359	波瀬出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 360	旧波瀬小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 361	波瀬ふれあい会館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 362	とことめの里一志へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 363	川口小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 364	白山中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 365	家城出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 366	家城小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 367	大三出張所へ配備（可搬用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
移動局	５Ｗ	ぼうさいつ 368	大三小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 369	倭出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 370	倭公民館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 371	倭小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 372	八ツ山出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 373	八ツ山小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 374	白山総合体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 375	美杉中学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 376	竹原出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 377	美杉竹原体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 378	竹原多目的集会所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 379	竹原コミュニティ防災センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 380	伊勢地出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 381	美杉伊勢地体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 382	伊勢地多目的集会所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 383	美杉小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 384	八幡出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 385	八幡生活改善センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 386	美杉高齢者生活福祉センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 387	美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 388	多気出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 389	美杉多気体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 390	下之川出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 391	美杉下之川体育館へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 392	下之川生活改善センターへ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 393	太郎生出張所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 394	旧太郎生小学校へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 396	三重河川国道事務所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 397	津地域防災総合事務所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 398	津建設事務所へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 399	津警察署へ配備（可搬用）
		ぼうさいつ 400	津南警察署へ配備（可搬用）
	２Ｗ	ぼうさいつ 501	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 502	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 503	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 504	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 505	危機管理部（携帯用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
		ぼうさいつ 506	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 507	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 508	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 509	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 510	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 511	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 512	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 513	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 514	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 515	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 516	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 517	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 518	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 519	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 520	危機管理部（携帯用）
		ぼうさいつ 521	政策財務部（携帯用）
		ぼうさいつ 522	市民部（携帯用）
		ぼうさいつ 523	環境部（携帯用）
移動局	２Ｗ	ぼうさいつ 524	健康福祉部（携帯用）
		ぼうさいつ 525	商工観光部（携帯用）
		ぼうさいつ 526	商工観光部（携帯用）
		ぼうさいつ 527	農林水産部（携帯用）
		ぼうさいつ 528	農林水産部（携帯用）
		ぼうさいつ 529	建設部（携帯用）
		ぼうさいつ 530	建設部（携帯用）
		ぼうさいつ 531	建設部（携帯用）
		ぼうさいつ 532	教育委員会事務局（携帯用）
		ぼうさいつ 549	学校法人セントヨゼフ女子学園（携帯用）
		ぼうさいつ 550	三重県看護協会（携帯用）
		ぼうさいつ 551	津歯科医師会（携帯用）
		ぼうさいつ 552	津薬剤師会（携帯用）
		ぼうさいつ 553	久居総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 554	久居総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 555	久居総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 556	久居総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 557	久居総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 558	久居総合支所（携帯用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
		ぼうさいつ 559	久居総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 560	河芸総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 561	河芸総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 562	河芸総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 563	河芸総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 564	河芸総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 565	河芸総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 566	河芸総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 567	芸濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 568	芸濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 569	芸濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 570	芸濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 571	芸濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 572	芸濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 573	芸濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 574	美里総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 575	美里総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 576	美里総合支所（携帯用）
移動局	２Ｗ	ぼうさいつ 577	美里総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 578	美里総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 579	美里総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 580	美里総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 581	安濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 582	安濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 583	安濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 584	安濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 585	安濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 586	安濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 587	安濃総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 588	香良洲総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 589	香良洲総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 590	香良洲総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 591	香良洲総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 592	香良洲総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 593	香良洲総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 594	香良洲総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 595	一志総合支所（携帯用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
移動局	２Ｗ	ぼうさいつ 596	一志総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 597	一志総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 598	一志総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 599	一志総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 600	一志総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 601	一志総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 602	白山総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 603	白山総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 604	白山総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 605	白山総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 606	白山総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 607	白山総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 608	白山総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 609	美杉総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 610	美杉総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 611	美杉総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 612	美杉総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 613	美杉総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 614	美杉総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 615	美杉総合支所（携帯用）
		ぼうさいつ 616	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 617	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 618	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 619	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 620	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 621	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 622	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 623	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 624	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 625	水道局（携帯用）
		ぼうさいつ 626	安芸水道事業所（携帯用）
		ぼうさいつ 627	安芸水道事業所（携帯用）
		ぼうさいつ 628	下水道部（携帯用）
		ぼうさいつ 629	下水道部（携帯用）
		ぼうさいつ 630	津北工事事務所（携帯用）
		ぼうさいつ 631	津北工事事務所（携帯用）
		ぼうさいつ 632	津南工事事務所（携帯用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
		ぼうさいつ 633	津南工事事務所（携帯用）
		ぼうさいつ 634	相川建設作業事務所（携帯用）
		ぼうさいつ 635	一志水道事業所（携帯用）
		ぼうさいつ 636	一志水道事業所（携帯用）
		ぼうさいつ 637	片田浄水場（携帯用）
		ぼうさいつ 638	高茶屋浄水場（携帯用）
		ぼうさいつ 639	津なぎさまち旅客ターミナル（携帯用）
		ぼうさいつ 642	西日本電信電話三重支店（携帯用）
		ぼうさいつ 644	東邦ガス三重センター（携帯用）
		ぼうさいつ 645	津地区医師会（携帯用）
		ぼうさいつ 646	久居一志地区医師会（携帯用）
		ぼうさいつ 647	東海旅客鉄道津駅（携帯用）
		ぼうさいつ 648	近畿日本鉄道津駅（携帯用）
		ぼうさいつ 649	三重交通中勢営業所（携帯用）
		ぼうさいつ 650	津市社会福祉協議会（携帯用）
		ぼうさいつ 652	三重県津ＬＰガス協議会（携帯用）
		ぼうさいつ 653	日本赤十字社三重県支部（携帯用）
		ぼうさいつ 654	三重県トラック協会津支部（携帯用）
移動局	２Ｗ	ぼうさいつ 655	ＺＴＶ（携帯用）
		ぼうさいつ 656	日本通運三重支店（携帯用）
		ぼうさいつ 657	三重県建設業協会津支部（携帯用）
		ぼうさいつ 658	三重県建設業協会一志支部（携帯用）
		ぼうさいつ 659	中勢森林組合（携帯用）
		ぼうさいつ 660	津商工会議所（携帯用）
		ぼうさいつ 662	三重中央医療センター（携帯用）
		ぼうさいつ 663	三重病院（携帯用）
		ぼうさいつ 664	一志病院（携帯用）
		ぼうさいつ 665	武内病院（携帯用）
		ぼうさいつ 666	永井病院（携帯用）
		ぼうさいつ 667	遠山病院（携帯用）
		ぼうさいつ 668	吉田クリニック（携帯用）
		ぼうさいつ 669	岩崎病院（携帯用）
		ぼうさいつ 670	大門病院（携帯用）
		ぼうさいつ 671	津生協病院（携帯用）
		ぼうさいつ 672	榊原温泉病院（携帯用）
		ぼうさいつ 674	中消防署（携帯用）
		ぼうさいつ 675	久居消防署（携帯用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
		ぼうさいつ 676	北消防署（携帯用）
		ぼうさいつ 677	白山消防署（携帯用）
		ぼうさいつ 678	西分署（携帯用）
		ぼうさいつ 679	南分署（携帯用）
		ぼうさいつ 680	河芸分署（携帯用）
		ぼうさいつ 681	芸濃分署（携帯用）
		ぼうさいつ 682	一志分署（携帯用）
		ぼうさいつ 683	美杉分署（携帯用）
		ぼうさいつ 684	美里分署（携帯用）
		ぼうさいつ 685	安濃分署（携帯用）
		ぼうさいつ 686	香良洲分遣所（携帯用）
		ぼうさいつ 687	消防団本部（消防本部内）（携帯用）
		ぼうさいつ 688	津方面団新町分団（携帯用）
		ぼうさいつ 689	津方面団養正分団（携帯用）
		ぼうさいつ 690	津方面団敬和分団（携帯用）
		ぼうさいつ 691	津方面団橋北分団（携帯用）
		ぼうさいつ 692	津方面団栗真分団（携帯用）
		ぼうさいつ 693	津方面団白塚分団（携帯用）
移動局	２Ｗ	ぼうさいつ 694	津方面団一身田分団（携帯用）
		ぼうさいつ 695	津方面団安東分団（携帯用）
		ぼうさいつ 696	津方面団櫛形分団（携帯用）
		ぼうさいつ 697	津方面団片田分団（携帯用）
		ぼうさいつ 698	津方面団神戸分団（携帯用）
		ぼうさいつ 699	津方面団橋南分団（携帯用）
		ぼうさいつ 700	津方面団藤水分団（携帯用）
		ぼうさいつ 701	津方面団高茶屋分団（携帯用）
		ぼうさいつ 702	津方面団雲出分団（携帯用）
		ぼうさいつ 703	津方面団大里分団（携帯用）
		ぼうさいつ 704	津方面団高野尾分団（携帯用）
		ぼうさいつ 705	津方面団デージー分団（携帯用）
		ぼうさいつ 706	久居方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 707	久居方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 708	久居方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 709	久居方面団第４分団（携帯用）
		ぼうさいつ 710	久居方面団第５分団（携帯用）
		ぼうさいつ 711	久居方面団第６分団（携帯用）
		ぼうさいつ 712	久居方面団第７分団（携帯用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
移動局	２Ｗ	ぼうさいつ 713	久居方面団第８分団（携帯用）
		ぼうさいつ 714	久居方面団第９分団（携帯用）
		ぼうさいつ 715	久居方面団第１０分団（携帯用）
		ぼうさいつ 717	河芸方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 718	河芸方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 719	河芸方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 720	河芸方面団第４分団（携帯用）
		ぼうさいつ 721	芸濃方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 722	芸濃方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 723	芸濃方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 724	芸濃方面団第４分団（携帯用）
		ぼうさいつ 725	芸濃方面団第５分団（携帯用）
		ぼうさいつ 727	美里方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 728	美里方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 729	美里方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 730	美里方面団第４分団（携帯用）
		ぼうさいつ 732	安濃方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 733	安濃方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 734	安濃方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 735	香良洲方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 736	香良洲方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 737	香良洲方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 738	香良洲方面団第４分団（携帯用）
		ぼうさいつ 739	香良洲方面団第５分団（携帯用）
		ぼうさいつ 741	一志方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 742	一志方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 743	一志方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 744	一志方面団第４分団（携帯用）
		ぼうさいつ 745	白山方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 746	白山方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 747	白山方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 748	白山方面団第４分団（携帯用）
		ぼうさいつ 749	白山方面団第５分団（携帯用）
		ぼうさいつ 751	美杉方面団第１分団（携帯用）
		ぼうさいつ 752	美杉方面団第２分団（携帯用）
		ぼうさいつ 753	美杉方面団第３分団（携帯用）
		ぼうさいつ 754	美杉方面団第４分団（携帯用）

区　　分		局　　名	設置・常置場所
移動局	２Ｗ	ぼうさいつ 755	美杉方面団第５分団（携帯用）
		ぼうさいつ 756	美杉方面団第６分団（携帯用）
		ぼうさいつ 757	美杉方面団第７分団（携帯用）
	５Ｗ	ぼうさいつ 901	秘書課　車載　三重 301 た 8318
		ぼうさいつ 902	市民税課　車載　三重 480 こ 3226
		ぼうさいつ 903	危機管理課　車載　三重 800 す 4091
		ぼうさいつ 904	農林水産政策課　車載　三重 88 す 4008
		ぼうさいつ 905	建設整備課　車載　三重 46 ふ 1635
		ぼうさいつ 906	津北工事事務所　車載　三重 400 と 6533
		ぼうさいつ 907	津南工事事務所　車載　三重 400 て 3606
		ぼうさいつ 908	相川建設作業事務所　車載　三重 41 を 1712
		ぼうさいつ 909	工務課　車載　三重 400 そ 619
		ぼうさいつ 910	下水道建設課　車載　三重 800 す 1307
		ぼうさいつ 911	久居総合支所地域振興課　車載　三重 80 あ 2608
		ぼうさいつ 912	河芸総合支所地域振興課　車載　三重 400 さ 870
		ぼうさいつ 913	芸濃総合支所地域振興課　車載　三重 80 あ 2300
		ぼうさいつ 914	美里総合支所地域振興課　車載　三重 88 す 2776
		ぼうさいつ 915	安濃総合支所地域振興課　車載　三重 34 ち 1727
		ぼうさいつ 916	香良洲総合支所地域振興課　車載　三重 500 せ 4865
		ぼうさいつ 917	一志総合支所地域振興課　車載　三重 800 さ 7415
		ぼうさいつ 918	白山総合支所地域振興課　車載　三重 800 さ 2113
		ぼうさいつ 919	美杉総合支所地域振興課　車載　三重 800 さ 6870

＜同報系防災行政無線＞

デジタル同報系防災行政無線

番号	子局番号	施設名	設置場所
1	津　　1	新出集会所	高野尾町 1909
2	津　　2	高野尾配水場	高野尾町 3080-158
3	津　　3	豊が丘集会所	高野尾町 3006-544
4	津　　4	豊が丘みどり公園	高野尾町 3214-130
5	津　　5	豊が丘さわやか公園	高野尾町 3351-162
6	津　　6	ネオポリス入口歩道	高野尾町 1902-2 地先
7	津　　7	高野尾出張所	高野尾町 5417-1
8	津　　8	里集会所	高野尾町 4209-1
9	津　　9	ぜにかけ松	高野尾町６４８
10	津　　10	山室町センター	大里山室町 3655-1
11	津　　11	あのつ台公園	あのつ台三丁目 9-1

番号	子局番号		施設名	設置場所
12	津	12	野田会館	大里野田町 401-1
13	津	13	豊里中学校	大里睦合町 820-1
14	津	14	大里出張所	大里睦合町 1292-1
15	津	15	大里小学校	大里窪田町 1821
16	津	16	かわきた公園	大里川北町 295-104
17	津	17	豊野団地中公園	一身田豊野 1406-363
18	津	18	白塚団地１号公園	白塚町 31-54
19	津	19	白カネ園児童遊び場	白塚町 1325-17
20	津	20	白塚公園	白塚町 2496-3
21	津	21	小川集会所	栗真小川町 391-1
22	津	22	栗真小学校	栗真中山町 452
23	津	23	白塚小学校	白塚町 4463
24	津	24	南町緊急避難所	白塚町
25	津	25	栗真出張所	栗真町屋町 836-1
26	津	26	三重県立国児学園	栗真町屋町 524
27	津	27	江戸橋公園	江戸橋一丁目 136-2
28	津	28	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30
29	津	29	志登茂園団地東公園	栗真町屋町 50-61
30	津	30	平野公園	一身田平野 374
31	津	31	三重短期大学	一身田中野 157
32	津	32	上津部田集会所	一身田上津部田 738
33	津	33	一身田中学校	一身田中野 880-1
34	津	34	一身田出張所	一身田町 293-3
35	津	35	一身田小学校	一身田大古曽 355
36	津	36	夢が丘中央公園	夢が丘一丁目 19-1
37	津	37	津西ハイタウンセントラルパーク	河辺町 3022
38	津	38	緑の街もちのきパーク	河辺町 3569-1
39	津	39	西が丘小学校	長岡町 800-437
40	津	40	緑の街ふじのきパーク	河辺町 3529-1
41	津	41	中跡部自治会集会所	安東町 222-1
42	津	42	津市中消防署西分署	一色町 257
43	津	43	津市埋蔵文化財センター	安東町 1225
44	津	44	四軒町公園	安東町 2655-59
45	津	45	櫛形出張所	分部 1192-1
46	津	46	殿舟団地第一公園	小舟 566-224
47	津	47	山垣内公園（長谷山公園）	分部 1693-1
48	津	48	産品集落センター	産品 1598

番号	子局番号		施設名	設置場所
49	津	49	志袋公園	片田志袋町 300-17
50	津	50	長谷町コミュニティセンター	片田長谷町 273
51	津	51	薬王寺町集会所	片田薬王寺町 686-3
52	津	52	片田久保町集会所	片田久保町 355
53	津	53	片田町しいたけ栽培南ごみ集積所	片田町 348-2
54	津	54	片田団地 1 号公園（片田団地中央公園）	片田新町 67
55	津	55	片田出張所	片田井戸町 16-1
56	津	56	泉ヶ丘団地中央公園	野田 21-818
57	津	57	緑が丘サンベール広場	緑が丘二丁目 4-3
58	津	58	三泗公園	野田 2969
59	津	59	北河路橋付近ごみ集積所西側	北河路町 510-1
60	津	60	神戸出張所	神戸 739-1
61	津	61	新町公園	大園町 129
62	津	62	新町小学校	八町三丁目 3-1
63	津	63	納所集会所	納所町 871-1
64	津	64	安東出張所	納所町 249-6
65	津	65	つつじヶ丘西公園	長岡町 750-82
66	津	66	つつじが丘児童遊び場（つつじヶ丘公園）	渋見町 722-81
67	津	67	渋見砦跡公園	渋見町 554-49
68	津	68	観音寺緑地児童遊び場（自然公園）	観音寺町 745-73
69	津	69	鳥居町西公園	鳥居町 188-10
70	津	70	押加部町地内県道残地	押加部町 536-3
71	津	71	古河公園	東古河町 5
72	津	72	養正小学校	丸之内養正町 14-1
73	津	73	三番町公園	南丸之内 5
74	津	74	津球場公園駐車場	本町
75	津	75	乙部公園	寿町 14
76	津	76	観音公園	大門 5-1
77	津	77	敬和小学校	中河原 445
78	津	78	相生町公園	相生町 5
79	津	79	清原公園	愛宕町 226-2
80	津	80	下部田調整池堤	大谷町 21 - 11
81	津	81	羽所公園	羽所町 574
82	津	82	ひょうたん池公園	上浜町六丁目 3-2
83	津	83	上浜四丁目自治会集会所用地	上浜町四丁目 27-25
84	津	84	桜橋緑道内	桜橋
85	津	85	島崎町公園	島崎町 272

番号	子局番号		施設名	設置場所
86	津	86	島崎町ふれあい公園	島崎町 156-8
87	津	87	高洲町教育集会所	高洲町 15-30
88	津	88	海浜公園	末広町 1236-1
89	津	89	贄崎児童遊び場	港町 2252
90	津	90	あこぎ苑児童遊び場	津興 319-26
91	津	91	育生小学校	下弁財町津興 1350
92	津	92	結城公園	藤方 2366-9
93	津	93	クスノキ児童遊び場	藤方 1816-11
94	津	94	藤水小学校	藤方 1627
95	津	95	八幡会館	津興 2942
96	津	96	橋南会館	柳山津興 1535-27
97	津	97	岩田公園	幸町 2005
98	津	98	修成小学校	修成町 9-1
99	津	99	修養道場（公民館）	半田 1933-1
100	津	100	高松山団地東公園	半田 1249-3
101	津	101	旭ヶ丘公園	半田 934-62
102	津	102	二重池団地東公園	半田 3424-79
103	津	103	垂水団地公園	垂水 2955-50
104	津	104	南が丘小学校	垂水 2538-1
105	津	105	南ヶ丘ツツジ公園	南が丘三丁目 2612-139
106	津	106	たるみ児童福祉会館	垂水 1300
107	津	107	米垣内公園（米津東公園）	藤方 1187
108	津	108	御殿場緑地	藤方
109	津	109	小森宮の前公園	高茶屋二丁目 833
110	津	110	東城山緑地公園	城山二丁目 193-54
111	津	111	南郊公民館	高茶屋三丁目 25-6
112	津	112	パテオ高茶屋公園	高茶屋六丁目 3675-24
113	津	113	南部緑地公園	高茶屋小森町 4000
114	津	114	小森向山自治会集会所	高茶屋小森町 1675-3
115	津	115	中山児童遊び場	高茶屋小森町 1817-11
116	津	116	公園（高茶屋小森町南）	高茶屋小森町 1481-2
117	津	117	高茶屋市民センター	高茶屋四丁目 37-59
118	津	118	小森南公園	高茶屋四丁目 1126-18
119	津	119	雲出出張所	雲出本郷町 1388-1
120	津	120	十五所公園	雲出長常町 1026-23
121	津	121	雲出伊倉津地内公園	雲出伊倉津町
122	津	122	松阪興産北道路敷	雲出伊倉津町 91-1 地先

番号	子局番号		施設名	設置場所
123	津	123	雲出小学校	雲出本郷町 1164
124	津	124	雲出長常地内市道	雲出長常町 24-1
125	津	125	チビっ子広場公園	雲出島貫町 811-2
126	津	126	殿木公園	雲出島貫町 1491-2
127	津	127	大里睦合町県道残地	大里睦合町
128	津	128	豊野団地入口公園	一身田豊野 1194-2
129	津	129	高田高校駐車場	大里窪田町 2865-1
130	津	130	石川垣内集会所	野田 2468-2
131	津	131	むつみヶ丘団地ゴミ集積所	一身田上津部田
132	津	132	白塚排水機場	白塚町 3041-3
133	津	133	小川園児童遊び場	栗真小川町 863-60
134	津	134	町屋ポンプ場	栗真町屋町 1315-1
135	津	135	三重大学	栗真町屋町 1577
136	津	136	上浜北公園	上浜町五丁目 69-43
137	津	137	緑の街やまももパーク	長岡町 3009-2
138	津	138	観音寺南児童遊び場	観音寺町 550-32
139	津	139	地頭領公園（津市中央児童遊び場）	東丸之内 5
140	津	140	神戸北公園	神戸 160-9
141	津	141	半田児童遊び場（高松スポーツ公園）	半田 1396-1
142	津	142	泉ヶ丘団地北公園	野田 21-793
143	津	143	結城東児童遊び場	津興 173-8
144	津	144	藤枝会館	垂水 587 番地
145	津	145	藤方東公園	藤方 501-67
146	津	146	ヒューマンタウン児童遊び場	高茶屋一丁目 459-68
147	津	147	久居消防署南分署	雲出本郷町 1631-10
148	久居	1	榊原簡易水道上山配水地	榊原町 10985-1
149	久居	2	一之坂公民館	榊原町 4414-1 ほか
150	久居	3	榊原上教育集会所	榊原町 10295-1
151	久居	4	八知山の家	榊原町 14547-3
152	久居	5	落合小遊園地	榊原町 10020-1
153	久居	6	榊原地区集会所	榊原町 2879-2
154	久居	7	榊原出張所	榊原町 5108-1
155	久居	8	榊原自然の森	榊原町 6064-1
156	久居	9	榊原第１区地内農道	榊原町 6938
157	久居	10	榊原第二区集会所	榊原町 1242
158	久居	12	ホームランド南側ゴミ集積所	稲葉町 2374
159	久居	13	上稲葉ふれあい会館	稲葉町

番号	子局番号		施設名	設置場所
160	久居	14	榊原第１区集会所	榊原町 7194
161	久居	15	下村教育集会所	榊原町 8161-2
162	久居	16	大鳥公会所	大鳥町 110-1
163	久居	17	北出公会所	稲葉町 1701
164	久居	18	下稲葉公会所	稲葉町 532
165	久居	19	ざうるす広場公園	久居緑が丘１丁目 42
166	久居	20	メープルビレッジ公園	久居一色町 223-49
167	久居	21	一色公会堂	久居一色町 829-1
168	久居	22	中村町公会所	中村町 311
169	久居	23	一色総有財産区敷地	久居一色町 71-1
170	久居	24	森集会所	森町 160-1
171	久居	25	フォレストタウン公園	森町 927-36
172	久居	26	七栗産業会館	庄田町 514-3
173	久居	27	庄田町防火水槽	庄田町 1284-5
174	久居	28	すみれ公園	庄田町 1908-12
175	久居	29	羽野地区集会所	戸木町 5578-13
176	久居	30	中出屋公園	庄田町 2491-4
177	久居	31	庄田町自治会南集会所	庄田町 2629-1
178	久居	32	久居方面団第１分団車庫	久居西鷹跡町 355-4
179	久居	33	戸木墓園	戸木町 6105
180	久居	34	風早団地地内市道	戸木町 4169 地先
181	久居	35	戸木幼稚園	戸木町 2337
182	久居	36	狐塚地区集会所	戸木町 3504-3
183	久居	37	明神地内市道	久居明神町 1488-2 地先
184	久居	38	津市消防本部	久居明神町 2276
185	久居	39	久居グラウンド	久居西鷹跡町 2
186	久居	40	中町第二公園	久居射場町 87
187	久居	41	北口第一公園	久居烏木町 486-4
188	久居	42	市営住宅北口団地Ｂ棟	久居北口町 1003-3
189	久居	43	明神地区集会所	久居明神町 1180-259
190	久居	44	相川地区集会所	久居野村町 1976-22
191	久居	45	丸永公園	久居持川町 2216-16
192	久居	46	成美小学校	久居新町 737
193	久居	47	久居総合支所	久居東鷹跡町 246
194	久居	48	元町地区集会所	久居元町 2099-1 ほか
195	久居	49	久居公民館	久居元町 2354
196	久居	50	久居団地南公園	久居野村町 372-101

番号	子局番号		施設名	設置場所
197	久居	51	久居体育館	久居野村町 877-1
198	久居	52	桜ヶ丘南公園	久居桜が丘町 1900-32
199	久居	53	脇田山団地集会所	久居小野辺町 1454-178
200	久居	54	小野辺公会所	久居小野辺町 1303-1
201	久居	55	立成小学校	久居野村町 560
202	久居	56	久居東中学校	久居井戸山町 721-1
203	久居	57	ピーチ公園	久居川方町 532-42
204	久居	58	東出中央公園	久居元町 2506
205	久居	59	須ヶ瀬構造改善センター	須ケ瀬町 1610-7
206	久居	60	大日寺	須ヶ瀬町 272
207	久居	61	牧倶楽部	牧町 311-1
208	久居	62	新家地内市道	新家町 1584-1 地先
209	久居	63	桃園小学校	新家町 1350
210	久居	64	こつくり公園	木造町 1411-4
211	久居	65	木造第６区集会所	木造町 1755-2
212	久居	66	木造７地区集会所	木造町 2160-1
213	久居	67	森音の郷公園	森町 1709 番地 2
214	久居	68	春日丘公園	久居小野辺町 666－10
215	河芸	1	三行児童公園	河芸町三行 140－1
216	河芸	2	南黒田公民館南市道	河芸町南黒田 442－1
217	河芸	3	北黒田公民館	河芸町北黒田 43－3
218	河芸	4	高佐公民館	河芸町高佐 518－1
219	河芸	5	赤部公民館	河芸町赤部 325
220	河芸	6	浜田公民館前広場	河芸町浜田 1440－5
221	河芸	7	杜の街せせらぎ公園	河芸町杜の街１丁目 19-1
222	河芸	8	久知野自治会駐車場	河芸町久知野 1776－1
223	河芸	9	河芸総合支所	河芸町浜田 808
224	河芸	10	朝陽中学校	河芸町上野 1975
225	河芸	11	中瀬公民館西市道	河芸町中瀬 323-1 先
226	河芸	12	千里ヶ丘第２公園	河芸町千里が丘 69－2
227	河芸	13	千里ヶ丘小学校	河芸町千里ヶ丘 13
228	河芸	14	津市北消防署河芸分署	河芸町上野 3824
229	河芸	15	新上野公民館	河芸町上野 3339－129
230	河芸	16	上野公民館駐車場	河芸町上野 834－4
231	河芸	17	本城山青少年公園	河芸町上野 2678-3
232	河芸	18	東千里公民館	河芸町東千里 759
233	河芸	19	東上野北公園	河芸町上野 346－103

番号	子局番号		施設名	設置場所
234	河芸	20	東上野中央公園	河芸町上野 1168-38
235	河芸	21	中別保児童公園	河芸町中別保 2033-3
236	河芸	22	豊津小学校	河芸町一色 1649-2
237	河芸	23	影重都市公園	河芸町影重 945
238	河芸	24	西千里集会所	河芸町西千里 1589-3
239	河芸	25	松林寺	河芸町中別保 1819
240	河芸	26	豊津川ポンプ場	河芸町一色 2700-3
241	芸濃	2	落合の郷駐車場	芸濃町河内 1063
242	芸濃	3	錫杖湖水荘	芸濃町河内 679
243	芸濃	4	梅ヶ畑地内 市道	芸濃町河内 505-1 地先
244	芸濃	5	河内下公民館（宝並）	芸濃町河内 281-1
245	芸濃	6	忍田地内市道	芸濃町忍田 320-1
246	芸濃	7	河原地内緑地	芸濃町雲林院 816-17
247	芸濃	8	（旧）雲林院小学校	芸濃町雲林院 566
248	芸濃	9	南山集会所	芸濃町雲林院 2014-8
249	芸濃	10	小野平公民館	芸濃町小野平 176-2
250	芸濃	11	多門公民館	芸濃町多門 857
251	芸濃	12	西町公民館	芸濃町椋本 481-3
252	芸濃	13	殿町教育集会所	芸濃町椋本 410-14
253	芸濃	14	藤ヶ丘団地集会所	芸濃町中縄 524-4
254	芸濃	15	中縄地内　市道	芸濃町中縄 876-3
255	芸濃	16	第二分団消防車庫前	芸濃町林 161-1 ほか
256	芸濃	17	楠原公民館	芸濃町楠原 423
257	芸濃	18	林川原公民館	芸濃町林 485-1
258	芸濃	19	林殿町公民館	芸濃町林 1784-2
259	芸濃	20	芸濃グラウンド駐車場	芸濃町林 1899
260	芸濃	21	旧芸濃福祉センター	芸濃町椋本 5047
261	芸濃	22	第四部公民館	芸濃町椋本 2699-2
262	芸濃	23	椋本団地児童公園	芸濃町椋本 892-113
263	芸濃	24	芸濃総合支所	芸濃町椋本 6141-1
264	芸濃	25	（旧）安西小学校	芸濃町北神山 311
265	芸濃	26	下川公民館	芸濃町雲林院 1192-3
266	芸濃	27	萩野処理場	芸濃町萩野 8-1
267	芸濃	28	岡本公民館西空地	芸濃町岡本 418
268	芸濃	29	北岡本教育集会所	芸濃町岡本 1284-6
269	芸濃	30	豊久野公民館	芸濃町椋本 3706-2
270	芸濃	31	岩原公民館前	芸濃町椋本 3937-1

番号	子局番号		施設名	設置場所
271	美里	1	平木多目的集会所	美里町平木 492
272	美里	2	長野小学校	美里町北長野 1423
273	美里	3	桂畑小公園	美里町桂畑 454-1
274	美里	4	中野地内市道	美里町北長野 335-1
275	美里	5	長野小跡公園	美里町北長野 6-1
276	美里	6	東山教育集会所	美里町北長野 2699-3
277	美里	7	南長野生活改善センター	美里町南長野 533
278	美里	8	南長野地内市道	美里町南長野 96-5
279	美里	9	船山公民館	美里町船山 71-1
280	美里	10	高座原公民館	美里町高座原 420
281	美里	11	別所防火水槽	美里町穴倉 3298
282	美里	12	穴倉北ゴミ集積所	美里町穴倉 3425
283	美里	13	穴倉南防火水槽	美里町穴倉 539-3
284	美里	14	柳谷防火水槽	美里町三郷 1352-3
285	美里	15	新開防火水槽南市道	美里町三郷 2156
286	美里	16	美里保健センター駐車場	美里町三郷 46-1
287	美里	17	高宮小学校	美里町足坂 585
288	美里	18	五百野地内市道	美里町五百野 1714
289	美里	19	坂井地内県道	美里町家所 5042
290	美里	20	井面防火水槽	美里町家所 5158
291	美里	21	日南田公民館防火水槽	美里町日南田 43-3
292	美里	22	辰水小学校	美里町家所 2054
293	美里	23	グリーンハウス	美里町家所 4797
294	美里	24	久保地内市道	美里町家所 2557-4
295	美里	25	長谷山ハイツⅡ期集会所	美里町家所 8-229
296	美里	26	美里分遣所	美里町足坂 901－2
297	美里	27	五百野ふれあいセンター	美里町五百野 1916-2
298	安濃	1	戸島配水池西市道	安濃町戸島 1569-7
299	安濃	2	紀平宝楽園	安濃町草生 1001-4
300	安濃	3	平尾公民館	安濃町草生 3136
301	安濃	4	仲之郷橋	安濃町草生 1955
302	安濃	5	旧 JA 草生支店南市道	安濃町草生 6101
303	安濃	6	明合団地児童公園	安濃町田端上野 975-14
304	安濃	7	安部区公民館	安濃町安部 409-1
305	安濃	8	前田区公民館	安濃町中川 1599
306	安濃	9	二子区地内市道	安濃町中川 668-3
307	安濃	10	神田区集会所	安濃町神田 197-1

番号	子局番号		施設名	設置場所
308	安濃	11	南神山集落センター	安濃町南神山 100
309	安濃	12	今徳区公民館	安濃町今徳 1484
310	安濃	13	光明寺生活改善共同施設	安濃町光明寺 67-4
311	安濃	14	平田古墳歴史公園	安濃町妙法寺 1004-6
312	安濃	15	戸島区児童公園	安濃町戸島 800
313	安濃	16	明合小学校	安濃町粟加 971
314	安濃	17	大日種子碑境内地	安濃町荒木 217
315	安濃	18	粟加　寺社	安濃町粟加 2324
316	安濃	19	安濃温泉　源泉	安濃町東観音寺 678-1
317	安濃	20	北工事事務所	安濃町川西 1250
318	安濃	21	安濃小学校	安濃町内多 451
319	安濃	22	岡南区防火水槽	安濃町川西 1737
320	安濃	23	浄土寺用水井戸敷地	安濃町浄土寺 18-44
321	安濃	24	安濃保育園	安濃町曽根 710-2
322	安濃	25	村主小学校	安濃町浄土寺 394-1
323	安濃	26	妙法寺公民館	安濃町妙法寺 99-4
324	安濃	27	安濃区集落センター	安濃町安濃 2728
325	安濃	28	メープルビレッジ公園	安濃町安濃 2488-17
326	安濃	29	内多区長源寺公園	安濃町内多 1446
327	安濃	30	太田　土地改良記念碑　横	安濃町太田 2246
328	安濃	31	太田地区集落排水処理施設	安濃町太田 2052
329	安濃	32	清水区公民館	安濃町清水 1123
330	安濃	33	曽根児童公園	安濃町曽根 481-7
331	安濃	34	安濃中央総合公園西側駐車場	安濃町草生 234-5
332	香良洲	1	地家区民会館	香良洲町 237
333	香良洲	2	川原区民会館	香良洲町 455
334	香良洲	3	稲葉区民会館（西）道路敷	香良洲町 5196-1
335	香良洲	4	香良洲斎場（北）	香良洲町 5410-3
336	香良洲	5	小松区内市有地	香良洲町 6079
337	香良洲	6	砂原区民会館	香良洲町 1703-3
338	香良洲	7	香良洲庁舎	香良洲町 1878
339	香良洲	8	浜浦	香良洲町 6285-1
340	香良洲	9	香良洲公園	香良洲町 3946-1
341	一志	1	上井生公園	一志町井生 1444-3
342	一志	2	井生消防器具庫横	一志町井生 1939
343	一志	3	下井生農村公園	一志町井生 2532-3
344	一志	4	上出公会所前広場	一志町大仰 3337

番号	子局番号		施設名	設置場所
345	一志	5	村出集会所	一志町大仰 1030-3
346	一志	6	片山集会所	一志町大仰 878-2
347	一志	7	一志方面団第１分団車庫前	一志町大仰 313-9
348	一志	8	石橋公会所	一志町石橋 301-2
349	一志	9	其倉橋付近防火水槽横	一志町其倉 229
350	一志	10	高野団地第４公園	一志町高野 160-292
351	一志	11	農協井関集荷場前	一志町井関 249-2
352	一志	12	東山集会所	一志町井関 827
353	一志	13	田尻公会所	一志町田尻 535-2
354	一志	14	高野団地第２公園	一志町高野 160-235
355	一志	15	高野水防倉庫跡地	一志町高野 1483-30
356	一志	16	高野文化会館	一志町高野 1170-5
357	一志	17	農協旧高岡支店	一志町高野 1204-1
358	一志	18	一志総合支所	一志町田尻 593-2
359	一志	19	一志団地公園	一志町八太 1457-25
360	一志	20	日置集落センター	一志町日置 395
361	一志	21	庄村掲示板横（公道）	一志町庄村地内
362	一志	22	其村集落センター（長円寺境内）	一志町其村 540
363	一志	23	消防団一志方面団第３分団車庫裏	一志町八太 837-1
364	一志	24	中央みのり公園	一志町みのりヶ丘 115-407、408
365	一志	25	川合文化会館	一志町八太 420-4
366	一志	26	姫路集会所	一志町片野 553-24
367	一志	27	片野消防器具庫	一志町片野 289-1
368	一志	28	小山集会所	一志町小山 401-1
369	一志	29	小山台地公園	一志町小山 854-61
370	一志	30	虹ヶ丘集会所	一志町虹が丘 5-7
371	一志	31	下の世古公民館	一志町波瀬 1794-2
372	一志	32	一区・小渕医院前バス停裏側	一志町波瀬 1977-4
373	一志	33	遠河自衛消防器具庫前	一志町波瀬 2296
374	一志	34	岩垣内集会所駐車場	一志町波瀬 4245-6
375	一志	35	川原出墓地駐車場	一志町波瀬 4462-1
376	一志	36	野口消防器具庫西	一志町波瀬 5040-1
377	一志	37	若杣公園駐車場	一志町波瀬 7902-1
378	一志	38	県道一志美杉線道路残地	一志町波瀬 5858
379	一志	39	室の口公民館	一志町波瀬 6400-1
380	一志	40	市道名倉 354 号線沿市有地	一志町井関 1461-4
381	一志	41	野田公園	一志町高野 26-61

番号	子局番号		施設名	設置場所
382	一志	42	高野農事組合事務所敷地	一志町高野
383	一志	43	波瀬ふれあい会館駐車場	一志町波瀬 4337-1
384	白山	1	大原集会所	白山町大原 200
385	白山	2	小杉公民館	白山町小杉 189
386	白山	3	元取公民館	白山町城立 305
387	白山	4	福田山公民館	白山町福田山 577
388	白山	5	二俣集落センター	白山町二俣 702
389	白山	6	真見集落センター	白山町真見 97
390	白山	7	本町公民館	白山町南家城 1500
391	白山	8	家城小学校	白山町南家城 647
392	白山	9	藤集落センター	白山町藤 1551
393	白山	10	山田野上集会所	白山町山田野 464-1
394	白山	11	北家城自主防災センター	白山町北家城 353
395	白山	12	北出公民館	白山町山田野 752-3
396	白山	13	八ッ山小学校	白山町八対野 2480
397	白山	14	八対野３区公民館	白山町八対野 3508
398	白山	15	八対野１区公民館	白山町八対野 100
399	白山	16	垣内公民館	白山町垣内 428
400	白山	17	上佐田公民館	白山町佐田 1110
401	白山	18	佐田集会所	白山町佐田 554-3
402	白山	19	倭小学校	白山町上ノ村 183
403	白山	20	南出倶楽部	白山町南出 296-1
404	白山	21	古市公民館	白山町古市 81-1
405	白山	22	杉ヶ瀬公民館	白山町川口 2782
406	白山	23	白山中学校	白山町川口 471-6
407	白山	24	白山公民館	白山町川口 897
408	白山	25	川口小学校	白山町川口 1991
409	白山	26	小野区会所	白山町川口 4003
410	白山	27	大広教育集会所	白山町川口 6520
411	白山	28	茅刈公民館	白山町川口 3437
412	白山	29	向居山出北公民館	白山町二本木 3490
413	白山	30	岡集落センター	白山町二本木 169-1
414	白山	31	西徳田公民館	白山町二本木 689-6
415	白山	32	大三小学校	白山町二本木 296
416	白山	33	白山台公民館	白山町二本木 1001-426
417	白山	34	三ヶ野上集会所	白山町三ヶ野 3382-1
418	白山	35	三ヶ野集会所	白山町三ヶ野 2773-1

番号	子局番号		施設名	設置場所
419	白山	36	上広集会所	白山町三ヶ野 1106
420	白山	37	青山高原保健休養地	白山町伊勢見 150-195
421	白山	38	東町公民館	白山町南家城 162
422	美杉	1	飯垣内公民館	美杉町太郎生字澳田 4843-2
423	美杉	2	日神地内民地	美杉町太郎生字日神 5099
424	美杉	3	上登下登合同集会所	美杉町太郎生字化不動 5350-3
425	美杉	4	太郎生殿防火水槽	美杉町太郎生字堂ノ元 3817-9
426	美杉	5	萩原地区市道	美杉町太郎生字下垣内 2167-2
427	美杉	6	林道大洞線ゴミ集積所前	美杉町太郎生
428	美杉	7	（旧）太郎生小学校	美杉町太郎生 2128-1
429	美杉	8	上太郎生西地区農業集落多目的集会所	美杉町太郎生字北垣内 739-1
430	美杉	9	江後中尾集会所	美杉町太郎生字中尾 557
431	美杉	10	雲出川漁業組合	美杉町竹原字東垣内 32-4
432	美杉	11	竹原コミュニティ防災センター	美杉町竹原 241-1
433	美杉	12	レークサイド君ヶ野駐車場	美杉町八手俣 169-2
434	美杉	13	竹原地域住民センター	美杉町竹原 2777
435	美杉	14	掛之脇公民館	美杉町竹原字小谷 2565
436	美杉	15	第１分団第３部小原詰所	美杉町竹原字中ノ垣内 2125-4
437	美杉	16	須渕公民館	美杉町八知字堂垣内 674-1
438	美杉	17	立花地内市道残地	美杉町八知字垣内 311-7
439	美杉	18	八知田防火水槽	美杉町八知字八知田 3027-4
440	美杉	19	小西簡水ポンプ場	美杉町八知 1721-1
441	美杉	20	魚九地内防火水槽	美杉町八知字火ノ谷 6079-2
442	美杉	21	美杉総合支所	美杉町八知 5828-1
443	美杉	22	柳瀬地区市道	上市場柳瀬線　132
444	美杉	23	第２分団３部詰所	美杉町八知米垣内 5153-4
445	美杉	24	第２分団小田詰所	美杉町八知字前田 9314-1
446	美杉	25	老ヶ野第一公民館	美杉町八知字岩屋口 8243
447	美杉	26	逢坂地区集会所横三角地	美杉町石名原字女郎畑 2808-1
448	美杉	27	三多気公民館	美杉町三多気字家ノ前 390
449	美杉	28	伊勢地簡水三多気ポンプ場	美杉町杉平字大畑 397-3
450	美杉	29	払戸地内市道	美杉町石名原字払戸 892
451	美杉	30	伊勢地地域住民センター	美杉町石名原 1681
452	美杉	31	第４分団石名原格納庫	美杉町石名原 1881-8・1922-12
453	美杉	32	比津地内民地	美杉町八知字長町 7024
454	美杉	33	波篭防火水槽横民地	美杉町奥津字廣垣内 264-3
455	美杉	34	西俣地内市道	美杉町丹生俣字西俣 1983-5

番号	子局番号	施設名	設置場所
456	美杉　35	白山消防署美杉分署	美杉町奥津 910-1
457	美杉　36	八幡地域住民センター	美杉町奥津 1288-8
458	美杉　37	（旧）八幡保育所	美杉町川上 345
459	美杉　38	中村地内民地	美杉町川上字温水田 3983-4
460	美杉　39	美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	津市美杉町川上字広垣内 3372
461	美杉　40	相地公会堂	美杉町川上字酒屋垣内 3084-1
462	美杉　41	「養殖魚センター大吉」駐車場	美杉町川上字坂本 2566-2
463	美杉　42	寺広防火水槽	美杉町八手俣字寺広 1223-3
464	美杉　43	脇ケ野公民館	美杉町八手俣字脇ヶ野 1100-1
465	美杉　44	第 7 分団 3 部詰所	美杉町下之川字山口 705-1
466	美杉　45	宇戸原集会所	美杉町下之川字キビチ 1292
467	美杉　46	下之川生活改善センター	美杉町下之川 6115
468	美杉　47	不動之口防火水槽横	美杉町下之川字不動ノ口 2283-2
469	美杉　48	中津公民館	美杉町下之川字中津 5060
470	美杉　49	上村公民館	美杉町下之川 4367-1
471	美杉　50	第６分団漆詰所	美杉町下多気字漆 4061-4
472	美杉　51	野登瀬公民館	美杉町下多気字野登瀬 1484
473	美杉　52	白口防火水槽横	美杉町下多気 4252-2
474	美杉　53	やまなみ会舘	美杉町下多気 2586-6
475	美杉　54	六田公民館	美杉町下多気 182-1
476	美杉　55	多気地域住民センター	美杉町上多気 1031
477	美杉　56	磯田土建土場	美杉町上多気字町屋 257-2
478	美杉　57	立川区公民館	美杉町上多気字久太夫垣内 111-2
479	美杉　58	奥立川地内民地	上多気奥立川
480	美杉　59	平生欣市氏倉庫横	美杉町丹生俣字平生 217
481	美杉　60	中俣集会所	美杉町丹生俣字高殿 783-1
482	美杉　61	木地屋地内霊園	木戸線　6021-1
483	美杉　62	石名原大妻地内民地	白俣線　6025　東俣線　6024
484	美杉　63	丹生俣木地屋地内市道	戸木線　232-2
485	美杉　64	極楽寺境内	美杉町下之川字戸木 3287
486	美杉　65	竹原中原地内市道	中原線　1045-1

(2) 県防災行政無線

県、県出先機関及び無線設置関係機関との間において災害に関する各種情報、災害時における気象情報並びに災害情報の収集、伝達等に活用する。（無線電話及び無線ＦＡＸ）

＜本市における県防災行政無線機器の設置場所＞

○ 本庁（危機管理部）

○ 消防本部

10　消防救急無線による通信（消防本部）

消防本部通信指令課指令センター（基地局）で統制管理し、消防機関内において、災害時における各種情報の収集、伝達を行うほか、災害対策本部の移動局（１基　常置)を活用して本部間との情報連絡を行う。

また、風水害の警報が発表された時点で、消防救急無線の移動局 5Wを津市役所へ配置し、風水害時の危険地域における情報連絡を迅速かつ的確に行う。

無線の種類　消防業務用無線（市町村波）
救急業務用無線（市町村波）
県内共通用無線
全国共通用無線
防災相互通信用無線

区　分		識　別　信　号	設置・常置場所	備　考
基地局	10W	つしょうぼう（市町村波）	消防本部通信指令課指令センター	
		つしょうぼう（県内波）		
		つしょうぼう（市町村波）		
		つしょうぼう（全共波１）		
		つしょうぼう（全共波２）		
		つしょうぼう（全共波３）		
		つしょうぼう（防災波）		
		きゅうきゅうつ（市町村波）		
		きゅうきゅうつ（市町村波）往信波		
		つみすぎしょうぼう　（市町村波）	白山消防署美杉分署	
		きゅうきゅうつみすぎ　（市町村波）	白山消防署美杉分署	
		つしょうぼうおおぼら　（市町村波）	大洞山中継局	
		きゅうきゅうつおおぼら（市町村波）	大洞山中継局	
		きゅうきゅうつおおぼら（市町村波）往信波	大洞山中継局	
		つなかしょうぼう（市町村波）	中消防署	
		つなかしょうぼう（県内波）		
		つなかしょうぼう（市町村波）		
		つなかしょうぼう（全共波１）		
		つなかしょうぼう（全共波２）		
		つなかしょうぼう（全共波３）		
		つなかしょうぼう（防災波）		
		きゅうきゅうつなか（市町村波）		
		きゅうきゅうつなか（市町村波）往信波		
	５W	つみさとしょうぼう	久居消防署美里分署	
		きゅうきゅうつみさと	久居消防署美里分署	
		つげいのうしょうぼう	北消防署芸濃分署	
		きゅうきゅうつげいのう	北消防署芸濃分署	
移動局	10W	つひさい１０９	本部（警防室）	携帯用
		つなか２	中消防署	水槽付消防ポンプ車
		つなか３	中消防署	化学車
		つなか４	中消防署	水槽付消防ポンプ車
		つなか３１	中消防署	小型はしご車
		つなか４１	中消防署	救助工作車
		つなか５１	中消防署	指揮車
		つなか６１（１０W）	中消防署	広報車

区　分		識　別　信　号	設置・常置場所	備　考
移動局	10W	つなか７１	中消防署	小型給水車
		つなか７５	中消防署	資機材搬送車
		きゅうきゅうつなか１	中消防署	高規格救急車
		きゅうきゅうつなか２	中消防署	高規格救急車
		つにし１	中消防署西分署	水槽付消防ポンプ車
		つにし２	中消防署西分署	水槽付小型消防ポンプ車
		つにし６１	中消防署西分署	広報車
		きゅうきゅうつにし１	中消防署西分署	高規格救急車
		つあのう１	中消防署安濃分署	水槽付小型消防ポンプ車
		つあのう２	中消防署安濃分署	水槽付小型消防ポンプ車
		つあのう６１	中消防署安濃分署	広報車
		きゅうきゅうつあのう１	中消防署安濃分署	高規格救急車
		つきた１	北消防署	水槽付小型消防ポンプ車
		つきた３	北消防署	水槽付消防ポンプ車
		つきた６１	北消防署	広報車
		つきた７１	北消防署	小型給水車
		つきた７５	北消防署	資機材搬送車
		きゅうきゅうつきた１	北消防署	高規格救急車
		つひさい１０７	北消防署	携帯用
		つかわげ１	北消防署河芸分署	水槽付小型消防ポンプ車
		つかわげ６１	北消防署河芸分署	広報車
		きゅうきゅうつかわげ１	北消防署河芸分署	高規格救急車
		つげいのう１	北消防署芸濃分署	水槽付小型消防ポンプ車
		つげいのう６１	北消防署芸濃分署	広報車
		きゅうきゅうつげいのう１	北消防署芸濃分署	高規格救急車
		つひさい１	久居消防署	消防ポンプ車
		つひさい２	久居消防署	水槽付消防ポンプ車
		つひさい３	久居消防署	化学車
		つひさい３１	久居消防署	45mはしご車
		つひさい４１	久居消防署	救助工作車
		つひさい５１	久居消防署	指揮車
		つひさい５２	久居消防署	支援車
		つひさい６１	久居消防署	査察車
		つひさい６２	久居消防署	広報車
		つひさい７１	久居消防署	資機材搬送車
		つなか７４	久居消防署	乗用車
		きゅうきゅうつひさい１	久居消防署	高規格救急車
		きゅうきゅうつひさい２	久居消防署	高規格救急車
		つひさい１０１	久居消防署	携帯用
		つひさい１０５	久居消防署	携帯用
		つひさい１０６	久居消防署	携帯用
		つみなみ１	久居消防署南分署	水槽付消防ポンプ車
		つみなみ６１	久居消防署南分署	広報車
		きゅうきゅうつみなみ１	久居消防署南分署	高規格救急車
		つみさと１	久居消防署美里分署	水槽付消防ポンプ車
		つみさと６１	久居消防署美里分署	広報車
		つみさと７１	久居消防署美里分署	資機材搬送車
		きゅうきゅうつみさと１	久居消防署美里分署	高規格救急車
		つみさと１０６	久居消防署美里分署	携帯用
		つからす１	久居消防署香良洲分遣所	水槽付小型消防ポンプ車
		つからす６１	久居消防署香良洲分遣所	広報車
		つはくさん１	白山消防署	水槽付消防ポンプ車
		つはくさん２	白山消防署	水槽付小型消防ポンプ車
		つはくさん６２	白山消防署	広報車
		つはくさん７１	白山消防署	資機材搬送車

区　分		識　別　信　号	設置・常置場所	備　考
移動局	10W	きゅうきゅうつはくさん１	白山消防署	高規格救急車
		つはくさん１０１	白山消防署	携帯用
		ついちし１	白山消防署一志分署	水槽付消防ポンプ車
		ついちし６１	白山消防署一志分署	広報車
		ついちし７１	白山消防署一志分署	資機材搬送車
		きゅうきゅうついちし１	白山消防署一志分署	高規格救急車
		ついちし１０１	白山消防署一志分署	携帯用
		つみすぎ１	白山消防署美杉分署	水槽付消防ポンプ車
		つみすぎ６１	白山消防署美杉分署	広報車
		つみすぎ７１	白山消防署美杉分署	資機材搬送車
		きゅうきゅうつみすぎ１	白山消防署美杉分署	高規格救急車
		つみすぎ１０３	白山消防署美杉分署	携帯用
	５Ｗ	つひさい２０１	本部（警防室）	携帯用
		つなか１１８	本部（警防室）	携帯用
		つみなみ１０３	本部（通信指令課）	携帯用
		つきた１０９	本部（通信指令課）	携帯用
		つなか１０１	中消防署	携帯用
		つなか１０３	中消防署	携帯用
		つなか１０４	中消防署	携帯用
		つなか１０７	中消防署	携帯用
		つなか１０９	中消防署	携帯用
		つなか１１０	中消防署	携帯用
		つなか１１２	中消防署	携帯用
		つなか１１４	中消防署	携帯用
		つなか１１５	中消防署	携帯用
		つなか１１６	中消防署	携帯用
		つなか１１７	中消防署	携帯用
		つなか１１９	中消防署	携帯用
		つにし１０１	中消防署西分署	携帯用
		つにし１０２	中消防署西分署	携帯用
		つにし１０３	中消防署西分署	携帯用
		つにし１０４	中消防署西分署	携帯用
		つにし１０６	中消防署西分署	携帯用
		つにし１０７	中消防署西分署	携帯用
		つあのう１０１	中消防署安濃分署	携帯用
		つあのう１０２	中消防署安濃分署	携帯用
		つあのう１０３	中消防署安濃分署	携帯用
		つきた１０２	北消防署	携帯用
		つきた１０３	北消防署	携帯用
		つきた１０４	北消防署	携帯用
		つきた１０５	北消防署	携帯用
		つきた１０６	北消防署	携帯用
		つきた１０７	北消防署	携帯用
		つかわげ１０２	北消防署河芸分署	携帯用
		つかわげ１０４	北消防署河芸分署	携帯用
		つかわげ１０６	北消防署河芸分署	携帯用
		つげいのう１０１	北消防署芸濃分署	携帯用
		つげいのう１０３	北消防署芸濃分署	携帯用
		つげいのう１０４	北消防署芸濃分署	携帯用
		つひさい１０２	久居消防署	携帯用
		つひさい１０８	久居消防署	携帯用
		つひさい１１２	久居消防署	携帯用
		つひさい１１５	久居消防署	携帯用
		つひさい２０２	久居消防署	携帯用
		つみなみ１０１	久居消防署南分署	携帯用

区　分		識　別　信　号	設置・常置場所	備　考
移動局	５Ｗ	つみなみ１０２	久居消防署南分署	携帯用
		つみなみ１０４	久居消防署南分署	携帯用
		つみなみ１０５	久居消防署南分署	携帯用
		つみさと１０１	久居消防署美里分署	携帯用
		つみさと１０２	久居消防署美里分署	携帯用
		つみさと１０３	久居消防署美里分署	携帯用
		つみさと１０４	久居消防署美里分署	携帯用
		つみさと１０５	久居消防署美里分署	携帯用
		つからす１０１	久居消防署香良洲分遣所	携帯用
		つからす１０２	久居消防署香良洲分遣所	携帯用
		つはくさん１０２	白山消防署	携帯用
		つはくさん１０３	白山消防署	携帯用
		つはくさん１０４	白山消防署	携帯用
		つはくさん１１３	白山消防署	携帯用
		つはくさん２０１	白山消防署	携帯用
		ついちし１０３	白山消防署一志分署	携帯用
		ついちし２０１	白山消防署一志分署	携帯用
		つみすぎ１０１	白山消防署美杉分署	携帯用
		つみすぎ１０２	白山消防署美杉分署	携帯用
		つみすぎ２０１	白山消防署美杉分署	携帯用
	１Ｗ	つなか１１３	本部（通信指令課）	携帯用
		つなか１０２	中消防署	携帯用
		つきた１０１	北消防署	携帯用
		つきた１０８	北消防署	携帯用
		つかわげ１０１	北消防署河芸分署	携帯用
		つかわげ１０５	北消防署河芸分署	携帯用
		つかわげ１０７	北消防署河芸分署	携帯用
		つげいのう１０５	北消防署芸濃分署	携帯用
		つげいのう１０６	北消防署芸濃分署	携帯用
		つひさい１１３	久居消防署	携帯用
		つひさい１１４	久居消防署	携帯用
		つみなみ１０６	久居消防署南分署	携帯用
		つみなみ１０７	久居消防署南分署	携帯用
		つからす１０３	久居消防署香良洲分遣所	携帯用
		つみさと１０７	久居消防署美里分署	携帯用
		つみさと１０８	久居消防署美里分署	携帯用
		つはくさん１１１	白山消防署	携帯用
		つはくさん１１２	白山消防署	携帯用
		ついちし１１１	白山消防署一志分署	携帯用
		ついちし１１２	白山消防署一志分署	携帯用
		つみすぎ１１２	白山消防署美杉分署	携帯用

11　ＭＣＡ無線による通信（環境部）

環境部環境事業課（基地局）で統制管理し、環境事業課移動局相互間の交信により被害状況等の把握、情報の収集等に活用する。

区分	識別番号	設置・常置場所	
基地局 2W	1	基地局	事務所
移動局 2W	8	車載	三重 800 は　1425
	12	〃	三重 800 は　448
	15	〃	三重 800 は　1513
	17	〃	三重　46 さ　6236
	21	〃	三重 800 す　6177
	23	〃	三重 800 は　1426
	24	〃	三重 800 は　1285
	28	〃	三重 11　ち　9650
	30	〃	三重 800 は　1511
	31	〃	三重 800 は　1428
	34	〃	三重　46 ね 1152
	35	〃	三重 800 す　4284
	36	〃	三重 400 て　3814
	39	〃	三　11　せ　5401
	40	〃	三重 400 て　3586
	41	〃	三重 480 こ　2794
	44	〃	三重 480 こ　3585
	45	〃	三重　41 み 3171
	101	携帯	事務所
	102	〃	事務所

12　情報の収集伝達通信系統図（危機管理部、環境部、水道局、消防本部）

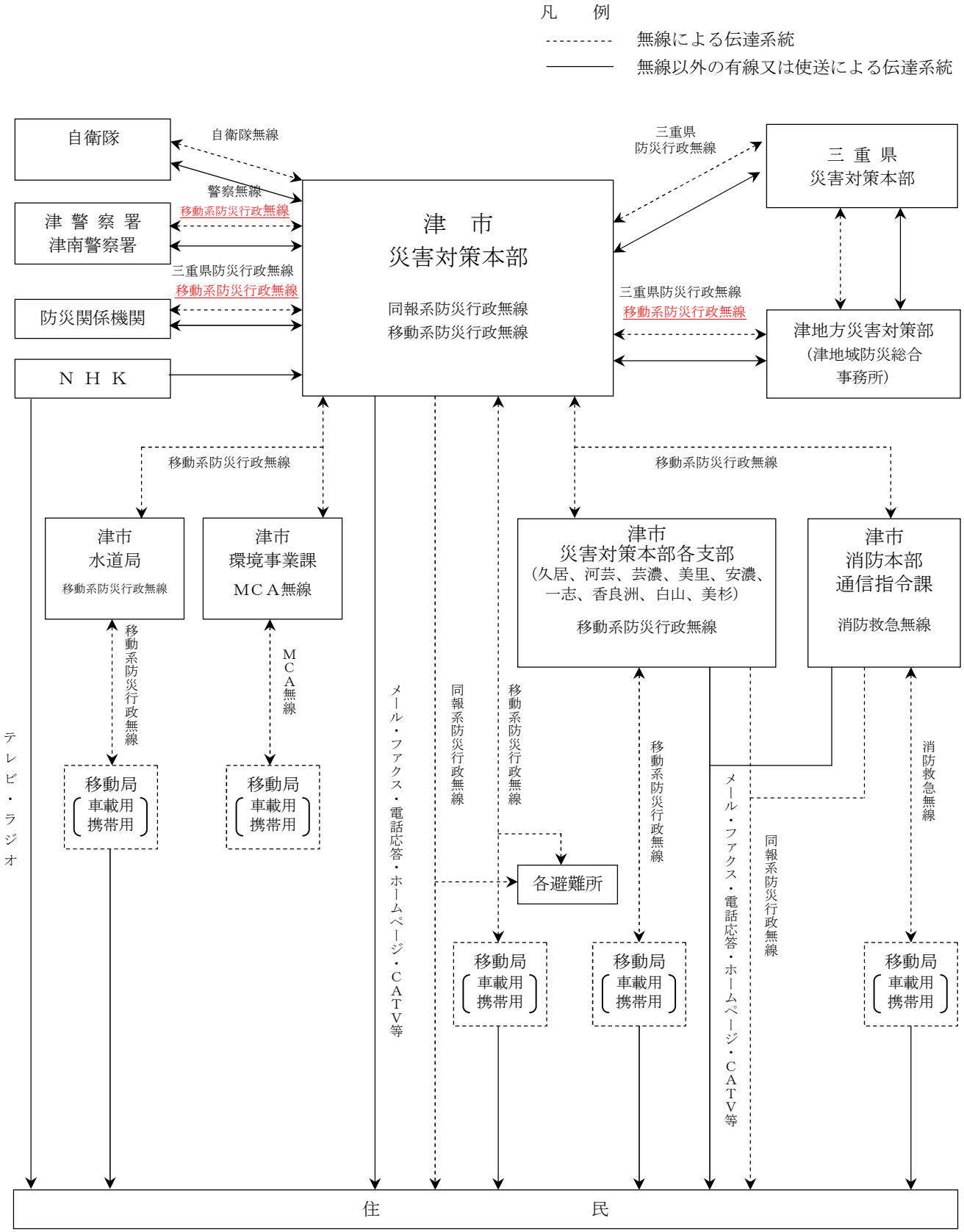

13　災害対策本部無線系統図（危機管理部、環境部、水道局、消防本部）

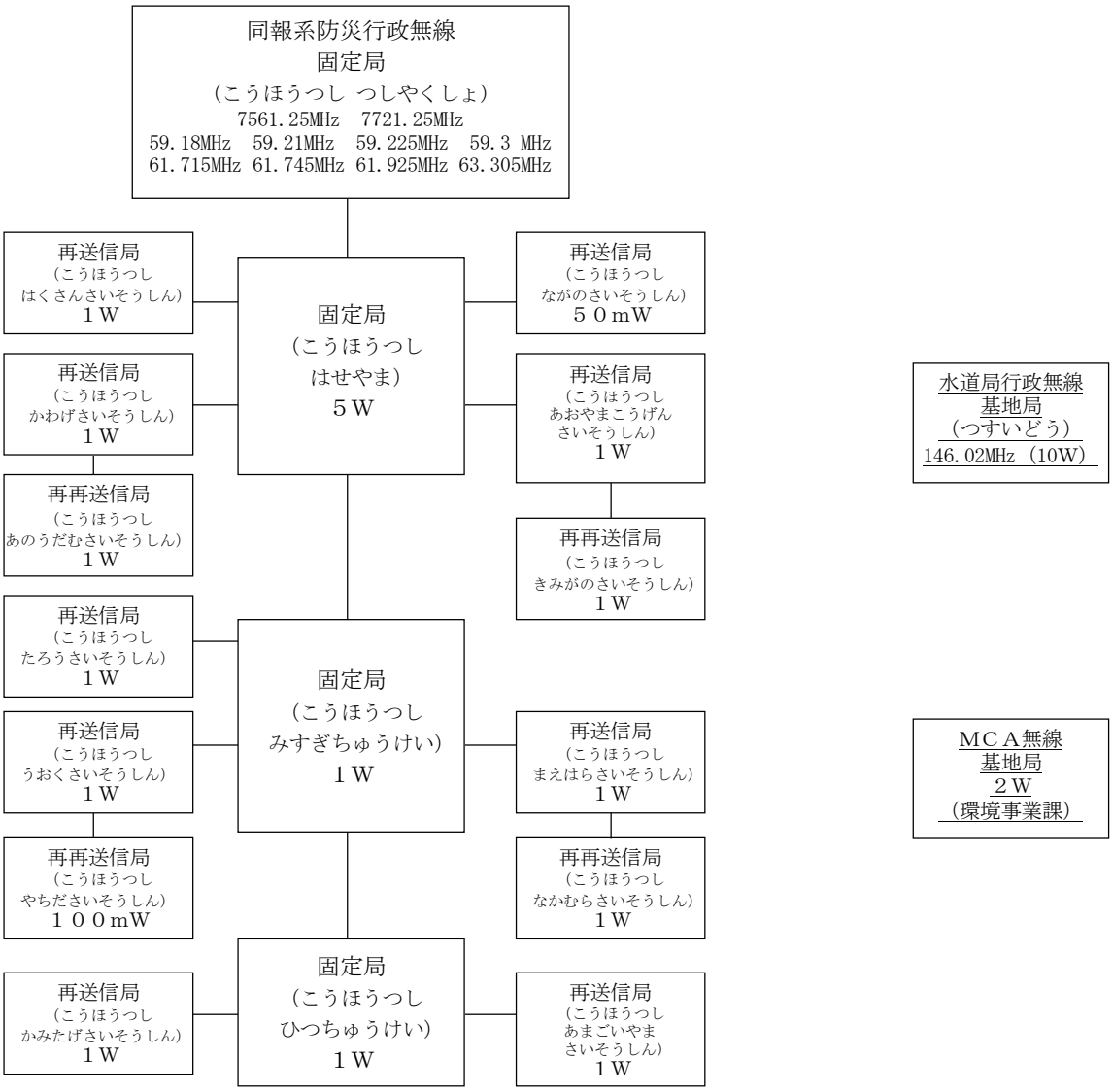

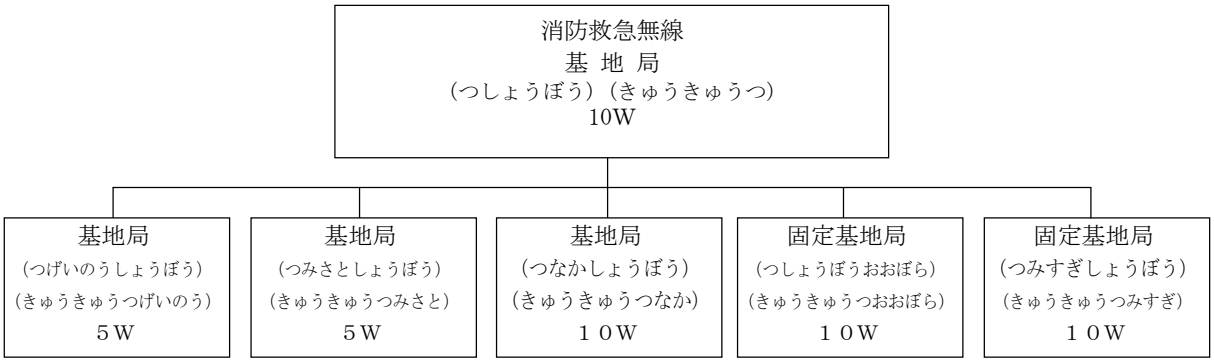

※　本庁及び消防本部には、三重県防災行政無線の通信機器（無線電話及び無線ファクス）が設置されており、県及び防災関係機関と通信が行えます。

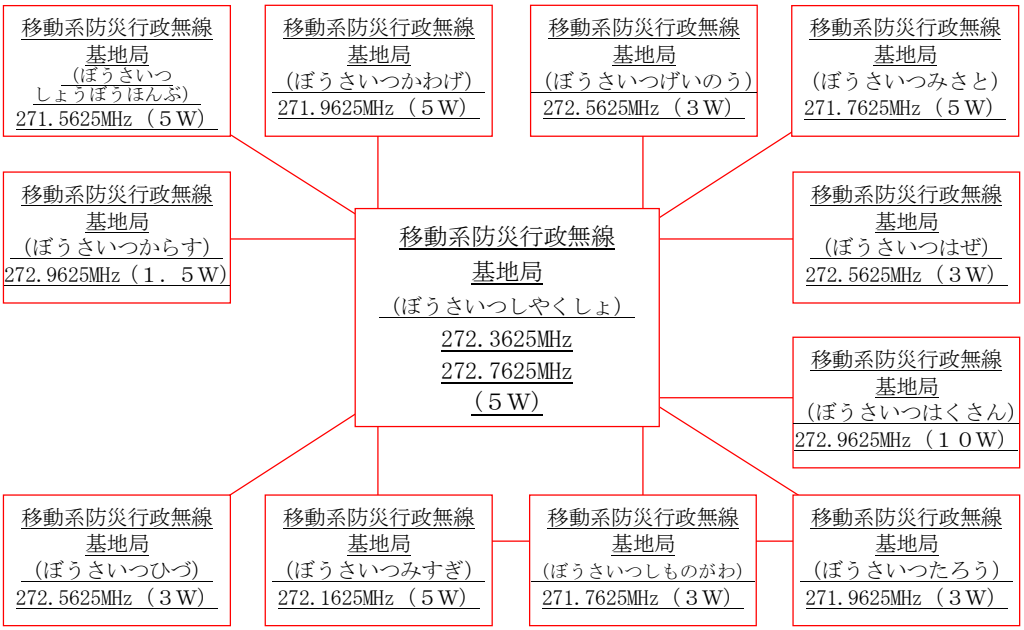
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつ
しょうぼうほんぶ)
271.5625MHz（５W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつかわげ)
271.9625MHz（５W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつげいのう)
272.5625MHz（３W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつみさと)
271.7625MHz（５W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつからす)
272.9625MHz（１．５W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつしやくしょ)
272.3625MHz
272.7625MHz
（５W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつはぜ)
272.5625MHz（３W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつはくさん)
272.9625MHz（１０W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつひづ)
272.5625MHz（３W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつみすぎ)
272.1625MHz（５W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつしものがわ)
271.7625MHz（３W）
移動系防災行政無線
基地局
(ぼうさいつたろう)
271.9625MHz（３W）

14　樋門（建設部、下水道部、農林水産部、各総合支所）

※フラップゲート（旧名：招戸）
※マイタゲート（旧名：観音扉）

（津地域）

河川名等	名　　称	設 置 場 所	操作責任者		形式
			住　所	氏　名	
志登茂川	横川防潮	栗真中山町	栗真中山町	栗真中山町水利組合長	巻揚式　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	東浜	栗真町屋町	―	下水道施設課	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	外西浜	〃	栗真町屋町	栗真町屋排水水利組合長	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	興六	上浜町三丁目	―	下水道施設課	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	新五郎	江戸橋一丁目	―	〃	〃　ﾏｲﾀ　１連
〃	大塚下	上浜町三丁目	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	北ノ割	桜橋三丁目	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	池田	〃	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
〃	中ノ割	島崎町	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	新平野	一身田町	桜橋三丁目	三重県津建設事務所	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	月の輪	一身田中野	一身田中野	一身田中野区農家組合長	〃　ﾏｲﾀ　２連
〃	今井井堰	一身田町	一身田豊野	一身田西豊野区自治会長	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
横　　川	逆川	栗真中山町	栗真中山町	栗真中山町水利組合長	〃　ﾏｲﾀ　１連
新　　川	小山	白塚町	―	下水道施設課	〃　１連
栗真海岸	弁天１号	〃	―	北工事事務所	〃　ﾏｲﾀ　１連
〃	弁天２号	〃	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	北浜	栗真町屋町	栗真町屋町	栗真町屋排水水利組合長	〃　ﾏｲﾀ　１連
〃	町屋	〃	―	下水道施設課	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
毛 無 川	小向	一身田中野	一身田平野	一身田平野区水利組合長	〃　ﾏｲﾀ　２連
〃	眼鏡	一身田平野	〃	〃	〃　ﾏｲﾀ　３連
〃	花ノ木	一身田中野	一身田中野	一身田中野区農家組合	〃　ﾏｲﾀ　２連
〃	毛無川防潮	〃	―	三重県津建設事務所	〃　ﾏｲﾀ　５連
〃	三九郎	一身田平野	一身田平野	一身田平野区水利組合長	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
〃	常磐	一身田町	一身田町	岡田　和巳	〃　１連
安 濃 川	中河原	中河原	桜橋三丁目	三重県津建設事務所	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
〃	鳥居町ｹﾞｰﾄ	鳥居町	桜橋一丁目	栄町水利組合長	〃　１連
〃	鳥居町	鳥居町	―	下水道施設課	ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	栄町	栄町一丁目	―	〃	ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
岩 田 川	御台場	港町	―	〃	ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	津興	柳山津興	―	〃	巻揚式　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連

河川名等	名　　称	設 置 場 所	操作責任者		形式
			住　所	氏　名	
岩 田 川	小川	神戸	―	北工事事務所	巻揚式　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
〃	川添	川添町	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	半田	半田	半田	半田第２自治会長	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	美川	美川町	美川町	美川町自治会長	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	川田	大字半田川田	―	下水道施設課	ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	古河	南丸之内	―	北工事事務所	巻揚式　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	石田	修成町	―	下水道施設課	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	桜垣内	岩田	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	西浦	岩田	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	岩田	岩田	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
相　　川	天神	高茶屋 小森上野町	高茶屋二丁目	上野自治会長	巻揚式 マイタ ラバー　各１門
〃	上野	〃	〃	〃	巻揚式　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	中ノ割	藤方	―	下水道施設課	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	藤方	〃	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　３連
〃	上大新田	高茶屋小森上野町	高茶屋小森町	正木清次	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	下大新田	〃	〃	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
月 見 川	大正	高茶屋小森町	〃	〃	〃　ﾏｲﾀ　３連
川 関 川	川関	雲出本郷町	雲出長常町	長常・十五所自治会長 （隔年交代）	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　４連
雲 出 川	八幡	雲出伊倉津町	雲出伊倉津町	伊倉津井土地改良区	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
伊倉津海岸	長浜	雲出本郷町	雲出長常町	十五所自治会長	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　３連
〃	神明	雲出伊倉津町	雲出伊倉津町	伊倉津井土地改良区	〃　ﾏｲﾀ　２連
〃	一の戸	〃	―	三重工事事務所	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連

（久居地域）

河川名等	名　称	設置場所	操作責任者		操作基準
			住　所	氏　名	
谷 仙 川	上正仏	榊原町	榊原区	第四区長	手　動
〃	〃	〃	〃	〃	〃
雲 出 川	木造	木造町	木造	自治会長	〃
〃	雲出	戸木町	雲出川井	土地改良区	〃
〃	小野江	久居元町	小野江	〃	〃
〃	前田川	木造町	木造町	木造町営農組合長	エンジン

河川名等	名　称	設置場所	操作責任者		操作基準
			住　所	氏　名	
長 野 川	長野川１号	稲葉町	―	三重県	電　動
〃	長野川２号	〃	―	〃	〃
榊 原 川	榊原川１号	中村町	―	〃	〃
〃	榊原川２号	〃	―	〃	〃
〃	榊原川３号	〃	―	〃	〃

（河芸地域）

河川名等	名　称	設 置 場 所	操作責任者		形式
			住　所	氏　名	
田 中 川	新町	河芸町上野	―	河芸総合支所地域振興課	巻揚式　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	上野	〃	―	〃	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
〃	大倉	〃	河芸町上野	上野自治会長	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
中 ノ 川	東千里	河芸町東千里	―	河芸総合支所地域振興課	〃　ﾏｲﾀ　２連
〃	東紡	〃	―	北工事事務所	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
上野地区海岸	芦原	河芸町上野	河芸町上野	後藤　佐武郎	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　２連
〃	中別保	河芸町上野	―	北工事事務所	〃　ﾏｲﾀ　１連
白塚地区海岸	影重	河芸町影重	河芸町影重	影重自治会	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
千里地区海岸	小浜１号	河芸町東千里	河芸町東千里	東千里自治会	〃　ﾌﾗｯﾌﾟ　１連
〃	小浜２号	河芸町東千里	河芸町東千里	東千里自治会	〃　ﾏｲﾀ　１連

（香良洲地域）

河川名等	名　称	設 置 場 所	操作責任者		形式
			住　所	氏　名	
雲 出 川	川口	香良洲町	―	下水道施設課	巻揚式（ﾛｰﾗ）１連

（一志地域）

農業用工作物以外

河川名等	名　称	種別	操作責任者		形　式
			住　所	氏　名	
雲 出 川	庄村排水ひ管	ひ管	―	一志総合支所 地域振興課	
〃	高野団地排水ひ管	ひ管	〃	〃	
〃	西川原排水ひ管	ひ管	〃	〃	
〃	田尻排水ひ管	ひ管	〃	〃	
〃	井関第一排水ひ管	ひ管	〃	〃	
〃	井関排水ひ管	ひ管	〃	〃	

農業用工作物

河川名等	名　称	種別	操作責任者		形　式
			住　所	氏　名	
雲 出 川	高野頭首工	堰	一志町	高野井土地改良区	
〃	波瀬川頭首工	堰	〃	〃	
〃	神場井用水堰	堰	〃	神場用水組合	
〃	弘法井頭首工	堰	〃	田尻水利組合	
〃	高野用水ひ管	ひ管	〃	高野井土地改良区	
〃	八太用水ひ管	ひ管	〃	〃	
〃	黒木注水ひ管	ひ管	〃	〃	
〃	神場井用水ひ管	ひ管	〃	神場用水組合	
〃	弘法井用水１号ひ管	ひ管	〃	田尻水利組合	
〃	弘法井用水２号ひ管	ひ管	〃	〃	
〃	西新田用水	揚水機場	〃	上垣内自治会	
〃	釜ヶ淵用水	揚水機場	〃	〃	
〃	波瀬川サイフォン	横道ﾄﾝﾈﾙ	〃	其村自治会	
	高野用水波瀬川サイフォン	横道ﾄﾝﾈﾙ	〃	高野井土地改良区	

（美杉地域）

河川名等	名　称	設置場所	操作責任者		形　式
			住　所	氏　名	
雲 出 川	立　花	八　知	八　知	立花水利組合	巻揚式　招　戸１連
八手俣川	石　神	丹生俣	上多気	石神水利組合	巻揚式　招　戸１連

15　防潮扉（建設部、農林水産部、各総合支所）

（津地域）

河川名等	名　称	設置場所	操作責任者		形　式
			住　所	氏　名	
津松阪港	１号防潮扉	桜橋三丁目	桜橋三丁目	桜橋三丁目北自治会会長	横開きゲート
〃	２号　〃	寿　　町	寿　町	寿町自治会会長	〃
〃	３号　〃	港　　町	－	北工事事務所	横引きゲート
〃	４号　〃	〃	海岸町	港海岸自治会会長	〃
〃	５号　〃	〃	〃	〃	〃
〃	６号　〃	〃	〃	〃	〃
〃	７号　〃	〃	〃	〃	〃
〃	８号　〃	〃	－	北工事事務所	横開きゲート
〃	９号　〃	〃	港　町	贄崎町自治会会長	〃
〃	10 号　〃	〃	〃	〃	〃
〃	11 号　〃	寿　　町	寿　町	極楽町自治会会長	横引きゲート
〃	12 号　〃	港　　町	－	北工事事務所	〃
〃	13 号　〃	寿　　町	寿　町	寿町自治会会長	〃
〃	14 号　〃	港　　町	－	北工事事務所	横開きゲート
〃	15 号　〃	東丸之内	－	〃	〃
〃	16 号　〃	藤　　方	－	〃	横引きゲート

（河芸地域）

河川名等	名　称	設置場所	操作責任者		形　式
			住　所	氏　名	
千里地区　海岸	東千里横引１号樋門	河芸町東千里	河芸町東千里	東千里自治会	横引きゲート
〃	東千里横引２号樋門	〃	—	〃	〃

（香良洲地域）

河川名等	名　称	設置場所	操作責任者		形　式
			住　所	氏　名	
津松阪港	川口防潮扉１号	香良洲町	—	下水道施設課	横引きゲート
〃	川口防潮扉２号	〃	—	〃	〃
〃	香良洲１号防潮扉	〃	—	香良洲総合支所	〃
〃	香良洲２号防潮扉	〃	—	〃	〃
〃	香良洲１号防潮板	〃	—	〃	角落
〃	香良洲２号防潮板	〃	—	〃	〃
〃	香良洲３号防潮板	〃	—	〃	〃
〃	香良洲４号防潮板	〃	—	〃	〃

（一志地域）

河川名等	名　称	設置場所	操作責任者		形　式
			住　所	氏　名	
波 瀬 川	八太排水ひ管	一志町八太	—	一志総合支所	巻き上げゲート
〃	井関陸閘	一志町井関	〃	〃	横引きゲート

16　排水機場等（下水道部、農林水産部、各総合支所）

（津地域）

河川名等	名　称	設置場所	構造			操作責任者		備考
			原動機	口径mm	出力	住　所	氏　名	
志登茂川	横川 排水機場	栗真 中山町	ﾓｰﾀｰ 〃 〃	1,200 700 700	145KW 110KW 50KW	栗真 中山町	栗真中山町 水利組合長	
〃	中山 排水機場	栗真 中山町	ｴﾝｼﾞﾝ 〃	1,800 1,800	350PS 350PS	栗真 中山町	栗真中山町 水利組合長	
〃	城ヶ苑 排水機場	栗真 中山町	ﾓｰﾀｰ	250	7.5KW	－	下水道施設課	
〃	志登茂園 排水機場	栗真 町屋町	ﾓｰﾀｰ	1,000	75KW	－	下水道施設課	
〃	平野 排水機場	一身田 平野	ﾓｰﾀｰ	1,000 500	75KW 37KW	一身田 平野	一身田平野区 水利組合長	
〃	中野 排水機場	一身田 中野	ﾓｰﾀｰ	1,000	75KW	一身田 中野	一身田中野区 農家組合長	
〃	上浜第一 排水機場	上浜町 三丁目	ﾓｰﾀｰ 〃	800 400	85KW 18KW	－	下水道施設課	
〃	上浜第二 排水機場	上浜町 三丁目	ﾓｰﾀｰ 〃	300 200	15KW 11KW	－	下水道施設課	
〃	江戸橋第一 排水機場	江戸橋 一丁目	ﾓｰﾀｰ 〃 〃	900 600 1,200	65KW 30KW 240KW	－	下水道施設課	
〃	江戸橋第二 排水機場	江戸橋 一丁目	ｴﾝｼﾞﾝ ﾓｰﾀｰ	250 200	76.5PS 11KW	江戸橋 一丁目	江戸橋一丁目 北自治会長	
〃	一身田 排水機場	一身田 平野	ﾓｰﾀｰ	1,100	120KW	一身田 平野	一身田平野区 自治会長	
〃	西浜 排水機場	栗真 町屋町	ｴﾝｼﾞﾝ	300	26PS	－	下水道施設課	
〃	桜橋第一 排水機場	桜橋 三丁目	ﾓｰﾀｰ 〃	500 500	75KW 75KW	－	下水道施設課	
〃	島崎 排水機場	島崎町	ﾓｰﾀｰ 〃	400 400	21KW 21KW	島崎町	黒宮　敦	
〃	桜橋 ポンプ場	桜橋 三丁目	ﾓｰﾀｰ 〃 〃 ｴﾝｼﾞﾝ 〃 〃 〃 〃 〃	600 1,000 1,000 900 900 1,300 1,800 2,000 2,000	45KW 170KW 190KW 200PS 200PS 400PS 897PS 1,400PS 1,400PS	－	下水道施設課	
毛無川	毛無川 排水機場	一身田 中野	ｴﾝｼﾞﾝ ｴﾝｼﾞﾝ	1,500 1,500	320PS 320PS	－	三重県 津建設事務所	
志登茂川	東浜 排水機場	栗真 町屋町	ﾓｰﾀｰ ｴﾝｼﾞﾝ	600 800	22KW 100PS	－	下水道施設課	
〃	小向 排水機場	一身田 中野	ﾓｰﾀｰ ｴﾝｼﾞﾝ 〃	400 800 700	18.5KW 100PS 90PS	－	下水道施設課	

河川名等	名　称	設置場所	構造			操作責任者		備考
			原動機	口径mm	出力	住　所	氏　名	
白塚海岸	白塚 排水機場	白塚町	ﾓｰﾀｰ ｴﾝｼﾞﾝ 〃	600 1,200 1,500	55KW 300PS 420PS	―	下水道施設課	
〃	白塚新町 ポンプ場	白塚町	ﾓｰﾀｰ 〃 ｴﾝｼﾞﾝ 〃	600 600 1,350 1,350	90KW 90KW 600PS 600PS	―	下水道施設課	
栗真海岸	町屋ポンプ場 （旧館）	栗真 町屋町	ﾓｰﾀｰ	1,000	65KW	栗真 町屋町	栗真町屋 排水水利組合	
〃	町屋ポンプ場 （新館）	栗真 町屋町	ﾓｰﾀｰ	1,000	190KW	―	下水道施設課	
安濃川	納所 排水機場	納所町	ｴﾝｼﾞﾝ 〃	1,100 1,200	120PS 160PS	―	農業基盤整備課	
〃	古河 ポンプ場	西古河町	ﾓｰﾀｰ 〃	550 350	75KW 45KW	―	下水道施設課	
〃	中央浄化 センター	高洲町	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 〃 〃 ﾓｰﾀｰ	1,200 1,200 1,200 1,350 800	540PS 540PS 540PS 700PS 185KW	―	中央浄化 センター	
〃	鳥居町 排水機場	鳥居町	ﾓｰﾀｰ 〃	700 500	55KW 37KW	―	下水道施設課	
岩田川	弓之町 ポンプ場	本町	ﾓｰﾀｰ 〃	600 800	45KW 110KW	―	下水道施設課	
〃	極楽橋 ポンプ場	東丸之内	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 〃 ﾓｰﾀｰ 〃	1,100 1,100 1,100 900 900	250PS 250PS 250PS 110KW 110KW	―	中央浄化 センター	
〃	阿漕 ポンプ場	柳山津興	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 ｶﾞｽﾀｰﾋﾞﾝ 〃 ﾓｰﾀｰ	800 800 1,500 1,500 800	70PS 70PS 600PS 600PS 110KW	―	下水道施設課	
〃	船頭 ポンプ場	船頭町	ｶﾞｽﾀｰﾋﾞﾝ 〃 ﾓｰﾀｰ 〃	1,350 1,350 700 700	600PS 600PS 120KW 120KW	―	下水道施設課	
〃	乙部 ポンプ場	港町	ｴﾝｼﾞﾝ ﾓｰﾀｰ 〃 〃 〃	1,200 1,000 1,000 1,000 400	163PS 160KW 75KW 75KW 30KW	―	下水道施設課	
〃	宮之前 排水機場	修成町	ﾓｰﾀｰ	600	45KW	―	下水道施設課	
〃	新町 ポンプ場	南新町	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 〃 〃 ﾓｰﾀｰ	800 1,100 1,100 1,100 800	110PS 250PS 250PS 250PS 75KW	―	下水道施設課	

河川名等	名　称	設置場所	構造			操作責任者		備考
			原動機	口径㎜	出力	住　所	氏　名	
岩田川	新町西 ポンプ場	美川町	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 〃 ﾓｰﾀｰ	1,200 1,200 900 900	420PS 410PS 210PS 160KW	－	下水道施設課	
〃	桜ヶ岡 ポンプ場	岩田	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 ﾓｰﾀｰ 〃	900 1,350 300 900	140PS 300PS 22KW 100KW	－	下水道施設課	
〃	川田 排水機場	半田川田	ﾓｰﾀｰ	600	45KW	－	下水道施設課	
〃	石田 排水機場	修成町	ﾓｰﾀｰ 〃 〃	350 350 350	45KW 45KW 45KW	－	下水道施設課	
〃	西丸之内 ポンプ場	西丸之内	ﾓｰﾀｰ 〃	600 600	55KW 55KW	－	下水道施設課	
相川	藤方 排水機場	藤方	ﾓｰﾀｰ 〃	800 800	70KW 70KW	－	下水道施設課	
〃	藤方第二 排水機場	藤方	ｴﾝｼﾞﾝ	800	125PS	－	下水道施設課	
〃	藤方西 ポンプ場	藤方	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 ﾓｰﾀｰ	1,350 800 800	320PS 123PS 90KW	－	下水道施設課	
〃	大新田 排水機場	高茶屋小森 上野町	ﾓｰﾀｰ 〃	400 400	22KW 22KW	高茶屋 小森町	大新田土地改良区 理事長	
伊倉津 海岸	伊倉津 排水機場	雲出 伊倉津町	ｴﾝｼﾞﾝ	1,000	115PS	雲出 伊倉津町	伊倉津井土地改良区 理事長	
川関川	大正樋門 排水機場	高茶屋 小森町	ｴﾝｼﾞﾝ ﾓｰﾀｰ 〃 〃	1,500 250 250 250	480PS 22KW 22KW 22KW	－	下水道施設課	
〃	長浜 ポンプ場	雲出本郷町	ｴﾝｼﾞﾝ ﾓｰﾀｰ	1,350 1,000	440PS 185KW	雲出 長常町	長浜土地管理 組合長	

（久居地域）

河川名等	名　称	設置場所	構造			操作責任者		備考
			原動機	口径㎜	出力	住　所	氏　名	
前田川	前田川 排水機場	木造町	ｴﾝｼﾞﾝ 〃	600 600	95PS 95PS	木造町	木造町営農 組合長	

（河芸地域）

河川名等	名　称	設置場所	構造			操作責任者		備考
			原動機	口径㎜	出力	住　所	氏　名	
河芸漁港 海岸	豊津川 ポンプ場	河芸町 一色	ｴﾝｼﾞﾝ	3,000 3,000 3,000	330PS 330PS 330PS	－	下水道施設課	

河川名等	名　称	設置場所	構　造			操作責任者		備考
			原動機	口径mm	出力	住　所	氏　名	
白塚地区 海岸	影重 ポンプ場	河芸町 影重	ﾓｰﾀｰ 〃	700 700	37KW 37KW	―	下水道施設課	
上野地区 海岸	芦原 排水機場	河芸町 上野	ﾓｰﾀｰ 〃	700 700	55KW 55KW	河芸町 上野	後藤佐武郎	
田中川	上野新町 排水機場	河芸町 上野	ﾓｰﾀｰ	900	55KW	河芸町 上野	上野北部水利組合	
〃	上野新町 第二排水機場	河芸町 上野	ﾓｰﾀｰ	900	65KW	―	上野北部水利組合	
田中川	上野排水機場	河芸町 上野	ﾓｰﾀｰ 〃	1,100 800	65KW 37KW	―	上野自治会 上野北町町内会	
〃	小浜樋門 排水機場	河芸町 東千里	ﾓｰﾀｰ 〃	80 80	1.5KW 1.5KW	―	下水道施設課	
中ノ川	（旧） 千里排水機場	河芸町 東千里	ｴﾝｼﾞﾝ ﾓｰﾀｰ	800 600	60PS 25KW	河芸町 東千里	千里土地改良組合	
〃	（新） 千里排水機場	河芸町 東千里	ﾓｰﾀｰ	1,500	300KW	河芸町 東千里	千里土地改良組合	

（香良洲地域）

河川名等	名　称	設置場所	構　造			操作責任者		備考
			原動機	口径mm	出力	住　所	氏　名	
雲出川	川口ポンプ場	香良洲町	ｴﾝｼﾞﾝ 〃 〃	700 1,350 1,350	70PS 250PS 250PS	―	下水道施設課	
香良洲 海岸	堀割ポンプ場	香良洲町	ﾓｰﾀｰ ｴﾝｼﾞﾝ 〃	700 1,350 1,350	50KW 224PS 224PS	―	下水道施設課	
雲出川 (雲出古 川)	稲葉ポンプ場	香良洲町	ｴﾝｼﾞﾝ ﾓｰﾀｰ ｴﾝｼﾞﾝ	1,000 800	210PS 150KW 130PS	―	下水道施設課	

（一志地域）

河川名等	名　称	設置場所	構　造			操作責任者		備考
			原動機	口径mm	出力	住　所	氏　名	
波瀬川	一志団地 排水機場	一志町	ﾓｰﾀｰ ｴﾝｼﾞﾝ	150 150	7.5KW 10PS	一志町 八太	一志団地自治会	

下水処理場

名　称	所　在　地	処理能力（㎥/日最大）	排除方式
津市中央浄化センター	高洲町 34-1	25,374	合流式
津市千里ヶ丘浄化センター	河芸町千里ヶ丘 1-1	2,392	分流式
津市浜田浄化センター	河芸町浜田 244-1	170	分流式
津市雲林院浄化センター	芸濃町椋本 48	1,100	分流式
津市椋本浄化センター	芸濃町椋本 2576	1,600	分流式
津市高宮浄化センター	美里町五百野 2012-1	700	分流式

農業集落排水施設

名　称	所　在　地	処理能力(㎥/日)	担当総合支所名
大里処理場	大里小野田町 1078 番地	322	下水道部　下水道政策課
南黒田処理場	河芸町南黒田 1972 番地	149	河芸総合支所
三行処理場	河芸町三行 2799 番地	157	河芸総合支所
久知野処理場	河芸町久知野 1686 番地	84	河芸総合支所
黒田処理場	河芸町高佐 814 番地 2	225	河芸総合支所
北神山処理場	芸濃町北神山 483 番地 1	138	芸濃総合支所
林川原処理場	芸濃町林 1394 番地 4	79	芸濃総合支所
萩野処理場	芸濃町萩野 8 番地 1	133	芸濃総合支所
楠原処理場	芸濃町楠原 1268 番地 1	179	芸濃総合支所
林処理場	芸濃町林 313 番地 3	254	芸濃総合支所
岡本処理場	芸濃町岡本 880 番地	79	芸濃総合支所
多門処理場	芸濃町多門 416 番地 1	68	芸濃総合支所
小野平処理場	芸濃町小野平 1244 番地	114	芸濃総合支所
穴倉処理場	美里町穴倉 3521 番地	119	美里総合支所
北長野処理場	美里町北長野 3022 番地	108	美里総合支所
家所処理場	美里町家所 4809 番地	276	美里総合支所
高座原処理場	美里町高座原 1846 番地	41	美里総合支所
太田処理場	安濃町太田 2052 番地	76	安濃総合支所
村主処理場	安濃町妙法寺 999 番地	292	安濃総合支所
中川処理場	安濃町連部 561 番地 3	192	安濃総合支所
村主南部処理場	安濃町今徳 1687 番地 2	232	安濃総合支所

草生処理場	安濃町安部 1243 番地 1	276	安濃総合支所
明合西部処理場	安濃町粟加 1981 番地	457	安濃総合支所
石橋処理場	一志町石橋 599 番地	87	一志総合支所
上太郎生処理場	美杉町太郎生 984 番地 1	100	美杉総合支所
六田処理場	美杉町下多気 223 番地	18	美杉総合支所
計　２６地区			

17　重要水防区域等（国の管理区間）（建設部）

(1) 重要水防区域

工作物以外Ａ

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要（水防工法）
雲出川	堤防高	左	8.4ｋ～8.6ｋ	牧町	230	霞堤 暫定堤防 河積不足
〃	堤防断面	左	8.4ｋ～8.6ｋ	牧町	230	断面不足
〃	堤防高	左	9.4ｋ～9.6ｋ	久居元町	140	河積不足
〃	堤防高	左	9.8ｋ～10.0ｋ	久居元町	160	河積不足
〃	堤防高	左	10.2ｋ～12.4ｋ	久居元町～ 戸木町	2,410	暫定堤防 河積不足
〃	堤防断面	左	12.0ｋ～12.2ｋ	戸木町	120	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防高	左	13.6ｋ～14.2ｋ	庄田町	680	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	14.2ｋ～14.6ｋ	庄田町～ 一志町其倉	480	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防断面	左	13.6ｋ～14.2ｋ	庄田町	680	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防高	左	15.0ｋ～15.4ｋ	一志町其倉～ 一志町石橋	450	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	15.4ｋ～16.2ｋ	一志町石橋～ 一志町大仰	870	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防断面	左	15.4ｋ～15.6ｋ	一志町石橋	220	断面不足 （シート張り工）
〃	堤防断面	左	15.8ｋ～16.2ｋ	一志町石橋～ 一志町大仰	410	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防高	右	7.245ｋ～8.0ｋ	松阪市嬉野黒田町～須ヶ瀬町	950	暫定堤防 河積不足
〃	堤防高	右	8.0ｋ～9.2ｋ	須ヶ瀬町	880	霞堤 暫定堤防 河積不足
〃	堤防断面	右	7.6ｋ～8.0ｋ	須ヶ瀬町	450	霞堤 天端不足 断面不足
〃	漏水	右	9.4ｋ～9.4ｋ+150	須ヶ瀬町	170	履歴有り （月の輪工）
〃	堤防断面	右	9.8ｋ～10.4ｋ	一志町其村	590	無堤防 天端不足 断面不足
〃	堤防高	右	9.8ｋ～10.4ｋ	一志町其村	230	暫定堤防 河積不足
〃	堤防高	右	10.0ｋ～15.8ｋ	一志町其村～一志町高野	5590	暫定堤防 河積不足

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要（水防工法）
雲出川	堤防断面	右	12.6ｋ～13.2ｋ	庄田町	670	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防断面	右	13.6ｋ～14.8ｋ	庄田町	1,110	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	漏水	右	13.6ｋ～13.75ｋ	庄田町	140	履歴有り （月の輪工）
〃	堤防断面	右	15.0ｋ～15.8ｋ	一志町高野	700	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防高	右	15.88ｋ～16.0ｋ	一志町高野	140	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
雲出川 （雲出古川）	堤防断面	左	0.0ｋ～0.2ｋ	雲出伊倉津町	210	（シート張り工）
〃	漏水	左	0.75ｋ～0.81ｋ	雲出伊倉津町	60	履歴有り （月の輪工）
〃	堤防断面	左	1.4ｋ～1.6ｋ	雲出伊倉津町	160	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防高	左	2.4ｋ～2.482ｋ	雲出伊倉津町	80	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防断面	右	0.0ｋ～0.2ｋ	香良洲町	190	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防断面	右	1.2ｋ～1.6ｋ	香良洲町	400	天端不足 断面不足 （シート張り工）
雲出川 （波瀬川）	堤防高	左	0.0ｋ～0.134ｋ	一志町其村	130	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	3.2ｋ～4.6ｋ	一志町田尻～ 一志町井関	1430	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	右	2.8ｋ～3.0ｋ	一志町八太	190	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	右	3.4ｋ～4.6ｋ	一志町八太～ 一志町井関	1150	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）

（注）摘要欄の水防工法は、重要理由から有効と思われる水防工法を参考として示したものである。

工作物Ａ

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要
雲出川	工作物	左	12.4ｋ	戸木町		応対基準 雲出井 用水樋管
〃	工作物 （橋梁）	左 右	15.647ｋ 15.566ｋ	一志町石橋 一志町高野		桁下不足 石橋
雲出川 （雲出古川）	工作物	左	0.065ｋ	雲出伊倉津町		一の戸 排水樋管
雲出川 （波瀬川）	工作物	左	1.801ｋ	一志町庄村		応対基準 高野団地 排水樋管
〃	工作物 （橋梁）	左 右	3.016ｋ 3.017ｋ	一志町田尻 一志町田尻		桁下不足 神場橋
雲出川 （波瀬川）	工作物	左	3.4ｋ	一志町田尻		応対基準 弘法井 用水樋管
〃	工作物 （橋梁）	左 右	4.104ｋ 4.099ｋ	一志町井関 一志町井関		桁下不足 中島橋
〃	工作物	右	1.497ｋ	一志町八太		応対基準 八太 用水樋管

工作物以外Ｂ

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要（水防工法）
雲出川	堤防断面	左	0.464ｋ～1.4ｋ	香良洲町	880	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	法崩れ・すべり（裏）	左	2.7ｋ～3.9ｋ	雲出島貫町	1,120	発生する恐れ
〃	堤防断面	左	2.8ｋ～3.0ｋ	雲出島貫町	190	天端不足 （シート張り工）
〃	堤防高	左	3.2ｋ～3.4ｋ	雲出島貫町	90	河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	3.4ｋ～3.653ｋ	雲出島貫町	260	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	3.653ｋ～4.2ｋ	雲出島貫町	530	河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	4.4ｋ～4.8ｋ	木造町	440	河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	4.8ｋ～5.4ｋ	木造町	660	河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	5.4ｋ～5.6ｋ	木造町	250	河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	5.6ｋ～6.6ｋ	木造町～ 牧町	930	河積不足 （積土のう工）
〃	水衝洗掘	左	6.58ｋ～6.95ｋ	木造町	260	H24 根固据付
〃	堤防高	左	6.8ｋ～8.4ｋ	牧町～ 新家町～牧町	1,180	河積不足 （積土のう工）

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要（水防工法）
〃	堤防高	左	8.6ｋ～9.4ｋ	川方町～久居元町	970	河積不足（積土のう工）
〃	法崩れ・すべり（裏）	左	7.8ｋ～10.3ｋ	新家町～久居元町	2,380	発生する恐れ
〃	堤防高	左	9.6ｋ～9.8ｋ	久居元町	100	河積不足（積土のう工）
〃	堤防高	左	10.0ｋ～10.2ｋ	久居元町	150	暫定堤防 河積不足（積土のう工）
〃	堤防断面	左	10.4ｋ～10.6ｋ	久居元町～久居小戸木町	220	断面不足（シート張り工）
〃	法崩れ・すべり（裏）	左	10.7ｋ～11.7ｋ	久居小戸木町～戸木町	1,170	発生する恐れ
雲出川	堤防断面	左	11.8ｋ～12.0ｋ	戸木町	210	天端不足 断面不足（シート張り工）
〃	堤防高	左	14.8ｋ～15.0ｋ	一志町其倉	190	暫定堤防 河積不足（積土のう工）
〃	堤防断面	右	8.2ｋ～9.0ｋ	須ヶ瀬町	590	断面不足（シート張り工）
〃	堤防高	右	9.2ｋ～9.8ｋ	須ヶ瀬町	660	暫定堤防 河積不足（積土のう工）
〃	堤防断面	右	9.4ｋ～9.8ｋ	須ヶ瀬町	480	天端不足 断面不足（シート張り工）
〃	法崩れ・すべり（裏）	右	9.4ｋ～9.6ｋ	須ヶ瀬町	230	発生する恐れ
〃	水衝洗掘	右	9.65ｋ～9.7ｋ	須ヶ瀬町	60	H24 根固据付
〃	堤防断面	右	10.4ｋ～10.6ｋ	一志町其村	190	天端不足 断面不足（シート張り工）
~~〃~~	~~堤防断面~~	~~右~~	~~11.4ｋ～11.8ｋ~~	~~一志町庄村~~	~~400~~	~~断面不足（シート張り工）~~
〃	堤防断面	右	13.2ｋ～13.6ｋ	庄田町	420	断面不足（シート張り工）
雲出川（雲出古川）	堤防断面	左	0.2ｋ～1.4ｋ	雲出伊倉津町	1,290	天端不足 断面不足（シート張り工）
〃	堤防高	左	0.6ｋ～1.4ｋ	雲出伊倉津町	910	暫定堤防 河積不足（積土のう工）
〃	堤防高	左	1.4ｋ～1.6ｋ	雲出伊倉津町	160	河積不足（積土のう工）
〃	水衝洗掘	左	1.9ｋ～2.2ｋ	雲出伊倉津町	340	H24 根固据付
〃	堤防断面	左	2.0ｋ～2.4ｋ	雲出伊倉津町	400	天端不足（シート張り工）
〃	堤防断面	右	0.8ｋ～1.0ｋ	香良洲町	230	天端不足 断面不足（シート張り工）
〃	堤防高	右	0.8ｋ～1.6ｋ	香良洲町	740	暫定堤防 河積不足（積土のう工）

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要（水防工法）
〃	法崩れ・すべり（裏）	右	1.6k+100～2.4k	香良洲町	700	発生する恐れ
雲出川（波瀬川）	堤防断面	左	0.4k～0.6k	一志町其村	200	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防高	左	0.4k～0.6k	一志町其村	200	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
雲出川（波瀬川）	堤防断面	左	0.8k～1.0k	一志町其村	200	天端不足 断面不足 （シート張り工）
〃	堤防高	左	0.8k～1.0k	一志町其村	200	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
〃	堤防断面	左	2.0k～2.2k	一志町八太	150	断面不足 （シート張り工）
雲出川（波瀬川）	堤防断面	左	2.8k～3.0k	一志町田尻	210	断面不足 （シート張り工）
〃	水衝洗掘	左	2.8k～2.95k	一志町田尻	160	洗掘の未施工 （木流し工）
〃	堤防高	左	3.0k～3.2k	一志町田尻	170	河積不足 （積土のう工）
〃	堤防高	左	4.6k～4.703k	一志町井関	100	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）

（注）摘要欄の水防工法は、重要理由から有効と思われる水防工法を参考として示したものである。

工作物Ｂ

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要
雲出川	工作物（橋梁）	左 右	13.194k 13.253k	庄田町 庄田町		桁下不足 中川原橋
〃	工作物（橋梁）	左 右	15.725k 15.575k	一志町大仰 一志町高野		桁下不足 近鉄大阪線 雲出川橋梁
雲出川（雲出古川）	工作物（橋梁）	左 右	2.472k 2.483k	雲出伊倉津町 香良洲町		桁下不足 香良洲橋
雲出川（波瀬川）	工作物（橋梁）	左 右	2.148k 2.188k	一志町八太 一志町八太		桁下不足 ＪＲ東海名松線 第１波瀬川橋梁
〃	工作物（橋梁）	左 右	4.250k 4.249k	一志町井関 一志町井関		桁下不足 山本橋

(2) 重点区間

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要
雲出川	堤防高 堤防断面	左	8.4k～8.6k	牧町	230	A1：堤防高(霞堤・暫定堤防・河積不足) A2：堤防断面(天端不足・断面不足)
〃	堤防高 堤防断面	左	10.4k～10.6k	久居元町～ 久居小戸木町	220	A5：堤防高(暫定堤防・河積不足) B17：堤防断面(断面不足)
〃	堤防高 堤防断面	左	12.0k～12.2k	戸木町	120	A5：堤防高(暫定堤防・河積不足) A6：堤防断面(天端不足・断面不足)
〃	堤防高 堤防断面	左	13.9k～14.1k	庄田町	230	A7：堤防高(暫定堤防・河積不足) A9：堤防断面(天端不足・断面不足)
〃	堤防高 堤防断面	左	15.4k～15.6k	一志町石橋	220	A11：堤防高(暫定堤防・河積不足) A12：堤防断面(断面不足)
〃	堤防断面 堤防高	右	7.6k～8.0k	松阪市嬉野黒田町～須ケ瀬町	450	A16：堤防高(暫定堤防・河積不足) A19：堤防断面(天端不足・断面不足)
〃	堤防高 堤防断面 漏水 法崩れ・すべり（裏）	右	9.4k～9.55k	須ケ瀬町	170	B37：堤防高(暫定堤防・河積不足) B38：堤防断面(天端不足・断面不足) A20：漏水（履歴あり） B39：法崩れ・すべり(裏)(発生する恐れ)
〃	堤防高 堤防断面	右	9.8k～10.0k	一志町其村	230	A22：堤防高(暫定堤防・河積不足) A21：堤防断面(無堤・天端不足・断面不足)
〃	堤防高 堤防断面 漏水	右	12.6k～13.75k	庄田町	1,220	A22：堤防高(暫定堤防・河積不足) A23・A24：堤防断面(天端不足・断面不足) A25：漏水(履歴あり)
~~〃~~	~~堤防高~~ ~~堤防断面~~	~~右~~	~~14.2k～14.4k~~	~~一志町高野~~	~~200~~	~~A18：堤防高(暫定堤防・河積不足)~~ ~~A24：堤防断面(天端不足・断面不足)~~
雲出川	堤防高 堤防断面	右	15.4k～15.6k	一志町高野	200	A22：堤防高(暫定堤防・河積不足) A26：堤防断面(天端不足・断面不足)
雲出川 (雲出古川)	堤防高 堤防断面 漏水	左	0.75k～0.81k	雲出伊倉津町	60	B44：堤防高(暫定堤防・河積不足) B43：堤防断面(天端不足・断面不足) A29：漏水(履歴あり)
〃	堤防高 堤防断面	左	1.4k～1.6k	雲出伊倉津町	160	B45：堤防高(河積不足) A30：堤防断面(天端不足・断面不足)
〃	堤防断面	左	2.0k～2.2k	雲出伊倉津町	230	B46：水衝洗掘(洗掘の未施工) B47：堤防断面(天端不足)
〃	堤防高 堤防断面	右	1.4k～1.6k	香良洲町	220	B49：堤防高(暫定堤防・河積不足) A33：堤防断面(天端不足・断面不足)
雲出川 (波瀬川)	堤防高 堤防断面	左	0.8k～1.0k	一志町其村	200	B61：堤防高(暫定堤防・河積不足) B60：堤防断面(天端不足・断面不足)

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	摘要
雲出川（波瀬川）	水衝洗掘堤防断面	左	2.8ｋ～3.0ｋ	一志町田尻	210	B64：水衝洗掘(洗掘の未施工) B63：堤防断面(断面不足)
〃	堤防高	左	3.421ｋ～3.466ｋ	一志町田尻	50	A38：堤防高(暫定堤防・河積不足)
〃	堤防高	左	3.528ｋ～3.626ｋ	一志町田尻～一志町井関	100	A38：堤防高(暫定堤防・河積不足)
〃	堤防高	左	4.2ｋ～4.4ｋ	一志町井関	200	A40：堤防高(暫定堤防・河積不足)
〃	堤防高	右	4.013ｋ～4.259ｋ	一志町井関	240	A40：堤防高(暫定堤防・河積不足)

(3) 要注意区間

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長（m）	適要
雲出川	新堤防	左	0.0ｋ～0.036ｋ	香良洲町	20	
〃	新堤防	左	0.0ｋ～0.257ｋ	香良洲町	140	平成21年度雲出川川口水門工事
〃	新堤防	左	0.2ｋ～0.24ｋ	香良洲町	19	
雲出川（雲出古川）	漏水	左	0.157ｋ～0.2ｋ	雲出伊倉津町	40	旧要領による対策工事施工
〃	工作物	左	0.99ｋ～1.44ｋ	雲出伊倉津町	530	護岸老朽（単断面）
〃	工作物	右	0.0ｋ～1.22ｋ	香良洲町	1,180	護岸老朽（単断面）
雲出川（波瀬川）	陸閘	左	4.103ｋ～4.105ｋ	一志町井関	2	井関陸閘（中島橋）Ｈ８施工

18　重要水防区域等（県の管理区間）（建設部）

＜河川＞

（津地域）

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位　置	地　先　名	延長（m）	種　別	位　置	延長（m）	評定	対策水防工法	
志登茂川	志登茂川	有	津市	左	0.0K＋30m　から 3.8K＋200m　まで	江戸橋三丁目　から 一身田豊野　まで	4,000	堤防高（流下能力）	0.0K＋30m　から 1.2K＋100m　まで	1,290	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	1.2K＋100m　から 1.8K＋10m　まで	450	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	1.8K＋10m　から 3.0K＋130m　まで	1,380	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	3.0K＋130m　から 3.8K＋200m　まで	880	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.4K＋70m　から 1.4K＋70m　まで		A	積土俵工	新江戸橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.4K＋80m　から 1.4K＋80m　まで		A	積土俵工	新江戸橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.4K＋150m　から 1.4K＋150m　まで		A	積土俵工	江戸橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	3.4K＋30m　から 3.4K＋30m　まで		A	積土俵工	近鉄橋梁 河積阻害
〃	〃	〃	〃	右	0.0K－40m　から 4.0K＋80m　まで	島崎町　から 一身田平野　まで	4,230	堤防高（流下能力）	0.0K－40m　から 1.2K＋200m　まで	1,540	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	1.2K＋200m　から 1.8K＋0m　まで	470	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	1.8K＋0m　から 1.8K＋220m　まで	220	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	1.8K＋220m　から 3.0K＋130m　まで	1,050	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	3.0K＋130m　から 4.0K＋80m　まで	950	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	左	6.4K＋70m　から 13.0K＋140m　まで	大里睦合町　から 高野尾町　まで	6,700	法崩れすべり	6.4K＋70m　から 13.0K＋140m　まで	6,700	B	杭打積土俵工	
〃	〃	〃	〃	右	6.4K＋50m　から 13.0K＋130m　まで	大里睦合町　から 高野尾町　まで	6,740	法崩れすべり	6.4K＋70m　から 13.0K＋130m　まで	6,740	B	杭打積土俵工	
〃	毛無川	〃	〃	左	0.0K　から 0.4K＋80m　まで	栗真町屋町　から 一身田平野　まで	500	堤防高（流下能力）	0.0K　から 0.4K＋80m　まで	500	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	0.0K　から 0.4K＋130m　まで	一身田中野　から 一身田中野　まで	590	堤防高（流下能力）	0.0K　から 0.4K＋130m　まで	590	B	積土俵工	河積不足

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
志登茂川	横　川	有	津市	左	0.0K から 1.4K＋70m まで	栗真中山町 から 栗真小川町 まで	1,470	堤防高（流下能力）	0.0K から 1.4K＋70m まで	1,470	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	右	0.0K から 1.4K＋80m まで	栗真中山町 から 栗真小川町 まで	1,470	堤防高（流下能力）	0.0K から 1.4K＋80m まで	1,470	A	積土俵工	河積不足
〃	前田川	〃	〃	左	0.0K から 1.4K＋150m まで	大里睦合町 から 大里山室町 まで	1,550	法崩れすべり	0.0K から 1.4K＋150m まで	1,550	B	杭打積土俵工	
〃	〃	〃	〃	右	0.0K から 1.4K＋130m まで	大里睦合町 から 大里山室町 まで	1,530	法崩れすべり	0.0K から 1.4K＋130m まで	1,530	B	杭打積土俵工	
安濃川	安濃川	〃	〃	左	0.0K から 8.8K＋20m まで	島崎町 から 分部 まで	8,830	堤防高（流下能力）	0.0K から 8.8K＋20m まで	8,830	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	法崩れすべり	2.2K＋60m から 2.4K＋160m まで	300	A	杭打積土俵工	H5.9 実績有
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.4K＋0m から 2.4K＋0m まで		A	積土俵工	樋　管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.4K＋80m から 2.4K＋80m まで		A	積土俵工	樋　管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.4K＋150m から 2.4K＋150m まで		A	積土俵工	樋　管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漏　水	4.0K＋100m から 4.4K＋70m まで	300	A	月の輪工	H5.9 実績有
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防断面	7.0K＋80m から 7.8K＋0m まで	650	B	積土俵工	断面不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.4K＋120m から 1.4K＋120m まで		B	積土俵工	桜橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.6K＋120m から 2.6K＋120m まで		A	積土俵工	ＪＲ橋梁 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.6K＋130m から 2.6K＋130m まで		A	積土俵工	近鉄橋梁 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	0.0K＋40m から 8.8K＋50m まで	高洲町 から 分部 まで	8,790	堤防高（流下能力）	0.0K＋40m から 6.0K＋70m まで	6,080	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漏　水	2.2K＋190m から 2.6K＋150m まで	360	A	月の輪工	H5.9 実績有
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	2.6K＋150m から 2.6K＋170m まで	20	A	積土俵工	H5 実績有 高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	4.0K＋40m から 4.0K＋40m まで		A	積土俵工	樋　管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	4.0K＋80m から 4.0K＋80m まで		A	積土俵工	樋　管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	4.0K＋90m から 4.0K＋90m まで		A	積土俵工	樋　管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	4.0K＋110m から 4.0K＋110m まで		A	積土俵工	樋　管

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
安濃川	安濃川	有	津市	右	0.0K＋40m から 8.8K＋50m まで	高洲町 から 分部 まで	8,790	工作物	4.0K＋140m から 4.0K＋140m まで		A	積土俵工	樋管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	4.0K＋180m から 4.0K＋180m まで		A	積土俵工	樋管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漏　水	5.0K＋160m から 5.8K＋100m まで	810	A	月の輪工	H5.9 実績有
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 （流下能力）	6.0K＋70m から 6.2K＋100m まで	240	A	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 （流下能力）	6.2K＋100m から 6.2K＋240m まで	140	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 （流下能力）	6.2K＋240m から 7.0K－30m まで	470	A	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 （流下能力）	7.0K－30m から 7.0K＋70m まで	90	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 （流下能力）	7.0K＋70m から 8.8K＋50m まで	1,770	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防断面	7.0K＋70m から 8.8K＋50m まで	1,770	B	積土俵工	断面不足
〃	穴倉川	〃	〃	〃	0.0K＋0m から 1.2K＋100m まで	小舟 から 分部 まで	1,320	堤防高 （流下能力）	0.0K＋0m から 1.2K＋100m まで	1,320	B	積土俵工	高さ不足
相　川	相　川	〃	〃	左	0.0K＋30m から 4.0K＋10m まで	藤方 から 垂水 まで	3,970	工作物	0.0K＋30m から 1.0K＋20m まで	1,010	B	積土俵土	堤防老朽化
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.2K＋20m から 1.8K＋10m まで	790	B	積土俵土	堤防老朽化
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 （流下能力）	1.8K＋10m から 4.0K＋10m まで	2,170	B	積土俵土	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.2K＋110m から 1.2K＋110m まで		A	積土俵土	ＪＲ橋梁 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	0.0K＋130m から 1.8K＋10m まで	高茶屋小森上野町 から 藤方 まで	1,700	工作物	0.0K＋130m から 1.0K＋10m まで	900	A	積土俵土	堤防老朽化
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.0K＋10m から 1.8K＋10m まで	800	B	積土俵土	堤防老朽化
〃	天神川	〃	〃	左	0.0K＋0m から 0.8K＋150m まで	高茶屋小森上野町 から 高茶屋小森町 まで	940	堤防断面 （流下能力）	0.0K＋0m から 0.8K＋150m まで	940	B	積土俵土	暫定堤防
〃	〃	〃	〃	右	0.0K＋0m から 1.8K＋100m まで	高茶屋小森上野町 から 高茶屋小森町 まで	1,910	堤防高 （流下能力）	0.0K＋0m から 0.8K＋150m まで	960	B	積土俵土	暫定堤防
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 （流下能力）	0.8K＋150m から 1.6K＋0m まで	650	B	積土俵土	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	法崩れ すべり	1.6K＋0m から 1.8K＋100m まで	300	A	杭打積土俵工	H6 実績有

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
相　川	天神川	有	津市	左	1.0K＋30m　から 2.4K＋30m　まで	高茶屋小森町　から 城山三丁目　まで	1,400	堤防高（流下能力）	1.0K＋30m　から 1.0K＋200m　まで	170	B	積土俵工	暫定堤防
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	1.0k＋200m　から 2.4K＋30m　まで	1,230	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.0K＋30m　から 1.0K＋30m　まで		B	積土俵工	ＪＲ橋梁 桁下高不足
相　川	天神川	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.0k＋150m　から 1.0K＋150m　まで		B	積土俵土	町屋橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.2K＋30m　から 1.2K＋30m　まで		B	積土俵土	天神橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.2K＋80m　から 1.2K＋80m　まで		B	積土俵土	無名橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.6K＋0m　から 1.6K＋0m　まで		B	積土俵土	無名橋 桁下高不足
岩田川	岩田川	〃	〃	〃	0.4K＋0m　から 2.6K＋0m　まで	港町　から 南新町　まで	2,500	堤防高（流下能力）	0.4K＋0m　から 2.6K＋0m　まで	2,500	B	積土俵土	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.4K＋50m　から 0.4K＋50　まで		B	積土俵工	津興橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.0K＋20m　から 1.0K＋20m　まで		B	積土俵工	阿古木橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.4K＋30m　から 1.4K＋30m　まで		B	積土俵工	岩田橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.8K＋50m　から 1.8K＋50m　まで		B	積土俵工	昭和橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.0K＋130m　から 2.0K＋130m　まで		B	積土俵工	修成橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.2K＋180m　から 2.2K＋180m　まで		B	積土俵工	ＪＲ橋梁 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.2K＋200m　から 2.2K＋200m　まで		B	積土俵工	近鉄橋梁 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	4.4K＋150m　から 5.4K＋130m　まで	神戸　から 野田　まで	990	堤防高（流下能力）	4.4K＋150m　から 5.4K＋130m　まで	990	B	積土俵工	暫定堤防

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
岩田川	岩田川	有	津市	左	4.4K＋150m　から 5.4K＋130m　まで	神戸　から 野田　まで	990	工作物	4.4K＋150m　から 4.4K＋150m　まで		B	積土俵工	西村橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	5.4K＋130m　から 5.4K＋130m　まで		B	積土俵工	五々六橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	4.4K＋160m　から 5.4K＋130m　まで	神戸　から 野田　まで	1,000	堤防高 （流下能力）	4.4K＋160m　から 5.4K＋130　まで	1,000	B	積土俵土	暫定堤防
〃	〃	〃	〃	〃	0.0K＋170m　から 3.2K＋40m　まで	柳山津興　から 神戸　まで	3,140	堤防高 （流下能力）	0.0K＋170m　から 3.2K＋40m　まで	3,140	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.6K＋10m　から 2.6k＋10m　まで		B	積土俵工	励精橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	3.0K＋40m　から 3.0K＋40m　まで		B	積土俵工	一本橋 桁下高不足

（久居地域）

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	長野川	有	津市	左	0.0K-140m から 5.6K+90m まで	庄田町 から 稲葉町 まで	5,600	堤防高（流下能力）	0.0K-140m から 5.6K+90m まで	5,600	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	右	0.2K+190m から 6.2K+190m まで	庄田町 から 稲葉町 まで	5,940	堤防高（流下能力）	0.2K+190m から 6.2K+190m まで	5,940	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	左	6.6K+100m から 7.2K+0m まで	稲葉町 から 稲葉町 まで	500	堤防高（流下能力）	6.6K+100m から 7.2K+0m まで	500	B	積土俵工	高さ不足
〃	榊原川	〃	〃	左	0.0K+0m から 6.8K+150m まで	庄田町 から 榊原町 まで	6,900	堤防高（流下能力）	0.0K+0m から 6.8K+150m まで	6,900	B	積土俵工	暫定堤防
〃	〃	〃	〃	右	0.0K+30m から 8.0K+10m まで	庄田町 から 榊原町 まで	7,970	堤防高（流下能力）	0.0K+30m から 8.0K+10m まで	7,970	B	積土俵工	暫定堤防 高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	7.2K+70m から 7.2K+70m まで		B	積土俵工	花掛橋 河積阻害
〃	谷杣川	〃	〃	左	1.0K+90m から 1.4K+10m まで	榊原町 から 榊原町 まで	320	堤防高（流下能力）	1.0K+90m から 1.4K+10m まで	320	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	左	1.6K+170m から 1.8K+110m まで	榊原町 から 榊原町 まで	150	堤防高（流下能力）	1.6K+170m から 1.8K+110m まで	150	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.8K+40m から 1.8K+40m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.8K+80m から 1.8K+80m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
相川	相川	〃	〃	右	3.2K+120m から 3.4K+10m まで	久居小野辺町 から 久居小野辺町 まで	110	法崩れ すべり	3.2K+120m から 3.4K+10m まで	110	B	杭打積土俵工	恐れ有り
〃	〃	〃	〃	左	5.0K+70m から 5.2K+0m まで	久居藤ヶ丘町 から 久居北口町 まで	130	堤防高（流下能力）	5.0K+70m から 5.2K+0m まで	130	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	5.0K+120m から 5.0K+120m まで		A	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	右	5.0K+70m から 5.2K+70m まで	久居北口町 から 久居藤ヶ丘町 まで	130	堤防高（流下能力）	5.0K+0m から 5.2K+0m まで	130	A	積土俵工	河積不足

（芸濃地域）

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
中ノ川	中ノ川	有	津市	左	17.4K＋0m　から 19.0K＋170m　まで	芸濃町林　から 芸濃町楠原　まで	1,770	堤防高（流下能力）	17.4K＋0m　から 19.0K＋170m　まで	1,770	B	積土俵工	H5 実績有 河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	17.4K＋100m　から 17.4K＋100m　まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	18.2K＋30m　から 18.2K＋30m　まで		B	積土俵工	桁下高不足 奥山田橋
〃	〃	〃	〃	右	17.4K＋0m　から 18.2K＋60m　まで	芸濃町林　から 芸濃町林　まで	870	堤防高（流下能力）	17.4K＋0m　から 18.2K＋60m　まで	870	B	積土俵工	H5 実績有 河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	19.0K＋100m　から 19.0K＋180m　まで	芸濃町楠原　から 芸濃町楠原　まで	80	堤防断面	19.0K＋100m　から 19.0K＋180m　まで	80	B	積土俵工	断面不足
〃	〃	〃	〃	左	19.0K＋190m　から 21.0K＋0m　まで	芸濃町楠原　から 芸濃町楠原　まで	1,820	堤防断面	19.0K＋190m　から 21.0K＋0m　まで	1,820	B	積土俵工	断面不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	19.4K＋70m　から 19.4K＋70m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	19.6K＋40m　から 19.6K＋40m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	19.6K＋180m　から 19.6K＋180m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	20.2K＋90m　から 20.2K＋90m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
安濃川	安濃川	〃	〃	〃	13.4K＋120m　から 15.6K＋10m　まで	芸濃町岡本　から 芸濃町椋本　まで	2,150	堤防高（流下能力）	13.4K＋120m　から 15.6K＋20m　まで	2,150	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	右	14.6K＋20m　から 15.8K＋160m　まで	芸濃町北神山　から 芸濃町北神山　まで	1,300	堤防高（流下能力）	14.6K＋20m　から 15.8K＋160m　まで	1,300	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	15.6K＋10m　から 15.6K＋10m　まで		B	積土俵工	北神山橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	左	16.6K＋80m　から 17.2K＋110m　まで	芸濃町椋本　から 芸濃町椋本　まで	660	堤防高（流下能力）	16.6K＋80m　から 17.2K＋110m　まで	660	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	17.4K＋140m　から 17.4K＋140m　まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害

（安濃地域）

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
安濃川	安濃川	有	津市	左	8.8K+20m から 13.4K+120m まで	安濃町曽根 から 芸濃町岡本 まで	4,300	堤防高（流下能力）	8.8K+20m から 13.4K+120m まで	4,300	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	右	8.8K+50m から 14.6K+20m まで	安濃町曽根 から 安濃町戸島 まで	6,220	堤防高（流下能力）	8.8K+50m から 14.6K+20m まで	6,220	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	10.6K+80m から 10.6K+80m まで		B	積土俵工	第三頭首工 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	13.4K+20m から 13.4K+20m まで		B	積土俵工	第三頭首工 河積阻害
〃	穴倉川	〃	〃	左	1.8K+10m から 2.8K+120m まで	安濃町妙法寺 から 安濃町連部 まで	1,130	堤防高（流下能力）	1.8K+10m から 2.8K+120m まで	1,130	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.0K+30m から 2.0K+30m まで		B	積土俵工	神社橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.6K+130m から 2.6K+130m まで		B	積土俵工	松嶋橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	1.8K+20m から 2.8K+150m まで	安濃町妙法寺 から 安濃町連部 まで	1,120	堤防高（流下能力）	1.8K+20m から 2.8K+150m まで	1,120	B	積土俵工	河積不足

（一志地域）

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	雲出川	有	津市	左	15.8K＋90m　から 16.2K＋20m　まで	一志町大仰　から 一志町大仰　まで	350	堤防高（流下能力）	15.8K＋90m　から 16.2K＋20m　まで	360	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	右	16.4K＋210m　から 17.4K＋140m　まで	一志町大仰　から 一志町大仰　まで	1,110	堤防高（流下能力）	16.4K＋210m　から 17.4K＋140m　まで	1,100	A	積土俵工	河積不足 H5.9 実績有
〃	〃	〃	〃	左	16.8K＋70m　から 17.6K＋80m　まで	一志町片山　から 一志町大仰　まで	790	堤防高（流下能力）	16.8K＋70m　から 17.6K＋80m　まで	790	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	17.0K＋40m　から 17.0K＋40m　まで		B	積土俵工	片山橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	17.4K＋130m　から 17.4K＋130m　まで		A	積土俵工	S57.8 実績有 大仰橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	右	19.4K＋0m　から 19.8K＋30m　まで	一志町井生　から 一志町井生　まで	420	法崩れすべり	14.9K＋0m　から 19.8K＋30m　まで	420	B	杭打積土俵工	
〃	〃	〃	〃	〃	20.2K＋190m　から 20.6K＋110m　まで	一志町井生　から 一志町井生　まで	330	堤防高（流下能力）	20.2K＋190m　から 20.6K＋110m　まで	330	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	20.2K＋190m　から 20.2K＋190m　まで		B	積土俵工	赤岩橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	20.4K＋100m　から 20.4K＋100m　まで		B	積土俵工	大仰石橋頭 首工 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	21.2K＋50m　から 21.4K＋90m　まで	一志町井生　から 一志町井生　まで	250	法崩れすべり	21.2K＋50m　から 21.4K＋90m　まで	250	B	杭打積土俵工	
〃	波瀬川	〃	〃	左	5.2K＋0m　から 5.6K＋80m　まで	一志町井関　から 一志町井関　まで	490	堤防高（流下能力）	5.2K＋0m　から 5.2K＋150m　まで	150	A	積土俵工	Ｈ５実績有 高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	法崩れすべり	5.2K＋150m　から 5.6K＋80m　まで	340	B	杭打積土俵工	
〃	〃	〃	〃	〃	8.8K＋50m　から 9.0K＋40m　まで	一志町波瀬　から 一志町波瀬　まで	210	堤防高（流下能力）	8.8K＋50m　から 9.0K＋40m　まで	210	A	積土俵工	S57.9 実績有 高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	8.8K＋150m　から 8.8K＋150m　まで		B	積土俵工	大橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	8.8K＋190m　から 8.8K＋190m　まで		B	積土俵工	中縄手頭首工 河積阻害

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	波瀬川	有	津市	右	9.2K＋20m　から 9.4K＋140m　まで	一志町波瀬　から 一志町波瀬　まで	310	水衝洗堀	9.2K＋20m　から 9.4K＋140m　まで	310	B	木竹流工	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	9.4K＋140m　から 9.4K＋140m　まで		B	積土俵工	車屋橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	左	10.8K＋70m　から 11.0K＋60m　まで	一志町波瀬　から 一志町波瀬　まで	190	水衝洗堀	10.8K＋70m　から 11.0K＋60m　まで	190	B	木竹流工	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	10.8K＋170m　から 10.8K＋170m　まで		B	積土俵工	黒杭橋 河積阻害

（白山地域）

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	雲出川	有	津市	右	27.6K＋90m　から 27.8K＋190m　まで	白山町南家城　から 白山町南家城　まで	330	堤防高（流下能力）	27.6K＋90m　から 27.8K＋190m　まで	330	B	積土俵工	H4 実績有 暫定対策済 高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	27.6K＋180m　から 27.6K＋180m　まで		B	積土俵工	家城橋 河積阻害
〃	大村川	〃	〃	左	1.8K＋90m　から 1.8K＋160m　まで	白山町二本木　から 白山町二本木　まで	70	水衝洗掘	1.8K＋90m　から 1.8K＋160m　まで	70	A	木竹流工	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.8K＋90m　から 1.8K＋90m　まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	4.6K＋170m　から 5.0K＋10m　まで	白山町二本木　から 白山町二本木　まで	240	水衝洗掘	4.6K＋170m　から 5.0K＋10m　まで	240	B	木竹流工	
〃	〃	〃	〃	〃	7.4K＋150m　から 7.6K＋90m　まで	白山町上ノ村　から 白山町上ノ村　まで	150	堤防高（流下能力）	7.4K＋150m　から 7.6K＋90m　まで	150	A	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	7.4K＋180m　から 7.4K＋180m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	7.6K＋10m　から 7.6K＋10m　まで		B	積土俵工	寺前橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	7.4K＋180m　から 7.6K＋100m　まで	白山町上ノ村　から 白山町上ノ村　まで	110	水衝洗掘	7.4K＋180m　から 7.6K＋100m　まで	110	A	木竹流工	S57.8 実績有 暫定対策済
〃	〃	〃	〃	左	7.8K＋180m　から 8.0K＋130m　まで	白山町上ノ村　から 白山町上ノ村　まで	150	堤防高（流下能力）	7.8K＋180m　から 8.0K＋130m　まで	150	A	積土俵工	高さ不足
〃	佐田川	〃	〃	右	0.4K＋160m　から 0.6K＋90m　まで	白山町佐田　から 白山町佐田　まで	140	堤防高（流下能力）	0.4K＋160m　から 0.6K＋90m　まで	140	A	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	左	1.4K＋80m　から 1.4K＋180m　まで	白山町佐田　から 白山町佐田　まで	100	堤防高（流下能力）	1.4K＋80m　から 1.4K＋180m　まで	100	B	積土俵工	S57.8 実績有 暫定対策済 高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.4K＋120m　から 1.4K＋120m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	1.4K＋80m　から 1.4K＋180m　まで	白山町佐田　から 白山町佐田　まで	90	堤防高（流下能力）	1.4K＋80m　から 1.4K＋180m　まで	90	B	積土俵工	高さ不足
〃	大広川	〃	〃	左	0.4K＋160m　から 0.6K＋110m　まで	白山町川口　から 白山町川口　まで	140	堤防高（流下能力）	0.4K＋160m　から 0.6K＋110m　まで	140	B	積土俵工	河積不足

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	垣内川	有	津市	右	3.6K＋160m　から 4.0K＋50m　まで	白山町八対野　から 白山町八対野　まで	290	堤防高（流下能力）	3.6K＋160m　から 4.0K＋50m　まで	290	A	積土俵工	高さ不足
〃	山田野川	〃	〃	左	0.8K＋150m　から 1.0K＋160m　まで	白山町山田野　から 白山町山田野　まで	230	堤防高（流下能力）	0.8K＋150m　から 1.0K＋160m　まで	230	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	1.0K＋100m　から 1.0K＋100m　まで		B	積土俵工	小山田橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	0.8K＋150m　から 1.0K＋210m　まで	白山町山田野　から 白山町山田野　まで	240	水衝洗掘	0.8K＋150m　から 1.0K＋210m　まで	240	B	木竹流工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	2.0K＋60m　から 2.2K＋0m　まで	白山町山田野　から 白山町山田野　まで	140	堤防高（流下能力）	2.0K＋60m　から 2.2K＋0m　まで	140	B	積土俵工	S57.8 実績有 暫定対策済 河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	2.2K＋10m　から 2.4K＋10m　まで	白山町山田野　から 白山町山田野　まで	190	水衝洗掘	2.2K＋10m　から 2.4K＋10m　まで	190	B	木竹流工	S57.8 実績有 暫定対策済
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	2.0K＋120m　から 2.0K＋120m　まで		B	積土俵工	上出橋 桁下高不足
〃	八対野川	〃	〃	〃	1.6K＋40m　から 1.6K＋130m　まで	白山町八対野　から 白山町八対野　まで	90	水衝洗掘	1.6K＋40m　から 1.6K＋130m　まで	90	A	木竹流工	S57.8 実績有 暫定対策済
〃	瀬戸谷川	〃	〃	左	0.0K＋0m　から 0.2K＋0m　まで	白山町南家城　から 白山町南家城　まで	210	堤防高（流下能力）	0.0K＋0m　から 0.2K＋0m　まで	210	A	積土俵工	S57.7 実績有 河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.0K＋10m　から 0.0K＋10m　まで		B	積土俵工	瀬戸谷橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.0K＋120m　から 0.0K＋120m　まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.0K＋130m　から 0.0K＋130m　まで		B	積土俵工	JR 鉄橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.0K＋150m　から 0.0K＋150m　まで		B	積土俵工	新瀬戸橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	右	0.0K＋0m　から 0.2K＋0m　まで	白山町南家城　から 白山町南家城　まで	200	堤防高（流下能力）	0.0K＋0m　から 0.2K＋0m　まで	200	A	積土俵工	河積不足 S57.7 実績有
〃	藤川	〃	〃	〃	0.0K＋90m　から 0.2K＋180m　まで	白山町南家城　から 白山町南家城　まで	280	水衝洗掘	0.0K＋90m　から 0.2K＋180m　まで	280	B	木竹流工	S57.8 実績有 暫定対策済

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	藤川	有	津市	右	4.2K＋50m　から 4.6K＋60m　まで	白山町城立　から 白山町城立　まで	410	水衝洗掘	4.2K＋50m　から 4.6K＋60m　まで	410	B	木竹流工	S57.8 実績有 暫定対策済
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	4.4K＋60m　から 4.4K＋60m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	4.4K＋170m　から 4.4K＋170m　まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足

（美杉地域）

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	雲出川	有	津市	左	32.6K+130m　から 33.2K+70m　まで	美杉町竹原　から 美杉町竹原　まで	550	堤防高（流下能力）	32.6K+130m　から 33.2K+70m　まで	550	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	32.6K+120m　から 32.6K+120m　まで		A	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	33.2K+20m　から 33.2K+20m　まで		A	積土俵工	千代橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	右	32.6K+120m　から 33.2K+70m　まで	美杉町竹原　から 美杉町竹原　まで	560	堤防高（流下能力）	32.6K+120m　から 33.2K+70m　まで	560	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	38.6K+90m　から 39.0K+30m　まで	美杉町竹原　から 美杉町竹原　まで	330	堤防高（流下能力）	38.6K+90m　から 39.0K+30m　まで	330	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	38.8K+120m　から 38.8K+120m　まで		B	積土俵工	立花橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	左	40.2K+10m　から 41.0K+10m　まで	美杉町八知　から 美杉町八知　まで	800	堤防高（流下能力）	40.2K+10m　から 41.0K+10m　まで	800	A	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	40.4K+170m　から 40.4K+170m　まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	41.0K+0m　から 41.0K+0m　まで		B	積土俵工	椋田橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	41.6K+110m　から 41.8K+20m　まで	美杉町八知　から 美杉町八知　まで	130	堤防高（流下能力）	41.6K+110m　から 41.8K+20m　まで	130	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	右	41.6K+60m　から 41.8K+10m　まで	美杉町八知　から 美杉町八知　まで	130	堤防高（流下能力）	41.6K+60m　から 41.8K+10m　まで	130	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	41.6K+60m　から 41.6K+60m　まで		B	積土俵工	万世橋 桁下高不足
〃	〃	〃	〃	〃	42.0K+190m　から 43.0K+50m　まで	美杉町八知　から 美杉町八知　まで	820	法崩れ すべり	42.0K+190m　から 42.4K+140m　まで	380	B	杭打積土俵工	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高（流下能力）	42.4K+140m　から 43.0K+50m　まで	440	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	左	52.6K+70m　から 52.6K+100m　まで	美杉町川上　から 美杉町川上　まで	30	堤防高（流下能力）	52.6K+70m　から 52.6K+100m　まで	30	A	積土俵工	高さ不足

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
雲出川	八手俣川	有	津市	左	8.6K+100m から 8.8K+180m まで	美杉町下之川 から 美杉町下之川 まで	260	堤防高 (流下能力)	8.6K+100m から 8.8K+180m まで	260	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	17.8K+90m から 18.2K+50m まで	美杉町下多気 から 美杉町下多気 まで	360	堤防高 (流下能力)	17.8K+90m から 18.2K+50m まで	360	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	右	18.0K+70m から 18.4K+40m まで	美杉町下多気 から 美杉町下多気 まで	380	堤防高 (流下能力)	18.0K+70m から 18.4K+40m まで	380	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	左	22.6K+120m から 23.2K+0m まで	美杉町丹生俣 から 美杉町丹生俣 まで	470	堤防高 (流下能力)	22.6K+120m から 23.8K+170m まで	240	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 (流下能力)	22.8K+170m から 23.2K+0m まで	230	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	22.6K+160m から 22.6K+160m まで		A	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	22.8K+0m から 22.8K+0m まで		A	積土俵工	河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	22.8K+50m から 22.8K+50m まで		A	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	22.8K+160m から 22.8K+160m まで		A	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	23.0K+50m から 23.0K+50m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	右	22.6K+170m から 23.0K+60m まで	美杉町丹生俣 から 美杉町丹生俣 まで	310	堤防高 (流下能力)	22.6K+170m から 22.8K+170m まで	200	A	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	堤防高 (流下能力)	22.8K+170m から 23.0K+60m まで	110	B	積土俵工	河積不足
〃	白口川	〃	〃	左	0.0K+0m から 0.4K+0m まで	美杉町下多気 から 美杉町下多気 まで	400	堤防高 (流下能力)	0.0K+0m から 0.4K+0m まで	400	B	積土俵工	河積不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.0K+70m から 0.0K+70m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.0K+110m から 0.0K+110m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	0.2K+40m から 0.2K+40m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適　用
		指定有無	名称	左右岸の別	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
雲出川	白口川	有	津市	左	0.0K+0m から 0.4K+0m まで	美杉町下多気 から 美杉町下多気 まで	400	工作物	0.2K+120m から 0.2K+120m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
〃	〃	〃	〃	右	0.0K+0m から 0.4K+0m まで	美杉町下多気 から 美杉町下多気 まで	400	堤防高 （流下能力）	0.0K+0m から 0.4K+0m まで	400	B	積土俵工	河積不足
淀　川	名張川	〃	〃	〃	46.8K+150m から 47.8K+150m まで	美杉町太郎生 から 美杉町太郎生 まで	980	堤防高 （流下能力）	46.8K+150m から 47.8K+150m まで	980	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	左	47.4K+120m から 47.6K+10m まで	美杉町太郎生 から 美杉町太郎生 まで	90	堤防高 （流下能力）	47.4K+120m から 47.6K+10m まで	90	B	積土俵工	高さ不足
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工作物	47.6K+10m から 47.6K+10m まで		B	積土俵工	登　橋 桁下高不足

＜海岸＞

土木コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間			重要水防箇所					適　用
					指定有無	名称	位置	地先名	延長（m）	種別	位置	延長（m）	評定	対策水防工法	
24	1	1	千　里 地区海岸	建	有	津市	＋0m　から ＋1,530m　まで	河芸町東千里　から 河芸町東千里　まで	1,530	工作物	＋0m　から ＋1,530m　まで	1,530	B	積土俵工	堤防老朽化
24	2	1	上　野 地区海岸	〃	〃	〃	＋0m　から ＋1,770m　まで	河芸町上野　から 河芸町中別保　まで	1,770	工作物	＋0m　から ＋1,770m　まで	1,770	B	積土俵工	堤防老朽化
24	3	1	白　塚 地区海岸	〃	〃	〃	＋0m　から ＋470m　まで	河芸町影重　から 河芸町影重　まで	470	工作物	＋0m　から ＋470m　まで	470	B	積土俵工	堤防老朽化
24	4	1	白　塚 地区海岸	〃	〃	〃	＋470m　から ＋940m　まで	白塚町　から 白塚町　まで	470	工作物	＋470m　から ＋940m　まで	470	B	積土俵工	堤防老朽化
24	5	1	栗　真 地区海岸	〃	〃	〃	＋0m　から ＋1,210m　まで	白塚町　から 栗真町屋町　まで	1,210	法崩れ すべり	＋0m　から ＋1,210m　まで	1,210	B	杭打積土俵　工	堤防老朽化
24	6	1	河　芸 地区海岸	港	〃	〃	＋0m　から ＋1,820m　まで	栗真町屋町　から 江戸橋三丁目　まで	1,820	工作物 （老朽化）	＋0m　から ＋1,820m　まで	1,820	B	杭打積土俵　工	堤防老朽化
24	7	1	松本崎 地区海岸	〃	〃	〃	＋0m　から ＋200m　まで	島崎町　から 島崎町　まで	200	工作物 （老朽化）	＋0m　から ＋200m　まで	200	B	杭打積土俵　工	堤防老朽化
24	8	1	中河原・乙部 地区海岸	〃	〃	〃	＋0m　から ＋2,190m　まで	高洲町　から 港町　まで	2,190	工作物 （老朽化）	＋0m　から ＋2,190m　まで	(1,180) 2,190	B	杭打積土俵　工	堤防老朽化
24	8	2	中河原・乙部 地区海岸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	浸　食	＋460m　から ＋1,640m　まで	1,180	A	杭打積土俵　工	堤防老朽化
24	9	1	阿漕・藤枝・米津 地区海岸	〃	〃	〃	＋0m　から ＋3,290m　まで	柳山津興　から 藤方　まで	3,290	工作物 （老朽化）	＋0m　から ＋3,290m　まで	3,290	B	杭打積土俵　工	堤防老朽化
24	10	1	香良洲 地区海岸	〃	〃	〃	＋0m　から ＋2,510m　まで	香良洲町　から 香良洲町　まで	2,510	工作物	＋0m　から ＋2,510m　まで	2,510	要注意		
小　計					10 区間				15,460		11 箇所	(1,180) 16,640	重要度Ａ＝１箇所　1,180m 重要度Ｂ＝９箇所　(1,180m) 12,950m 重注意＝１箇所　2,510m		

19　土砂災害警戒区域等指定状況一覧表

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
大谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
多気峠谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
不動谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
井戸ノ谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口川支川 1	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口川支川 2	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
白口川支川 3	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口川支川 4	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口川支川 5	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
大久保谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
白山谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
白口川支川 6	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
白口川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口川支川 7	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口川支川 8	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
惣ヶ谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
ナガノ谷	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
六田小谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
長野谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
キドノ谷	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
アタラシ谷	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
デワノ谷	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
シジロ谷	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
町屋	津市美杉町上多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
飼坂谷川	津市美杉町上多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
飼坂谷川支川 1	津市美杉町上多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
馬場 1	津市美杉町上多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
馬場 2	津市美杉町上多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
大宮戸川 1	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
大宮戸川 2	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
禁中谷川 1	津市美杉町上多気・下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
禁中谷川 2	津市美杉町上多気・下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
ヤイチ谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥の谷	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
耕作川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
耕作川支川 1	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
耕作川支川 2	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
耕作川支川 3	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
柿谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
ハザマ川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
太夫坂川 2	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
太夫坂川 1	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
コマ谷	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
カンノン谷 1	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
カンノン谷 2	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
藤ノ本谷川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
ロクロ川	津市美杉町下多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
上杉谷川支川 1	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
滝小池川	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆川支川 1	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
高所川	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
バッソク谷 1	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
コロガ谷 1	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
コロガ谷 2	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
バッソク谷 2	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
君ヶ谷	津市美杉町上多気小津	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
杉谷	津市美杉町上多気小津	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
バクチコバ	津市美杉町上多気小津	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
栃谷	津市美杉町上多気小津	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
流谷川 1（イノテガ谷）	津市美杉町上多気立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
マキ山谷	津市美杉町上多気立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
すきや谷	津市美杉町上多気立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
フロヤ谷	津市美杉町上多気立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
流谷川 2（イノテガ谷）	津市美杉町上多気立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
名七川	津市美杉町上多気奥立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
百合谷川	津市美杉町上多気奥立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
宗田川	津市美杉町上多気奥立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
田之谷	津市美杉町上多気奥立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
押ヤ谷	津市美杉町上多気奥立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
オビロ谷	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
ヒノ谷	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
上杉谷川	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
ヒルバ谷	津市美杉町下多気漆	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
小谷	津市美杉町上多気小津	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
ドウクボ川	津市美杉町上多気奥立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
トビヤ谷	津市美杉町上多気奥立川	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
笹谷川-1	津市美杉町丹生俣下組	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
小屋ノ谷川	津市美杉町丹生俣唐戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
宮垣内②	津市美杉町丹生俣宮垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
宮垣内①	津市美杉町丹生俣宮垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
マツバ谷川	津市美杉町丹生俣宮垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
名古谷川	津市美杉町丹生俣木地屋	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
白俣川	津市美杉町丹生俣木地屋	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
木地屋①	津市美杉町丹生俣木地屋	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
大滝谷川	津市美杉町丹生俣木地屋	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
大津川	津市美杉町丹生俣宮垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
大山谷川	津市美杉町丹生俣宮垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
ワシャオ川	津市美杉町丹生俣宮垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
西俣川 2-1	津市美杉町丹生俣中俣	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
西俣川 2-2	津市美杉町丹生俣中俣	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
膳所ノ谷川	津市美杉町丹生俣西俣	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
大谷川	津市美杉町丹生俣西俣	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
木谷川	津市美杉町丹生俣西俣	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
横ヶ谷川	津市美杉町丹生俣柳ヶ野	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
小横谷川	津市美杉町丹生俣柳ヶ野	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
イヤ谷	津市美杉町丹生俣柳ヶ野	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
弘法谷川	津市美杉町丹生俣下組	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
北垣内	津市美杉町丹生俣中俣	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
中殿	津市美杉町丹生俣宮垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
タニガイト-1	津市美杉町奥津瀬之原	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
タニガイト-2	津市美杉町奥津瀬之原	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
中垣内川-1	津市美杉町石名原	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
中垣内川-2	津市美杉町石名原	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
山口谷川	津市美杉町石名原上垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
小森谷	津市美杉町石名原上垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
姉垣内	津市美杉町石名原上垣内	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
所谷川	津市美杉町石名原払戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
エノキ谷川	津市美杉町石名原払戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
オブツ谷川	津市美杉町石名原払戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
大仏谷川	津市美杉町石名原払戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
峠	津市美杉町石名原払戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
井戸谷川	津市美杉町石名原払戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
水谷川	津市美杉町杉平	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
寺川	津市美杉町杉平	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
有の谷谷浦	津市美杉町三多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
谷浦川	津市美杉町三多気	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
縄手川-1	津市美杉町掛田	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
縄手川-2	津市美杉町掛田	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
縄手川-3	津市美杉町掛田	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
矢田川	津市美杉町掛田	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
寺村	津市美杉町石名原寺村	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
堂の谷	津市美杉町石名原寺村	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
大妻川	津市美杉町石名原大妻	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂川 1	津市美杉町石名原逢坂	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂川 2	津市美杉町石名原逢坂	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂川 3	津市美杉町石名原逢坂	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
樋ノ谷川	津市美杉町石名原寺村	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
岩ノ谷川	津市美杉町石名原大妻	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
中ノ谷川	津市美杉町石名原大妻	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
大切	津市美杉町石名原大妻	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
トチモト	津市美杉町石名原下前戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂川 4	津市美杉町石名原逢坂	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	－
サソウ	津市美杉町石名原下前戸	土石流	平成 26 年 3 月 24 日	○
町屋 1	津市美杉町上多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
谷町 1	津市美杉町上多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
谷町 2	津市美杉町上多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
上村 1	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
上村 2	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
上村 3	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
上村 4	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
小田 1	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
小田 2	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口 1	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
白口 2	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
野登瀬 1	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
谷町 3	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
世古 1	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
野登瀬 2	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
野登瀬 3	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
野登瀬 4	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
小田 3	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 14	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 15	津市美杉町上多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
谷町 4	津市美杉町上多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
上村 5	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
野登瀬 5	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
六田 1	津市美杉町下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
六田 2	津市美杉町上多気・下多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 3	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 4	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 5	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 8	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 6	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 7	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 1	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 2	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 8	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 9	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 10	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 11	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 12	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 13	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 3	津市美杉町下多気野登瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
小津	津市美杉町上多気小津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 22	津市美杉町上多気小津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 23	津市美杉町上多気小津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
立川 3	津市美杉町上多気立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
立川 2	津市美杉町上多気立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
立川 1	津市美杉町上多気立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 6	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 7	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 3	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 1	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 2	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 5	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 4	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
美杉 24	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 9	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
漆 10	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 11	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 12	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 13	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
漆 14	津市美杉町下多気漆	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
小津 2	津市美杉町上多気小津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
小津 3	津市美杉町上多気小津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
立川 4	津市美杉町上多気立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
奥立川 8	津市美杉町上多気奥立川	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
西俣 4	津市美杉町丹生俣西俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
柳ケ野	津市美杉町丹生俣柳ケ野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
中俣	津市美杉町丹生俣中俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
宮垣内 1	津市美杉町丹生俣宮垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
下組 1	津市美杉町丹生俣下組	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
唐戸 2	津市美杉町丹生俣唐戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
丹生俣 4	津市美杉町丹生俣木地屋	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
中俣 3	津市美杉町丹生俣中俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
丹生俣 1	津市美杉町丹生俣木地屋	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
丹生俣 2	津市美杉町丹生俣木地屋	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
丹生俣 3	津市美杉町丹生俣木地屋	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
丹生俣 5	津市美杉町丹生俣木地屋	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
下組 3	津市美杉町丹生俣下組	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
唐戸 3	津市美杉町丹生俣唐戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
西俣 3	津市美杉町丹生俣西俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
唐戸 1	津市美杉町丹生俣唐戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
中俣 4	津市美杉町丹生俣中俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
丹生俣 6	津市美杉町丹生俣宮垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
中俣 2	津市美杉町丹生俣中俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
丹生俣 8	津市美杉町丹生俣木地屋	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
柳ケ野 2	津市美杉町丹生俣下組	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
横ケ谷	津市美杉町丹生俣下組	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
向ノ谷	津市美杉町丹生俣中俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
中垣内	津市美杉町石名原中垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
下前戸	津市美杉町石名原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
瀬の原 1	津市美杉町石名原瀬の原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
瀬の原 2	津市美杉町石名原瀬の原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
払戸西	津市美杉町石名原払戸西	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
越知	津市美杉町石名原越知	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	－

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
上垣内	津市美杉町石名原上垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
桜	津市美杉町三多気桜	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
杉平	津市美杉町杉平杉平	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
越知 2	津市美杉町石名原越知	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
払戸	津市美杉町石名原払戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
掛田 2	津市美杉町石名原掛田	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
瀬の原 5	津市美杉町石名原瀬の原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
掛田 1	津市美杉町石名原掛田	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
大妻 1	津市美杉町石名原大妻	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
大妻 2	津市美杉町石名原大妻	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
下前戸 2	津市美杉町石名原下前戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
瀬の原 6	津市美杉町石名原瀬の原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
掛田 3	津市美杉町石名原掛田	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
瀬の原 3	津市美杉町石名原瀬の原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	－
瀬の原 4	津市美杉町石名原瀬の原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
中垣内 2-2	津市美杉町石名原中垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
中垣内 2-1	津市美杉町石名原中垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
三多気	津市美杉町三多気三多気	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
杉平 4	津市美杉町杉平杉平	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
杉平 2	津市美杉町杉平杉平	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
杉平 3	津市美杉町杉平杉平	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂 2	津市美杉町石名原逢坂	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂 3	津市美杉町石名原逢坂	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
下前戸 3	津市美杉町石名原下前戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
大妻 3	津市美杉町石名原大妻	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
大妻 4	津市美杉町石名原大妻	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂 4	津市美杉町石名原逢坂	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
逢坂 5	津市美杉町石名原逢坂	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
下前戸 4	津市美杉町石名原下前戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
寺村	津市美杉町石名原寺村	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
市場上	津市美杉町奥津市場上	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
払戸 2	津市美杉町石名原払戸	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 24 日	○
堂垣内	津市美杉町石名原堂垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○
逢坂	津市美杉町石名原逢坂	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○
西俣 1	津市美杉町丹生俣西俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○
西俣 2	津市美杉町丹生俣西俣	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○
宮垣内 2	津市美杉町丹生俣宮垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○
下組 2	津市美杉町丹生俣下組	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○

箇所名	所在地	自然現象の種類	指定年月日	特別警戒区域の有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
丹生俣 7	津市美杉町丹生俣宮垣内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○
逢坂 6	津市美杉町石名原逢坂	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 6 月 17 日	○

20　急傾斜地崩壊危険箇所（建設部）

≪自然がけ≫

（津地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1100408	川北出屋	大里川地町	北傅	45	420	12	5	有り
1100409	山室	大里山室町	東谷	47	160	5	11	有り
1100410	東田端東	一身田豊野	東田端	34	270	20	7	有り
1100411	東田端西	一身田豊野	西田端	41	160	23	5	有り
1100412	谷里	一身田豊野	谷里	32	150	23	8	有り
1100413	今井	一身田豊野	今井	32	160	19	6	有り
1100414	上津部田	一身田上津部田	リノ坪	36	220	11	5	有り
1100415	広明１	広明町		39	140	12	5	有り
1100416	広明２	広明町		74	280	5	5	有り
1100417	広明３	広明町		56	100	6	5	有り
1100418	栄町	栄町１丁目		30	160	11	10	
1100419	上浜６丁目	上浜６丁目		31	105	6	5	有り
1100420	観音寺	観音寺町	橋之内	32	280	9	5	
1100421	西出東	渋見町	西出	39	170	8	1	有り
1100422	桐山	河辺町	門脇	43	130	10	11	有り
1100423	前出	河辺町	桐山	51	225	9	5	有り
1100424	谷	河辺町	前出	63	165	10	5	有り
1100425	垂水１	垂水	門田	48	630	12	5	有り
1100426	垂水２	垂水	上屋敷	31	220	15	14	有り
1100427	小森上野１	城山２丁目		34	150	6	8	有り
1100428	小森上野２	高茶屋小森上野	中野山	47	350	13	6	有り
1100429	野田	野田	柳谷	30	140	12	11	有り
1100430	長谷場１	片田長谷場町	青ノリ	33	225	10	19	
1100431	長谷場２	片田長谷場町	角ド	49	125	14	6	
1100432	産品	産品	宮ノ前	40	100	17	5	有り
1100433	分部	分部	宮ノ谷	30	175	8	5	有り
1100434	山垣内	分部	赤坂	30	78	10	5	有り
1100435	長谷	片田長谷町	滝谷	34	210	17	5	有り
1100436	志袋	片田志袋町	門	32	200	19	10	有り
1100437	井戸	片田井戸町	里前	30	450	14	11	有り
1100438	片田	片田久保町	下谷	35	105	30	6	有り
1100439	久保	片田久保町	宮ノ腰	30	80	26	5	有り
1100440	薬王子	片田薬王寺町	里中	38	130	35	6	有り
1100441	里中２	片田薬王寺町	里中	32	100	22	25	有り
1100442	石川垣内	野田	竜ヶ鼻	30	180	8	10	有り
1102294	西川原	大里山室町	西川原	37	400	12	8	
1102295	松田	大里川北町	松田	33	130	12	6	有り
1102296	岡崎	大里窪田町	菅谷	35	80	14	5	
1102299	里ノ上	高茶屋１丁目	里ノ上	30	350	15	13	有り
1102300	里ノ上	高茶屋１丁目	里ノ上	30	300	16	17	有り
1102301	里の上	高茶屋３丁目	里ノ上	50	125	11	5	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1102625	大里川北Ⅰ-1	大里川北町	西組	60	110	12	6	
1102626	一身田大古曽Ⅰ-1	一身田大古曽	津西病院	45	150	5	24	有り
1102627	一身田豊野Ⅰ-3	一身田豊野	津西短大	35	140	13	0	有り
1102628	一身田豊野Ⅰ-6	一身田豊野	高田短大	40	80	11	5	有り
1102629	一身田豊野Ⅰ-7	一身田豊野	豊野団地	40	60	10	0	有り
1102630	河辺Ⅰ-3	河辺町	大川学園	30	40	10	0	有り
1102631	分部Ⅰ-1	分部	山垣内	50	180	13	5	有り
1102632	長岡Ⅰ-2	渋見町	津公園西団地	40	180	10	19	有り
1102633	長岡Ⅰ-3	渋見町	つつじが丘団地	30	150	12	6	
1102634	渋見Ⅰ-2	観音寺町		45	130	9	10	有り
1102635	広明Ⅰ-1	広明町		35	280	10	17	有り
1102636	上浜Ⅰ-1	上浜町６丁目		40	170	10	15	有り
1102637	大谷Ⅰ-1	大谷町		55	120	14	7	有り
1102638	片田長谷Ⅰ-1	片田長谷町	老人ﾎｰﾑ	40	140	12	73	有り
1102639	片田長谷Ⅰ-2	片田長谷町	長谷山学園	45	80	7	26	有り
1102640	産品Ⅰ-1	産品		30	250	7	0	有り
1102641	分部Ⅰ-2	分部	十王	40	130	11	0	
1102642	殿村Ⅰ-1	殿村		55	190	10	4	有り
1102643	小舟Ⅰ-1	小舟	殿舟団地	55	80	12	5	有り
1102644	鳥居Ⅰ-1	鳥居町		55	30	12	0	有り
1102645	鳥居Ⅰ-2	鳥居町		45	130	14	3	有り
1102646	片田久保Ⅰ-1	片田久保町		50	260	12	14	有り
1102647	片田Ⅰ-1	片田町		40	300	20	21	有り
1102648	片田久保Ⅰ-2	片田久保町		40	300	24	8	有り
1102649	片田薬王寺Ⅰ-1	片田薬王寺町		45	70	26	0	有り
1102650	片田Ⅰ-2	片田町		45	110	27	6	有り
1102651	片田志袋Ⅰ-2	片田志袋団地		45	70	16	6	有り
1102652	泉ヶ丘Ⅰ-1	泉ヶ丘団地		35	80	13	6	有り
1102653	片田田中Ⅰ-1	片田田中町		35	30	17	0	有り
1102654	片田井戸Ⅰ-1	片田井戸町		30	110	21	0	有り
1102655	半田Ⅰ-1	半田		30	40	11	0	有り
1102656	半田Ⅰ-2	半田		45	120	10	1	有り
1102657	半田Ⅰ-3	半田		30	110	14	9	有り
1102658	垂水Ⅰ-1	垂水		35	190	8	19	有り
1102659	垂水Ⅰ-3	垂水		30	120	10	15	有り
1102660	垂水Ⅰ-4	垂水		40	110	10	5	有り
1102661	高野尾Ⅰ-1	豊里ネオポリス		30	110	6	0	有り
1102662	高野尾Ⅰ-3	豊里ネオポリス		40	50	14	0	有り
1102663	高野尾Ⅰ-4	豊里ネオポリス		35	230	9	11	
1102664	高野尾Ⅰ-5	豊里ネオポリス		30	180	7	9	有り
1102665	高野尾Ⅰ-6	豊里ネオポリス		45	100	9	5	有り
1102666	大里野田Ⅰ-1	大里野田		45	80	11	0	有り
1102667	大里睦合Ⅰ-1	大里睦合町	西睦合	45	130	6	2	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100331	大里川北Ⅱ-1	大里川北町	出屋	40	70	13	2	有り
2100332	大里川北Ⅱ-2	大里川北町	出屋	60	40	18	1	有り
2100333	大里川北Ⅱ-3	大里川北町		40	50	9	1	
2100334	大里川北Ⅱ-4	大里川北町	東組	50	100	8	3	
2100335	大里川北Ⅱ-5	大里川北町	小北山	45	30	11	1	
2100336	一身田豊野Ⅱ-1	一身田豊野		50	30	8	1	有り
2100337	一身田豊野Ⅱ-2	豊野団地		50	60	12	3	有り
2100338	一身田豊野Ⅱ-3	豊野団地		30	70	6	2	有り
2100339	一身田豊野Ⅱ-4	豊野団地		90	110	9	2	
2100340	一身田豊野Ⅱ-5	豊野団地		55	50	8	1	有り
2100341	一身田豊野Ⅱ-6	一身田豊野		45	40	21	1	有り
2100342	河辺Ⅱ-1	津西ハイタウン		40	40	15	2	有り
2100343	河辺Ⅱ-2	河辺町		40	120	7	1	
2100344	分部Ⅱ-1	分部	山垣内	40	40	10	2	有り
2100345	分部Ⅱ-2	分部	山垣内	45	80	15	1	有り
2100346	分部Ⅱ-3	分部	山垣内	50	120	7	4	有り
2100347	分部Ⅱ-4	分部	山垣内	35	20	10	1	有り
2100348	渋見Ⅱ-2			35	100	9	4	
2100349	観音寺Ⅱ-1	津公園団地		50	60	9	3	有り
2100350	上浜Ⅱ-1	上浜６丁目		60	30	7	1	
2100351	片田長谷Ⅱ-1	片田長谷町		50	80	11	2	
2100352	片田志袋Ⅱ-1	片田志袋町		55	90	7	3	
2100353	分部Ⅱ-6	分部	殿舟団地	60	70	10	2	有り
2100354	片田志袋Ⅱ-2	片田志袋町		40	30	7	1	
2100356	片田薬王寺Ⅱ-1	片田薬王寺町		85	150	15	2	有り
2100357	片田薬王寺Ⅱ-2	片田薬王寺町		45	70	20	2	有り
2100358	片田薬王寺Ⅱ-3	片田薬王寺町		35	80	20	3	
2100359	片田久保Ⅱ-1	片田久保町		90	40	25	1	有り
2100360	片田志袋Ⅱ-3	片田志袋町		45	140	14	3	
2100361	片田志袋Ⅱ-4	片田志袋町		45	90	8	2	有り
2100362	片田志袋Ⅱ-5	片田志袋町		45	40	15	2	有り
2100363	片田志袋Ⅱ-6	片田志袋町		55	110	10	3	有り
2100364	片田志袋Ⅱ-7	片田志袋町		55	80	15	2	有り
2100365	野田Ⅱ-1	野田		35	60	11	3	有り
2100366	神戸Ⅱ-1	神戸		45	70	14	2	有り
2100367	半田Ⅱ-1	半田		40	50	14	1	有り
2100368	半田Ⅱ-2	半田		40	90	12	4	有り
2100369	半田Ⅱ-3	半田	高松山団地	35	60	12	2	有り
2100370	垂水Ⅱ-1	垂水		40	50	14	2	
2100371	垂水Ⅱ-2	垂水		45	40	15	2	
2100372	垂水Ⅱ-3	垂水		45	30	8	1	
2100373	垂水Ⅱ-4	垂水		40	30	11	1	有り
2100374	高茶屋Ⅱ-1	高茶屋２丁目		40	150	8	3	有り
2100375	城山Ⅱ-1	城山１丁目		40	50	9	4	有り
2100376	高野尾Ⅱ-1	豊里ネオポリス		45	70	6	3	有り
2100377	高野尾Ⅱ-2	高野尾町	北山	80	50	5	1	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100378	高野尾Ⅱ-3	豊里ネオポリス		45	60	15	3	有り
2100379	高野尾Ⅱ-4	高野尾町	里	30	90	12	3	有り
2100380	高野尾Ⅱ-5	高野尾町	里	35	80	6	2	
2100381	高野尾Ⅱ-6	高野尾町	中町	50	80	6	3	有り
2100382	大里野田Ⅱ-1	大里野田町		80	50	5	1	
2100383	里川北Ⅱ-6	大里川北町	西組	65	60	11	1	有り

（久居地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100522	新家町	新家町	己改	30	130	9	5	有り
1100523	東鷹跡町	久居東鷹跡町		30	20	6	5	
1100524	西浦	久居元町	西浦	50	180	11	3	
1100525	西鷹跡町	久居西鷹跡町		35	120	10	3	
1100526	戸木町１	戸木町	久保屋敷	50	90	8	6	有り
1100527	戸木町２	戸木町	高川原	60	340	10	9	有り
1100528	森町１	森町	加村	30	100	10	6	
1100529	一色	久居一色町	上垣内	30	200	13	6	
1100530	森町２	森町	加村	30	120	10	6	
1100531	北出	稲葉町	北出	40	240	30	8	有り
1100532	下稲葉	稲葉町	稲初垣内	40	320	30	9	有り
1100533	中村	中村町	前山	50	620	50	26	有り
1100534	大鳥	大鳥町	川岸	80	160	7	5	
1100535	下村	榊原町	丸ヶ	80	100	5	5	
1100536	丸ヶ谷１	榊原町	丸垣内	50	300	30	9	有り
1100537	丸ヶ谷２	榊原町	丸垣内	50	70	25	8	有り
1100538	花掛１	榊原町	花掛	50	240	50	7	有り
1100539	西出	榊原町	西出	45	120	5	5	有り
1100540	花掛２	榊原町	花掛	35	270	30	5	有り
1100542	古井谷１	榊原町	古井谷	50	280	15	31	有り
1100543	的場	榊原町	的場	40	80	6	5	有り
1100544	古井谷２	榊原町	古井谷	35	200	20	5	有り
1100545	古井谷３	榊原町	古井谷	35	220	30	5	有り
1100546	下安子	榊原町	下安子	40	170	60	11	有り
1100547	上安子	榊原町	上安子	35	120	40	7	有り
1100548	中ノ山	榊原町	中ノ山	40	100	45	5	
1100549	坂井	榊原町	坂井	35	160	27	10	有り
1100550	一の坂１	榊原町	一の坂	50	320	15	10	有り
1100551	一の坂２	榊原町	一の坂	30	180	15	5	有り
1100552	一の坂３	榊原町	一の坂	35	100	12	5	
1100553	上垣内	榊原町	上垣内	40	155	10	5	有り
1100554	下垣内１	榊原町	下垣内	45	170	40	5	有り
1100555	下垣内２	榊原町	下垣内	45	200	30	10	有り
1100556	里１	榊原町	里	40	200	20	8	有り
1100557	里２	榊原町	里	45	210	25	8	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100558	谷杣	榊原町	上山	40	180	10	5	有り
1100559	八知山１	榊原町	八知山	35	150	20	5	有り
1100560	八知山２	榊原町	八知山	45	230	40	5	有り
1102306	山の越	榊原町	山ノ越	35	180	20	7	有り
1102707	榊原 13	榊原町		50	220	26	0	
1102708	稲葉１	稲葉町		50	300	48	0	
1102709	榊原 14	榊原町		50	150	16	0	
1102710	稲葉３	稲葉町		50	130	18	0	
1102711	榊原 17	榊原町	秋露台	60	70	18	0	有り
1102712	榊原 25	榊原町		70	260	34	7	有り
1102713	榊原 26	榊原町		70	50	22	5	
1102714	榊原 33	榊原町		70	190	56	5	有り
1102715	榊原 39	榊原町		60	260	30	6	有り
1102716	榊原 41	榊原町		60	200	26	0	
1102717	榊原 44	榊原町		60	120	50	1	
1102718	榊原 45	榊原町		60	180	40	1	
1102719	榊原 46	榊原町		60	170	54	5	
1102720	榊原 47	榊原町		70	430	22	20	
1102721	稲葉５	稲葉町		70	120	28	7	
1102722	大鳥２	大鳥町		50	290	64	0	有り
1102723	大鳥３	大鳥町		60	250	22	2	有り
1102724	大鳥４	大鳥町		70	90	34	8	
1102725	庄田３	庄田町		60	140	15	4	有り
1102726	庄田４	庄田町		45	270	20	12	
1102727	牧町	牧町		45	80	12	5	
2100473	榊原１	榊原町	平谷	40	90	42	2	有り
2100474	榊原２	榊原町	平谷	50	160	42	3	有り
2100475	榊原３	榊原町	安小谷	45	80	64	3	有り
2100476	榊原４	榊原町		50	70	110	1	有り
2100477	榊原５	榊原町		45	190	82	3	有り
2100478	榊原６	榊原町		40	120	56	2	有り
2100479	榊原７	榊原町		45	70	44	3	有り
2100480	榊原８	榊原町		60	80	22	2	有り
2100481	榊原９	榊原町		60	70	32	1	有り
2100482	榊原 10	榊原町		60	150	66	1	
2100483	榊原 11	榊原町		40	230	12	2	
2100484	榊原 12	榊原町		40	160	44	2	
2100485	稲葉２	稲葉町		70	230	15	3	
2100486	稲葉４	稲葉町		40	170	10	1	
2100487	榊原 15	榊原町		60	40	12	1	
2100488	榊原 16	榊原町		40	50	12	1	有り
2100489	榊原 19	榊原町		50	120	22	2	有り
2100490	榊原 20	榊原町		60	30	14	1	有り
2100491	榊原 21	榊原町		70	70	12	1	有り
2100492	榊原 22	榊原町		70	90	16	1	有り
2100493	榊原 23	榊原町		70	120	52	2	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100494	榊原 24	榊原町		80	160	36	2	有り
2100495	榊原 27	榊原町		80	170	54	2	有り
2100496	榊原 28	榊原町		60	180	54	2	有り
2100497	榊原 29	榊原町		70	140	48	1	有り
2100498	榊原 30	榊原町		70	130	20	2	有り
2100499	榊原 31	榊原町		70	80	40	4	有り
2100500	榊原 32	榊原町		60	140	58	2	有り
2100501	榊原 35	榊原町		70	110	40	2	
2100502	榊原 36	榊原町		60	130	8	2	
2100503	榊原 37	榊原町		60	180	30	1	有り
2100504	榊原 38	榊原町		80	120	24	1	
2100505	榊原 40	榊原町		60	110	32	2	有り
2100506	榊原 42	榊原町		60	90	14	1	有り
2100507	榊原 43	榊原町		70	110	40	1	
2100508	榊原 48	榊原町		40	180	6	2	
2100509	榊原 49	榊原町		70	170	68	4	有り
2100510	一色２	一色町		60	80	24	1	有り
2100511	森町３	森町		70	200	12	4	
2100512	相川１	久居相川町		50	120	6	3	
2100513	森町４	森町		30	60	6	3	
2100514	中村２	中村町		60	50	16	4	有り
2100515	中村３	中村町		70	100	48	3	有り
2100516	庄田１	庄田町		50	90	44	1	有り
2100517	庄田２	庄田町		80	110	52	3	有り
2100518	庄田５	庄田町		85	40	30	1	
2100519	川方	牧町		70	110	12	4	

（河芸地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100443	三行１	三行	里中	35	200	10	10	有り
1100445	久知野	上野	上野垣内	35	80	5	6	有り
1100446	上野１	上野	上野垣内	30	230	5	15	有り
1100447	上野２	上野	藤ノ木	35	60	10	19	有り
1100448	上野３	上野	仁王縄手	35	330	15	5	
1100449	上野４	上野	酒屋垣内	35	100	15	8	有り
1100450	浜田	浜田	東垣内	30	300	8	10	有り
1100451	赤部１	赤部	里	40	80	5	6	有り
1100452	赤部２	赤部	里	50	50	6	5	有り
1100453	北黒田１	北黒田	堤谷	35	180	5	5	
1100454	北墨田２	北黒田	宗田	30	170	8	8	
1100455	南墨田１	南黒田	登里	30	370	6	6	有り
1100456	南墨田２	南黒田	河戸	35	160	7	10	有り
1100457	南墨田３	南黒田	桶廻	35	270	7	18	有り
1100458	千里ヶ丘１	千里ヶ丘		45	140	6	8	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100459	千里ヶ丘２	千里ヶ丘		45	140	8	8	有り
1100460	千里ヶ丘３	千里ヶ丘		48	180	8	15	有り
1102302	南墨田	南黒田		40	200	5	14	有り
1102668	北黒田Ⅰ-1	北黒田		50	70	5	6	
1102669	南黒田Ⅰ-1	南黒田		40	160	6	7	有り
1102670	久知野Ⅰ-1	久知野		50	80	11	0	有り
1102671	上野Ⅰ-1	上野		60	80	21	7	有り
1102672	浜田Ⅰ-1	浜田		40	70	9	33	
1102673	南黒田Ⅰ-2	南黒田		60	170	11	6	有り
2100384	三行Ⅱ-1	三行		40	40	19	2	有り
2100385	三行Ⅱ-3	三行		40	30	11	1	有り
2100386	三行Ⅱ-4	三行		40	110	20	4	
2100387	南黒田Ⅱ-1	南黒田		60	160	7	4	有り
2100388	南黒田Ⅱ-2	南黒田		40	55	13	3	有り
2100389	北黒田Ⅱ-1	北黒田		40	50	6	2	
2100390	北黒田Ⅱ-2	北黒田		60	75	9	1	
2100391	南黒田Ⅱ-3	南黒田		50	60	5	1	有り
2100392	南黒田Ⅱ-4	南黒田		40	100	11	4	有り
2100393	北黒田Ⅱ-3	北黒田		50	25	10	1	有り
2100394	南黒田Ⅱ-5	南黒田		50	70	10	3	有り
2100395	南黒田Ⅱ-6	南黒田		60	30	5	1	有り

（芸濃地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100461	楠原	楠原		40	190	5	9	有り
1100462	川原	林	川原	40	110	6	16	有り
1100463	林	林		35	300	15	24	有り
1100464	岩原	椋本	岩原	40	200	6	10	
1100466	東岡本	岡本	東岡本	30	170	8	2	
1100467	萩野	萩野		30	170	7	6	
1100468	新町	椋本	新町	30	150	9	10	
1100469	多門	多門		45	120	15	8	
1100470	小野平	小野平		35	30	9	5	
1100471	南山	雲林院	南山	40	80	7	5	
1100472	市場	雲林院	市場	35	130	8	6	
1100473	忍田	忍田		35	200	20	28	有り
1100474	宝並	河内	宝並	35	150	20	17	有り
1100475	宝並	河内	宝並	50	180	15	9	
1100476	下垣内	河内	下ノ垣内	38	360	20	25	有り
1100477	落合	河内	落合	40	130	25	7	有り
1100478	北畑	河内	北畑	40	150	12	8	有り
1100479	六呂屋	河内	六呂屋	40	280	20	6	有り
1102674	林Ⅰ-1	林	林町	30	130	16	0	
1102675	中縄Ⅰ-1	中縄		50	120	15	1	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1102676	椋本Ⅰ-1	椋本	岩原	30	50	15	0	有り
1102677	河内Ⅰ-1	河内	杖立	50	80	36	0	有り
1102678	河内Ⅰ-2	河内	杖立	40	100	9	0	有り
1102679	河内Ⅰ-3	河内	杖立	45	40	24	0	
1102680	河内Ⅰ-4	河内	杖立	45	50	6	0	
1102681	河内Ⅰ-6	河内	宝並	45	60	37	1	
1102682	忍田Ⅰ-1	忍田		35	250	13	10	
1102683	萩野Ⅰ-1	萩野		40	100	19	10	有り
1102684	雲林院Ⅰ-1	雲林院	南山	50	40	19	0	有り
1102685	岡本Ⅰ-1	岡本		45	200	15	10	有り
2100396	忍田Ⅱ-1	忍田		45	90	19	2	有り
2100397	雲林院Ⅱ-1	雲林院	河原	45	260	18	3	有り
2100398	林Ⅱ-1	林		60	60	11	2	
2100399	河内Ⅱ-1	河内	南之垣内	30	100	6	2	有り
2100400	河内Ⅱ-2	河内	宝並	40	50	10	1	有り
2100401	雲林院Ⅱ-2	雲林院	市場	55	100	11	2	
2100402	雲林院Ⅱ-3	雲林院	中瀬古	45	70	11	2	
2100403	雲林院Ⅱ-4	雲林院	南山	30	40	13	3	有り
2100404	椋本Ⅱ-1	椋本	殿町	45	150	20	4	有り
2100405	椋本Ⅱ-2	椋本	八町縄手	35	40	8	1	有り
2100406	河内Ⅱ-3	河内	宝並	55	40	19	1	有り
2100407	雲林院Ⅱ-5	雲林院	南山	40	50	13	2	有り
2100408	雲林院Ⅱ-6	雲林院	南山	30	40	15	1	有り
2100409	岡本Ⅱ-1	岡本		50	50	14	1	有り

（美里地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100497	向山	日南田	向山	45	150	15	12	有り
1100498	井の面	家所	井の面	40	210	15	5	有り
1100499	辰の口	家所	辰ノ口	45	290	20	7	有り
1100500	外山	五百野	外山	36	200	18	6	
1100501	奥の垣内	足坂	奥ノ垣内	42	110	30	8	
1100502	東の垣内	足坂	東ノ垣内	42	180	30	23	有り
1100503	栗原	三郷	栗原	35	200	25	9	
1100504	新開	三郷	新開	39	150	20	7	
1100505	柳谷１	三郷	柳谷	40	120	30	5	有り
1100506	柳谷２	三郷	柳谷	30	150	30	5	有り
1100507	観音寺西	南長野	分郷	35	160	20	9	有り
1100508	観音寺東	南長野	分郷	35	210	30	9	
1100509	東山	北長野	東山	37	200	30	5	
1100510	朴の木	北長野	朴の木	33	200	30	9	有り
1100511	松香田	北長野	松香田	45	120	8	6	有り
1100512	神出	北長野	神出	32	220	9	5	
1100513	清水前	桂畑	清水前	35	170	20	5	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100514	赤田	北長野	赤田	30	100	20	9	
1100515	中出	日南田	中出	35	140	20	7	有り
1100516	水込	北長野	水込	40	80	13	5	
1100517	向前田	北長野	向前田	35	240	15	6	有り
1100518	坂井	家所	坂井	35	210	10	7	有り
1100519	坂ノ上	穴倉	坂ノ上	40	100	15	6	有り
1100520	野田	家所	野田	30	200	8	5	
1100521	北長野	北長野	関屋	35	150	15	5	
1102304	平木１	平木		30	110	6	6	
1102305	平木２	平木		50	80	7	5	有り
1102693	船山Ⅰ-1	船山	船山	65	100	17	2	有り
1102694	桂畑Ⅰ-1	桂畑		50	80	39	0	有り
1102695	北長野Ⅰ-2	北長野	中野	40	160	20	5	有り
1102696	北長野Ⅰ-3	北長野	中野	45	70	11	2	有り
1102697	北長野Ⅰ-4	北長野	中野	50	80	20	3	有り
1102698	北長野Ⅰ-5	北長野		75	220	56	13	有り
1102699	南長野Ⅰ-1	南長野	分郷	55	120	28	6	有り
1102700	家所Ⅰ-1	家所	庚申	65	160	16	7	有り
1102701	家所Ⅰ-3	家所	向出	45	210	19	9	有り
1102702	三郷Ⅰ-2	三郷		45	120	12	0	
1102703	三郷Ⅰ-4	三郷		75	50	19	2	有り
1102704	足坂Ⅰ-1	足坂		40	230	14	16	有り
1102705	五百野Ⅰ-1	五百野		40	60	9	0	
1102706	五百野Ⅰ-2	五百野		45	70	17	0	有り
2100437	平木Ⅱ-1	平木		45	50	42	1	有り
2100438	平木Ⅱ-2	平木		45	160	74	2	有り
2100439	平木Ⅱ-3	平木		45	60	29	2	有り
2100440	平木Ⅱ-4	平木		40	70	18	3	有り
2100441	北長野Ⅱ-1	北長野	細野	45	150	31	2	有り
2100442	船山Ⅱ-1	船山	垣内	55	80	35	2	有り
2100443	高座原Ⅱ-1	高座原	高座原	45	80	10	3	
2100444	別所Ⅱ-1	穴倉	別所	65	60	14	4	有り
2100445	船山Ⅱ-2	船山		50	100	22	1	有り
2100446	坂ノ上Ⅱ-1	穴倉	坂ノ上	50	80	18	3	
2100447	船山Ⅱ-3	船山		45	50	15	1	
2100448	船山Ⅱ-4	船山		45	50	30	1	
2100449	家所Ⅱ-1	家所	北高曽	35	60	18	1	有り
2100450	桂畑Ⅱ-1	桂畑		45	170	49	4	有り
2100451	北長野Ⅱ-3	北長野	中野	70	90	10	4	有り
2100452	北長野Ⅱ-4	北長野	中野	55	30	26	1	
2100453	南長野Ⅱ-1	南長野		85	80	16	3	有り
2100454	南長野Ⅱ-2	南長野		50	120	21	2	有り
2100455	南長野Ⅱ-3	南長野		65	30	11	1	
2100456	南長野Ⅱ-4	南長野		80	100	6	3	
2100457	穴倉Ⅱ-1	穴倉	南穴倉	55	50	8	2	有り
2100458	穴倉Ⅱ-2	穴倉	南穴倉	40	40	12	1	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100459	穴倉Ⅱ-3	穴倉	北穴倉	70	70	12	1	有り
2100460	三郷Ⅱ-1	三郷		45	30	16	3	有り
2100461	家所Ⅱ-2	家所		50	60	40	1	有り
2100462	家所Ⅱ-3	家所	北高曽	40	150	29	1	有り
2100463	家所Ⅱ-4	家所	野田	60	130	8	3	有り
2100464	家所Ⅱ-5	家所		50	80	13	4	
2100465	家所Ⅱ-6	家所	金垣内	65	110	24	3	有り
2100466	家所Ⅱ-7	家所	馬場	50	60	9	2	有り
2100467	家所Ⅱ-8	家所		90	60	6	2	
2100468	家所Ⅱ-9	家所		60	60	8	1	
2100469	家所Ⅱ-10	家所	久保	45	90	25	1	有り
2100470	三郷Ⅱ-3	三郷	栗原	75	140	9	3	有り
2100471	五百野Ⅱ-1	五百野		40	90	13	3	有り
2100472	五百野Ⅱ-2	五百野		45	60	8	4	有り

（安濃地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100480	野口	野口	大谷	40	110	15	5	有り
1100481	戸島	戸島	城坂	35	280	15	5	有り
1100482	山出	草生	若松	45	270	20	5	
1100483	岩城１	草生	岩城	35	250	15	8	有り
1100484	草生	草生	岩城	40	330	15	8	有り
1100485	安部	安部	綿津見	45	170	8	15	有り
1100486	東観音寺	中川	奄ノ下	40	200	10	6	有り
1100487	中川	中川	南垣内	40	240	7	5	有り
1100488	南神山	南神山	井坪	50	230	20	6	有り
1100489	東観音寺	東観音寺	日野丘	40	170	7	5	
1100490	川西	川西	岡副	35	170	8	6	
1100491	浄土寺	浄土寺	ジゾウ	40	140	7	9	有り
1100492	安濃１	安濃	宮ノ前	40	150	15	11	有り
1100493	安濃２	安濃	宮ノ前	40	220	15	15	有り
1100494	城山	内多	城山山出	40	250	8	5	
1100495	内多	内多	城山	40	230	8	30	有り
1100496	日余	太田	宮後	45	210	7	7	
1102303	東観音寺	東観音寺	幡上	80	60	5	8	
1102686	草生Ⅰ-1	草生	山出	35	250	19	7	有り
1102687	草生Ⅰ-2	草生	山出	45	320	16	10	有り
1102688	草生Ⅰ-3	草生		45	220	23	8	有り
1102689	東観音寺Ⅰ-1	東観音寺		60	120	10	8	有り
1102690	中川Ⅰ-1	中川	二子	40	30	12	0	有り
1102691	東観音寺Ⅰ-2	東観音寺		45	110	13	2	有り
1102692	川西Ⅰ-1	川西	岡南	60	120	9	7	有り
2100410	戸島Ⅱ-1	戸島		45	30	20	1	有り
2100411	戸島Ⅱ-2	戸島		45	120	10	2	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100412	粟加Ⅱ-1	粟加	栄泉寺	90	100	12	3	有り
2100413	安濃Ⅱ-1	安濃	栗原	60	70	10	2	有り
2100414	草生Ⅱ-1	草生	平尾	45	50	15	1	有り
2100415	草生Ⅱ-2	草生	平尾	45	50	30	1	有り
2100416	草生Ⅱ-3	草生	平尾	35	90	10	3	有り
2100417	草生Ⅱ-4	草生	平尾	50	90	13	3	有り
2100418	草生Ⅱ-5	草生		35	100	38	2	有り
2100419	草生Ⅱ-6	草生		50	110	9	2	有り
2100420	草生Ⅱ-7	草生		40	60	10	3	有り
2100421	草生Ⅱ-8	草生		40	120	9	2	
2100422	草生Ⅱ-9	草生		50	100	7	3	有り
2100423	粟加Ⅱ-2	粟加	寺社	40	100	6	1	有り
2100424	粟加Ⅱ-3	粟加	筒井	40	50	17	1	有り
2100425	中川Ⅱ-1	中川	二子	40	160	28	2	有り
2100426	南神山Ⅱ-1	南神山		40	180	9	3	有り
2100427	中川Ⅱ-2	中川	竜合	40	80	23	3	有り
2100428	中川Ⅱ-3	中川	竜合	70	110	6	3	有り
2100429	中川Ⅱ-4	中川	竜合	30	80	13	2	有り
2100430	中川Ⅱ-5	中川	竜合	50	60	16	1	有り
2100431	中川Ⅱ-6	中川	竜合	50	60	14	3	
2100432	中川Ⅱ-7	中川	前田	55	80	10	2	有り
2100433	太田Ⅱ-1	太田		75	60	6	4	有り
2100434	太田Ⅱ-2	太田		60	30	5	1	
2100435	清水Ⅱ-1	清水		35	70	7	4	
2100436	光明寺Ⅱ-1	光明寺		30	60	5	2	

（一志地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100605	其倉１	其倉	宮ノ下	33	190	30	11	有り
1100606	其倉２	其倉	宮ノ下	50	100	40	7	有り
1100607	石橋	石橋	上ノ垣内	40	290	20	14	有り
1100608	片山１	大仰	上山	50	100	18	5	有り
1100609	片山２	大仰	屋敷山	50	200	15	10	有り
1100610	上出１	大仰	山口	34	350	20	10	有り
1100611	上出２	大仰	栃本	40	200	12	6	
1100612	向川原	大仰	上垣内	43	130	20	11	有り
1100613	下井生	井生	東浦	55	160	30	8	有り
1100614	田尻	田尻	西出	30	170	8	6	
1100615	井関１	井関	平田	30	330	7	1	
1100617	小山１	小山	北谷	40	130	12	6	有り
1100618	小山２	小山	前田	40	180	20	5	有り
1100619	野口	波瀬	野口	50	110	10	5	有り
1100620	井の口１	波瀬	八戸後	60	100	12	5	有り
1100621	井の口２	波瀬	井の口	50	190	15	11	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100622	室の口１	波瀬	桶屋敷	40	150	20	10	有り
1100623	室の口２	波瀬	桶屋敷	40	230	20	12	有り
1100624	室の口３	波瀬	小路垣内	45	80	40	8	有り
1100625	室の口４	波瀬	小俣	30	280	20	19	有り
1102780	其倉５	其倉		40	140	35	0	
1102781	井生	井生		50	200	30	7	
1102782	石橋２	石橋		60	270	25	3	有り
1102783	高野１	高野		40	190	15	5	
1102784	高野３	高野		45	240	20	19	
1102785	高野４	高野		45	220	8	7	
1102786	高野５	高野		40	240	10	8	
1102787	井関３	井関	平石	50	300	30	13	
1102788	八太	八太	上垣内	40	140	25	11	
1102789	向川原１	大仰	向川原	70	500	60	5	
1102790	向川原２	大仰	向川原	70	300	50	7	有り
1102791	井関５	井関	平岩	30	130	40	9	
1102792	井関６	井関	東山	40	180	10	2	
1102793	井関７	井関	東山	40	70	40	0	
1102794	小山６	小山		30	90	9	3	
1102795	波瀬２	波瀬		40	80	35	0	
1102796	若杣	波瀬	若杣	40	60	15	0	
1102797	野口２	波瀬	野口	40	260	25	7	
2100624	其倉３	其倉		85	20	10	1	
2100625	其倉４	其倉		30	30	8	1	
2100626	大仰１	大仰		50	200	20	1	有り
2100627	大仰２	大仰		50	180	25	1	有り
2100628	高野２	高野		30	90	25	1	
2100629	高野６	高野		30	180	10	4	
2100630	上井生１	井生	上井生	70	30	14	1	
2100631	上井生２	井生	上井生	40	140	25	2	
2100632	中井生１	井生	中井生	60	190	26	3	
2100633	中井生２	井生	中井生	40	70	30	1	
2100634	下井生２	井生	下井生	60	50	40	1	
2100635	上出３	大仰	上出	50	150	30	1	
2100636	村出１	大仰	村出	40	280	20	3	
2100637	村出２	大仰	村出	70	140	10	2	
2100638	村出３	大仰	村出	60	20	8	1	
2100639	村出４	大仰	村出	40	100	10	2	
2100640	井関４	井関		45	150	60	1	
2100641	小山３	小山		70	90	20	3	
2100642	小山４	小山		50	170	13	4	
2100643	小山５	小山		30	70	11	1	
2100644	波瀬１	波瀬	岩垣内	30	140	10	4	
2100645	波瀬３	波瀬		45	160	65	2	
2100646	室の口５	波瀬	室の口	30	100	10	2	
2100647	野口３	波瀬	野口	70	40	5	1	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100648	野口４	波瀬	野口	35	130	15	2	
2100649	井の口３	波瀬	井の口	40	300	45	1	有り

（白山地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100561	福田山１	福田山	上出	40	120	30	7	有り
1100562	福田山２	福田山	上出	40	280	50	11	有り
1100563	福田山３	福田山	下出	50	250	50	13	有り
1100564	福田山４	福田山	下出	50	130	50	7	
1100565	大原	大原	前田	40	480	60	10	有り
1100566	小杉１	小杉	日向	50	220	30	6	有り
1100567	小杉２	小杉	日向	50	140	20	5	有り
1100568	小杉３	小杉	日向	50	240	30	7	有り
1100569	城立１	城立	下出	50	220	15	10	有り
1100570	城立２	城立	寺向	40	130	25	5	有り
1100571	二俣１	二俣	諸の垣外	40	230	30	6	有り
1100572	二俣２	二俣	南出	35	110	30	6	有り
1100573	二俣３	二俣	南出	50	100	10	5	有り
1100574	二俣４	二俣	堂ノ前	45	110	30	5	有り
1100575	真見	真見	中出	30	200	7	5	
1100576	南家城１	南家城	柳谷	30	190	10	5	有り
1100577	南家城２	南家城	南出	65	220	9	12	有り
1100578	東町	南家城	市場坂	70	120	8	8	
1100579	藤	藤	中垣内	30	190	15	6	有り
1100580	御城	川口	ハサマ	35	140	8	5	
1100581	的場	川口	的場	40	450	10	16	有り
1100582	黒木	川口	黒木	45	160	10	7	有り
1100583	大広１	川口	松の尾	30	160	10	6	
1100584	大広２	川口	洞	35	80	12	6	
1100585	大広３	川口	庄司谷	75	200	12	10	有り
1100586	大広４	川口	大広	30	100	10	6	有り
1100587	殿垣内	三ヶ野	殿垣内	35	190	15	7	
1100588	横町	二本木	横町	70	100	8	5	有り
1100589	茶屋	二本木	徳田北	30	190	10	7	有り
1100590	岡	岡	八千代垣内	30	210	10	6	
1100591	口佐田	佐田	正住寺	45	100	40	5	
1100592	中佐田	佐田	ひる河内	45	160	30	5	有り
1100593	堂坂	佐田	堂坂	45	90	6	5	
1100594	上佐田１	佐田	梶ヶ広	40	250	30	13	有り
1100595	上佐田２	佐田	梶ヶ広	35	100	15	6	有り
1100596	奥佐田	佐田	向	55	150	20	5	有り
1100597	東谷	佐田	東谷	46	50	36	5	有り
1100598	垣内１	垣内	西上山	41	110	17	13	有り
1100599	垣内２	垣内	柚広	40	200	60	5	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100600	稲垣	稲垣	中山	39	60	35	5	有り
1100601	下出	八対野	宮添	35	110	40	5	有り
1100602	古市１	古市	中切	40	300	35	12	有り
1100603	古市２	古市	東洞	41	450	35	15	有り
1100604	大山	古市	山田野	45	170	10	12	有り
1102307	福田山５	福田山		35	140	30	5	有り
1102308	南家城２	南家城		30	60	30	5	有り
1102309	大広５	川口		70	80	15	5	
1102728	佐田３	佐田		40	30	15	0	
1102729	上佐田３	上佐田		40	70	16	0	
1102730	佐田４	佐田		40	110	15	0	
1102731	三ヶ野２	三ヶ野	親俣	50	80	54	1	
1102732	三ヶ野３	三ヶ野		50	190	54	7	
1102733	三ヶ野４	三ヶ野	中出	60	180	50	8	
1102734	垣内３	垣内	東青山変電所	40	70	18	0	
1102735	垣内６	垣内		45	100	50	2	
1102736	一色	八対野	一色	40	120	20	5	
1102737	上ノ村７	上ノ村	辻	70	360	60	5	有り
1102738	上ノ村９	上ノ村	林	70	70	24	5	
1102739	中佐田２	佐田	中佐田	45	130	22	5	
1102740	南出２	南出	西出	35	80	20	1	有り
1102741	南出６	南出	関谷	70	270	8	0	有り
1102742	南出７	南出	関谷	70	410	14	4	
1102743	南出８	南出	関谷	60	140	14	0	
1102744	南出９	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	35	270	15	13	
1102745	南出 12	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	40	100	15	5	
1102746	佐田５	佐田		45	120	40	0	有り
1102747	二本木３	二本木	白山台	70	190	14	2	
1102748	日生学園１	八対野	日生学園	40	50	20	0	
1102749	日生学園２	八対野	日生学園	35	200	14	0	
1102750	日生学園３	八対野	日生学園	40	100	10	0	
1102751	南出 15	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	45	90	12	9	
1102752	南出 16	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	45	190	38	12	
1102753	南出 17	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	50	130	20	6	
1102754	南出 18	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	50	350	20	30	
1102755	南出 19	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	40	210	28	5	
1102756	二本木 11	二本木	ﾎｰﾑﾗﾝﾄﾞ柳原	45	180	34	6	
1102757	二本木 15	二本木	沖広	85	240	6	6	
1102758	大原２	大原	北大原	45	110	50	0	
1102759	下出２	八対野	下出	80	320	11	4	有り
1102760	川口１	川口		60	300	10	7	
1102761	大角	川口	大角	50	140	10	0	
1102762	西ノ口	川口	西ノ口	60	690	14	27	
1102763	杉ヶ瀬	川口	杉ヶ瀬	60	170	14	5	
1102764	小野１	川口	小野	50	100	34	5	有り
1102765	大広６	川口	大広	40	290	26	3	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1102766	大広９	川口	大広	40	180	20	9	
1102767	小杉６	小杉	わかすぎの里	50	160	65	0	
1102768	城立５	城立		40	80	10	0	
1102769	城立６	城立		50	140	75	0	
1102770	藤２	藤	西出	70	290	10	10	
1102771	藤３	藤	東出	80	450	9	14	有り
1102772	南家城６	南家城		40	50	15	23	
1102773	福田山７	福田山	中出	50	120	60	0	
1102774	福田山８	福田山	中出	45	150	95	2	有り
1102775	二俣５	二俣		70	130	25	5	
1102776	南家城９	南家城	立町	50	270	30	1	
1102777	南家城 10	南家城		40	50	15	0	
1102778	福田山 10	福田山	布引	50	130	40	5	
1102779	福田山 11	福田山	布引	45	80	30	5	
2100520	佐田１	佐田		50	60	20	1	
2100521	佐田２	佐田		40	30	10	1	
2100522	奥佐田２	奥佐田		45	100	62	1	
2100523	上佐田４	上佐田		35	80	14	3	
2100524	三ヶ野１	三ヶ野	親俣	50	130	56	2	
2100525	三ヶ野５	三ヶ野	中出	30	60	8	1	
2100526	三ヶ野６	三ヶ野	親俣	40	160	16	4	
2100527	三ヶ野７	三ヶ野	中出	60	110	34	1	
2100528	三ヶ野８	三ヶ野	北谷	60	110	8	1	有り
2100529	三ヶ野 10	三ヶ野	殿垣内	50	110	38	3	
2100530	三ヶ野 11	三ヶ野	中村	60	90	52	2	
2100531	垣内５	垣内		45	90	12	1	
2100532	上ノ村１	上ノ村	一之坂	50	50	28	3	
2100533	上ノ村３	上ノ村		40	80	26	2	
2100534	上ノ村４	上ノ村		50	90	38	1	有り
2100535	上ノ村５	上ノ村	川久保	40	120	35	2	有り
2100536	別府	八対野	別府	40	100	48	1	
2100537	上ノ村６	上ノ村		50	120	35	2	有り
2100538	上ノ村８	上ノ村	林	50	130	18	1	
2100539	南出１	南出	西出	30	130	28	1	有り
2100540	南出３	南出	西出	45	50	18	1	有り
2100541	南出４	南出	西出	40	80	24	1	
2100542	南出５	南出	西出	35	110	22	1	有り
2100543	南出 11	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	60	80	12	1	
2100544	南出 13	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	60	100	10	3	
2100545	二本木１	二本木	白山台	60	150	22	1	
2100546	二本木２	二本木	浜城	60	160	16	3	
2100547	岡２	岡		45	110	38	1	
2100548	三ヶ野 12	三ヶ野	里川	50	50	10	3	
2100549	三ヶ野 13	三ヶ野	大井谷	60	70	26	1	
2100550	三ヶ野 14	三ヶ野	大井谷	60	60	30	2	
2100551	三ヶ野 15	三ヶ野	茶屋ノ前	60	60	10	2	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100552	伊勢見１	伊勢見		50	100	15	3	
2100553	内野	八対野	内野	35	170	40	2	
2100554	両構１	八対野	両構	30	80	20	1	
2100555	両構２	八対野	両構	30	100	24	4	
2100556	稲垣２	稲垣	上出	70	100	26	1	
2100557	南出 20	南出	西出	35	50	22	1	
2100558	南出 21	南出	西出	40	180	26	4	
2100559	南出 22	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ柳原	40	80	28	3	
2100560	南出 23	南出	下出	40	120	35	3	
2100561	南出 24	南出	下出	40	220	16	3	有り
2100562	古市３	古市		40	140	25	1	
2100563	岡３	岡		40	150	42	1	
2100564	二本木４	二本木	浜城	45	200	34	3	
2100565	二本木５	二本木	閑城	60	140	10	3	
2100566	二本木６	二本木	向居	70	90	6	2	
2100567	二本木７	二本木	向居	50	110	12	1	
2100568	二本木８	二本木		40	140	20	4	
2100569	二本木９	二本木	ﾎｰﾑﾗﾝﾄﾞ柳原	40	170	42	3	有り
2100570	二本木 10	二本木	ﾎｰﾑﾗﾝﾄﾞ柳原	50	100	44	3	有り
2100571	二本木 12	二本木	沖広	70	100	6	1	
2100572	二本木 13	二本木	沖広	70	120	8	1	
2100573	二本木 14	二本木	亀ヶ広	65	150	30	4	
2100574	二本木 16	二本木	沖広	40	150	5	3	
2100575	三ヶ野 16	三ヶ野	滝ヶ広	60	180	20	2	
2100576	伊勢見２	伊勢見		40	40	10	1	
2100577	山田野	山田野	上出	40	200	65	4	
2100578	稲垣３	稲垣	下出	45	150	11	2	
2100579	算所１	八対野	算所	75	110	7	1	
2100580	算所２	八対野	算所	40	80	30	1	
2100581	古市	古市		40	170	60	3	有り
2100582	算所３	八対野	算所	80	180	15	4	
2100583	双川１	川口	双川	60	90	20	1	
2100584	双川２	川口	双川	60	100	20	1	
2100585	双川３	川口	双川	60	120	15	1	
2100586	御衣田１	川口	御衣田	30	80	38	1	有り
2100587	小野２	川口	小野	80	140	46	2	
2100588	川口２	川口		40	140	20	1	
2100589	大広７	川口	大広	60	120	26	2	
2100590	大広８	川口	大広	50	160	20	2	
2100591	大広 10	川口	大広	45	60	16	1	
2100592	大広 12	川口	大広	40	60	40	1	
2100593	南大原１	大原	南大原	60	180	65	2	有り
2100594	南大原２	大原	南大原	30	80	55	1	有り
2100595	南大原３	大原	南大原	50	80	45	1	
2100596	南大原４	大原	南大原	45	100	14	2	
2100597	小杉４	小杉		45	40	12	1	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100598	小杉５	小杉		60	100	10	1	有り
2100599	城立１	城立		45	230	45	2	
2100600	城立２	城立		45	140	85	3	有り
2100601	城立３	城立		45	90	12	1	
2100602	城立４	城立		40	110	95	1	有り
2100603	藤４	藤	飛野	40	30	10	1	
2100604	南家城４	南家城	東町	35	110	20	1	
2100605	南家城５	南家城	東町	40	110	40	1	
2100606	南家城７	南家城	東町	40	150	70	2	
2100607	南家城８	南家城	瀬戸	40	100	45	2	
2100608	北家城	北家城	開下	40	100	30	1	
2100609	市場１	川口	市場	30	120	20	3	有り
2100610	御城１	川口	御城	40	60	10	2	有り
2100611	市場２	川口	市場	30	80	25	1	
2100612	市場３	川口	市場	40	30	35	2	
2100613	御城２	川口	御城	50	60	10	1	
2100614	福田山６	福田山	下出	60	50	35	1	
2100615	福田山９	福田山	中出	45	40	65	1	
2100616	二俣６	二俣		45	90	10	1	
2100617	二俣７	二俣		30	80	85	1	
2100618	二俣８	二俣		65	100	8	3	
2100619	真見２	真見		40	180	70	2	
2100620	福田山 12	福田山	上出	30	50	30	1	
2100621	福田山 13	福田山	上出	50	160	55	4	有り
2100622	福田山 14	福田山	上出	45	70	15	2	
2100623	福甲山 15	福田山	上出	60	120	40	4	

（美杉地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100644	羽黒	竹原	羽黒	40	150	15	12	有り
1100645	持経１	竹原	持経	45	270	60	19	有り
1100646	持経２	竹原	持経	40	540	60	42	有り
1100647	持経３	竹原	持経	45	330	60	21	有り
1100648	梅ヶ広１	八手俣	梅ヶ広	40	380	60	14	有り
1100649	梅ヶ広２	八手俣	梅ヶ広	45	200	40	19	有り
1100650	中野１	竹原	中野	35	190	.15	8	有り
1100651	中野２	竹原	中野	35	160	15	9	有り
1100652	中野３	竹原	中野	35	230	15	10	
1100653	瀬木１	竹原	瀬木	47	530	22	26	有り
1100654	瀬木２	竹原	瀬木	47	400	22	16	有り
1100655	中原１	竹原	中原	35	110	40	6	有り
1100656	中原２	竹原	中原	30	170	40	6	有り
1100657	中原３	竹原	中原	30	150	20	9	有り
1100658	掛ノ脇１	竹原	掛ノ脇	30	210	50	11	有り
1100659	掛ノ脇２	竹原	掛ノ脇	30	100	10	5	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100660	上平１	竹原	上平	35	120	30	7	有り
1100661	上平２	竹原	上平	35	90	5	5	有り
1100662	上平３	竹原	上平	40	150	50	6	有り
1100663	小原１	竹原	小原	30	200	10	7	有り
1100664	小原２	竹原	小原	35	120	50	6	有り
1100665	須渕	八知	須渕	40	370	40	9	有り
1100666	大野１	八知	大野	32	340	15	12	有り
1100667	大野２	八知	大野	30	110	8	5	有り
1100668	大野３	八知	大野	35	170	15	7	有り
1100669	立花１	八知	立花	40	120	15	6	有り
1100670	立花２	八知	立花	45	120	25	2	有り
1100671	立花３	八知	立花	30	210	20	9	有り
1100672	広	八知	広	35	180	15	6	有り
1100673	小西下	八知	小西	40	500	40	22	有り
1100674	小西上	八知	小西	40	150	40	6	有り
1100675	元小西	八知	小西	40	640	25	47	有り
1100676	神河	八知	神河	40	80	25	6	有り
1100677	奥出	八知	奥出	35	170	9	9	有り
1100678	森	八知	森	35	150	20	9	有り
1100679	尻屋	八知	尻屋	45	380	25	14	有り
1100680	馬場	八知	馬場	40	140	40	4	有り
1100681	市場上１	八知	市場	40	400	50	27	有り
1100682	市場上２	八知	市場	40	110	50	4	有り
1100683	市場上３	八知	市場	40	250	50	4	有り
1100684	柳瀬	八知	柳瀬	40	120	10	5	有り
1100685	大御堂１	八知	大御堂	35	350	25	16	有り
1100686	大御堂２	八知	相戸	40	190	10	7	有り
1100687	比河	八知	比河	35	250	45	14	有り
1100688	小田１	八知	小田	40	460	25	26	有り
1100689	小田２	八知	小田	35	130	25	5	有り
1100690	相戸１	八知	相戸	45	370	15	14	有り
1100691	相戸２	八知	相戸	35	190	10	7	有り
1100692	老ヶ野	八知	老ヶ野	40	120	25	6	
1100693	共栄１	八知	共栄	45	230	30	11	有り
1100694	共栄２	八知	共栄	40	130	30	5	有り
1100695	比津１	八知	比津	35	130	30	5	有り
1100696	比津２	八知	比津	35	140	25	7	有り
1100697	飯垣内１	太郎生	飯垣内	40	360	25	17	有り
1100698	飯垣内２	太郎生	飯垣内	50	90	20	6	有り
1100699	境ヶ瀬１	太郎生	境ヶ瀬	30	210	5	6	有り
1100700	境ヶ瀬２	太郎生	境ヶ瀬	45	130	25	5	有り
1100701	猿子１	太郎生	猿子	40	440	10	18	有り
1100702	猿子２	太郎生	猿子	45	150	40	7	有り
1100703	下登	太郎生	登	40	280	30	15	有り
1100704	上登	太郎生	登	35	340	15	13	有り
1100705	太郎生殿	太郎生	太郎生殿	40	230	15	11	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100706	西寺垣内	太郎生	寺垣内	45	240	15	13	有り
1100707	寺垣内	太郎生	寺垣内	40	210	60	8	有り
1100708	茶屋垣内	太郎生	茶屋垣内	40	590	25	40	有り
1100709	宮崎上切１	太郎生	上切	40	220	8	9	有り
1100710	宮崎上切２	太郎生	上切	40	200	40	8	有り
1100711	坂の脇	太郎生	坂の脇	45	160	25	6	有り
1100712	佐野地南	太郎生	佐野地南	40	130	20	5	有り
1100713	佐野地北	太郎生	佐野地北	45	190	15	6	
1100714	東下	太郎生	東下	45	530	20	28	有り
1100715	中尾１	太郎生	中尾	35	120	35	6	有り
1100716	中尾２	太郎生	中尾	35	140	25	6	有り
1100717	東上	太郎生	東上	40	160	30	6	有り
1100718	東上２	太郎生	東上	40	70	30	6	有り
1100719	桜	三多気	桜	30	100	10	5	有り
1100720	杉平	杉平	杉平	45	220	10	8	有り
1100721	払戸西	石名原	払戸西	40	220	15	8	有り
1100722	堂垣内	石名原	堂垣内	40	450	30	17	有り
1100723	上垣内	石名原	上垣内	35	120	8	5	有り
1100724	中垣内	石名原	中垣内	35	230	15	13	有り
1100725	瀬の原１	石名原	瀬の原	40	160	25	10	有り
1100726	瀬の原２	石名原	瀬の原	45	160	10	9	有り
1100727	越知	石名原	越知	35	170	9	10	有り
1100728	下前戸	石名原	下前戸	40	150	45	8	有り
1100729	逢坂	石名原	逢坂	30	130	10	5	有り
1100730	非浦１	川上	非浦	40	320	120	11	有り
1100731	非浦２	川上	非浦	35	120	60	5	有り
1100732	相地１	川上	相地	40	290	25	7	
1100733	相地２	川上	相地	30	170	25	6	
1100734	中野１	川上	中野	35	170	25	6	有り
1100735	中野２	川上	中野	35	150	12	7	有り
1100736	中村下	川上	中村	50	170	10	5	有り
1100737	宮ノ本	川上	宮ノ本	40	280	150	8	有り
1100738	前原	川上	前原	40	190	50	8	有り
1100739	西ヶ広	川上	西ヶ広	40	420	45	28	有り
1100740	上殿１	奥津	上殿	45	220	15	13	有り
1100741	上殿２	奥津	上殿	45	160	30	5	有り
1100742	上殿３	奥津	上殿	45	230	50	9	有り
1100743	上殿４	奥津	上殿	45	170	50	9	有り
1100744	上殿５	奥津	市場下	40	150	50	9	
1100745	谷口	奥津	谷口	40	330	20	13	有り
1100746	波籠	奥津	波籠	45	260	20	10	有り
1100747	西俣１	丹生俣	西俣	40	150	30	5	有り
1100748	西俣２	丹生俣	西俣	45	260	40	8	有り
1100749	中俣	丹生俣	中俣	40	310	20	17	有り
1100750	宮垣内１	丹生俣	宮垣内	40	350	20	12	有り
1100751	宮垣内２	丹生俣	宮垣内	45	180	30	5	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1100752	下組１	丹生俣	下組	35	110	15	6	有り
1100753	下組２	丹生俣	下組	35	100	30	6	有り
1100754	柳ヶ野	丹生俣	柳ヶ野	45	120	40	6	有り
1100755	小津	上多気	小津	30	160	10	5	有り
1100756	町屋	上多気	町屋	50	230	6	10	有り
1100757	立川１	上多気	立川	35	230	20	7	有り
1100758	立川２	上多気	立川	35	100	40	5	有り
1100759	谷町１	上多気	谷町	40	410	30	14	有り
1100760	谷町２	上多気	谷町	40	120	120	14	
1100761	上村１	下多気	上村	45	110	40	5	有り
1100762	上村２	下多気	上村	40	190	40	5	有り
1100763	上村３	下多気	上村	45	170	30	8	有り
1100764	上村４	下多気	上村	45	170	30	7	
1100765	小田１	下多気	小田	35	150	25	5	有り
1100766	小田２	下多気	小田	40	240	50	9	有り
1100767	白口１	下多気	白口	45	330	30	31	有り
1100768	白口２	下多気	白口	45	320	50	22	有り
1100769	野登瀬	下多気	野登瀬	50	210	30	15	有り
1100770	漆１	下多気	漆	45	180	30	6	有り
1100771	漆２	下多気	漆	45	100	20	6	有り
1100772	寺広	八手俣	寺広	45	220	30	5	有り
1100773	脇ヶ野	八手俣	脇ヶ野	35	310	20	21	有り
1100774	篠ヶ広	下之川	篠ヶ広	45	150	20	10	有り
1100775	山口	下之川	山口	30	130	25	5	有り
1100776	太作１	下之川	太作	35	240	30	10	有り
1100777	太作２	下之川	太作	30	170	40	7	有り
1100778	山本	下之川	山本	45	180	30	5	有り
1100779	三谷	下之川	三谷	40	200	40	6	有り
1100780	三谷２	下之川	三谷	30	150	20	7	
1100781	中村１	下之川	中村	40	200	15	7	有り
1100782	中村２	下之川	中村	60	150	10	5	有り
1100783	中村３	下之川	中村	40	110	40	8	有り
1100784	不動ノ口	下之川	不動ノ口	40	250	30	8	有り
1100785	戸木１	下之川	戸木	35	290	10	9	有り
1100786	戸木２	下之川	戸木	35	90	10	5	
1100787	上村１	下之川	上村	40	440	20	15	有り
1100788	上村２	下之川	上村	35	300	20	12	有り
1100789	中津１	下之川	中津	35	580	40	22	有り
1100790	中津２	下之川	中津	35	70	25	6	有り
1102810	梅ヶ広３	竹原	梅ヶ広	60	120	62	0	
1102811	梅ヶ広４	竹原	梅ヶ広	30	70	75	0	
1102812	奥出３	八知	奥出	60	60	75	1	有り
1102813	中町	下之川	中町	45	110	30	5	有り
1102814	漆７	下多気	漆	50	100	30	0	
1102815	戸木３	下之川	戸木	60	90	10	5	
1102816	瑞穂３	太郎生	瑞穂	40	200	10	5	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1102817	比津３	八知	比津	40	350	100	1	有り
1102818	中尾６	太郎生	中尾	30	80	50	3	
1102819	東上３	太郎生	東上	80	810	20	16	有り
1102820	谷町３	上多気	谷町	60	210	80	1	有り
1102821	瀬戸１	下多気	瀬戸	50	210	50	6	
1102822	奥津１	奥津		70	490	20	9	
1102823	須郷２	奥津	須郷	85	190	5	3	有り
1102824	西俣４	丹生俣	西俣	60	190	90	3	
1102825	中林２	川上	中林	85	100	10	1	
1102826	平倉２	川上	平倉	60	50	50	0	
2100695	宝生１	竹原	宝生	30	50	25	2	
2100696	宝生２	竹原	宝生	45	30	15	1	
2100697	大野４	八知	大野	40	30	55	1	
2100698	掛ノ脇３	竹原	掛ノ脇	40	60	30	1	
2100699	上平４	竹原	上平	45	90	70	1	
2100700	寺広２	八手俣	寺広	30	30	6	1	
2100701	奥出２	八知	奥出	70	110	100	3	
2100702	大野５	八知	大野	40	40	45	1	有り
2100703	須渕２	八知	須渕	45	100	70	1	
2100704	立花４	八知	立花	50	40	30	1	
2100705	立花５	八知	立花	30	60	35	1	有り
2100706	小西	八知	小西	70	120	45	2	
2100707	神河２	八知	神河	60	80	70	2	
2100708	神河３	八知	神河	60	60	80	2	有り
2100709	上神河１	八知	上神河	80	100	70	1	有り
2100710	奥出４	八知	奥出	70	90	60	1	有り
2100711	立花６	八知	立花	30	150	135	2	有り
2100712	小原３	竹原	小原	45	40	20	2	有り
2100713	篠ヶ広２	八手俣	篠ヶ広	50	90	30	2	
2100714	篠ヶ広３	八手俣	篠ヶ広	50	70	35	3	
2100715	山口２	下之川	山口	60	120	30	1	
2100716	山口３	下之川	山口	50	50	30	1	
2100717	山口４	下之川	山口	50	60	35	3	有り
2100718	山口５	下之川	山口	60	90	40	2	有り
2100719	日神１	太郎生	日神	50	130	175	1	
2100720	日神２	太郎生	日神	70	70	30	1	
2100721	上神河２	八知	上神河	70	110	90	1	
2100722	庄屋出	八知	庄屋出	45	150	65	3	有り
2100723	元小西２	八知	元小西	40	110	15	2	有り
2100724	森２	八知	森	30	80	50	1	有り
2100725	森３	八知	森	35	40	20	2	
2100726	中津３	下之川	中津	80	50	30	1	有り
2100727	太作３	下之川	太作	70	120	8	4	
2100728	三谷３	下之川	三谷	60	70	25	2	有り
2100729	三谷４	下之川	三谷	45	80	30	1	
2100730	三谷５	下之川	三谷	50	100	14	1	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100731	三谷６	下之川	三谷	45	90	20	2	
2100732	三谷７	下之川	三谷	50	80	10	3	
2100733	上村３	下之川	上村	50	30	30	1	
2100734	太作４	下之川	太作	70	30	15	1	
2100735	下太郎生１	太郎生	奥出	50	40	20	1	
2100736	下太郎生３	太郎生	寺垣内	80	20	25	1	
2100737	箱根１	八知	箱根	60	30	20	1	
2100738	箱根２	八知	箱根	40	110	90	3	
2100739	小田３	八知	小田	30	60	25	1	
2100740	小田４	八知	小田	50	160	20	4	
2100741	小田５	八知	小田	30	20	7	1	
2100742	市場上４	八知	市場	45	40	30	2	
2100743	漆３	下多気	漆	60	150	65	2	
2100744	漆４	下多気	漆	60	90	30	3	
2100745	漆５	下多気	漆	45	100	50	2	
2100746	漆６	下多気	漆	45	90	20	1	
2100747	漆８	下多気	漆	40	60	30	3	
2100748	戸木４	下之川	戸木	40	40	9	1	
2100749	戸木５	下之川	戸木	70	40	10	2	
2100750	萩原１	太郎生	萩原	70	30	10	1	
2100751	萩原２	太郎生	萩原	45	190	18	3	有り
2100752	中太郎生１	太郎生	下出	60	100	20	4	
2100753	中太郎生２	太郎生	下出	70	40	40	3	
2100754	中太郎生３	太郎生	上出	60	40	25	1	
2100755	中太郎生４	太郎生	上出	80	60	10	1	有り
2100756	中太郎生５	太郎生	上出	30	40	15	2	有り
2100757	瑞穂１	太郎生	瑞穂	45	100	20	3	有り
2100758	中太郎生６	太郎生	南出	35	40	30	1	
2100759	中太郎生７	太郎生	南出	35	30	20	1	
2100760	中太郎生８	太郎生	南出	30	80	35	1	
2100761	中太郎生９	太郎生	南出	60	110	10	2	
2100762	中太郎生10	太郎生	南出	30	30	35	1	
2100763	中太郎生11	太郎生	南出	60	30	20	1	
2100764	瑞穂２	太郎生	瑞穂	50	150	15	2	有り
2100765	老ヶ野１	八知	老ヶ野	50	50	35	2	
2100766	老ヶ野２	八知	老ヶ野	60	90	60	3	
2100767	老ヶ野３	八知	老ヶ野	40	40	30	1	
2100768	老ヶ野４	八知	老ヶ野	80	50	20	1	
2100769	箱根３	八知	箱根	30	80	15	1	
2100770	比津４	八知	比津	50	110	65	2	有り
2100771	比津５	八知	比津	30	50	60	1	
2100772	比津６	八知	比津	45	50	45	1	
2100773	比津７	八知	比津	45	80	25	1	
2100774	野登瀬２	下多気	野登瀬	70	50	25	1	
2100775	野登瀬３	下多気	野登瀬	70	80	72	2	
2100776	野登瀬４	下多気	野登瀬	50	40	15	1	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100777	江後	太郎生	江後	45	120	55	3	
2100778	中尾３	太郎生	中尾	30	50	35	2	
2100779	中尾４	太郎生	中尾	30	60	40	2	
2100780	中尾５	太郎生	中尾	30	30	10	1	
2100781	中尾７	太郎生	中尾	40	50	7	1	
2100782	北垣内１	太郎生	北垣内	60	80	18	1	
2100783	北垣内２	太郎生	北垣内	60	150	16	3	
2100784	中尾８	太郎生	中尾	60	30	10	1	
2100785	三多気	三多気		50	50	6	1	
2100786	掛田１	石名原	掛田	60	80	40	1	
2100787	掛田２	石名原	掛田	60	100	40	2	
2100788	掛田３	石名原	掛田	45	60	20	1	
2100789	大妻１	石名原	大妻	60	110	25	2	
2100790	大妻２	石名原	大妻	50	70	40	1	
2100791	逢坂２	石名原	逢坂	40	50	10	1	
2100792	逢坂３	石名原	逢坂	30	50	10	2	
2100793	下前戸２	石名原	下前戸	50	30	40	1	
2100794	波篭２	奥津	波篭	70	60	50	2	有り
2100795	波篭３	奥津	波篭	70	180	35	4	有り
2100796	波篭４	奥津	波篭	60	170	75	3	
2100797	瀬戸２	下多気	瀬戸	80	90	6	1	
2100798	上村５	下多気	上村	50	100	10	1	
2100799	杉平２	杉平		60	50	6	1	
2100800	杉平３	杉平		40	110	15	4	有り
2100801	杉平４	杉平		50	130	30	3	有り
2100802	払戸	石名原	払戸	60	160	45	1	
2100803	中垣内２	石名原	中垣内	50	100	7	2	
2100804	瀬の原３	石名原	瀬の原	80	60	10	1	有り
2100805	瀬の原４	石名原	瀬の原	50	80	20	1	
2100806	瀬の原５	石名原	瀬の原	60	130	30	2	
2100807	瀬の原６	石名原	瀬の原	45	40	20	2	
2100808	越知２	石名原	越知	60	100	100	3	有り
2100809	上市場	奥津	上市場	70	100	45	2	有り
2100810	奥津２	奥津		60	60	15	1	
2100811	中垣内２	石名原	中垣内	50	70	15	1	
2100812	西ヶ広２	川上	西ヶ広	75	80	10	2	有り
2100813	西ヶ広３	川上	西ヶ広	85	160	10	4	有り
2100814	西ヶ広４	川上	西ヶ広	65	60	10	2	
2100815	奥津３	奥津		30	80	10	1	
2100816	奥津４	奥津		45	110	30	3	
2100817	須郷１	奥津	須郷	45	40	35	3	
2100818	須郷３	奥津	須郷	45	110	10	2	
2100819	須郷４	奥津	須郷	70	160	8	4	
2100820	前原２	川上	前原	50	110	10	1	
2100821	前原３	川上	前原	50	130	100	1	
2100822	立川３	上多気	立川	50	30	30	1	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2100823	奥立川１	上多気	奥立川	30	130	55	1	
2100824	奥立川２	上多気	奥立川	30	140	114	1	
2100825	奥立川３	上多気	奥立川	60	120	130	1	
2100826	奥立川４	上多気	奥立川	30	120	40	1	
2100827	西俣３	丹生俣	西俣	70	50	20	2	
2100828	下組３	丹生俣	下組	50	130	100	1	
2100829	唐戸１	丹生俣	唐戸	50	80	35	1	
2100830	唐戸２	丹生俣	唐戸	70	100	65	2	
2100831	唐戸３	丹生俣	唐戸	50	120	45	1	
2100832	中俣２	丹生俣	中俣	40	80	20	3	
2100833	中俣３	丹生俣	中俣	60	100	50	1	
2100834	中俣４	丹生俣	中俣	40	90	45	1	
2100835	奥立川５	上多気	奥立川	30	60	86	1	有り
2100836	奥立川６	上多気	奥立川	60	160	84	2	有り
2100837	奥立川７	上多気	奥立川	60	60	70	2	有り
2100838	非浦３	川上	非浦	70	70	70	1	
2100839	非浦４	川上	非浦	50	200	200	2	
2100840	相地３	川上	相地	80	180	10	1	
2100841	相地４	川上	相地	60	180	11	2	
2100842	中村下２	川上	中村	50	170	50	2	
2100843	中村下３	川上	中村	80	50	6	1	
2100844	中村下４	川上	中村	80	130	11	1	
2100845	中村下５	川上	中村	70	60	10	1	有り
2100846	中村下６	川上	中村	30	80	35	2	
2100847	中林１	川上	中林	50	180	110	2	
2100848	松屋１	川上	松屋	50	170	125	3	
2100849	松屋２	川上	松屋	85	80	10	1	
2100850	川上	川上		60	100	45	3	
2100851	相地５	川上	相地	80	100	15	1	有り
2100852	相地６	川上	相地	70	90	70	2	
2100853	丹生俣１	丹生俣		70	120	75	1	
2100854	丹生俣２	丹生俣		70	110	130	1	有り
2100855	丹生俣３	丹生俣	木地屋	60	100	44	3	有り
2100856	丹生俣４	丹生俣	木地屋	70	100	46	2	有り
2100857	丹生俣５	丹生俣		50	140	90	2	
2100858	丹生俣６	丹生俣		80	60	12	1	
2100859	丹生俣７	丹生俣		60	110	60	1	
2100860	若宮	川上	若宮	45	120	75	3	
2103424	松屋３	川上	松屋	45	150	70	2	
2103425	平倉１	川上	平倉	70	50	50	1	

≪人工がけ≫

（津地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200100	大ヶ瀬	大ヶ瀬		45	500	9	80	有り
1200155	一身田豊野Ⅰ-1	豊野団地		40	80	16	6	有り
1200156	一身田豊野Ⅰ-2	豊野団地		55	140	8	9	
1200157	一身田豊野Ⅰ-4	豊野団地		45	170	14	8	有り
1200158	一身田豊野Ⅰ-5	豊野団地		55	120	5	6	
1200159	河辺Ⅰ-1	津西ハイタウン		35	130	9	6	有り
1200160	河辺Ⅰ-2	津西ハイタウン		35	280	14	32	有り
1200161	河辺Ⅰ-4			60	80	10	2	
1200162	長岡Ⅰ-1			45	190	11	9	有り
1200163	渋見Ⅰ-1	渋見ヶ丘		60	110	10	9	有り
1200164	長岡Ⅰ-4	つつじが丘団地		45	230	12	11	有り
1200165	上浜Ⅰ-2	6丁目		55	60	14	6	有り
1200166	大谷Ⅰ-2			55	40	7	1	有り
1200167	片田志袋Ⅰ-1	片田志袋団地		40	140	9	11	有り
1200168	緑が丘Ⅰ-1	2丁目		30	250	7	17	有り
1200169	緑が丘Ⅰ-2	2丁目		35	150	14	13	有り
1200170	緑が丘Ⅰ-3	2丁目		30	170	7	10	有り
1200171	片田新Ⅰ-1			30	250	7	10	有り
1200172	半田Ⅰ-4	半田		40	130	10	0	
1200173	半田Ⅰ-5	半田		50	100	13	0	有り
1200174	垂水Ⅰ-2	垂水		40	160	8	9	有り
1200175	高野尾Ⅰ-2	豊里ネオポリス		30	240	6	11	有り
2200034	渋見Ⅱ-1	つつじが丘団地		45	100	6	1	有り
2200035	片田長谷Ⅱ-2			45	50	14	1	有り
2200036	分部Ⅱ-5	分部	山垣内	55	40	5	2	
2200037	観音寺Ⅱ-2	津公園団地		45	50	8	2	有り
2200038	片田新Ⅱ-1	1丁目		30	30	11	1	有り
2200039	半田Ⅱ-4	半田		35	80	14	3	有り

（久居地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200024	小野辺町	脇田山		40	260	5	15	有り
1200025	戸木町	北川原		30	150	8	15	
1200026	元町	東出		65	30	5	5	
2200048	榊原18			50	60	28	1	有り
2200049	榊原34			70	100	48	3	有り
2200050	稲葉6			60	80	10	1	
2200051	相川2			70	140	6	3	有り
2200052	桜が丘			70	80	5	4	

（河芸地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200176	浜田Ⅰ-2	浜田		40	50	26	0	有り
1200177	浜田Ⅰ-3	浜田		40	50	9	0	有り
2200040	三行Ⅱ-2	三行		90	30	15	1	有り
2200041	赤部Ⅱ-1	赤部		40	60	6	1	有り
2200042	浜田Ⅱ-1	浜田		40	40	9	1	有り

（芸濃地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200178	河内Ⅰ-5	河内		55	60	47	0	有り
1200179	椋本Ⅰ-2	椋本	殿町	30	100	14	5	有り
1200180	北神山Ⅰ-1	北神山		30	100	10	0	

（美里地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200023	寺山	北長野	寺山	45	120	20	0	
1200181	北長野Ⅰ-1	北長野	関ノ内	40	120	16	4	有り
1200182	三郷Ⅰ-1	三郷	嘉古部	45	30	21	20	有り
1200183	家所Ⅰ-2	家所	辰ノ口	45	170	11	5	有り
1200184	三郷Ⅰ-3	三郷	管ヶ谷	60	90	26	0	
2200044	北長野Ⅱ-2	北長野	寺山	60	60	5	2	
2200045	南長野Ⅱ-5	南長野	分郷	70	90	8	2	有り
2200046	南長野Ⅱ-6	南長野	分郷	60	110	8	4	有り
2200047	三郷Ⅱ-2	三郷	奥崩ヶ谷	60	30	39	3	有り

（安濃地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200022	清水	清水	林崎	30	120	10	18	有り
2200043	清水ヶ丘Ⅱ-1	清水		40	90	10	4	

（一志地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200027	野田	高野	野田上野	30	170	10	16	有り
1200189	虹が丘１	虹が丘		35	130	10	10	
1200190	虹が丘２	虹が丘		40	110	5	7	

（白山地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200185	三ヶ野９	三ヶ野	北谷	60	170	32	5	有り
1200186	垣内４	垣内		45	50	30	0	
1200187	南出 10	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ 榊原	30	250	8	18	
1200188	南出 14	南出	ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ 榊原	40	110	10	6	
2200053	上ノ村２	上ノ村	一之坂	45	90	36	1	
2200054	大広 11	川口	大広	80	40	12	1	

（美杉地域）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数（戸）	公共施設
		大字	小字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）		
1200193	梅ヶ広５	竹原	梅ヶ広	40	70	15	0	
1200194	前原４	川上	前原	30	140	10	0	
2200057	寺広３	八手俣	寺広	70	80	20	2	
2200058	下太郎生２	太郎生	奥出	30	40	18	1	
2200059	波篭５	奥津	波篭	50	110	25	3	有り
2200060	谷口２	奥津	谷口	70	90	30	2	有り
2200061	谷口３	奥津	谷口	60	60	10	1	

21　山腹崩壊危険地区（農林水産部）

（津地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	窪田	翌ケ丘	2			6			県
〃	2	高野尾	里	1		11				県
〃	3	高野尾	六呂	1				3		市
〃	4	片田(1)	西谷山	2		20			2	県
〃	5	片田(2)	西谷山	3	58				1	県
〃	6	片田薬王子	波瀬	1		10				市
〃	7	片田久保	西谷山	2		19				市
〃	8	片田久保	西谷山	1						市
〃	9	殿村	山垣内	1		24				市
〃	10	一身田豊野	東田端	1		18				市
〃	11	一身田豊野	西田端	1		16				市
〃	12	大里川北町	出屋川北	1			6			市
〃	13	一身田豊野	西田端	1				2		市
〃	14	片田志袋	門	1		11				市
〃	15	片田井戸	堂坂	5	75					市
〃	16	片田田中町	尾ヶ峰	5						農
〃	17	分部	赤坂	1				1		県
〃	18	片田志袋町	池の谷	1						農
〃	19	片田長谷町	滝谷	1				2		市
小計	19			32						

（久居地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	榊原	花掛	1			7			市
〃	2	〃	〃	3		12				市
〃	3	〃	〃	3		10				市
〃	4	〃	一ノ坂	2				3		
〃	5	〃	中ノ山	2			5			市
〃	6	榊原	中ノ山	1				4		市
〃	7	榊原	中ノ山	1			6			
〃	8	〃	里	1				2		市
〃	9	〃	〃	1			8			市
〃	10	〃	下垣内	1				4		市

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	11	榊原	下垣内	2			7			市
〃	12	〃	〃	1				4		市
〃	13	〃	〃	1		10				市
〃	14	〃	丸ヶ谷	1			7			市
〃	15	〃	〃	2			8			市
〃	16	〃	谷仙	3			6			市
〃	17	〃	向ヶ広	1			7			市
〃	18	〃	安子谷	1				2		市
〃	19	〃	洗川	1				1		
〃	20	〃	八知山	1			6			県
〃	21	〃	中上	1			5			市
〃	22	稲葉	北出	2		19			1	県
〃	23	〃	稲初	1		23				県
〃	24	中村	神前津	3		12				市
〃	25	〃	入野	2		16			1	市
〃	26	榊原	ソヤ谷	1				1		市
〃	27	〃	北浦	1				1		市
〃	28	〃	大谷	1				1		市
小計	28			42						

（河芸地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	久知野	菖蒲谷	2		35				県
〃	2	三行	狭間脇	2						市
〃	3	北黒田	堤谷	1			5			市
〃	4	南黒田	丸市	2		27				市
〃	5	〃	井尻	2		11				市
〃	6	上野	池ノ谷	1		22				市
〃	7	南黒田	八ノ坪	1				2		
小計	7			11						

（芸濃地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	雲林院	中瀬古	2				1	1	市
〃	2	河内	宝並	1			6			市
〃	3	〃	北畑	2		10				市
〃	4	〃	南垣内	2			7			県
〃	5	〃	杖立	2					1	県
〃	6	多門	上山	2		20				市
〃	7	忍田	城山	2		43				市
〃	8	〃	下ノ垣内	3		14			1	県
〃	9	南山	一之倉	1		10				市
〃	10	安西	忍田	1				2		市
〃	11	安西	小野平	1				4		
〃	12	〃	萩野	1		15				市
〃	13	〃	岡本	2		25				市
〃	14	河内	溝田	2			6			市
〃	15	〃	松塚	1						県
〃	16	〃	奥苫古谷	6						林
〃	17	〃	山堂	1				2		市
〃	18	〃	落合	1		13				県
小計	18			33						

（美里地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	平木	松ヶ久保	1				2		県
〃	2	〃	高空	1				3		国
〃	3	細野	東山	3		10				市
〃	4	桂畑	庵坂	4		30			1	市
〃	5	南穴倉	川南	1			7			林
〃	6	日南田	北出	4		35				林
〃	7	〃	〃	2		10				県
〃	8	家所	向出	3		29				林
〃	9	〃	野田	2		16				林
〃	10	〃	野田（2）	2		10				
〃	11	家所	辰ノ口	2		14				市
〃	12	〃	井ノ面	1		19				市
〃	13	〃	〃	1		23				林

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	14	五百野	外山	1		18				市
〃	15	三郷	菅ヶ谷	2				3		県
〃	16	〃	山出	1				2		県
〃	17	南長野	分郷	1		22				県
〃	18	北長野	前田	2		16				県
〃	19	〃	向前田	2				1	1	
〃	20	〃	荒井	2				4		市
〃	21	〃	南谷	1				4		市
〃	22	足坂	筒井	1		13				県
〃	23	〃	〃	1				1	1	県
〃	24	三郷	赤ヶ谷	1		11				市
〃	25	三郷	垣内	1			6			
〃	26	北長野	瀬戸谷	1						県
〃	27	〃	向前田(2)	1				1		
〃	28	足坂	地蔵坂	1				2	1	国
〃	29	日南田	北出	1						農
〃	30	桂畑	オクノノ	6						林
小計	30			53						

（安濃地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	南神山	打越	1		24			1	県
〃	2	草生	若松	6		23				県
〃	3	〃	山出	2		13				県
〃	4	安濃	太田	1		16				市
〃	5	〃	日余	1		26				市
〃	6	〃	内多	1		28				市
〃	7	〃	栗原	2		33				市
〃	8	〃	〃	1		27				市
〃	9	〃	山出	1		15				市
〃	10	〃	明合東観音寺	1		25				
〃	11	草生	岩城	2		16				市
〃	12	〃	神子谷	1				4		市
〃	13	中川	庵ノ下	1		25				
〃	14	〃	中大谷	2						市
〃	15	戸島	川北	1				3		市
〃	16	草生	大上郷	1				1		市

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	17	草生	西五戸	1						市
〃	18	妙法寺	御供田	1						農
小計	18			27						

（一志地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	高岡	井倉	1			5			市
〃	2	高岡	井倉	1			7			県
〃	3	石橋	上ノ垣内	2		15				市
〃	4	川合	上垣内	1		15				県
〃	5	大井	東山	2					1	鉄
〃	6	〃	上井	1				4		市
〃	7	〃	片山	2		12				県
〃	8	〃	上出	1				4		市
〃	9	〃	〃	1			7			市
〃	10	〃	〃	2			6			市
〃	11	大井	下ヶ欠	1		10				県
〃	12	小山	北谷	3		10				市
〃	13	波瀬	野口	1				2		県
〃	14	〃	井ノ口	1			5			県
〃	15	〃	〃	1			7			県
〃	16	〃	〃	1		10				県
〃	17	〃	室ノ口	1			6		1	市
〃	18	〃	〃	1		12				市
〃	19	〃	〃	1			5			県
〃	20	〃	岩ノ谷	1						県
〃	21	〃	猪ノ谷	2						市
〃	22	大仰	上山	1				3		県
〃	23	井関	神場	1				4	1	市
〃	24	井生	東浦	1						県
〃	25	〃	西谷	1				2		県
〃	26	大仰	向川原	1		10			1	県
小計	26			33						

（白山地域）

危険地区番号		位置		面積（ｈａ）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	三ヶ野	北垣内	2		15				市
〃	2	〃	殿垣内	2		23				市
〃	3	〃	中村	2		23				市
〃	4	〃	西谷	2		13				市
〃	5	岡	ハサマ	3		13				国
〃	6	〃	中堂谷	2	61					国
〃	7	川口	黒木	1			7			県
〃	8	上ノ村	随正寺	1		13				国
〃	9	古市	前谷	1		19				県
〃	10	〃	道場	1		27				県
〃	11	〃	中切	3		20				県
〃	12	八対野	両構	2		20				県
〃	13	川口	市場	1		25				県
〃	14	家城	真見	3		13			1	市
〃	15	二俣	諸ノ垣内	2		30				市
〃	16	城立	後山	2		12				県
〃	17	〃	ヒラダニ	1			7			県
〃	18	〃	井手ノ奥	1		10				県
〃	19	大原	前田	4			6			市
〃	20	福田山	下出	2		17				県
〃	21	〃	中出	4		19				県
〃	22	〃	落出	3				4		県
〃	23	〃	下出	2			6			県
〃	24	小杉	前田	1		14				市
〃	25	〃	日向	2				4		市
〃	26	八対野	八ツ山	2		35			1	
〃	27	藤	飛野	2		11				市
〃	28	〃	中垣内	1			7			市
〃	29	山田野	小山田	2			8			市
〃	30	佐田	向イ	2		18				県
〃	31	別所	白石	1				4		国
〃	32	垣内	柚ノ広	2			5			国
〃	33	佐田	梶ヶ広	2		17				市
〃	34	垣内	大谷	1				1	1	市
〃	35	三ヶ野	北谷	1				2	1	市
〃	36	山田野	皮屋前	1						農
〃	37	〃	小山田	1						
〃	38	南家城	雇谷	1				1		県
小計	38			69						

（美杉地域）

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	1	竹原	瀬木	3		37				県
〃	2	〃	瀬木(2)	2			7			県
〃	3	〃	小谷	2		11				県
〃	4	〃	中垣内	2		31				県
〃	5	〃	梅ヶ広	1		13				県
〃	6	〃	鳥首	1		10				林
〃	7	〃	田尻	2			7			県
〃	8	〃	大垣内	2		10				県
〃	9	八知	西山	1				4		市
〃	10	〃	垣内	1		23				国
〃	11	〃	〃	2		23				市
〃	12	〃	吉法	1				3		県
〃	13	〃	南垣内	3		12				国
〃	14	〃	庄屋出	2			5			県
〃	15	〃	上親	7		30				県
〃	16	〃	神河	2			8		1	県
〃	17	〃	田中	1				2		県
〃	18	〃	八鉢	1						県
〃	19	〃	深山口	2						市
〃	20	〃	八知田	2			6			県
〃	21	〃	登り	1			5			県
〃	22	〃	尻屋	1		20				県
〃	23	〃	市場	3	50					県
〃	24	〃	谷川	5		10				市
〃	25	〃	小豆ヶ野	2		16				市
〃	26	〃	さいかし	2			6			市
〃	27	〃	谷ノ奥	6		20				市
〃	28	〃	千吹	10		40				県
〃	29	〃	沢	2			6			県
〃	30	〃	うの目口	1			5			県
〃	31	〃	赤野	1			8			市
〃	32	〃	老ヶ野垣内	1				4		市
〃	33	〃	的場	3			5			県
〃	34	〃	折走	1				3		市
〃	35	石名原	逢坂	7						県
〃	36	八知	比津	10			9			国
〃	37	奥津	波籠	4			6			県
〃	38	〃	ワラビオ	2				4		国
〃	39	〃	セコハ	2		27			2	県
〃	40	〃	尻江	2		16				県

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	41	奥津	宮ノ浦	1				1		県
〃	42	〃	大工竜	4				2		市
〃	43	〃	大工竜（2）	4		12				市
〃	44	〃	大工竜（3）	4		14				市
〃	45	川上	西古屋敷	2				4		県
〃	46	〃	赤前垣内	2			7			市
〃	47	〃	栢ノ木	4			8			市
〃	48	〃	広垣内	2			8			市
〃	49	〃	ケサ野平	3		21				県
〃	50	〃	酒屋垣内	9			5			県
〃	51	石名原	棟田	1				3		市
〃	52	〃	蟹ヶ広	1				2		県
〃	53	〃	小屋ヶ谷	1				4		市
〃	54	〃	堂垣内	1				3		県
〃	55	〃	寺ノ前	5		10			1	県
〃	56	太郎生	境ヶ瀬	2				2		国
〃	57	〃	〃	3			5			
〃	58	〃	飯垣内	9		18				市
〃	59	〃	猿子	3			6			国
〃	60	〃	まとば	2		20				国
〃	61	〃	広垣内	5		20			1	県
〃	62	〃	細垣内	2			6			林
〃	63	〃	〃	1		27				県
〃	64	〃	亀山	4			7			市
〃	65	〃	江後	2			7			林
〃	66	下之川	山口	1				4		県
〃	67	〃	長井谷	5			9			県
〃	68	〃	宇戸原	4				4		県
〃	69	〃	椿原	3				8		林
〃	70	〃	中津	2		12				林
〃	71	〃	上村	2			7			県
〃	72	下多気	〃	2			7			県
〃	73	〃	野登瀬	2		11				県
〃	74	〃	白口(1)	1		10				市
〃	75	〃	白口(2)	3		13				県
〃	76	〃	下之世古	1				3		県
〃	77	〃	上村	1		13				県
〃	78	〃	馬場	1			8			県
〃	79	〃	〃	1			7			県
〃	80	〃	〃	4		14			1	県
〃	81	〃	六田	2				4		市

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路のみ
201	82	下多気	漆	6		15				林
〃	83	〃	〃	7				1		林
〃	84	上多気	立川	2		20				国
〃	85	〃	立川（２）	2			5			国
〃	86	〃	小所谷	1				1		国
〃	87	丹生俣	漆名古	2			8			
〃	88	〃	柳ヶ野	1			5			県
〃	89	〃	樋ノ口	2			5			市
〃	90	〃	宮垣内	2		17			1	県
〃	91	〃	中殿	3				4		市
〃	92	〃	木戸	1				3		市
〃	93	〃	木地屋	1				4		県
〃	94	〃	西俣	2				4		林
〃	95	太郎生	奥山	2			7			国
〃	96	下之川	山口	2				2		県
〃	97	川上	坂井谷	1						市
〃	98	下之川	宇土原前	1				1		市
〃	99	太郎生	懐田	1						県
〃	100	竹原	宝生	1				1		市
〃	101	川上	向坂本	1						市
〃	102	太郎生	小屋垣内	1						林
〃	103	〃	大洲	2						農
〃	104	八知	奥の小谷	1				1		市
〃	105	下之川	中津	1				1		県
〃	106	竹原	持経上	1				3		県
〃	107	太郎生	奥出	1						林
〃	108	竹原	持経上（2）	1			7			県
〃	109	八知	広瀬	1						市
〃	110	〃	井戸内②	1					JR	
〃	111	〃	井出ノ谷③	2					JR	
〃	112	川上	コウゼブチ	1						県
〃	113	下多気	上村	1				2		県
小計	113			273						
津市合計　297 地区　573ha										

22　崩壊土砂流出危険地区（農林水産部）

（津地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	産品	大谷	0.3			5			
小計	1			0.3						

（久居地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	中村町	猪の谷	0.1						市
〃	2	森町	宮ノ広	0.2						市
小計	2			0.3						

（芸濃地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	多門	大廣	0.7						市
〃	2	雲林院	砂谷	1.4				2		県
〃	3	小野平	水上	0.3		23				県
〃	4	雲林院	引化井	0.5		15				県
〃	5	〃	南田茂平	0.3		15				県
〃	6	河内	梅ヶ畑	0.5		14				県
〃	7	〃	宝並	0.1			5			県
〃	8	〃	芝之谷	0.4		18				県
〃	9	〃	池之谷	0.4		19				市
〃	10	〃	奥峠	1.2						市
〃	11	〃	瀧谷	1.0		20				市
〃	12	〃	〃	1.1		10				市
〃	13	〃	北畑	0.2		12				市
〃	14	〃	南垣内	0.4			7			県
〃	15	〃	小舟山	1.1		19				県
〃	16	〃	中之谷	2.3		19				県
〃	17	〃	向山	0.1			8			県

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	18	河内	咄ヶ谷	0.2						林
〃	19	〃	〃	0.4						林
〃	20	〃	〃	2.0						林
〃	21	〃	土谷	0.1						市
〃	22	〃	中笹子	0.7						林
〃	23	〃	〃	0.9						林
〃	24	〃	中笹子	1.3						林
〃	25	〃	奥笹子	1.3						林
〃	26	〃	六呂屋	0.6				2		県
〃	27	〃	瀧ヶ谷	0.4						林
〃	28	〃	〃	0.9						林
〃	29	〃	下の垣内	0.2		10			1	県
〃	30	〃	北畑	0.3		10				市
〃	31	〃	一ツ羽	0.2						林
〃	32	〃	白咄	1.8						林
〃	33	〃	白咄（2）	1.8						林
〃	34	〃	五領	3.0						林
〃	35	〃	洗谷	0.4						林
〃	36	〃	〃	0.5						林
〃	37	〃	中筋	0.3						県
〃	38	〃	曽都ケ平	0.5						県
〃	39	〃	芋谷	2.3						林
〃	40	〃	奥小蛇禮	2.9						林
〃	41	〃	向谷	0.3				3		県
〃	42	〃	南の垣内	0.9			10			市
〃	43	〃	ニツ葉	0.5						県
〃	44	〃	白咄	0.4						林
〃	45	〃	仲筋	0.2						林
〃	46	雲林院	笹尾氏	0.2			5			市
〃	47	河内	宝並	0.4				2		市
〃	48	忍田	城山	0.1			5			
〃	49	河内	マツバラ	0.1			5			県
小計	49			37.1						

（美里地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	船山	辻ヶ尾	0.3		37				市
〃	2	〃	滝ヶ谷	0.6		37				市
〃	3	高座原	立石	0.9	100					市
〃	4	〃	七回	1.2	100					市
〃	5	穴倉	別所	0.2			7			林
〃	6	〃	〃	0.7			7			林
〃	7	〃	〃	1.7						林
〃	8	〃	〃	3.0						林
〃	9	平木	金銅洞	1.2		17				林
〃	10	〃	柳之内	0.5		20				林
〃	11	〃	鵜ノ尾	0.2		20				林
〃	12	〃	大谷	0.2			5			県
〃	13	北長野	西浦	0.5		17			2	県
〃	14	南長野	分郷谷	0.8		15				県
〃	15	桂畑	コサガノ	1.1		15				林
〃	16	〃	コセト	0.4						林
〃	17	〃	ジヤレコ	0.1						林
〃	18	〃	小屋ノ谷	0.2						林
〃	19	〃	〃	0.4						林
〃	20	〃	〃	0.7						林
〃	21	〃	〃	1.0						林
〃	22	〃	杉ノ木尾	0.5						林
〃	23	〃	梅ノ木沢１	1.0						林
〃	24	〃	梅ノ木沢２	0.5						林
〃	25	〃	大谷	1.1						林
〃	26	〃	〃	1.8						林
〃	27	北長野	コテダニ	0.8						県
〃	28	〃	瀬戸谷１	1.0						県
〃	29	〃	瀬戸谷２	0.5						県
〃	30	〃	瀬戸谷	0.6						県
〃	31	〃	〃	1.2						県
〃	32	家所	赤頭	0.1				2		市
小計	32			23.0						

（安濃地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	野口	長峯	0.5		37				市
〃	2	草生	峯山	3.0	60					県
〃	3	〃	〃	2.4	85					県
〃	4	〃	高野出	0.2		10				市
〃	5	前野	石ノ下	3.0		16				市
〃	6	野口	稲子	1.2						市
〃	7	南神山	宮ノ谷	0.1				2		県
小計	7			10.4						

（一志地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	石橋	ロヶ洞	0.1		20				市
〃	2	大仰	栃本	0.1				1		市
〃	3	井生	下出	0.1						県
〃	4	〃	下山	0.1						県
〃	5	〃	梅ノ木谷	0.1		23				県
〃	6	波瀬	小根野	0.4	55				1	県
〃	7	〃	桶屋敷	0.1		10				市
〃	8	〃	小梅谷	0.1	169				1	県
〃	9	〃	小俣（1）	1.0						県
〃	10	〃	小俣	3.6						県
〃	11	〃	稲谷	0.9				3		県
〃	12	〃	桑俣	2.3				3		県
〃	13	〃	掛橋	0.3				2		県
〃	14	〃	足谷	1.2						県
〃	15	〃	寺谷	0.7						県
〃	16	〃	大椋谷	0.2						県
〃	17	〃	須氏	0.1						県
〃	18	〃	〃	0.5						県
〃	19	〃	〃	1.5						県
小計	19			13.4						

（白山地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	大原	奥ノ谷	0.4		12				市
〃	2	南大原	〃	0.2				4		市
〃	3	小杉	高	0.1		26				市
〃	4	城立	井手ノ奥	0.1				2		県
〃	5	城立	中山下	0.2			5		1	
〃	6	家城	柳谷	0.4		36			1	県
〃	7	〃	〃	0.4				3		県
〃	8	〃	柳谷（3）	0.2			5			県
〃	9	福田山	下出	2.0		40				県
〃	10	〃	〃	0.2		40				県
〃	11	〃	〃	0.1		20				県
〃	12	〃	下出	2.4		33				県
〃	13	〃	上出	2.9		33				県
〃	14	〃	〃	1.8		36				県
〃	15	布引	高杉	0.8			9			
〃	16	大原	沓掛	0.8		23			1	県
小計	16			13.0						

（美杉地域）

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	1	竹原	羽黒	1.2						県
〃	2	〃	〃	5.3						県
〃	3	〃	〃	12.2						県
〃	4	〃	持経	0.1		12			1	県
〃	5	〃	中垣内	1.2		20				県
〃	6	〃	持経	0.4		15				県
〃	7	〃	大稲葉	28.8			6			県
〃	8	〃	中野	1.3		28				市
〃	9	〃	下垣内	11.3		19				県
〃	10	〃	上中野	11.0		28				県
〃	11	〃	瀬木	0.1		12			1	県
〃	12	〃	梅ヶ広	0.5			9			市
〃	13	〃	骨ヶ野	8.3		20			1	
〃	14	〃	東垣内	2.4		11			1	県
〃	15	〃	掛の脇（1）	0.2						県

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	16	竹原	掛の脇（2）	0.4		12				県
〃	17	〃	西垣内	6.2		16				市
〃	18	〃	中原	4.8		10			1	市
〃	19	〃	門間	4.8					1	
〃	20	〃	田尻	0.5		10				
〃	21	〃	〃	1.2		11				県
〃	22	〃	中ノ垣内	2.2		18				県
〃	23	〃	小原	0.5		33				県
〃	24	八知	鎌ノ木谷	1.9		13				県
〃	25	〃	上広口	1.7		26				県
〃	26	〃	〃	3.3						市
〃	27	〃	松ノ木谷	3.0						市
〃	28	〃	〃	4.1						市
〃	29	〃	庄司ケ久保	5.0						市
〃	30	〃	西山	0.4				2		県
〃	31	〃	〃	1.2						県
〃	32	〃	大谷	2.5						県
〃	33	〃	〃	0.7						県
〃	34	〃	吉法	0.8						県
〃	35	竹原	鳥首	5.4		20			1	
〃	36	〃	岩ヶ谷	5.9					1	
〃	37	〃	〃	2.9					1	
〃	38	八知	井戸内	1.3			8		1	
〃	39	〃	鎌倉	5.4			8		1	
〃	40	〃	上親	0.8		25				県
〃	41	〃	〃	0.4		25				県
〃	42	〃	〃	6.9					1	
〃	43	〃	〃	3.6				2		県
〃	44	〃	〃	2.4				4		県
〃	45	〃	神河	0.7			6			県
〃	46	〃	田中	2.3			9			県
〃	47	〃	奥出	6.0		10				県
〃	48	〃	山之垣内	4.9				4		県
〃	49	〃	上広	9.6				4		県
〃	50	〃	なべくら	1.5						県
〃	51	〃	深山口	2.0						県
〃	52	〃	東谷	1.8						県
〃	53	〃	深ノ口	7.3						県
〃	54	〃	〃	3.8						県
〃	55	〃	マキ尾	8.4						県
〃	56	〃	谷口	1.8						県

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	57	八知	鳥ヶ上	2.3		14			1	林
〃	58	〃	〃	3.5		14			1	林
〃	59	〃	渕ヶ上	10.8		14			1	林
〃	60	〃	大鹿	1.4				2	1	
〃	61	〃	白谷	1.8		11				県
〃	62	〃	登り	1.1		21				県
〃	63	〃	〃	1.8		16				県
〃	64	〃	尻屋	0.4						県
〃	65	〃	〃	1.2				2		県
〃	66	〃	森	0.4		10			1	
〃	67	〃	火ノ谷	4.9				2	1	
〃	68	〃	谷川	7.3		11			1	県
〃	69	〃	鳥場	2.4		13			1	県
〃	70	〃	市場	4.8		45			5	県
〃	71	〃	高畑	0.2		10				県
〃	72	〃	小松	1.6		25			1	県
〃	73	〃	左敷	0.1		11				県
〃	74	〃	広瀬上山	3.3				3		県
〃	75	〃	倉骨	0.6			5			県
〃	76	〃	水掛	1.5						市
〃	77	〃	西の口	6.5			6			市
〃	78	〃	平倉	0.2		10				県
〃	79	〃	谷の奥	0.1		10				市
〃	80	〃	大滝	3.0			8			市
〃	81	〃	小脇	0.4		11			1	市
〃	82	〃	小洞山	0.2		30				県
〃	83	〃	東高山	5.0				1		県
〃	84	〃	〃	3.1				1		県
〃	85	〃	七ツ尾	2.3			5			市
〃	86	〃	井出ノ谷	1.8					1	
〃	87	〃	〃	3.6					1	県
〃	88	〃	阿づまい	0.2					1	
〃	89	〃	井出ノ谷	4.1						県
〃	90	〃	板取	1.4						県
〃	91	〃	新出	2.7						県
〃	92	〃	元小西	0.6					1	
〃	93	〃	大柿岩谷	1.4			6			市
〃	94	〃	流谷大垣	0.8				3		市
〃	95	〃	中の谷	2.1			8			市
〃	96	〃	小西山	2.9		12				市
〃	97	〃	〃	0.8		10				市

危険地区番号		位置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	98	下多気	耕作	3.1						県
〃	99	奥津	広	1.8					1	県
〃	100	〃	〃	0.3		14				県
〃	101	〃	鈴原	3.4			8			県
〃	102	〃	セコバ	0.3		10				県
〃	103	〃	大ノ木	0.5		10				県
〃	104	〃	中垣内	9.0		20				
〃	105	〃	小滝	0.1				3	1	県
〃	106	〃	羽根田	13.2			7			県
〃	107	石名原	瀬ノ原	4.2			7			県
〃	108	〃	山口谷	0.6		20				市
〃	109	〃	前田	7.0		20				市
〃	110	〃	小森	0.7		20				市
〃	111	〃	西俣	0.2				3		市
〃	112	杉平	水谷	1.9		13				国
〃	113	〃	前田	8.4		28				国
〃	114	〃	米前	9.6		15				市
〃	115	川上	アオリヤ	0.2				3		県
〃	116	〃	下瀬戸	1.8			5			県
〃	117	〃	〃	1.3					1	県
〃	118	〃	神石	2.7			5			県
〃	119	〃	〃	1.6			5			県
〃	120	丹生俣	庄田	3.0						林
〃	121	〃	〃	4.2						林
〃	122	川上	西切	0.1		20				県
〃	123	〃	中野垣内	0.2		10				県
〃	124	〃	尾上	0.1		10				市
〃	125	〃	定垣内	0.2		10				林
〃	126	〃	シタガノ	0.2		15				県
〃	127	〃	山口	0.1				3		市
〃	128	〃	桂山	0.1				3		市
〃	129	〃	深谷	4.5				4		市
〃	130	〃	鉄羅貝	0.3		10				市
〃	131	〃	平倉	4.3		15				
〃	132	〃	〃	4.0		20				市
〃	133	〃	酒屋垣内	6.0		10				市
〃	134	〃	堀木	0.1		10				林
〃	135	〃	平倉	12.6						林
〃	136	〃	坂本	3.0				4		市
〃	137	〃	大河内	6.8						林
〃	138	〃	〃	13.5						林

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	139	太郎生	南	0.9				3		市
〃	140	〃	七ノ谷	7.9			5			国
〃	141	〃	まとば	5.5		18				国
〃	142	〃	猿子	4.1	50					国
〃	143	〃	〃	6.3		12				林
〃	144	〃	日神	7.6			6			市
〃	145	〃	〃	3.1			6			
〃	146	〃	〃	1.3			6			市
〃	147	〃	〃	0.8			6			林
〃	148	〃	青海道原	0.4						林
〃	149	〃	〃	2.0						林
〃	150	八手俣	君ヶ野	2.3						県
〃	151	下之川	スゴ	1.1		12				市
〃	152	八手俣	宿広	1.2						県
〃	153	〃	大河内①	0.7						県
〃	154	〃	大河内②	1.3						県
〃	155	〃	大河内③	1.2			6			県
〃	156	〃	大河内④	1.1			6			県
〃	157	〃	大河内⑤	1.3			6			県
〃	158	〃	大河内⑥	1.2				4		市
〃	159	〃	大河内⑦	1.5				4		林
〃	160	〃	大河内⑧	1.1				4		林
〃	161	〃	大河内⑨	1.3				4		林
〃	162	〃	大河内⑩	0.9		11				林
〃	163	〃	大河内⑪	0.9		11				林
〃	164	〃	大河内⑫	1.3		11				林
〃	165	〃	大河内⑬	0.8		11				林
〃	166	〃	脇ヶ野	0.1		10				県
〃	167	下之川	篠ヶ広	0.4		10				県
〃	168	〃	上ヶ山	1.4						県
〃	169	〃	山口	1.5		36				県
〃	170	〃	ツツジ	0.1				3		県
〃	171	〃	烏谷①	0.9		36				県
〃	172	〃	烏谷②	1.4		36				県
〃	173	〃	烏谷③	1.5		36				県
〃	174	〃	烏谷④	1.8		36				県
〃	175	〃	烏谷⑤	2.0		27				県
〃	176	〃	寺広	0.6				4		県
〃	177	〃	烏谷	1.8		16				県
〃	178	〃	上切	0.2				4		県
〃	179	〃	上広	0.9			8			市

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	180	下之川	長井谷	0.1			8			県
〃	181	〃	木備地	0.5		10				県
〃	182	〃	山本	0.9		10			1	県
〃	183	〃	中村	1.3		12			1	県
〃	184	〃	宇戸原前	0.1			7			市
〃	185	〃	スゴ①	1.1		22				県
〃	186	〃	スゴ②	1.1		22				県
〃	187	〃	スゴ③	2.7		22				県
〃	188	〃	スゴ④	3.0		22				県
〃	189	〃	スゴ⑤	2.3		18				県
〃	190	〃	スゴ⑥	3.6		10				県
〃	191	〃	スゴ⑦	2.7						県
〃	192	〃	スゴ⑧	2.3						県
〃	193	〃	池ノ谷	1.8		10				市
〃	194	〃	上広	1.8		10				市
〃	195	〃	スゴ②	0.1		10				市
〃	196	〃	ゴビダニ	0.1			6			市
〃	197	〃	源内	0.5		10				市
〃	198	〃	長佐間	0.1			8			市
〃	199	〃	塚原	3.0		40				県
〃	200	〃	塚原②	4.2		46				県
〃	201	下多気	野登瀬	1.4		40				県
〃	202	〃	野登瀬②	0.6		40				県
〃	203	〃	野登瀬③	0.2				4		県
〃	204	〃	白口	1.1	60					県
〃	205	〃	〃	1.8	60					県
〃	206	〃	〃	3.2	60					県
〃	207	〃	〃	0.3		29				県
〃	208	〃	〃	0.9						県
〃	209	〃	下之世古	0.1			8			県
〃	210	〃	柿谷	0.1			8			県
〃	211	〃	漆	0.2			8			市
〃	212	〃	〃	0.5			7			林
〃	213	〃	世古	0.6						市

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	214	下多気	世古	0.4		10				市
〃	215	〃	上村	0.1			7			県
〃	216	〃	〃	0.9		37				県
〃	217	〃	六田	3.2		12				県
〃	218	上多気	町屋上	0.1				2		県
〃	219	〃	五川	0.8						県
〃	220	〃	イノデカ谷	0.1				3		県
〃	221	〃	立川	0.5		10				県
〃	222	〃	〃	0.4		10				県
〃	223	〃	奥新田	3.2		18				県
〃	224	〃	〃	3.3				1		県
〃	225	〃	〃	9.6				1		林
〃	226	〃	〃	0.6			5			県
〃	227	〃	〃	12.0			6			林
〃	228	〃	〃	8.3				4		県
〃	229	〃	〃	0.5				2		県
〃	230	〃	〃	6.6			5			県
〃	231	〃	馬場	2.9		33			1	県
〃	232	〃	〃	6.8		45			1	県
〃	233	〃	弦思院	0.1				4		県
〃	234	〃	タカジョウ谷	0.1				3		県
〃	235	〃	平谷	15.0						林
〃	236	〃	〃	16.2						林
〃	237	丹生俣	柳ヶ野	2.0			8			県
〃	238	〃	横谷	3.0		14				県
〃	239	〃	〃	0.5		10				県
〃	240	〃	西俣	0.5		11				林
〃	241	〃	祢宜平	4.6		10				林
〃	242	〃	〃	3.8		10				林
〃	243	〃	馬ヶ広	11.3			6			林
〃	244	〃	口唐戸	9.0		10				県
〃	245	〃	奥唐戸	13.2		10				林
〃	246	〃	宮垣内	0.2		11			1	県
〃	247	〃	中殿	0.1				3		県
〃	248	〃	木戸	4.3			7			県
〃	249	〃	漆名古	0.1						県
〃	250	〃	木戸	1.5			9			県
〃	251	〃	東俣	15.3		13				県
〃	252	〃	庄司	0.8		16				県

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	253	丹生俣	庄司	2.6		10				県
〃	254	〃	〃	5.9		16				県
〃	255	〃	〃	7.7		11				県
〃	256	下多気	ソソク谷	1.1			5			県
〃	257	〃	野登瀬	0.6		22				県
〃	258	八知	峠東	0.9						県
〃	259	〃	大洞	1.2		10				林
〃	260	奥津	平渕	2.1					1	
〃	261	上多気	奥新田	2.9			8			国
〃	262	丹生俣	笹谷	2.7		30				県
〃	263	石名原	古谷	2.1		35				県
〃	264	八知	深山口	2.7						県
〃	265	〃	谷中	7.2						県
〃	266	〃	鳥ヶ上	8.4		14			1	林
〃	267	〃	奥ノ小屋	19.2						林
〃	268	〃	椋田谷	1.4					1	県
〃	269	〃	小松谷	2.1			7			県
〃	270	〃	西川谷	1.7						林
〃	271	〃	流谷	1.0						林
〃	272	〃	倉骨(2)	3.6						県
〃	273	〃	峠本	1.7					1	県
〃	274	〃	灰カリバ	1.4			6			県
〃	275	〃	ワラビオ	2.9						県
〃	276	〃	滝ノ本	0.3	50				2	県
〃	277	〃	下神河	0.3		25			1	県
〃	278	〃	佐田	0.2						県
〃	279	〃	谷中	0.2		10				県
〃	280	下多気	倉ヶ谷	0.5		25				県
〃	281	竹原	佐田	2.2						林
〃	282	八手俣	大河内	2.3						林
〃	283	奥津	宮ノ浦	0.5				4		国
〃	284	下之川	上広	1.3				1	1	市
〃	285	丹生俣	フゴ谷	1.1						林
〃	286	川上	坪永	2.9		15			2	市
〃	287	〃	西ヶ広	0.4			5			林
〃	288	〃	〃	0.4			8			県
〃	289	八手俣	外谷	2.1						林
〃	290	川上	平倉	0.2						林
〃	291	八知	倉骨(3)	0.9						林
〃	292	八手俣	脇ヶ野(2)	2.3						林
〃	293	八知	倉骨(4)	0.2				3		県

危険地区番号		位　　置		面積（ha）	公共施設等					
市町村	地区	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
201	294	太郎生	山ノ田	0.2			5			国
〃	295	下之川	塚原	0.5					1	林
〃	296	太郎生	西浦	0.9		12				林
〃	297	〃	高月かんじ	0.1						林
〃	298	下多気	樋ノ谷	0.4			9		1	市
〃	299	太郎生	江後	0.5		18				市
〃	300	川上	小瀬戸	0.1					1	市
〃	301	上多気	谷町	0.1				3		県
〃	302	奥津	波篭	0.2						林
〃	303	上多気	古屋敷	0.5						県
〃	304	川上	中野	0.2				1		市
〃	305	奥津	向	0.1						林
〃	306	太郎生	大洞山	0.7						林
〃	307	太郎生	飯垣内	0.3				3		
〃	308	下多気	漆	0.3				3		市
〃	309	太郎生	下登	0.4						林
〃	310	奥津	西山	0.5				2		県
〃	311	下之川	塚原	0.1						市
〃	312	〃	大谷	0.3						市
〃	313	〃	大谷	0.1						市
〃	314	〃	鴉谷	0.1						県
〃	315	〃	鴉谷	0.2						県
〃	316	下多気	漆②	0.3				3		市
〃	317	上多気	立川	0.1						国
〃	318	〃	奥新田	0.6				2		県
〃	319	川上	ゲセンジ	0.1				2		県
〃	320	下之川	長井谷	0.1				2		県
〃	321	下多気	白口	1.0		20				県・市
〃	322	竹原	コツガノ①	0.1					ＪＲ	県・市
〃	323	竹原	コツガノ②	0.1				3	ＪＲ	県・市
〃	324	〃	中原	0.1					ＪＲ	県・市
〃	325	〃	カドマ	0.1					ＪＲ	県・市
〃	326	〃	イワガタニ	0.1					ＪＲ	県・市
〃	327	八知	ムクビロ	0.1					ＪＲ	県・市
〃	328	〃	アズマイ	0.1					ＪＲ	県・市
〃	329	〃	キンタロウ①	0.1					ＪＲ	県・市
〃	330	〃	キンタロウ②	0.1					ＪＲ	県・市
〃	331	〃	ナカヤマグチ	0.7					ＪＲ	県・市
〃	332	〃	大鹿②	0.1					ＪＲ	県・市
〃	333	上多気	六田②	0.1			5		1	市
小計	333			836.5						
津市合計 459 地区　934.0ha										

23　砂防指定地内の渓流（建設部）

（久居地域）

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
500	雲出川	一ノ坂沢	榊原町一ノ坂
501	〃	〃	〃

（芸濃地域）

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
673	安濃川	坂谷	雲林院中瀬古
674	〃	風呂之谷	雲林院市場
675	〃	瀬戸谷	河内宝並

（美里地域）

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
676	雲出川	桂畑	桂畑
677	〃	松ヶ久保川(鳥羽尾)	平木
678	〃	長野川	細野
679	安濃川	穴倉川	穴倉別所
680	〃	北高座原川	高座原
681	〃	滝ヶ谷	船山
682	雲出川	中出川	平木
683	〃	板谷川	北長野東山

（安濃地域）

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
684	安濃川	大谷川	平尾
685	〃	真生谷川支	草生山出
686	〃	北大谷川	〃
687	〃	生水川	神子谷

（白山地域）

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
688	雲出川	二俣	二俣
689	〃	寺向	城立
690	〃	藤川	福田山上出
691	〃	皆山川	福田山下出
692	〃	小峰川	〃
693	〃	大谷	八対野別所
694	〃	小杉川	小杉
695	〃	北大原１	大原　北大原１
696	〃	小杉川	小杉

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
697	雲出川	東山川	南家城
698	〃	東山川支川	〃

（美杉地域）

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
710	雲出川	篠ヶ広川	下之川篠ヶ広
711	〃	篠ヶ広	〃
712	〃	鵜谷川	下之川山口
713	〃	△山口	〃
714	〃	宇戸原川	下之川中町
715	〃	西念寺奥谷	下之川中村
716	〃	巣子の谷	〃
717	〃	神明田川	下之川不動ノ口
718	〃	不動ノ口	〃
719	〃	箱根	八知箱根
720	〃	風呂屋川	八知市場
721	〃	盆ヶ谷	〃
722	〃	宇谷川	〃
723	〃	尻屋川	〃
724	〃	尻屋川	〃
725	〃	登谷	八知小西
726	〃	神河谷川東谷川	八知谷中奥出
727	〃	神河谷川東谷川	〃
728	〃	水車谷川	八知奥出
729	〃	蛇谷川	八知大野
730	〃	松の木谷	〃
731	〃	こも坂谷川	〃
732	〃	大垣内川	竹原小原
733	〃	猪の谷	竹原掛ノ脇
734	〃	中谷	竹原中野
735	〃	〃	〃
736	〃	寺谷	〃
737	〃	井川谷	竹原宝生
738	〃	羽黒	竹原羽黒
739	〃	宮の谷	竹原持経
740	〃	篠ヶ広川	下之川篠ヶ広
741	〃	福原川	下之川不動口
742	〃	高山川	下之川中津
743	〃	戸木川	下之川戸木
744	〃	寺谷川	〃
745	〃	白口川	下多気白口
746	〃	アタラシ谷	下多気六田

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
747	雲出川	シジロ谷	下多気六田
748	〃	飼坂谷川	上多気谷町
749	〃	大宮戸川	〃
750	〃	耕作川	下多気小田
751	〃	カンノン谷	〃
752	〃	マミ谷	下之川中津
753	〃	コガシバ谷	〃
754	〃	大谷川	下之川三谷
755	〃	堂の奥谷	竹原中原
756	〃	あきび谷	〃
757	〃	喜一谷	八知立花
758	〃	鳥ヶ上谷川	八知広
759	〃	八知森	八知森
760	〃	谷川蛇谷	〃
761	〃	大柿川	八知奥津比津
762	〃	中の谷	〃
763	〃	城川大柿川	〃
764	〃	寺谷	奥津谷口
765	〃	谷山川	〃
766	〃	須郷谷川	〃
767	〃	池ノ奥川	川上中村下
768	〃	川上若宮	川上若宮
769	〃	中垣内川	石名原
770	〃	小森谷	石名原上垣内
771	〃	姉垣内	〃
772	〃	所谷川	石名原払戸
773	〃	寺川	杉平
774	〃	谷浦川	三多気
775	〃	谷垣内川	奥津波竜
776	〃	比河川しやばみ川	八知比河
777	〃	どしや谷川	川上奥村
778	〃	柳井谷川	〃
779	〃	山口谷川	石名原上垣内
780	〃	大仏谷川	石名原払戸
781	〃	縄手川	石名原掛田
782	〃	掛田川	〃
783	〃	西山川	奥津波篭
784	〃	不動ノ谷	竹原瀬木宮ノ下
785	〃	永盛寺谷川	竹原瀬木
786	〃	羽黒	竹原羽黒
787	〃	的場谷川	下之川大作
788	〃	角原川	下之川角原

番号	水　系　名	渓　流　名	字名
789	雲出川	下多気野登瀬	下多気野登瀬
790	〃	井戸ヶ谷川嘘	〃
791	〃	△奥立川	奥立川
792	〃	栃合川	上多気小津
793	〃	笹谷川	丹生俣下組
794	〃	西俣川	丹生俣中俣
795	〃	〃	〃
796	〃	大谷川	丹生俣西俣
797	〃	高所川	下多気漆
798	木津川	名張川ホガ谷	太郎生
799	〃	名張川村中谷	〃
800	〃	名張川	〃
801	〃	名張川東垣内谷	〃
802	〃	名張川	〃
803	〃	名張川南谷	〃
804	〃	名張川ウルシ谷	〃
805	〃	名張川大滝谷	〃
806	〃	名張川	〃
807	〃	〃	〃
808	〃	〃	〃

24　地すべり危険箇所（建設部、農林水産部、各総合支所）

番号	箇所名	位置		面積(ha)	地域機関	予想される被害		指定の有無	備考
		地区	大字						
11	太郎生	美杉	太郎生	204.5	津建設事務所	人　家　49	名張川	有	砂防室
12	欠田	〃	石名原（欠田）	409.6	〃	人　家　147 公共物　2	欠田川	〃	〃
13	小杉	白山	小杉	48.0	〃	人　家　30 公共物　1	城立川	〃	〃
14	上出	〃	福田山	18.4	〃	人　家　28 耕　地　1.0ha	道路　1,000m	無	〃
15	小山	一志	小山	13.1	〃	人　家　28 耕　地　1.0ha		〃	〃
16	飯垣内	美杉	太郎生（飯垣内）	20.0	〃	人　家　13	名張川	〃	〃
17	下太郎生	〃	太郎生（下太郎生）	184.8	〃	人　家　114	名張川	〃	〃
18	中太郎生	〃	太郎生（中太郎生）	100.1	〃	人　家　69	名張川	〃	〃
19	広瀬	〃	八知（広瀬）	5.5	〃	人　家　3	比河川	〃	〃
20	老ヶ野	〃	八知（老ヶ原）	98.0	〃	人　家　64 耕　地　19.44ha	道　路　1,700m 老ヶ野川	〃	〃
21	寺村	〃	石名原（寺村）	7.0	〃	人　家　17	伊勢地川	〃	〃
22	石名原	〃	石名原	34.3	〃	人　家　17	伊勢地川	有	〃
69	西出山	一志	八太	9.5	〃	人　家　99	波瀬川	〃	〃
71	川上	美杉	川上	24.1	〃		雲出川	無	〃
74	南山	芸濃	雲林院	53.3	〃	人　家　31 道　路　1,530m	安濃川	〃	〃
75	小野平	〃	〃	34.0	〃	人　家　5 道　路　275m	安濃川	〃	〃
86	南山	〃	〃	5.80	津農林水産事務所	人　家　11 農　地　26ha	道　路　800m 用水路　2ha	有	森林・林業室
87		安濃	草生	0.20	〃	林　道		無	〃

25　土石流危険渓流（建設部）

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1	岩田川	片田久保町２	津	片田久保町	0.05	2	18002ⅠB
2	〃	宮の越	津	片田久保町	0.03	7	18003ⅠB
3	〃	久保谷川	津	片田町	0.06	7	18004ⅠB
4	〃	西谷山	津	片田町	0.02	8	18005ⅠB
5	〃	東谷山	津	片田町	0.03	11	18006ⅠB
6	〃	猿池南	津	片田志袋町	0.04	0	18007ⅠB
7	〃	朧谷	津	片田長谷町	0.05	12	18008ⅠB
8	〃	東谷(洞谷)	津	片田長谷町	0.06	9	18009ⅠB
9	〃	志袋南	津	片田志袋町	0.04	0	18012ⅠB
10	〃	地蔵谷山垣内谷川	津	山項内	0.1	39	18016ⅠB
11	安濃川	なし谷	津	山垣内	0.03	39	18017ⅠB
12	岩田川	久保南	津	片田久保町	0.06	2	18001ⅡB
13	〃	志袋北	津	産品	0.32	1	18013ⅡB
1187	雲出川	西生寺	久居	中村町	0.03	10	30003ⅠA
1188	〃	能登山	久居	中村町	0.01	14	30004ⅠA
1189	〃	猪の谷	久居	中村町	0.05	8	30005ⅠA
1190	〃	東浦谷	久居	榊原吋下垣内	0.04	5	30010ⅠA
1191	〃	城ヶ谷	久居	榊原町下垣内	0.25	5	30014ⅠA
1192	〃	奥ノ谷	久居	榊原町下垣内	0.17	11	30015ⅠA
1193	〃	北裏谷 13	久居	榊原町下垣内	0.04	2	30016ⅠA
1194	〃	北裏谷 11	久居	榊原町下垣内	0.01	8	30018ⅠA
1195	〃	本地山	久居	榊原町一ノ坂	0.01	5	30019ⅠA
1196	〃	一ノ坂沢	久居	榊原町一ノ坂	0.21	12	30020ⅠA
1197	〃	一ノ坂沢	久居	榊原町一ノ坂	0.99	11	30021ⅠA
1213	〃	煙ヶ谷	久居	榊原町金剛峰	0.04	1	30013ⅡA
1214	〃	北浦谷 12	久居	榊原町里	0.01	4	30017ⅡA
1215	〃	北の洞	久居	榊原町安子	0.02	1	30024ⅡA
1216	〃	平谷	久居	榊原町谷平	0.02	2	30025ⅡA
1217	〃	笠松	久居	榊原町谷平	0.13	3	30026ⅡA
1198	〃	一ノ坂川	久居	榊原町一ノ坂	0.03	5	30022ⅠA
1199	〃	寺裏谷川	久居	榊原町案子	0.46	8	30023ⅠA
1200	〃	岡	久居	榊原町花掛	0.13	1	30027ⅠA
1201	〃	西谷	久居	榊原町花掛	0.02	3	30028ⅠA
1202	〃	金毘羅山	久居	榊原町	0.21	3	30029ⅠA
1203	〃	西出谷	久居	榊原町	0.01	0	30030ⅠA
1204	〃	北出谷	久居	稲葉町北出	0.01	8	30031ⅠA
1205	〃	庄田町	久居	庄田町	0.03	3	30001ⅡA
1206	〃	入田	久居	庄田町	0.03	2	30002ⅡA
1207	〃	丸ヶ谷川打越	久居	榊原町丸谷	0.02	2	30006ⅡA
1208	〃	丸ヶ谷川権現谷	久居	榊原町丸谷	0.02	2	30007ⅡA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積 (km²)	人家戸数 (戸)	渓流番号
1209	雲出川	山の神戸②	久居	榊原町落合	0.03	1	30008ⅡA
1210	〃	八知山	久居	榊原町落合	0.04	4	30009ⅡA
1211	〃	日向谷	久居	榊原町谷仙	0.01	2	30011ⅡA
1212	〃	井戸谷	久居	榊原町谷仙	0.02	2	30012ⅡA
1403	安濃川	城山	芸濃	雲林院市場	0.02	10	20013ⅠB
1404	〃	六呂谷	芸濃	河内杖立	0.02	0	20021ⅠB
1405	〃	安濃川河内支	芸濃	河内	0.05	0	20022ⅠB
1406	〃	間谷	芸濃	河内下之垣内	0,01	6	20029ⅠB
1407	〃	安濃ダム支渓	芸濃	河内	0.01	0	20031ⅠB
1408	〃	谷の田	芸濃	雲林院忍田	0.16	16	20034ⅠB
1409	〃	満谷２	芸濃	雲林院忍田	0.02	26	20035ⅠB
1410	〃	満谷１	芸濃	雲林院忍田	0.02	34	20036ⅠB
1411	〃	東岡本北	芸濃	岡本東岡本	0.01	5	20037ⅠB
1412	〃	諸谷２	芸濃	岡本東岡本	0.01	8	20038ⅠB
1413	〃	諸谷１	芸濃	岡本東岡本	0.02	8	20039ⅠB
1414	志登茂川	育木谷	芸濃	新出	0.01	0	20040ⅠB
1415	安濃川	南山	芸濃	雲林院南山	0.11	2	20004ⅡB
1416	〃	南山	芸濃	雲林院南山	0.65	1	20005ⅡB
1417	〃	多門	芸濃	多門	0.09	1	20006ⅡB
1418	〃	中瀬古	芸濃	雲林院中瀬古	0.12	4	20010ⅡB
1419	〃	梅ヶ畑	芸濃	河内梅ヶ畑	0.34	2	20014ⅡB
1420	〃	宝並川支渓	芸濃	河内梅ヶ畑	0.18	1	20015ⅡB
1421	〃	溝田	芸濃	河内宝並	0.13	1	20016ⅡB
1422	〃	瀬戸谷	芸濃	河内宝並	0.54	2	20017ⅡB
1395	〃	瀬戸南	芸濃	小野平	0.23	8	20001ⅠB
1396	〃	寒谷	芸濃	小野平	0.19	7	20002ⅠB
1397	〃	浦ヶ谷	芸濃	多門南山	0.15	9	20003ⅠB
1398	〃	大洞	芸濃	雲林院南山	0.06	9	20007ⅠB
1399	〃	細谷	芸濃	雲林院南山	0.03	5	20008ⅠB
1400	〃	清水谷	芸濃	雲林院中瀬古	0.02	0	20009ⅠB
1401	〃	坂谷	芸濃	雲林院中瀬古	0.08	17	20011ⅠB
1402	〃	風呂之谷	芸濃	雲林院市場	0.12	30	20012ⅠB
1441	雲出川	朴ノ木谷	美里	中野	0.23	8	21010ⅠA
1442	〃	三船谷	美里	三郷　平木	0.3	1	21011ⅠA
1443	〃	小の谷	美里	平木	0.22	21	21013ⅠA
1444	〃	松ヶ久保川（鳥羽尾）	美里	平木	0.59	28	21014ⅠA
1445	〃	西谷	美里	北長野	0.03	10	21016ⅠA
1446	〃	奥西谷	美里	細野	0.13	5	21017ⅠA
1447	〃	長野川	美里	細野	0.88	35	21018ⅠA
1448	〃	前田	美里	細野	0.01	14	21019ⅠA
1449	〃	東山	美里	東谷	0.03	8	21021ⅠA
1450	〃	分郷東	美里	南長野	0.3	6	21023ⅠA
1451	〃	三郷栗原	美里	三郷　栗原	0.01	3	21027ⅠA
1452	〃	後蛇ヶ谷	美里	五百野　足坂	0.04	8	21028ⅠA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1453	雲出川	足坂	美里	足坂	0.01	13	21029ⅠA
1454	〃	外山北	美里	五百野　外山	0.01	6	21030ⅠA
1455	〃	外山南	美里	五百野　外山	0.03	6	21031ⅠA
1456	安濃川	寒谷	美里	家所　野田	0.02	7	21032ⅠB
1457	〃	長谷川支	美里	家所	0.67	81	21035ⅠB
1458	〃	長谷川	美里	家所	0.13	27	21036ⅠB
1459	〃	向出	美里	家所　向出	0.02	9	21039ⅠB
1423	〃	宝並川支渓	芸濃	河内宝並	0.67	1	20018ⅡB
1424	〃	宝並川支渓	芸濃	河内宝並	0.23	1	20019ⅡB
1425	〃	宝並川支渓	芸濃	河内宝並	0.15	2	20020ⅡB
1426	〃	河内覚ヶ野	芸濃	河内覚ヶ野	0.11	1	20023ⅡB
1427	〃	覚ヶ野谷黒曽川	芸濃	河内覚ヶ野	0.18	1	20024ⅡB
1428	〃	河内六呂屋	芸濃	河内六呂屋	0.6	1	20025ⅡB
1429	〃	落合	芸濃	河内落合	0.13	1	20026ⅡB
1430	〃	北畑	芸濃	河内北畑	0.11	4	20027ⅡB
1431	〃	下間谷	芸濃	河内下之垣内	0.37	1	20028ⅡB
1432	〃	上間川	芸濃	河内下之垣内	0.22	2	20030ⅡB
1433	〃	下瀬野	芸濃	忍田瀬野	0.55	1	20032ⅡB
1434	〃	上瀬野	芸濃	忍田瀬野	0.17	3	20033ⅡB
1435	雲出川	新開川支渓	美里	三郷　新開	0.1	15	21002ⅠA
1436	〃	庵坂	美里	桂畑	0.03	8	21003ⅠA
1437	〃	桂畑	美里	桂畑	6.39	4	21004ⅠA
1438	〃	神出谷	美里	北長野　中野	0.03	8	21007ⅠA
1439	〃	眼ヶ谷	美里	北長野　中野	0.02	20	21008ⅠA
1440	〃	朴ノ木谷	美里	北長野　中野	0.01	36	21009ⅠA
1479	〃	仙倉川支渓	美里	三郷	0.2	1	21026ⅡA
1480	安濃川	野田	美里	家所　野田	0.05	3	21033ⅡB
1481	〃	野田	美里	家所　野田	0.23	1	21034ⅡB
1482	〃	金垣内	美里	家所　金垣内	0.1	2	21037ⅡB
1483	〃	久保	美里	家所　久保	0.04	1	21038ⅡB
1484	〃	井ノ面	美里	家所　井ノ面	0.15	2	21040ⅡB
1485	〃	馬場	美里	家所　馬場	0.07	1	21041ⅡB
1486	〃	北高座原川支渓	美里	高座原	0.19	2	21045ⅡB
1487	〃	船山	美里	船山	0.08	1	21051ⅡB
1488	〃	日南田南	美里	日南田	0.14	1	21054ⅡB
1489	〃	織戸川	安濃	今徳光明寺	0.16	31	22001ⅠB
1490	〃	南神山１	安濃	南神山	0.03	0	22002ⅠB
1491	〃	南神山２	安濃	南神山	0.03	0	22003ⅠB
1492	〃	大谷川	安濃	平尾	1.1	6	22009ⅠB
1493	〃	真生谷川支	安濃	草生山出	0.09	6	22013ⅠB
1494	〃	北大谷川	安濃	草生山出	1.64	15	22018ⅠB
1495	〃	岩城北	安濃	草生岩城	0.01	7	22019ⅠB
1496	〃	朝日谷	安濃	草生山出	0.05	5	22020ⅠB
1497	〃	芦谷	安濃	野口里	0.09	10	22021ⅠB

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積 (km²)	人家戸数 (戸)	渓流番号
1460	安濃川	穴倉川	美里	穴倉　別所	1.36	13	21042ⅠB
1461	〃	別所	美里	穴倉　別所	0.01	15	21043ⅠB
1462	〃	北高座原川	美里	高座原	0.56	26	21044ⅠB
1463	〃	中出	美里	日南田	0.02	9	21046ⅠB
1464	〃	滝ヶ谷	美里	船山	0.13	11	21047ⅠB
1465	〃	滝ヶ谷	美里	船山	0.04	13	21048ⅠB
1466	〃	庵ノ谷	美里	船山	0.09	11	21049ⅠB
1467	〃	東庵ノ谷	美里	船山	0.03	8	21050ⅠB
1468	〃	船山川支	美里	日南田	0.05	3	21052ⅠB
1469	〃	中日南田	美里	日南田	0	3	21053ⅠB
1470	雲出川	新開川支渓	美里	三郷　新開	0.36	3	21001ⅡA
1471	〃	神出川	美里	北長野　中野	0.2	2	21005ⅡA
1472	〃	神出谷	美里	北長野　中野	1.95	4	21006ⅡA
1473	〃	中出川	美里	平木	0.1	4	21012ⅡA
1474	〃	細野	美里	北長野　細野	0.48	2	21015ⅡA
1475	〃	板谷川	美里	北長野　東山	1.43	2	21020ⅡA
1476	〃	分郷西	美里	南長野　分郷	0.19	1	21022ⅡA
1477	〃	柳谷	美里	三郷　柳谷	0.09	2	21024ⅡA
1478	〃	柳谷	美里	三郷　柳谷	0.07	3	21025ⅡA
1517	〃	井ノ口	一志	波瀬井の口	0.01	19	32004ⅠA
1518	〃	井ノ口	一志	波瀬井の口	0.01	9	32005ⅠA
1519	〃	愛岩山	一志	井関平岩	0.01	8	32007ⅠA
1520	〃	東瀬	一志	下井生井生	0.02	14	32008ⅠA
1521	〃	後谷	一志	下井生井生	0.03	10	32009ⅠA
1522	〃	栃本	一志	大仰上出	0.02	0	32010ⅠA
1523	〃	小谷	一志	大仰石橋	0.01	26	32011ⅠA
1524	〃	工藤	一志	大仰石橋	0.01	21	32012ⅠA
1525	〃	城内	一志	波瀬若杣	0.03	4	32006ⅡA
1526	〃	不入馬川	白山	大広	0.09	7	33001ⅠA
1527	〃	琴の谷	白山	川口小野	0.02	5	33002ⅠA
1528	〃	市場	白山	川口市場	0.02	9	33003ⅠA
1529	〃	八ツ後	白山	川口御成	0.01	8	33004ⅠA
1530	〃	東山川	白山	家城	0.12	9	33005ⅠA
1531	〃	下大谷川	白山	家城	0.04	0	33009ⅠA
1532	〃	大山	白山	真見	0.04	11	33010ⅠA
1533	〃	朴木谷	白山	真見	0.01	7	33011ⅠA
1534	〃	小高山	白山	二俣	0.5	7	33012ⅠA
1498	安濃川	朝日の谷岩の谷谷屋	安濃	野口里	0.28	33	22022ⅠB
1499	〃	大沢の谷	安濃	野口里	0.15	8	22023ⅠB
1500	〃	聖谷	安濃	安濃栗原	0.03	12	22025ⅠB
1501	〃	南神山	安濃	南神山	0.08	1	22004ⅡB
1502	〃	大間ヶ谷川支渓	安濃	中川竜合	0.2	1	22005ⅡB
1503	〃	大問ヶ谷川支渓	安濃	中川竜合	0.14	2	22006ⅡB
1504	〃	大問ヶ谷川支渓	安濃	中川竜合	0.06	1	22007ⅡB

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1505	安濃川	大間ヶ谷川支渓	安濃	中川竜合	0.06	1	22008ⅡB
1506	〃	仲之郷	安濃	草生仲之郷	0.14	1	22010ⅡB
1507	〃	生水川	安濃	神子谷	1	3	22011ⅡB
1508	〃	真生谷川	安濃	草生	1.18	2	22012ⅡB
1509	〃	山出	安濃	草生山出	0.12	4	22014ⅡB
1510	〃	岩城	安濃	草生岩城	0.07	1	22015ⅡB
1511	〃	北谷	安濃	草生山出	0.12	4	22016ⅡB
1512	〃	城ヶ峰谷	安濃	草生山出	0.1	4	22017ⅡB
1513	〃	戸島	安濃	野口立合	0.57	2	22024ⅡB
1514	雲出川	車坂	一志	八太小山	0.05	9	32001ⅠA
1515	〃	小梅谷	一志	波瀬室の口	0.04	7	32002ⅠA
1516	〃	若粕谷川	一志	波瀬室の口	0.01	5	32003ⅠA
1555	〃	東上山	白山	垣内	0.03	18	33049ⅠA
1556	〃	東上山	白山	垣内	0.05	6	33050ⅠA
1557	〃	ヨムギ谷川	白山	古市	0.06	0	33051ⅠA
1558	〃	葛谷川	白山	古市	0.16	0	33052ⅠA
1559	〃	髄正寺川	白山	上ノ村辻	0.08	0	33053ⅠA
1560	〃	△林	白山	上ノ村林	0.05	0	33054ⅠA
1561	〃	林谷川	白山	上ノ村林	0.02	8	33055ⅠA
1562	〃	マイソウ	白山	上佐田	0.03	10	33056ⅠA
1563	〃	井戸谷川	白山	三ヶ野殿垣内	0.04	3	33058ⅠA
1564	〃	東北谷川	白山	三ヶ野北谷	0.03	0	33059ⅠA
1565	〃	東上出	白山	三ヶ野中出	0.04	10	33061ⅠA
1566	〃	柳田川①	白山	家城	0.02	1	33006ⅡA
1567	〃	柳田川③	白山	家城	0.09	1	33007ⅡA
1568	〃	家城	白山	家城	0.14	1	33008ⅡA
1569	〃	寺向	白山	城立	0.01	3	33016ⅡA
1570	〃	岩の谷川	白山	城立	0.26	1	33020ⅡA
1571	〃	中出川	白山	福田山上出	1.52	1	33024ⅡA
1572	〃	中出	白山	福田山上出	0.02	2	33026ⅡA
1535	〃	上出	白山	二俣	0.01	20	33013ⅠA
1536	〃	二俣	白山	二俣	0.02	17	33014ⅠA
1537	〃	深田	白山	二俣	0.04	6	33015ⅠA
1538	〃	寺向	白山	城立	0.04	2	33017ⅠA
1539	〃	箕谷	白山	城立	0.01	2	33018ⅠA
1540	〃	高	白山	城立	0.01	0	33019ⅠA
1541	〃	藤川	白山	福田山上出	0.03	5	33021ⅠA
1542	〃	藤川	白山	福田山上出	0.14	6	33022ⅠA
1543	〃	藤川	白山	編田山上出	0.25	5	33023ⅠA
1544	〃	中出川	白山	福田山上出	1.44	5	33025ⅠA
1545	〃	青山川	白山	福田山下出	0.1	6	33028ⅠA
1546	〃	下出	白山	福田山下出	0.01	7	33029ⅠA
1547	〃	小峰川	白山	福田山下出	0.58	4	33030ⅠA
1548	〃	一ノ倉	白山	小杉	0.04	5	33033ⅠA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積 (km²)	人家戸数 (戸)	渓流番号
1549	雲出川	日向	白山	小杉	0.01	5	33034ⅠA
1550	〃	高ノ谷	白山	小杉	0.09	8	33035ⅠA
1551	〃	城出	白山	八対野両構	0.02	8	33045ⅠA
1552	〃	城出	白山	八対野両構	0.01	8	33046ⅠA
1553	〃	大谷	白山	八対野別所	0.03	4	33047ⅠA
1554	〃	大谷	白山	八対野別所	0.01	1	33048ⅠA
1573	〃	杉ノ谷川	白山	福田山上出	0.08	1	33027ⅡA
1574	〃	堀川	白山	城立	0.1	2	33031ⅡA
1575	〃	小杉川	白山	小杉	1.11	4	33032ⅡA
1576	〃	小杉川	白山	小杉	0.14	2	33036ⅡA
1577	〃	北大原１	白山	大原北大原１	1.69	3	33039ⅡA
1578	〃	北大原２	白山	大原北大原２	0.07	3	33040ⅡA
1579	〃	北大原３	白山	大原北大原３	0.73	3	33041ⅡA
1580	〃	宮ノ西川	白山	大原北大原	0.03	3	33042ⅡA
1581	〃	前田川	白山	大原北大原	0.02	2	33043ⅡA
1582	〃	小杉川	白山	小杉	8	2	33044ⅡA
1583	〃	東谷川	白山	佐田奥佐田	0.02	1	33057ⅡA
1584	〃	西北谷川	白山	三ヶ野北谷	0.03	1	33060ⅡA
1585	〃	一ノ口川	白山	三ヶ野北垣内	0.02	3	33063ⅡA
1586	〃	三ヶ野北垣内	白山	三ヶ野北垣内	0.04	3	33064ⅡA
1587	〃	小豆谷川	白山	三ヶ野滝ヶ広	0.12	2	33065ⅡA
1588	〃	中村川	白山	三ヶ野中村	0.02	4	33062ⅠA
1642	〃	篠ヶ広川	美杉	下之川篠ヶ広	0.11	10	35024ⅠA
1643	〃	篠ヶ広	美杉	下之川篠ヶ広	0.09	6	35025ⅠA
1644	〃	鵜谷川	美杉	山口	2.53	11	35026ⅠA
1645	〃	山口	美杉	山口	0.15	5	35028ⅠA
1646	〃	吉備地	美杉	下之川大作	0.03	6	35031ⅠA
1647	〃	相杉谷川	美杉	下之川大作	0.04	5	35032ⅠA
1669	〃	宇谷川	美杉	八知市場	0.87	15	35262ⅠA
1670	〃	尻屋川	美杉	八知市場	0.09	17	35263ⅠA
1671	〃	尻屋川	美杉	八知市場	0.07	5	35264ⅠA
1672	〃	馬場谷川	美杉	八知市蝪	0.07	3	35265ⅠA
1673	〃	登り	美杉	八知小西	0.02	6	35266ⅠA
1674	〃	登谷	美杉	八知小西	0.04	15	35267ⅠA
1675	〃	白谷	美杉	八知元小西	0.06	17	35268ⅠA
1676	〃	白谷	美杉	八知元小西	0.01	3	35269ⅠA
1677	〃	神河谷川東谷川	美杉	八知谷中奥出	2.81	6	35270ⅠA
1678	〃	神河谷川東谷川	美杉	八知谷中奥出	6.77	7	35271ⅠA
1679	〃	水車谷川	美杉	八知奥出	0.41	5	35272ⅠA
1680	〃	神河	美杉	八知神河	0.02	6	35277ⅠA
1681	〃	蛇谷川	美杉	八知大野	2.02	20	35280ⅠA
1682	〃	蛇谷	美杉	八知大野	0.03	20	35281ⅠA
1683	〃	松の木谷	美杉	八知大野	0.05	19	35282ⅠA
1684	〃	松の木谷	美杉	八知大野	0.29	19	35283ⅠA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1648	雲出川	吉備地	美杉	下之川大作	0.07	10	35033ＩA
1649	〃	吉備地	美杉	下之川大作	0.04	7	35034ＩA
1650	〃	宇戸原川	美杉	下之川中町	2.5	10	35037ＩA
1651	〃	西念浄奥谷	美杉	下之川中村	0.13	4	35038ＩA
1652	〃	西念寺川	美杉	下之川中村	0.02	4	35039ＩA
1653	〃	巣子の谷川	美杉	下之川中村	0.03	6	35040ＩA
1654	〃	巣子の谷	美杉	下之川中村	0.12	18	35041ＩA
1655	〃	スゴ	美杉	下之川中村	0.03	5	35042ＩA
1656	〃	神明出川	美杉	下之川不動ノ口	0.16	15	35043ＩA
1657	〃	不動ノ口	美杉	下之川不動ノ口	1.89	23	35044ＩA
1658	〃	比河川しゃばみ川	美杉	八知比河	1.04	15	35251ＩA
1659	〃	比河川しゃばみ川	美杉	八知比河	0.18	15	35252ＩA
1660	〃	比河川しやばみ川	美杉	八知比河	0.18	15	35253ＩA
1661	〃	比河川しゃばみ川	美杉	八知比河	0.08	15	35254ＩA
1662	〃	佐敷	美杉	八知比河	0.02	7	35255ＩA
1663	〃	佐敷	美杉	八知比河	0	6	35256ＩA
1664	〃	箱根	美杉	八知箱根	0.18	2	35257ＩA
1665	〃	上ノ谷	美杉	八知市場	0.06	5	35258ＩA
1666	〃	風呂屋川	美杉	八知市場	0.04	13	35259ＩA
1667	〃	盆ヶ谷	美杉	八知市場	0.06	10	35260ＩA
1668	〃	上山口	美杉	八知市場	0.02	14	35261ＩA
1707	〃	宮の谷	美杉	竹原持経	0.01	5	35004ＩA
1708	〃	宮の谷	美杉	竹原持経	0.16	5	35005ＩA
1709	〃	宮の谷	美杉	竹原持経	0.01	8	35006ＩA
1710	〃	宮の谷	美杉	竹原持経	0.06	12	35007ＩA
1711	〃	宮の谷	美杉	竹源持経	0.01	6	35008ＩA
1712	〃	宮の谷	美杉	竹原持経	0.02	9	35009ＩA
1713	〃	西出	美杉	竹原持経	0.01	7	35010ＩA
1714	〃	西出	美杉	竹原持経	0.03	5	35011ＩA
1715	〃	西出	美杉	竹原持経	0.01	8	35012ＩA
1716	〃	竹原	美杉	竹原持経	0.02	7	35013ＩA
1717	〃	西出	美杉	竹原持経	0.01	6	35014ＩA
1718	〃	西出	美杉	竹原持経	0.03	6	35015ＩA
1719	〃	脇ヶ野	美杉	八手俣脇ヶ野	0.02	3	35020ＩA
1720	〃	脇ヶ野	美杉	八手俣脇ヶ野	0.02	9	35021ＩA
1721	〃	脇ヶ野	美杉	八手俣脇ヶ野	0.03	7	35022ＩA
1722	〃	篠ヶ広川	美杉	下之川篠ヶ広	0.09	11	35023ＩA
1685	〃	松の木谷	美杉	八知大野	0.03	11	35284ＩA
1686	〃	こも坂谷川	美杉	八知大野	0.03	21	35285ＩA
1687	〃	こも坂谷川	美杉	八知大野	0.01	8	35286ＩA
1688	〃	鎌の木谷	美杉	八知大野	0.05	10	35287ＩA
1689	〃	鎌の木谷	美杉	八知大野	0.02	5	35288ＩA
1690	〃	土山	美杉	竹原小原	0.02	12	35289ＩA
1691	〃	大垣内川	美杉	竹原小原	0.28	29	35290ＩA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積 (km²)	人家戸数 (戸)	渓流番号
1692	雲出川	野首	美杉	竹原小原	0.07	10	35291ⅠA
1693	〃	フクロ谷川田尻	美杉	竹原小原	0.09	6	35292ⅠA
1694	〃	猪の谷	美杉	竹原掛ノ脇	0.35	15	35294ⅠA
1695	〃	堂神宮谷	美杉	竹原掛ノ脇	0.02	9	35295ⅠA
1696	〃	小谷一の猪谷	美杉	竹原掛ノ脇	0.19	5	35296ⅠA
1697	〃	落としの谷	美杉	竹原瀬木宮ノ下	0.02	2	35299ⅠA
1698	〃	小谷	美杉	竹原瀬木	0.02	7	35301ⅠA
1699	〃	永盛寺谷	美杉	竹原瀬木	0.4	8	35302ⅠA
1700	〃	女鳥谷	美杉	竹原中野	0.02	7	35304ⅠA
1701	〃	王子討谷	美杉	竹原中野	0.62	10	35305ⅠA
17D2	〃	中谷	美杉	竹原中野	0.26	7	35306ⅠA
1703	〃	中谷	美杉	竹原中野	0.06	7	35307ⅠA
1704	〃	寺谷	美杉	竹原中野	0.42	8	35308ⅠA
1705	〃	井川谷	美杉	竹原宝生	2.89	15	35309ⅠA
1706	〃	羽黒	美杉	竹原羽黒	0.03	6	35003ⅠA
1745	〃	宮垣内	美杉	丹生俣宮垣内	0.02	0	35082ⅠA
1746	〃	木谷川	美杉	丹生俣西俣	0.02	6	35095ⅠA
1747	〃	丹生俣柳ヶ野	美杉	丹生俣柳ヶ野	0.17	5	35096ⅠA
1748	〃	飼坂谷川	美杉	上多気谷町	0.71	8	35099ⅠA
1749	〃	馬場	美杉	上多気谷町	0.03	3	35100ⅠA
1750	〃	馬場	美杉	上多気谷町	0.02	0	35101ⅠA
1751	〃	大宮戸川	美杉	上多気谷町	0.64	2	35102ⅠA
1752	〃	楚中谷川	美杉	下多気福寿	0.12	0	35103ⅠA
1753	〃	奥の谷	美杉	下多気上村	0.25	8	35105ⅠA
1754	〃	耕作川	美杉	下多気小田	0.98	1	35106ⅠA
1755	〃	小田	美杉	下多気小田	0.08	0	35107ⅠA
1756	〃	耕作川支渓	美杉	下多気小田	0.05	3	35108ⅠA
1757	〃	コマ谷	美杉	下多気小田	0.08	3	35111ⅠA
1758	〃	カンノン谷	美杉	下多気小田	0.09	3	35112ⅠA
1759	〃	バッソウ川	美杉	下多気漆	0.02	5	35118ⅠA
1723	〃	福原川	美杉	下之川不動口	1.26	5	35045ⅠA
1724	〃	戸木川	美杉	下之川戸木	0.42	16	35046ⅠA
1725	〃	寺谷川	美杉	下之川戸木	0.27	12	35047ⅠA
1726	〃	上村	美杉	下之川上村	0.03	7	35049ⅠA
1727	〃	上村	美杉	下之川上村	0.02	3	35050ⅠA
1728	〃	白口	美杉	下多気白口	0.01	7	35055ⅠA
1729	〃	白口	美杉	下多気白口	0.01	8	35056ⅠA
1730	〃	白口	美杉	下多気白口	0.04	5	35057ⅠA
1731	〃	白口川	美杉	下多気白口	2.8	27	35058ⅠA
1732	〃	下多気白口	美杉	下多気白口	0.1	19	35059ⅠA
1733	〃	ナガノ谷	美杉	下多気世古	0.06	9	35060ⅠA
1734	〃	茶山谷	美杉	下多気世古	0.04	14	35061ⅠA
1735	〃	長野谷川	美杉	下多気世古	0.04	8	35062ⅠA
1736	〃	キドノ谷	美杉	下多気六田	0.06	10	35063ⅠA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1737	雲出川	アタラシ谷	美杉	下多気六田	0.23	29	35064ＩＡ
1738	〃	デワノ谷	美杉	下多気六田	0.1	30	35065ＩＡ
1739	〃	シジロ谷	美杉	下多気六田	0.11	11	35066ＩＡ
1740	〃	町屋	美杉	上多気町屋	0.03	5	35067ＩＡ
1741	〃	上多気立川	美杉	上多気立川	0.05	1	35068ＩＡ
1742	〃	立川	美杉	上多気立川	0.08	1	35069ＩＡ
1743	〃	フロヤ谷	美杉	上多気立川	0.08	4	35075ＩＡ
1744	〃	小津	美杉	上多気小津	0.03	5	35076ＩＡ
1783	〃	笠上川	美杉	八知森	0.47	31	35154ＩＡ
1784	〃	若宮	美杉	八知森	0.02	68	35155ＩＡ
1785	〃	谷川蛇谷	美杉	八知森	0.29	69	35156ＩＡ
1786	〃	大柿川	美杉	八知比津	0.24	6	35157ＩＡ
1787	〃	比津	美杉	八知比津	0.24	6	35158ＩＡ
1788	〃	中の谷	美杉	八知比津	0.19	8	35159ＩＡ
1789	〃	城川大柿川	美杉	八知比津	0.82	6	35160ＩＡ
1790	〃	寺谷	美杉	奥津谷口	0.13	3	35161ＩＡ
1791	〃	谷山川	美杉	奥津谷口	1.19	11	35162ＩＡ
1792	〃	寺谷	美杉	奥津谷口	0.06	8	35163ＩＡ
1793	〃	須郷谷川	美杉	奥津谷口	1.34	3	35164ＩＡ
1794	〃	羽根田	美杉	奥津須郷	0.02	11	35165ＩＡ
1795	〃	山口谷	美杉	奥津前原	0.1	1	35166ＩＡ
1796	〃	山口谷	美杉	奥津前原	0.03	1	35167ＩＡ
1797	〃	池ノ奥川	美杉	川上中村下	0.09	8	35168ＩＡ
1760	〃	バッソウ川	美杉	下多気漆	0.05	5	35119ＩＡ
1761	〃	バッソウ川	美杉	下多気漆	0.02	1	35120ＩＡ
1762	〃	ウルシ川支渓	美杉	下多気漆	0.03	1	35121ＩＡ
1763	〃	源内谷	美杉	下之川中津	0.04	5	35124ＩＡ
1764	〃	マミ谷	美杉	下之川中津	0.09	8	35125ＩＡ
1765	〃	マミ谷	美杉	下之川中津	0.03	8	35126ＩＡ
1766	〃	コガシバ谷	美杉	下之川中津	0.08	7	35127ＩＡ
1767	〃	小谷	美杉	下之川中津	0.09	6	35128ＩＡ
1768	〃	大谷川	美杉	下之川三谷	1.51	6	35132ＩＡ
1769	〃	井ノ山	美杉	下之川山本	0.1	10	36133ＩＡ
1770	〃	上広谷川	美杉	下之川大作	0.1	2	35134ＩＡ
1771	〃	堂川原	美杉	下之川大作	0.03	5	35135ＩＡ
1772	〃	オリ谷川	美杉	竹原中原	0.05	1	35137ＩＡ
1773	〃	ことの谷	美杉	竹原中原	0.03	3	35138ＩＡ
1774	〃	堂の奥谷	美杉	竹原中原	0.13	15	35139ＩＡ
1775	〃	あきび谷	美杉	竹原中原	0.12	5	35140ＩＡ
1776	〃	平谷川	美杉	竹原上平	0.03	5	35141ＩＡ
1777	〃	平谷川	美杉	竹原上平	0.56	4	35142ＩＡ
1778	〃	南垣内	美杉	八知立花	0.03	10	35144ＩＡ
1779	〃	南垣内	美杉	八知立花	0.02	10	35145ＩＡ
1780	〃	喜一谷	美杉	八知立花	0.28	12	35146ＩＡ

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1781	雲出川	鳥ヶ上谷川	美杉	八知広	3.18	5	35151ⅠA
1782	〃	八知森	美杉	八知森	0.25	24	35153ⅠA
1821	〃	寺川	美杉	杉平	0.54	12	35207ⅠA
1822	〃	有の谷谷浦	美杉	三多気	0.25	28	35208ⅠA
1823	〃	谷浦川	美杉	三多気	0.17	10	35209ⅠA
1824	〃	寺村	美杉	石名原寺村	0.03	0	35212ⅠA
1825	〃	堂の谷	美杉	石名原寺村	0.09	0	35213ⅠA
1826	〃	宮ノ谷川	美杉	奥津奥津	0.07	1	35220ⅠA
1827	〃	カシ尾谷川	美杉	奥津奥津	0.01	0	35222ⅠA
1828	〃	カシ尾	美杉	奥津奥津	0.01	0	35223ⅠA
1829	〃	貝谷川	美杉	奥津奥津	0.02	1	35224ⅠA
1830	〃	石子谷	美杉	奥津奥津	0.07	6	35226ⅠA
1831	〃	谷垣内川	美杉	奥津波竜	0.06	14	35233ⅠA
1832	〃	谷垣内	美杉	奥津波竜	0.04	13	35234ⅠA
1833	〃	東川	美杉	八知柳瀬	0.02	6	35237ⅠA
1834	〃	東川	美杉	八知柳瀬	0.02	6	35238ⅠA
1798	〃	ジョウバ谷	美杉	川上中村上	0.06	6	35170ⅠA
1799	〃	川上若宮	美杉	川上若宮	1.37	1	35173ⅠA
1800	〃	ドシガ谷	美杉	川上奥村	0.17	10	35177ⅠA
1801	〃	コザイ	美杉	川上奥村	0.01	5	35178ⅠA
1802	〃	ミロク谷	美杉	川上奥村	0.06	5	35179ⅠA
1803	〃	涸沢谷	美杉	川上中野	0.41	0	35180ⅠA
1804	〃	涸沢谷	美杉	川上中野	0.03	0	35181ⅠA
1805	〃	寺谷川	美杉	川上中野	0.1	14	35185ⅠA
1806	〃	宮ノ本谷	美杉	川上中野	0.03	10	35186ⅠA
1807	〃	宮ノ本谷	美杉	川上宮ノ本	0.06	7	35188ⅠA
1808	〃	時鳥谷川	美杉	川上宮ノ本	0.05	0	35190ⅠA
1809	〃	伊山谷	美杉	川上西ヶ広	0.06	7	35192ⅠA
1810	〃	狐谷川	美杉	川上西ヶ広	0.02	10	35193ⅠA
1811	〃	川原谷川	美杉	川上西ヶ広	0.06	8	35194ⅠA
1812	〃	タニガイト	美杉	石名原瀬之原	0.51	5	35195ⅠA
1813	〃	中垣内川	美杉	石名原	0.42	11	35196ⅠA
1814	〃	小森谷	美杉	石名原上垣内	0.02	16	35198ⅠA
1815	〃	姉垣内	美杉	石名原上垣内	0.03	10	35199ⅠA
1816	〃	所谷川	美杉	石名原払戸	1.49	18	35200ⅠA
1817	〃	エノキ谷川	美杉	石名原払戸	0.05	5	35201ⅠA
1818	〃	峠	美杉	石名原払戸	0.01	1	35204ⅠA
1819	〃	井戸谷川	美杉	石名原払戸	0.07	5	35205ⅠA
1820	〃	水谷川	美杉	杉平	0.73	10	35206ⅠA
1859	〃	ふくろ谷川	美杉	奥津	0.01	2	35218ⅡA
1860	〃	ふくろ谷川	美杉	奥津	0.04	2	35219ⅡA
1861	〃	池ノ谷川	美杉	奥津	0.06	3	35221ⅡA
1862	〃	尻江	美杉	奥津	0.01	2	35225ⅡA
1863	〃	赤野川	美杉	奥津上殿	0.68	3	35227ⅡA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1864	雲出川	赤野川	美杉	奥津上殿	0.68	3	35228ⅡA
1865	〃	赤野川	美杉	奥津上殿	0.08	4	35229ⅡA
1866	〃	赤野川	美杉	奥津上殿	0.68	3	35230ⅡA
1867	〃	赤野川	美杉	奥津上殿	0.68	3	35231ⅡA
1868	〃	西山川	美杉	奥津波篭	0.47	2	35232ⅡA
1869	〃	小西山川	美杉	八知比津	0.09	3	35235ⅡA
1870	〃	奥津比津	美杉	八知比津	0.18	1	35236ⅡA
1871	〃	八知	美杉	八知	0.05	1	35239ⅡA
1872	〃	八知老ヶ野	美杉	八知老ヶ野	0.23	3	35240ⅡA
1835	〃	井出谷川	美杉	八知老ヶ野	0.02	9	35241ⅠA
1836	〃	ヤケヤ谷	美杉	八知老ヶ野	0.37	16.	35242ⅠA
1837	〃	老ヶ野川	美杉	八知老ヶ野	0.14	14	35244ⅠA
1838	〃	岩井出川	美杉	八知老ヶ野	0.13	16	35245ⅠA
1839	〃	神泉川	美杉	八知老ヶ野	0.02	2	35246ⅠA
1840	〃	谷奥	美杉	八知小田	0.06	11	35247ⅠA
1841	〃	比河川しゃばみ川	美杉	八知比河	1.82	15	35250ⅠA
1842	〃	鉄羅貝谷川	美杉	川上奥村	0.05	3	35175ⅡA
1843	〃	どしや谷川	美杉	川上奥村	0.51	3	35176ⅡA
1844	〃	柳井谷川	美杉	川上奥村	0.41	3	35182ⅡA
1845	〃	谷山谷川	美杉	川上奥村	0.03	2	35183ⅡA
1846	〃	奥村	美杉	川上奥村	0.05	2	35184ⅡA
1847	〃	中野	美杉	川上中野	0.15	1	35187ⅡA
1848	〃	宮ノ本	美杉	川上宮ノ本	0.03	1	35189ⅡA
1849	〃	奥津前原	美杉	奥津前原	0.02	2	35191ⅡA
1850	〃	山口谷川	美杉	石名原上垣内	0.1	2	35197ⅡA
1851	〃	オブツ谷川	美杉	石名原払戸	0.08	2	35202AⅡ.
1852	〃	大仏谷川	美杉	石名原払戸	0.29	2	35203ⅡA
1853	〃	縄手川	美杉	石名原掛田	0.28	1	35210ⅡA
1854	〃	掛田川	美杉	石名原掛田	0.91	2	35211ⅡA
1855	〃	大妻川	美杉	石名原大妻	0.99	1	35214ⅡA
1856	〃	逢坂川	美杉	石名原逢坂	1.01	2	35215ⅡA
1857	〃	逢坂川	美杉	石名原逢坂	1.01	3	35216ⅡA
1858	〃	逢坂川	美杉	石名原逢坂	1.01	1	35217ⅡA
1897	〃	下之川大作	美杉	下之川大作	0.04	2	35036ⅡA
1898	〃	角原川	美杉	下之川角原	0.62	4	35048ⅡA
1899	〃	高山川	美杉	下之川上村	0.06	3	35051ⅡA
1900	〃	下多気野登瀬	美杉	下多気野登瀬	0.12	2	35052ⅡA
1901	〃	井戸ヶ谷川	美杉	下多気野登瀬	0.3i	1	35053ⅡA
1902	〃	下多気野登瀬	美杉	下多気野登瀬	0.03	4	35054ⅡA
1903	〃	奥立川	美杉	上多気奥立川	1.64	1	35070ⅡA
1904	〃	奥立川	美杉	上多気奥立川	0.44	1	35071ⅡA
1905	〃	奥立川	美杉	上多気奥立川	0.03	2	35072ⅡA
1906	〃	名七川	美杉	上多気奥立川	0.67	1	35073ⅡA
1907	〃	流谷川	美杉	上多気立川	0.13	1	35074ⅡA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1908	雲出川	小津	美杉	上多気小津	0.03	2	35077ⅡA
1909	〃	栃合川	美杉	上多気小津	0.07	1	35078ⅡA
1873	〃	八知老ヶ野	美杉	八知老ヶ野	0.23	1	35243ⅡA
1874	〃	上吹	美杉	八知小田	0.04	2	35248ⅡA
1875	〃	四十浦川	美杉	八知広瀬	0.2	1	35249ⅡA
1876	〃	奥出	美杉	八知奥出	0.05	2	35273ⅡA
1877	〃	朝日谷川	美杉	八知奥出	0.01	1	35274ⅡA
1878	〃	神河	美杉	八知神河	0.02	2	35275ⅡA
1879	〃	五明谷川	美杉	八知神河	0.02	2	35276ⅡA
1880	〃	上神	美杉	八知庄屋出	0.01	3	35278ⅡA
1881	〃	上神川	美杉	八知庄屋出	0.14	1	35279ⅡA
1882	〃	田尻川	美杉	竹原小原	0.03	1	35293ⅡA
1883	〃	東谷川	美杉	竹原掛ノ脇	0.01	4	35297ⅡA
1884	〃	東谷川	美杉	竹原掛ノ脇	0.05	1	35298ⅡA
1885	〃	不動ノ谷	美杉	竹原瀬木宮ノ下	0.03	1	35300ⅡA
1886	〃	永盛寺谷川	美杉	竹原瀬木	0.02	2	35303ⅡA
1887	〃	虫ヶ谷川	美杉	竹原羽黒	0.15	2	35001ⅡA
1888	〃	羽黒	美杉	竹原羽黒	0.49	3	35002ⅡA
1889	〃	大日川	美杉	八手俣八手俣	0.39	2	35016ⅡA
1890	〃	寺広川	美杉	八手俣寺広	1.06	1	35017ⅡA
1891	〃	寺広川	美杉	八手俣寺広	0.23	3	35018ⅡA
1892	〃	大蛇谷川	美杉	八手俣寺広	0.06	1	35019ⅡA
1893	〃	山口川	美杉	下之川山口	0.02	3	35027ⅡA
1894	〃	太作	美杉	下之川太作	0.02	2	35029ⅡA
1895	〃	的場谷川	美杉	下之川太作	0.36	4	35030ⅡA
1896	〃	吉備地谷川	美杉	下之川太作	0.03	2	35035ⅡA
1935	〃	源内川	美杉	下之川中津	0.08	1	35122ⅡA
1936	〃	マミ谷川	美杉	下之川中津	0.07	1	35123ⅡA
1937	〃	池谷川	美杉	下之川三谷	0.1	3	35129ⅡA
1938	〃	三谷	美杉	下之川三谷	0.03	2	35130ⅡA
1939	〃	三谷	美杉	下之川三谷	0.02	4	35131ⅡA
1940	〃	山口	美杉	下之川山口	0.02	1	35136ⅡA
1941	〃	東山	美杉	八知須渕	0.11	1	35143ⅡA
1942	〃	テイソウ谷川	美杉	八知須渕	0.05	3	35147ⅡA
1943	〃	広谷川	美杉	八知広	0.35	2	35148ⅡA
1944	〃	広	美杉	八知広	0.05	3	35149ⅡA
1945	〃	広	美杉	八知広	0.02	1	35150ⅡA
1946	〃	大鹿川	美杉	八知広	0.07	1	35152ⅡA
1947	〃	池の奥谷川	美杉	川上中村下	0.08	3	35169ⅡA
1910	〃	笹谷川	美杉	丹生俣下組	0.76	3	35079ⅡA
1911	〃	唐戸	美杉	丹生俣唐戸	0.07	3	35080ⅡA
1912	〃	宮垣内	美杉	丹生俣宮垣内	0.01	1	35081ⅡA
1913	〃	丹生俣宮垣内	美杉	丹生俣宮垣内	0.02	1	35083ⅡA
1914	〃	八手俣川	美杉	丹生俣木地屋	0.15	3	35084ⅡA

対象番号	水系名	渓流名	地区	字名	流域面積(km²)	人家戸数(戸)	渓流番号
1915	雲出川	白俣川	美杉	丹生俣木地屋	0.95	4	35085ⅡA
1916	〃	名古谷川	美杉	丹生俣木地屋	0.06	3	35086ⅡA
1917	〃	滝谷川	美杉	丹生俣木地屋	0.08	1	35087ⅡA
1918	〃	大津川	美杉	丹生俣宮垣内	0.05	1	35088ⅡA
1919	〃	宮垣内	美杉	丹生俣宮垣内	0.02	2	35089ⅡA
1920	〃	わさを川	美杉	丹生俣宮垣内	0.07	2	35090ⅡA
1921	〃	西俣川	美杉	丹生俣中俣	1.6	2	35091ⅡA
1922	〃	西俣川	美杉	丹生俣中俣	1.6	2	35092ⅡA
1923	〃	西垣内谷川	美杉	丹生俣西俣	0.05	2	35093ⅡA
1924	〃	大谷川	美杉	丹生俣西俣	0.15	4	35094ⅡA
1925	〃	柳ヶ野	美杉	丹生俣柳ヶ野	0.1	1	35097ⅡA
1926	〃	イヤ谷	美杉	丹生俣柳ヶ野	0.16	4	35098ⅡA
1927	〃	ヤイチ谷川	美杉	下多気上村	0.02	3	35104ⅡA
1928	〃	耕作川支渓	美杉	下多気小田	0.26	3	35109ⅡA
1929	〃	耕作川支渓	美杉	下多気小田	0.06	3	35110ⅡA
1930	〃	藤ノ本谷川	美杉	下多気小田	0.06	3	35113ⅡA
1931	〃	滝小地川	美杉	下多気漆	0.04	2	35114ⅡA
1932	〃	下多気漆	美杉	下多気漆	0.03	2	35115ⅡA
1933	〃	ウルシ川支渓	美杉	下多気漆	0.02	1	35116ⅡA
1934	〃	高所川	美杉	下多気漆	0.09	4	35117ⅡA
1948	〃	井戸谷川	美杉	川上中村上	0.07	3	35171ⅡA
1949	〃	松尾谷川	美杉	川上中村上	0.15	1	35172ⅡA
1950	〃	奥村	美杉	川上奥村	0.05	2	35174ⅡA
1951	木津川	名張川ホガ谷	美杉	太郎生	0.3	6	35801ⅠA
1952	〃	名張川大谷川	美杉	太郎生	2.813	9	35802ⅠA
1953	〃	名張川村中谷	美杉	太郎生	0.58	8	35803ⅠA
1954	〃	名張川	美杉	太郎生	0.302	11	35804ⅠA
1955	〃	名張川ミズワケ谷	美杉	太郎生	0.068	14	35805ⅠA
1956	〃	名張川東垣内谷	美杉	太郎生	0.523	5	35806ⅠA
1957	〃	名張川	美杉	太郎生	0.056	13	35807ⅠA
1958	〃	名張川	美杉	太郎生	0.019	5	35808ⅠA
1959	〃	名張川南谷	美杉	太郎生	0.594	12	35809ⅠA
1960	〃	名張川ウルシ谷	美杉	太郎生	0.704	22	35810ⅠA
1961	〃	名張川柳谷	美杉	太郎生	0.316	22	35811ⅠA
1962	〃	名張川	美杉	太郎生	0.569	12	35812ⅠA
1963	〃	名張川大滝谷	美杉	太郎生	4.039	9	35813ⅠA
1964	〃	名張川	美杉	太郎生	0.142	1	35814ⅠA
1965	〃	名張川	美杉	太郎生	0.121	12	35815ⅠA
1966	〃	名張川	美杉	太郎生	0.223	1	35816ⅡA
1967	〃	名張川	美杉	太郎生	1.56	1	35817ⅡA
1968	〃	名張川	美杉	太郎生	0.021	2	35818ⅡA
1969	〃	名張川	美杉	太郎生	0.194	1	35819ⅡA
1970	〃	名張川	美杉	太郎生	0.444	1	35820ⅡA

26　ため池（農林水産部）

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
1	大谷池	高野尾町	字大谷 2415	10.00	47,000	6.20	150.00	
2	六呂池	高野尾町	字六呂 2947	7.00	22,000	6.30	65.00	
3	寺谷池★	高野尾町	字寺谷 3382	8.00	44,000	11.80	75.00	○
4	谷口池	高野尾町	字谷口 4780	10.00	61,000	8.80	75.00	○
5	才子田池	高野尾町	字才子田 4805	10.00	4,000	3.90	40.00	
6	横沢池★	高野尾町	字新出 1938-1	8.00	63,000	3.80	447.00	
7	三所池	高野尾町	字井山 462	4.00	3,000	5.60	41.00	
8	奥池	大里野田町	字石尾 1542	50.00	39,000	11.20	85.00	
9	新池★	大里野田町	字沓張 1393	8.00	41,000	4.20	81.00	
10	徳兵池★	大里山室町	字小屋ヶ谷 1255	8.00	5,000	3.80	40.00	
11	古池★	大里山室町	字東谷 288-1	8.00	1,000	2.60	35.00	
12	新池★	大里山室町	字天王前 256-1	8.00	6,000	5.10	30.00	
13	作田池★	大里睦合町	字雉子ノ木 2105-2	11.00	3,000	5.50	90.00	
14	椋谷池	大里窪田町	字椋谷 106-1	8.00	12,000	8.00	49.00	
15	上井池	大里窪田町	字墓之谷 298	8.00	19,000	7.50	59.00	
16	大沢池★	大里窪田町	字大沢 426-1	58.00	337,000	10.10	260.00	○
17	嘉間池(嘉満池)	大里窪田町	字高塚 565-1	3.00	69,000	7.30	147.00	
18	川北池	大里川北町	字宮之谷 425	8.00	6,000	4.90	60.00	
19	今井池	一身田豊野	字ろノ坪 186	4.00	2,000	2.50	53.00	
20	西ノ池	一身田豊野	字ひノ坪 1973	20.00	25,000	4.10	160.00	
21	東ノ池	一身田豊野	字ゆノ坪 1833	31.50	22,000	4.30	133.30	
22	慈光寺池	一身田豊野	字まノ坪 1389	1.00	1,000	3.00	37.00	
23	長池★	一身田大古曽	字鳥尾 1596	10.00	52,000	7.50	44.00	
24	平子池	一身田大古曽	字奥池の下 1540-1	67.00	18,000	5.50	224.00	
25	新池	一身田上津部田	字井ノ坪 1746-1	10.00	137,000	7.40	120.00	○
26	雁俣谷池(津西ﾊｲﾀｳﾝ調整池)★	河辺町	字雁俣谷 1132	4.00	35,000	6.90	41.00	
27	西湖	一身田上津部田	字ナノ坪 1660	10.00	22,000	5.10	91.00	
28	谷池	一身田上津部田	字タノ坪 1449-1	29.00	62,000	8.20	225.00	
29	口池	一身田上津部田	字ルノ坪 986	10.00	18,000	4.80	106.00	
30	おおさん池	一身田上津部田	字ワノ坪 1348	10.00	34,000	7.50	83.00	
31	北の池★	上浜町六丁目	278	1.00	35,000	7.40	129.00	
32	(北)下の池★	上浜町六丁目	284	1.00	3,000	4.50	98.00	
33	中池★	上浜町六丁目	220	0.10	16,000	4.00	110.00	○
34	兵丹池★	上浜町六丁目	5	0.10	33,000	7.50	129.00	
35	石積池	河辺町	字長 2275	8.00	13,000	6.50	101.00	
36	平子池(平湖池)	河辺町	字平子 2183	0.00	5,000	4.90	60.60	
37	山篭池	河辺町	字山篭 2318	1.40	7,000	5.90	70.00	
38	奥山池★	長岡町	字奥山田 1249-1	0.00	2,000	4.60	40.00	
39	大山田池★	分部	字大山田 3557	10.00	1,000	2.10	95.00	
40	大谷池★	分部	字大谷 3607	8.00	2,000	4.70	52.00	
41	唐人池★	分部	字大山田 1778	8.00	5,000	6.80	39.00	
42	赤坂池★	分部	字赤坂 2119	8.00	3,000	4.80	24.00	
43	長鉢池★	分部	字長鉢 3432	0.70	400	1.80	30.00	

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
44	今池★	分部	字細山田 2204	4.00	20,000	6.00	120.00	
45	宮池★	分部	字下稲葉 1543	2.00	5,000	5.10	48.00	
46	一色池	分部	字恵下ノ谷 1620	10.00	62,000	9.50	72.00	
47	殿広池	分部	字狐ヶ谷 2221-1	8.00	12,000	3.00	82.00	
48	新池	分部	字ヌヶ 2293-1	8.00	7,000	6.10	54.00	
49	三年池★	産品	字三年作 1879	1.30	200	3.00	42.00	
50	永谷池（田池）	産品	字永谷 814	1.70	5,000	6.00	35.00	
51	中の谷池	産品	字中之谷 715	8.00	9,000	4.50	65.00	
52	菱坪池（北池）	産品	字花道 1261-1	8.00	11,000	6.60	52.00	
53	南池	片田志袋町	字池ノ谷 421-1	16.10	36,000	10.60	66.00	○
54	殿村池	殿村	字拾二谷 1116-1	19.00	62,000	5.00	93.00	
55	三泗池	野田	字上之坪 19	0.00	10,000	4.78	227.00	
56	新池	片田長谷町	字滝谷 202-2	4.00	5,000	6.90	39.00	
57	古池	片田長谷町	字滝谷 215	4.00	1,000	4.00	34.00	
58	猿池	片田志袋町	字中山谷 821	10.00	30,000	9.80	75.00	○
59	北谷池	片田薬王寺町	字北谷 442	2.00	5,000	6.40	30.00	
60	赤ヶ谷池	片田薬王寺町	字赤ヶ谷 710	11.00	4,000	8.80	33.00	○
61	奥出池	片田志袋町	字奥出 1655-1	10.20	29,000	11.70	75.00	○
62	田中池	片田志袋町	字明毛 1008	1.00	2,000	3.15	47.00	
63	乳神池	片田志袋町	字向 2094	10.00	7,000	4.00	41.00	
64	北池	片田志袋町	字池ノ谷 406-15	10.00	29,000	7.10	48.00	
65	吹上池	片田久保町	字吹上 1737	4.00	1,000	6.50	26.00	
66	岩ヶ谷池	片田久保町	字岩ヶ谷 1631	10.20	7,000	10.40	50.00	○
67	狐河池	片田久保町	字狐河 1477	4.00	3,000	4.80	31.00	
68	長狭間池	片田久保町	字長狭間 1386	8.00	3,000	4.10	26.00	
69	椋谷池	片田久保町	字椋谷 606	1.00	5,000	5.60	38.00	
70	下谷池	片田久保町	字下谷 53	4.00	7,000	5.80	40.00	○
71	膝福池	片田久保町	字膝福 742-1	7.20	43,000	8.70	67.00	
72	片田団地調整池(永谷池)★	片田新町	6	8.00	13,000	7.50	81.00	
73	片田団地大神調整池★	片田新町	2	10.00	22,000	7.80	104.00	
74	佐倉池	片田井戸町	字奥佐倉 593-1	10.00	113,000	10.80	90.00	○
75	尾ヶ峰上池	片田田中町	字尾ヶ峯 1512	10.00	11,000	4.30	38.00	○
76	尾ヶ峰下池	片田田中町	字尾ヶ峯 1547	10.00	23,000	5.70	70.00	○
77	新池	片田田中町	字桐狭間 1119	7.00	23,000	7.50	55.00	
78	松林池（上）	片田田中町	字東山田 865	13.80	15,000	7.10	40.00	
79	松林池（下）	片田田中町	字松林 839	13.80	16,000	6.60	87.00	
80	天神池（上）	片田田中町	字天神 833	4.00	10,000	7.50	32.00	
81	天神池（下）	片田田中町	字天神 816	12.20	34,000	5.60	62.00	
82	小池	片田長谷場町	字山田 532	1.90	1,000	1.70	25.00	
83	向池	片田長谷場町	字山田 498-1	6.90	8,000	6.50	70.00	
84	前池	片田長谷場町	字西本 354	4.00	2,000	3.60	52.00	
85	赤池	野田	字赤池 2543	10.00	38,000	4.00	105.00	
86	池尻池	野田	字池尻 2522	10.00	22,000	4.40	75.00	
87	新池	野田	字上沢 2387	4.00	14,000	5.90	60.00	
88	石神池	神戸	字石神 3450	10.00	53,000	6.30	75.00	
89	長池	神戸	字長谷 3488	4.00	27,000	4.40	90.00	

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
90	大釜池	神戸	字はんの木 3551	10.00	93,000	6.40	164.00	
91	新池	神戸	字鳥羽見 3637	10.00	61,000	6.40	60.00	
92	元井池	半田	字元井 2781	8.00	5,000	2.70	70.00	
93	尺目池	半田	字尺目 2261	8.00	10,000	2.90	75.00	
94	真虫谷池	半田	字真虫谷 2322	2.00	5,000	4.00	51.00	
95	岩田池	岩田	字青谷 33	1.40	136,000	9.20	150.00	○
96	千歳池★	垂水	字千歳 3035	0.00	10,000	4.70	75.00	○
97	真ヶ坪池★	垂水	字真ヶ坪 370	0.10	1,000	5.50	27.00	
98	池ノ谷池★	垂水	字池ノ谷 2792	0.00	5,000	4.70	75.00	
99	釜ヶ谷池(受益地久居)	半田	字奥中面 3223	8.00	15,000	5.20	99.00	
100	二重池（上）★	垂水	字東焼尾 2610-1	10.00	16,000	5.00	87.00	
101	二重池（下）★	垂水	字西焼尾 2605-1	10.00	52,000	7.90	100.00	○
102	香水池★	垂水	字香水 2661	0.00	5,000	4.90	63.00	
103	野田池★	高茶屋小森上野町	字野田 1	14.00	26,000	3.60	169.00	
104	(片田)工業団地調整池★	片田井戸町		8.00	32,000	9.20	100.00	
105	ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙ津第 2 調整池★			2.00	2,000	4.20	111.00	
106	榊原池	榊原町	字行拔	380.00	180,000	18.40	85.00	○
107	薬火池	榊原町	字薬火	7.50	4,000	6.10	32.00	
108	吉原池	榊原町	字奥山	2.80	12,000	5.10	81.00	
109	別所池	榊原町	字狩木戸	8.00	34,000	10.50	75.00	○
110	六田池	榊原町	字六田	5.20	16,000	8.00	36.00	
111	釜谷池	榊原町	字釜谷	4.00	24,000	9.30	38.00	
112	古井谷池	榊原町	字古井谷	50.00	28,000	4.40	111.00	
113	丸ヶ谷池	榊原町	字琴谷	5.20	52,000	8.20	72.00	
114	舟ヶ谷池	榊原町	字西谷	8.00	36,000	8.10	75.00	○
115	西谷池	榊原町	字中谷	2.80	4,000	5.90	21.00	
116	楠放池	榊原町	字楠放	8.00	54,000	12.50	75.00	○
117	北山池	榊原町	字北山	4.00	26,000	8.80	56.00	
118	西山池	稲葉町	字西山	10.20	81,000	15.00	107.00	○
119	坊ヶ谷池	稲葉町	字坊ヶ谷	9.60	20,000	4.00	127.00	
120	藤谷池	稲葉町	字藤谷	4.00	23,000	9.90	43.00	
121	大鳥新池	大鳥町	字広見	14.40	11,000	7.30	31.00	
122	大鳥池	大鳥町	字大鳥谷	15.00	58,000	11.10	70.00	○
123	掃下池	稲葉町	字北出	2.80	3,000	4.30	32.00	
124	一色新池	久居一色町	字道土	12.10	11,000	6.60	34.00	
125	一色池	久居一色町	字道土	12.10	6,000	3.60	103.00	
126	戸塚上池	森町	字戸塚	2.00	10,000	5.20	52.00	
127	山田池	森町	北谷	68.00	195,000	11.70	147.00	○
128	一番池	戸木町		0.60	4,800	4.90	58.00	
129	風早池	戸木町		63.50	502,000	10.70	313.00	○
130	中池	野村町	881	0.28	1,600	3.22	86.00	
131	新池	野村町	880	0.28	2,400	2.90	97.00	
132	西山奥池	稲葉町	字西山	10.20	15,000	6.10	37.00	
133	長谷池	榊原町	字東山	0.20	60	3.51	17.00	
134	丸山池	榊原町	字東山	0.80	100	1.87	20.00	
135	沼池	榊原町	字西出	0.15	50	3.03	18.00	

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
136	源太谷池(西)	榊原町	字源太	0.17	60	1.55	24.00	
137	源太谷池(東)	榊原町	字源太谷	0.23	400	2.61	36.00	
138	百合谷池	榊原町	字かよう	6.00	3,000	8.20	27.00	
139	猿山池	榊原町	字猿山口	1.50	500	5.76	32.00	
140	髭谷池	榊原町	字髭谷	1.20	200	3.55	15.00	
141	どん谷池	榊原町	字八知山	0.40	200	3.62	18.00	
142	西尾池	榊原町	字下八知山	0.40	500	4.24	16.00	
143	大原池	榊原町	字下八知山	0.24	300	3.32	18.00	
144	坂本池	榊原町	字下八知山 14960	0.60	500	2.68	2.20	
145	小谷池	久居一色町	字羽場	0.30	700	2.17	34.00	
146	へら池(ﾄｽﾃﾑ調整池)	戸木町		1.00	1,000	―	54.00	
147	菖蒲池	河芸町三行	字菖蒲	10.00	3,000	2.10	45.00	
148	長池	河芸町北黒田	字池ノ奥	10.00	22,000	6.00	67.00	○
149	虚空蔵池	河芸町高佐	字志呂	18.10	10,000	4.30	98.00	
150	浜田池	河芸町浜田		13.00	42,000	5.00	154.40	○
151	弁天池	河芸町上野	字石塔谷	0.00	2,700	6.00	850.00	
152	八幡池	河芸町上野		8.00	9,000	5.60	39.00	
153	天王池	河芸町赤部		8.00	5,000	2.70	61.00	
154	鰐ヶ池	河芸町久知野		0.00	21,000	4.40	125.00	
155	西池	河芸町西千里		72.00	52,000	6.60	112.00	
156	蓮池	河芸町南黒田	字蓮池	8.00	11,000	5.40	77.50	
157	元里池	河芸町南黒田	字元里	36.00	13,000	5.00	98.00	
158	大門池	河芸町三行		1.99	4,500	3.00	30.00	
159	栃本池	河芸町三行	字栃本	0.00	6,000	3.00	30.00	
160	前池★	河芸町西千里	字横山	0.00	0	4.00	40.00	
161	新池	河芸町北黒田	字堤谷	2.00	3,000	3.60	30.00	○
162	大谷池	河芸町三行	字大谷	2.00	1,000	2.40	40.00	
163	大谷池	芸濃町楠原	字大谷	4.00	3,000	4.50	42.00	
164	庭代池	芸濃町楠原	字口広	4.00	10,000	7.20	140.00	
165	才ヶ谷池	芸濃町楠原	字新開	7.00	29,000	9.90	84.00	○
166	宮池	芸濃町楠原	字新開	25.00	5,000	5.00	140.00	
167	長池	芸濃町楠原	字中野	7.00	40,000	8.40	85.00	
168	南山池	芸濃町楠原	字山神	8.00	32,000	11.40	75.00	○
169	上新田池	芸濃町中縄	字滝ヶ谷	8.00	48,000	7.20	160.00	○
170	擂鉢池	芸濃町中縄	字峠山	5.00	13,000	7.80	75.00	
171	宮池★	芸濃町中縄	字峠山	15.20	32,000	7.30	102.00	
172	横山池★	芸濃町椋本	字北横山	170.00	537,000	7.70	1,248.00	○
173	二重池（下池）-有屋池★	芸濃町忍田	字二ツ池	63.00	59,000	10.80	229.00	○
174	上池（満谷池）	芸濃町忍田	字満谷	63.00	20,000	6.90	128.00	
175	下池	芸濃町忍田	字松山	63.00	6,000	8.60	55.00	
176	面久手池	芸濃町忍田	字宮の戸	4.00	5,000	9.70	37.00	
177	坂ノ谷池	芸濃町雲林院	字坂下	2.00	4,000	5.70	58.00	
178	間右エ門池★	芸濃町雲林院	字石之元	2.00	18,800	12.30	86.00	○
179	樫尾池	芸濃町小野平	字樫尾	2.00	11,000	5.20	40.00	
180	小野平池★	芸濃町小野平	字塚脇	2.00	6,000	4.30	75.00	
181	岩池★	芸濃町北神山	字大谷	21.00	106,000	13.30	179.00	○

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
182	高塚池	芸濃町林	字平林	0.00	12,500	4.00	75.00	
183	三ツ谷池★	芸濃町椋本	字西三ツ谷	10.00	47,000	6.70	93.00	
184	東奥ノ谷池★	芸濃町椋本	字東奥ノ谷	15.00	13,000	7.00	200.00	○
185	真虫谷池	芸濃町椋本	字青木谷	8.00	2,000	3.00	91.00	
186	青木谷池	芸濃町椋本	字青木谷	0.00	24,000	7.50	99.00	
187	茂三池	芸濃町椋本	字西富家	2.00	4,000	2.50	58.00	
188	田野池	芸濃町萩野		56.10	105,000	6.20	510.00	○
189	手張池	芸濃町岡本	字手張	10.00	97,000	6.20	97.00	
190	諸谷池	芸濃町岡本	字諸谷	10.00	25,000	6.20	80.00	
191	二重池（上池）-弁天池	芸濃町忍田	字二ツ池	63.00	102,000	6.20	581.00	○
192	大洞池	美里町五百野	964	26.00	24,000	8.90	50.00	○
193	西狭間池	美里町五百野		2.00	9,000	7.70	39.00	
194	筒井池	美里町五百野		10.00	11,000	8.00	51.00	
195	護蛇谷池	美里町足坂		2.00	5,000	7.40	50.00	○
196	日焼池	美里町足坂	504	2.00	5,000	7.60	43.00	
197	小津原池	美里町足坂		2.00	24,000	8.30	83.00	
198	嘉古部池	美里町三郷		10.00	183,000	14.10	98.00	○
199	寺田池	美里町三郷	1955	0.00	6,700	4.00	30.00	
200	出家池	美里町南長野		0.20	12,500	7.50	30.00	
201	葭ヶ瀬池	美里町北長野		8.00	6,000	9.00	56.00	
202	山の谷池	美里町北長野		10.00	13,000	15.80	52.00	○
203	米山池	美里町桂畑	1154	10.00	8,000	9.50	53.00	○
204	坂東池	美里町家所		2.00	6,000	6.60	40.00	
205	三反谷池	美里町家所		2.00	300	6.20	19.00	
206	野田池	美里町家所	11270	4.00	9,000	5.80	129.00	
207	漆谷池	美里町家所		2.00	4,000	4.10	39.00	
208	崩　池	美里町家所		2.00	3,000	4.50	30.00	
209	椋田池(椋立池)	美里町家所	3572	8.00	18,000	10.80	46.00	○
210	今井池	美里町家所		2.00	1,000	3.20	18.00	
211	丸山池	美里町穴倉		2.00	1,000	2.20	30.00	
212	後谷池	美里町穴倉		28.60	25,000	11.60	63.00	○
213	上池	美里町穴倉	1321-1	5.80	4,000	8.30	76.00	
214	下池	美里町穴倉	1332-1	5.80	1,000	3.30	41.00	
215	新池	美里町穴倉	1402	5.00	3,000	6.80	74.00	
216	待遠池	美里町穴倉		8.00	9,000	8.50	43.00	
217	古池	美里町高座原		0.00	2,500	7.60	31.80	
218	弁天池	美里町高座原	634	10.00	4,000	5.40	58.00	
219	蛇谷池	美里町高座原	967	2.00	4,000	6.90	36.00	
220	日南田池	美里町日南田	467	10.00	10,000	8.20	115.00	○
221	大日池	美里町船山		2.00	3,000	5.70	52.00	
222	大池	安濃町草生	字日焼 919	10.00	4,000	6.10	40.00	
223	山出小池	安濃町草生	字池田 943	10.00	3,000	4.80	75.00	
224	大名池	安濃町草生	字四反田 975	4.00	4,000	7.40	47.00	
225	梅ヶ谷池	安濃町草生	字 1189	5.00	37,000	4.80	110.00	○
226	小志蔵池	安濃町草生	字鳴瀧 2406	6.00	5,000	7.00	40.00	
227	狭間池	安濃町草生	字岡谷 2135	4.00	5,000	4.90	49.00	

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
228	向山池	安濃町草生	字八幡前 3550	4.00	3,000	4.50	40.00	
229	上汁谷池	安濃町草生	2821	2.00	8,000	11.10	56.00	○
230	汁谷池	安濃町草生	字カイソ 2831	4.00	5,000	14.50	35.00	○
231	安部池★	安濃町草生	字大婦化 3700	58.00	148,000	10.90	90.00	○
232	七郷池★	安濃町草生	字奥砂通 3693	81.00	246,000	15.60	110.00	○
233	二子新田池	安濃町中川	字東大谷 619	0.00	6,700	4.00	30.00	
234	宮池	安濃町中川	字南垣内 700-1	2.00	200	2.40	30.00	
235	沢池	安濃町中川	字西川 794	2.00	400	3.20	35.00	
236	松野池	安濃町中川	字松野 403	10.00	8,000	6.20	56.00	
237	井上池	安濃町中川	字松 372	29.00	64,000	10.40	68.00	○
238	前野池	安濃町前野	字里 51	2.00	1,000	2.20	50.00	
239	久衛門池	安濃町今徳	字前野 855	2.00	1,000	2.60	75.00	
240	連部池	安濃町今徳	字西前野 792	8.00	9,000	5.10	100.00	
241	今徳小池	安濃町今徳	字中出 373	2.00	3,000	6.20	70.00	
242	今徳新池	安濃町今徳	字中出 373	4.00	9,000	6.60	135.00	
243	岩池	安濃町今徳	字山出 768	8.00	20,000	7.80	145.00	○
244	上池	安濃町今徳	字織戸 609	3.00	4,000	6.00	120.00	
245	犂鋤池	安濃町今徳	字細山田 498	8.00	4,000	4.30	100.00	
246	迎山池	安濃町今徳	字迎山 53	8.00	11,000	6.20	135.00	
247	上丸岡池	安濃町妙法寺	字丸岡 751	2.00	4,000	5.30	38.00	
248	丸岡池	安濃町妙法寺	字丸岡 755	2.00	7,000	5.60	75.00	
249	妙法寺新田池	安濃町妙法寺	字木羽佐間 838	2.00	11,000	8.10	75.00	
250	みくだ池	安濃町妙法寺	上御供田 491-1	8.00	8,000	7.90	72.00	
251	谷口池	安濃町妙法寺	上御供田 4907	2.00	1,000	4.00	40.00	
252	聖り池	安濃町安濃	藤塚 1960	8.00	20,000	5.80	77.00	
253	安濃新池	安濃町安濃	字東谷 2386	2.00	3,000	7.60	40.00	
254	安濃小池	安濃町安濃	字東室野室ノ口	4.00	4,000	7.30	47.00	
255	内多さんかく池	安濃町内多	字西山田 1385	0.00	6,700	4.00	40.00	
256	太田新池	安濃町太田	字宮後 1331	4.00	2,000	4.10	44.00	
257	太田さんかく池	安濃町太田	字梅木谷 1576	2.00	200	2.20	40.00	
258	長池	安濃町太田	字倉谷 1622	2.00	2,000	4.10	40.00	
259	ひょうたん池	安濃町太田	字宮城 1740	2.00	1,000	3.90	30.00	
260	池の谷池	安濃町野口	字稲子 794	0.00	6,700	4.00	40.00	
261	野口新池	安濃町野口	字黒石 834	9.00	11,000	9.70	100.00	○
262	里池	安濃町野口	字大谷 494	9.00	14,000	8.60	97.00	
263	長沢池	安濃町戸島	字長澤 1519	3.00	16,000	5.20	200.00	
264	斧研池	安濃町戸島	字斧研 1576	3.00	4,000	4.10	100.00	
265	戸島新池	安濃町戸島	字斧研 1586	3.00	39,000	7.80	105.00	
266	箕内池	安濃町戸島	字下箕内 1313	20.00	71,000	8.20	119.00	○
267	荒木池	安濃町安濃	字梨ノ木 1771	2.00	4,000	6.80	40.00	
268	合野池	安濃町戸島	字上小古曽	8.00	38,000	3.70	193.00	
269	小古曽池	安濃町戸島	字下小古曽 2135	10.00	70,000	7.70	123.00	○
270	杉の谷池	安濃町栗加	字杉之谷 1184	4.00	8,000	8.50	47.00	○
271	田の池	安濃町栗加	字東合野 1312	2.00	1,000	6.10	25.00	
272	蛇谷池	安濃町田端上野	字蛇谷 871	10.00	41,000	3.30	211.00	○
273	摺鉢池	安濃町田端上野	字西観 774	2.00	6,000	4.80	67.00	

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
274	茂左衛門池	安濃町田端上野	字西観 611	2.00	4,000	3.30	50.00	
275	北浦池	安濃町東観音寺	字日野丘 404	0.00	0	3.80	90.00	
276	岡南池	安濃町東観音寺	字幡上	10.00	10,000	5.30	78.00	
277	五戸池	安濃町草生	字五戸 23-1	30.00	66,000	9.60	198.00	
278	西池	一志町井生	字平山	4.00	9,000	3.80	100.00	○
279	観音寺池	一志町井生	字西谷	4.00	1,000	3.90	36.00	
280	蛇池	一志町井生	字西谷	5.00	2,000	4.10	32.00	
281	瓢箪池	一志町井生	字金塚	2.00	400	2.70	17.00	
282	菖蒲谷池	一志町井生	字菖蒲谷	4.00	5,000	4.00	42.00	○
283	庄之谷池	一志町井生	字庄之谷	2.00	1,000	3.80	18.00	
284	屋田池	一志町井生		5.00	12,000	4.00	45.00	○
285	西の口池	一志町井生	字字ノ口	0.00	0	2.50	70.00	
286	矢畑池	一志町井生	字三ヶ谷	4.00	6,000	3.40	73.00	○
287	山口池	一志町大仰		9.00	50,000	13.80	61.00	○
288	上ノ垣内池	一志町石橋	字上ノ垣内	0.30	0	3.00	30.00	
289	大池	一志町井関	字向坂 960	4.00	7,000	3.30	40.00	
290	西長尾池	一志町井関	字西長尾	4.00	1,000	2.80	21.00	
291	西長尾上池	一志町井関	字西長尾 595	0.30	0	4.00	40.00	
292	大平尾上池	一志町井関	字太平尾	15.50	18,000	8.90	77.00	
293	大平尾下池	一志町井関		10.00	19,000	6.00	67.00	
294	森谷池	一志町井関	字神場	2.00	300	4.00	18.00	
295	西山池	一志町井関	字西山	0.30	5,000	3.00	30.00	
296	八反田池	一志町井関	字八反田	0.00	5,000	3.00	30.00	
297	向山上池	一志町井関	字向山	0.30	5,000	3.00	30.00	
298	向山中池	一志町井関	字向山	0.30	5,000	3.00	30.00	
299	向山下池	一志町井関	字向山	0.30	5,000	3.00	30.00	
300	平田池	一志町井関	字長世い	0.30	0	7.50	30.00	
301	千部池	一志町		2.00	1,000	2.00	45.00	
302	千部上池	一志町		0.00	0	4.00	40.00	
303	お経池	一志町高野	字長谷 156	2.00	3,000	1.70	67.00	
304	小俣古池	一志町波瀬	字小俣	4.00	11,000	8.20	88.00	
305	広垣内池	一志町波瀬	字広垣内	2.00	200	0.80	30.00	
306	城内個池	一志町波瀬	字城内 5898	0.30	0	7.50	30.00	
307	若杣個池	一志町波瀬	字若杣 5403-1	0.00	5,000	3.00	30.00	
308	城内池	一志町波瀬	字城内	2.20	2,000	4.30	168.00	
309	城内池上池(若杣池上池)	一志町波瀬	字城内	16.90	7,000	4.50	115.00	
310	城内池下池(若杣池下池)	一志町波瀬	字城内	16.90	16,000	5.90	172.00	
311	ブドウ池	一志町波瀬	字若杣	0.30	0	3.00	30.00	
312	若杣個池一	一志町波瀬		0.00	0	3.00	30.00	
313	若杣個池二	一志町波瀬		0.00	5,000	3.00	30.00	
314	若杣個池三	一志町波瀬		0.30	0	3.00	30.00	
315	わらだ池	一志町波瀬	字城内	2.00	1,000	3.60	36.00	
316	神保谷池	一志町波瀬	字入野	10.00	18,000	13.30	34.00	○
317	入野用水池	一志町波瀬	字入野	4.00	7,000	9.10	72.00	
318	大広池	一志町波瀬	字大広 4024	2.00	400	2.80	14.00	
319	清水池	一志町波瀬	字入野	10.00	19,000	8.80	46.00	

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
320	岩ノ谷用水池	一志町波瀬	字岩ノ谷	6.00	4,000	0.50	64.00	
321	岩ノ奥池(岩ノ谷奥池)	一志町波瀬	字岩ノ谷 3357	2.00	400	0.50	25.00	
322	大谷池一	一志町波瀬	字大谷	0.00	5,500	5.70	70.00	
323	火の谷池★	一志町波瀬	字火の谷	2.00	6,000	5.80	71.00	○
324	大谷池二	一志町波瀬	字大谷	0.00	0	4.00	30.00	
325	大谷池三	一志町波瀬	字大谷	0.00	0	4.00	30.00	
326	峰池	一志町波瀬	字南山 1339	2.00	1,000	4.50	37.00	
327	南山池	一志町波瀬	字南山	2.00	1,000	6.00	36.00	
328	向平尾池	一志町井関	字向平尾	2.20	3,000	4.10	47.00	
329	長谷池	一志町波瀬	字長谷	3.00	5,000	5.80	48.00	
330	新池	一志町八太	字金塚	10.00	93,000	9.60	120.00	○
331	ゴッタ池	一志町八太	字元林	2.00	2,000	4.80	30.00	
332	櫃ヶ谷池	一志町八太	字櫃ヶ谷	4.00	7,000	5.50	37.00	
333	宮池	一志町小山	字上ノ屋敷	10.00	7,000	5.20	105.00	
334	片谷池	一志町小山	字片谷	20.00	34,000	10.30	67.00	○
335	大谷池	一志町小山	字大谷	2.00	6,000	5.70	70.00	
336	新池	一志町片野	字谷山田	10.00	25,000	7.50	51.00	
337	大沢池	一志町小山		10.00	64,000	9.10	75.00	○
338	片野池	一志町片野	字谷山田	8.00	46,000	10.20	100.00	○
339	猪の谷用水地	一志町波瀬	字猪の谷	8.00	3,000	2.10	103.00	
340	北谷池	白山町三ヶ野		8.00	87,000	8.70	111.00	○
341	一ノ口池	白山町三ヶ野		23.00	72,000	8.60	68.00	○
342	徳谷池	白山町三ヶ野		4.00	37,000	10.10	48.00	○
343	北谷池	白山町二本木		4.00	11,000	7.80	30.00	○
344	奥入野池	白山町二本木		2.00	6,000	5.40	40.00	
345	入野池★	白山町二本木		3.60	36,000	10.00	58.00	○
346	堂谷池★	白山町岡		4.00	8,000	5.80	45.00	
347	上西谷池★	白山町岡		4.00	4,000	4.50	21.00	
348	西谷池★	白山町岡		8.90	4,000	3.60	40.00	
349	琵琶谷池	白山町二本木		4.00	5,000	3.60	58.00	
350	八十狩池	白山町三ヶ野		8.00	25,000	10.00	40.00	○
351	西山池	白山町川口		8.00	36,000	5.80	79.00	
352	二俣池	白山町二俣		2.70	9,000	8.00	57.00	
353	真見池（新池）	白山町真見		4.00	11,000	7.30	40.00	
354	杉谷池	白山町藤		8.00	6,000	11.50	45.00	○
355	西山池★	白山町山田野		12.70	62,000	8.60	160.00	
356	六郎石池★	白山町山田野		10.00	64,000	9.60	51.00	○
357	奥六郎石池★	白山町山田野		10.00	38,000	9.90	72.00	○
358	上山池★	白山町山田野		2.00	65,000	10.80	50.00	○
359	釜土池	白山町八対野		45.00	64,000	12.90	72.00	○
360	猫座池★	白山町古市		4.00	9,000	5.20	75.00	
361	白山池の谷池★	白山町南出		4.00	18,000	11.00	62.00	○
362	鍋ヶ洞池★	白山町稲垣		43.00	50,000	11.60	52.00	○
363	鴉田池(鴻田池) ★	白山町八対野		4.00	4,000	3.10	75.00	
364	新池★	白山町八対野		4.00	10,000	10.20	57.00	○
365	霧打池★	白山町八対野		23.00	14,000	10.10	60.00	○

番号	ため池名称	所在地		受益面積(ha)	貯水量(m3)	提高(m)	提長(m)	地震点検対象
366	惣谷池	白山町上ノ村		160.00	340,000	15.00	133.00	○
367	舟木池	白山町佐田		10.00	3,000	3.10	30.00	
368	須磨河内池★	白山町佐田		45.00	108,000	13.00	168.00	○
369	カヤノ木谷池	白山町佐田		2.00	1,000	5.40	25.00	
370	杉谷池★	白山町佐田		10.00	5,000	3.70	130.00	○
371	東谷池	白山町佐田		8.00	2,000	7.20	25.00	
372	藤池	白山町藤		5.00	38,000	18.70	65.00	○
373	田広池	白山町三ヶ野		2.00	1,000	3.10	53.00	
374	太原池(大原池)	美杉町下之川	字大原	2.00	5,000	7.80	62.00	
375	大妻池	美杉町石名原	字大妻	4.00	14,000	5.70	37.00	
376	老ヶ野池	美杉町八知	字桂広	4.00	10,000	8.00	148.00	○
377	藤堂池	美杉町三多気		7.00	6,000	7.10	68.00	○

★印は、津市所有

27　防災備蓄品主要一覧（危機管理部）

地域	区分	品目　① / 備蓄場所名	乾パン（缶）	α米（袋）	アレルギーα米（袋）	その他食　糧（食）	クラッカーＬ（缶）	飲料水（２Ｌ）（本）	粉ミルク（箱）	アレルギー粉ミルク（缶）	毛布・ブランケット（枚）	発電機（基）	投光器（基）	コードリール（個）	非常用照明器具（組）	メガホン（台）	ラジオ（個）
津	避難所	高野尾出張所					240	90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	大里出張所	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	三重短期大学	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	一身田出張所	2160					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	白塚出張所	240					90			100	1	1	1		1	1
津	避難所	栗真出張所	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	三重県立国児学園	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	アストプラザ	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	観音寺保育園	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	安東出張所						90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	櫛形市民館	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	櫛形出張所	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	片田出張所	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	神戸出張所	3240					180			150	1	1	1		2	2
津	避難所	中央市民館	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	さくら児童館	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	高洲町教育集会所	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	敬和公民館	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	阿漕塚記念館	240					90			10	1					1
津	避難所	三重県立聾学校	240					90			50	1				1	1
津	避難所	藤水出張所	480					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	高茶屋出張所						90			11	1	1	1		1	1
津	避難所	雲出出張所	1320					90			50	1	1			1	1
津	避難所	雲出市民館	240					90			50	1	1			1	1
津	避難所	三重県立総合文化センター	240					90			50	1	1	1		1	1
津	避難所	三重県立津高等技術学校	240					90			10	1	1	1		1	1
津	避難所	豊が丘小学校	240	200			18	150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	高野尾小学校	240	200			18	150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	大里小学校	240	200			18	150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	豊里中学校	240					90			50	4	7	9	3		1
津	避難所	一身田小学校	240	200			18	150			98	6	10	2	6	2	3

地域	区分	品目 ① / 備蓄場所名	乾パン（缶）	α米（袋）	アレルギーα米（袋）	その他食糧（食）	クラッカーL（缶）	飲料水（２L）（本）	粉ミルク（箱）	アレルギー粉ミルク（缶）	毛布・ブランケット（枚）	発電機（基）	投光器（基）	コードリール（個）	非常用照明器具（組）	メガホン（台）	ラジオ（個）
津	避難所	一身田中学校	240					90			50	5	8	10	3	1	1
津	避難所	白塚小学校	240					150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	栗真小学校	240					150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	北立誠小学校	240					150			100	6	10	1	6	2	3
津	避難所	橋北中学校	240					150			350	6	10	11	5	2	4
津	避難所	南立誠小学校	240					90			50	4	8		4	1	1
津	避難所	西が丘小学校	240					150			150	6	10	2	6	2	3
津	避難所	安東小学校	240	200			18	150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	櫛形小学校	240					150			300	6	10	2	6	2	3
津	避難所	西郊中学校	240					90			50	4	7	9	3	1	1
津	避難所	片田小学校	240					150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	神戸小学校	240					150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	新町小学校	240					150			104	6	10	2	6	2	3
津	避難所	西橋内中学校	240					90			50	5	8	10	3	1	1
津	避難所	養正小学校	240					150			89	6	10	2	6	2	3
津	避難所	東橋内中学校	240					90			50	5	8	10	3	1	1
津	避難所	敬和小学校	240					150			300	6	10	2	6	2	3
津	避難所	修成小学校	240					150			93	6	10	2	6	2	3
津	避難所	育生小学校	240					150			94	6	10	2	6	2	3
津	避難所	橋南中学校	240					90			50	5	8	10	3	1	1
津	避難所	藤水小学校	240					150			300	6	10	1	6	2	3
津	避難所	南が丘小学校	240					150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	南が丘中学校	240					90			50	4	7	9	3	1	1
津	避難所	高茶屋小学校	240					150			100	6	10	2	6	2	4
津	避難所	南郊中学校	240					90			50	5	8	10	3	1	2
津	避難所	雲出小学校	240					150			100	6	10	2	6	2	3
津	避難所	三重大学教育学部附属小学校	240					90				5	9	1	4	1	1
津	避難所	高茶屋市民センター	144					90			20	1	1	1		1	2
津	避難所	贄崎地区防災コミュニティセンター	240					90			20	1	4	4		1	1
津	避難所	三重県立津工業高校	240					90			50	1	2	1		1	1
津	避難所	三重県立ゆめ学園	240					90			40	1	1	1		1	
津	避難所	高田中・高等学校	2400	1000				300			240	2	3			5	
津	避難所	高田短期大学	2880	750				300			200	2	4			5	
津	避難所	津市青少年野外活動センター（神戸出張所保管）															

地域	区分	品目　① 備蓄場所名	乾パン（缶）	α米（袋）	アレルギーα米（袋）	その他食糧（食）	クラッカーL（缶）	飲料水（２L）（本）	粉ミルク（箱）	アレルギー粉ミルク（缶）	毛布・ブランケット（枚）	発電機（基）	投光器（基）	コードリール（個）	非常用照明器具（組）	メガホン（台）	ラジオ（個）
津	備蓄倉庫	本庁舎			400		6		50		40		8	7			19
津	備蓄倉庫	北郊倉庫（北消防署地内）	2160	700			354						6	1			
津	備蓄倉庫	北郊倉庫（北消防署地内）		750													
津	備蓄倉庫	中央倉庫（養正小学校内）		1500		480	360	150			190	1	1	1		5	
津	備蓄倉庫	西郊倉庫（安東出張所）	960	1800				150			180	1		3		10	
津	備蓄倉庫	南郊倉庫（高茶屋出張所）		1250			540	150			210	1	6	1		15	
津	備蓄倉庫	津西会館	2880								57	1	4				
津	備蓄倉庫	豊が丘会館	1200								50						
津	備蓄倉庫	南が丘会館	1200								50						
津	備蓄倉庫	白塚市民センター	960								50						
津	備蓄倉庫	消防本部															
津	備蓄倉庫	水道局															
津	備蓄倉庫	津市民プール															
津	備蓄倉庫	新町会館										1					
津	備蓄倉庫	橋南会館										1					
津	備蓄倉庫	中央公民館										1					
津	備蓄倉庫	中央保健センター								60							
津	備蓄倉庫	旧橋北分団車庫						1110									
津	備蓄倉庫	津体育館									170			12			7
津	備蓄倉庫	三重短期大学									220			11			7
津	備蓄倉庫	西分署									140			12			6
津	備蓄倉庫	水道庁舎									120			12			6
津	備蓄倉庫	高茶屋市民センター									170			12			6
久居	避難所	久居体育館	264	800			48	564			250						
久居	避難所	立成小学校	240	400			48	48			110	6	10	2	6	2	
久居	避難所	成美小学校	240	400			48	48			110	6	10	2	6	2	
久居	避難所	久居東中学校	72	150				48				4	7	9	3		
久居	避難所	桃園小学校	240	400			48	48			100	6	10	2	6	2	
久居	避難所	桃園情報ｾﾝﾀｰ備蓄倉庫	240	400			48	48									
久居	避難所	久居公民館	72	150				48									
久居	避難所	誠之小学校	240	400			48	48			100	6	10	2	6	2	
久居	避難所	久居総合福祉会館	240	400				48									
久居	避難所	三重県立久居農林高等学校体育館	72	150				48									
久居	避難所	久居中学校	72	150				48				4	7	9	3		

地域	区分	品目 ① / 備蓄場所名	乾パン（缶）	α米（袋）	アレルギーα米（袋）	その他食糧（食）	クラッカーL（缶）	飲料水（２L）（本）	粉ミルク（箱）	アレルギー粉ミルク（缶）	毛布・ブランケット（枚）	発電機（基）	投光器（基）	コードリール（個）	非常用照明器具（組）	メガホン（台）	ラジオ（個）
久居	避難所	三重県立久居高等学校体育館	72	150				48									
久居	避難所	栗葉小学校	240	400			48	48			100	6	10	2	6	2	
久居	避難所	栗葉出張所備蓄倉庫	240	400			48	48									
久居	避難所	久居西中学校	96	150				54				4	7	9	3		
久居	避難所	榊原小学校	240	400			48	48			100	6	10	2	6	2	
久居	避難所	榊原出張所備蓄倉庫	240	400			48	48									
久居	避難所	戸木小学校	240	400			48	48			100	6	10	2	6	2	
久居	備蓄倉庫	久居総合支所内倉庫	144	1450			84	2286	30		1662						14
久居	備蓄倉庫	久居保健センター			100					12							
河芸	避難所	河芸中央公民館															
河芸	避難所	朝陽中学校体育館	48	50			12	12			20	4	7	9	3		
河芸	避難所	豊津小学校	96	100			24	24			120	6	12	4	6	1	10
河芸	避難所	上野小学校	96	100			24	24			320	5	12	4	6	2	10
河芸	避難所	黒田小学校	96	100			24	24			320	5	16	4	6	2	10
河芸	避難所	千里ケ丘小学校	96	100			24	24			320	7	16	4	6	2	10
河芸	避難所	河芸体育館															
河芸	備蓄倉庫	河芸総合支所	576	550			775	1731	15		601	4	15	13			8
河芸	備蓄倉庫	河芸交番横備蓄倉庫									200	1	4	4			
河芸	備蓄倉庫	河芸保健センター			22					5							
芸濃	避難所	芸濃小学校	144	250			30	120			100	6	10	2	6	2	2
芸濃	避難所	明小学校	144	250			30	120			150	6	10	2	6	2	2
芸濃	避難所	旧安西小学校	144	250			30	120			100	2	2	2	2	2	2
芸濃	避難所	旧雲林院小学校	144	250			30	120			100	2	2	2	2		2
芸濃	避難所	錫杖湖水荘	168	250			30	114			100						
芸濃	避難所	芸濃総合文化センター	144	250				120			185						
芸濃	避難所	芸濃中学校	144	250			30	120				4	7	9	3		
芸濃	備蓄倉庫	林防災倉庫															
芸濃	備蓄倉庫	芸濃総合支所	288	250			48	390	10		410	2	21				
芸濃	備蓄倉庫	芸濃保健センター			22					5							
美里	避難所	美里社会福祉センター															
美里	避難所	長野小学校	48	500			12	108			100	6	10	2	6	2	2
美里	避難所	高宮小学校	48	500			12	108			100	6	10	2	6	2	2
美里	避難所	辰水小学校	48	500			12	108			100	6	10	2	6	2	2
美里	避難所	美里中学校	240					90			50	4	7	9	3	1	1

地域	区分	品目　① 備蓄場所名	乾パン（缶）	α米（袋）	アレルギーα米（袋）	その他食糧（食）	クラッカーL（缶）	飲料水（２L）（本）	粉ミルク（箱）	アレルギー粉ミルク（缶）	毛布・ブランケット（枚）	発電機（基）	投光器（基）	コードリール（個）	非常用照明器具（組）	メガホン（台）	ラジオ（個）
美里	備蓄倉庫	美里総合支所	1056	1300			264	984	5		600	3	4	2			
美里	備蓄倉庫	美里保健センター			12					3							
安濃	避難所	草生小学校						120			20	5	10	2	2	6	2
安濃	避難所	草生公民館		100			30				50						
安濃	避難所	村主小学校						120			60	5	10	2	2	6	2
安濃	避難所	村主公民館		100			30										
安濃	避難所	安濃小学校						120			70	5	10	2	2	6	2
安濃	避難所	安濃公民館		100			30										
安濃	避難所	明合小学校						120			70	5	10	2	2	6	2
安濃	避難所	明合公民館		100			30										
安濃	避難所	東観中学校									100	4	7	9	3		
安濃	避難所	安濃中央総合公園内体育館		100			30	552			375						
安濃	避難所	安濃交流会館															
安濃	避難所	サンヒルズ安濃		100			30	120			100						
安濃	備蓄倉庫	安濃総合支所		1400			180		10								
安濃	備蓄倉庫	安濃中央総合公園（コンテナ倉庫）						240			140	4					
安濃	備蓄倉庫	安濃水防倉庫															
安濃	備蓄倉庫	安濃分署									130	1					
安濃	備蓄倉庫	安濃保健センター			200					12							
香良洲	避難所	香良洲小学校	120	100			12	120			100	6	10	2	6	2	2
香良洲	避難所	香海中学校	120	100			12	120				4	7	9	3		
香良洲	避難所	香良洲公民館	480	300			18	372	5		110						
香良洲	避難所	たるみ作業所分場まつぼっくり作業所	120	100			12	120			50						
香良洲	避難所	香良洲歴史資料館	120	100			12	120			50						
香良洲	避難所	香良洲体育館	120	100			12	120			50						
香良洲	避難所	サンデルタ香良洲	120	100			12	120			50						
香良洲	備蓄倉庫	香良洲総合支所									120		6	4			
香良洲	備蓄倉庫	香良洲水防ステーション									180						
香良洲	備蓄倉庫	香良洲プール															
香良洲	備蓄倉庫	香良洲保健センター			12					3							
一志	避難所	（旧）大井小学校	48				30	30			30	4	8		5	2	
一志	避難所	一志東小学校	48				30	30			30	4	8		5	2	
一志	避難所	一志西小学校	48				30	30			30	4	8		5	2	
一志	避難所	（旧）波瀬小学校	48				30	30			30	4	8		5	2	

地域	区分	品目 ① / 備蓄場所名	乾パン（缶）	α米（袋）	アレルギーα米（袋）	その他食糧（食）	クラッカーL（缶）	飲料水（２L）（本）	粉ミルク（箱）	アレルギー粉ミルク（缶）	毛布・ブランケット（枚）	発電機（基）	投光器（基）	コードリール（個）	非常用照明器具（組）	メガホン（台）	ラジオ（個）
一志	避難所	一志中学校	48				30	30			10	4	7	9	3		
一志	避難所	大井公民館	48	100			90	42			190	2	2	2	1		2
一志	避難所	コミュニティプラザ川合	48	100			120	72			220	2		2	1		2
一志	避難所	一志高岡公民館	48	100			30	30			30						
一志	避難所	波瀬ふれあい会館	48	100			96	72			190	2	2	2	1		2
一志	避難所	とことめの里一志	48				30	30			30						
一志	避難所	一志体育館	48				30	30			30						
一志	備蓄倉庫	高岡老人憩いの家	48	100			42	60			90	2	2	2	1		2
一志	備蓄倉庫	一志総合支所	91	500			396	1260	10		120						
一志	備蓄倉庫	一志保健センター			200					12							
白山	避難所	家城小学校	24					24			110	6	10	2	6	2	1
白山	避難所	家城公民館	24					24									
白山	避難所	元取公民館	24					24									
白山	避難所	白山中学校	24					24				4	7	9	3		
白山	避難所	白山公民館	24					24									
白山	避難所	川口小学校	24					24			110	6	10	2	6	2	1
白山	避難所	大三小学校	24					24			110	6	10	2	6	2	1
白山	避難所	大三公民館	24					24									
白山	避難所	倭小学校	24					24			110	6	10	2	6	2	1
白山	避難所	倭公民館	24					24									
白山	避難所	八ツ山小学校	24					24			110	6	10	2	6	2	1
白山	避難所	八ツ山公民館	24					24									
白山	避難所	白山体育館	24					24									
白山	備蓄倉庫	白山総合支所															5
白山	備蓄倉庫	白山消防団第２分団詰所北倉庫	1128	1500			265	1206	10		670						
白山	備蓄倉庫	旧倭保育園	1680	1450	2000	4680						57	1				
白山	備蓄倉庫	白山保健センター			22					5							
美杉	避難所	竹原地域住民センター		214				102				2		1			
美杉	避難所	竹原コミュニティ防災センター															
美杉	避難所	竹原多目的集会所										1					
美杉	避難所	美杉竹原体育館															
美杉	避難所	美杉総合開発センター										1					
美杉	避難所	美杉中学校										4	7	9	3		
美杉	避難所	太郎生多目的集会所		250			60	102			140	3	5	3	1		2

地域	区分	品目　① 備蓄場所名	乾パン（缶）	α米（袋）	アレルギーα米（袋）	その他食糧（食）	クラッカーL（缶）	飲料水（２L）（本）	粉ミルク（箱）	アレルギー粉ミルク（缶）	毛布・ブランケット（枚）	発電機（基）	投光器（基）	コードリール（個）	非常用照明器具（組）	メガホン（台）	ラジオ（個）
美杉	避難所	旧太郎生小学校		200				60			100	1			1	2	
美杉	避難所	伊勢地地域住民センター		250								1					
美杉	避難所	伊勢地多目的集会所						102			140	3	3	1			
美杉	避難所	美杉伊勢地体育館															
美杉	避難所	八幡生活改善センター		341			60	102									
美杉	避難所	美杉高齢者婦人センターしゃくなげ会館	24	100				24				1					
美杉	避難所	美杉高齢者生活福祉センター															
美杉	避難所	美杉小学校									100	4	8		5	2	
美杉	避難所	多気地域住民センター		250				102			100	4					
美杉	避難所	丹生俣多目的集会所	24	100				24				1					
美杉	避難所	美杉多気体育館															
美杉	避難所	下之川地域住民センター		250				102				2					
美杉	避難所	下之川生活改善センター									140	2	3	1			
美杉	避難所	美杉下之川体育館															
美杉	避難所	やまなみ会館		150				100			100	1					
美杉	備蓄倉庫	竹原旧診療所内									140	3	3	1			
美杉	備蓄倉庫	八知ほのぼの苑内									240	2	5	3	1		2
美杉	備蓄倉庫	美杉消防団第５分団第１部詰所									140	2	5	3	1		2
美杉	備蓄倉庫	埋蔵文化財センター（多気）									140		3	1			
美杉	備蓄倉庫	美杉総合支所	672	450			108	1004	5		520	6	2		1	2	
美杉	備蓄倉庫	美杉保健センター			10					3							
合　計			47923	31505	3000	5160	5540	24855	150	120	19779	554	845	438	374	207	272

地域	区分	品目 ② / 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
津	避難所	高野尾出張所					1		6			1					
津	避難所	大里出張所					1		6			1					
津	避難所	三重短期大学					1		6			1					
津	避難所	一身田出張所					1		6			1					
津	避難所	白塚出張所					1		6			1					
津	避難所	栗真出張所					1		6			1					
津	避難所	三重県立国児学園					1		6			1					
津	避難所	アストプラザ							6			1					
津	避難所	観音寺保育園							6			1					
津	避難所	安東出張所							6			1					
津	避難所	櫛形市民館					1		6			1					
津	避難所	櫛形出張所					1		6			1					
津	避難所	片田出張所					1		6			1					
津	避難所	神戸出張所	1				1		6			2					
津	避難所	中央市民館					1	1	6	1		1					
津	避難所	さくら児童館					1	1	6	1		1					
津	避難所	高洲町教育集会所					1	1	6	1		1					
津	避難所	敬和公民館					1		6			1					
津	避難所	阿漕塚記念館							6			1					
津	避難所	三重県立聾学校					1		6			1	1				
津	避難所	藤水出張所					1		6			1					
津	避難所	高茶屋出張所							6			1					
津	避難所	雲出出張所					1		6			1					
津	避難所	雲出市民館					1		6			1					
津	避難所	三重県立総合文化センター					1		6			1					
津	避難所	三重県立津高等技術学校							6			1					
津	避難所	豊が丘小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	高野尾小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	大里小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				

地域	区分	品目　② 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
津	避難所	豊里中学校	1				2	16	201	88		1	1				
津	避難所	一身田小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
津	避難所	一身田中学校					2	8	207	88		1					
津	避難所	白塚小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
津	避難所	栗真小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	北立誠小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
津	避難所	橋北中学校	2	2	2	2	2	14	207	89	1	1	1				
津	避難所	南立誠小学校	1				1	8				1	1				
津	避難所	西が丘小学校	2	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
津	避難所	安東小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	櫛形小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	西郊中学校	1				2	14	201	88		1	1				
津	避難所	片田小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	神戸小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
津	避難所	新町小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	西橋内中学校					2	8	207	88		1					
津	避難所	養正小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	東橋内中学校					2	8	207	88		1	1				
津	避難所	敬和小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	修成小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	育生小学校	4	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
津	避難所	橋南中学校					2	8	207	88		1	1				
津	避難所	藤水小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
津	避難所	南が丘小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	南が丘中学校	1				2	16	201	88		1					
津	避難所	高茶屋小学校	2	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	南郊中学校	1				2	8	207	88		1	1				
津	避難所	雲出小学校	1	2	2	2	2	14	6	1	1	1	1				
津	避難所	三重大学教育学部附属小学校					2	8	6			1					

地域	区分	品目 ② / 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
津	避難所	高茶屋市民センター					1		6			1					
津	避難所	贄崎地区防災コミュニティセンター							6			1	1				
津	避難所	三重県立津工業高校					1		6			1					
津	避難所	三重県立ゆめ学園					1		6			1					
津	避難所	高田中・高等学校					1	20	12								
津	避難所	高田短期大学					1	20	12								
津	避難所	津市青少年野外活動センター（神戸出張所保管）											1				
津	備蓄倉庫	本庁舎	19					6		1							
津	備蓄倉庫	北郊倉庫（北消防署地内）						23		10		1					
津	備蓄倉庫	北郊倉庫（北消防署地内）															
津	備蓄倉庫	中央倉庫（養正小学校内）						26		10		1					
津	備蓄倉庫	西郊倉庫（安東出張所）					1			2		1					
津	備蓄倉庫	南郊倉庫（高茶屋出張所）					1	26		12		1					
津	備蓄倉庫	津西会館								3							
津	備蓄倉庫	豊が丘会館						16		2							
津	備蓄倉庫	南が丘会館															
津	備蓄倉庫	白塚市民センター															
津	備蓄倉庫	消防本部															
津	備蓄倉庫	水道局											1				
津	備蓄倉庫	津市民プール											1				
津	備蓄倉庫	新町会館															
津	備蓄倉庫	橋南会館															
津	備蓄倉庫	中央公民館															
津	備蓄倉庫	中央保健センター															
津	備蓄倉庫	旧橋北分団車庫															
津	備蓄倉庫	津体育館	8				2			12		10			72		
津	備蓄倉庫	三重短期大学	7				1			15		10			72		
津	備蓄倉庫	西分署	7							15		8					
津	備蓄倉庫	水道庁舎	7				1			15		10			68		

地域	区分	品目　② 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
津	備蓄倉庫	高茶屋市民センター	7							15		10			72		
久居	避難所	久居体育館															
久居	避難所	立成小学校	2	2	1	1	2	14	6	1	1	1					
久居	避難所	成美小学校	2	2	1	1	2	14	6	1	1	1					
久居	避難所	久居東中学校					1	8	201	88							
久居	避難所	桃園小学校	2	2	1	1	2	14	6	1	1	1					
久居	避難所	桃園情報ｾﾝﾀｰ備蓄倉庫															
久居	避難所	久居公民館							246								
久居	避難所	誠之小学校	2	2	1	1	2	14	6	1	1	1					
久居	避難所	久居総合福祉会館													44		
久居	避難所	三重県立久居農林高等学校体育館															
久居	避難所	久居中学校					1	8	201	88							
久居	避難所	三重県立久居高等学校体育館															
久居	避難所	栗葉小学校	2	2	1	1	2	14	6	1	1	1					
久居	避難所	栗葉出張所備蓄倉庫															
久居	避難所	久居西中学校					1	8	201	88							
久居	避難所	榊原小学校	2	2	1	1	2	14	6	1	1	1					
久居	避難所	榊原出張所備蓄倉庫															
久居	避難所	戸木小学校	2	2	1	1	1	6	6	1	1	1					
久居	備蓄倉庫	久居総合支所内倉庫					2	40		75		5		7	208		
久居	備蓄倉庫	久居保健センター															
河芸	避難所	河芸中央公民館															
河芸	避難所	朝陽中学校					1	28	201	89		1					
河芸	避難所	豊津小学校	5	2	1	1	1	78		2	1	1					
河芸	避難所	上野小学校	5	2	2	2	1	78		3	1	2	1				
河芸	避難所	黒田小学校	5	2	2	2	1	78		3	1	2	1				
河芸	避難所	千里ケ丘小学校	5	2	1	2	2	78		3	1	2	1				
河芸	避難所	河芸体育館															
河芸	備蓄倉庫	河芸総合支所	35		1		3	228	316	21	1	3		129	164		158

地域	区分	品目 ② / 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
河芸	備蓄倉庫	河芸交番横備蓄倉庫		1		1		20		2	1	1	1				
河芸	備蓄倉庫	河芸保健センター															
芸濃	避難所	芸濃小学校	2	2	2	2	2	14		4	1	1					
芸濃	避難所	明小学校	2	2	2	2	2	14		4	1	1					
芸濃	避難所	旧安西小学校	2	2	2	2	1	6		4	1	1					
芸濃	避難所	旧雲林院小学校	2	2	2	2	1	6		4	1	1					
芸濃	避難所	錫杖湖水荘						6		3		1					
芸濃	避難所	芸濃総合文化センター															
芸濃	避難所	芸濃中学校					1	8	201	88							
芸濃	備蓄倉庫	林防災倉庫															
芸濃	備蓄倉庫	芸濃総合支所	10				2	4	120	9		2		25	112		102
芸濃	備蓄倉庫	芸濃保健センター															
美里	避難所	美里社会福祉センター															
美里	避難所	長野小学校	2	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
美里	避難所	高宮小学校	2	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
美里	避難所	辰水小学校	2	2	2	2	2	14	6	1	1	1					
美里	避難所	美里中学校	1				1	8	201	88		1					
美里	備蓄倉庫	美里総合支所	5				2	10	77	22		3		79	80		102
美里	備蓄倉庫	美里保健センター															
安濃	避難所	草生小学校	2	2	2	2	2	12		2	1	1		5			
安濃	避難所	草生公民館															
安濃	避難所	村主小学校	2	2	2	2	2	12		2	1	1		5			16
安濃	避難所	村主公民館															
安濃	避難所	安濃小学校	2	2	2	2	2	12		2	1	1		5			16
安濃	避難所	安濃公民館															
安濃	避難所	明合小学校	2	2	2	2	2	12		2	1	1		5			16
安濃	避難所	明合公民館															
安濃	避難所	東観中学校					1	10	201	88							
安濃	避難所	安濃中央総合公園内体育館															

地域	区分	品目　② 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
安濃	避難所	安濃交流会館															
安濃	避難所	サンヒルズ安濃															
安濃	備蓄倉庫	安濃総合支所							96	22							
安濃	備蓄倉庫	安濃中央総合公園（コンテナ倉庫）					2	18	48	6				60	112		38
安濃	備蓄倉庫	安濃水防倉庫															
安濃	備蓄倉庫	安濃分遣所											1				
安濃	備蓄倉庫	安濃保健センター															
香良洲	避難所	香良洲小学校	2	2	2	2	2	14	99	1	1	1					
香良洲	避難所	香海中学校					1	8	201	88							
香良洲	避難所	香良洲公民館															
香良洲	避難所	たるみ作業所分場まつぼっくり作業所															
香良洲	避難所	香良洲歴史資料館															
香良洲	避難所	香良洲体育館															
香良洲	避難所	サンデルタ香良洲															
香良洲	備蓄倉庫	香良洲総合支所					2	14		25		3		79	80		101
香良洲	備蓄倉庫	香良洲水防ステーション															
香良洲	備蓄倉庫	香良洲プール											1				
香良洲	備蓄倉庫	香良洲保健センター															
一志	避難所	（旧）大井小学校		1	1	1	2	14		1	1						
一志	避難所	一志東小学校		1	1	1	2	14		1	1						
一志	避難所	一志西小学校		1	1	1	2	14		1	1						
一志	避難所	（旧）波瀬小学校		1	1	1	2	14		1	1						
一志	避難所	一志中学校					1	8	201	88							
一志	避難所	大井公民館	2	1	1	1		4	6	1		1		13	2		18
一志	避難所	コミュニティプラザ川合	2	1	1	1		4	6	1		1		13	2		18
一志	避難所	一志高岡公民館															
一志	避難所	波瀬ふれあい会館	2	1	1	1		4	6	1		1		13	2		18
一志	避難所	とことめの里一志															
一志	避難所	一志体育館															

地域	区分	品目 ② / 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
一志	備蓄倉庫	高岡老人憩いの家	2	1	1	1		4	6	1		1		13	2		18
一志	備蓄倉庫	一志総合支所					2	4	120	34		3		25	124		30
一志	備蓄倉庫	一志保健センター															
白山	避難所	家城小学校	2	2	2	2	2	14	6	3	1	1					
白山	避難所	家城公民館															
白山	避難所	元取公民館															
白山	避難所	白山中学校					1	8	201	88							
白山	避難所	白山公民館															
白山	避難所	川口小学校	2	2	2	2	2	14	6	3	1	1					
白山	避難所	大三小学校	2	2	2	2	2	14	6	3	1	1					
白山	避難所	大三公民館															
白山	避難所	倭小学校	2	2	2	2	2	14	6	3	1	1					
白山	避難所	倭公民館															
白山	避難所	八ツ山小学校	2	2	2	2	2	14	6	3	1	1					
白山	避難所	八ツ山公民館															
白山	避難所	白山体育館															
白山	備蓄倉庫	白山総合支所															
白山	備蓄倉庫	白山消防団第２分団詰所北倉庫					2	10	144	34		1		79	185		96
白山	備蓄倉庫	旧倭保育園					18	78		247	1			335	1056	487	61
白山	備蓄倉庫	白山保健センター															
美杉	避難所	竹原地域住民センター															
美杉	避難所	竹原コミュニティ防災センター															
美杉	避難所	竹原多目的集会所															
美杉	避難所	美杉竹原体育館															
美杉	避難所	美杉総合開発センター															
美杉	避難所	美杉中学校					1	8	201	88							
美杉	避難所	太郎生多目的集会所	12	1							1	2	1				
美杉	避難所	旧太郎生小学校		1	1	1	1	6	6	1	1						
美杉	避難所	伊勢地地域住民センター															

地域	区分	品目　② 備蓄場所名	懐中電灯(個)	避難間仕切(組)	簡易間仕切り(畳付)(組)	更衣室キット(組)	組立トイレ(基)	簡易トイレ(個)	発電機用ガスセット(本)	トイレ処理袋(箱)	炊き出し釜(基)	救急箱(個)	ろ水機(基)	生理用品(包)	大人用おむつ(包)	大人用尿とりパット(包)	幼児用おむつ(包)
美杉	避難所	伊勢地多目的集会所	10						6		1	2	1				
美杉	避難所	美杉伊勢地体育館															
美杉	避難所	八幡生活改善センター															
美杉	避難所	美杉高齢者婦人センターしゃくなげ会館															
美杉	避難所	美杉高齢者生活福祉センター															
美杉	避難所	美杉小学校		1	1	1	2	14	6	1	1						
美杉	避難所	多気地域住民センター							6								
美杉	避難所	丹生俣多目的集会所															
美杉	避難所	美杉多気体育館															
美杉	避難所	下之川地域住民センター															
美杉	避難所	下之川生活改善センター	10						6		1	2	1				
美杉	避難所	美杉下之川体育館															
美杉	避難所	やまなみ会館															
美杉	備蓄倉庫	竹原旧診療所内	10						6		1	2	1				
美杉	備蓄倉庫	八知ほのぼの苑内	12	1	1	1	1			1	2	2	1				
美杉	備蓄倉庫	美杉消防団第５分団第１部詰所	12	1							1	2	1				
美杉	備蓄倉庫	埋蔵文化財センター（多気）	10								1	2	1				
美杉	備蓄倉庫	美杉総合支所		1	1	1	2	26	32	31	1	3		79	112		114
美杉	備蓄倉庫	美杉保健センター															
合　計			292	115	104	105	204	1826	5840	2501	68	191	39	969	2569	487	922

地域	区分	品目 ③ / 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
津	避難所	高野尾出張所															1
津	避難所	大里出張所															1
津	避難所	三重短期大学															1
津	避難所	一身田出張所															1
津	避難所	白塚出張所															1
津	避難所	栗真出張所															1
津	避難所	三重県立国児学園															1
津	避難所	アストプラザ															1
津	避難所	観音寺保育園															1
津	避難所	安東出張所															1
津	避難所	櫛形市民館															1
津	避難所	櫛形出張所															1
津	避難所	片田出張所															1
津	避難所	神戸出張所															2
津	避難所	中央市民館															1
津	避難所	さくら児童館															1
津	避難所	高洲町教育集会所															1
津	避難所	敬和公民館															1
津	避難所	阿漕塚記念館															1
津	避難所	三重県立聾学校															1
津	避難所	藤水出張所															1
津	避難所	高茶屋出張所															1
津	避難所	雲出出張所															1
津	避難所	雲出市民館															1
津	避難所	三重県立総合文化センター															1
津	避難所	三重県立津高等技術学校															1
津	避難所	豊が丘小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	高野尾小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	大里小学校			20		3		2	1		2			1	3	1

地域	区分	品目　③ 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
津	避難所	豊里中学校															1
津	避難所	一身田小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	一身田中学校															1
津	避難所	白塚小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	栗真小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	北立誠小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	橋北中学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	南立誠小学校															1
津	避難所	西が丘小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	安東小学校			20		3		2	1		2					1
津	避難所	櫛形小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	西郊中学校															1
津	避難所	片田小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	神戸小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	新町小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	西橋内中学校															1
津	避難所	養正小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	東橋内中学校															1
津	避難所	敬和小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	修成小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	育生小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	橋南中学校															1
津	避難所	藤水小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	南が丘小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	南が丘中学校															1
津	避難所	高茶屋小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	南郊中学校															1
津	避難所	雲出小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
津	避難所	三重大学教育学部附属小学校															1

地域	区分	品目 ③ / 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
津	避難所	高茶屋市民センター															1
津	避難所	贄崎地区防災コミュニティセンター															1
津	避難所	三重県立津工業高校															1
津	避難所	三重県立ゆめ学園															1
津	避難所	高田中・高等学校			250				2								1
津	避難所	高田短期大学			350				3								1
津	避難所	津市青少年野外活動センター（神戸出張所保管）															
津	備蓄倉庫	本庁舎						13		2	400		10		15	12	1
津	備蓄倉庫	北郊倉庫（北消防署地内）				60											
津	備蓄倉庫	北郊倉庫（北消防署地内）															
津	備蓄倉庫	中央倉庫（養正小学校内）				300											
津	備蓄倉庫	西郊倉庫（安東出張所）				100									1	3	
津	備蓄倉庫	南郊倉庫（高茶屋出張所）				200											
津	備蓄倉庫	津西会館				420											
津	備蓄倉庫	豊が丘会館				40											
津	備蓄倉庫	南が丘会館				80											
津	備蓄倉庫	白塚市民センター				50											
津	備蓄倉庫	消防本部				500											
津	備蓄倉庫	水道局				500											
津	備蓄倉庫	津市民プール															
津	備蓄倉庫	新町会館															
津	備蓄倉庫	橋南会館															
津	備蓄倉庫	中央公民館															
津	備蓄倉庫	中央保健センター															
津	備蓄倉庫	旧橋北分団車庫															
津	備蓄倉庫	津体育館			380						1500			5			
津	備蓄倉庫	三重短期大学			400						1500			3			
津	備蓄倉庫	西分署			400						1500			1			
津	備蓄倉庫	水道庁舎			400						1500			3			

地域	区分	品目　③ 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
津	備蓄倉庫	高茶屋市民センター			200						1500			2			
久居	避難所	久居体育館						1					1				
久居	避難所	立成小学校			20		3	1	2	1		2	1	1	1	3	2
久居	避難所	成美小学校			20		3		2	1		2	1	1	1	3	2
久居	避難所	久居東中学校															
久居	避難所	桃園小学校			20		3	1	2	1		2	1	1	1	3	2
久居	避難所	桃園情報ｾﾝﾀｰ備蓄倉庫															
久居	避難所	久居公民館															
久居	避難所	誠之小学校			20		3		2	1		2		1	1	3	2
久居	避難所	久居総合福祉会館															
久居	避難所	三重県立久居農林高等学校体育館															
久居	避難所	久居中学校															
久居	避難所	三重県立久居高等学校体育館															
久居	避難所	栗葉小学校			20		3	1	2	1		2	1	1	1	3	2
久居	避難所	栗葉出張所備蓄倉庫															
久居	避難所	久居西中学校															
久居	避難所	榊原小学校			20		3	1	2	1		2	1	1	1	3	2
久居	避難所	榊原出張所備蓄倉庫															
久居	避難所	戸木小学校			20		3		2	1		2		1	1	3	2
久居	備蓄倉庫	久居総合支所内倉庫			850					2				3			1
久居	備蓄倉庫	久居保健センター															
河芸	避難所	河芸中央公民館															
河芸	避難所	朝陽中学校			10												
河芸	避難所	豊津小学校			30		2		1	1	150	1		1	1		
河芸	避難所	上野小学校			40		2		2	1	150	2		1	2		
河芸	避難所	黒田小学校			40		2		2	1	150	2		1	2		
河芸	避難所	千里ケ丘小学校			40		2		2	1	150	2		1	2		
河芸	避難所	河芸体育館															
河芸	備蓄倉庫	河芸総合支所			663		8	4	1	7	5250		3	1	15	12	6

地域	区分	品目 ③ / 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
河芸	備蓄倉庫	河芸交番横備蓄倉庫			10		2				150				1		
河芸	備蓄倉庫	河芸保健センター															
芸濃	避難所	芸濃小学校			40		3		2	1		2			1	3	1
芸濃	避難所	明小学校			40		3		2	1		2			1	3	1
芸濃	避難所	旧安西小学校			40		3		2	1		2			1	3	1
芸濃	避難所	旧雲林院小学校			40		3		2	1		2			1	3	1
芸濃	避難所	錫杖湖水荘			20												1
芸濃	避難所	芸濃総合文化センター			3												1
芸濃	避難所	芸濃中学校															1
芸濃	備蓄倉庫	林防災倉庫															
芸濃	備蓄倉庫	芸濃総合支所			210		1	2		2	2000		2	5			
芸濃	備蓄倉庫	芸濃保健センター															
美里	避難所	美里社会福祉センター															
美里	避難所	長野小学校			20		3		2	1		2			1	3	
美里	避難所	高宮小学校			20		3		2	1		2			1	3	
美里	避難所	辰水小学校			20		3		2	1		2			1	3	
美里	避難所	美里中学校															1
美里	備蓄倉庫	美里総合支所			50			2		2	250		2	5			4
美里	備蓄倉庫	美里保健センター															
安濃	避難所	草生小学校			30		3		1	1		2		1	1	2	
安濃	避難所	草生公民館															
安濃	避難所	村主小学校			30		3		1	1		2		1	1	2	
安濃	避難所	村主公民館															
安濃	避難所	安濃小学校			30		3		1	1		2		1	1	2	
安濃	避難所	安濃公民館															
安濃	避難所	明合小学校			30		3		1	1		2		1	1	2	
安濃	避難所	明合公民館															
安濃	避難所	東観中学校															
安濃	避難所	安濃中央総合公園内体育館															

地域	区分	品目　③ 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
安濃	避難所	安濃交流会館															
安濃	避難所	サンヒルズ安濃															
安濃	備蓄倉庫	安濃総合支所									800						12
安濃	備蓄倉庫	安濃中央総合公園（コンテナ倉庫）			60			2	4	2			2	1		4	
安濃	備蓄倉庫	安濃水防倉庫															
安濃	備蓄倉庫	安濃分遣所			135	2000											
安濃	備蓄倉庫	安濃保健センター															
香良洲	避難所	香良洲小学校			20		3		2	1		2			1	3	1
香良洲	避難所	香海中学校															1
香良洲	避難所	香良洲公民館															1
香良洲	避難所	たるみ作業所分場まつぼっくり作業所															1
香良洲	避難所	香良洲歴史資料館															1
香良洲	避難所	香良洲体育館															1
香良洲	避難所	サンデルタ香良洲															1
香良洲	備蓄倉庫	香良洲総合支所			350			2		2			2	5			
香良洲	備蓄倉庫	香良洲水防ステーション															
香良洲	備蓄倉庫	香良洲プール															
香良洲	備蓄倉庫	香良洲保健センター															
一志	避難所	（旧）大井小学校					3		2	1		2			1	3	
一志	避難所	一志東小学校					3		2	1		2			1	3	
一志	避難所	一志西小学校					3		2	1		2			1	3	
一志	避難所	（旧）波瀬小学校					3		2	1		2			1	3	
一志	避難所	一志中学校															
一志	避難所	大井公民館			90												
一志	避難所	コミュニティプラザ川合			90												
一志	避難所	一志高岡公民館															
一志	避難所	波瀬ふれあい会館			90												
一志	避難所	とことめの里一志															
一志	避難所	一志体育館															

地域	区分	品目 ③ / 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
一志	備蓄倉庫	高岡老人憩いの家			90												
一志	備蓄倉庫	一志総合支所			70			2		2			2	5		12	11
一志	備蓄倉庫	一志保健センター															
白山	避難所	家城小学校			20		3		2	1		2		1			5
白山	避難所	家城公民館															
白山	避難所	元取公民館															
白山	避難所	白山中学校															
白山	避難所	白山公民館															
白山	避難所	川口小学校			20		3		2	1		2		1			5
白山	避難所	大三小学校			20		3		2	1		2		1			5
白山	避難所	大三公民館															
白山	避難所	倭小学校			20		3		2	1		2		1			5
白山	避難所	倭公民館															
白山	避難所	八ツ山小学校			20		3		2	1		2		1			5
白山	避難所	八ツ山公民館															
白山	避難所	白山体育館															
白山	備蓄倉庫	白山総合支所											1			24	11
白山	備蓄倉庫	白山消防団第２分団詰所北倉庫			300			2		2	1000		1		5		
白山	備蓄倉庫	旧倭保育園	76	61		94					5000			11			
白山	備蓄倉庫	白山保健センター															
美杉	避難所	竹原地域住民センター															
美杉	避難所	竹原コミュニティ防災センター															
美杉	避難所	竹原多目的集会所															
美杉	避難所	美杉竹原体育館															
美杉	避難所	美杉総合開発センター															
美杉	避難所	美杉中学校															
美杉	避難所	太郎生多目的集会所			20		1	1									
美杉	避難所	旧太郎生小学校					3		2	1		2			1	3	
美杉	避難所	伊勢地地域住民センター															

地域	区分	品目　③ 備蓄場所名	子供用尿とりパット（包）	子供用おむつ（パンツ式）	ブルーシート（枚）	給水容器（個）	担　架（台）	リヤカー（台）	脚　立（個）	救助工具セット（個）	土のう袋（袋）	ロープ（巻）	車椅子（台）	スロープ（個）	ごみ袋（200枚入）（袋）	雨合羽（着）	充電式乾電池セット（個）
美杉	避難所	伊勢地多目的集会所			20		1	1									
美杉	避難所	美杉伊勢地体育館															
美杉	避難所	八幡生活改善センター															
美杉	避難所	美杉高齢者婦人センターしゃくなげ会館															
美杉	避難所	美杉高齢者生活福祉センター															
美杉	避難所	美杉小学校					3		2	1		2			1	3	
美杉	避難所	多気地域住民センター															
美杉	避難所	丹生俣多目的集会所															
美杉	避難所	美杉多気体育館															
美杉	避難所	下之川地域住民センター															
美杉	避難所	下之川生活改善センター			20		1	1									
美杉	避難所	美杉下之川体育館															
美杉	避難所	やまなみ会館															
美杉	備蓄倉庫	竹原旧診療所内			20		1	1									
美杉	備蓄倉庫	八知ほのぼの苑内			20		1	1							1	3	
美杉	備蓄倉庫	美杉消防団第５分団第１部詰所			20		1	1									
美杉	備蓄倉庫	埋蔵文化財センター（多気）			20		1	1									
美杉	備蓄倉庫	美杉総合支所			330		3	2	2	3	2800	2	2	5			22
美杉	備蓄倉庫	美杉保健センター															
合　計			76	61	7131	4344	185	43	119	82	25750	113	33	75	91	204	187

28　水位観測場所（建設部）

河川名	観測所名	水位観測所所在地	所　　管	平水位(m)	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	付近堤防高(m)
雲出川	大仰	一志町大仰（大仰橋上流右岸 10m）	三重河川国道事務所	0.97	4.00	4.70	5.10	5.40	8.20
〃	雲出橋	松阪市三雲町西小野江（雲出橋下流右岸 200m）	〃	1.30	3.00	3.70	4.60	4.80	8.50
〃	舞出	松阪市舞出町	〃	0.53					9.30
〃	須賀瀬橋	須賀瀬町	〃	-0.07	4.00	4.70			9.50
〃	小野江	松阪市小野江町地先（雲出橋右岸下流）	三重県松阪建設事務所		3.00	3.70			
〃	元小西	美杉町大字八知字八知田 3077	三重県津建設事務所	0.00	1.92	2.82	2.82	3.77	4.00
〃	竹原	美杉町竹原字瀬木（八手俣川合流点）	〃		2.09	2.39			4.20
波瀬川	下川原橋	一志町井関（下川原橋下流右岸 120m）	三重河川国道事務所	0.80	1.70	2.20	3.40	3.49	4.20
長野川	入田橋	庄田町	〃	-0.11					5.20
〃	下稲葉	稲葉町（稲葉橋左岸下流 200m）	三重県津建設事務所						
榊原川	榊原	榊原町（湯の瀬橋左岸）	〃		2.10	2.90			
八手俣川	下之川	美杉町下之川字太作地先	〃		1.95	2.50			3.30
相川	藤方	藤方 242-4 地先（黒木橋左岸）	〃		2.18	2.70	4.37	4.91	7.37
天神川	高茶屋	高茶屋	〃						2.42
安濃川	下垣内	芸濃町河内字下垣内（落合橋左岸上流）	三重県農林水産部						
〃	一色	一色町 497-1 番地地先（一色橋左岸）	三重県津建設事務所	0.50	2.30	2.80	3.24	4.12	4.05
〃	観音寺	観音寺 255 番地地先（新町大橋左岸上流）	〃	1.60	3.00	3.45			5.50
〃	北河路	北河路 605-7	〃						
穴倉川	南神山	安濃町南神山字宮の谷	〃	0.80	1.90	2.30			4.10
美濃屋川	長岡	長岡町	〃		1.10	1.32	2.50	2.84	
志登茂川	今井	一身田豊野 290 地先（今井井堰）	〃		1.81	2.31	2.53	3.16	4.45
〃	一身田平野	一身田平野 192-3	〃						
横川	栗真小川	栗真小川	〃		1.72	1.85	2.19	2.19	2.11
田中川	久知野	河芸町久知野字社宮地 79-3 地内	〃	1.20	3.20	4.20			7.16
名張川	太郎生	美杉町太郎生化不動 5349	比奈知ダム管理所						
岩田川	野田	野田	三重県津建設事務所			1.78	1.78	2.42	5.09
中ノ川	三宅	鈴鹿市三宅町別所地内（金堤橋右岸上流 270m）	三重県鈴鹿建設事務所	0.70	1.00	2.20	3.70	4.40	4.80
〃	秋永	鈴鹿市秋永町一ツ谷 910 番地（秋永井堰）	〃	0.84	3.36	4.36			

29　雨量観測場所（危機管理部）

（津地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	三重県津庁舎	桜橋３丁目 446
三　重　県	一色雨量水位観測局	一色町 497-1 地先
三　重　県	今井水位雨量観測局	一身田町豊野 290 地先
三　重　県	藤方水位雨量観測局	藤方 242-4 地先
三　重　県	片田雨量観測局	片田井戸町地内
気　象　庁	津地方気象台	島崎町 327-2

（久居地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	三重県久居庁舎	久居明神町 2501
三　重　県	榊原水位雨量観測局	榊原町地内
三　重　県	下稲葉水位雨量観測局	稲葉町地内
気　象　庁	笠取山観測所	榊原町地内

（河芸地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	久知野水位雨量観測局	河芸町久知野字社宮地 79-3 地内

（芸濃地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	峠雨量観測局	芸濃町河内
三　重　県	安濃ダム	芸濃町河内地内
三　重　県	小野平雨量観測局	芸濃町小野平地内
津　　市	芸濃庁舎	芸濃町椋本 6141-1

（美里地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	高座原雨量観測局	美里町高座原字野田 1786-2
三重河川国道事務所	長野観測所	美里町北長野 2211
津　　市	美里庁舎	美里町三郷 48-1

（安濃地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	南神山水位雨量観測局	安濃町南神山字宮の谷
三　重　県	荒木観測局	安濃町荒木地内 183-4

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
津　　市	安濃庁舎	安濃町川西 1310

（香良洲地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
津　　市	香良洲庁舎	香良洲町 1878

（一志地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	井関雨量観測局	一志町井生字山脇 1099
三重河川国道事務所	室の口雨量観測所	一志町波瀬

（白山地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	福田山雨量観測局	白山町福田山字嶮谷 1056-1
気　象　庁	白山観測所	白山町南家城
三重河川国道事務所	垣内観測所	白山町八対野

（美杉地域）

所　　属	雨量観測局名等	雨量観測設備設置場所
三　重　県	君ヶ野ダム	美杉町八手俣 95-1
三　重　県	上多気雨量観測局	美杉町上多気 25
三　重　県	元小西水位雨量観測局	美杉町八知 3077
三　重　県	奥津観測局	美杉町奥津 910-1
三　重　県	岳の洞観測局	美杉町石名原 3365-95
三　重　県	掛の脇観測局	美杉町竹原 2524
三　重　県	佐田観測局	美杉町八知 5643-25
三　重　県	漆観測局	美杉町下多気 4061
三　重　県	清水平観測局	美杉町太郎生字清水平地内
三　重　県	川上観測局	美杉町川上 3726
三　重　県	大野観測局	美杉町八知 926
三　重　県	立川観測局	美杉町上多気 1512-1
三　重　県	太原観測局	美杉町下之川 1440
三重河川国道事務所	川上観測所	美杉町川上
水資源機構	太郎生	美杉町太郎生 5349
津　　市	美杉庁舎	美杉町八知 5828-1

30　給水施設等一覧（水道局）

(1) 応急給水施設

注：（＊）の施設は、緊急遮断弁設置施設

No	施　　設	No	施　　設
1	片田浄水場３、４号配水池（＊）	12	久居森配水池（＊）
2	南が丘配水池（＊）	13	久居稲葉配水池（＊）
3	中勢受水場（＊）	14	久居古井谷配水地（＊）
4	片田工業団地配水池（＊）	15	河芸中央配水池（＊）
5	河辺配水場第１配水池（＊）	16	河芸上野配水池（＊）
6	河辺配水場第２配水池（＊）	17	一志上野配水池（＊）
7	河辺配水場第３配水池（＊）	18	白山グリーンタウン配水池（＊）
8	夢が丘配水池（＊）	19	半田配水池（＊）
9	川北団地配水池（＊）	20	芸濃中央配水池（＊）
10	高野尾配水池（＊）	21	安濃中央配水池（＊）
11	大里受水場（＊）		

※　久居上山配水池（＊）は緊急遮断弁を設置しているが、確保容量及び進入路の幅員が狭く応急給水施設から除外してある。

(2) 応急給水用資機材

種類	容量	数量	備考
給水車	2,000 ℓ	2	合金
	7,000 ℓ	1	合金
トラック積載用給水タンク	4,000 ℓ	1	合金
	2,000 ℓ	7	合金
	1,000 ℓ	17	合金、ＦＲＰ
	500 ℓ	12	ＦＲＰ
給水ポリ容器	20 ℓ	150	ＦＲＰ
非常用給水袋	6 ℓ	14,900	ビニール製
仮設給水栓		57	
組立水槽		14	
バルーン水槽		2	

31　炊き出し場所一覧（市民部、教育委員会）

（津地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
豊が丘小学校	豊が丘二丁目 34-1	230-1275	680
高野尾小学校	高野尾町 5266-1	230-0004	340
大里小学校	大里窪田町 1821	232-2128	510
一身田小学校（＊）	一身田大古曽 355	232-2054	680
三重短期大学（＊）	一身田中野 157	232-2341	100
白塚小学校（＊）	白塚町 4463	232-3109	510
栗真小学校	栗真中山町 452	232-3041	340
北立誠小学校（＊）	江戸橋一丁目 30	232-3502	510
南立誠小学校（＊）	桜橋二丁目 39	227-5248	680
アストプラザ（＊）	羽所町 700	227-1738	75
観音寺保育園	観音寺町 604-74	227-5910	100
西が丘小学校（＊）	長岡町 800-437	225-3407	680
安東小学校	納所町 245	228-4787	340
櫛形小学校	分部 1211-1	237-0851	340
片田小学校	片田井戸町 22	237-0014	680
神戸小学校（＊）	大字神戸 332-1	228-2965	680
新町小学校（＊）	八町三丁目 3-1	228-5125	680
養正小学校（＊）	丸之内養正町 14-1	226-3332	510
市役所共済組合食堂（＊）	西丸之内 23-1	229-3266	500
敬和小学校（＊）	中河原 445	228-6138	510
修成小学校（＊）	修成町 9-1	228-7131	510
育生小学校（＊）	下弁財町津興 1350	228-6148	680
藤水小学校	藤方 1627	228-3674	510
南が丘小学校（＊）	垂水 2538-1	229-2761	680
高茶屋小学校　（＊）	高茶屋三丁目 1-1	234-2615	680
雲出小学校（＊）	雲出本郷町 1164	234-3216	510
２６箇所			13,015

注：（＊）の施設は、都市ガス使用

（久居地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
誠之小学校	久居西鷹跡町 424	255-2074	340
成美小学校	久居新町 737	255-2057	340
立成小学校	久居野村町 560	255-6023	340
戸木小学校	戸木町 880	255-2542	170
栗葉小学校	森町 270	252-0320	170
榊原小学校	榊原町 5848	252-0011	170
桃園小学校	新家町 1350	255-2175	170
三重県立久居高等学校	戸木町 3569-1	256-0320	271
三重県立久居農林高等学校	久居東鷹跡町 105	255-2013	888
久居体育館	久居野村町 877-1	255-6081	408
久居公民館	久居元町 2354	256-3931	120
久居総合福祉会館	久居東鷹跡町 20-2	256-7110	257
中央学校給食センター	森町 5008 番地 14（工業団地Ｅ２）	253-8801	5,300
１３箇所			8,944

（河芸地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
河芸公民館	河芸町浜田 742	245-2222	105
朝陽中学校	河芸町上野 2010	245-0064	840
上野小学校	河芸町上野 2963	245-1137	420
黒田小学校	河芸町北黒田 109-1	245-0142	280
豊津小学校	河芸町一色 1680	245-0128	420
千里ヶ丘小学校	河芸町千里ヶ丘 13	245-1215	630
６箇所			2,695

（芸濃地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
芸濃小学校	芸濃町椋本 5047	265-2002	630
明小学校	芸濃町林 325	265-2106	210
錫杖湖水荘	芸濃町河内 679	265-2019	100
３箇所			940

（美里地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
美里社会福祉センター	美里町三郷 46-3	279-3366	300
美里中学校	美里町三郷 84	279-2017	210
長野小学校	美里町北長野 1435	279-2102	70
高宮小学校	美里町足坂 585	279-2004	210
辰水小学校	美里町家所 2045	279-2026	210
5箇所			1,000

（安濃地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
東観中学校	安濃町東観音寺 494-1	268-2021	630
草生小学校	安濃町草生 4209	268-2253	280
村主小学校	安濃町連部 68	268-2031	280
安濃小学校	安濃町内多 451	268-2014	280
明合小学校	安濃町粟加 978	268-2350	280
5箇所			1,750

（香良洲地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
香良洲学校給食センター	香良洲町 2190-1	292-3153	420
浜っ子幼児園	香良洲町 5722	292-2511	210
2箇所			630

（一志地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
一志学校給食センター	一志町高野 2609	293-5485	680

（白山地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
家城小学校	白山町南家城 647	262-3027	170
白山中学校	白山町川口 471-6	262-0020	340
川口小学校	白山町川口 1991	262-0004	170
大三小学校	白山町二本木 296	262-0120	340
倭小学校	白山町上ノ村 183	262-0150	170
八ツ山小学校	白山町八対野 2480	264-0204	340
白山乳幼児教育センター	白山町南出 484-1	264-0080	210
7箇所			1,740

（美杉地域）

炊き出し可能施設名称	所　在　地	電話番号	1回の炊き出し能力（食）
竹原地域住民センター	美杉町竹原 2777	262-3014	300
美杉総合文化センター	美杉町八知 5580-2	272-8089	300
太郎生多目的集会所	美杉町太郎生 2120	273-0222	300
伊勢地地域住民センター	美杉町石名原 1681	274-0223	300
美杉小学校	美杉町奥津 1025	274-0802	210
八幡地域住民センター	美杉町奥津 1288-8	274-0222	300
多気地域住民センター	美杉町上多気 1031	275-0222	300
下之川地域住民センター	美杉町下之川 6115	276-0222	300
8箇所			2,310

32　防疫薬剤の備蓄量及び基準量（危機管理部、健康福祉部、環境部）

(1) 防疫薬剤の備蓄量

薬剤名	容量	保管数
クレゾール	500mℓ入	500 本
明治ゾール	500mℓ入	740 本

(2) 衛生状態の向上を図るため消毒を実施する場合の薬剤基準量（被災住家１戸当たり）

薬　剤　名	流失・全半壊 床上浸水家屋	床下浸水家屋	井戸かん水家屋
クレゾール	125mℓ		
オルソ乳剤	125ｇ	125ｇ	
次亜塩素酸ソーダ水			100ｇ

(3) そ族昆虫等駆除を実施する場合の薬剤基準量（被災住家１戸当たり）

薬　剤　名	流出・全半壊 床上浸水家屋	床下浸水家屋
殺　虫　剤　(油剤)	2　ℓ	2　ℓ
殺　そ　剤	50　ｇ	50　ｇ

33　災害ボランティアセンター設置予定施設一覧（危機管理部）

地域名	施設名	所在地	電話番号
津	津センターパレス （お城東駐車場含む）	大門 7-15	246-1165 津市社会福祉協議会本部・津支部
久居	久居総合福祉会館	久居東鷹跡町 20-2	256-1202 津市社会福祉協議会久居支部
河芸	河芸ほほえみセンター	河芸町浜田 868	245-8888 津市社会福祉協議会河芸支部
芸濃	芸濃保健福祉センター	芸濃町椋本 6141-１	265-4531 津市社会福祉協議会芸濃支部
美里	美里社会福祉センター	美里町三郷 46-3	279-3366 津市社会福祉協議会美里支部
安濃	サンヒルズ安濃	安濃町東観音寺 418	268-5804 津市社会福祉協議会安濃支部
香良洲	サンデルタ香良洲	香良洲町 2167	292-7711 津市社会福祉協議会香良洲支部
一志	とことめの里一志	一志町井関 1792	295-0066 津市社会福祉協議会一志支部
白山	白山保健福祉センター	白山町川口 892	262-7029 津市社会福祉協議会白山支部
美杉	美杉高齢者生活福祉センター	美杉町奥津 929	274-0023 津市社会福祉協議会美杉支部
美杉	竹原地域住民センター	美杉町竹原 2777	262-3014

34　ごみ及びし尿処理施設の処理能力（環境部）

(1) ごみ処理施設の処理能力

施　　設　　名	焼　却　能　力
西部クリーンセンター	240 t ／24 時間
クリーンセンターおおたか	195 t ／24 時間

(2) し尿処理施設の処理能力

施　設　名	処理能力
安芸・津衛生センター	1 日　188 kℓ
クリーンセンターくもず	1 日　140 kℓ

35　マンホールトイレ設置施設一覧（下水道部）

マンホールトイレは、以下に示す施設に各５基整備しています。

（津地域）：16 箇所

マンホールトイレ設置施設名称	所　在　地	電話番号	水　源
新町小学校	八町三丁目 3-1	228-5125	井戸
養正小学校	丸之内養正町 14-1	226-3332	井戸
津市役所	西丸之内 23-1	229-3104	井戸
敬和小学校	中河原 445	228-6138	井戸
東橋内中学校	中河原 356-2	228-2624	井戸
西橋内中学校	東古河町 7-1	227-5245	井戸
修成小学校	修成町 9-1	228-7131	井戸
育生小学校	下弁財町津興 1350	228-6148	井戸
橋南中学校	上弁財町津興 2537-4	227-5781	井戸
藤水小学校	藤方 1627	228-3674	井戸
三重県立聾学校	藤方 2304-2	226-4774	井戸
南が丘小学校	垂水 2538-1	229-2761	貯留槽
南郊中学校	高茶屋四丁目 44-1	234-3254	貯留槽
高茶屋小学校	高茶屋三丁目 1-1	234-2615	貯留槽
三重県立津高等技術学校	高茶屋小森町 1176-2	234-2839	貯留槽
雲出小学校	雲出本郷町 1164	234-3216	井戸

（久居地域）：6 箇所

マンホールトイレ設置施設名称	所　在　地	電話番号	水　源
誠之小学校	久居西鷹跡町 424	255-2074	貯留槽
成美小学校	久居新町 737	255-2057	貯留槽
立成小学校	久居野村町 560	255-6023	貯留槽
久居農林高等学校	久居東鷹跡町 105	255-2013	貯留槽
久居中学校	久居西鷹跡町 494	255-2102	貯留槽
久居体育館	久居野村町 877-1	255-6081	貯留槽

（河芸地域）：1 箇所

マンホールトイレ設置施設名称	所　在　地	電話番号	水　源
千里ヶ丘小学校	河芸町千里ヶ丘 13	245-1215	貯留槽

（芸濃地域）：4 箇所

マンホールトイレ設置施設名称	所　在　地	電話番号	水　源
芸濃小学校	芸濃町椋本 5047	265-2002	貯留槽
芸濃中学校	芸濃町椋本 5147	265-2031	貯留槽
芸濃総合文化センター	芸濃町椋本 6824	265-6000	貯留槽
（旧）雲林院小学校	芸濃町雲林院 566	266-2519	貯留槽

（香良洲地域）：2 箇所

マンホールトイレ設置施設名称	所　在　地	電話番号	水　源
香良洲小学校	香良洲町 2190-1	292-3101	井戸
香海中学校	香良洲町 128	292-3612	井戸

（一志地域）：2 箇所

マンホールトイレ設置施設名称	所　在　地	電話番号	水　源
一志東小学校	一志町八太 785-1	293-1027	井戸
一志体育館	一志町高野 160-728	293-5688	貯留槽

（白山地域）：1 箇所

マンホールトイレ設置施設名称	所　在　地	電話番号	水　源
倭小学校	白山町上ノ村 183	262-0150	貯留槽

36　ヘリコプター離着陸場一覧（危機管理部、都市計画部）

(1) 公共ヘリポート

番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　考
1	雲出鋼管町 2-2	津市伊勢湾ヘリポート	136m×48m (ｴﾌﾟﾛﾝ)	35m×30m（着陸帯） 航空灯火有、給油可 ヘリ集結場所、ＢＣ資機材積載場所

(2) 臨時離着陸場

（津地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-08	本町 31-1	津球場公園内野球場	109m×109m	一時避難場所・照明灯
201-09	雲出鋼管町 1	雲出川左岸浄化センター空地	195m×300m	
201-10	一色町 219	西郊中学校グラウンド	100m×120m	避難所
201-11	高茶屋小森町 4000	南部緑地公園内運動広場	94m×95m	一時避難場所
201-12	大里窪田町 1821	大里小学校グラウンド	100m×50m	避難所
201-13	桜橋 3-446-34	三重県津地域防災総合事務所駐車場	55m×50m	樹木
201-14	寿町 15	乙部公園内運動広場	70m×80m	一時避難場所・樹木
201-15	大谷町 12	三重県総合教育センター駐車場	60m×40m	一時避難場所
201-16	河辺町 2210-2	津西高校グラウンド	110m×160m	
201-17	栗真町屋町 1517	三重大学陸上競技場	180m×100m	一時避難場所
201-53	一身田大古曽 670-2	三重県身体障害者総合福祉センターグラウンド	150m×120m	

（久居地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-20	牧町	牧町雲出川河川敷	450m×125m	ネット
201-22	久居一色町 940	久居西中学校グラウンド	120m×60m	避難所・ネット
201-23	榊原町 5848	榊原小学校グラウンド	80m×50m	避難所・ネット
201-24	戸木町 3569-1	久居高校グラウンド	100m×100m	避難所・ネット
201-25	久居新町 975	陸上自衛隊久居駐屯地グラウンド	200m×150m	一時避難場所・ネット
201-26	久居西鷹跡町 494	久居中学校グラウンド	105m×112m	避難所・ネット

（河芸地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-06	河芸町上野 2010	朝陽中学校グラウンド	120m×80m	避難所・高圧線
201-07	河芸町浜田 793	河芸第２グラウンド	115m×110m	避難所・高圧線
201-51	河芸町東千里 858-1	マリーナ河芸	120m×110m	

（芸濃地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-01	芸濃町椋本 5147	芸濃中学校グラウンド	90m×65m	避難所・ネット
201-02	芸濃町林 1923	芸濃グラウンド	100m×100m	照明灯・ネット

（美里地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-19	美里町三郷 70	美里グラウンド	110m×100m	照明灯

（安濃地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-03	安濃町田端上野 897	安濃グラウンド	90m×90m	ネット・照明灯
201-04	安濃町田端上野 797-1	安濃中央総合公園内 多目的グラウンド	175m×110m	樹木
201-05	安濃町田端上野 1047	安濃中央総合公園内野球場	120m×100m	ネット・照明灯
201-50	安濃町内多 451	安濃小学校グラウンド	100m×70m	ネット

（香良洲地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-18	香良洲町 4084-1	香良洲水防ステーション	75m×24m	

（一志地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-37	一志町大仰 326	（旧）大井小学校グラウンド	100m×71m	避難所・照明灯
201-38	一志町波瀬 2236	（旧）波瀬小学校グラウンド	130m×40m	避難所・照明灯
201-39	一志町八太 785-1	一志東小学校グラウンド	80m×80m	避難所・照明灯・樹木
201-40	一志町田尻 353-1	一志西小学校グラウンド	151m×65m	避難所・照明灯・樹木
201-41	一志町高野 2609	一志中学校グラウンド	130m×130m	避難所・ネット
201-48	一志町高野 160-728	一志体育館	60m×60m	避難所・電柱・樹木
201-49	一志町井生 2848	一志野球場	85m×80m	高圧線・ネット・照明灯

（白山地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-27	白山町南家城 1461-2	白山家城運動場	100m×85m	一時避難場所・照明灯
201-28	白山町南家城 719	白山高等学校グラウンド	175m×120m	一時避難場所
201-29	白山町南家城 647	家城小学校グラウンド	120m×60m	避難所
201-30	白山町川口 1991	川口小学校グラウンド	100m×85m	避難所
201-31	白山町二本木 296	大三小学校グラウンド	90m×70m	避難所・照明灯
201-32	白山町上ノ村 183	倭小学校グラウンド	100m×70m	避難所・高圧線
201-33	白山町八対野 2480	八ツ山小学校グラウンド	100m×140m	避難所
201-34	白山町川口 471-6	白山中学校グラウンド	90m×80m	避難所
201-35	白山町古市 700	白山運動場	100m×90m	
201-52	白山町福田山 1450	メナード青山リゾート場外離発着場	20m×17m	

（美杉地域）

指定番号	所　在　地	場　所　名	面　　積	備　　考
201-42	美杉町八知 5800	美杉中学校グラウンド	100m×130m	避難所・照明灯
201-43	美杉町太郎生 2128-1	（旧）太郎生小学校グラウンド	60m×60m	避難所・照明灯
201-44	美杉町上多気 1042-5	多気多目的グラウンド	60m×60m	照明灯
201-45	美杉町下之川 6098-2	下之川多目的グラウンド	70m×60m	照明灯
201-46	美杉町奥津 1025	美杉小学校グラウンド	70m×55m	避難所・照明灯・ネット
201-47	美杉町石名原 2775	フットパーク美杉	100m×70m	

37　ヘリポートの選定取扱

（図１　吹流し）

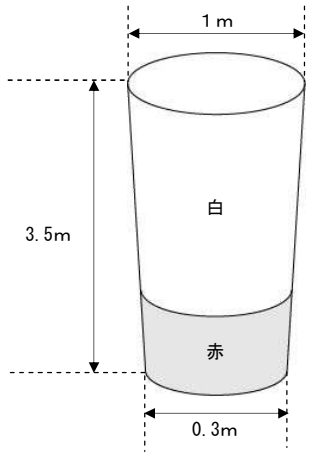

（図２）離陸地点及び無障害地帯の基準

ａ　小型機（ＯＨ-6）の場合

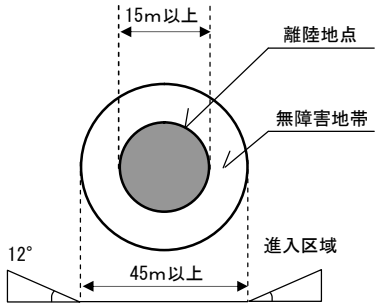

ｂ　中型機（ＵＨ-1）の場合

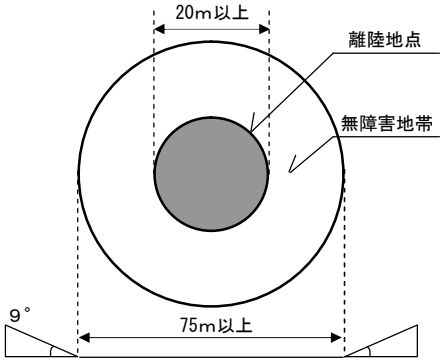

ｃ　大型機（ＣＨ-47）の場合

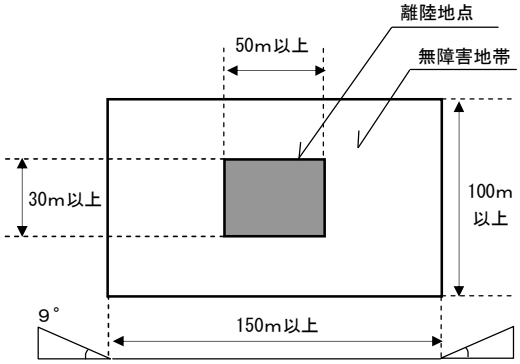

38　消防団の水防管轄（消防本部）

地　域	消防団	方面団	分団名	水防管轄河川等
津	津市消防団 定員 ２２８７人	津方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			新町分団	安濃川右岸、岩田川左岸
			養正分団	岩田川左岸、安濃川右岸
			敬和分団	安濃川右岸、岩田川左岸、海岸
			橋北分団	志登茂川両岸、安濃川左岸、海岸
			栗真分団	志登茂川左岸、逆川及び横川両岸、海岸
			白塚分団	新川両岸、海岸
			一身田分団	志登茂川右岸、毛無川及び五六川両岸
			大里分団	志登茂川、毛無川、前田川及び中の川両岸
			高野尾分団	志登茂川及び中の川両岸
			安東分団	安濃川左岸、安濃屋川両岸
			櫛形分団	穴倉川両岸、安濃川右岸
			片田分団	岩田川両岸
			神戸分団	岩田川両岸、小川及びおごえ川両岸
			橋南分団	岩田川右岸、海岸
			藤水分団	相川左岸、海岸
			高茶屋分団	相川右岸、天神川両岸、月見川左岸
			雲出分団	雲出川左岸、川関川両岸、海岸
			デージー分団	管内全域
久　居		久居方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団	雲出川
			第２分団	雲出川
			第３分団	雲出川
			第４分団	雲出川
			第５分団	雲出川
			第６分団	雲出川
			第７分団	雲出川、長野川
			第８分団	長野川
			第９分団	長野川
			第 10 分団	雲出川
			第 11 分団	管内全域
河　芸		河芸方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団	田中川
			第２分団	中ノ川、田中川
			第３分団	田中川
			第４分団	中ノ川、田中川

地　域	消防団	方面団	分団名	水防管轄河川等
芸　濃	津市消防団 定員 ２２８７人	芸濃方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団	安濃川
			第２分団	安濃川、中ノ川
			第３分団	安濃川
			第４分団	安濃川
			第５分団	安濃川
			ささゆり分団	管内全域
美　里		美里方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団	長野川、桂畑川、細野川、中出川、松ヶ久保川、板谷川、丸谷川、長山川、中野川の右岸、左岸
			第２分団	長野川、柳谷川、待口川の右岸、左岸
			第３分団	穴倉川、北高座原川、船山川、高座原川、久保川の右岸、左岸
			第４分団	管内全域
			アザリア分団	管内全域
安　濃		安濃方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			草生分団	地区内全河川
			村主分団	地区内全河川
			安濃分団	地区内全河川
			明合分団	地区内全河川
香良洲		香良洲方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第２分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第３分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第４分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第５分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第６分団	管内全域
一　志		一志方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団	雲出川、波瀬川
			第２分団	波瀬川
			第３分団	雲出川、波瀬川
			第４分団	雲出川、波瀬川
白　山		白山方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団	雲出川、城立川、藤川
			第２分団	雲出川、弁天川、大広川
			第３分団	大村川、三ヶ野川
			第４分団	大村川、垣内川、佐田川
			第５分団	雲出川、八対野川、山田野川
			しらさぎ分団	管内全域

地　域	消防団	方面団	分団名	水防管轄河川等
美　杉	津市消防団 定員 ２２８７人	美杉方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第１分団第１部	雲出川両岸、八手俣川両岸
			第１分団第２部	雲出川両岸、八手俣川両岸
			第１分団第３部	雲出川両岸、八手俣川両岸、川井谷川両岸
			第１分団第４部	雲出川両岸
			第２分団第１部	雲出川両岸、神河川両岸
			第２分団第２部	雲出川両岸、城川両岸
			第２分団第３部	雲出川両岸、老ヶ野川両岸、比河川両岸
			第３分団第１部	名張川両岸
			第３分団第２部	名張川両岸
			第３分団第３部	名張川両岸、大谷川両岸
			第３分団第４部	名張川両岸、日神川両岸
			第４分団第１部	伊勢地川両岸、逢坂川両岸、掛田川両岸
			第４分団第２部	伊勢地川両岸、三多気川両岸
			第５分団第１部	雲出川両岸、谷山川両岸、帯子川両岸
			第５分団第２部	雲出川両岸、野谷川両岸、坂本川両岸
			第６分団第１部	八手俣川両岸、漆川両岸、白口川両岸
			第６分団第２部	八手俣川両岸、立川川両岸、平谷川両岸
			第６分団第３部	八手俣川両岸、唐戸谷川両岸、西俣川両岸
			第７分団第１部	八手俣川、寺谷川、不動ノ口川、角原川両岸
			第７分団第２部	八手俣川両岸、大谷川両岸
			第７分団第３部	八手俣川両岸、鴉谷川両岸、篠ヶ広川両岸
			めぐみ分団	管内全域

39　水防倉庫一覧（消防本部）

地　域	所管別	水系名	倉庫名称	所在地
津	大里　　分団	志登茂川	豊里　水防倉庫	大里睦合町
	一身田　〃	〃	一身田　〃	一身田町
	白塚　　〃	〃	白塚　　〃	白塚町
	栗真　　〃	〃	栗真　　〃	栗真町屋町
	橋北　　〃	〃	江戸橋　〃	江戸橋一丁目
	櫛形　　〃	安濃川	櫛形　　〃	安東町
	安東　　〃	〃	安東　　〃	納所町
	神戸　　〃	岩田川	神戸　　〃	神戸
	新町　　〃	安濃川	南河路　〃	南河路
	〃　　〃	〃	押加部　〃	西古河町
	敬和　　〃	安濃川	敬和　　〃	東丸之内
	橋南　　〃	相　川	橋南　　〃	藤方
	高茶屋　〃	天神川	南郊　　〃	高茶屋三丁目
	雲出　　〃	雲出川	雲出　　〃	雲出本郷町
久　居	第２分団	雲出川	元町　水防倉庫	久居元町
	第５分団	〃	新家　　〃	新家町
	〃	〃	木造　　〃	木造町
	第６分団	〃	戸木　　〃	戸木町
	第７分団	〃	庄田　　〃	庄田町
	〃	長野川	森　　〃	森町
	第 10 分団	雲出川	須ヶ瀬　〃	須ヶ瀬町
	第８分団	長野川	稲葉水防倉庫	稲葉町
安　濃	本部	安濃川	安濃水防倉庫	安濃町川西
美　里	方面団本部　第４分団	長野川	美里総合支所　防災備蓄倉庫	美里町三郷
一　志	第３分団	雲出川	庄村水防倉庫	一志町
香良洲	第２分団	雲出川	香良洲水防ステーション	香良洲町
	第４分団	〃	香良洲水防倉庫	〃

40　水防資機材備蓄状況（消防本部）

倉庫名＼資材名		縄（kg）（巻）	小杭（本）	中杭（本）	大杭（本）	ポリプロピレン土のう袋（枚）	鉄線（束）	スコップ	掛矢	両ツル	方ツル	唐鍬	斧	鋸	鎌	片手ハンマー	ペンチ	パイスケ	棒	土のう	一輪車	たこ	手箕
津	豊里	20	300	100		2,000	0	30	10	5	5	3	3	4	14	10	5	30	10	100	2		
	一身田	20	300	150	200	5,000	1	30	10	5	5	0	3	3	10	10	5	30	10		2		
	白塚	20	300	200	100	4,000	0	30	10	6	3	3	2	4	15	10	3	30	10		1		
	栗真	15	300	250	100	3,000	1	30	10	5	5	3	0	4	15	10	5	30	10	100	2		
	江戸橋	20	150	150		2,000	1	21	11	8	4	2	2	2	5	8	45	0	0				
	櫛形	21	300	100	100	1,500	1	30	17	4	3	3	6	4	15	17	5	0			2		
	安東	8		50	50	600	0	20	32	6	6	0	11	4	0	8	0	24	4		28	1	3
	神戸	20	0	100		4,000	1	29	7		5	0	3	3	13	10	5	0			2		3
	南河路	24	40	50	0	2,000	1	155	9	4	7	0	5	6	55	7	0	35	13			2	
	押加部	25	350	200	130	3,500	1	30	10	5	5	3	2	6	22	18	0	30	10			2	
	敬和	30	100	70		1,500	1	15	13	2		0	0	1	14	8	4						
	橋南	18	12	80	80	3,000	0	50	10	5		2	4	0	8	8	2						
	南郊	17	400	400	170	450	1	30	3	5	5	3	3	1	11	9	5	30	10		0		
	雲出	18	80	10	4	3,000	1	17	3	10	10	2	2	0	1	6	1	20	0		7		2
久居	元町		30	500	0	100		24	1				2	0	4		0				4	1	
	新家		12		0	2,000		10	0	14					8								
	木造		10	14	0	3,000		3	2													1	
	戸木	1	20		0	2,000		10	2	3											2		
	庄田		0		300	500		9	8	3												1	
	森		100		0	100		5	0	1													
	須ヶ瀬		45	50	0	1,000		18	7	1													
	稲葉					100		1															
美里	美里総合支所総務課倉庫		10	15		400		10	2	1										100	10		
安濃	水防倉庫			100	100	500	5	30	2														
香良洲	香良洲水防ステーション	1	450	240		4,000		90	12							10				20		1	5
	水防倉庫		100	100		2,000																	
一志	庄村水防倉庫	1	50	50		200		9								0							
	一志総合支所総務課倉庫							20	5							5					5	1	10
白山	白山総合支所総務課倉庫					200															10		
合　計		279	3,459	2,979	1,334	51,650	15	756	196	93	63	24	48	42	210	154	85	259	77	320	77	10	23

41　土砂の備蓄状況（消防本部）

場　　所	数量（㎥）
一身田出張所	2
白塚出張所	2
高野尾出張所	2
豊里公民館	2
栗真水防倉庫	2
東丸之内極楽ポンプ場	4
水道局	20
橋南水防倉庫	4
相川建設作業事務所	20
高茶屋出張所	2
雲出出張所	4
北消防署	4
中消防署西分署	4
久居消防署	3
久居消防署南分署	4
久居総合支所	1
河芸総合支所	6
芸濃総合支所職員駐車場	2
美里総合支所駐車場	5
安濃中央総合公園内サブグラウンド	5

42　消防団の組織（消防本部）

地　域	消防団	区　分	役職名又は分団等
全域	津市消防団定員 ２２８７人	団本部	消防団長・本部副団長
			学生機能別団員
津		津方面団	方面団本部
			新町分団
			養正分団
			敬和分団
			橋北分団
			栗真分団
			白塚分団
			一身田分団
			大里分団
			高野尾分団
			安東分団
			櫛形分団
			片田分団
			神戸分団
			橋南分団
			藤水分団
			高茶屋分団
			雲出分団
			デージー分団
久居		久居方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団
			第５分団
			第６分団
			第７分団
			第８分団
			第９分団
			第 10 分団
			第 11 分団
河　芸		河芸方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団

地　域	消防団	区　分	役職名又は分団等
芸　濃	津市消防団定員 ２２８７人	芸濃方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団
			第５分団
			ささゆり分団
美　里		美里方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団
			アザリア分団
安　濃		安濃方面団	方面団本部
			草生分団
			村主分団
			安濃分団
			明合分団
香良洲		香良洲方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団
			第５分団
			第６分団
一　志		一志方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団
白　山		白山方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団
			第５分団
			しらさぎ分団
美　杉		美杉方面団	方面団本部
			第１分団
			第２分団
			第３分団
			第４分団
			第５分団
			第６分団
			第７分団
			めぐみ分団

43　三重県水道災害広域応援協定要請フロー図（水道局）

＜三重県水道災害対策情報連絡・応援体制＞

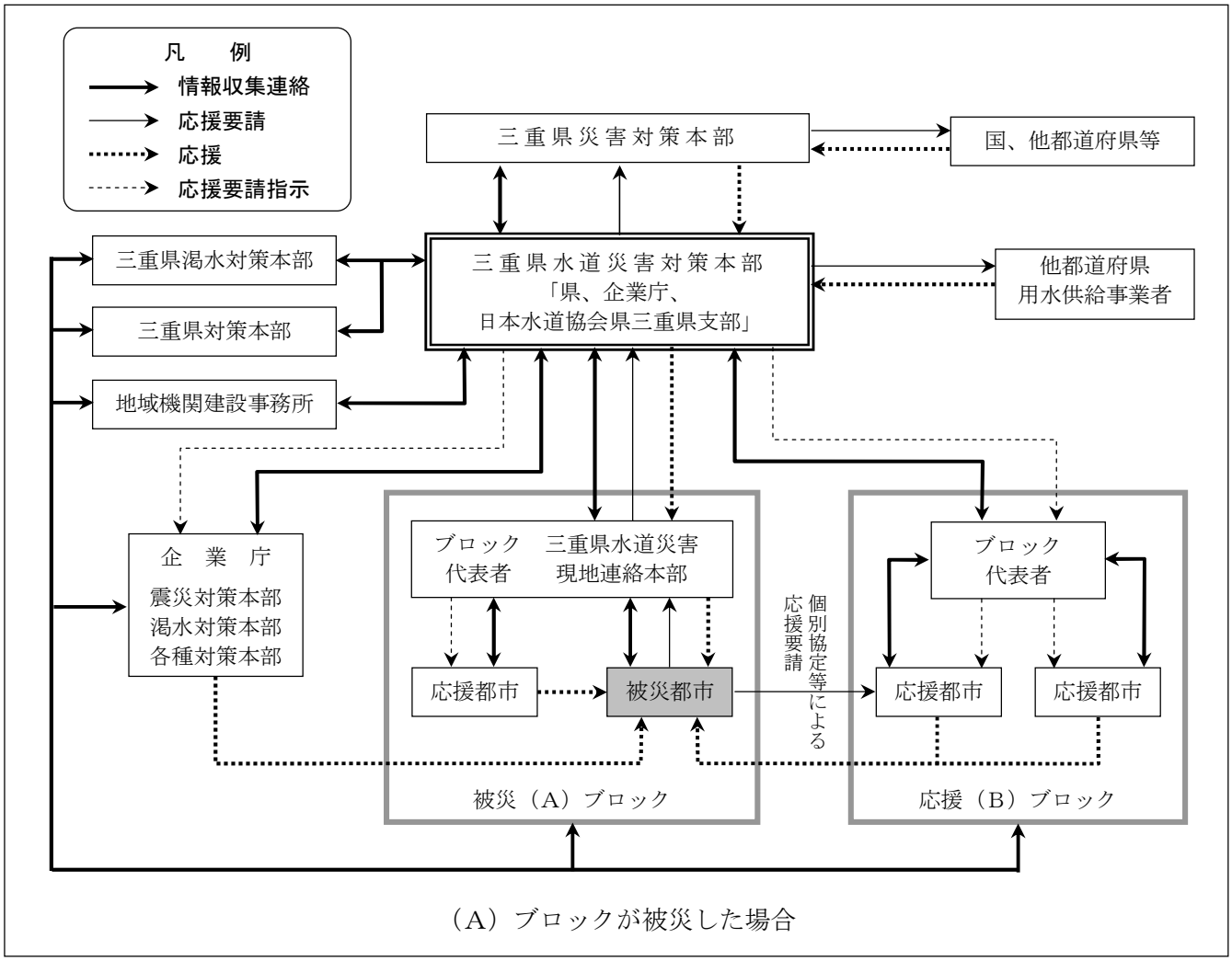

（A）ブロックが被災した場合

＜三重県水道災害対策本部等と他機関の関係＞

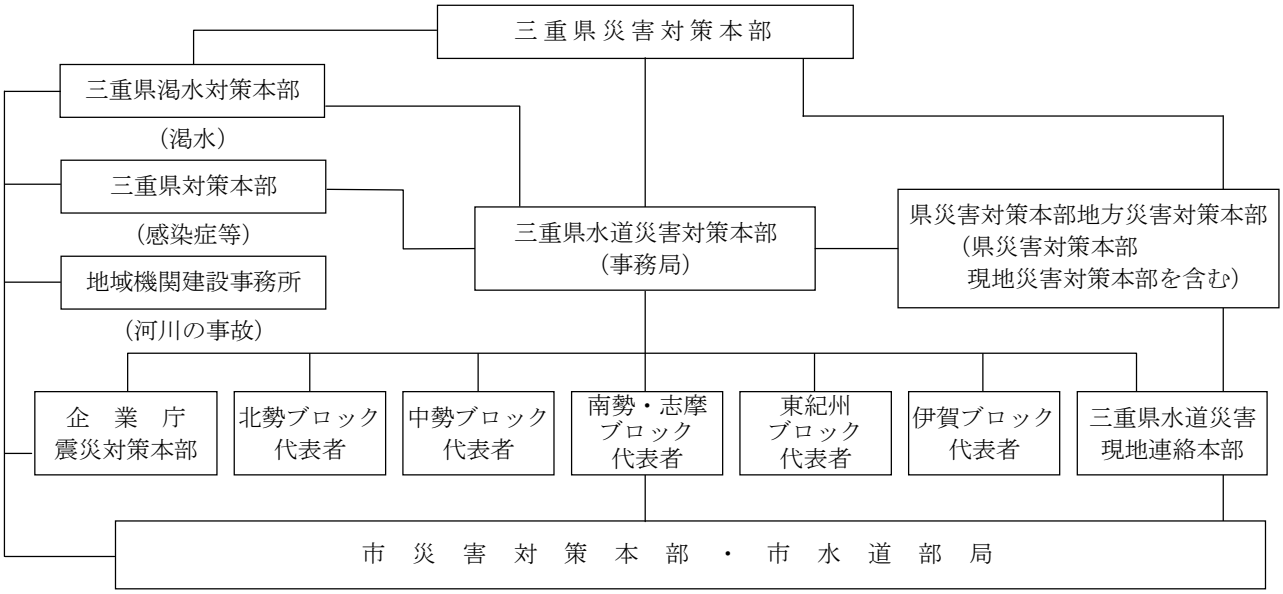

44　三重県水道災害広域応援組織図（水道局）

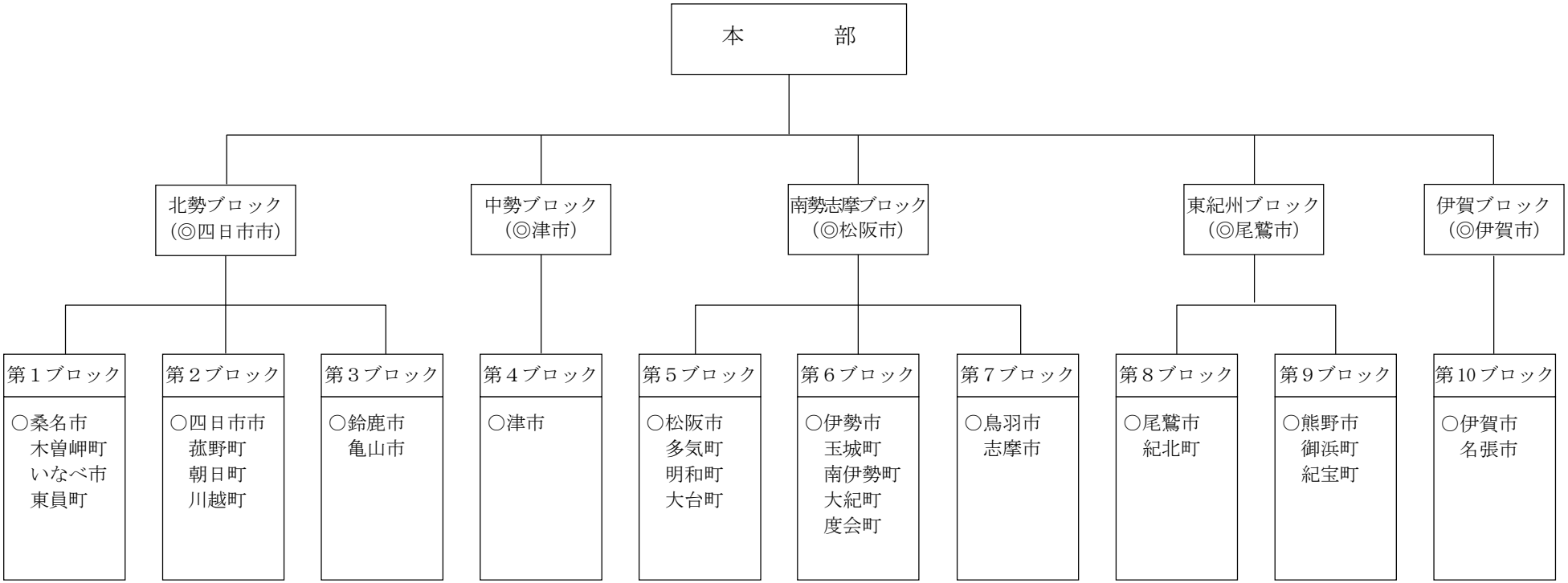

◎　幹事都市（代表者）

○　連絡都市

45　災害応援協定（各部）

件　　名	協　定　先	締結年月日
久居、奥一志、伊賀南部地区内市町村消防相互応援協定	１市２町１村、２消防組合	S49.11.1
「樋門等」に関する協定	三重県	S57.4.1
高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定	７市８町、３消防組合	H25.3.19
大規模災害時の相互応援に関する協定	競艇開催地 17 市	H9.3.27
三重県水道災害広域応援協定	三重県内の市町村、水道用水供給事業者	H9.10.21
災害支援協力に関する覚書	津中央郵便局	H9.10.24
三重県防災ヘリコプター応援協定	三重県内の市町村、消防組合	H10.7.1
三重県内消防相互応援協定	三重県内の市町村、消防組合	H19.3.1
航空自衛隊笠取山分屯基地の災害活動等の分担に関する協定	協定市町村３団体	H11.2.1
三重県市町村災害時応援協定	三重県、三重県市長会、三重県町村会	H24.8.23
公設消火栓の管理に関する協定	三重県企業庁	H16.3.31
三重県災害等廃棄物処理応援協定	三重県、三重県内の市町村、一部事務組合、広域連合	H16.10.29
津市伊勢湾ヘリポート内の事故等の災害時における応援協定	株式会社伊勢湾ヘリポート、三重県	H17.11.16
災害救護活動協定	公益社団法人津地区医師会	H18.4.1
災害救護活動協定	公益社団法人久居一志地区医師会	H18.4.1
災害救助犬の出動に関する協定	一般社団法人ジャパンケネルクラブ	H18.6.16
災害時における輸送業務に関する協力協定	一般社団法人三重県トラック協会	H18.7.18
災害時における輸送業務に関する協力協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合	H18.7.18
津市及び宇陀広域消防組合消防相互応援協定	宇陀広域消防組合	H18.8.11
災害時における物資の供給に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	H18.9.5
災害時における物資の供給に関する協定	イオン株式会社　中部カンパニー 中南勢事業部	H18.9.5
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	イオン株式会社　中部カンパニー 中南勢事業部	H18.9.5
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社エーエム・ピーエム・近鉄	H18.9.5
災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人三重県獣医師会津支部	H18.9.20
草津市、津市災害支援・友好交流基本協定・災害時における相互応援協定	滋賀県草津市	H18.10.18
災害救助用米穀等の緊急引渡についての協定	三重県	H23.7.1
災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社、東邦ガス株式会社	H18.11.28
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社マイカル	H18.12.1
災害時における地下水の供給に関する協定書	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	H19.3.30
災害時における施設復旧等応急業務に関する協定書	一般社団法人三重県建設業協会津支部 一般社団法人三重県建設業協会一志支部	H19.4.17

件　　名	協　定　先	締結年月日
災害時における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会三重県隊友会	H19.5.9
災害時における三重県市町村職員年金者連盟津支部の協力に関する協定	三重県市町村職員年金者連盟津支部	H19.6.26
災害時におけるモーターパラグライダー飛行による情報収集活動に関する協定	三重パラモータークラブ	H19.7.3
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	公益社団法人津歯科医師会	H19.8.2
災害時における施設復旧等応急業務に関する協定	津造園建設業組合	H19.8.31
災害時における災害時要援護者に対する支援事業に関する協定	榊原温泉旅館組合	H20.2.28
地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	三重県石油商業組合津支部 三重県石油商業組合一志支部	H20.3.17
災害時における応急対策用資機材の提供及び燃料の供給協力に関する協定	三重県石油商業組合津支部 三重県石油商業組合一志支部	H20.3.17
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社おやつカンパニー	H20.4.1
災害時における地下水の供給に関する協定	独立行政法人国立病院機構三重病院	H20.5.1
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	敷島製パン株式会社　刈谷工場	H20.7.1
震災時における水質検査機器の相互利用に関する協定	三重県企業庁、四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市	H20.12.12
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	イオン株式会社　中部カンパニー 中部ＳｕＣ・MG事業部	H21.8.18
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	イオン株式会社　中部カンパニー 中部ＳｕＣ・MG事業部	H21.8.18
災害の発生時における水道の応急復旧作業等の応援に関する協定	津市水道指定事業者協同組合	H26.4.1
災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	三重県レッカー事業協同組合	H22.7.1
外国人集住都市会議災害時相互応援協定	２７市１町	H22.11.8
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23.7.1
津波発生時における緊急避難場所としての一時使用に関する協定	津波避難ビル　　民間施設　計２１施設 津波避難協力ビル　民間施設　計　８施設	H23.7.14 H23.11.25 H24.3.7 H24.10.23 H24.12.17 H25.8.20
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	津安芸農業協同組合	H23.10.4
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	三重中央農業協同組合	H23.10.4
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	一志東部農業協同組合	H23.10.4
災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会	H23.10.4
災害時における水道水の相互融通に関する協定	松阪市	H23.12.22
災害時における福祉避難所に関する協定	協定締結福祉関係施設	H24.2.16
災害時における応急復旧活動に関する協定	公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H24.3.7
アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定	災害ボランティア　アマチュア無線　津	H24.3.7
災害時における福祉避難所運営支援に関する協定	社会福祉法人津市社会福祉協議会	H24.3.7
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H24.8.6
災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H24.9.3
災害時における応援業務に関する協定	株式会社ジェネッツ	H24.9.21

件　　名	協　定　先	締結年月日
災害時の情報発信に関する相互応援協定	北海道空知郡上富良野町	H24.10.9
災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人津薬剤師会	H24.12.10
広告付き避難所等誘導標識の設置に関する協定	中電興業株式会社　津営業所	H24.12.10
広告付き避難所等誘導標識の設置に関する協定	テルウェル西日本株式会社	H24.12.10
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社アルファー	H25.1.22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	中央産商株式会社	H25.1.22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社キナン津営業所	H25.1.22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	東海レンタル株式会社	H25.1.22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社前田製作所津営業所	H25.1.22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社レンタルのニッケン津営業所	H25.1.22
災害時における葬祭業務に関する協定	社会福祉法人伊勢亀鈴会	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	有限会社伊藤典礼	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	葬儀会館ティア津	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	株式会社ふじや本店	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	三重県葬祭業協同組合	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	株式会社ベルライフ	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	菩提樹	H25.4.23
災害時における葬祭業務に関する協定	メモリアルホールれんげ	H25.4.23
大規模災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	津駅前都市開発株式会社	H25.5.29
災害時に必要な物資の調達及び供給に関する協定	一般社団法人日本非常食推進機構	H25.6.27
災害時における浴場の使用等に関する協定	三重県津公衆浴場組合	H25.6.27
災害発生時における水道施設等の応急復旧作業等の応援に関する協定	旧安芸郡業者 20 社	H25.7.1
災害発生時における水道施設等の応急復旧作業等の応援に関する協定	旧一志郡業者 15 社	H25.7.1
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社伊藤園	H25.8.20
災害時における支援協力に関する協定	三重県行政書士会	H25.12.17
災害時におけるＬＰガスの調達及び供給に関する協定	三重県津ＬＰガス協議会	H25.12.17
災害時における看護支援活動に関する協定	公益社団法人三重県看護協会	H26.5.7
広告付き避難誘導街区案内板の設置及び維持管理業務に関する協定	特定非営利法人日本ソフトインフラ研究センター	H26.7.23
災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	株式会社 NTT ドコモ東海支社三重支店	H26.9.8

46　津市防災会議に関する条例（危機管理部）

平成 18 年１月１日
条例第 261 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、津市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に関する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（２）　三重県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

（３）　三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

（４）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

（９）　その他市長が必要と認め委嘱する者

６　前項の委員の定数は、50 人以内とする。

７　第５項第７号から第９号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（幹事）

第４条　防災会議に幹事若干人を置くことができる。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

３　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 18 年１月１日から施行する。

附　則（平成 24 年９月 27 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

47　津市防災会議の構成（危機管理部）

	会　　長
1	津市長

【１号委員】（指定地方行政機関）

	委　　員
2	津地方気象台長
3	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長

【２号委員】（三重県知事の部内の職員）

	委　　員
4	三重県津地域防災総合事務所長
5	三重県津建設事務所長

【３号委員】（三重県警察）

	委　　員
6	津警察署長
7	津南警察署長

【４号委員】（市長の部内の職員）

	委　　員
8	津市副市長
9	津市副市長
10	津市水道事業管理者

【５号委員】（教育長）

	委　　員
11	津市教育委員会教育長

【６号委員】（消防長及び消防団長）

	委　　員
12	津市消防長
13	津市消防団長

【７号委員】（指定公共機関又は指定地方公共機関）

	機　関　名
14	西日本電信電話株式会社三重支店
15	中部電力株式会社津営業所
16	東邦ガス株式会社津営業所
17	三重県津エルピーガス協議会
18	日本赤十字社三重県支部
19	東海旅客鉄道株式会社津駅
20	近畿日本鉄道株式会社津駅
21	三重交通株式会社中勢営業所
22	一般社団法人三重県トラック協会津支部
23	日本通運株式会社津支店

【８号委員】
（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）

	機　関　名
24	国立大学法人三重大学
25	津市自主防災協議会

【９号委員】（その他、市長が必要と認める機関・団体）

	機　関　名
26	陸上自衛隊第 33 普通科連隊第 1 中隊長
27	公益社団法人津地区医師会
28	公益社団法人久居一志地区医師会
29	一般社団法人三重県建設業協会津支部
30	一般社団法人三重県建設業協会一志支部
31	津市水道指定事業者協同組合
32	株式会社ＺＴＶ
33	中勢森林組合
34	津商工会議所
35	津市自治会連合会
36	津市婦人会連絡協議会
37	津市社会福祉協議会
38	津市防火協会
39	公益社団法人三重県看護協会
40	津市障がい者団体連絡協議会
41	津商工会議所女性会
42	津市民生委員児童委員連合会
43	津市消防団津方面団デージー分団
44	津市消防団久居方面団第 11 分団

48　津市災害対策本部に関する条例（危機管理部）

平成 18 年１月１日
条例第 262 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、津市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務権限）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「部員」という。）を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部等の設置）

第３条　本部に、必要な部（室を含む。以下同じ。）及び班並びに支部を設置する。

２　部及び班並びに支部に属すべき部員は、本部長が指名する。

（部長等）

第４条　部に部長（室長を含む。以下同じ。）を、班に班長を、支部に支部長を置き、それぞれ本部長の指名する部員をもって充てる。

２　部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

３　班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

４　支部長は、上司の命を受けて支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（部員）

第５条　部員は、上司の命を受けて本部の事務に従事する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 18 年１月１日から施行する。

附　則（平成 24 年９月 27 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

49　津市災害対策本部に関する条例施行規則（危機管理部）

平成 18 年１月１日
規則第 231 号

改正　　平成19年３月30日規則第４号
改正　　平成20年３月31日規則第29号
改正　　平成21年５月11日規則第19号
改正　　平成22年３月31日規則第19号

（趣旨）
第１条　この規則は、津市災害対策本部に関する条例（平成 18 年津市条例第 262 号）第６条の規定に基づき、津市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（分掌事務等）
第２条　本部に設置する部（室を含む。以下同じ。）及び班並びに支部並びにこれらの分掌事務は、別表のとおりとする。
（災害対策本部会議）
第３条　災害の予防及び災害応急対策の円滑なる実施を図るため、災害対策本部会議を置く。
２　災害対策本部会議は、災害対策本部長が総理し、災害対策副本部長、部長（室長を含む。）その他災害対策本部長が指名する部員をもって構成する。
（災害対策連絡調整会議）
第４条　災害状況及び応急対策の実施状況の把握並びに各部、各支部間の連絡調整の円滑な実施を図るため、災害対策連絡調整会議を置く。
２　災害対策連絡調整会議は、災害対策本部長が指名する部員をもって構成する。
（災害対策副本部長等）
第５条　災害対策副本部長には、副市長をもって充てる。
２　部員には、津市職員定数条例（平成 18 年津市条例第 26 号）第１条に規定する職員及び再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）をもって充てる。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
（他の規定の適用）
第６条　前各条に定めるもののほか、各部各班及び各支部の分掌事務等については、当該各部各班及び各支部に充てられた部課等に係る規則又は規程の規定を適用する。
（委任）
第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 18 年１月１日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 30 日規則第４号）

１　この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。
２　（略）

附　則（平成 20 年３月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年５月 11 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 31 日規則第 19 号）

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

共通の分掌事務

区分	分掌事務
各部に共通する分掌事務	⑴　市内全域に係る部所管の災害対策の総括に関すること。 ⑵　市内全域に係る部所管の災害に関する状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ⑶　各支部の被災状況の調査及びその対応への支援に関すること。
各部及び各支部に共通する分掌事務	⑴　被災情報の収集及び伝達に関すること。 ⑵　各部間及び各支部間の被災状況の調査並びにその対応への支援に関すること。 ⑶　災害に関する事前対策に関すること。 ⑷　所管の施設の災害状況の把握及び応急の復旧対策に関すること。

部の分掌事務

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
危機管理総務部	危機管理部 総務部	本部総括班	⑴　本部の設置及び廃止に関すること。 ⑵　災害対策本部会議に関すること。 ⑶　災害対策連絡調整会議に関すること。 ⑷　津市防災会議との連絡調整に関すること。 ⑸　災害対策本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 ⑹　避難勧告等の発令及び解除に関すること。 ⑺　各部及び各支部との連絡調整に関すること。 ⑻　現地災害対策本部の組織化に係る調整に関すること。 ⑼　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用要請に関すること。 ⑽　自衛隊の派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請並びにそれらの受入れに関すること。 ⑾　他団体等との災害時応援協定等の実施に関すること。 ⑿　本部の庶務に関すること。
		情報収集班	⑴　気象情報の把握に関すること。 ⑵　三重県災害対策本部、三重県警察本部、自衛隊等との連絡調整に関すること。 ⑶　防災行政無線の運用統制に関すること。 ⑷　被災情報の収集及び伝達に係る総括に関すること。 ⑸　被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ及び記録に関すること。 ⑹　本部における情報通信機器等の確保及び設置に関すること。 ⑺　り災台帳の作成に関すること。 ⑻　災害時におけるり災証明の発行に関すること。

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
危機管理総務部	危機管理部 総務部	総務班	⑴　部員の配置その他人事に関すること。 ⑵　部員の被災対策に関すること。 ⑶　議会部への情報提供及び連絡調整に関すること。 ⑷　各部及び各支部からの災害復旧活動の支援要請に係る庁内調整に関すること。 ⑸　他の地方公共団体からの支援要請に係る庁内調整に関すること。 ⑹　災害応急復旧対策に伴う物品調達の総括に関すること。
政策財務部	政策財務部	政策財政班	⑴　災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書及び渉外に関すること。 ⑵　国等への陳情及び情報の収集に関すること。 ⑶　災害に係る予算の調製に関すること。 ⑷　災害対応に係る車両の確保及び配車に関すること。 ⑸　市有財産の災害状況の把握及び応急復旧対策の総括に関すること。 ⑹　復興計画の指導調整に関すること。
		広報班	⑴　報道機関及び住民等に対する情報の提供その他連絡に関すること。 ⑵　災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 ⑶　災害情報のホームページへの掲載に関すること。
		調査班	⑴　被災者の調査に関すること。 ⑵　住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。 ⑶　し尿くみ取り券の交付に関すること。 ⑷　災害に伴う市税等の減免に係る連絡調整に関すること。
市民部	市民部	市民班	⑴　避難所の開設及び管理運営に係る総括に関すること。 ⑵　収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ。）の設置計画、入居受付及び運営に関すること。 ⑶　非常炊き出しに係る総括に関すること。 ⑷　食糧の調達及び配給に関すること。 ⑸　災害ボランティアセンターの設置及び総合調整に関すること。 ⑹　外国人に関する連絡及び調整に関すること。 ⑺　国際関係機関等に関する連絡及び調整に関すること。 ⑻　遺体の収容、安置及び埋・火葬に関すること。 ⑼　災害時の市民生活に係る相談に関すること。
スポーツ文化振興部	スポーツ文化振興部	スポーツ文化振興班	⑴　運動施設及び文化施設の利用者の避難対策に関すること。 ⑵　市民部市民班の業務支援に関すること。

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
環境部	環境部	清掃班	⑴　災害によるごみの撤去、収集、運搬及び処分その他清掃に関すること。 ⑵　犬猫等の死骸処理に関すること。
		し尿処理班	⑴　被災地のし尿処理に関すること。 ⑵　仮設トイレに関すること。
		環境保全班	⑴　災害に伴う環境保全対策に関すること。 ⑵　被災動物（ペット）の保護に関すること。
健康福祉部	健康福祉部	生活福祉班	⑴　災害見舞金等の支給に関すること。 ⑵　義援金等の受入れ及び配分に関すること。 ⑶　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 ⑷　被災者の生活再建に係る支援に関すること。 ⑸　災害福祉ボランティアに関すること（他部に関するものを除く。）。 ⑹　災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。 ⑺　福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。
		医療衛生班	⑴　被災地の防疫活動の実施に関すること。 ⑵　医療及び助産に関すること。 ⑶　医療機関との連絡調整に関すること。 ⑷　救護班の編成並びに救護所の設置及び運営に関すること。 ⑸　応急仮設住宅入居者等の見守り活動に関すること。 ⑹　アレルギー用救援物資の受入れ及び配給に関すること。 ⑺　避難所の衛生指導に関すること。 ⑻　心のケア対策に関すること。 ⑼　感染病発生予防及び発生時の対策に関すること。
商工観光部	商工観光部	商工観光班	⑴　消費物資の確保及びあっせんに関すること。 ⑵　救援物資等の受入れ及び配給に関すること。 ⑶　商工業団体との連絡調整に関すること。 ⑷　食糧の調達に係る市民部との連携に関すること。
農林水産部	農林水産部	農林水産班	⑴　農林水産関係施設の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 ⑵　農作物、家畜等の被害調査及び災害対策に関すること。 ⑶　たん水防除に関すること。 ⑷　ため池等の維持管理に関すること。 ⑸　家畜伝染病の防疫に関すること。
競艇事業部	競艇事業部	競艇事業班	競艇場来場者の避難対策に関すること。
建設・都市計画部	建設部 都市計画部	建設・都市計画班	⑴　道路、河川、海岸、橋梁等（以下「公共土木施設」という。）の巡視及び被害調査並びに災害応急復旧に関すること。 ⑵　収容施設の建設及び整備に関すること。 ⑶　災害発生に起因して、公共土木施設及びその周辺に生じた日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去に関すること。 ⑷　建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 ⑸　交通対策及び交通関係機関との連絡調整に関すること。

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
建設・都市計画部	建設部 都市計画部	建設・都市計画班	⑹　公共交通施設等の被害状況の把握に関すること。
下水道部	下水道部	下水道班	⑴　部所管の排水施設等の運転及び維持管理に関すること。 ⑵　浸水防除に関すること。 ⑶　下水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。
水道部	水道局	水道班	⑴　水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 ⑵　津市水道指定事業者協同組合等に対する協力要請に関すること。 ⑶　応急給水に関すること。 ⑷　給水等に係る住民への広報に関すること。 ⑸　水源の確保等に関すること。 ⑹　浄水作業及び応急の給水に係る水質検査に関すること。 ⑺　水道施設の被害状況の調査及び送配水の調整に関すること。
消防本部	消防本部及び消防署	消防班	⑴　消防団との連絡調整に関すること。 ⑵　部内の気象通報の伝達及び記録に関すること。 ⑶　災害情報等の通信連絡に関すること。 ⑷　災害状況等の概況調査に関すること。 ⑸　災害情報の受理及び関係職員等への出動指令に関すること。 ⑹　消防無線に係る通信統制に関すること。 ⑺　消防関係要員に係る非常配備の発令及び招集に関すること。 ⑻　人命救助その他警防活動に関すること。 ⑼　傷病者の救護及び搬送に関すること。 ⑽　浸水防除作業の援助に関すること。
短期大学部	三重短期大学事務局	短期大学班	学生の避難対策に関すること。
議会部	議会事務局	議会班	⑴　災害に対する議会活動に関すること。 ⑵　市議会議員との連絡調整に関すること。 ⑶　政策財務部調査班の業務支援に関すること。
教育部	教育委員会事務局	教育総務班	⑴　教育施設間の連絡調整に関すること。 ⑵　教育に係る見舞金品等に関すること。 ⑶　教育施設における避難所の開設及び管理運営に係る調整に関すること。 ⑷　教育施設を活用した非常炊き出しに関すること。
		教育班	⑴　児童及び生徒の避難並びに応急教育指導に関すること。 ⑵　児童及び生徒の保健衛生に関すること。 ⑶　被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関すること。
会計管理・選挙管理・監査室	会計管理室 選挙管理委員会事務局 監査事務局	調査支援班	政策財務部調査班の業務支援に関すること。
農業室	農業委員会事務局	農林水産支援班	農林水産部農林水産班の業務支援に関すること。

支部の分掌事務

支部	支部を構成する市の組織	管轄地域	分掌事務
久居支部	久居総合支所	久居地域	⑴　管轄地域に係る災害対策の総合調整及び推進に関すること。 ⑵　現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 ⑶　管轄地域内における災害に関する状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ⑷　各部及び各支部並びに管轄地域内の関係機関等への支援要請その他連絡調整に関すること。 ⑸　管轄地域内の所管業務に係る被災状況等の調査及びその対応に関すること。 ⑹　管轄地域内における被災者の調査に関すること。 ⑺　管轄地域内の住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。 ⑻　管轄地域内におけるり災証明の発行に関すること。 ⑼　管轄地域内におけるし尿くみ取り券の交付に関すること。 ⑽　管轄地域内の避難所の開設及び管理運営に関すること。 ⑾　管轄地域内の収容施設の入居受付に関すること。 ⑿　管轄地域内における炊き出し等による食糧の配給に関すること。 ⒀　管轄地域内における遺体の収容、安置及び埋・火葬に関すること。 ⒁　管轄地域内における犬猫等の死骸処理に係る相談に関すること。 ⒂　管轄地域内における災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。 ⒃　管轄地域内における救援物資等の受入れ及び配給に関すること。
河芸支部	河芸総合支所	河芸地域	
芸濃支部	芸濃総合支所	芸濃地域	
美里支部	美里総合支所	美里地域	
安濃支部	安濃総合支所	安濃地域	
香良洲支部	香良洲総合支所	香良洲地域	
一志支部	一志総合支所	一志地域	
白山支部	白山総合支所	白山地域	
美杉支部	美杉総合支所	美杉地域	

備考　この表において、市の組織とは、津市行政組織条例（平成１８年津市条例第１１号）第１条に規定する部、津市支所及び出張所設置条例（平成１８年津市条例第１２号）第２条に規定する総合支所、会計管理室、水道局、三重短期大学事務局並びに消防本部及び消防署、執行機関としての委員会及び委員の事務局並びに議会事務局をいう。

50　気象庁震度階級関連解説表（危機管理部）

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ･亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し､まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ､倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止することが多い。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

51　予報及び警報等の収集・伝達系統（危機管理部）

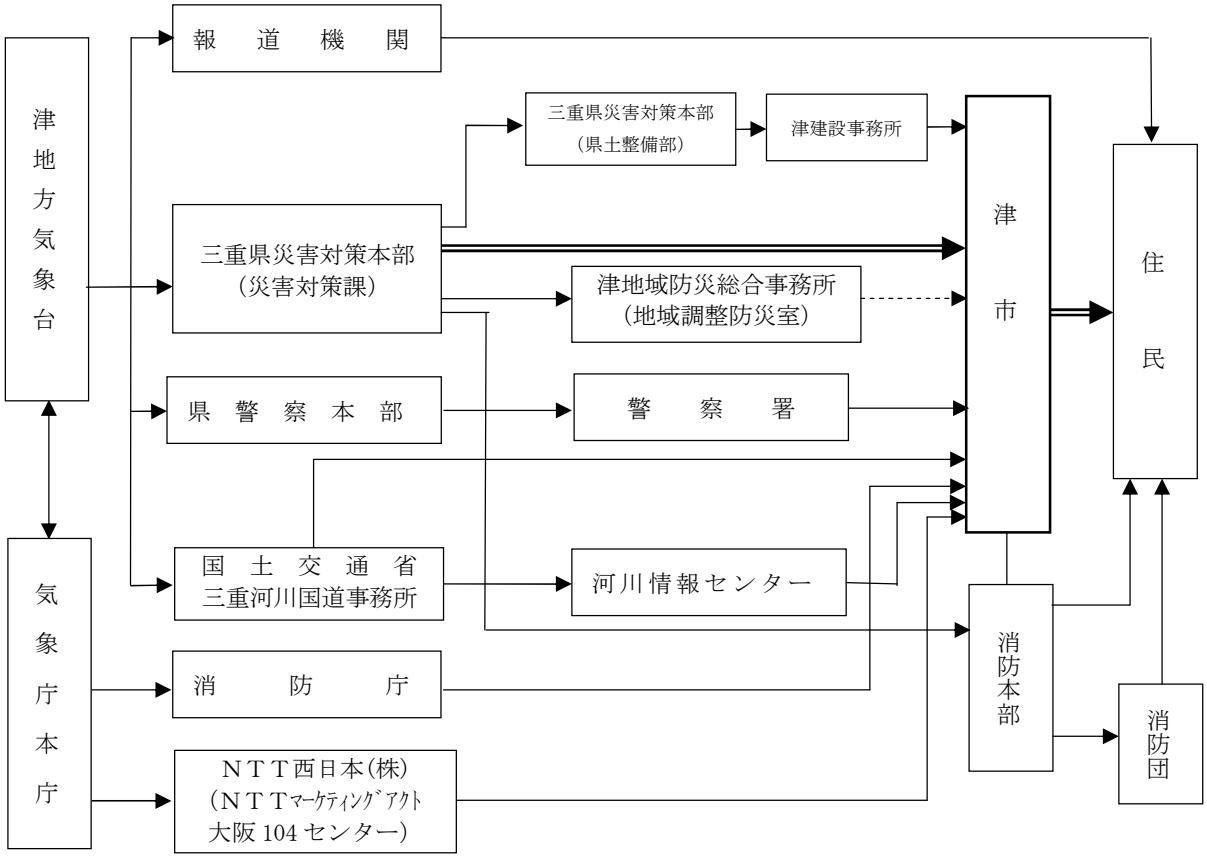

注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

52　収集する情報（予報及び警報等）の種類（危機管理部）

(1) 風水害関係

ア　特別警報・警報・注意報

(ｱ) 概要

種　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(ｲ) 種類と概要

種　類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種　　類		概　　要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

イ　全般気象情報、東海地方気象情報、三重県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ウ　土砂災害警戒情報

三重県と津地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう津市を東部と中西部に区分し発表される。

エ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

オ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、三重県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(2) 地震関係

ア　緊急地震速報

震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（＊））に対し、気象庁本庁から緊急地震速報（警報）が発表され、テレビ、ラジオを通じて日本放送協会（NHK）から住民に提供される。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ　地震情報の種類とその内容

種　　類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

ウ　東海地震に関連する情報の種類

<table>
<tr><th colspan="2">情報名</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td colspan="2">東海地震予知情報
［カラーレベル 赤］</td><td>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">東海地震注意情報
［カラーレベル 黄］</td><td>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東海地震に関連する
調査情報
［カラーレベル 青］</td><td>臨時</td><td>観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合</td></tr>
<tr><td>定例</td><td>毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</td></tr>
</table>

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が、各情報で発表される。

(3) 津波関係

津波に関する情報等は津波対策編第４章第２部節のとおり。

53　警報等の発表基準（危機管理部）

(1) 風水害関係特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報及び注意報の発表基準

津市	府県予報区		三重県	
	一次細分区域		北中部	
	市町村等をまとめた地域		中部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	１時間雨量70㎜
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113
	洪水		雨量基準	１時間雨量70㎜
			流域雨量指数基準	安濃川流域=24，波瀬川流域=20
			複合基準	平坦地：１時間雨量60㎜ かつ 流域雨量指数 雲出川流域=24
	暴風		平均風速	陸上　20m/s
				海上　25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上　20m/s 雪を伴う
				海上　25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ20㎝
	波浪		有義波高	3.0m
	高潮		潮位	2.9m
注意報	大雨		雨量基準	１時間雨量30㎜
			土壌雨量指数基準	79
	洪水		雨量基準	１時間雨量30㎜
			流域雨量指数基準	安濃川流域=12，波瀬川流域=16
			複合基準	－
	強風		平均風速	陸上　13m/s
				海上　15m/s
	風雪		平均風速	陸上　13m/s 雪を伴う
				海上　15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5㎝
	波浪		有義波高	1.5m
	高潮		潮位	1.5m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	陸上　100m
				海上　500m
	乾燥		最小湿度30％で，実効湿度60％	
	なだれ			
	低温		冬期：最低気温-5℃以下	
	霜		晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	120㎜

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_h.html）を参照。

(7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(8) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(9) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。

(10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

(11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

54　三重県の天気予報、注意報・警報の細分区域（危機管理部）

天気予報は、三重県を北中部と南部に分けた一次細分区域単位で発表します。また、警報や注意報は、市町単位で発表します。

なお、警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、市町村等をまとめた地域で伝達することがあります。

津市は、一次細分区域「北中部」、市町村等をまとめた地域「中部」となります。

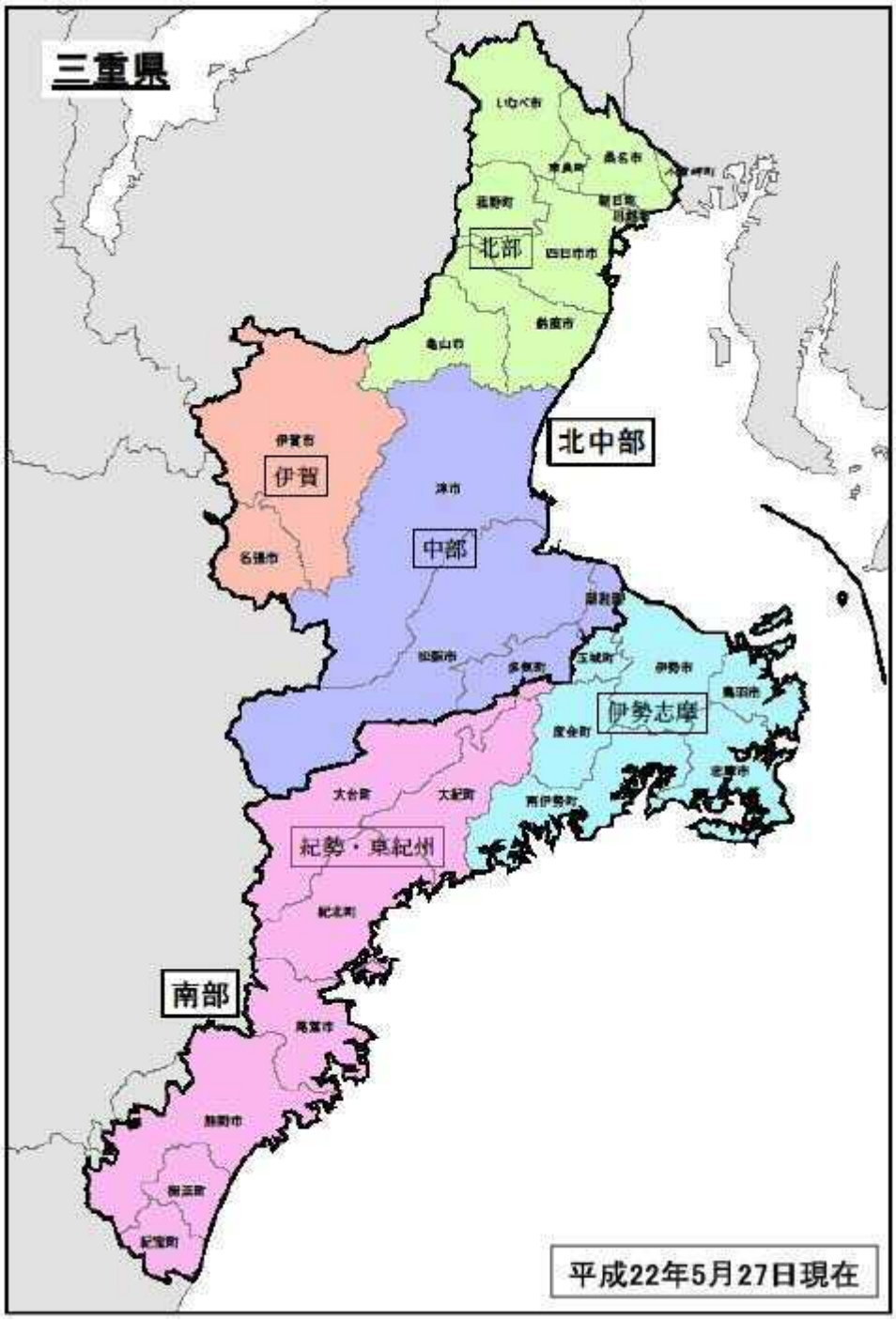

55　気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領（危機管理部）

1　目　的

この要領は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報、注意報及び情報並びに水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく洪水予報及び水防警報を迅速かつ確実に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止することを目的とします。

2　定　義

この要領において、警報、注意報、洪水予報、水防警報及び情報とは次のとおりです。

(1) 警報

警報とは、気象業務法に基づき、県内のどこかで重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合においては津地方気象台が、津波警報については気象庁本庁が、その旨を警告して行う予報をいいます。

(2) 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のどこかで災害の発生が予想される場合においては津地方気象台が、津波注意報については気象庁本庁が、この旨を注意して行う予報をいいます。

(3) 水防活動用予報及び警報

水防活動用予報及び警報とは、気象業務法に基づき、津地方気象台が気象、高潮及び洪水について水防活動の利用に適合するため発表する予報及び警報をいいます。

(4) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報です。

雲出川及び雲出古川、櫛田川については、津地方気象台と三重河川国道事務所が共同して発表します。

(5) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸又は湖沼において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については、知事又は知事の指定に基づき建設部長（緊急の場合においては土木事務所長）が水防を必要と認め警告を発するものをいいます。

(6) 情報

ア　情報とは、台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について一般の利用に供するため随時津地方気象台から発表するものをいいます。

イ　記録的短時間大雨情報は、県内で一時間に 120㎜ 以上の雨量をアメダス又は三重県で管理している雨量観測所で観測した場合、あるいは解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表します。

注）解析雨量とは、気象レーダーによる面的な雨量分布の情報とアメダス又は三重県で管理している雨量観測所から得られる各地点の雨量をもとに、1ｋｍ四方の細かい区域毎の推定雨量を解析したものです。

ウ　土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、三重県と津地方気象台が共同して発表しています。

3　情報の伝達

情報の収集伝達通信系統図は資料編に示します。

56　浸水想定区域内における要配慮者施設一覧（危機管理部）

No.	施設名	住所
1	みのり苑	一身田平野 362-1
2	みどり自由学園	乙部 33-5
3	三重ダルク	丸之内 1-16
4	若葉病院(医療法人愛誠会)	南中央 28-13
5	「つくしんぼの家一志」ｺﾐｭﾆﾃｨｰﾎｰﾑつくしんぼ	一志町庄村 491-2
6	特定非営利活動法人おもいやり介護の会つくしんぼ	一色町 240
7	特別養護老人ホームみえ愛の里	雲出本郷町 2128
8	あそか介護予防デイサービスセンター	寿町 7-11
9	ニチイケアセンター津	下弁財町津興 244
10	倉本病院デイサービスセンター津デイ	下弁財町津興 3040
11	特定非営利活動法人 シルバーサービス憩いの汀	海岸町 14 番 20 号
12	ケアパートナー株式会社　ケアパートナー津	江戸橋 2-109
13	梨花の里	香良洲町 6233 番地 4
14	特別養護老人ホーム　フルハウス（グループホームフルハウス通所サービス）	香良洲町 1990
15	社会福祉法人青松園	高洲町 15-43
16	地域総合ケアセンター第２通所介護センターシルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町 737
17	ニチイケアセンター八町	新町 2 丁目 8 番 12 号
18	津生協病院附属診療所	船頭町津興 3453
19	シルバータウン新町	南丸之内 7-12
20	若葉病院デイケア	南中央 28 番 13 号
21	特別養護老人ホーム　笑美の里	美杉町八知 729-1
22	憩いの汀Ⅱ	末広町 5-45
23	愛ケア	柳山津興 3306
24	なごやかデイサービスセンター	柳山津興 3308
25	デイサービス・あこぎ苑	柳山津興 363-26
26	ひびき	安東町 2682
27	わが家千里	河芸町上野 3887-1
28	あすか	高茶屋 1-15-36
29	流れぼし　一番ぼし　北斗	美杉町八知 310
30	サンフラワーコテージ	木造町 1803
31	医療法人緑の風グループホーム くつろぎの家	河芸町東千里 13-2
32	グループホーム レモンの里	神納町 418-1
33	ジョブパークみえ	阿漕町津興 205-2
34	グループホーム 潮風	阿漕町津興 214-2
35	安東苑	安東町 2004
36	かすみ園芸	安東町 2221
37	トライアングル	安東町 2476
38	安濃保育園	安濃町曽根 710-2
39	安濃幼稚園	安濃町内多 476
40	村主幼稚園	安濃町連部 91-5
41	愛の家グループホーム一志	一志町井生 220-1
42	高野保育園	一志町高野 1451
43	高岡幼稚園	一志町高野 1451
44	介護老人保健施設 万葉の里	一志町高野 236-5
45	小渕病院	一志町高野 254-1
46	大井幼稚園	一志町大仰 304
47	川合保育園	一志町八太 1017-1
48	川合幼稚園	一志町八太 1164-1
49	高田保育園	一身田町 280

No.	施設名	住所
50	高田ケアハウス	一身田町 277
51	岩崎病院(医療法人思源会)	一身田町 333
52	高田幼稚園	一身田町 746
53	志登茂保育園	一身田平野 361-1
54	雲出保育園	雲出伊倉津町 1473-3
55	風の子藤水保育園	雲出島貫町 1735-5
56	雲出幼稚園	雲出本郷町 1165
57	津老人保健施設 アルカディア	乙部 11-5
58	医療法人倉本病院 倉本内科病院	下弁財町津興 3040
59	医療法人緑の風老人保健施設　いこいの森	河芸町東千里 3-1
60	聖ヤコブ幼稚園	丸之内 34-16
61	吉田クリニック(医療法人社団壽康会)	栗真中山町 79-5
62	北立誠幼稚園	江戸橋 1-76-2
63	三重大学医学部附属病院(国立大学法人)	江戸橋 2-174
64	浜っ子幼児園（香良洲保育園、香良洲幼稚園）	香良洲町 5722
65	まつぼっくり作業所	香良洲町 5722
66	高齢者グループホーム あじさいの家	高洲町 17-17
67	高齢者グループホーム 水仙の家	高洲町 33-6
68	高洲保育園	高洲町 12-31
69	三重県視覚障害者支援センター	桜橋 2-131
70	南立誠幼稚園	桜橋 2-39
71	津市療育センター	桜橋 3-204
72	新町保育園	桜田町 7-1
73	乙部保育園	寿町 12-5
74	修成幼稚園	修成町 12-1
75	上浜保育園	上浜町 5-150
76	桃園幼稚園	新家町 873-1
77	さつき保育園	新町 1-8-13
78	新町幼稚園	新町 3-4-20
79	神戸幼稚園	神戸 332-1
80	医療法人 永井病院	西丸之内 29-29
81	津カトリック保育園	西丸之内 18-21
82	介護老人保健施設 万葉の里	船頭町津興 1721
83	小渕病院	船頭町津興 1691
84	大井幼稚園	相生町 77
85	川合保育園	大門１－３
86	川合幼稚園	中央 8-8
87	敬和幼稚園	中河原 445
88	藤水保育園	藤方 1531
89	藤水幼稚園	藤方 1627
90	清泉愛育園	南丸之内 8-61
91	清泉幼稚園	南丸之内 9-12
92	遠山病院(医療法人同心会)	南新町 17-22
93	津幼稚園	南新町 2-9
94	ぼだいじ保育園	南中央 10-18
95	安東幼稚園	納所町 234
96	ふたば幼稚園	白塚町 3647-1
97	ひかり保育園	半田 1442-1
98	八知保育園	美杉町八知 5516-1
99	武内病院(医療法人暲純会)	北丸之内 82
100	サンフラワーガーデン	木造町 1824

No.	施設名	住所
101	グループホーム おたっしゃ長屋	野田 165
102	グループホーム なのはな	柳山津興 3306
103	津ファクトリー河辺	河辺町 44-1
104	ケアホームたんぽぽ	乙部 2154
105	グループホームたんぽぽ	津興 140-6
106	グループホームとのむら	殿村 1553
107	みえ医療福祉生活協同組合あひる保育所	柳山津興 1535-15
108	津市障がい者相談支援センター	大門 7-15 津センターパレス 3F
109	津市ふれあい会館	本町 35-3
110	三重障害者職業センター	島崎町 327-1
111	三重大学教育学部附属特別支援学校	観音寺町 484
112	第二はなこま保育園	高茶屋小森上野町 778
113	デイサービスいきいきはうす	寿町 8-18
114	デイサービスクオーレ津新町	西丸之内 9-18
115	デイサービスクレイドル	白山町川口 3141
116	デイサービスセンター音色	観音寺町 64-7
117	デイサービスだんだん	一志町石橋 239-1
118	フラワーロード栄	栄町４丁目 185-1
119	みどり津デイサービスセンター	高茶屋小森町 132-6
120	ゆり形成内科整形	柳山津興 3306
121	デイリハセンターナゴミ	一志町片野 121 番地 9
122	かいま　デイサービスセンター	西古河町 24 番 21 号
123	加藤医院	藤方 1590-1
124	第二フルハウス　ショートステイセンター	香良洲町 3952 番地 1
125	第二岩崎病院	一身田町３８７番地
126	有料老人ホーム　エルダー	西丸之内 25-33
127	有料老人ホーム　ゆりの里	柳山津興 3307
128	有料老人ホーム　安心	下弁財町津興 3032
129	大園荘	大園町 4-29
130	ルミナスビレッジ曽根	大園町 4-29
131	ヴィーゲ	白山町川口 3141
132	いちしの里	一志町日置 46
133	住宅型有料老人ホーム虹	末広町 1039-2
134	あしびな	一志町八太 1671-2
135	スペース	小舟 393-7
136	ニチイケアセンター津中央	丸之内８番３号
137	デイサービス　いちごちゃん	末広町 1039 番地 3
138	デイサービス　花のんいちし	一志町田尻 543 番地 1
139	リハビリデイサービス　nagomi 江戸橋店	上浜町三丁目 15 番地 2
140	北郊デイサービスセンター	栗真中山町 84-2
141	高齢者介護ホームナゴミガーデン	一志町片野 367-1
142	サービス付き高齢者向け住宅「安濃津ろまん」(デイサービス　安濃津ろまん)	神戸 154-9

57　土砂災害の前兆現象（危機管理部）

種類	前　兆　現　象	説　　明
土石流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や渓流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩落や土石流が発生している場合は、隣接する渓流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立ち木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	渓流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	渓流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が渓流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に現象し始める	渓流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、渓流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	渓流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる減少。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様なにおい（土臭い、ものの焼けるようなにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする	渓流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのにおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。
	渓流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している	渓流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
	渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	渓流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
がけ崩れ	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ち出す	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異(移動)するとともに異常な音が発生する現象、崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧水がにごってきた、水の吹き出しがみられる	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象、斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	湧水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる	同　　上
地すべり	地鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の触れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が揺れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ﾌﾞﾛｯｸの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の緩みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変異が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の緩みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変更（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変異を生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩落が発生する現象。
	地下水の急激な変化（枯渇や急増）	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象、斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	地下水の濁り	同　　上
	湧水の流量の変化（枯渇や急増）	同　　上
	湧水の濁りの発生	同　　上
	新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力（滑動力）が増大する。

58　災害救助法による救助の程度と期間（危機管理部）

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

援助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 １人１日当たり 300 円以内 (加算額) 冬期（10 月～３月） 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から ７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　１戸当たりの規模は平均29.7㎡を基準とする。 ２　限度額１戸当たり2,387,000 円以内 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から 20 日以内着工	１　平均１戸当たり29.7 ㎡、2,387,000 円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を応急仮設住宅として設置できる。 ３　供与期間最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,010 円以内	災害発生の日から ７日以内	食料給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は 1/3 日）
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における 通常の実費	災害の発生の日から ７日以内	１　輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>援助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>被服、寝具
その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記の金額の範囲内</td><td>災害の発生の日から
10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上
1人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,300</td><td>22,300</td><td>32,800</td><td>39,300</td><td>49,800</td><td>7,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,600</td><td>37,000</td><td>51,600</td><td>60,400</td><td>75,900</td><td>10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,900</td><td>20,000</td><td>25,400</td><td>3,300</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>災害のため医療の途を失った者</td><td>1　救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害の発生の日から
14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等
使用した衛生材料等の実費
2　助産師
慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から
7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から
3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>災害のため住宅が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住屋が半壊した者</td><td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分
1世帯当たり
520,000円以内</td><td>災害発生の日から
1カ月以内</td><td></td></tr>
</table>

援助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会の届出又はその承認を受けて使用している教材実費代 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 ・小学校児童 １人当たり 4,100 円 ・中学校生徒 １人当たり 4,400 円 ・高等学校生徒 １人当たり 4,800 円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	・大人(12 歳以上) １体当たり 201,000 円以内 ・小人(12 歳未満) １体当たり 160,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	1　救護班 (洗浄、消毒等) 1 体当り 3,300 円以内 （一時保存） 死体一時収容のための既存建物借上費 通常の実費 既存の建物以外 1 体当り 5,000 円以内 2　救護班以外 当該地域の慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　検案は原則として救護班。救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

援助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
障害物の除去	災害によって居室、炊事場、玄関等に障害物（土石、竹木等）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することのできない者	1 世帯当り 134,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

援助の種類	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 19,300 円以内 薬剤師等 16,800 円以内 保健師、助産師、看護師 14,800 円以内 救急救命士 14,600 円以内 土木技術者、建築技術者 16,700 円以内 大工 16,400 円以内 左官 16,100 円以内 とび職 17,200 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

59　激甚災害に係る財政援助措置の対象一覧表（政策財務部）

1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

(2) 公共土木施設復旧事業関連事業

前号の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が 2/3 未満のもの。(道路、砂防を除く)

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4)公営住宅災害復旧事業

公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 8 条第 3 項の規定の適用を受ける公営住宅、及び同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第 40 条(昭和 25 年法律第 144 号)(地方公共団体が設置するもの)又は第 41 条(社会福祉法人又は日赤が設置するもの)の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別擁護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定により、県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設災害復旧事業

(9) 知的障害者援護施設災害復旧事業

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 19 条の規定により県又は市町村が設置した知的障害者援護施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条の規定により県が設置した婦人保健施設の災害復旧事業

(11) 堆積土砂排除事業

ア　公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法(政令)の定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するものとする。

イ　公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事

業

(12) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

2　農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産の災害復旧に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定措置」という。)第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率によりかさ上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1 か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について 1 か所の工事費用を 13 万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和 25 年法律第 169 号)(以下「天災融資法」という。)第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の 2 点の特別措置を行う。

ア　天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸し付けられる場合の貸付限度額について 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については 7 年とする。

イ　政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3　中小企業に関する特別助成

(1) 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)による災害関係保証の特別措置

ア　激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証を別枠として設ける。

イ　災害関係保証の保険についてのてん補率を 100 分の 70 から 100 分の 80 まで引き上げる。

(2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸し付けた貸付金について、県は償還期間を 2 年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸し付ける。また、中小企業金融公

庫及び国民金融公庫においても低利融資を行う。

4　その他の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助事業の対象となるものは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに 20 万円以上が対象となる。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する一つの学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒又は学生の数で除して得た額が 750 万円以上で、1 つの学校について、幼稚園は 60 万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校は 90 万円以上、小、中学校は 150 万円以上、高等学校は 210 万円以上、短大は 240 万円以上、大学は 300 万円以上の場合である。

(3) 日本私学振興財団の業務の特例

(4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例

(5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた 3 倍に相当する金額を、県に対して貸し付ける。

(6) 水防資機材費の補助の特例

次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。

ア　県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、100 万円を越える県の区域

イ　水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、20 万円をこえる水防管理団体の区域。なお、補助率は 2／3 である。

(7) り災者公営住宅建設資金の特例

(8) 産業労働者住宅建設資金の特例

(9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(10) 雇用保険法第 10 条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業等給付金の支給

60　応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等

（危機管理部、総務部、水道局、消防本部）

	要請の種別	要請に伴う付記事項	経費負担
応援・応急措置	1　県への応援要請 （災害対策基本法第 68 条）	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所	要請者
	2　他の市町村への応援要請 （災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定）	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容 （必要とする応急措置内容） (6) その他必要な事項	要請者
	3　他の消防機関への要請 （三重県内消防相互応援協定 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定）	(1) 災害の状況 (2) 人的、物的被害状況 (3) 気象、地形、市街地、進入経路状況 (4) 応援希望部隊名 (5) 他の応援要請状況 (6) その他必要事項	人件費等の経常経費及び公務災害補償費は応援市町村の負担とし、これ以外の経費については要請市町村等の負担とします。
	4　緊急消防援助隊の要請 （消防組織法第 44 条）	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、設備等の種類及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容 （必要とする応急措置等） (6) その他必要な事項	国の指示を受けて出動した場合の人件費等については政令に従い国が負担します。 それ以外の出動の場合は、公務災害補償費に要する費用等を除き要請者が負担します。
	5　防災ヘリコプターの要請 （三重県防災ヘリコプター応援協定）	(1) 災害の種別 (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状況 (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡方法 (5) 飛行場以外の離着陸の所在地及び地上支援体制 (6) 応援に要する資機材の品目及び数量 (7) その他必要な事項	応援者
職員の派遣・斡旋	6　県への指定地方行政機関または他自治体の職員の派遣の斡旋要請 （災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17）	(1) 派遣の斡旋を求める理由 (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件	他自治体から派遣を受けた場合は災害対策基本法施行令第 18 条に基づく所定の方法による。指定公共機関等から派遣を受けた場合は、各計画に定めるもののほかはその都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うこととします。

61　災害救助法の適用基準（危機管理部）

［災害救助法の適用基準］

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失した世帯の数	市　100 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 1 号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県　1,500 世帯以上 かつ　市　50 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 2 号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県　7,000 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 3 号
(4)災害が隔絶した地域で発生したもである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注 1）	第 1 条第 1 項 第 3 号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れがある場合	（知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある）	第 1 条第 1 項 第 4 号

（注 1）については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要があります。

住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯としますが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもってそれぞれ住家が滅失した一の世帯とみなします。

62　被害状況報告基準（危機管理部）

被害項目			報　告　基　準
人的被害	死　者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者 （重傷者） （軽傷者）		災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住　家		現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	世　帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	全　壊 （全　焼）		住家がその居住するための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的に住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半　壊 （半　焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部破損		住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のものは除く。
	床上浸水		全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害			非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用、又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田畑被害	流失 埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設をいう。
	道　路		「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋りょう		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河　川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

被害項目		報　告　基　準
	砂　防	「砂防」とは、砂防法第１条に規定する砂防施設及び同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄　道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電　話	「電話」とは、通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電　気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水　道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガ　ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

注１：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物、又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として、算定するものとする。

注２：損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変形を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

注３：主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

63　被害状況報告様式（別表１）（危機管理部）

〔災害概況速報〕

報告日時	
市町村名	
報　告　者	

災害名　　（第　　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="2"></td><td>発生日時</td><td colspan="2">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者　　人</td><td>不明　　人</td><td rowspan="2">住家</td><td>全壊　　棟</td><td>一部損壊　　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者　　人</td><td>計　　人</td><td>半壊　　棟</td><td>床上浸水　　棟</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>応急対策の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

64　被害状況報告様式（別表２）（危機管理部）

〔被害状況速報〕

都道府県		区　　分		被　　害
災害名 報告番号	災　害　名 第　　報 （　月　日　時　現在）	田	流失・埋没 ha	
			冠水 ha	
		畑	流失・埋没 ha	
			冠水 ha	
報　告　者		その他	文教施設	箇所
			病院	箇所
区　　分	被　　害		道路	箇所
人的被害 死者	人		橋りょう	箇所
行方不明者	人		河川	箇所
負傷者 重傷	人		港湾	箇所
負傷者 軽傷	人		砂防	箇所
住家被害 全壊	棟		清掃施設	箇所
全壊	世帯		崖くずれ	箇所
全壊	人		鉄道不通	箇所
半壊	棟		被害船舶	隻
半壊	世帯		水道	戸
半壊	人		電話	回線
一部破損	棟		電気	戸
一部破損	世帯		ガス	戸
一部破損	人		ブロック塀等	箇所
床上浸水	棟			
床上浸水	世帯			
床上浸水	人			
床下浸水	棟		り災世帯数	世帯
床下浸水	世帯		り災者数	人
床下浸水	人	火災発生	建　物	件
非住家 公共建物	棟		危険物	件
非住家 その他	棟		その他	件

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="2">被　　害</td><td rowspan="7">災害対策本部等の設置状況</td><td>都道府県</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">市町村</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他公共施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法摘要市町村名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td colspan="2">団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

※　被害額は省略することができるものとする。

65　被害状況報告様式（別表３）（危機管理部）

被 害 速 報 送 受 信 票

人 的 被 害 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	原　　因	年齢 性別	状況	氏　名 職　業	住　　所

住 家 等 被 害 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	原　　因	種別 その他	棟数	世帯数	人数	状　　況

避 難 の 状 況

発生（覚知）日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

市 町 村 道 路 通 行 止 め の 状 況

発生（覚知）日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込み日時	原　　因	摘　　要

道 路 情 報

発生（覚知）日時	番号	道路管理者 路線名	箇所名 （規制区間）	規制原因 規制内容	規制（災害） 解除見込日時	迂回路有無 迂回路線名	摘　　要

交 通 機 関 の 状 況

発生（覚知）日時	名　　称	運休区間	復旧見込日時	原　　因	摘　　要

地 す べ り ・ 山 （ 崖 ） 崩 れ の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	状　　況	人的（家屋）被害の有無	摘　　要

ラ イ フ ラ イ ン の 状 況

発生（覚知）日時	名　　称	発生地域	原　　因	戸数	状　　況	復旧 見込時間	摘　　要

水 道 被 害 の 状 況

発生（覚知）日時	発生地域	原　　因	戸数	状　　況	復旧 見込時間	摘　　要

火 災 の 状 況

発生（覚知）日時	発生地域	火　災　の　状　況	火災件数	摘　　要

船 舶 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	船舶名	沈没	流出	破損	摘　　要

田 畑 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	田（ha）		畑（ha）		原　　因	摘　　要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

そ の 他 の 状 況

発生（覚知）日時	名　　称	発生場所	原　　因	状　　況	摘　　要

66　緊急輸送道路（建設部）

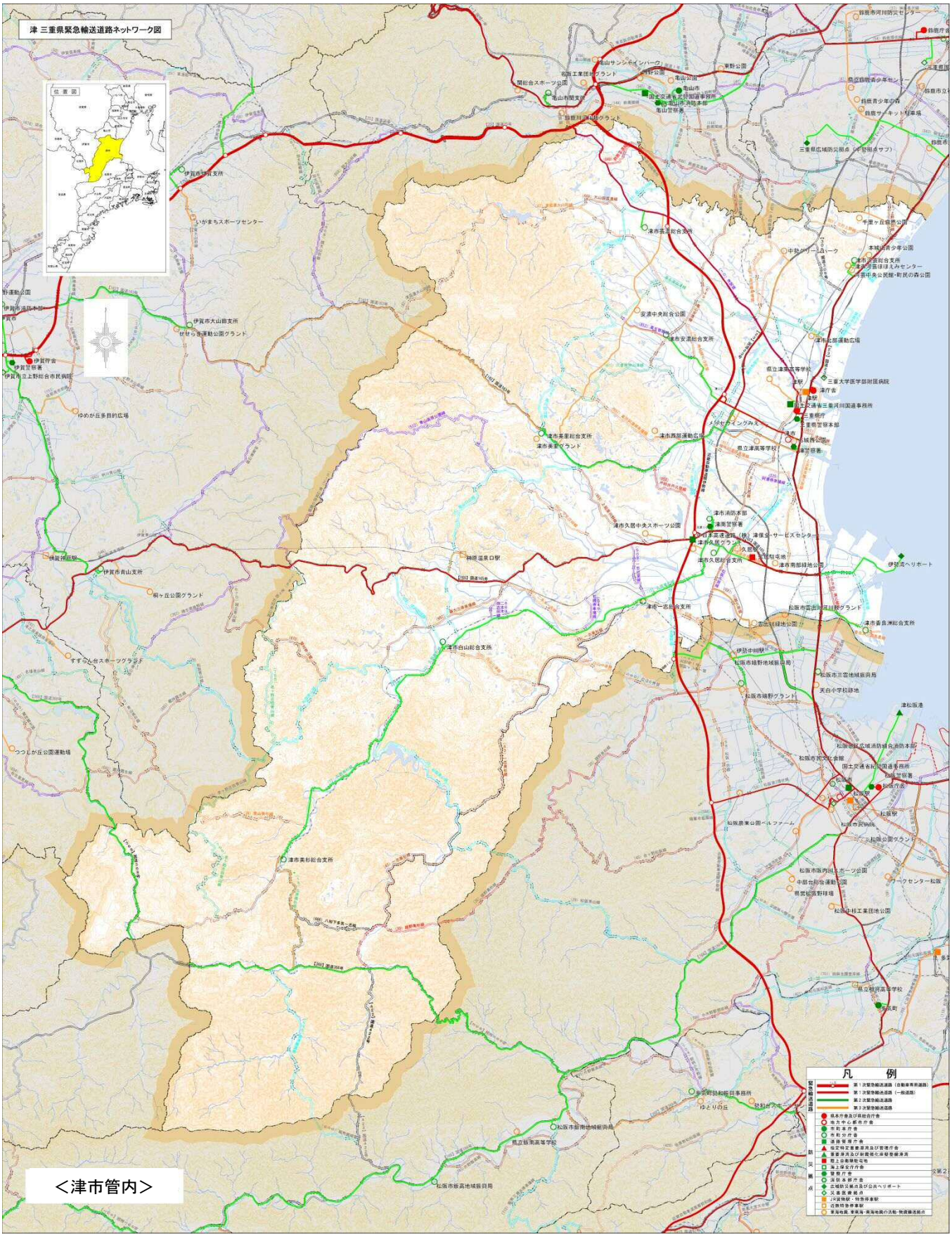

緊急輸送道路（津管内）

三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 22 年 3 月三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会作成）より抜粋

緊急輸送道路	道路種別	路線番号	路線名	区間		連絡路線（拠点）名	
				起　点	終　点	起　点	終　点
第一次	一般国道（国管理）	23	一般国道 23 号	木曽崎町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	（主）伊勢磯部線
第一次	一般国道（国管理）	23	一般国道 23 号（中勢 BP）	津市大里窪田町	津市納所町	（主）津関線	（主）津芸濃大山田線
第一次	一般国道（県管理）	165	一般国道 165 号	名張市安部田	津市雲出本郷町	奈良県境	一般国道 23 号
第一次	主要地方道	10	津関線	津市広明町	津市芸濃町楠原	一般国道 23 号	名阪国道
第一次	主要地方道	42	津芸濃大山田線	津市丸之内	津市一色町	一般国道 23 号	伊勢自動車道
第一次	一般県道	114	上浜高茶屋久居線	津市上浜町	津市上浜町	一般国道 23 号	三重県津庁舎
第一次	一般県道	114	上浜高茶屋久居線	津市高茶屋小森町	津市久居新町	一般国道 165 号	陸上自衛隊久居駐屯地
第二次	一般国道（国管理）	23	一般国道 23 号（中勢 BP）	津市納所町	津市野田	（主）津芸濃大山田線	一般国道 163 号
第二次	一般国道（県管理）	163	一般国道 163 号	津市美里町三郷	津市野田	津市美里総合支所	一般国道23号中勢 BP
第二次	主要地方道	15	久居美杉線	津市久居射場町	津市美杉町八知	一般国道 165 号	津市美杉総合支所
第二次	主要地方道	24	松阪久居線	津市久居新町	津市久居万町	（一）上浜高茶屋久居線	（主）久居美杉線
第二次	主要地方道	42	津芸濃大山田線	津市一色町	津市安濃町曽根	伊勢自動車道	（一）草生曽根線
第二次	主要地方道	55	久居河芸線	津市久居明神町	津市久居明神町	一般国道 165 号	津市消防本部
第二次	主要地方道	67	一志嬉野線	津市一志町小山	津市一志町小山	（一）天花寺一志嬉野インター線	伊勢自動車道
第二次	一般県道	145	天花寺一志嬉野インター線	松阪市嬉野天花寺町	津市一志町小山	（主）松阪一志線	（主）一志嬉野線
第二次	一般県道	575	香良洲公園島貫線	津市香良洲町	津市雲出島貫町	津市香良洲総合支所	一般国道 23 号
第二次	一般県道	653	草生曽根線	津市安濃町東観音寺	津市安濃町曽根	津市安濃総合支所	（主）津芸濃大山田線
第二次	一般県道	664	垣内御城線	津市白山町川口	津市白山町川口	（主）久居美杉線	津市白山総合支所
第二次	一般県道	754	津香良洲線	津市雲出本郷町	津市雲出伊倉津町	一般国道 23 号	市道久居伊倉津線
第二次	一般県道	776	久居停車場津線	津市久居新町	津市久居新町	（一）上浜高茶屋久居線	一般国道 165 号
第二次	市町道		津駅見当山線	津市広明町	津市広明町	（主）津関線	三重河川国道事務所
第二次	市町道		栄町観音寺町線	津市栄町	津市栄町	一般国道 23 号	三重県警察本部
第二次	市町道		西丸之内第 1 号線	津市丸之内	津市丸之内	一般国道 23 号	津警察署
第二次	市町道		久居伊倉津線	津市雲出伊倉津町	津市雲出伊倉津町	（一）津香良洲線	臨港道路・伊倉津 1 号線
第二次	市町道		寺町元町線	津市久居寺町	津市久居東鷹跡町	（主）松阪久居線	津市久居総合支所

緊急輸送道路	道路種別	路線番号	路線名	区間		連絡路線（拠点）名	
				起　点	終　点	起　点	終　点
第二次	市町道		中瀬北黒田線	津市河芸町中瀬	津市河芸町浜田	一般国道 23 号	市道一色浜田線
第二次	市町道		一色浜田線	津市河芸町浜田	津市河芸町浜田	市道中瀬北黒田線	津市河芸総合支所
第二次	市町道		椋本安西線	津市芸濃町椋本	津市芸濃町椋本	（主）津関線	津市芸濃総合支所
第二次	市町道		三郷樫木原線	津市美里町三郷	津市美里町三郷	一般国道 163 号	津市美里総合支所
第二次	その他道路		臨港道路・伊倉津１号線（津松阪港）	津市雲出鋼管町	津市雲出鋼管町	市道久居伊倉津線	伊勢湾ヘリポート
第三次	一般国道（国管理）	23	一般国道 23 号（中勢 BP）	津市大里窪田町	津市河芸町南黒田	（主）津関線	市道サイエンスシティ中央線
第三次	一般国道（県管理）	163	一般国道 163 号	伊賀市平田	津市美里町三郷	伊賀市大山田支所	津市美里総合支所
第三次	一般国道（県管理）	163	一般国道 163 号	津市野田	津市丸之内	一般国道23号中勢 BP	一般国道 23 号
第三次	主要地方道	10	津関線	津市芸濃町楠原	亀山市関町木崎	名阪国道	一般国道 1 号
第三次	主要地方道	15	久居美杉線	津市美杉町八知	津市美杉町奥津	津市美杉総合支所	一般国道 368 号
第三次	主要地方道	19	津停車場線	津市羽所町	津市栄町	津駅	一般国道 23 号
第三次	主要地方道	28	亀山白山線	津市白山町佐田	津市白山町中ノ村	市道佐田停車場線	一般国道 165 号
第三次	一般県道	410	草生窪田津線	津市栗真中山町	津市栗真中山町	津市北部運動公園	一般国道 23 号
第三次	一般県道	653	草生曽根線	津市安濃町草生	津市安濃町東観音寺	市道グリーンロード線	津市安濃総合支所
第三次	一般県道	657	家所阿漕停車場線	津市片田志袋町	津市片田志袋町	津市西部運動公園	一般国道 163 号
第三次	市町道		東千里千里ヶ丘線	津市河芸町東千里	津市河芸町久知野	一般国道 23 号	千里ヶ丘自然公園
第三次	市町道		新上野浜田線	津市河芸町上野	津市河芸町一色	一般国道 23 号	本城山青少年公園
第三次	市町道		サイエンスシティ中央線	津市河芸町南黒田	津市あのつ台	一般国道23号中勢 BP	中勢グリーンパーク
第三次	市町道		津駅見当山線	津市広明町	津市一身田上津部田	三重河川国道事務所	市道大谷町西第 3 号線
第三次	市町道		大谷町西第３号線	津市一身田上津部田	津市一身田上津部田	市道津駅見当山線	県立津東高等学校
第三次	市町道		北河路橋安東小学校線	津市北河路町	津市納所町	メッセウイングみえ	（主）津芸濃大山田線
第三次	市町道		グリーンロード線	津市芸濃町椋本	津市美里町足坂	（主）津関線	一般国道 163 号
第三次	市町道		本町西鷹跡町線	津市久居西鷹跡町	津市久居西鷹跡町	（主）久居美杉線	津市久居グランド
第三次	市町道		羽野 19 号線	津市久居戸木町	津市久居戸木町	市道羽野20号線	津市久居中央スポーツ公園
第三次	市町道		羽野 20 号線	津市久居戸木町	津市久居戸木町	一般国道 165 号	市道羽野19号線
第三次	市町道		佐田停車場線	津市白山町佐田	津市白山町佐田	榊原温泉口駅	（主）亀山白山線

67　災害対策関係機関一覧表（危機管理部）

機　関　名	所　在　地	電　　話
【国の機関及び指定地方行政機関等】		
内閣府	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号	03-5253-2111
総務省	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号	03-5253-5111
文部科学省	東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号	03-3581-4211
国土交通省	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号	03-3580-4311
厚生労働省	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号	03-5253-1111
農林水産省	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号	03-3502-8111
消防庁	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号	03-5253-7527
財務省東海財務局津財務事務所	津市桜橋2丁目129番地	059-225-7221
東海農政局津地域センター	津市広明町415番地の1	059-228-3151
四日市海上保安部	四日市市千歳町5-1	059-357-0118
津地方気象台	津市島崎町327番地の2	059-228-6818
三重労働局	津市島崎町327番地の2	059-226-2107
中部地方整備局三重河川国道事務所	津市広明町297番地	059-229-2211
【指定公共機関】		
西日本電信電話株式会社三重支店	津市丸之内28番38号	059-223-9330
日本銀行名古屋支店	名古屋市中区錦2-1-1	052-222-2000
日本赤十字社三重県支部	津市栄町1丁目891番地	059-227-4145
日本放送協会津放送局	津市丸之内養正町4番8号	059-229-3010
中日本高速道路株式会社	名古屋市中区錦2-18-19	052-222-1881
東海旅客鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅1丁目3番4号	052-564-2396
東海旅客鉄道株式会社津駅	津市羽所町1191-1	059-228-2009
日本貨物鉄道株式会社東海支社	愛知県稲沢市駅前1丁目9番3号	0587-24-3709
中部電力株式会社津営業所	津市丸之内2番21号	059-246-6712
日本郵便株式会社東海支社	名古屋市中区丸の内3丁目2番5号	052-963-6202
東邦ガス株式会社津営業所	津市南丸之内4-10	059-228-7224
【指定地方公共機関】		
公益社団法人津地区医師会	津市島崎町97-1	059-227-1775
公益社団法人久居一志地区医師会	津市久居本町1400-2	059-255-3155
三重交通株式会社中勢営業所	津市あのつ台4丁目1-1	059-233-3501

機　関　名	所　在　地	電　　話
日本通運株式会社津支店	津市羽所町 382 番地	059-228-2131
社団法人三重県トラック協会	津市桜橋 3 丁目 53-11	059-227-6767
近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町 6 丁目 1 番 55 号	06-6775-3357
近畿日本鉄道株式会社　津駅	津市羽所町 242	059-228-2462
伊勢鉄道株式会社（本社）	鈴鹿市桜島町 1-20	059-383-2112
社団法人三重県エルピーガス協会	津市柳山津興 369 番地の 2	059-227-6238
【警察関係】		
津警察署	津市丸之内 22 番 1 号	059-213-0110
津南警察署	津市久居明神町 2501 番地 1	059-254-0110
【自衛隊】		
陸上自衛隊第 33 普通科連隊	津市久居新町 975 番地	059-255-3133
【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】		
(社)三重県建設業協会津支部	津市島崎町 283 番地の 2	059-227-0267
(社)三重県建設業協会一志支部	津市久居北口町 36-1	059-256-5777
津市水道指定事業者協同組合	津市殿村 121-1	059-237-2051
株式会社ＺＴＶ	津市あのつ台 4 丁目 7-1	059-236-5111
津商工会議所	津市丸之内 29-14	059-228-9141
津市社会福祉協議会	津市大門 7-15	059-213-7111
【県関係】		
津地域防災総合事務所(地域調整防災室)	津市桜橋 3 丁目 446 番地の 34	059-223-5300
三重県防災対策部	津市広明町 13 番地	059-224-2189
三重県県土整備部	〃	059-224-2683
鈴鹿建設事務所	鈴鹿市西条 5 丁目 117 番	059-382-8680
津建設事務所	津市桜橋 3 丁目 446 番地の 34	059-223-5200
【市関係】		
津市役所（危機管理部）	津市 西丸之内 23-1	059-229-3104
久居総合支所　（地域振興課）	久居東鷹跡町 246	059-255-8816
河芸総合支所　（地域振興課）	河芸町浜田 808	059-244-1700
芸濃総合支所　（地域振興課）	芸濃町椋本 6141-1	059-266-2510
美里総合支所　（地域振興課）	美里町三郷 48-1	059-279-8111
安濃総合支所　（地域振興課）	安濃町東観音寺 483	059-268-5511
香良洲総合支所（地域振興課）	香良洲町 1878	059-292-4374
一志総合支所　（地域振興課）	一志町田尻 593-2	059-293-3000
白山総合支所　（地域振興課）	白山町川口 892	059-262-7011
美杉総合支所　（地域振興課）	美杉町八知 5828-1	059-272-8080

機　関　名	所　在　地	電　　話
四日市市役所　（危機管理室）	四日市市諏訪町 1 番 5 号	059-354-8119
伊勢市役所　（危機管理課）	伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号	0596-21-5523
松阪市役所　（安全防災課）	松阪市殿町 1340 番地 1	0598-53-4034
桑名市役所　（防災対策課）	桑名市中央町 2 丁目 37 番地	0594-24-1185
伊賀市役所　（総合危機管理室）	伊賀市上野丸之内 116 番地	0595-22-9640
鈴鹿市役所　（防災安全課）	鈴鹿市神戸 1 丁目 18 番 18 号	059-382-9968
名張市役所　（危機管理室）	名張市鴻之台 1 番町 1 番地	0595-63-7271
尾鷲市役所　（防災危機管理室）	尾鷲市中央町 10 番 43 号	0597-23-8118
亀山市役所　（危機管理局）	亀山市本丸町 577 番地	0595-84-5035
鳥羽市役所　（総務課）	鳥羽市鳥羽 3 丁目 1 番 1 号	0599-25-1118
熊野市役所　（防災対策推進課）	熊野市井戸町 796 番地	0597-89-4111
いなべ市役所　（総務課）	いなべ市員弁町笠田新田 111 番地	0594-74-5805
志摩市役所　（地域防災室）	志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22	0599-44-0203
【消防関係】		
津市消防本部	津市久居明神町 2276 番地	059-254-0119
四日市市消防本部	四日市市西新地 14 番 4 号	059-356-2002
菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田 4418	059-394-3211
松阪地区広域消防組合消防本部	松阪市川井町 1001 番地の 1	0598-25-0119
伊勢市消防本部	伊勢市神田久志本町 1436 番地の 1	0596-25-1261
桑名市消防本部	桑名市大字江場 7 番地	0594-24-0119
伊賀市消防本部	伊賀市平野山之下 380 番の 5	0595-24-9100
鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町 217 番地の 1	0593-82-0500
亀山市消防本部	亀山市野村 4 丁目 1 番 23 号	0595-82-0244
三重紀北消防組合消防本部	尾鷲市中川 28 番 43 号	0597-22-2021
名張市消防本部	名張市鴻之台 1 番町 2 番地	0595-63-0999
鳥羽市消防本部	鳥羽市船津町 281 番地	0599-25-2821
熊野市消防本部	熊野市有馬町 1365 番地の 1	0597-89-0119
紀勢地区広域消防組合消防本部	多気郡大台町佐原 754 番地	0598-82-3611

平成２６年度　津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

<table>
<tr><th>番号</th><th>頁</th><th>行</th><th>修　正　後</th><th>修　正　前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td>15</td><td>この計画は、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって災害に対処するための基本的な計画です。
（中略）
なお、各機関はこの計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図ります。
また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。</td><td>この計画は、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって災害に対処するための基本的な計画です。
（中略）
なお、各機関はこの計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図ります。
（記載なし）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>2</td><td>22</td><td>［注記］
要配慮者　　高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といいます。
避難行動要支援者　　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。</td><td>［注記］
災害時要援護者　　必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、難病を抱える人、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>6</td><td>表中</td><td>４　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店</td><td>（省略）</td></tr></table></td><td>４　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>株式会社ＮＴＴドコモ東海支社</td><td>（省略）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>7</td><td>表中</td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式</td><td>（省略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式</td><td>（省略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>頁</th><th>行</th><th>修　正　後</th><th>修　正　前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>会社、日本貨物鉄道株式会社東海支社</td><td>会社、日本貨物鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td>5</td><td>7</td><td>表中</td><td>機関名：日本郵便株式会社東海支社
処理すべき事務又は業務：
(1)（省略）
(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基き、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</td><td>機関名：日本郵便株式会社
処理すべき事務又は業務：
(1)（省略）
(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付します。
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。
エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基き、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>8</td><td>表中</td><td>機関名：土地改良区、水利組合等
処理すべき事務又は業務：（省略）</td><td>機関名：土地改良区
処理すべき事務又は業務：（省略）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>8</td><td>表中</td><td>機関名：自主防災組織、自治会等
処理すべき事務又は業務：
(1) 地域における災害予防に関すること
(2) 避難時における地域活動に関すること
(3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること</td><td>機関名：自主防災組織、自治会等
処理すべき事務又は業務：
(1) 地域における災害予防に関すること。
(2) 避難時における地域活動に関すること。
(3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。</td></tr>
</table>

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
8	10	31	３ 気 候 　秋は特徴として秋霖（秋の長雨）が現われ、梅雨のような日が続くことがありますが、11 月にもなるとすがすがしい秋晴となり、急速に冷気を帯びる日が訪れます。 　（以下略）	３ 気 候 　秋は特徴として秋霖（秋の長雨）が現われ、梅雨のようなうっとうしい日が続くことがありますが、11 月にもなるとすがすがしい秋晴となり、急速に冷気を帯びる日が訪れます。 　（以下略）
9	17	14	３ 総合的な治水対策の推進 　雨水の流出抑制対策を多面的に行い、総合的な治水対策を推進するため、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、道路における浸透ますや透水性舗装など雨水の地下浸透施設及び各戸における雨水貯留や雨水の再利用施設の普及を促進します。 また、市が管理する地下道等で冠水する危険性の高い箇所については、排水ポンプを設置するなど、道路交通の安全性の確保を図ります。 　開発行為に対しては、適切な土地利用を規制、誘導するとともに、雨水対策としては、調整池等の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を図ります。	３ 総合的な治水対策の推進 　雨水の流出抑制対策を多面的に行い、総合的な治水対策を推進するため、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、道路における浸透ますや透水性舗装など雨水の地下浸透施設及び各戸における雨水貯留や雨水の再利用施設の普及を促進します。 （記載なし） 　開発行為に対しては、適切な土地利用を規制、誘導するとともに、雨水対策としては、調整池等の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を図ります。
10	19	15	５ 土砂災害に関する情報の把握 （削除）	５ 土砂災害に関する情報の把握 （省略）
11	20	1	第４節　土砂災害対策 別紙１のとおり	（記載なし）
12	22	1	第５節　土砂災害警戒区域への対策 別紙２のとおり	（記載なし）
13	26	12	３　海岸保全施設の整備促進 　海岸保全施設は、昭和 34 年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。	３　海岸保全施設の整備促進 　海岸保全施設は、昭和３４年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
14	34	4	３　監視・警戒体制の整備 　林野火災防止のため、山地防災ヘルパー等の巡視制度及び火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の整備に努めます。 　火災が発生するおそれが大きいと認められる山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ、喫煙を制限します。 　特に、火災警報発令時においては、監視・警戒体制を強化するとともに、津市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は火の使用制限を徹底するなど万全の方策を推進します。	３ 監視・警戒体制の整備 　林野火災防止のため、山地防災ヘルパー等の巡視制度及び火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の整備に努めます。 　火災が発生するおそれが大と認められる山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ、喫煙を制限します。 特に、火災警報発令時においては、監視・警戒体制を強化するとともに、津市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は火の使用制限を徹底するなど万全の方策を推進します。
15	39	7	３　防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）	３　防災に関する広報の実施（危機管理部）
16	49	1	第７節　災害時における要配慮者への対策 （別紙３のとおり）	第７節　災害時要援護者対策 （省略）
17	55	1	２　被害の及ぶ範囲の公表（危機管理部、各総合支所） 　防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲（中略）努めます。 また、水防法の適用されない中小河川についても、地域と協議を行い浸水想定区域を指定し、公表するように努めます。	２　被害の及ぶ範囲の公表（危機管理部） 　防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲（中略）努めます。 （記載なし）

<table>
<tr><th>番号</th><th>頁</th><th>行</th><th>修　正　後</th><th>修　正　前</th></tr>
<tr><td>18</td><td>55</td><td>表中</td><td>［三類型の避難勧告等一覧］
<table>
<tr><th></th><th>発令時の状況</th><th>居住者等に求められる行動</th></tr>
<tr><td>避難準備情報</td><td>省略</td><td>省略</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>省略</td><td>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
・避難場所への移動が困難だと判断される場合は、安全な場所への移動（近隣の高い建物等）、自宅に留まる「待避」や屋内の２階以上に移動する「垂直避難」の行動を開始</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>省略</td><td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了
・未だ避難していない対象住民は、自宅に留まる「待避」や屋内の２階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動</td></tr>
</table>
（削除）</td><td>［三類型の避難勧告等一覧］
<table>
<tr><th></th><th>発令時の状況</th><th>居住者等に求められる行動</th></tr>
<tr><td>避難準備情報</td><td>省略</td><td>省略</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>省略</td><td>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>省略</td><td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了
・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td></tr>
</table>
※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもあります。</td></tr>
<tr><td>19</td><td>56</td><td>1</td><td>４　判断基準等及び避難対象地区等
（別紙４のとおり）</td><td>４　判断基準等及び避難対象地区等
（省略）</td></tr>
<tr><td>20</td><td>59</td><td>5</td><td>１　危険性の事前周知
(1) 河川管理者は、氾濫危険水位（危険水位）や避難判断水位（特別警戒水位）などの河川の水位に関する情報を防災関係機関に提</td><td>１　危険性の事前周知（危機管理部）
(1) 防災施設管理者は、氾濫危険水位（危険水位）や避難判断水位（特別警戒水位）などの河川の水位に関する情報を防災関係機関</td></tr>
</table>

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			供します。	に提供します。
21	59	9	2　緊急時の情報提供 (1) 防災施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある時は、必要な水位情報等を防災関係機関に通知します。 (2) 防災施設管理者や市は、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始を読み取れる設備等の整備を進めます。	2　緊急時の情報提供 (1) 防災施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある時は、必要な水位情報等を防災関係機関に通知します。 (2) 防災施設管理者は、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始を読み取れる設備等の整備を進めます。
22	60	21	2　避難場所の情報提供 (2) 情報提供の内容 ア 指定避難所の所在地・名称 イ 指定緊急避難場所（一時避難場所）の所在地・名称	2　避難場所の情報提供 (2) 情報提供の内容 ア 避難所の所在地・名称 イ 一時避難場所の所在地・名称
23	65	4	3　関係機関との連携 市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署や防災施設の管理者等の関係機関と必要な連携を行います。	3 警察署との連携 市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署と必要な連携を行います。
24	66	5	1 一時的な避難体制の整備 (1) 緊急一時的な避難ができる施設を指定緊急避難場所に指定します。 災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。 また、既に指定している一時避難場所については、指定緊急避難場所の指定基準に基づいて見直します。 なお、指定緊急避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。 ≪指定緊急避難場所の選定基準≫ ア～ウ　（省略） エ　浸水が予測されている施設は、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。	1 一時的な避難体制の整備 (1) 避難場所の選定基準 （記載なし） ア～ウ　（省略） （記載なし）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			オ　（省略）	エ　（省略）
25	67	21	２　長期的な避難体制の整備 　市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年８月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。	２　長期的な避難体制の整備 　市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成２５年８月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。
26	67	22	(1) 一定期間の避難生活ができる施設を指定避難所に指定します。 　被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、災害対策基本法第 49 条の７の規定に基づく指定避難所（以下「避難所」という。）として指定します。 　なお、同法 49 条の８の規定に基づき、指定の対象となる施設が、指定緊急避難場所と避難所の双方の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができるものとします。 ≪避難所の選定基準≫ ア　崩壊のおそれのない安全な建物で、災害による影響が比較的少なく、かつ、車両による物資の輸送が容易な場所に立地していること。 イ　（省略） ウ　物資の受入、配布が可能なスペースを有していること。 エ　（省略） オ　出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ファクスの設置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。	(1) 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に指定します。 ≪長期的な避難所の選定基準≫ ア　崩壊のおそれのない安全な建物であること。 イ　（省略） 　（記載なし） ウ　（省略） エ　出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ＦＡＸの設置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。
27	67	35	(2) 避難所要員の役割 ア　避難所要員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所をただちに開設できるよう準備をしておくこと。 イ　職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む避難所への複数の交通手段を確保して	（記載なし）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			おくこと。 ウ　グループにより複数の避難所を担当する場合は、事前にグループにおいて、避難所の開設方法等を事前に取り決めておくこと。 エ　職員は、年度当初に避難所の備蓄品について、備蓄場所、備蓄品目、数量を確認すること。備蓄品目、数量に不足がある場合は、危機管理部に連絡し、速やかに補充すること。 オ　職員は、施設管理者と鍵の管理や避難所の運営等について、事前に確認及び協議をしておくこと。 (3)　（省略） (4)　（省略） (5)　（省略）	(2)　（省略） (3)　（省略） (4)　（省略）
28	70	7	1　自主防災拠点の整備（危機管理部） 市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として位置づけ、救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。また、だれもが使用しやすい防災資機材などの情報提供に努めます。	1　自主防災拠点の整備（危機管理部） 市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として位置付け、救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。また、だれもが使用しやすい防災資機材などの情報提供に努めます。
29	71	12	(2) 市長（本部長）の代理 市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代理します。	(2) 市長（本部長）の代行 市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代行します。
30	71	16	(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア　設置 (ｱ) 津市に暴風・暴風雪警報・大雨・大雪警報・洪水警報・高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。 (ｲ) 津市に大雨特別警報・暴風特別警報・高潮特別警報・波浪特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報のいずれかが発表されたとき。 (ｳ) 竜巻、地すべりその他異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長が（本部長・水防管理者）が必要と認めた	（３）災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア　設置 (ｱ) 津市に暴風警報・大雨警報・洪水警報・高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。 (ｲ) 異常な自然現象又は人為的な原因による災害が発生するおそれ又は発生したとき。 (ｳ) その他市長が必要と認めたとき。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			とき。 イ　廃止 (ｱ) 津市に発表されていた暴風・暴風雪警報・大雨・大雪警報・洪水警報・高潮警報が解除されたとき。 (ｲ) 津市に発表されていた大雨特別警報・暴風特別警報・高潮特別警報・大雪特別警報が解除されたとき。 (ｳ) 災害対策本部の業務が概ね完了したとき。 (ｴ) その他市長が適当と認めたとき。	 イ　廃止 (ｱ) 津市に発表されていた暴風警報・大雨警報・洪水警報・高潮警報が解除されたとき。 （記載なし） (ｲ) 災害対策本部の業務が概ね完了したとき。 (ｳ) その他市長が適当と認めたとき。
31	72	19	(6) 災害対策本部の代替機能 ア 本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位に変更します。 第１位　消防本部 第２位　安濃庁舎 第３位　美里庁舎 第４位　河芸庁舎 イ　各部（室）等は、本庁舎が被災した場合に備え、あらかじめ代替拠点を指定し、指定された代替拠点に参集します。	(6) 災害対策本部の代替機能 本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更します。 第１位　安濃庁舎 第２位　美里庁舎 第３位　河芸庁舎 （記載なし）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			災害対策本部の予備施設への移動・設置フローチャート 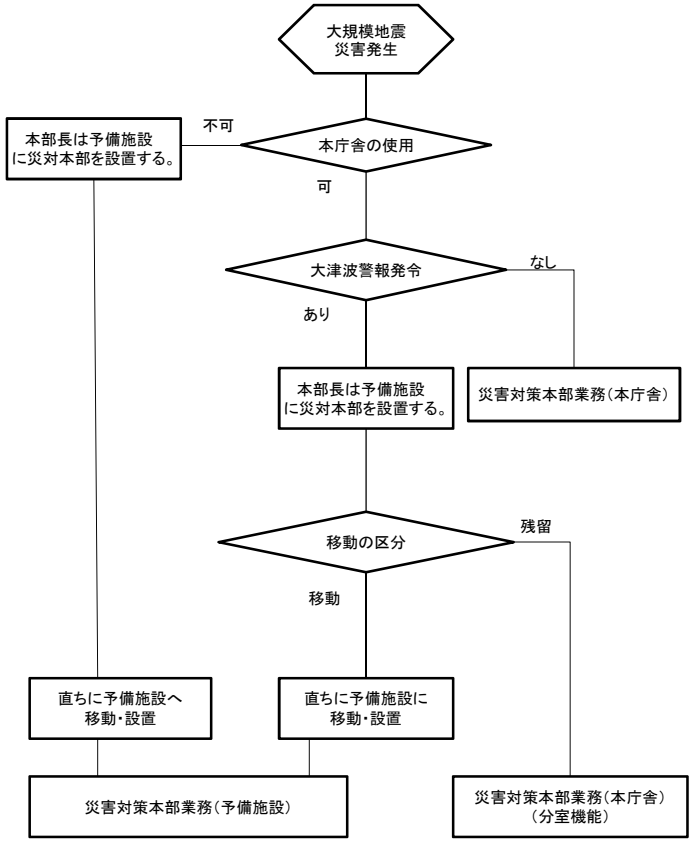 	
32	74	表中	第２配備 【配備人員】 ・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）	第２配備 【配備人員】 （記載なし） 各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
33	74	表中	第２配備 【配備基準】 １　津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報　(2)洪水警報 (3) 大雪警報　(4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報　(6) 高潮警報	第２配備 【配備基準】 １　津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 暴風・暴風雪警報 (2) 大雨・大雪警報 (3) 洪水警報　(4) 高潮警報
34	76	14	３ 市の体制の整備 (1) 津市地域防災情報通信システムの整備 防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備及び充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。 (2) 住民への情報伝達 同報系防災行政無線、その他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。 (3) （省略） (4) 防災関係機関との情報の共有化 津市地域防災情報通信システム、三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。 (5) 消防救急無線の充実 (6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備及び充実	３ 市の体制の整備 (1) 津市地域防災情報通信システムの整備 防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備、充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。 (2) 住民への情報伝達 同報系防災行政無線及びその他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。 (3) （省略） (4) 防災関係機関との情報の共有化 津市地域防災情報通信システム及び三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。 (5) 消防救急無線の充実 (6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備、充実
35	79	11	１　職員に対する防災研修の実施 (1) 研修の内容 ア～ウ　（省略） エ　避難所の開設と運営についての職員の役割の明確化と役割意識の自覚 オ　活動要領 カ　気象、災害の特性についての知識 キ　過去の災害の事例 ク　その他必要な事項	１　職員に対する防災研修の実施 (1) 研修の内容 ア～ウ　（省略） （記載なし） エ　活動要領 オ　気象、災害の特性についての知識 カ　過去の災害の事例 キ　その他必要な事項

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
36	84	10	2　初期医療体制の整備 (1) 医療救護班の整備 　災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の協力を得て編成する医療救護班の体制（中略）マニュアルの作成に努めます。	2　初期医療体制の整備 (1) 医療救護班の整備 　災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て編成する医療救護班の体制（中略）マニュアルの作成に努めます。
37	95	4	1 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化 (1) 気象に関する予報、警報等の収集・伝達系統 　気象に関する予報及び警報並びに各種情報の受領及び伝達系統は資料編のとおりとし、迅速かつ正確に行います。 (2) 気象に関する予報、警報等の市民への広報 　市は、被害を及ぼす可能性のある情報を把握したときは、情報配信システム等を活用して、市民に対して速やかに伝達します。 (3) 収集する情報の種類とその内容 　収集する気象に関する予報及び警報並びに各種情報は資料編のとおりです。 (4) 特別警報、警報及び注意報の基準 　三重県における特別警報、警報及び注意報の基準は資料編のとおりです。 （※参考）三重県の細分区域（地図）は資料編に示します。 （※参考）気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領は、資料編に示します。	1 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化 (1) 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達系統 　気象に関する予報及び警報、各種情報の受領及び伝達系統は資料編のとおりとし、迅速かつ正確に行います。 (2) 気象に関する予報及び警報等の市民への広報 　市は、被害を及ぼす可能性のある情報を把握したときは、情報配信システム等を通して、市民に対して速やかに伝達します。 (3) 収集する情報の種類とその内容 　収集する気象に関する予報及び警報、各種情報は資料編のとおりです。 (4) 特別警報、警報及び注意報の基準 　三重県における特別警報、警報及び注意報の基準は資料編のとおりです。 （※参考）三重県の細分区域（地図）は資料編に示します。 （※参考）気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領は、資料編に示します。
38	96	8	1　情報収集・連携体制の整備 　災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 　また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。	1　情報収集・連携体制の整備 　災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 （記載なし）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
39	96	16	(2) 情報の連絡手段 市~~及び、~~防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。 (3)　(省略) (4)　(省略) (削除)	(2) 情報の連絡手段 市及び防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。 (3)　(省略) (4)　(省略) 大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。
40	98	11	2　被害調査の実施 (1) 調査の時期 ア　概況（初動）調査 全市的な被災状況を把握するためのもので、目視あるいは被害写真などにより、被害発生直後から３日以内に調査を行い、速報として報告する。 イ　中間調査 被害状況の変動に伴い、必要な事項につき、逐次調査を実施するものとする。調査時期は、災害発生後３～７日以内とする。 ウ　確定調査 国、県に対する確定報告、あるいは補助費申請の資料となるので、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとする。調査時期は、応急措置終了後 10 日から１ヶ月以内とする。 (2) 調査及び報告の内容 調査項目は、資料編の被害状況報告基準のとおりとします。 (3) 被害調査結果の集約 被害調査は、各部・支部単位で行い、各部・支部の庶務担当課は、各部・支部の調査結果を集約し、危機管理部に報告する。 危機管理部は、災害対策本部又は災害対策連絡会議に報告す	(記載なし)

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			る。（災害対策本部廃止後は、市長に報告する。） ３　（省略） ４　（省略） ５　（省略）	２　（省略） ３　（省略） ４　（省略）
41	102	14	２　非常時の通信手段の確保 (2) 有線通信途絶の場合 ア　三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線、~~水道事業無線~~を活用します。	２　非常時の通信手段の確保 (2) 有線通信途絶の場合 ア　三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線、水道事業無線を活用します。
42	106	3	（表題中） ○ 本節は、水防法第 33 条の規定に基づく津市水防計画を兼ねるものとします。	（表題中） ○ 本節は、水防法第３３条の規定に基づく津市水防計画を兼ねるものとします。
43	106	15	(1) 実施機関 ウ 消防団 消防団は、水防管理者（市長）の指示により、河川、海岸等の洪水、津波又は高潮の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたります。なお、消防団の組織及び水防管轄は資料編のとおりとします。	(1) 実施機関 ウ 消防団 消防団は、水防管理者（市長）の指示により、河川、海岸等の洪水又は高潮の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたります。なお、消防団の組織及び水防管轄は資料編のとおりとします。
44	111	9	ア 観 測 (ｱ) 水位の観測及び通報 a 水防管理者は、水防法第 10 条第１項の規定による洪水に関する予報の連絡を受けたときは、常に水防活動に対し的確な状況判断が下せるようにします。	ア 観 測 (ｱ) 水位の観測及び通報 a 水防管理者は、水防法第 10 条第１項の規定による洪水に関する予報の連絡を受けたときは、常に水防活動に対し的確な状況判断が下せるようにします。
45	111	26	イ 洪水予報 水防法第 10 条第２項の規定により国土交通大臣が指定した区域（雲出川、雲出古川）については、三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で洪水予報を発表します。	イ 洪水予報 水防法第１０条第２項の規定により国土交通大臣が指定した区域（雲出川、雲出古川）については、三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で洪水予報を発表します。
46	112	6	ウ 水位到達情報 水防法第 13 条に基づき、水位到達情報の通知を受けた場合は、情報を基に状況を適切に判断し、必要に応じ第３編第８節により、	ウ 水位到達情報 水防法第１３条に基づき、水位到達情報の通知を受けた場合は、情報を基に状況を適切に判断し、必要に応じ第３編第８節により、

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとします。	避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとします。
47	113	7	c　水位情報の発表 　避難判断水位（特別警戒水位）情報の発表基準は対象水位観測所の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達するか、又は避難判断水位（特別警戒水位）を越えるおそれがあるときとします。 　また、水位が避難判断水位（特別警戒水位）を下回った場合についても発表するものとし、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知するものとします。	c　水位情報の発表 　避難判断水位（特別警戒水位）情報の発表基準は対象水位観測所の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達するか、又は避難判断水位（特別警戒水位）を越えるおそれがあるときとします。 　また、水位が避難判断水位（特別警戒水位）を下廻った場合についても発表するものとし、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知するものとします。
48	115	3	エ　水防警報 水防法第 16 条の規定に基づき、水防警報の通知を受けた場合は、第２編第４章第１節の体制により対応するものとします。	エ　水防警報 水防法第１６条の規定に基づき、水防警報の通知を受けた場合は、第２編第４章第１節の体制により対応するものとします。
49	116	7	(ｲ) 県が発する水防警報 a　県が水防警報を発する河川及び区域 （美濃屋川の追加）	(ｲ) 県が発する水防警報 a　県が水防警報を発する河川及び区域 （記載なし）
50	117	1	(ｲ) 県が発する水防警報 b　水防警報の発令の対象となる水位観測所 （長岡の追加）	(ｲ) 県が発する水防警報 b　水防警報の発令の対象となる水位観測所 （記載なし）
51	119	22	(ｵ) 一般社団法人三重県建設業協会の応援要請 　水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、一般社団法人三重県建設業協会に協力を要請します。	(ｵ) 社団法人三重県建設業協会の応援要請 　水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、社団法人三重県建設業協会に協力を要請します。
52	120	23	タ　水防信号及び標識 (ｱ) 水防信号は、次の各号に掲げます。	タ　水防信号及び標識 (ｱ) 水防信号は、次の各号に掲げます
53	121	1	タ　水防信号及び標識 (ｲ) サイレン等による水防信号は、下表の方法に従い発します。	タ　水防信号及び標識 (ｲ) サイレン等による水防信号は、下表の方法に従い発します
54	122	17	（削除）	２　土砂災害警戒活動の実施 （省略）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
55	124	2	1　住民の避難 「避難行動」は、いのちを守るという観点から、危険を回避することを最優先に、状況応じた避難の時期や方法、避難する場所を適切に選択します。 (1) 適切な避難行動 ~~風水害時の避難行動は、いのちを守るという観点から、危険を回避することを最優先に、状況応じた避難の時期や方法、避難する場所を適切に選択します。~~ 避難に当たっては、的確な情報収集を行い、地域特性に応じた早期避難を心がけます。 避難所への避難が困難で付近が冠水しているような場合には、屋外移動を避けて~~2階以上へ垂直避難~~、従来の避難所へ避難するだけでなく、自宅などに留まる「待避」や、屋内の２階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど少しでも安全な方法を選択し、避難します。また、土砂災害のおそれがある場合は、できるだけ周囲の堅牢な建物に避難し、建物内では、２階以上かつ斜面と反対側の部屋に移動します。 (2)省略	1　住民の避難 （記載なし） (1) 適切な避難行動 風水害時の避難行動は、いのちを守るという観点から、危険を回避することを最優先に、状況応じた避難の時期や方法、避難する場所を適切に選択します。 避難に当たっては、的確な情報収集を行い、地域特性に応じた早期避難を心がけます。 避難所への避難が困難で付近が冠水しているような場合には、屋外移動を避けて２階以上へ垂直避難するなど少しでも安全な方法を選択し、避難します。また、土砂災害のおそれがある場合は、できるだけ周囲の堅牢な建物に避難し、建物内では、２階以上かつ斜面と反対側の部屋に移動します。 (2)省略
56	126	2	7　災害対策基本法第６０条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」 (1)　省略 (2)　省略 (3)　避難勧告等の判断に関する関係機関の助言（災害対策基本法第 61 条の 2） 避難勧告等の発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や都道府県等の関係機関に助言を求めます。 避難勧告等の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。	7　災害対策基本法第６０条（中略）「避難指示」 (1)　省略 (2)　省略 （記載なし）
57	128	26	(4) 開設期間 必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から７日以内とし、状況に応じて知事の	(4) 開設期間 必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から７日以内とし、状況に応じて知事の

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。	承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。
58	136	4	2　災害輸送の確保 (1) 陸上輸送 ア　輸送力の確保 輸送車両等は、次の車両等を確保するものとします。	2　災害輸送の確保 (1) 陸上輸送 ア　輸送力の確保 輸送車両等は、次の方法により確保するものとします。
59	136	14	2　災害輸送の確保 イ　輸送力の確保 (ｳ)（中略）政策財務部は、集中管理車両に不足~~を~~が生じる場合~~は~~、防災関係機関又は自動車運送業者等に車両の確保を要請します。	2　災害輸送の確保 イ　輸送力の確保 (ｳ)（中略）政策財務部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県又は自動車運送業者等に車両の確保を要請します。
60	139	21	(3) 道路障害物の除去 （中略） 除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。 (4) 河川等の障害物の除去 （中略） 除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。	(3) 道路障害物の除去 （中略） 除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。 (4) 河川等の障害物の除去 （中略） 除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。
61	147	11	1　医療救護体制の確立（健康福祉部） (1) 実施体制 市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、公益社団法人津地区医師会、（中略）一般社団法人津薬剤師会（以下「津薬剤師会」という。）との災害救護活動協定等及び公益社団法人三重県看護協会（以下「看護協会」という。）との災害時における看護支援活動の関する協定に基づき、速やかに医療救護活動の協力要請を行います。	1　医療救護体制の確立（健康福祉部） (1) 実施体制 市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、公益社団法人津地区医師会、（中略）一般社団法人津薬剤師会（以下「津薬剤師会」という。）との災害救護活動協定等に基づき、速やかに医療救護活動の協力要請を行います。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			(2) 市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会、看護協会等に協力要請し、医療救護班を編成すると（中略）資材を準備します。	(2) 市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会等に協力要請し、医療救護班を編成すると（中略）資材を準備します。
62	158	8	1　住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立 (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、一般社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。	1　住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立 (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。
63	170	5	(1) 救助の種類と実施権限の委任 ア　災害救助法による救助の種類 (ｱ)　避難所及び応急仮設住宅の供与 (ｲ)　省略 (ｳ)　省略 (ｴ)　省略 (ｵ)　被災者の救出 (ｶ)　被災した住宅の応急処置 (ｷ)　生業に必要な資金~~の貸与~~、器具又は資料の給与又は貸与 (ｸ)　省略 (ｹ)　省略 (ｺ)　省略 (ｻ)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	(1) 救助の種類と実施権限の委任 ア　災害救助法による救助の種類 (ｱ)　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 (ｲ)　省略 (ｳ)　省略 (ｴ)　省略 (ｵ)　災害にかかった者の救出 (ｶ)　災害にかかった住宅の応急処置 (ｷ)　生業に必要な資金の貸与、器具又は資料の給与又は貸与 (ｸ)　省略 (ｹ)　省略 (ｺ)　省略 (ｻ)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
64	174	1	目次 第３編　第１章 第 25 節　災害時における要配慮者への支援	目次 第３編　第１章 第 25 節　災害時要援護者への支援
65	184	8	1　派遣部隊の業務及び撤収 ア　被害状況の把握（車両、航空機による調査）	1　派遣部隊の業務及び撤収 ア　被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
66	195	7	(4) 貸付条件 ア 利率 年３％（措置期間中は無利子） イ 措置期間 ３年 ウ 償還期間 措置期間を含み 10 年	(4) 貸付条件 ア 利率 年３％（措置期間中は無利子） イ 措置期間 ３年 ウ 償還期間 措置期間を含み１０年

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
67	201	27	３　災害見舞金 　津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。 (1) 対象となる自然災害 　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災 (2) 支給対象者 　災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主	３　災害見舞金 　津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。 (1) 対象となる自然災害 　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。 (2) 支給対象者 　災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主。
68			要配慮者 Ｐ９、Ｐ１５、Ｐ３８、Ｐ４０、Ｐ４６、Ｐ４９、Ｐ５２、Ｐ５３、Ｐ５５、Ｐ６２、Ｐ６８、Ｐ７７、Ｐ８３、Ｐ９１、Ｐ１０４、Ｐ１２４、Ｐ１２９、１４９、１５８、１７４、１７５、１７７	災害時要援護者 Ｐ９、Ｐ１５、Ｐ３８、Ｐ４０、Ｐ４６、Ｐ４９、Ｐ５２、Ｐ５３、Ｐ５５、Ｐ６２、Ｐ６８、Ｐ７７、Ｐ８３、Ｐ９１、Ｐ１０４、Ｐ１２４、Ｐ１２９、１４９、１５８、１７４、１７５、１７７
69			避難行動要支援者 Ｐ３９、Ｐ４６、Ｐ４９、Ｐ５５、Ｐ６２、Ｐ６５、Ｐ６７、Ｐ１２４、Ｐ１２５、Ｐ１２６、Ｐ１７４、Ｐ１７５	災害時要援護者 Ｐ３９、Ｐ４６、Ｐ４９、Ｐ５５、Ｐ６２、Ｐ６５、Ｐ６７、Ｐ１２４、Ｐ１２５、Ｐ１２６、Ｐ１７４、Ｐ１７５

第４節　土砂災害対策

○　地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。

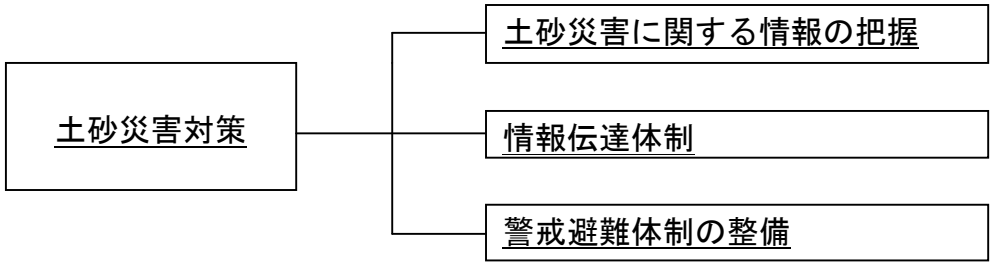

１　土砂災害に関する情報の把握（危機管理部）

津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報等、津市土砂災害情報相互通報システム等により把握するとともに、土砂災害危険度情報の監視を行います。

また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

２　情報伝達体制（政策財務部、危機管理部）

土砂災害発生の前兆現象を捉えた時や、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

ア　同報系防災行政無線
イ　津市防災情報メール
ウ　ファクス配信
エ　エリアメール
オ　ケーブルテレビ
カ　広報車

３　警戒避難体制の整備

（１）警戒体制の整備（建設部、農林水産部、各総合支所）

ア　状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。

イ　危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

ウ　災害発生場所の調査

土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地確認を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

エ　道路など交通機関への影響について、市民等に周知するための応急の表示等を行い、危険を回避します。

（２）避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

ア　避難開始の基準

第２編　第３章　第１節の３「避難開始の基準の設定」のとおりとします。

イ　自主的な避難

第２編　第３章　第４節のとおりとします。

ウ　避難計画の策定

第２編　第３章　第５節のとおりとします。

エ　避難体制の整備

第２編　第３章　第６節のとおりとします。

第５節　土砂災害警戒区域への対策

○　地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される土砂災害警戒区域について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。

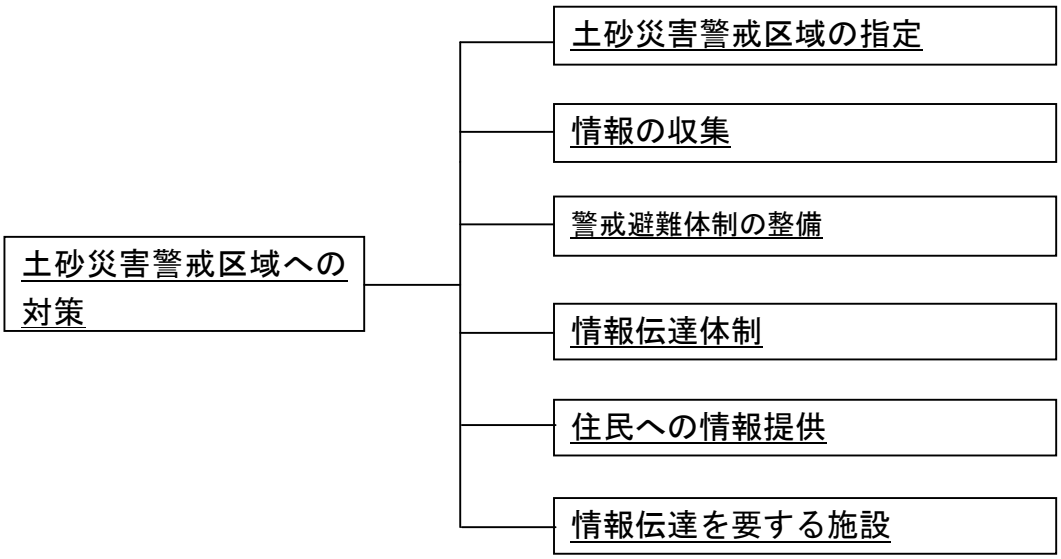

１　土砂災害警戒区域の指定（建設部）

(1)　平成２６年３月と６月に、三重県から土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第６条の規定　に基づき、美杉地域の多気地区と伊勢地地区の２６６箇所が、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）に指定されました。

土砂災害警戒区域は資料編のとおりです。

(2)　警戒区域への対策

警戒区域については、土砂災害防止法第７条の規定に基づき、必要な事項を定めて対応を図ります。

２　情報の収集（危機管理部）

津地方気象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報等を、津市土砂災害情報相互通報システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。

また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

３　警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）

(1)　警戒体制の整備

ア　状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。

イ　監視体制

土砂災害警戒情報が発表された後、津市土砂災害情報相互通報システムにおいて、土砂災害警戒情報が橙色となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。

【土砂災害危険箇所監視体制】

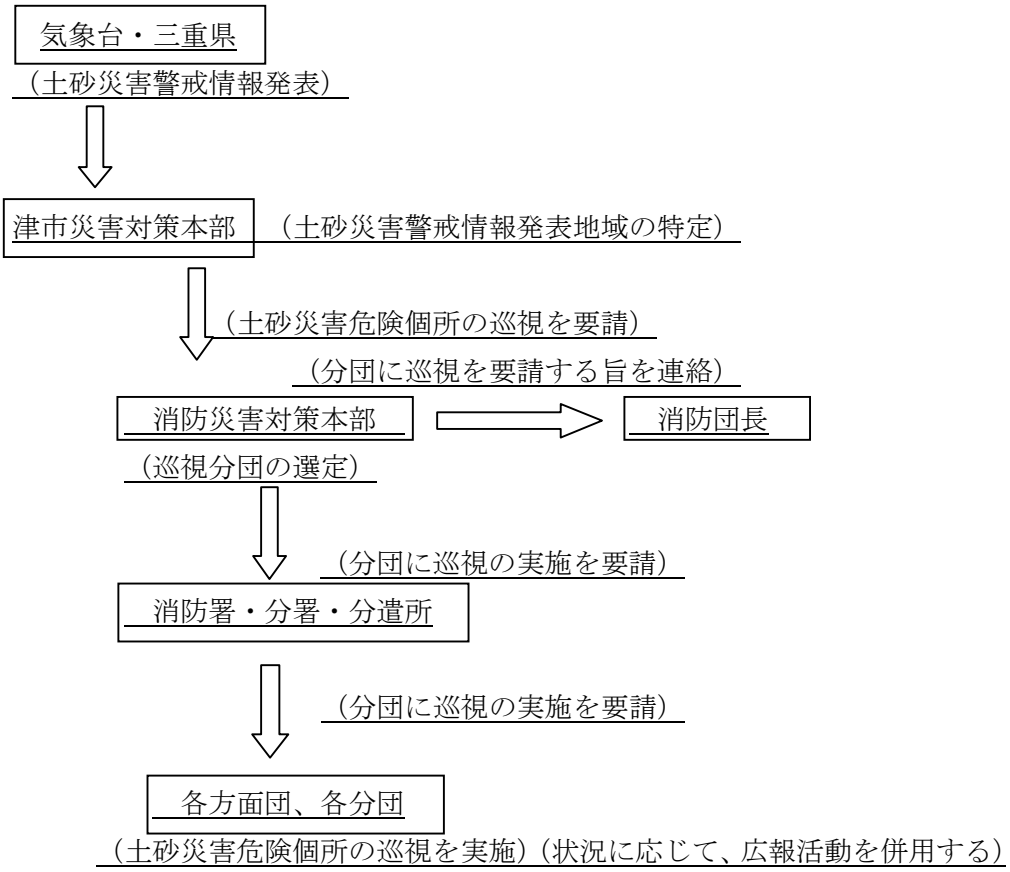

※　巡視結果の報告は、連絡体制の逆の流れとする

※　この体制は、一般の土砂災害対策においても適用するものとする。

ウ　危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

(2)　避難体制の整備

ア　避難計画の作成

地域で土砂災害に係る説明会やワークショップ等を開催し、危険についての理解を深めるとともに、タウンウォッチングや避難訓練を通じ、地域における危険箇所や避難経路の確認を行い、避難方法や避難計画の作成など、避難体制づくりを推進します。

イ　警戒区域内の指定避難所、一時避難場所の見直し

警戒区域内の指定避難所・一時避難場所について、危険度を分析し、危険と思われる指定避難所・一時避難場所の指定を見直し、必要であれば、近隣の代替施設を指定する。

４　情報伝達体制（危機管理部）

土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、地域からの情報、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

ア　同報系防災行政無線

イ　津市防災情報メール

ウ　ファクス配信

エ　エリアメール

オ　ケーブルテレビ

カ　広報車

５　住民への情報提供（危機管理部）

ア　三重県より土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、地区ごとに　土　砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた土砂災害マップを作成し、公表する。

イ　地域全体の土砂災害警戒区域の指定が完了した場合は、アに定める情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、公表する。

６　情報伝達を要する施設（危機管理部）

土砂災害防止法第７条第２項の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に　高齢者、障が

い者、乳幼児等の特に防災上の要配慮者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が図れるよう、事前に、津市防災情報メール、ファクス配信等を活用して、土砂災害に関する情報等の伝達を行います。

第７節　災害時における要配慮者への対策

○　高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）といえます。市及び関係機関は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握と、要支援者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

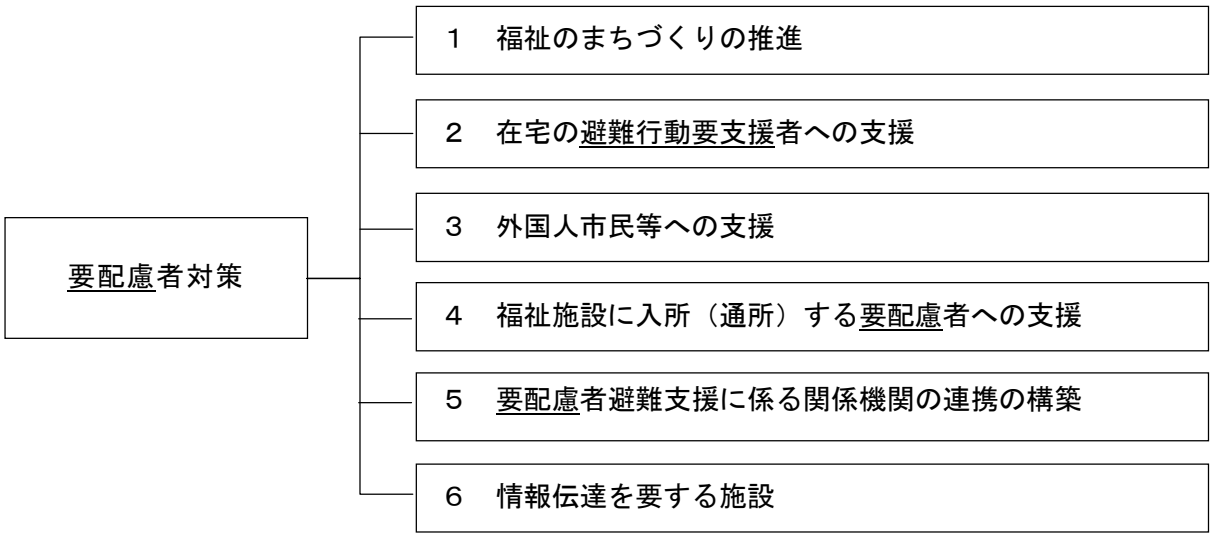

１　福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

(1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互の連携を進めます。

(2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、要配慮者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、市や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。

(3) だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者や視覚障がい者にも配慮した支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いただれもが見やすい防災標識の設置等公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

(4) 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備を促進します。

２　在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

(1) 避難行動要支援者

要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。

避難行動要支援者の要件

・６５歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者

・介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護３以上の認定を受けている者

・身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第１種である者

・療育手帳（Ａ１、Ａ２）の交付を受けている者

・精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）の交付を受けている者

・障害者総合支援法のサービスを受けている難病患者

(2) 支援体制

ア　市の推進体制

健康福祉部、危機管理部、市民部等関係部局が連携し、避難行動支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。

また、関係部局は、平常時の業務と係りの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う

イ　避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施にあたっては、災害対策基本法第４９条の１１第２項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとする。

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

(ｱ) 民生委員・児童委員

(ｲ) 津市社会福祉協議会

(ｳ) 自治会

(ｴ) 自主防災組織

(ｵ) 消防団

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア　名簿の作成

(ｱ) 避難行動要援護者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

(ｲ) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載する。

一　氏名

二　住所又は居所

三　生年月日

四　性別

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののはか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ　避難支援等関係者への名簿情報の提供

(ｱ) 平常時における名簿情報の提供

別に定める同意書の提出により、名簿の事前提供について同意を得た者については、避難支援等関係者に名簿の提供を行うものとする。

(ｲ) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供を行うものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新

(ｳ) 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行うものとする。

(ｴ) 市は、更新した名簿を、イ―（イ）により提供を行った避難支援等関係者に送付するものとする。

エ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び津市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うものとする。

オ　要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとする。

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにすること。

・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

カ　避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

キ　要支援者の避難行動支援全体計画

市は、平成２５年８月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要支援者の避難行動支援全体計画を策定する。

(1) 全体計画

ア　要支援者、避難支援等関係者

イ　市及び地域の推進体制

ウ　要支援者名簿の作成、共有及び活用

エ　平常時及び災害時における市及び地域等の取り組み

オ　避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路

カ　普及促進

(2) 個別計画

全体計画に基づき、要支援者は個々の避難計画を作成する。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関係者等の協力を得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとする。

個人計画作成の詳細は、全体計画に定める。

３　外国人市民等への支援

(1) 災害関連情報の広報

災害に関する情報を提供する際は、ひらがななどの分かりやすい日本語表現に努めます。また、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。

(2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努めます。

(3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。

(4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。

４　福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援（健康福祉部）

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進めます。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努めます。

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア　安全確保に必要な消防設備を整備します。

イ　危険物の適正管理など安全管理に努めます。

(2) 施設入所者等の避難対策

ア　地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

イ　施設入所者等の避難計画の作成

(ｱ) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備します。

(ｲ) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。

(ｳ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。

(ｴ) 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。

(3) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図ります。

５　要配慮者避難支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

避難所等における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する津市社会

福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

６　情報伝達を要する施設（危機管理部）

水防法第 15 条第１項第３号の規定に基づく浸水想定区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設は、資料編のとおりです。

なお、円滑な避難確保が図れるよう、上記施設へ洪水予報等の伝達を行います。

４　判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）

災害対策基本法第 60 条及び津市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難準備情報、避難勧告等の発令を行うものとします。

(1) 避難勧告等の発令の判断基準等

ア　水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川毎の避難勧告等発令基準

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
雲出川 （中村川合流より上流）	大仰観測所の水位が４．７０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が５．１０ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が５．４０ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
雲出川 （中村川合流より下流）	雲出橋観測所の水位が３．７０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	雲出橋観測所の水位が４．６０ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	雲出橋観測所の水位が４．８０ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
雲出川 （県管理区間）	元小西観測所の水位が２．８２ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が２．８２ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が３．７７ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
波瀬川	下川原橋観測所の水位が２．２０ｍ（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が３．４０ｍ（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が３．４９ｍ（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
安濃川	一色観測所の水位が２．８０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が３．２４ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が４．１２ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
美濃屋川	長岡観測所の水位が１．３２ｍ（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が２．５０ｍ（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が２．８４ｍ（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
岩田川	野田観測所の水位が１．７８ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が１．７８ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が２．４２ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
中ノ川	三宅観測所の水位が２．２０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が３．７０ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が４．４０ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
志登茂川	今井観測所の水位が２．３１ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	今井観測所の水位が２．５３ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	今井観測所の水位が３．１６ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

相川	藤方観測所の水位が２．７０ｍ(氾濫注意水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が４．３７ｍ(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が４．９１ｍ(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
横川	栗真小川観測所の水位が１．８５ｍ（氾濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	栗真小川観測所の水位が２．１９ｍ（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	栗真小川観測所の水位が２．１９ｍ（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

※　避難準備情報並びに避難勧告の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難準備情報の発令判断基準水位に達したときには、避難準備情報を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難勧告を発令します。ただし、上記において避難準備情報を発令するいとまがない場合は、避難勧告を発令します。

※　避難勧告並びに避難指示の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難勧告の発令判断基準水位に達したときには、避難勧告を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難指示を発令します。ただし、上記において避難勧告を発令するいとまがない場合は、避難指示を発令します。

イ　水防法の適用されない中小河川ごとの情報の収集

各支部は、次の手続きにより、災害対策本部への情報を提供するものとします。

・各支部において避難勧告等の発令が必要とされる河川を抽出します。

・河川毎に自治会等と協議し、危険水位の目安の設定等、基準を作成します。

・基準に基づく河川監視方法等に係るマニュアルを作成します。

・支部長は、マニュアルに基づいて的確な避難勧告等の発令を行うため、基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。

ウ　土砂災害の避難勧告等発令の判断基準

避難準備情報	避難勧告	避難指示
・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁り・量の変化など)が確認されたとき。 ・自治会長、地域等からの土砂災害に係る情報に対し、各総合支所長が、避難準備情報の発令の必要があると認め、その報告を受け市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。	・津市土砂災害情報相互通報システムにおいて発表された土砂災害危険度情報が赤色(危険)となったとき、又は赤色(危険)となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象(渓流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等の亀裂など)が確認されたとき。 ・自治会長、地域等からの土砂災害に係る情報に対し、各支部長が、避難勧告の発令の必要があると認め、その報告を受け災害対策本部長が必要と判断したとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象や前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など)が確認されたとき。 ・自治会長、地域等からの土砂災害に係る情報に対し、各支部長が、避難指示の発令の必要があると認め、その報告を受け災害対策本部長が必要と判断したとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

エ　高潮災害の避難勧告等発令の判断基準

高潮災害については、水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。

(2) 特別警報発令時における対応について

(ｱ) 大雨特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

ただし、避難勧告、避難指示については、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づいて発令します。

(ｲ) 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

(ｳ) 高潮特別警報、波浪特別警報

津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して避難準備情報を発令し、沿岸部を中心とした避難所を開設します。

(3) 避難勧告時等の避難対象地区

河川毎の避難対象地区等、土砂災害の避難対象地区については、別途定めるものとします。

(4) 避難勧告又は避難指示による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

また、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」や屋内の２階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど少しでも安全な方法を選択し避難します。

平成２６年度　津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

<table>
<tr><th>番号</th><th>頁</th><th>行</th><th>修　正　後</th><th>修　正　前</th></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>第１節　計画の目的
この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第４２条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（昭和１４年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第５条第１項の規定に基づき、津市防災会議が（中略）市民福祉の確保を図ることを目的とします。</td><td>第１節　計画の目的
この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第４２条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（昭和１４年法律第 92 号。以下「東南海特措法」という。）第６条第１項の規定に基づき、津市防災会議が（中略）市民福祉の確保を図ることを目的とします。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>1</td><td>11</td><td>第２節　計画の基本方針
この計画は、南海トラフ特措法第５条第１項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、（中略）基本的な計画です。
また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。</td><td>第３節　計画の基本方針
この計画は、東南海特措法第６条第１項に規定する東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、（中略）基本的な計画です。
（記載なし）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>2</td><td>24</td><td>［注記］
要配慮者　　高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といいます。
避難行動要支援者　　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。</td><td>［注記］
災害時要援護者　　必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、難病を抱える人、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>6</td><td>表中</td><td>４　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重</td><td>（省略）</td></tr></table></td><td>４　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>株式会社ＮＴＴドコモ東海支社</td><td>（省略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>頁</th><th>行</th><th>修　正　後</th><th>修　正　前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>支店</td><td></td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>7</td><td>表中</td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社東海支社</td><td>（省略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</td><td>（省略）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>6</td><td>7</td><td>表中</td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>日本郵便株式会社東海支社</td><td>(1)（省略）
(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基き、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</td></tr></table></td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>日本郵便株式会社</td><td>(1)（省略）
(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付します。
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。
エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基き、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>7</td><td>9</td><td>表中</td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>土地改良区、水利組合等</td><td>（省略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>土地改良区</td><td>（省略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>頁</th><th>行</th><th>修　正　後</th><th>修　正　前</th></tr>
<tr><td>8</td><td>9</td><td>表中</td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>自主防災組織、自治会等</td><td>(1) 地域における災害予防に関すること
(2) 避難時における地域活動に関すること
(3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること</td></tr></table></td><td><table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>自主防災組織、自治会等</td><td>(1) 地域における災害予防に関すること。
(2) 避難時における地域活動に関すること。
(3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>9</td><td>14</td><td>14</td><td>(2)第三紀層
第三紀層は丘陵地の大部分を構成します。（中略）青山高原の急な東側斜面下に山地と丘陵地の境が国道 165 号から遠望できます。
（以下略）</td><td>(2)第三紀層
第三紀層は丘陵地の大部分を構成します（中略）青山高原の急な東側斜面下に山地と丘陵地の境が国道 165 号線から遠望できます。
（以下略）</td></tr>
<tr><td>10</td><td>15</td><td>4</td><td>イ　東海層群（奄芸層群）
東海層群の層厚は最大 1,500m に達するとみられ、市域内のものは全体の下部に当たり、下位から小山礫層（片田礫層）、西行谷礫層、楠原累層、亀山累層に分けられています。
（以下略）</td><td>イ　東海層群（奄芸層群）
東海層群の層厚は最大 1500m に達するとみられ、市域内のものは全体の下部に当たり、下位から小山礫層（片田礫層）、西行谷礫層、楠原累層、亀山累層に分けられています。
（以下略）</td></tr>
<tr><td>11</td><td>15</td><td>15</td><td>イ 東海層群（奄芸層群）
楠原累層は芸濃町楠原西方の西行谷中流が模式地で芸濃地域二重池北の谷、小野平を経て安濃町戸島まで西行谷累層の東に帯状に露出します。厚さ 10 数mの泥層、砂層、含礫砂、礫層からなり、しばしば亜炭層を狭在します。全体として泥岩層が優位な地層です。</td><td>イ 東海層群（奄芸層群）
楠原累層は芸濃町楠原西方の西行谷中流が模式地で芸濃地域二重池北の谷、小野平を経て安濃町戸島まで西行谷累層の東に帯状に露出します。厚さ 10 数mの泥層、砂層、含礫砂、礫層からなりしばしば亜炭層を狭在します。全体として泥岩層が優位な地層です。</td></tr>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>30</td><td>イ　東海層群（奄芸層群）
市域内の亀山累層からは各地で多くの淡水貝化石、植物片の化石を産出し、かつて芸濃町林や河芸町北黒田からはゾウ化石が、また椋本南部の安濃川河床からはスッポン化石も採取されました。</td><td>イ　東海層群（奄芸層群）
市域内の亀山累層からは各地で多くの淡水貝化石、植物片の化石を産出し、かつて芸濃町林や河芸町北黒田からはゾウ化石がまた椋本南部の安濃川河床からはスッポン化石も採取されました。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>16</td><td>20</td><td>(3) 更新統（洪積層）
中位段丘の特徴は平坦な段丘面と表層の黒ボク土にあります。高野尾面は古安濃川が谷口の椋本付近から流路を南へ移した結果、古い扇状地が残され、その後志登茂川が浅い河谷を形式したと考えられ</td><td>(3) 更新統（洪積層）
中位段丘の特徴は平坦な段丘面と表層の黒ボク土にあります。高野尾面は古安濃川が谷口の椋本付近から流路を南へ移した結果、古い扇状地が残されその後志登茂川が浅い河谷を形式したと考えられ</td></tr>
</table>

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			ます。	ます。
14	23	5	(2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去、生け垣化等を進めます。	(2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去・生け垣化等を進めます。
15	23	9	(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会への派遣を促し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努めます。	(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会への派遣を促し被災建築物応急危険度判定士の養成に努めます。
16	25	12	３ 海岸保全施設の整備促進 　海岸保全施設は、昭和 34 年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。	３ 海岸保全施設の整備促進 　海岸保全施設は、昭和３４年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。
17	32	5	１ 地盤災害危険度の把握（危機管理部、都市計画部）	１ 地盤災害危険度の把握（危機管理部）
18	35	9	３　防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）	３　防災に関する広報の実施（危機管理部）
19	35	枠内	３　防災に関する広報の実施 ≪広報内容≫ （災害時の行動） （中略） ・情報の収集等 ・一時帰宅困難者への対応	３　防災に関する広報の実施 ≪広報内容≫ （災害時の行動） （中略） ・情報の収集等 　（記載なし）
20	46	1	第７節　災害時における要配慮者への対策 　（別紙１のとおり）	第７節　災害時要援護者対策 　（省略）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
21	52	表中	２ 判断基準等及び避難対象地区等 （1）避難勧告等の発令の判断基準等 ※１ 大規模地震対策特別措置法により定められた東海地震の強化地域（東海地震の発生時に特に注意を必要とする地域で、震度６弱以上又は 20 分以内に高い津波（沿岸で３ｍ以上、地上で２ｍ以上）が来襲するおそれのある地域）。	２ 判断基準等及び避難対象地区等 （1）避難勧告等の発令の判断基準等） ※１ 大規模地震対策特別措置法により定められた東海地震の強化地域（東海地震の発生時に特に注意を必要とする地域で、震度６弱以上又は 20 分以内に高い津波（沿岸で 3m以上、地上で 2ｍ以上）が来襲するおそれのある地域）。
22	53	19	(2) 情報提供の内容 ア 指定避難所の所在地・名称 イ 指定緊急避難所（一時避難場所）の所在地・名称	(2) 情報提供の内容 ア 避難所の所在地・名称 イ 一時避難場所の所在地・名称
23	54	11	２ 避難開始の基準づくり 市は、津波災害や地震による二次災害の発生が予測される場合などに、それらの地域を対象として避難勧告等を発令し、避難を呼びかけますが、地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。また、住民それぞれによって避難に要する時間が異なることから、住民が訓練等を通じて導き出した「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で災害時要援護者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。	２ 避難開始の基準づくり 市は、津波災害や地震による二次災害の発生が予測される場合など、その地域に避難勧告等を発令し、避難を呼びかけますが、地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で災害時要援護者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。
24	54	21	２　避難開始の基準づくり （中略） 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準を作り、地域で共有します。過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。~~災害の体験とは、過去の東南海地震による浸水域や震度及び被害、津波が来た位置を示す表示等です。~~	２　避難開始の基準づくり （中略） 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準を作り、地域で共有します。過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。災害の体験とは、過去の東南海地震による浸水域や震度及び被害、津波が来た位置を示す表示等です。
25	56	5	３　関係機関との連携 市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署や防災施設の管理者等の関係機関と必要な連携を行います。	３ 警察署との連携 市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署と必要な連携を行います。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
26	57	5	１　一時的な避難体制の整備 (1) 緊急一時的な避難ができる施設を指定緊急避難場所に指定します。 　災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害対策基本法第４９条の４の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。 　また、既に指定している避難場所については、指定緊急避難場所の指定基準に基づいて見直します。 　なお、指定緊急避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとする。 ≪指定緊急避難場所の選定基準≫ ア～ウ　（省略） エ　浸水が予測されている施設は、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。 オ　（省略）	１　一時的な避難体制の整備 (1) 避難場所の選定基準 （記載なし） （記載なし） ア～ウ　（省略） （記載なし） エ　（省略）
27	58	21	２　長期的な避難体制の整備 　市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年８月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。 　(1) 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に指定します。 　　（中略） 　　エ　出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ファクスの位置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。	２　長期的な避難体制の整備 　市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成２５年８月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。 　(1) 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に指定します。 　　（中略） 　　エ　出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ＦＡＸの位置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
28	58	22	(1) 一定期間の避難生活ができる施設を指定避難所（以下「避難所」という。）に指定します。 被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、災害対策基本法第４９条の７の規定に基づく避難所として指定します。 なお、同法４９条の８の規定に基づき、指定の対象となる施設が、指定緊急避難場所と避難所の双方の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができるものとします。 ≪長期的な避難所の選定基準≫ ア　崩壊のおそれのない安全な建物で、災害による影響が比較的少なく、かつ、車両による物資の輸送が容易な場所に立地していること。 イ　（省略） ウ　物資の受入、配布が可能なスペースを有していること。 エ　（省略） オ　（省略）	(1) 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に指定します。 （記載なし） ≪長期的な避難所の選定基準≫ ア　崩壊のおそれのない安全な建物であること。 イ　（省略） （記載なし） ウ　（省略） エ　（省略）
29	58	36	２　長期的な避難体制の整備 （中略） （２）　避難所要員の役割 ア　避難所要員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所をただちに開設すること。 イ　職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む避難所への複数の交通手段を確保しておくこと。 ウ　グループにより複数の避難所を担当する場合は、事前にグループにおいて、避難所の開設方法等を事前に取り決めておくこと。 エ　職員は、年度当初に避難所の備蓄品について、備蓄場所、備蓄品目、数量を確認すること。備蓄品目、数量に不足がある場合は、危機管理部に連絡し、速やかに補充すること。 オ　職員は、施設管理者と鍵の管理や避難所の運営等について、事	２　長期的な避難体制の整備 （中略） （記載なし）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			前に確認及び協議をしておくこと。 (3)　（省略） (4)　（省略） (5)　（省略）	 (2)　（省略） (3)　（省略） (4)　（省略）
30	62	12	(2) 市長（本部長）の代理 　市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代理します。 (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 　ア 設置 　(ｱ) 市内において震度５弱の地震が発生したとき。 　(ｲ) 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 　(ｳ) 東海地震注意情報が発表されたとき。 　(ｴ) 県内の本市以外の市町において震度５強以上の地震が発生したとき。 　イ 廃止 　(ｱ) 市内において震度５弱の地震が発生し災害対策本部の業務が概ね完了したとき。 　(ｲ) 伊勢・三河湾津波予報区に発表された「大津波警報（特別警報）、津波警報」が解除されたとき。 　(ｳ) 東海地震注意情報が解除されたとき。 　(ｴ) 県内の本市以外の市町において震度５強以上の地震が発生し、余震の可能性が低減したとき。 　(ｵ) その他市長が認めたとき。	(2) 市長（本部長）の代行 市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代行します。 (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 　ア 設置 　(ｱ) 市内において震度５弱以上の地震が発生したとき。 　(ｲ) 「大津波警報、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 　(ｳ) 東海地震注意情報が発表されたとき。 　(ｴ) 東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。 　(ｵ) 県内の他の地域に震度５強以上の地震が発生したとき。 　イ 廃止 　(ｱ) 市内において震度５弱以上の地震が発生し災害対策本部の業務が概ね完了したとき。 　(ｲ) 伊勢・三河湾津波予報区に発表された「大津波警報、津波警報」が解除されたとき。 　(ｳ) 東海地震注意情報が解除されたとき。 　(ｴ) 東海地震の強化地域内の「警戒宣言」が解除されたとき。 　(ｵ) 県内の他の地域に震度５強以上の地震が発生し、余震の可能性が低減したとき。 　(ｶ) その他市長が認めたとき。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
31	63	15	(6) 災害対策本部の代替機能 ア 大規模地震が発生し、大津波警報が発令された時や、本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位に変更します。 第１位　消防本部 第２位　安濃庁舎 第３位　美里庁舎 第４位　河芸庁舎 イ 各部（室）等は、本庁舎が被災した場合に備え、あらかじめ代替拠点を指定し、指定された代替拠点に参集します。	(6) 災害対策本部の代替機能 本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更します。 第１位　安濃庁舎 第２位　美里庁舎 第３位　河芸庁舎 （記載なし）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			災害対策本部の予備施設への移動・設置フローチャート 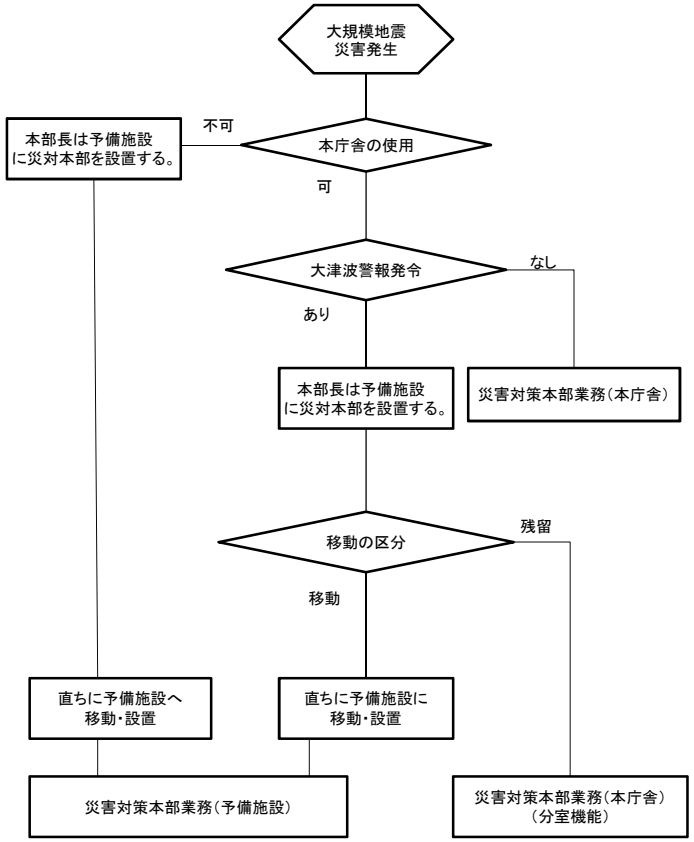 	
32	65	表中	［地震災害時の配備基準及び体制表］ 第２配備（警戒体制） 配備人員 ・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強す	［地震災害時の配備基準及び体制表］ 第２配備（警戒体制） 配備人員 （記載なし） 各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強す

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
			る）	る）
33	67	14	3　市の体制の整備 ⑴　防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備及び充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。 ⑵　住民への情報伝達 同報系防災行政無線、その他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。 ⑶　（省略） ⑷　防災関係機関との情報の共有化 津市地域防災情報通信システム、三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。	3　市の体制の整備 ⑴　防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備、充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。 ⑵　住民への情報伝達 同報系防災行政無線及びその他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。 ⑶　（省略） ⑷　防災関係機関との情報の共有化 津市地域防災情報通信システム及び三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。
34	65	11	(1)研修の内容 ア～ウ　（省略） エ　避難所の開設と運営についての職員の役割の明確化と役割意識の自覚 オ　活動要領 カ　気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識 キ　過去の災害の事例 ク　その他必要な事項	(1)研修の内容 ア～ウ　（省略） （記載なし） エ　（省略） オ　気象、東海地震、東南海・南海地震その他災害の特性についての知識 カ　（省略） キ　（省略）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
35	74	7	5　自主防災組織の強化 （１）地域の初期消火体制の向上 　火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため地域においては、自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱い訓練を実施します。	5　自主防災組織の強化 ⑴　地域の初期消火体制の向上 　火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため地域においては、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱い訓練を実施します。
36	75	10	（１）医療救護班の整備 　災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の協力を得て編成する医療救護班の体制（中略）マニュアルの作成に努めます。	（１）医療救護班の整備 　災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て編成する医療救護班の体制（中略）マニュアルの作成に努めます。
37	86	8	1　情報収集・連携体制の整備 　災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 　また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。	1　情報収集・連携体制の整備 　災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 （記載なし）
38	86	16	(2) 情報の連絡手段 　市~~及び、~~防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。 (3)　（省略） (4)　（省略） 　（削除）	(2) 情報の連絡手段 　市及び防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。 (3)　（省略） (4)　（省略） 　大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
39	92	15	（２）有線通信途絶の場合 ア　三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線、~~水道事業無線~~を活用します。	（２）有線通信途絶の場合 ア　三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線、水道事業無線を活用します。
40	97	枠内	○ 避難指示等の根拠法と実施責任者 （中略） ・ 警察官職務執行法第４条（警察）	○ 避難指示等の根拠法と実施責任者 （中略） ・ 警察官職務執行法第４条（警察）
41	98	表中	５ 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限 警察官職務執行法第４条	５ 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限 警察官職務執行法第４条
42	99	3	７　災害対策基本法第６０条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」 (1)　省略 (2)　省略 (3)　避難勧告等の判断に関する関係機関の助言（災害対策基本法第 61 条の 2） 避難勧告等の発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や都道府県等の関係機関に助言を求めます。 避難勧告等の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。	７　災害対策基本法第６０条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」 (1)　省略 (2)　省略 （記載なし）
43	101	29	(4) 開設期間 必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から７日以内とし、状況に応じて知事の承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。	(4) 開設期間 必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から７日以内とし、状況に応じて知事の承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
44	106	21	２ 応急復旧活動の実施 　また、ため池については、震度４以上(注 1)の地震が発生した場合、緊急点検対象ため池(注 2)については決壊の有無にかかわらず管理者等による緊急点検を24時間以内に実施し、(以下省略)	２ 応急復旧活動の実施 　また、ため池については、震度４以上(注 1)の地震が発生した場合、緊急点検対象ため池(注 2)については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を２４時間以内に実施し、(以下省略)
45	110	4	（１）　陸上輸送 　ア　輸送力の確保 　　輸送車両等は、次の車両等を確保するものとします。	（１）　陸上輸送 　ア　輸送力の確保 　　輸送車両等は、次の方法により確保するものとします。
46	110	14	（１）　陸上輸送 （中略） 　イ　輸送力の確保 　（ア）省略 　（イ）省略 　（ウ）　（中略）政策財務部は、集中管理車両に不足が生じる場合、防災関係機関又は自動車運送業者等に車両の確保を要請します。	（１）　陸上輸送 （中略） 　イ　輸送力の確保 　（ア）省略 　（イ）省略 　（ウ）　（中略）政策財務部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県又は自動車運送業者等に車両の確保を要請します。
47	113	22	(3) 道路障害物の除去 （中略） 　除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。 (4) 河川等の障害物の除去 （中略） 　除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。	(3) 道路障害物の除去 （中略） 　除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。 (4) 河川等の障害物の除去 （中略） 　除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
48	119	3	(1) 炊き出しの実施 ア　炊き出しは、自治会、自主防災組織、婦人会、給食センター委託業者等の協力により既存の給食施設等を利用して行います。	(1) 炊き出しの実施 ア　炊き出しは、自治会、自主防災組織、婦人会等の協力により既存の給食施設等を利用して行います。
49	121	11	(1) 実施体制 市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、公益社団法人津地区医師会、（中略）一般社団法人津薬剤師会（以下「津薬剤師会」という。）との災害救護活動協定等及び公益社団法人三重県看護協会（以下「看護協会」という。）との災害時における看護支援活動の関する協定に基づき、速やかに医療救護活動の協力要請を行います。 (2) 医療救護班の編成 市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会、看護協会等に協力要請し、医療救護班を編成すると（中略）資材を準備します。	(1) 実施体制 市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、公益社団法人津地区医師会、（中略）一般社団法人津薬剤師会（以下「津薬剤師会」という。）との災害救護活動協定等に基づき、速やかに医療救護活動の協力要請を行います。 (2) 医療救護班の編成 市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会等に協力要請し、医療救護班を編成すると（中略）資材を準備します。
50	122	4	(4) 医療救護所の設置 医療救護所の設置場所は、予め決められた場所としますが、災害状況等に応じ追加設置することも考慮し、津市応急診断所についても活用を図ります。救護所設置が困難な地域に関しては早期に救護班の巡回等にて対応します。	(4) 医療救護所の設置 医療救護所の設置場所は、予め決められた場所としますが、災害状況等に応じ追加設置することも考慮し、津市応急救護所についても活用を図ります。救護所設置が困難な地域に関しては早期に救護班の巡回等にて対応します。
51	132	8	(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、一般社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。	(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、一般社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
52	155	5	⑴　救助の種類と実施権限の委任 ア　災害救助法による救助の種類 (ｱ)　避難所及び応急仮設住宅の供与 (ｲ)　省略 (ｳ)　省略 (ｴ)　省略 (ｵ)　被災者の救出 (ｶ)　被災した住宅の応急処置 (ｷ)　省略 （以下省略）	⑴　救助の種類と実施権限の委任 ア　災害救助法による救助の種類 (ｱ)　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 (ｲ)　省略 (ｳ)　省略 (ｴ)　省略 (ｵ)　災害にかかった者の救出 (ｶ)　災害にかかった住宅の応急処置 (ｷ)　省略 （以下省略）
53	159	8	⑴　業務 （中略） ア　被害状況の把握（車両、航空機による調査）	⑴　業務 （中略） ア　被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
54	170	9	(4) 貸付条件 ア 利率 年３％（措置期間中は無利子） イ 措置期間 ３年 ウ 償還期間 措置期間を含み 10 年 （以下省略）	(4) 貸付条件 ア 利率 年３％（措置期間中は無利子） イ 措置期間 ３年 ウ 償還期間 措置期間を含み１０年 （以下省略）
55	171	24	５　郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策（日本郵便株式会社東海支社）	５　郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策（郵便事業株式会社）
56	176	27	(1) 対象となる自然災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災 (2) 支給対象者 災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主	(1) 対象となる自然災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。 (2) 支給対象者 災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
57			目次 第３編　第１章 第 24 節　災害時における要配慮者への支援	目次 第３編　第１章 第 24 節　災害時要援護者への支援
58			要配慮者 Ｐ２０、Ｐ３４、Ｐ３７、Ｐ５９、Ｐ６８、Ｐ８２、Ｐ９４ Ｐ９７、Ｐ１０２、Ｐ１２３、Ｐ１３２、Ｐ１４９、Ｐ１５０	災害時要援護者 Ｐ２０、Ｐ３４、Ｐ３６、Ｐ５１、Ｐ５５、Ｐ６３、Ｐ７７、Ｐ８９ Ｐ９２、Ｐ９７、Ｐ１１８、Ｐ１２７、Ｐ１４４、Ｐ１４５
59			避難行動要支援者 Ｐ３５、Ｐ４３、Ｐ５１、Ｐ５４、Ｐ５６、Ｐ５８、Ｐ５８、 Ｐ７４、Ｐ９７、Ｐ９８、Ｐ９９、Ｐ１４９、Ｐ１５０、Ｐ１５１	災害時要援護者 Ｐ１０、Ｐ３５、Ｐ４２、Ｐ４８、Ｐ５１、Ｐ５３、Ｐ５４、Ｐ５５、Ｐ５６、Ｐ６９、Ｐ９２、Ｐ９３、Ｐ９４、Ｐ１２７、Ｐ１４４、Ｐ１４５ Ｐ１４６
60			南海トラフ地震等 Ｐ３５、Ｐ３７、Ｐ３９、Ｐ５１、Ｐ７０、Ｐ７５、Ｐ８３、Ｐ９３、 Ｐ９６、Ｐ１０４、Ｐ１０７、Ｐ１０８、Ｐ１１３、Ｐ１１５、Ｐ１１８、 Ｐ１２１、Ｐ１３２、Ｐ１３３、Ｐ１４２、Ｐ１４４、Ｐ１５４、 Ｐ１６１	東海、東南海・南海地震等 Ｐ３５、Ｐ３６、Ｐ３８、Ｐ４８、Ｐ６５、Ｐ７０、Ｐ７８、Ｐ８８、Ｐ９１、Ｐ９９、Ｐ１０２、Ｐ１０３、Ｐ１０８、Ｐ１１０、Ｐ１１３、Ｐ１１６、Ｐ１２７、Ｐ１２８、Ｐ１３７、Ｐ１３９、Ｐ１４９、Ｐ１５６

第７節　災害時における要配慮者への対策

○　高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）といえます。市及び関係機関は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握と、要支援者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

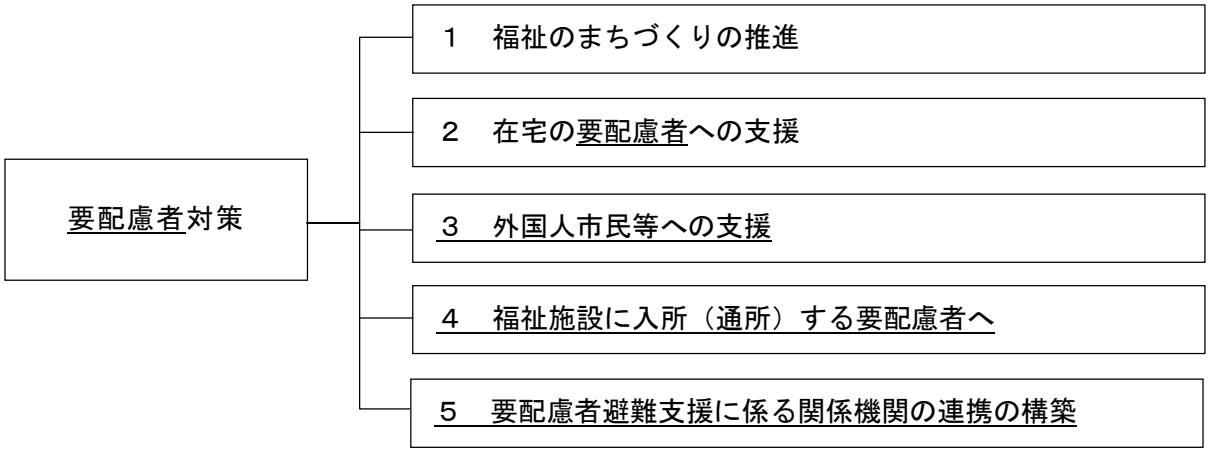

１　福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

(1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互の連携を進めます。

(2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、要配慮者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、市や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。

(3) だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者や視覚障がい者にも配慮した支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いただれもが見やすい防災標識の設置等、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

(4) 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備を促進します。

２　在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

２　在宅の避難行動要支援者への支援

(1) 避難行動要支援者

要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援

を要することから、要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。

避難行動要支援者の要件（案）

・６５歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者

・介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護３以上の認定を受けている者

・身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第１種である者

・療育手帳（Ａ１、Ａ２）の交付を受けている者

・精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）の交付を受けている者

・障害者総合支援法のサービスを受けている難病患者

(2) 支援体制

ア　市の推進体制

健康福祉部、危機管理部、市民部等関係部局が連携し、避難行動支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。

また、関係部局は、平常時の業務と係りの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う

イ　避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施にあたっては、災害対策基本法第４９条の１１第２項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとする。

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

(ｱ) 民生委員・児童委員

(ｲ) 津市社会福祉協議会

(ｳ) 自治会

(ｴ) 自主防災組織

(ｵ) 消防団

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア　名簿の作成

(ｱ) 避難行動要援護者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

(ｲ) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載する。

一　氏名

二　住所又は居所

三　生年月日

四　性別

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののはか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ　避難支援等関係者への名簿情報の提供

(ｱ) 平常時における名簿情報の提供

別に定める同意書の提出により、名簿の事前提供について同意を得た者については、避難支援等関係者に名簿の提供を行うものとする。

(ｲ) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供を行うものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新

(ｳ) 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行うものとする。

(ｴ) 市は、更新した名簿を、イ―（イ）により提供を行った避難支援等関係者に送付するものとする。

エ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び津市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うものとする。

オ　要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとする。

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにすること。

・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

カ　避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

キ　要支援者の避難行動支援全体計画

市は、平成２５年８月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要支援者の避難行動支援全体計画を策定する。

(1) 全体計画

ア　要支援者、避難支援等関係者

イ　市及び地域の推進体制

ウ　要支援者名簿の作成、共有及び活用

エ　平常時及び災害時における市及び地域等の取り組み

オ　避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路

カ　普及促進

(2) 個別計画

全体計画に基づき、要支援者は個々の避難計画を作成する。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関係者等の協力を

得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとする。

個人計画作成の詳細は、全体計画に定める。

３　外国人市民等への支援

(1) 災害関連情報の広報

災害に関する情報を提供する際は、ひらがななどの分かりやすい日本語表現に努めます。また、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。

(2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努めます。

(3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。

(4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。

４　福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援（健康福祉部）

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進めます。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努めます。

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア　施設の耐震化を進めます。

イ　安全確保に必要な消防設備を整備します。

ウ　危険物の適正管理や家具・書棚等の転倒防止対策など安全管理に努めます。

(2) 施設入所者等の避難対策

ア　地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

イ　施設入所者等の避難計画の作成

(ｱ) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備します。

(ｲ) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。

(ｳ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。

(ｴ) 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。

(3) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図ります。

５　要配慮者の避難支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

避難所等における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する津市社会福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

平成２６年度　津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
1	1	3	本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（昭和１４年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第３条第１項の規定に基づき、平成26年3月28日付けで、南海トラフ地震防災対策地域推進地域（以下「推進地域」という。）及び南海トラフ津波避難対策特別強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されました。 （中略） 南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられます。 ~~また、いつ起こってもおかしくないとされている東海地震、東南海・南海地震が同時に発生する（中略）懸念されています。~~（中略） この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条及び南海トラフ特措法第５条第１項の規定に基づき、~~東海地震、~~南海トラフ地震を始めとする大規模地震（中略）災害から保護することを目的とします。 第２節　計画の基本方針 この計画は、南海トラフ特措法第５条第１項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、（中略）基本的事項について定めるものです。	本市は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（昭和１４年法律第92号。以下「東南海特措法」という。）第３条第１項の規定に基づき、平成15年12月17日付けで、東南海・南海地震防災対策地域推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されました。 東南海・南海地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴としては、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③時間差をおいて二つの巨大地震が発生する可能性があること等があげられます。 また、いつ起こってもおかしくないとされている東海地震、東南海・南海地震が同時に発生する（中略）懸念されています。 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条及び東南海特措法第６条第１項の規定に基づき、東海地震、東南海・南海地震を始めとする大規模地震（中略）災害から保護することを目的とします。 第２節　計画の基本方針 この計画は、東南海特措法第６条第１項に規定する東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、（中略）基本的事項について定めるものです。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
2	2	6	［注記］ 要配慮者　　高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といいます。 避難行動要支援者　　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。	［注記］ 災害時要援護者　　必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、難病を抱える人、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。
3	3	7	第１節　基本的な考え方 ここでは、本市に被害を及ぼす地震で、津波を伴い、その被害が最も甚大且つ深刻であると考えられる南海トラフ地震が~~同時に~~発生した場合の（中略）推進に努めるものとします。 また、本計画は、南海トラフ地震が~~同時に~~発生した場合（中略）地震対策を推進するものとします。	第１節　基本的な考え方 ここでは、本市に被害を及ぼす地震で、津波を伴い、その被害が最も甚大且つ深刻であると考えられる東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の（中略）推進に努めるものとします。 また、本計画は、東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合（中略）　地震対策を推進するものとします。
4	3	13	（1）平成16年３月に三重県が発表した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 Ｍ８．７）	（1）平成１６年３月に三重県が発表した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 Ｍ８．７）
5	4	7	(2) 平成24年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 Ｍ９．０）	(2) 平成２４年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸 水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 Ｍ９．０）
6	5	1	(3) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等【第二次報告】（平成24年８月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成） 南海トラフの巨大地震については、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年３月に第一次報告として、震度分布・津波高の推計結果がとりまとめられました。 （中略） なお、次に示す津波想定は、平成24年８月に第二次報告として示された全11の検討ケースのうち、本市に浸水が最も広範囲に及ぶケースを示したものです。	(3) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等【第二次報告】（平成２４年８月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成） 南海トラフの巨大地震については、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成２４年３月に第一次報告として、震度分布・津波高の推計結果がとりまとめられました。 （中略） なお、次に示す津波想定は、平成２４年８月に第二次報告として示された全１１の検討ケースのうち、本市に浸水が最も広範囲に及ぶケースを示したものです。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
7	5	15	第２節　津波の被害想定結果 １　東海・東南海・南海地震の被害想定 (1)～(3)省略 (4) 平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年３月） 三重県は、国による被害想定の公表を受け、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成 26 年３月に公表しました。	第２節　津波の被害想定結果 １　東海・東南海・南海地震の被害想定 (1)～(3)省略 （記載なし）
8	5	29	２ 想定する津波発生への対応 （中略） 発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、いわゆる「概ね１００年から１５０年程の間隔で、繰り返し発生してきた津波」として、平成 16 年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（Ｍ８．７）を想定するものとし、（中略） また、被害抑止策を超えて被害が発生することに備えるため、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波として、平成 24 年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生Ｍ９．０）を想定し、（以下省略）	２ 想定する津波発生への対応 （中略） 発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、いわゆる「概ね１００年から１５０年程の間隔で、繰り返し発生してきた津波」として、平成１６年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（Ｍ８．７）を想定するものとし、（中略） また、被害抑止策を超えて被害が発生することに備えるため、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波として、平成２４年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生Ｍ９．０）を想定し、（以下省略）
9	7	4	第３章　津波災害予防計画 枠内 ○　省略 ○　地震発生後、早期に高台等へ避難することが必要であることなど、津波に関する防災思想を普及します。	第３章　津波災害予防計画 枠内 ○　省略 ○　地震発生後、短時間で来襲するなどの津波に関する防災思想を普及します。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
10	7	13	1　海岸保全施設及び河川管理施設の整備 　海岸、河川等の施設管理者は、津波による（中略）必要な施設整備を推進します。 　また、市は、第２章、第２節、２の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成16年３月に三重県が発表した東海･東南海･南海地震に係る津波シミュレーション結果（Ｍ８．７）を想定し、海岸保全施設等（中略）海岸保全施設等の整備促進に努めます。	1　海岸保全施設及び河川管理施設の整備 　海岸、河川等の施設管理者は、津波による（中略）必要な施設整備を推進します。 　また、市は、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震を想定し、海岸保全施設等（中略）海岸保全施設等の整備促進に努めます。
11	10	19	(1) 津波避難ビルの指定 　市は、避難が遅れた市民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、津波避難ビルとして、また、災害対策基本法第４９条の４の規定に基づく津波時の指定緊急避難場所として指定を進めます。（以下省略） (2) 津波避難協力ビルの指定 　市は、津波避難ビルと同様の機能を有するものの、利用できる日時に制限のあるビル等を、津波避難協力ビルとして、また、災害対策基本法第４９条の４の規定に基づく津波時の指定緊急避難場所として指定を進めます。（以下省略）	(1) 津波避難ビルの指定 　市は、避難が遅れた市民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、津波避難ビルの指定を進めます。（以下省略） (2) 津波避難協力ビルの指定 　市は、津波避難ビルと同様の機能を有するものの、利用できる日時に制限のあるビル等を、津波避難協力ビルとして指定を進めます。（以下省略）
12	12	8	1　市民等に対する防災啓発 　市は、市民等に対し、津波災害における（中略）次の内容の周知を図ります。 　また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。	1　市民等に対する防災啓発 　市は、市民等に対し、津波災害における（中略）次の内容の周知を図ります。 　また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
13	13	12	(2) 避難経路や避難場所の周知 学校においても、学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進し、浸水が予測される地域については、津波避難計画を作成し、その周知に努めます。	(2) 避難経路や避難場所の周知 学校においても、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進し、浸水が予測される地域については、津波避難計画を作成し、その周知に努めます。
14	22	15	３　津波からの避難 南海トラフ地震が発生した場合、本市では、第２章、第２節、２の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成 24 年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震同時発生（Ｍ９．０）の津波の浸水想定により、本市沿岸部に津波が到達する時間は、最短で、0.5ｍの津波が約 48 分後、最大の津波が約 145 分後とされており、（中略）迅速に避難することが重要です。	３　津波からの避難 東海・東南海・南海地震が同時発生した場合、本市沿岸部に津波が到達する時間は、最短で、0.5ｍの津波が約 48 分後、最大の津波が約 145 分後とされており、（中略）迅速に避難することが重要です。
15	24	20	５ 避難誘導体制 （中略） ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、災害時要援護者も含め、地域でまとまった避難誘導の実施に努めます。	５ 避難誘導体制 （中略） ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、災害時要援護者も含め、地域でまとまった避難の実施に努めます。
16	28	2	オ 津波浸水予測図 この津波浸水予測図は、平成 16 年３月に三重県が発表した津波浸水予測図（防潮施設等が機能しない場合）に基づき、満潮時（ＴＰ+1.31ｍ）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（Ｍ８．７）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。	オ 津波浸水予測図 この津波浸水予測図は、平成１６年３月に三重県が発表した津波浸水予測図（防潮施設等が機能しない場合）に基づき、満潮時（ＴＰ+1.31ｍ）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（M8.7）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。
17	29	3	ア 津波浸水予測図 この津波浸水予測図は、平成 24 年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合 ※注）であり、満潮時（ＴＰ+1.3ｍ）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（Ｍ９．０）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。	ア 津波浸水予測図 この津波浸水予測図は、平成２４年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合 ※注）であり、満潮時（ＴＰ+1.3ｍ）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（M9.0）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。

番号	頁	行	修　正　後	修　正　前
18	33		１　被害想定 （４）　別紙１のとおり	１　被害想定 （４）　記載なし
19	35	表中	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (1)津波避難ビル 3　津郵便局	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (1)津波避難ビル 3　郵便事業株式会社津支店
20	36 41	表中 表中	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (1)津波避難ビル 31　~~たるみ作業所分場~~まつぼっくり作業所 ３　津波浸水予測地域内の避難所一覧 （香良洲地域） 5　~~たるみ作業所分場~~まつぼっくり作業所	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (1)津波避難ビル 31　たるみ作業所分場まつぼっくり作業所 ３　津波浸水予測地域内の避難所一覧 （香良洲地域） 5　たるみ作業所分場まつぼっくり作業所
21	38	表中	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (1)津波避難ビル 63　市営白塚団地３号館　（別紙２のとおり）	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (1)津波避難ビル （記載なし）
22	39	表中	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (2)津波避難協力ビル 10　津第二地方合同庁舎　（別紙２のとおり）	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (2)津波避難協力ビル （記載なし）
23	39	表中	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (2)津波避難協力ビル 11　津商工会館　（別紙２のとおり）	２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 (2)津波避難協力ビル （記載なし）
24			避難行動要支援者 Ｐ１０、Ｐ１３、Ｐ２４	災害時要援護者 Ｐ９、Ｐ１２、Ｐ２３
25			南海トラフ地震 Ｐ７、Ｐ１４、Ｐ２３	東海・東南海・南海地震 Ｐ６、Ｐ１３、Ｐ２２

(4)　平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年３月 13 日）

ア　津波浸水予測図

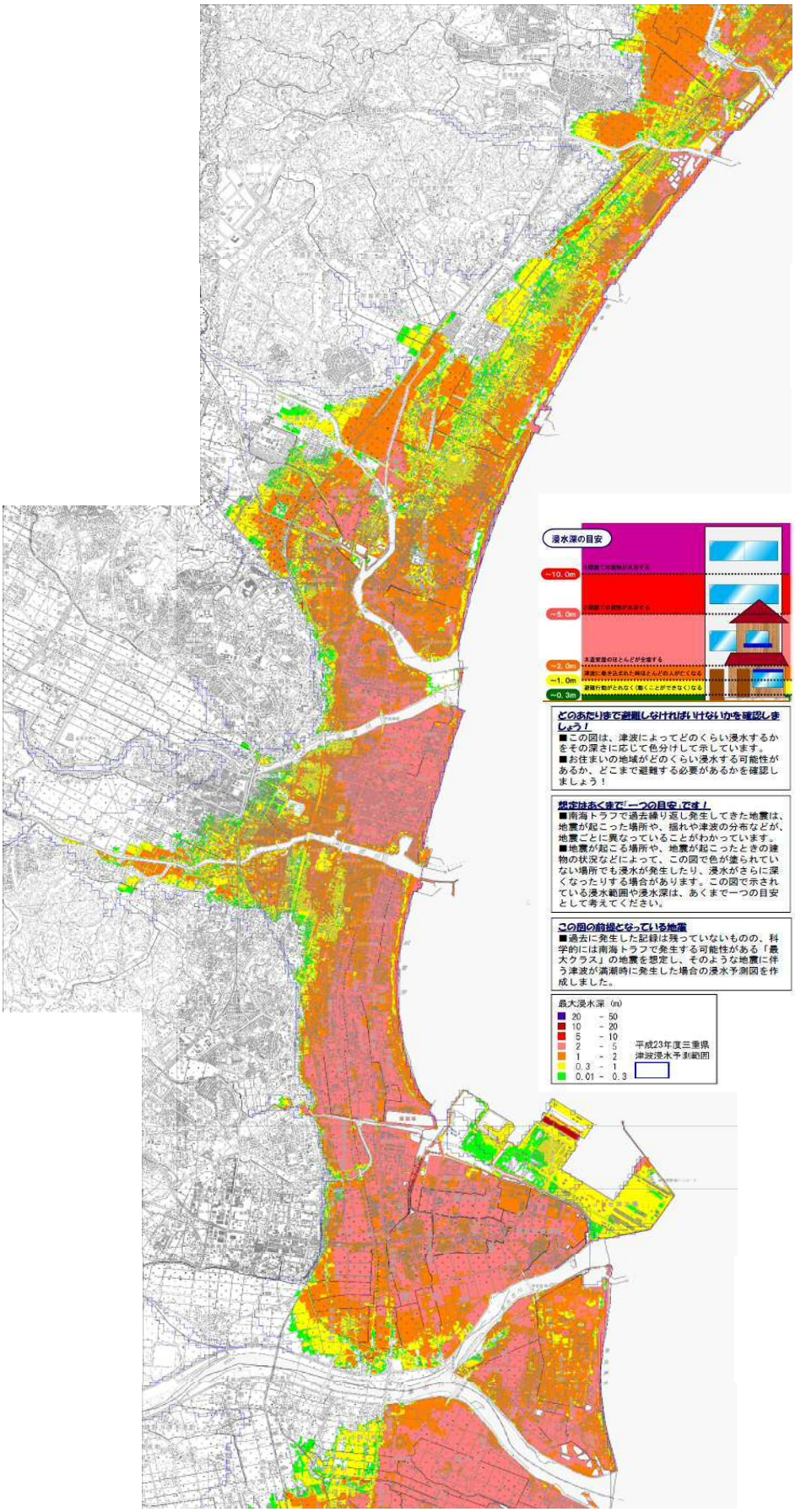

イ 津波浸水深 30 cm到達予測時間分布図

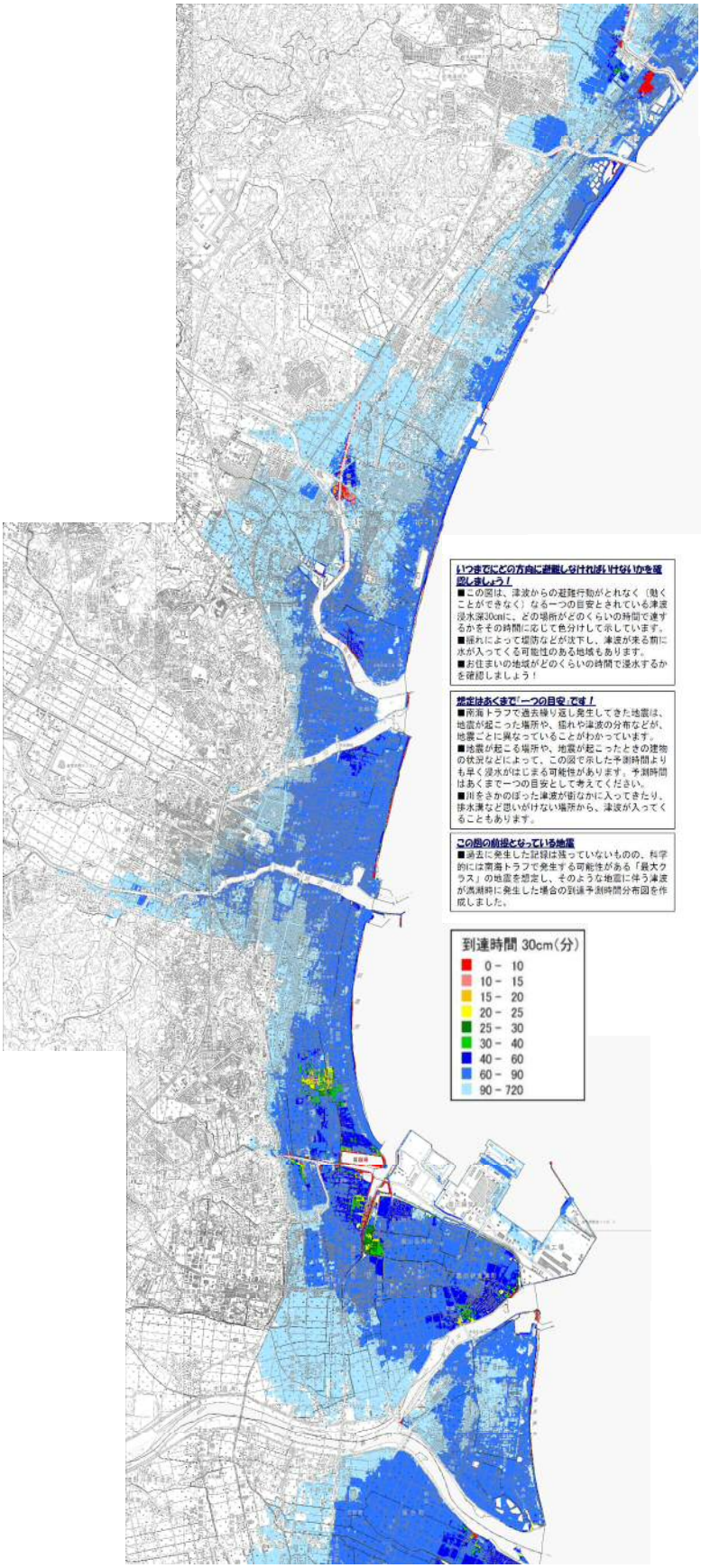

２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧（危機管理部）

（1）津波避難ビル

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
1	第二岩崎病院	一身田町 387	４階	2.2	４階	施設北側正面入口、東側職員通用口		590	590
2	イセットビル	桜橋三丁目 408	５階	1.6	４階会議室	施設北側屋外階段		120	120
3	津郵便局	中央 1-1	７階	2.5	３階廊下、４階廊下、５階廊下・中庭	施設南側ゆうゆう窓口横		720	720
4	フェニックスメディカルセンタービル	乙部 5-3	６階	1.5	４階（ホール・ロビー・食堂・多目的スペース・屋上）、５階（ホール・トレーニング室・スタジオ）	施設北側出入口		700	700
5	ＣＳビル	寿町 18-15	６階	0.7	屋上	施設東側通路		200	200
6	津老人保健施設アルカディア	乙部 11-5	６階	1.2	５階ディルーム機能訓練室、５階屋上	施設西側正面玄関		550	550
7	パナソニック㈱エコソリューションズ社　津工場厚生会館	藤方 1668	３階	1.3	津工場厚生会館３階	正門及び北門入口		680	680
8	Ｌｕｔ’ｓ（ラッツ）	藤方 716	２階	1.8	屋上駐車場（最上階）	施設北側屋上駐車場出入口		4,630	4,630
9	イオン津南ショッピングセンター	高茶屋小森町 145	３階	1.2	屋上駐車場	施設北側及び南側屋上駐車場出入口		23,000	23,000
10	ホテル　ザ・グランコート津西	広明町 345-4	８階	6.9	３階廊下、４階廊下、５階廊下、６階廊下、７階廊下、８階廊下、屋上	施設南側正面玄関		360	360
11	ＪＡビル専用駐車場	栄町二丁目 407-2	７階	4.3	３階、４階、５階、６階、屋上	施設西側出入口、施設北側駐車場出入口		3,600	3,600
12	フェニックスホテル	大門 28-8	６階	1.8	３階廊下、４階廊下、５階廊下、屋上	施設西側正面玄関		250	250
13	三重県教育文化会館	桜橋二丁目 142	８階（本館） ４階（別館）	1.6	本館：３階（ホール・廊下）、４階（ホール・廊下・テラス）、５階（ホール・廊下）、６階（ホール・廊下）、７階（廊下・テラス） 別館：３階（廊下）、４階（廊下）	本館北側出入口		740	740

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
14	東邦ガス株式会社 津営業所	南丸之内 4-10	５階	2.1	屋上	施設西側屋外階段		110	110
15	サービス付き高齢者向け住宅安濃津ろまん	神戸 154-9	６階	4.3	３階（通路・ホール）・ ４階（通路・ホール）・ ５階（通路・ホール）・ ６階（通路・ホール）、 屋上	施設西側正面出入口		2,600	2,600
16	くもづホテル＆コンファレンス	雲出長常町 626-10	３階	1.6	３階廊下	施設北側正面出入口		75	75
17	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	３階	1.7	３階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	1,390	1,390
18	南立誠小学校	桜橋二丁目 39	３階	1.2	３階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	2,230	2,230
19	敬和小学校	中河原 445	３階	1.4	３階、屋上	昇降口	設置済	2,080	2,080
20	修成小学校	修成町 9-1	３階	2.3	３階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	1,630	1,630
21	育生小学校	下弁財町津興 1350	３階	2.4	３階、屋上 ＊屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	2,940	2,940
22	藤水小学校	藤方 1627	３階	1.2	３階、屋上	昇降口	設置済	1,720	1,720
23	雲出小学校	雲出本郷町 1164	３階	1.9	３階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	1,440	1,440
24	豊津小学校	河芸町一色 1680	４階	2.9	３階、屋上 ＊西棟のみ	昇降口	設置済	570	570
25	香良洲小学校	香良洲町 2190-1	３階	1.2	３階、屋上	正面玄関	設置済	1,080	1,080
26	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	４階	1.1	３階、４階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	3,570	3,570
27	東橋内中学校	中河原 356-2	４階	1.3	３階、４階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	2,120	2,120
28	三重短期大学	一身田中野 157	４階	1.7	校舎棟３階、４階、屋上	南側正面玄関		2,750	2,750
29	敬和公民館	寿町 21-22	３階	1.7	３階（大会議室、研修室A）	玄関	設置済	180	180
30	贄崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	２階	2.0	屋上	正面玄関	設置済	40	40
31	まつぼっくり作業所	香良洲町 5722	３階	1.4	３階、屋上	作業所北側入口	設置済	540	540

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
32	（市営）フェニックス通り駐車場	大門 7-32	８階	2.6	３階以上（３，４，５，６，７，８、屋上）	西側ｾﾝﾀｰﾊﾟﾚｽﾋﾞﾙ非常階段		6,193	6,193
33	アスト駐車場	羽所町 700	９階	3.8	３階以上（３，４，５，６，７，８，９,屋上）	東側正面入口		11,265	11,265
34	香良洲歴史資料館（若桜会館）	香良洲町 6320	３階	1.5	３階	正面玄関	設置済	190	190
35	川口ポンプ場	香良洲町 3763-1	３階	1.6	３階、屋上	西側玄関	設置済	270	270
36	掘割ポンプ場	香良洲町 3953-3	３階	1.6	３階、屋上	北側２階玄関	設置済	410	410
37	中日新聞　津橋南専売所	上弁財 25,26,24	３階	3.2	屋上	東側階段		160	160
38	大門病院	大門 1-3	８階	2.2	３階リハビリステーションルーム	病院玄関、夜間通用口		200	200
39	津センターパレスビル	大門 7-15	１０階	2.6	３階（廊下）、４階（廊下、第１会議室、従業員休憩室）、５階（大宴会場、中宴会場、小宴会場、宴会ロビー、センターパレスホール、ホワイエ）	４階南側入口、都ホテル玄関		2,320	2,320
40	津興第１ビル	本町 13-21	５階	2.4	屋上	東側共同住宅入口		100	100
41	ＴＯＳＨＩ	中央 14-8	５階	2.7	屋上	西側共同住宅入口		120	120
42	三重県津庁舎（本館）	桜橋三丁目 446-34	６階	1.8	本館６階大会議室	正面玄関、南側出入口		255	255
43	三重県勤労者福祉会館	栄町一丁目 891	６階	4.8	６階講堂	正面玄関		180	180
44	三重県立津工業高等学校	半田 534	４階	2.0	普通科教室棟（４階視聴覚室）	昇降口		135	135
45	三重県立みえ夢学園高等学校	柳山津興 1239	３階	2.8	本館３階普通教室	正面玄関		540	540
46	三重県立聾学校	藤方 2304-2	３階	2.0	管理棟３階各普通科教室	昇降口		290	290
47	白塚小学校	白塚町 4463	３階	2.1	３階、屋上 ＊屋上は西棟除く	昇降口	設置済	1,930	1,930
48	栗真小学校	栗真中山町 452	３階	2.5	３階、屋上 ＊屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	1,540	1,540
49	一身田小学校	一身田大古曽 355	３階	3.7	３階、屋上 ＊屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	2,670	2,670

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	避難入口	地震自動開錠鍵ボックス	面積（㎡）	収容人数（人）
50	養正小学校	丸之内養正町14-1	３階	3.3	３階、屋上 ＊屋上は東棟のみ	昇降口	設置済	1,820	1,820
51	神戸小学校	神戸332-1	３階	5.3	３階、屋上 ＊屋上は普通教室棟（南）、特別教室棟（北）のみ	昇降口	設置済	2,260	2,260
52	一身田中学校	一身田中野880-1	４階	2.5	３階、４階	昇降口	設置済	1,950	1,950
53	西橋内中学校	東古河町7-1	４階	3.9	３階、４階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	3,000	3,000
54	橋南中学校	上弁財町津興2537-4	４階	2.9	３階、４階、屋上 ＊屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	2,560	2,560
55	朝陽中学校	河芸町上野2010	４階	3.3	３階、４階、屋上 ＊屋上は特別教室棟のみ	昇降口	設置済	2,460	2,460
56	香海中学校	香良洲町128	屋内運動場屋上	3.2	屋内運動場屋上	外付階段	設置済	220	220
57	津リージョンプラザ	西丸之内23-1	３階	3.4	３階、屋上	津リージョンプラザ北・南玄関		2,010	2,010
58	津リージョンプラザ立体駐車場	西丸之内23-1	３階	3.4	３階、屋上	北側外付階段、南側外付階段		3,660	3,660
59	津市モーターボート競走場	藤方637	４階	1.8	スタンド棟：３階、４階	正面入場ゲート部分		10,400	10,400
60	津市本庁舎	西丸之内23-1	８階	3.4	３階以上	正面、北、西玄関		920	920
61	津市香良洲庁舎	香良洲町1878	２階	1.4	屋上	正面玄関		290	290
62	児童養護施設里山学院なのはな	河芸町影重 1171番地1	２階	2.7	屋上	正面玄関		100	100
63	市営白塚団地３号館	白塚町58-3	５階	3.7	屋上	外部階段出入口		300	300

(2) 津波避難協力ビル

	施設名	所在地	階数	海抜（m）	避難場所	使用期間	避難入口	面積（㎡）	収容人数（人）
1	タカノビル	丸之内 24-16	４階	2.4	３階廊下、４階廊下、屋上	午前８時から午後６時まで 日曜・祝日及び年末年始（12/30～1/4）を除く毎日	正面玄関	360	360
2	七尾ビル	南中央 2-18	５階	2.9	３階ホール、４階ホール、屋上	午前８時３０分から午後５時３０分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/30～1/4）・お盆（8/13～8/16）を除く毎日	正面玄関	170	170
3	ＭＯＲＥビル（モアビル）	栄町３丁目 141-1	６階	1.7	３階ホール、４階（ホール、廊下）、５階（ホール、廊下）、６階（ホール、廊下）、屋上	午前９時から午後５時まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/4）・お盆（8/13～8/16）を除く毎日	施設内階段	580	580
4	ＨＯＷＡビル津	栄町２丁目 380	５階	2.1	３階廊下、４廊下、５階廊下	平日：午前８時から午後６時まで 土、日曜・祝日：午前９時から午後６時まで 年末年始（12/30～1/3）・お盆（8/11～8/15）・ＧＷを除く毎日	正面玄関	58	58
5	株式会社シーテック 三重支社	大倉 12-19	４階	4.0	４階大会議室	午前８時３０分から午後５時２０分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）・創立記念日（３/1）、特別休日（5/1）を除く毎日	正面入口、通用口	180	180
6	日本土建本社ビル	大倉 19-1	７階	3.4	７階大会議室の一部、屋上	午前８時から午後５時まで 土、日曜・祝日及び 年末年始・お盆・GW を除く毎日	正面玄関、西側出入口	400	400
7	津栄町三交ビル	（従前地）栄町四丁目２５５番地 （仮換地）津都市計画事業津駅前北部土地区画整理２２街区１号２	６階	1.4	３階廊下、会議室、喫煙室	火、水曜日及び年末年始（12/29～1/3）・夏季休暇（8/13～8/16）を除く毎日の午前 10 時 00 分から午後 6 時 00 分まで	西側通用口	150	150
8	三重会館	中央１番１号	８階	2.5	６階、７階の廊下、リフレッシュコーナー、及び会議室の一部	土、日曜日・祝日及び年末年始（12/30～1/3）を除く毎日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	正面玄関、北側通用口	410	410
9	津生協病院附属診療所	船頭町 3453	４階	2.6	３階廊下、ホール、機能訓練室（小）、機能訓練室（大）、４階	日曜・祝日、年末年始（12/30～1/3）を除く毎日 月、木曜　午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 火、水、金曜　午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分まで 土曜　午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで	正面玄関	260	260
10	津第二地方合同庁舎	津市島崎町 327 番地 2	５階	1.7	３階廊下、４階廊下、５階廊下	午前８時３０分から午後５時１５分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日	正面玄関、北側玄関	301	301
11	津商工会館	津市丸之内 29 番 14 号	５階	2.5	５階会議室、屋上	午前９時から午後５時１５分まで 土、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日	正面玄関	375	375